

コトパンジャン・ダム建設による 被害住民の陳述書

東京国際大学講師

鷲見一夫

コトパンジャン・ダム建設による被害住民の陳述書について

現地調査の経緯

インタビューである筆者がコトパンジャン・ダム建設予定地を最初に訪れたのは、1990年8月であった。現地では、マハット(Mahat)川に沿って国道が走り、またカンパル・カナン(Kampar Kanan)川に沿っては州道が走り、その間に村々が点在していた。それらの村々の家屋の造りは、基本的にミナangkabau(Minangkabau)社会を象徴する建築様式であった。つまり、屋根に反りのある高床式の建物であった。しかし、必ずしもすべての家屋が、このような様式であったというのではなく、トタン屋根の家々の間にこのような家屋が点在するという状況であった。また、村々には、必ず立派なモスクが聳え立っていた。

川沿いには、森林の合間に田畑が広がっており、種々の作物が植え付けられていた。また、家々の庭先には、ココナツ、バナナ、ドリアン、ランブータン、マンゴー、マンゴスチンなどの果樹も豊富に見られた。河川では、漁業も営まれ、水浴びする住民の姿も見受けられた。現地住民は、基本的に稲作——陸稲*または水稲——を主体とした農業を営んでおり、食糧自給ができていた。また、現金収入は、ゴム、ガンビル**などを市場に売ることによって得られていた。

とりわけ印象深かったのは、現地住民は、漁業、舟運、水浴びなどで河川に大きく依存しており、まさに「川の民」(manusia sungai)の感があったことである。また、野生動植物の豊富さも印象的であった。特に野生猿の多さには驚いた。

しかし、住民ヒアリングは難航した。住民は、明らかにスハルト強権政治の陰に怯えており、名前さえも名乗ろうとしなかった。そのため、ダム建設問題について、住民からの率直な意見を聞くことができなかった。ただ一つ明らかであったのは、このダムが、日本の「援助」で建設されることについては、ほとんどの住民が知らないということであった。

筆者が二回目に現地入りしたのは、1992年4月であった。その主要目的は、前年9月に来日したアニス氏の身体の安全を確認することであった。その際、バトゥ・ブルスラット(Batu Bersurat)村では、筆者は、軍関係者により、何をしに来たのかと尋ねられた。これには、ムアラ・タクス(Muara Takus)寺院遺跡***を見に来たと答えたのであるが、それ以上には詮索されなかった。そこで、村人たちにアニス氏の居所を尋ねると、西スマトラの奥さんの実家に身を寄せているとのことであった。驚いたことに、筆者のことは、村人たちが全員知っていて、大歓迎してくれた。しかし、軍関係者の目が光っていたので、長居はできなかった。

そこで、村人たちと一緒に写真を撮ったりした後、西スマトラに向かった。一時的に訪れた筆者に対してさえ、このような監視の目が光っていた。常時このような監視体制の下に置かれていた現地住民には、自由な意見の表明など、到底不可能であるとの印象を強く抱いた。

その間、インドネシア政府は、日本政府の3条件****の充足要求に応じて、「各々の世帯主」(setiap kepala keluarga)から「移転同意表明書」を取り付け、また「住民財産目録書」を集めるという方針を打ち出した。しかし、実際には、移転対象世帯全員からの「移転同意表明書」と「住民財産目録書」への署名は集められなかった。

それにもかかわらず、1992年6月には、国営電力公社(PLN, Perusahaan Listrik Negara)は、コトパンジャン・ダムの建設工事に着手してしまった。それと並行して、住民移転が実施された。住

民移転は、まず最初に1992年8月にプロウ・ガダン(Pulau Gadang)村で実施され、最終的には1996年2月にポンカイ(Pongkai)村の住民が移転させられることで終了した。

しかし、移住地において政府によって用意された住宅は粗末な板囲いの家屋(縦6メートル、横6メートル)で、屋根はトタン葺きであった。また、タンジュン・アライ(Tanjung Alai)村、ポンカイ・バル(Pongkai Baru)村、ラナ・スンカイ(Ranah Sungkai)村、ルブック・アグン(Lubuk Agung)村などの一部の移住村では、屋根はアスベスト(石綿)製*****であった。さらに、給水施設は、ほとんど整備されていなかった。政府によって用意された井戸は、その多くが役立たずであった。

ダム貯水池周辺の移住地*****では、代替地として政府によって提供が約束された2ヘクタールのゴム農園には、ゴム樹の苗木でさえも植えられていなかった。そのために、住民は、移転と同時に収入難に陥ってしまった。

移転後には、住民には政府によって生活手当(jadup)*****が一時的に支給された。支給物資は、米、塩漬け魚(ikan asin)、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹼などであった。しかし、こうした生活手当も、2年間で打ち切られてしまった。

こうして、多くの住民が、移転により深刻な生活難に陥ってしまった。とりわけ収入機会の無さと安全な飲み水の無さにより、多くの住民が生死の瀬戸際に追い詰められることとなった。

それにもかかわらず、1997年3月12日には、ダム貯水池の湛水が開始されてしまった。そして、1998年11月には、ダム/発電所は、商業運転を開始した。インドネシア政府と日本政府は、移転住民に生活再建の条件が整っていないことを承知の上で、ダム/発電所の運行に着手してしまったのである。

筆者は、2000年9月に、三回目の現地訪問を行った。その際には、筆者は、異様な光景に愕然とした。ダム貯水池では水位が落ち込み、水没しているはずの旧道を2~3キロメートルも奥に入ることができた。また、ダム貯水池内では、伐採されないままに残された樹木が立ち枯れしていた。そして、驚いたことには、立ち退き住民の一部が、元の村に戻ってきていたのである。

ダム貯水池内の旧村に戻ってきているのは、かつてのタンジュン・バリット(Tanjung Balit)村から立ち退かされて、リンボ・ダタ(Rimbo Data)移住地に移転させられた住民である。彼等は、移住地では収入源がなく、また生活用水も得られないことから旧村に舞い戻ってきているのである。これらの舞い戻り住民は、約100世帯にもぼっている。このほかに、約100世帯が、リンボ・ダタ移住地に居住しつつ、日中は生活手段を求めて旧村に通ってきている。

さらに、グヌン・ブンス(Gunung Bungsu)村の住民の一部も、特に乾季に水位が低下する時期には旧村に戻ってきて、農耕、果樹栽培、漁業などを行っている。彼等は、日中は旧村で働き、夜は移住地に戻るとい生活をしている。

移住地のゴム農園には、ほとんどゴム樹の姿は見かけられなかった。僅かに道路沿いにゴム樹が植えられているだけであった。そして、ダム貯水池周辺の山々では、ゴム農園の造成のために火入れされただけの裸地が黒々と横たわっているだけであった。

こうして、収入源のない状態の下に置かれた住民は、農園賃労働、木材伐採、採石、砂・砂利採取などにより、その日の糧を得るのに必死の状態であった。また、移住地では、空き家が目立った。多くの住民が、出稼ぎ——現地では、「ムランタウ」(merantau)と称される——に出ているためであった。

ほとんどの移住地では、政府によって用意された給水施設は、役立たずであるか、壊れてしまっていた。そのため、一部の経済的余裕のある住民は、ミネラル・ウォーターを購入していた。しかし、大半の住民は、生活用水を雨水に頼るか、川水に依拠していた。

また、政府によって用意された「水浴び、洗濯、便所」(MCK, Mandi, Cuci dan Kakus)は、ほとんど機能していなかった。特に移転時に住宅脇に設けられた1×1メートルのトイレは、ほとんど使用されていなかった。糞尿の洗浄施設が付置されていないためであった。そのため、多くの住民が自宅の裏庭ないしは養魚池で用を足すか、ないしは近くの小川にまで出掛けて用を足している。

住民のうちには、生活難から農園、耕地、住宅を売却することを余儀なくされている人々も現れ始めていた。このような傾向は、今後ますます強まるものと予測された。

日本の「開発援助」により、現地住民は、まさに開発難民(development refugees)の立場に陥れられたのである。こうした状況を、「開発には犠牲がつきものである」として、はたして正当化できるのであるか？

このような疑問から、2001年1月には、筆者は、四回目の現地調査を行った。それ以降2～3ヵ月に1回の割合で現地入りし、住民の被害状況の調査を行ってきた。

陳述書の作成のためのヒアリング調査

前記のような過去の調査に加えて、筆者は、本陳述書の作成のために、以下のような日程で現地入りして、集中的にヒアリング調査を実施した。

2005年2月10日～2月23日

2005年3月22日～4月3日

2005年4月29日～5月13日

2005年5月28日～6月6日

2005年7月13日～7月22日

これらの期間において筆者が調査拠点としたのは、タンジュン・パウ(Tanjung Pauh)村のアー・エス・ダトゥ・ムド(AS. Dt Mudo)氏の経営する喫茶店であった。そこの一室に寝泊りさせて貰って、一連の調査を実施した。

ブキチンギ(Bukitingi)ないしはプカンバル(Pekanbaru)に宿泊して現地に通うとなれば、片道2時間半、往復5時間を要する。このような時間を節約して、インタビューにできるだけ時間を割きたかったことから、現地滞在の方法を選んだのである。ムド氏の喫茶店は、国道に面しており、西スマトラ州の移住地およびリアウ州の移住地のいずれを訪れるのにも便利であった。ここを拠点にして、1日4～5人のペースでヒアリング調査を行った。

これら一連のヒアリング調査においては、現地NGO「タラタック協会」(Yayasan Taratak)のフィルダウス・ユダ(Firdaus Yuda)氏が通訳を務めてくれた。ユダ氏がミナンカバウ語を英語に翻訳してくれ、それを筆者が日本語にするという形で陳述書を作成した。なお、この陳述書の作成にあたっては、住民自身によって提出された被害報告書も参照にした。

陳述書の作成方法

コトパンジャン・ダム建設による被害住民のヒアリング調査においては、15ヵ村からそれぞれ

最少でも10名を選んで、各人ごとに「移転前の生活状況」、「移転の経緯」、「移転後の生活状況」について、事情聴取した。ただし、水没被害を受けていないバルン村については、「ダム建設前の生活状況」と「ダム建設後の生活状況」に関してのヒアリング調査を行った。

インタビュー対象者の選定においては、当初は「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」(Badan Perjuangan Rakyat Korban Dam Koto Panjang)——略称は「闘争協議会」(BP RKDKP)——の役員と相談したが、後には、偏りを避けるため、自分でインタビューの対象者を探した。その際、原告住民のうちから被害状況を代表的に示していると思われる事例を取り上げるよう、できるだけ心掛けた。また、ニニック・ママックなどの長老、女性、青年を含めることにも配慮した。

インタビューにおいては、いきなり過去の移転経緯について聞いても正確な日時を答えられる人はほとんどいない。そのため、質問においては、象徴的な出来事を取り上げて、それについて知っているかどうか、また個人的体験が、その出来事の前であるか、後であるかどうか、という尋ね方をした。そのような象徴的な出来事として取り上げたのは、1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらによって開かれた会合とか、1991年4月13～14日にリアウ州のカンパル県政府によって各村10名の住民代表をバンキナン(Bangkinang)に密かに集めて開かれた会合とかである。本調査書において、これらの出来事が頻繁に登場してくるのは、こうしたインタビュー実施上の便法のためである。

このようなアプローチの下に、これらの住民へのインタビューを通じて、コトパンジャン・ダムの建設が、現地住民に、どのような被害をもたらしたのか、その実態について調査した。それとともに、このダム建設の政策決定プロセスへの住民参加の程度についても、これらの住民からヒアリング調査した。この点では、特に移転・補償「同意」の有無について質した。その際、「移転同意表明書」と「住民財産目録書」の記入用紙を提示して、それらに署名したのかどうかについて質問した。

「移転同意表明書」と「住民財産目録書」について

日本政府は、3条件の一つとして、「各々の世帯主」(setiap kepala keluarga)からの移転同意を取得するよう、インドネシア政府に対して要求した。これに応じて、インドネシア政府は、「調整」(penyuluhan)活動を実施し、「移転同意表明書」と「住民財産目録書」への記入を確保するという方針を打ち出した。そして、リアウ州政府の場合には、このような署名を1ヵ月(1990年12月15日から1991年1月14日までの期間)で集めるという方針を明らかにした*****。

こうした方針に沿って、リアウ州と西スマトラ州では、それぞれに「調整チーム」(Team Penyuluh)が組織された。リアウ州側での「調整チーム」は、34名の政府関係者で構成された。このチームの実施リーダーは、当時カンパル県知事の地位にあったサレー・ジャシット(Saleh Djasit)であった。

この調整チームの主要任務は、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについて、「住民の受け入れ状況と肯定的な認識を絶えず維持する」ことができるよう、現地住民を誘導(pembinaan)することであった。こうした誘導活動により、コトパンジャン・ダム建設については、「住民全体の要望が存在したという状況を形成」しようとしたのである*****。

このような目的を実現するために、カンパル県政府は、「調整チーム」のための実働部隊を組織した。それが、「移転調整チーム」(Satkorlak Pemindahan)であった。このチームには、政府関係者のほかに、多数の軍隊／警察関係者が加わっていた。このチームは、とりわけ治安確保の側面を担った。

つまり、コトパンジャン・ダム建設への批判・反対の動きを押え付けることを主要任務とした。

こうして、「サトコルラック」は、公安機関としての役割を果たした。その実際的な役割は、現地住民の間に軍隊／警察の直接的介入があり得るとの雰囲気醸し出すことにより、そのような心理的圧力の下に住民移転を促すことにあった。

このような役割を担って、「サトコルラック」の関係者は、県知事(Bupati)、郡長(Camat)、村長(Kepala Desa)が主催する会合には、常に出席した。そして、住民に対して無言の圧力を加えた。そのため、住民は、これらの会合において、コトパンジャン・ダム建設とそれに伴う住民移転問題について、率直な意見を表明することはできなかったのである。

また、移転対象の村々には、「バビンサ」(Babinsa)と呼ばれる兵士が一名ずつ配置され、村内に住居した。彼等は、住民の動向を探るとともに、住民を日常的に監視する役割を担った。また、彼等は、正式な住民集会には必ず顔を出した。彼等は、時には平服で、また時には制服で、これらの会合に出席した。しかし、たとえ平服で出席しようとも、住民には彼等を容易に識別できた。そのため、これらの会合において、住民は本音を口にすることはできなかった。

このような強圧体制の下で、インドネシア政府は、立ち退き対象住民からの移転同意の取得工作を進めたのである。その結果、インドネシア政府は、1991年9月23日付の『主要論点に関するコメント』(Comments on Main Points of Discussion)と題された文書を、日本政府に対して提出し、そのうちで4,886世帯が「再定住に同意した」と報告したのである。つまり、リアウ州については、1991年1月22日に移転同意が得られ、西スマトラ州については、1990年12月13日に移転同意が得られたとされたのである*****。

しかしながら、本調査書から明らかなように、筆者のインタビューに答えて、「移転同意表明書」(付属資料①参照)に署名したと述べた住民の数はごく僅かである。となれば、ここから浮かび上がってくるのは、インドネシア政府は、一部住民の「移転同意表明書」への署名を取り付けつつも、他の大多数の住民については、どのようにして移転同意を取り付けたのであろうかという疑問である。

筆者は、移転対象住民の全員についてインタビュー調査を実施したわけではない。しかしながら、各村10名前後のインタビュー対象者のうちでも、「移転同意表明書」に署名した住民は、ほんの一部である。「移転同意表明書」に署名したと答えたのは、10名中1～2名にすぎない。

また、この点で、インドネシア政府は、「再定住適地調査書」への住民署名を「移転同意表明書」として利用したのではないかと疑われるところである。住民には、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+ゴム農園、③補償金+アブラ・ヤシ農園のいずれかを選ばせて、それに署名させた。しかし、この「再定住適地調査書」には「移転同意表明書」と付記されていたのである(付属資料②参照)。

「移転同意表明書」の一部は、このような姑息な方法で集められたのではないと思われる。しかし、それに署名したと回答したのは、ごく少数の住民である。

これに加えて、リアウ州では、「家族調査書」への記入と署名が、移転同意に摩り替えられたのではないかと疑われるところである。住民インタビューの過程において、このような調査書に記入と署名をしたと答えた住民もいたが、多くの人々は、それに応じたかどうかを記憶していない。ということは、この調査書は、住民にとっては単なるアンケート調査として受け止められていたことを意味している。実際にも、「家族調査書」には、移転同意を表明するような記入箇所は、どこにも設けられていないのである(付属資料④参照)。

この点で、西スマトラ州では、幾分手の込んだ移転同意の取得方法が採られた。インドネシア政府の移住担当当局は、移転対象住民に対して「移住者選択カード」に記入と署名させるという方法を講じたのである。このカードにおいては、「移住者の表明」として、「① 私は、強制を受けずに、自発的判断で移住いたします。② 私は、政府によってすでに決定された移住条件／規定に従い、かつ行動することを約束します」と記載されていたのである(付属資料⑤参照)。これにより、インドネシア政府は、間接的な形で住民による移転同意を得たとの体裁を繕ったのではないかと疑われるところである。

このインタビュー調査の過程で知られるのは、インドネシア政府により当初に予定されていた正式な形での「移転同意表明書」に署名した住民は、ごく僅かであるということである。「家族調査書」とか「移住者選択カード」への記入と署名は、本来の意味での移転同意ではない。それ故、この調査により、住民全員からの真の意味での移転同意が得られていないという結論を導き出すことができる。となれば、3条件の一つである「各々の世帯主」からの移転同意を取り付けるという要件の充足には瑕疵があったことになる。

他方において、「住民財産目録書」(付属資料③参照)については、これに署名したと答えた住民は、ごく僅かである。財産目録作成チームは、資産調査の結果について、それを確認するよう住民に求めている。その代わりに、多くの場合には、3～6ヵ月後に住民を村役場に呼び出して、土地区画(persil)の面積などを記載した書類の写しを手交するか、ないしは署名させている。

この交付書類には、多くの場合に、土地区画面積が過少に記載されていた。これに異議を申し立てる場合には、補償委員会(Panitia Ganti Rugi)などの政府関係者は、「補償金が貰えなくなる」とか「移住地では代替用地が与えられない」とかの威嚇的発言を弄するのが常套手段であった。

また、この交付書類には、補償価額は、記載されていなかった。こうして、補償の支払い時には、過少評価された土地区画面積に対して、低い補償基準が適用されたのである。

以上から知られるように、立ち退き住民からの移転同意と補償同意の取得過程のいずれにおいても、インドネシア政府関係者により相当な「操作」(manipulasi)が行われたのではないかと疑われる。このような瑕疵のある「同意」は、日本政府が3条件のうちで求めていた「同意」とは異質のものではないかと思われる。

*現地では、「ゴゴ」(gogo)と呼ばれる。

**「ガンビル」(gambir)は、アカネ科カキズラ属の蔦状の植物で、その葉を煮詰めて抽出された物質は、嗜好品ないしは皮革のなめし剤として用いられる。インドネシアでのこの製品の主要産地は、リアウ州である。

***ムアラ・タクス寺院遺跡は、仏教・ヒンズー教文化の名残りを留める遺跡である。この遺跡は、六つのレンガ造りの寺院遺跡で構成されるが、そのうち二つは基礎部分が残るのみである。残存する四つの遺跡は、マリガイ寺院(Candi Mahligai)、ブンス寺院(Candi Bungsu)、トゥア寺院(Candi Tua)、プランコ寺院(Candi Plangko)の遺跡である。

****日本政府は、コトバンジャン・ダム建設プロジェクトへの円借款の供与にあたって、融資資金の支出の前提条件として、三つの要件が満たされるべきことを、インドネシア政府に対して要求した。その具体的内容については、日本政府は、未だに納税者に対して明らかにしてきていない。しかしながら、イン

ドネシアのジャーナリズムにおいて報じられたところによれば、3条件の中身は、以下のような内容であった。①各々の世帯の移転同意が得られること、②住民による補償同意が得られること、③スマトラ象を含めて、環境保護措置が講じられること。

*****アスベストは、発癌性が疑われ、日本では建築素材としてはすでに使用が禁止されている。

*****ダム貯水池周辺以外には、ムアラ・マハット・バル(Muara Mahat Baru)村とマヤン・ポンカイ(Mayang Pongkai)村の二つの移住地が設定された。いずれも、アブラ・ヤン農園である。前者は、バンキナン(Bangkinang)の北東20キロメートルの場所に位置している。このバンキナン農園(UPT III Bangkinang X/G)は、シナル・マス(Sinar Mas)グループ傘下のラマ・ジャヤ・プラムクティ社(PT. Rama Jaya Pramukti)によって経営されている。後者は、プカンバル(Pekanbaru)の南東20キロメートルの場所に位置している。これは、政府系農園のヌサンタラ農園(PTP V Nusantara)である。

*****”jadup”は、”jaminanhidup”(生活の保障)の略称で、原則として移転後2年間、世帯構成員に対して支給された生活支援であった。ただし、ムアラ・マハット・バル村の場合には、1年間のみの支給であった。支給量は、世帯数に応じて異なった。例えば、米の場合には、世帯主としての父親に17.5キログラム、主婦としての母親に10キログラム、子供1人につき7.5キログラムの割合で、支給された。

この生活支援物質の提供は、「国営食糧調達公社」(BULOG, Badan Urusan Logistik Nasional)を通じて行われた。BULOGは、そもそもは軍部、国営農園、その他の国家機関に対して基本的食糧品を供給する目的で、1967年に設立された。その後、1970年には、BULOGの権能が拡大され、購入、輸入、販売、価格設定などの方法により、穀物価格の安定を維持するという役割が付与された。

こうして、BULOGは、主食品、特に米、小麦粉、砂糖の価格と流通をコントロールする権限を握るに至った。そして、この権限を利用して、BULOGは、これらの食糧品の購入と流通を独占し、またこれらの業務において特定の流通業者を指名することにより、利権体制を築き上げた。

こうした創設の経緯から、BULOGは、軍関係者によって支配されてきた。また、BULOGは、サリム(Salim)グループなどの華僑系資本とも深く結び付いていた。こうして、スハルト政権下では、BULOGにおいては、「KKN」——Korupsi(汚職)、Kolusi(癒着)、Nepotisme(縁故主義)——が蔓延ったのである。

コトパンジャン・ダム建設により立ち退かされた住民への「生活手当」の支給過程においても、BULOGの「腐敗」実行が繰り返された。この点は、当初数ヶ月間は、米、塩漬け魚などの品質は良好であったのであるが、その後は粗悪品が支給されるとか、計量を誤魔化して少な目に支給するとかのやり方に象徴的に現れている。

******Pedoman Penyuluhan, Pemindehan dan Pemukiman Kembali Penduduk yang Terkena Proyek PLTA Koto Panjang Kecamatan XIII Koto Kampar Kab Kampar, Pemerintah Kabupaten Daerah Tingkat II Kampar, Bangkinang, 1990, p.7.*(邦訳『カンバル県ティガブラス・コト・カンバル郡におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトによって影響を受ける住民の調整、移転および再定住のための指針』、カンバル県(第2級地方)政府、バンキナン、1990年、4頁)

******ibid.*, pp. 5 dan 15-16.(邦訳、3頁および8頁)

*****Department of Mines & Energy, *Comments on Main Points of Discussion*, 23 September 1991, p.1.

目次

コトパンジャン・ダム建設による被害住民の陳述書について	2 頁
① 現地調査の経緯	
② 陳述書の作成のためのヒアリング調査	
③ 陳述書の作成方法	
④ 「移転同意表明書」と「住民財産目録書」について	
(1) コト・マスジッド村	14 頁
① ウジャン・スニ(Ujang Suni)	
② ユヌス(M. Yunus)	
③ ハキム(Hakim)	
④ ウスマン・マラジョ (Usman ML Marajo)	
⑤ ハサヌシ(Hasanusi)	
⑥ エリ・アグス(Eli Agus)	
⑦ ユルマイティ(Yulmaiti)	
⑧ アドナン・ボイ(Adnan Boy)	
⑨ ヘンドロ・ブディアント(Hendro Budianto)	
⑩ マリアニ(Mariani)	
(2) ラナ・スンカイ村	41 頁
① ザムザミ(Zamzami)	
② ズルカルナイニ(Zulkarnaini)	
③ ヌルビット(Nurbit)	
④ ユザル(Yuzar)	
⑤ ダルマワティ(Darmawati)	
⑥ アリフソン(Arifson)	
⑦ ナスリ(Nasri Y.)	
⑧ アフィトリ(Afitri)	
⑨ ダルサミン(Darussamin)	
⑩ ロアイ(Ro'ai)	
(3) バトゥ・ブルスラット村	63 頁
① サイラ(Saila)	
② アプリナ(Aprina)	
③ アブラル・ダトゥ・サンソ(Abrar HS Dt. Sanso)	
④ ザムリ・ノール(Zamri Nor)	
⑤ フィルダウス(Firdaus)	
⑥ アスニザール(Asnizar)	
⑦ シュロビル・ゼイニ(Syurohbil Zeini)	

- ⑧ ザイナル・アビディン・ダトゥ・パコモ(Zainal Abidin Dt. Pakomo)
- ⑨ ハイレル・ザマン(Khairul Zaman)
- ⑩ サム・ムイス(Sam Muis)
- (4) タンジュン・アライ村 91頁
- ① アンワル・シナロ(Anwar Sinaro)
- ② カスビ・エヌ・エヌ(Kasbi NN)
- ③ ヌルマン(Nurman)
- ④ アムビア(Ambia)
- ⑤ ムリ(Muli)
- ⑥ ラジュ・ベア(Laju Bea)
- ⑦ ウマル・カー・エム(Umar KM)
- ⑧ アムリル・ミナ(Amril Mina)
- ⑨ バイサ(Baisa)
- ⑩ アズィル・イダル(Azir Idar)
- (5) ポンカイ・バル村 117頁
- ① ムダル・アー・アル(Mudar AR)
- ② ハイディル・ジェー・アル(Kaidir JR)
- ③ ディロティ(Diroti)
- ④ ハイデル(Khaidir)
- ⑤ シヤムスディン(Syamsudin)
- ⑥ アズィニ(Azini)
- ⑦ アリ・アクバル(Ali Akbar)
- ⑧ シヤムルディン(Syahmurdin)
- ⑨ レニ(Leni)
- ⑩ シュイブ(Suib)
- (6) ポンカイ・イスティコマ村 146頁
- ① ヌルディン・ダトゥ・ラブ(Nurdin Dt. Rabu)
- ② ゴリ(Zoli)
- ③ サリ(Sari)
- ④ シダル・ナリス(Sidar Nalis)
- ⑤ マシュリ(Mashuri)
- ⑥ マーユディン(Mahyudin)
- ⑦ ズルニ(Zurni)
- ⑧ ハイルマン(Khairuman)
- ⑨ サエダール(Saedar)
- ⑩ ナジュアン(M. Najwan)
- (7) コト・トゥオ村 171頁
- ① マスニダ(Masnida)

- ② アスマール(Asmar)
 - ③ アナス(Anas)
 - ④ アスナ(Asna)
 - ⑤ シュイブ・ダトウ・マラジョ(H. Suib Dt. Marajo)
 - ⑥ ラザリ(Razali)
 - ⑦ ムリアティ(Muliati)
 - ⑧ アズィム(Azim)
 - ⑨ シャリパ・アイニ(Saripa Aini)
 - ⑩ アズィル・エス(Azir. S)
- (8) ムアラ・タクス村 194頁
- ① ヘルミ(Helmi)
 - ② エム・アリ・マチャン(M. Ali Macang)
 - ③ ドウンカ(Dungka)
 - ④ ラナ(Lana)
 - ⑤ マラワ(Marawa)
 - ⑥ オバイ(Obai)
 - ⑦ ティマ・エヌ(Tima N)
 - ⑧ ロハナ(Rohana)
 - ⑨ ドラ・ウジェー(Dora UJ)
 - ⑩ イダ・エス(Ida S)
- (9) ルブック・アグン村 218頁
- ① マスリワン(Masriwan)
 - ② ティアングン(Tianggun)
 - ③ ブルハン(Burhan)
 - ④ ムサ・エム(Moesa M)
 - ⑤ ハジ・リドワン(Haji Ridwan)
 - ⑥ アブドウル・ガニジャス(ABD. Ganijas)
 - ⑦ サエラ(Saerah)
 - ⑧ アナス・イマム(Anas Imam)
 - ⑨ シアム(Siam)
 - ⑩ グスニマル(Gusnimar)
- (10) グヌン・ブンス村 242頁
- ① アブ・バカル(Abu Bakar)
 - ② サムスル・バーリ(Samsul Bahri)
 - ③ カマル(Kamar)
 - ④ ブハリ(Buhari)
 - ⑤ アリ・アムラン(Ali Amran)
 - ⑥ ジャリヌス(Jalinus)

- ⑦ ラディア(Radiah)
- ⑧ タルミズィ(Tarmizi)
- ⑨ イリアス(Illias)
- ⑩ アリル(Aril)
- (1 1) ムアラ・マハット・バル村 265頁
- ① アーマッド・ペー・ゲー(Ahmad. PG)
- ② サユリ(Sayuri)
- ③ アグス・サリム(Agus Salim)
- ④ ハナフィ(Hanafi)
- ⑤ ダスモン(Dasmon)
- ⑥ アブドウル・ムイス(ABD. Muis)
- ⑦ アミル・フセン(Amir Hoesen)
- ⑧ ハルン・アリ(Harun Ali)
- ⑨ マンスル・ペー(Mansur B)
- ⑩ アリヌディン・シレガル(Alinudin Siregar)
- (1 2) タンジュン・バリット村 289頁
- ① サイヌン(Sainun)
- ② リミン(Limin)
- ③ ラマリス(Ramalis G.)
- ④ エディワルマン(Ediwarman)
- ⑤ シヤハリル・ベイエー(Syahril By)
- ⑥ シロ(Siro)
- ⑦ テダップ(Tedap)
- ⑧ ダルス・カー(Darus. K)
- ⑨ イロット・ピリ(Ilot Piri)
- ⑩ ブユン・タマル(Buyung Tamar)
- (1 3) タンジュン・パウ村 312頁
- ① サエラ(Saerah)
- ② ハミダ(Hamidah)
- ③ マラスディン(Marasuddin)
- ④ タマル(Tamar)
- ⑤ ブスタミ・アトン(Bustami Atong)
- ⑥ シナール・ジサッド(Sinur Jisad)
- ⑦ アミル・サマッド(Amir Samad)
- ⑧ イルム・スバルジョ(ilm Subarjo)
- ⑨ イスワディ(Iswadi)
- ⑩ エム・ヌル・エム(M. Nur M)
- ⑪ サイダン・カティブ・マラジョ(Saidan Khatib Marajo)

⑫ ジャワニス(Jawanis)	
⑬ カイデル・チャウエ(Khaidir Cawe)	
⑭ トウフィット(Taufit Js)	
(14) タンジュン村	345頁
① ユザール・エヌ(Yuzar N)	
② ハジ・アブドゥラ(H. Abdullah)	
③ サムバクリ(Sambaktri)	
④ ノイ(Noi)	
⑤ アムリ(Amri)	
⑥ リファイ(Rifa'i)	
⑦ ユヌス(M. Yunus)	
⑧ アンジ(Anji)	
⑨ スアル(Suar)	
⑩ アドゥス(Adus)	
⑪ イナプ(Inap)	
(15) バルン村	369頁
① イドリス(Idris)	
② ブユン・アリ(Buyung Ali)	
③ バドゥン(Badun)	
④ アブドゥル・カマル(Abdul Kamal)	
⑤ スキルマン(Sukirman, Sag)	
⑥ ムアリップ(Muallip)	
⑦ サフラル(Saflar)	
⑧ シバ(Siba)	
⑨ ハリソン(Harison)	
⑩ ハデイスサント(Hadisuusanto)	
調査結果の分析	382頁
付属資料	
① 移転同意表明書	402頁
② 再定住適地調査書	403頁
③ 住民財産目録書	404頁
④ 家族調査書	405頁
⑤ 移住者選択カード	406頁

(1) コト・マスジッド村

コトパンジャン・ダム建設による最初の住民移転が企図されたのは、プロウ・ガダン(Pulau Gadang)村においてであった。この村は、ダム・サイトに最も近かったため、建設工事との絡みで住民移転が急がれたのである。

しかし、住民の間には移転に抵抗する動きが根強く存していた。そのため、カンパル県政府は、補償委員会(Panitia Ganti Rugi)とは別に、「移転調整チーム」(Satkorlak Pemindahan)を組織した。このチームは、軍隊、警察、政府関係者によって構成されていた。「サトコルラック」は、公安機関としての機能を有していた。その主要任務は、住民移転を促すこと、換言すれば直接・間接に移転を強制することであった。

こうした役割を担って、「サトコルラック」の関係者は、県知事(Bupati)、郡長(Camat)、村長(Kepala Desa)が主催する会合には、必ず顔を出し、睨みを効かせていた。これらの会合において、コトパンジャン・ダム建設に対する批判・反対意見が表立って表明されなかったのは、住民が、こうした「サトコルラック」の威圧・弾圧を恐れたためであった。

また、村々には、「バビンサ」(Babinsa)と呼ばれる兵士が配置され、居住した。彼等は、住民を日常的に監視する役割を担った。また、彼等は、正式な住民集会には必ず顔を出し、住民の動向を探った。プロウ・ガダン村にも、1名のバビンサが、住み着いていた。彼は、新村においても、政府提供の家屋に住み、2000年まで現地に滞在した。

こうした強圧体制の下で、インドネシア政府は、日本政府によって要求された3条件の充足を取り繕うために、住民からの移転・補償同意の取り付けを画策した。「移転同意表明書」については、住民の多くは、実際にはこれに署名していない。しかし、インドネシア政府は、署名集めが終わったかのような体裁を繕った。恐らく、政府関係者が、勝手に代筆したのではないかと思われる。

補償同意については、この目的のために、カンパル県政府は、1991年4月13～14日に、リアウ州の移転対象の8ヵ村からそれぞれに10名ずつの代表を一方的に選んで、バンキナンに集めた。この会合では、カンパル県知事のサレー・ジャシットは、国家の大義のために住民が犠牲を甘受しなければならないことを強調するとともに、移転先では電気、水道などが完備され、住民は、現在以上の生活を享受できると表明した。これに続いて、カンパル県警察署長、カンパル県軍司令官、県議会代表が、それぞれに演説を行い、国益のためには住民犠牲が必要なことを説いた。

このバンキナン会合では、補償基準が提示されたのであるが、余りの低さのために、住民代表は、その受け入れに難色を示し、それなりに抵抗した。しかし、結局のところ、政府側の圧力に押し切られ、彼等は、補償基準の受け入れを表明した。

このような秘密会合での補償基準の決定にプロウ・ガダン村の住民は怒った。そして、村長、ニニック・ママックなどの家に押し掛け抗議した。こうした混乱を收拾する目的で、サレー・ジャシット県知事は、ニニック・ママックらをバンキナンに呼び出して、対応策を協議した。その結果、補償基準がわずかに引き上げられた。

しかし、それでも住民の間には、移転への不満の声が燻り続けていた。そのため、1992年には、サレー・ジャシット県知事は、ギナンジャール・カルタサスマタ(Ginanjjar Kartasasmita)鉱業・エネ

ルギー相とともに、プロウ・ガダン村を訪れた。そして、彼等は、移転先では、住民には、収穫の準備の整った2ヘクタールのゴム農園が供与されること、また電気が無料で提供される旨の約束を表明したのである。

こうして、表面的には住民の移転・補償同意を取り付けたとの体裁を繕ったのであるが、インドネシア政府は、移転過程において不測の事態が発生することを懸念した。特に立ち退き拒否者の出ることを憂慮した。そのため、プロウ・ガダン村の住民移転(1992年8月31日に実施)に際しては、軍隊が派遣されることとなったのである。派遣されたのは、バンキナン駐留の国軍第132大隊(Batalyon 132 Bima Sakti Salo)の兵士約100名であった。

こうして、軍隊は、住民に対して旧村から早急に立ち去り、新村に移転するよう強要した。その目的のために、軍隊は、発砲までして住民を威嚇した。同村住民のアリ・ヌルディン・ダトゥ・トゥマングン(Ali Nurdin Dt. Tumangung)——彼は、本件訴訟の原告ではない——によれば、軍隊は、住民に対して「早く行け、行け」と急き立て、動物のように追い立てたとのことである。その際に、軍地方司令部(KORAMIL, Komando Rayon Militer)のリリ(Lilik)司令官は、7回にわたって発砲した。

移転住民には、各世帯ごとに、宅地と庭地(0.1ヘクタール)、ゴム農園(2ヘクタール)、耕地(0.4ヘクタール)——パラウィジャ(palawija)地*と呼ばれる——が供与された。また、他の移住村と異なり、プロウ・ガダン村とコト・マスジッド村の場合には、電気の設置料は、無料であった。

政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネント**の造りではなく、縦6メートル、横6メートルの粗末な木造家屋であった。屋根はトタン葺きで、床はセメント張り(厚さ2~3センチメートル)であった。

しかも、移転時には、住民は、自らの住宅を見つけ出すのに苦労した。その理由は、一つには、住民には、事前に住宅を下見する機会を与えられなかったためである。もう一つには、住宅の建設後数年を経ているために、移住地には草木が生い茂り、住宅は、その中に埋もれていたからである。

給水施設としては、5世帯ごとに1個の井戸が設けられていたが、その多くが役立たずであった。そのため、住民は、生活用水を雨水に頼るか、ないしは近くの小川にまで行かねばならなかった。

トイレは、家の脇に簡単な排便施設が設けられているだけであった。つまり、1メートルほどの深さの穴を掘って、その上に便器と木板を乗せ、その傍らに腐敗槽を設けただけの粗末な装置であった。しかも、洗浄施設が付置されていないために、排泄物が蓄積し、悪臭が漂った。また、雨季には、そこから汚水が溢れ出た。そのため、多くの住民が、短時日で排便施設の利用を止めてしまった。そして、彼等は、庭先に穴を掘って、そこで用を足した後に土を被せるか、ないしは近くの小川にまで出掛けて用を足す方法を探った。

その後、政府により、公共衛生施設として、幾つかのMCK(水浴び、洗濯、便所)施設が設置された。しかし、MCK施設は、水確保が困難なために機能しなかった。そのため、今日でも、住民の多くが、便所施設を有していない。彼等は、排泄場所として、未だに庭先や川を利用しているのである。

移転時には、道路も未整備の状態であった。そのため、村内を行き来するだけでも支障をきたした。とりわけ雨季には、道路はぬかるみ状態となり、通過することだけでも困難であった。

新村に電気が供給されたのは、移転後6ヵ月が経過してからであった。当初はディーゼル発電機により電力が供給されたが、その後コトパンジャン・ダムが完成してからは、電源は、水力発電所によって生産される電力に切り替えられた。

移転当時にはまた、2ヘクタールのゴム農園においては、その大部分では苗木でさえも植え付けられていなかった。1992年の「第1期植え付け事業」では、一部のゴム農園において、特に道路脇において植樹が行われただけであった。

ゴム樹の本格的な植え付けが行われたのは、2000/2001年になってからであった。この「第2期植え付け事業」では、苗木、肥料、植え付け/手入れ資金などの政府支援を受けて、住民自身の手により植樹が行われた。

しかし、ゴム農園は、住居地からは遥かに離れており、また道路事情が悪いために、アクセスが困難である。とりわけ雨季には、道路がぬかるみ、歩行困難となる。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が難しい。こうしたことから、新規に植え付けられたゴム樹の多くが、すでに消失してしまっている。その主要な原因は、一つには、猪、鹿、象、鼠などの食害のためである***。もう一つは、シロアリ、キノコなどの病虫害のためである****。

熱帯林を剥ぎ取って造成されたパラウィジャ地の地味は痩せていて、食用作物の生産には向いていなかった。そこでは、精々のところ、キャッサバしか育たなかった。また、キャッサバでさえも育たない荒地も多かった。そのため、パラウィジャ地の多くが、今日に至っても空き地のままに放置されている。

移転後2年間は、住民には生活手当(jadup)が支給された。この目的で支給されたのは、米、塩漬け魚(ikan asin)、食用油、塩、砂糖、灯油などであった。しかし、それらの品質は悪く、特に米は、古米であったし、また塩漬け魚は、腐っていた。生活にゆとりのある人々は、それらを捨ててしまったが、貧しい人々は、それらを口にせざるを得なかった。

生活手当が打ち切られて以降は、多くの人々が、収入源がないために、生活難に直面した。このような状況は、今日においても変わりはない。なぜなら、未だゴム農園からの収入がないためである。

このため、同村の多くの住民が収入源確保の活路にしようとしているのが、養魚池での養殖漁業である。養殖の対象とされているのは、「パティン」(patin)魚*****である。しかし、これによって実際に潤っているのは、「トウケ」(tauke)と呼ばれる魚仲買人である。彼等は、住民に養魚資金を貸し付ける。それと同時に、稚魚や飼料を高く売り付け、漁獲物を安く買い入れるのである。

こうした養殖漁業に着手するだけの資金的余裕のない住民は、木材伐採人、薪炭採取者、池掘り人、ゴム農園労働者、レンガ工、建設労働者などで、生計を賄おうとしている。しかし、そのような就業機会がさえもない人々は、村外に「ムランタウ」(出稼ぎ)に出ざるを得ない。

新村のプロウ・ガダン村では、住民移転後、村長らによる「腐敗」問題が頻発した。特に1999年には、村長らが、公共給水栓(HU, Hydrant Umum)の建設費用12億ルピアを着服するという事件が発生した*****。これに強く反発したコト・マスジッド(Koto Masjid)集落の住民は、独立村の形成を指向した。その結果、同年には、同集落が、プロウ・ガダン村から行政的に分離して、新たな独立村が発足した。これが、現在のコト・マスジッド村である。

なお、同村の住民の一部には、未だに補償金を受領していない人々がいる。また、水没した墓地に対する補償金は、未だに支払われていない。さらに、旧村での蜜蜂(sialang)飼育への補償が無視されたことへの不満の声もある。

これに加えて、住民の間には、野生象による被害への不満もある。プロウ・ガダン村とコト・マスジッド村には、野生象が、しばしば現れる。少なくとも年2回は現れる。最近では群も大きくなり、

6～10頭に増えている。しかも、これらの象は、凶暴化しており、単に農作物を食い荒らすばかりでなく、家屋までも破壊する。そのため、コト・マスジッド村では、象の回遊路に建設されていた住宅の住民20数世帯が移転を余儀なくされた。この移転については、何らの政府支援も提供されなかった。

なお、JBICのSAPS報告書では、コト・マスジッド村は、生活再建のモデル・ケースとして描かれていた。つまり、「ゴム農園の失敗に対する代替策として、住民の間で、所得向上という観点で講じられてきているのは、魚類の養殖である。コト・マスジッド村などの幾つかの村々では、個別世帯が、養殖に成功して、彼等の所得水準を向上させてきている事例も見られる」と記述されていた*****。

しかし、2005年6月には、同村一帯では魚病が蔓延し、50以上の養魚池においてパティン魚が大量死した。これらの養殖漁業者は、目下、銀行ないしはトウケ(仲買人)からの借入れ金の返済を、どうするかの深刻な問題に直面している。今後、恐らく、相当に多くの住民が、債務の返済のために、住宅、パラウィジャ地、ゴム農園のいずれか、ないしは全部を売り払うことを余儀なくされるのではないかと思われる。

* 「パラウィジャ」地は、本来は、米作の裏作として、トウモロコシ、キャッサバなどの作物を栽培することを意味する。そのため、「第2作物」用地とも呼ばれる。しかし、コトパンジャンの移住地では、土壌が痩せている上に、灌漑施設が整備されていないために、稲作は不可能である。僅かに陸稲栽培が試みられている程度である。そのため、実際には、パラウィジャ地は、第1作物および第2作物のいずれの点でも、食用作物用地としての存在意義を有していない。そのため、パラウィジャ地では、精々のところ、ゴム、アブラ・ヤシなどの耐性の強い樹種ないしはドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ナンカ(nangka)などの果樹が植え付けられているにすぎない。しかし、そうした樹種でさえも育たない所も多い。そのため、パラウィジャ地の多くは、未だに空き地のままである。

** 「セミ・パーマネント」(半恒久的)な住宅とは、石材、セメントなどの建材で土台を築き、その上に木材で家屋を建設するタイプの住居である。

***猪は、ゴム樹の新芽を好んで食べる。また、鹿は、ゴムの木の樹皮を好んで食べる。

****現地では、多くのゴム樹が、シロアリによる被害に加えて、キノコによる被害によって枯れ死している。有害キノコには、赤キノコ(akar merah)と白キノコ(akar putih)がある。

*****学名は、「*Pangasius pangasius*」で、回遊魚である。この魚は、コトパンジャン・ダム建設により回遊路を遮断されたため、大きな悪影響を受けた。現在は、ダム湖と養魚池において養殖されている。プロウ・ガダン村とコト・マスジッド村での養殖対象は、もっぱらこの魚である。成魚の体長は、約30センチメートルで、ヘラの部分に鋭い羽状の突起を有している。現地では、美味な魚として、非常にポピュラーである。また、プカンバル、パダン、ジャカルタなどにも搬送される。

*****SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-15.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、16頁)。

*****ibid., Interim Report, May 2002, p.3-48

ウジャン・スニ(Ujang Suni)

原告番号： M. 1 2 2

性別： 男性

生年月日： 1 9 3 5年8月7日

年齢： 7 0歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(S D)中退——経済的理由と日本軍の侵攻のため

職業： 農業

家族構成： 6人——第5妻(3 7歳)、長男(1 9歳)、長女(1 7歳)、次男(死亡)、次女(1 3歳)、三女(4歳)

移転前の生活状況

旧村では、住居はカンパル川からは1 0 0メートルほどの距離の場所にあった。飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。川水は、煮沸すれば、飲用できた。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川では、漁業は、特に行わなかった。その代わりに、森林に出掛けてラタン(rattan)*を採取した。

農園としては、コーヒー園を有していた。そこには、1 5 0本ほどのコーヒー樹が植えられていた。また、移動式焼畑農法で陸稲(gogo)を栽培した。収穫米は、一部を自家消費したが、大半を販売に回した。年間で4 0万ルピアほどの収入が得られた。

家の周りには、1 0×1 5メートルの広さの庭地があった。そこには、ピナン(1 7本)、ココナツ(5本)、ドリアン(3本)、ランブータン(3本)、マンゴー(2本)、マンゴスチン(1本)が植えられていた。そのほか、プタイ(petai)**が2本、ナンカ(nangka)***が3本植えられていた。

主な収入源は、コーヒーやゴゴの栽培のほか、ラタンや木材の採取、さらに採石などであった。それらにより、月間で5万ルピアほどの収入が得られた。

旧村では、いつも何らかの仕事があった。また、米は自給できたし、魚は安価に入手できた。それ故、生活に窮するということにはなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダムの建設構想については、1 9 8 3年の暮に知った。具体的には、コト・マスジッド集落のモスクでの会合において、ニニック・ママックが、同年1 2月1 9日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合の様相について報告したのである。

1 9 9 0年には、移転・補償問題について、村長主催の「ムシャワラ」(musyawarah)****会合が開かれた。この会合には、バビンサが、顔を出していた。その意味では、この会合は、真の意味での「ムシャワラ」ではなかった。

そうしたことから、移転について自分の意見を表明する機会にはなかった。しかしながら、その後、突然に政府関係者が訪れて来て、写真を撮って行った。それから1週間後に、再び政府関係者がやっ

て来て、移転先について三つの選択肢、即ち①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式を示して、それらのうちから一つを選ぶよう求めた*****。それ故、「移転同意表明書」には署名した*****。

1991年4月にはバンキナン会合が密かに開かれ、そこで補償基準が決められたこと、また極めて低い補償基準であったことについては、モスクでの会合において口伝えに聞いた。村人の一部が、余りにも低い補償基準に怒って、村長やニニック・ママックの家に押し掛け抗議したことも知っていた。しかし、彼は、そのような抗議活動には参加しなかった。

その後、財産目録作成チームの名において、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど家の周辺を歩き回った。しかし、その際、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、4回に分けて、つまり移転前に2回と移転後に2回に分けて支払われた。その理由は、当初提示額が余りにも少なかったために、異議を申し立てたためであった。最終的には、不満足ながら、700万ルピアで折り合った。

旧村と新村のいずれも、居住地は、村の中心部から外れていた。そのため、移転過程においては、軍隊の姿は見掛けなかった。

移転後の生活状況

移住地は、ジャングルで覆われていた。そのため、割り当て家屋が、どこにあるのかを探すのに苦労した。ようやくして見つけた家屋は、6×6メートルの粗末な板囲いの小屋であった。余りにも手狭であったため、2年後には、台所を拡張した。

移転時には、給水施設として設けられた井戸の水質は劣悪で、使い物にならなかった。そのため、飲料・調理用水は、100メートルほど離れた所を流れる小川——ガガ(Gagak)川——にまで出掛けて行って取水した。水浴び、洗濯も、この小川で行った。

また、住宅にはトイレ施設は備え付けられていなかった。そのため、排泄は、ガガ川まで出掛けて行って、そこで用を足した。

1998年になって、政府により、ようやくして公共給水施設が建設された。これは、3キロメートルほど離れた場所にある泉水に頭首工ダムを築いて、そこから揚水して、貯水槽に入れ、パイプ網で公共給水栓(HU, Hydrant Umum)にまで導水しようとするシステムであった。しかし、この給水システムは、機能不全に陥ってしまった。

この公共給水施設は、3年前に補修された。しかし、またもや機能麻痺の状態である。そのため、今日でも、相変わらず生活用水をガガ川に頼らざるを得ない。

ゴム農園では、住民移転に先立って、1年前に植樹事業が実施されたのであるが、この「第1期植え付け事業」は、失敗に終わってしまった。そのため、移転と同時に、収入難に陥ってしまった。

そのような状況の下では、生活手当(jadup)が、唯一の拠り所であった。支給品は、米、塩漬け魚、食用油、砂糖、塩、グリーンピース、灯油などであった。

米は、古米であったが、何とか食べられた。しかし、塩漬け魚は、大半が腐っていた。そのため、塩漬け魚は、比較的に良好な物だけを選んで食べた。

生活手当の支給は、2年間で打ち切られた。それ以降は、食事にも事欠く状態に置かれた。移転から2年後にゴム農園がくじ引きにより配分されたのであるが、依然として空き地状態であったため

あった。

こうした状況の下で、ゴム農園に賃金労働者として働きに出た。ゴム樹液は、生産分与方式(**sistem bagi hasil**)の契約の下で採取した。しかしながら、その収入は、1日当たり1万ルピアにしかならなかった。そのため、8年前(1997年)には、生活費に窮して、2ヘクタールのゴム農園を売り払わざるを得なかった。

パラウィジャ地には、移転時に、サツマイモ、落花生、パパイヤなどを植え付けた。しかし、土壌が痩せているのと、猪の被害のために、この植え付けは、失敗に終わってしまった。そのため、8年前には、この土地に400本のゴム樹を植え付けた。しかし、植え付け直後に、猪の食害のために全滅してしまった。そのため、翌年に改めて500本を植樹した。このうち、200本ほどが猪の食害のために消失してしまったのであるが、約300本が無事に生育した。

この残存ゴム樹からの樹液の採取が、目下のところ、主要な収入源である。1日当たり約6キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり3,500ルピアで売れるから、1日当たり2万1,000ルピアの収入である。

このような状態の下では、子供の授業料も払えない。幸いにして、長男のみは、中学校(**SMP**)に通えている。これは、彼の叔父が、授業料を出してくれているためである。他の子供たちを学校に通わせることのできる経済的余裕はない。

また、電気は、政府によって無料設置された。しかし、電気代を支払うことができなかった。そのため、**PLN**により電気を止められてしまった。

*籐属の植物で、その幹や樹皮は、籐細工品の原料として用いられる。

**刺激性の臭いを持つ豆を産する樹木で、その実は広く食用され、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる。

***「ジャック・フルーツ」とも称される。

****「ムシャワラ」は、一般には、社会共同体の構成員の間での話し合い(協議)を言う。伝統的なミナンカバウ社会では、基本的には、氏族(スク)単位で「ムシャワラ」会合が、「ルマ・ガダン」(**rumah gadang**)——「大きな家」の意味——で開かれた。そこでは、社会共同体にとっての重要な事柄は、ニニック・ママック(**ninik mamak**)の主宰によるムシャワラ(話し合い)で決定された。これは、多数決によりすべての物事を決定しようとする西欧型の形式的民主主義とは対照的な政策決定方式である。

*****UPP方式の移転とは、「プロジェクト実施ユニット」(**Unit Pelaksana Proyek**)として造成される移住地への移転を言う。この場合には、ダム貯水池周辺に造成されるゴム農園への移転を指す。

これに対して、PIR方式の移転とは、「中核農園プログラム」(**PIR, Perkebunan Inti Rakyat**)の下での入植を言う。PIRは、「集団移住計画」(**transmigrasi**)の下での移転タイプのうちの一つで、この場合にはアブラ・ヤシ農園への移転を指す。

*****写真を撮ったということから判断すると、これは、正式な「移転同意表明書」ではなかったかと思われる。

ユヌス(M. Yunus)

原告番号： M. 7

性別： 男性

生年月日： 1963年

年齢： 42歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ムラ・ユ(Mela Yu)族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——両親が死亡したため

職業： 農業

家族構成： 3人——妻(39歳)、長女(18歳)、次女(16歳)

移転前の生活状況

1歳の時に父親が亡くなり、9歳の時に母親が亡くなった。そのため、小学校を中退し、働きに出た。当初は、ゴム農園、ガンビル農園などの労働者として働いたが、その間にウラヤット地*を開墾して自分の土地を取得した。

経済的余裕ができてからは、結婚した。そして、妻とともに、土地開墾を続けた。その結果、開墾地は、4ヘクタールに達した。その間、2女をもうけた。長女は中学校(SMP)、次女は小学校(SD)を何とか卒業させることができた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、すべてがトップダウン方式で進められ、住民参加の機会は何ら設けられなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1991年4月13～14日にバンキナンにおいて秘密会合が開かれたことについては知らなかった。しかし、その後、この会合において補償基準が決められたことを聞いた。そのため、補償基準の低さについて、村長、ニニック・ママックなどに抗議した。しかし、補償基準がわずかに高められただけで済まされてしまった。

補償金額は、800万ルピアであった。これは、4ヘクタールの土地と家屋に対する補償であった。補償金の半分は、移転前に、残りの半分は、移転後に支払われた。

移転後の生活状況

再定住地での生活条件は劣悪で、まず最初に家の周囲の草木を取り除くことから始めなければならなかった。また、家の外ばかりでなく、内にも木の切り株が残っていた。しかも、家は狭い上に、造りも粗雑であった。縦6メートル、横6メートルの住宅は、「集団移住計画」(transmigrasi)**の下での移住者(transmigran)に与えられるのと同じ仕様の造りであった。

その上、政府によって用意された井戸は使い物にならなかった。水質は悪く、とても飲めるような代物ではなかった。そのため、生活用水、特に飲料水の確保には苦勞した。雨水を溜めて、飲用・調理用水に充てた。

政府によって家の傍らに備え付けられたトイレ施設も役立たずであった。1×1メートルほどの大

きさに穴を掘って、その上に便器と板材を乗せただけのものであった。洗浄装置が付置されていなかったために、排泄物が溜まり、悪臭がひどかった。その上、雨季には汚水が溢れ出た。そのため、数ヵ月使っただけで、利用を止めてしまった。

2ヘクタールのゴム農園については、移転時には空き地の状態であった。しかも、そのうち1ヘクタールは湿地であった。そのため、2001年の植樹にあたっては、1ヘクタールにおいてしかゴム樹の植え付けができなかった。

しかしながら、折角に植え付けたゴム樹も象に食べられてしまった。こうしたことから、この2ヘクタールのゴム農園用地は売却して、生活費に充てた。

将来的な生活基盤であるゴム農園を売り払ってしまったことから、生活再建の見通しはまるで立たない。差し当たっては、一日ごとの生活の糧を得るのに精一杯である。

このような状況の下で、現在は、生活費を稼ぐために、他人所有の農園において、ゴム採取労働者として働いている。午前6時に家を出て、午前中一杯働く。そして、午後3時までには帰宅する。採取ゴムは1キログラム当たり3,800ルピアであるが、このうち3割は農園所有者に支払う。1日当たり約10キログラムを採取できることから、日収は、およそ3万ルピアである。

なお、雨天には、ゴム農園に出掛けることができない。そのため、収入が得られないことになる。このような収入不足を補うために、雨天には、養魚池に働きに行く。仕事内容は、主として養魚池造りである。これは、重労働で、特に雨中では、スコップに泥がへばり付いて、仕事が非常にやりにくい。

しかし、このような仕事でさえも、常にあるというわけではない。仕事のない日には、日雇い労働の惨めさを痛感する。

しかも、賃金労働の収入だけでは、生活を賄い切れない。現状では、食費を切り詰めるほかない。こうした厳しい生活状況の下でも、長女(高校生)と次女(中学生)の勉学だけは、何としても続けさせたいというのが、ユヌス氏の願望である。

* 「ウラヤット地」(tanah ulayat)は、先祖伝来の慣習的共有地で、村落共同体全体の利用に供される。このため、ウラヤット地は、慣習地(tanah adat)または相続地(tanah pusako)とも呼ばれる。この土地は、一般には森林として保留され、村人の共同の入会地として利用される。また、この保留地は、新規世帯の発生などの将来的な新たな利用に備える意味合いもある。村人がウラヤット地を自力で開墾する場合には、それを管理できる限りにおいて利用権が認められる。

** 「集団移住計画」(transmigrasi)とは、ジャワ、ロンボク、バリ、マズラなどの人口過剰の島々(内島)から、ボルネオ、スマトラ、西パプア(イリアンジャヤ)などの人口希薄の島々(外島)へ、土地なし農などの貧困層の人々を大量に移住させようとするプログラムを言う。この計画は、スハルト政権下において大掛かりに展開された。しかし、「集団移住計画」は、1998年5月のスハルト政権の崩壊とともに、事実上中止されることとなった。その理由は、一つには、財政危機のためであった。二つには、入植者と先住民との間の対立が表面化したためである。三つには、この計画絡みの「腐敗」問題への批判の高まりのためである。

ハキム(Hakim)

原告番号： M. 37

性別： 男性

生年月日： 1926年

年齢： 79歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ドモ(Domo)族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)2年で中退

職業： 農業

家族構成： 11人——妻(77歳)、長女(46歳)、次女(44歳)、長男(42歳)、三女(40歳)、次男(39歳)、三男(38歳)、四女(33歳)、五女(26歳)、四男(23歳)

移転前の生活状況

6歳の時に、両親ともに死亡した。そのため、二人の姉妹とともに叔父に引き取られた。こうしたことから、6歳の時から働きに出た。最初は、ゴム農園において、農園労働者として働いた。その後は、いろいろな場所で働いた。その間、ウラヤット地を開墾して自分の土地を取得した。

結婚に際しては、家も新築した。そして、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、ジュンコル(jengkol)*などの果樹を植え付けた。

結婚後には、妻とともに、ウラヤット地の開墾を続けた。こうして、自分所有の農園面積を広げて行った。農園所有面積は、36ヘクタールであった。そこには、ゴム樹、ミカン樹など、種々の作物を植えた。

旧村には、働く機会は、幾らでもあった。また、ウラヤット地を開墾すれば、その分だけ農園を増やすことができた。

旧村での生活はまた、カンパル川に大きく依存していた。この川は、流域住民の生活基盤そのものであった。多くの人々は、飲料・調理用水をこの川から取水し、また水浴び、洗濯なども、この川に依存した。さらに、この川は、排泄の場でもあった。

これに加えて、カンパル川は、舟運、漁業の場でもあった。漁獲は、釣り、投網、仕掛け網、潜水漁などの方法で行われた。カピエ(kapiek)**、レレ(leleh)***、ゲソ(geso)****など、多種の魚類が漁獲できた。

また、旧村では、住民の間での「ゴトン・ロヨン」(gotong royong)*****による共同作業も、日常的に行われた。さらに、文化的・社会的活動も盛んであった。特に断食月——ラマダン(ramadan)——の前後には、各種の行事が催された。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府により何らの情報も与えられなかった。そのため、このプロジェクト絡みの住民移転問題については、何らの相談にも与らなかつた。それ故、「移転同意表明書」に署名したというようなことはない。

1991年4月13～14日に開かれたバンキナン会合については知らなかつた。この会合の後に、

そこで補償基準が決定されたことを知らされた。そのため、補償基準の低さについて、村長、ニニック・ママックらに抗議した。しかしながら、補償基準が僅かに引き上げられただけで済まされてしまった。

旧村から新村に移転するにあたっては、4,200万ルピアの補償金を得た。これは、ウラヤット地を開墾して取得した36ヘクタールの土地と家屋に対する補償であった。補償金は、移転以前に支払われた。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、家族構成を無視して、一律に同じ規模で造られていた。そのため、6×6メートルの狭い家屋において、11人が、雨露をしのぐことを余儀なくされた。

また、給水施設として設けられた井戸は機能しなかった。井戸水には濁りと臭いがあり、特に乾季には涸れてしまった。そのため、清潔な水の確保には苦勞した。雨水も飲まざるを得なかった。

その上、政府によって用意された排便施設は、粗雑な造りであった。1メートルほどの深さの穴の上に木板を乗せただけのものであった。悪臭がひどかったために、1回使っただけで使用を止めてしまった。その後は、排泄場所としては、庭先を利用するか、ないしは隣家の養魚池を利用することにした。こうした状況は、今日においても変わりはない。

子供が多いために、移転後の生活は大変であった。政府による生活手当(jadup)が支給された2年間は何とか食い繋ぐことができた。支給品は、粗悪品であったが、それによって飢えだけは何とかしのげた。

しかし、それが打ち切られて以降は、補償金を生活費に充てるほかなかった。それも、収入がないために長続きしなかった。

こうして、彼が病気になった時には、医者代、薬代も出せない状況に陥った。そのため、仕方なく2ヘクタールのゴム農園を手放すことにした。1ヘクタールは、クオ(Kuok)の住民に、もう1ヘクタールは、親戚に売却した。売却価額は、総計で570万ルピアであった。

このため、現在は、何の収入源もない。そればかりか、将来的な生活基盤を手放したことで、お先真っ暗な状態である。しかしながら、幸いなことに、現時点では、子供たちが自分の面倒をみている。

*マメ科の樹木で、その実は、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる。

**学名は、“*Puntius schwanefeldi*”である。この魚は、体長15～20センチメートルの小型魚である。

***細身の魚で、成魚の体長は、30センチメートルほどである。魚肉は、白身で、淡白な味である。

****「ベソ」(beso)とも呼ばれる。学名は、“*Macrones nigriceps*”である。成魚は、体長1メートル、体重20キログラムにもなる。

*****「ゴトン・ロヨン」とは、共通目的の達成のために、地域住民の間で行われる自発的な共同作業を言う。典型的には、道路、給水、灌漑、モスク、ムショラ(musholla)——小規模モスク——などの建設、整備、清掃などを、住民の共同作業で行う。コトパンジャン地域の村々では、かつては陸稲の栽培のための移動式焼畑農業は、この方式により行われていた。

ウスマン・マラジョ(Usman ML Marajo)

原告番号： M. 123

性別： 男性

生年月日： 1959年7月10日

年齢： 48歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(41歳)、長女(25歳)、次女(死亡)、三女(18歳)、長男(15歳)

移転前の生活状況

旧村では、家屋の広さは、15×10メートルあった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れた場所にあり、川辺に容易にアクセスできた。それ故、飲料・調理用水、水浴び、洗濯など、すべての生活用水を川水に頼った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。グラミ(gurami)*、バラウ(barau)**などの魚を漁獲した。漁獲物は、一部は自家消費に充てたが、大半は販売した。

主要な収入源は、10ヘクタールの規模のゴム農園であった。これに加えて、漁業収益、ジャングルでの木材伐採からの収益、川底からの採石の収益、ラタンの販売収益などがあつた。

そのため、生活を支えるのに十分な収入があつた。旧村では、何らかの就業機会があり、失業問題はなかつた。

移転の経緯

正確には思い出せないが、1981～2年頃にコトパンジャン・ダム建設構想について口伝で聞いた。1983年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによる会合が開かれたことについては知らなかつた。

1985年くらいの会合において、移転の必要性について知らされた。大変なショックであつた。1991年4月に開かれたバンキナン会合については知らなかつた。しかし、そこで決められた補償基準について住民が抗議したことは知っていた。

「移転同意表明書」については、特にそれについて署名するというようなことはなかつた。しかし、住民の間では、移転について反対・批判の意見を公然と表明することはできなかつた。住民の間には、とりわけ「サトコルラック」(Satkorlak)の介入を恐れる雰囲気は充満していた。住民の間には、「もしも移転に同意しなければ、サトコルラックが来るであろう」という噂が流されていた。「サトコルラック」は、主として軍関係者で構成され、ユニホームを着ていた。彼等の主要任務は、住民監視であつた。

財産目録作成チーム(Tim Penetapan Ganti Rugi)は、5名が訪れ、4日間にわたって調査した。しかし、同チームによって調査結果の確認を求められるようなことはなかつた。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金としては、3,000万ルピアを受け取った。少ないことは判っていたが、当時の政治状況の下では、とても抗議できるような雰囲気ではなかった。

住民移転は、1992年8月31日に行われた。その際、軍隊がやって来た。銃器武装した兵士が、移転プロセスを監視した。軍隊は、旧村と新村に2週間ほど滞在した。彼も10名ほどの兵士を見たとのことである。

移転後の生活状況

移住地では、住宅は、ジャングルの中に埋もれていて、見つけるのさえ苦労した。ようやく見つけた住宅は、板囲いの粗末な造りであった。6×6メートルの広さしかなく、台所でさえも付設されていなかった。それを見て、彼は、泣いたとのことである。

井戸は、5世帯に1井戸しか用意されておらず、しかも水量は少なく、水質も悪かった。そのため、雨水を生活用水として使わざるを得なかった。

政府によって用意されたトイレ施設も、劣悪そのものであった。そのため、短時日で利用を止めた。そして、自分でトイレを建設した。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、何も植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからである。この植樹は、住民に苗木、肥料などとともに、植え付け／手入れ費用を政府が支給するという形で行われた。

彼のゴム農園は、住宅からは4キロメートルも離れた所にある。そのため、オートバイで行かざるを得ない。植え付け当初は、ゴム農園に毎日通い苗木の世話をした。現在は、必要な際に行くだけである。しかし、2001年に植え付けたゴム農園からは、未だ収入を得ることはできない。あと数年待たねばならない。

現在、主要な収入源となっているのは、一つは、移転直後に自分で植え付けたゴム樹である。この植え付けは、補償金を利用して行った。このようなゴム樹が200本ほどあり、それらは、今日、樹液を採取できるまでに育っている。

二つ目は、パラウィジャ地に植え付けたバナナ、ミカンである。これらも、市場向けに販売している。

三つ目は、養魚池での養殖漁業からの収益である。養魚池は二つあり、そこではパティン(patin)魚を飼育している。これらの養魚池は、他人の土地を買って取って造成した。現在は、8,000匹のパティン魚を養殖している。

これらの収益で、現在は、十分に生活費を賄える状態にまで達した。しかし、彼には未だに補償金の支払いがなされていない土地が、3区画(persil)あるとのことである。二つの区画については書類を保持しているが、もう一つの書類は、引越しの際に紛失してしまったとのことである。

*「グラメ」(gurame)とも呼ばれる。学名は、“*Osphronemus*”で、成魚の体重は、5キログラムにもなる。現地の人々により好んで食べられる魚種の一つである。それ故、現地では、この魚種の養殖も盛んである。

**学名は、“*Hampala (macro)lepidota*”である。この魚は、コトバンジャン・ダムの建設以降、ほとんど姿を見掛けなくなった。

ハサヌシ(Hasanusi)

原告番号: M. 41

性別: 男性

生年月日: 1945年

年齢: 60歳

出生地: プロウ・ガダン村

氏族: ピトパン(Pitopang)族

宗教等: イスラム教、ニニック・ママック

学歴: 中学校(SMP)卒業

職業: 農業

家族構成: 4人——妻(63歳)、長女(34歳)、長男(30歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の大きさは、15×9メートルであった。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れた所にあった。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などを、すべてカンパル川に依拠した。また、カンパル川は、漁業の場でもあった。漁獲物の一部は、家庭で消費したが、大部分は、市場で販売した。

旧村では、9ヘクタールのゴム園と3ヘクタールのミカン園を有していた。その他、家の周りの庭園には、ドリアンが43本、ランブータンが40本、ピナンが40本、ジュンコルが60本、ココナツが2本あった。

そのため、生活は、安定していた。ゴムとミカンの収入で米を買うことができたし、魚は自給できた。また、生活用水に困るといったようなこともなかった。

旧村では、人々の信仰心は篤かった。そして、村人の間には相互扶助の精神が行き渡り、「ゴトン・ロヨン」(gotong royong)による共同作業にも協力的、積極的であった。そのため、ニニック・ママックとしての役割も、非常にやり甲斐があった。

移転の経緯

ニニック・ママックの地位にあったにもかかわらず、コトパンジャン・ダム建設構想については、正式には何も知らされなかった。また、1991年4月のバンキナン会合には招かれなかった。さらに、その後のジャカルタ旅行にも招待されなかった。恐らくコトパンジャン・ダム建設に批判的な立場を採っていたためであったと思われる。

旧村から新村への移転同意を求められるようなことはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したというようなことはない。ただし、政府主催の小規模な会合で、家族構成、土地所有状況などについてのアンケート用紙が配布された。単なるアンケート調査と思ったので、それには署名した。

財産目録作成チームが自宅を訪れたのは、1日だけであった。余りにもずさんな調査に腹が立ったので、その場で抗議した。そのため、「住民財産目録書」には署名しなかった。

補償金は、移転前に受け取った。しかしながら、余りの少なさに怒って、補償委員会(Panitia Ganti Rugi)に対して抗議した。特にココナツ、ドリアン、ランブータンなどの果樹が植えられていた区画が、600万ルピアにしか資産評価されていなかったからである。この抗議の結果、同区画の補償額

は、1,400万ルピアに修正された。しかし、全体としては、低い資産評価のままで、補償総額としては4,800万ルピアしか受け取らなかった。

移転に際しては、軍隊が介在した。旧村では兵士の姿を見掛けなかったが、新村では各世帯に3名ずつの兵士が配置されていた。彼等は、庭地の整備などの手伝いをした。また、給食サービスも行った。軍隊は、1週間ほど滞在した。

移転後の生活状況

移転時には、住宅の周囲はジャングルで覆われていた。そのため、まず最初に、住宅の周辺の草木を取り除くことから始めなければならなかった。住宅は、セミ・パーマネントではなく、6×6メートルの小さな木造家屋で、粗末な造りであった。

また、政府が用意した井戸は汚濁しており、飲用には適さなかった。そのため、自分で井戸を掘らざるを得なかった。また、雨水も利用した。

トイレ施設として設けられていたのは、1メートルほどの深さの穴をセメントと木板で覆っただけの装置であった。腐敗槽は、付置されていなかった。そのため、悪臭に悩まされたので、数ヶ月使っただけで放棄してしまった。その後は、近くの小川——ガガ(Gagak)川——で用を足してきている。

2ヘクタールのゴム農園は、2個所に別れて支給された。住宅からはそれぞれ400メートルと600メートルほど離れた場所にある。しかし、移転時には、農園には苗木でさえも植えられていなかった。

ゴムの植え付けが行われたのは、2001年になってからである。1ヘクタール当たり460本の植え付けを行った。それ故、未だ本格的にゴム樹液を採取できるような段階ではない。

しかしながら、収入源のない現状の下では、若木に刻みをつけて無理にゴム樹液を採取せざるを得ない*。1日当たり約8キログラムの収穫がある。1キログラム当たり3,700ルピアであるから、2万9,600ルピアの日収である。

これでは、到底生活できないから、妻が、小さな売店——現地では、「ケダイ」(kedai)と呼ばれる——を営んでいる。しかし、その売り上げは僅かである。そのため、生活は非常に厳しい。

なお、新村での住居場所は、くじ引きで決められたために、同一氏族(スク)がバラバラになり、また旧村での隣人関係が壊れてしまった。その上、新村には、ルマ・ガダン(rumah gadang)**もない。そのため、ニニック・ママックとしての活動が、非常にやりにくくなってしまった。

さらに、旧村での多くの伝統が失われてきている。例えば、旧村では、祝祭日には水牛を神に捧げる儀式——「ハリ・ラヤ・コルバン」(Hari Raya Korban)——が行われた後に、皆でその肉を食べた。しかし、新村では、水牛を飼育するだけの土地的余裕がないために、この伝統は廃れてしまった。

これに加えて、新村では、ウラヤット地がないために、新規世帯に配分できる土地的余裕がない。この問題は、今後、ますます深刻化してくるであろう。

*若木のうちに無理に採取すると、将来的な樹液生産に悪影響が出る。彼は、こうしたマイナス影響を知りつつも、当面の収入を得るために、若木を痛めつけざるを得ないのである。

**「ルマ・ガダン」は、「大きな家」の意味である。かつては氏族(スク)ごとに、ルマ・ガダンが建てられていた。そこでは、ニニック・ママックの主宰により「ムシャワラ」(話し合い)集会が開かれ、村落共同体の重要事項が決定された。また、そこでは、結婚式とか葬儀とかの行事も催された。

エリ・アグス(Eli Agus)

原告番号： M. 28

性別： 女性

生年月日： 1969年8月17日

年齢： 36歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 4名——夫(41歳)、長男(16歳)、長女(15歳)

移転前の生活状況

移転前には、両親と一緒に暮らしていた。弟を含めた4人家族であった。結婚後、程なくして夫が死亡してしまった。そのため、再婚した。

再婚した夫とともに、ウラヤット地を開墾して、1ヘクタールの農地を造成した。そして、そこに500本のゴム樹を植え付けた。また、ゴム樹の間では、「間作」(tumpang sari)方式*により、陸稲——現地では、「ゴゴ」(gogo)と呼ばれる——を栽培した。

旧村での生活は、決して楽であったとは言えないが、米を自給できたことから食事に事欠くというようなことはなかった。また、飲用水で苦勞することもなかった。さらに、ゴム樹液の販売で、ある程度の現金は得られた。

移転の経緯

毎日の生活に専念していたので、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては何も知らなかった。立ち退きの必要について知ったのは、移転の直前であった。生まれ育った土地を離れなければならないというのは、実に大きな衝撃であった。

こうした経緯から、政府により移転意思を問われたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

補償金としては、400万ルピアを受け取った。これは、家屋と1ヘクタールの開墾地に対する補償であった。

移転後の生活状況

移転した際には、住宅は、ジャングルの中であり、周辺整備をするのに大変であった。住宅は、「集団移住計画」の下での移住者(transmigran)**に提供されるのと同じ造りで、6×6メートルの大きさしかなかった。木製の壁、トタン葺きの屋根、セメント張りの床という造りであった。床のセメントは、3センチメートルの厚さしかなかった。

それは、住宅というよりも、むしろ掘っ立て小屋であった。このような粗雑な造りの小さな家屋に腰を落ち着けるのかと思うと、気が滅入ってしまった。

政府によって用意された井戸が機能しなかったために、飲料・調理用水などの生活用水の確保には苦勞した。そのため、雨水なども飲用せざるを得なかった。

トイレ施設も、貧弱そのものであった。不衛生な上に、悪臭に悩まされたために、短期間で利用を止めてしまった。

2ヘクタールのゴム農園のうち、1ヘクタールについては、幸いなことにゴム樹が植え付けられていた***。そこからは、現在、1日当たり8キログラムのゴム樹液を採取できる。

しかし、それだけでは生活して行けない。そのため、彼女の夫は、他のゴム農園に採取労働者として働きに出ている。

それでも生活は苦しい。特に高校に通っている長男と中学校に通っている長女の勉学を続けさせることは非常に難しい。そのため、1ヘクタールのゴム農園を売らざるを得なかった。売却価額は、150万ルピアであった。

将来的な収入基盤の半分を失ってしまったことで、生活再建の見通しは立たない。このままでは、彼女の夫は、いつまでも農園賃金労働に出て、僅かばかりの賃稼ぎを続けなければならない。それでは、食べるだけで精一杯である。

そのため、今後、子供の就学を続けさせることができるかどうかは不確かである。現状では、子供の教育費については、父親から資金的支援を仰ぐことにより、何とか通学させることができている。

なお、移転後10年以上を経過した今日では、住宅のあちらこちらが傷み出している。雨漏りがするし、板壁は朽ちてきており、床のセメントも剥がれてしまっている。しかし、現在のような収入状況の下では、住宅の改築費を捻出することは、到底不可能である。

*現地では、伝統的に「間作」(tumpang sari)と呼ばれる作付け方式が広く行われてきている。一般的には、ゴム樹ないしはアブラ・ヤシ樹の間に陸稲、トウモロコシなどの作物を植え付ける。

**「集団移住計画」の下で、ジャワ島などから入植してくる移住者に対しては、通常、2ヘクタールの農園、0.4ヘクタールの耕地、0.1ヘクタールの庭地とともに、6×6メートルの規模の住宅が提供された。

***これは、1992年に実施された「第1期植え付け事業」の下で植樹されたゴム樹である。

アドナン・ボーイ(Adnan Boy)

原告番号： M. 6

性別： 男性

生年月日： 1960年12月12日

年齢： 45歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業、漁業

家族構成： 6人——妻(36歳)、長女(24歳)、次女(22歳)、三女(19歳)、四女(16歳)

移転前の生活状況

1980年年に結婚し、2年後に独立して、自分の家屋を持った。新居は、6×8メートルの大きさで、セミ・パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、ジャングルの泉からパイプで引いて取水した。ただし、MCK(水浴び、洗濯、排泄)は、カンパル川まで出掛けて、そこで行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、釣り、投網、仕掛け網などの方法を用いた。主な漁獲魚は、カピエ、レレ、ゲソ、グラミ、バラウのほか、タパ(tapah)*、レラン(lelan)**、ガブス(gabus)***、バウン(Baung)****などであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を市場に出して販売した。

移転前には、自分でウラヤット地を開墾して、25ヘクタールのゴム農園を有していた。一日当たり6,000ルピア、一週当たり3万6,000ルピアの収入があり、ゴム樹液の採取だけで十分に食べて行けた。

家の周りには、20×30メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ(3本)、ランブータン(4本)、ピナン(5本)、バナナ(10本)などの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村での生活は安定していた。魚や果樹は自給できたし、米は安価に入手できた。また、必要な現金は、ゴムの販売で得られた。さらに、生活用水の入手に困るようなこともなかった。

移転の経緯

彼は、コトパンジャン・ダム建設計画に関する国際協力事業団(JICA)によるF/S調査の測量にかかわった。そのため、ダム建設に伴う移転問題の発生の可能性については、比較的早い段階から認識していた。

しかし、彼によれば、ダム建設と移転問題について、住民合意が求められることはなかったとのことである。それ故、彼は、「移転同意表明書」には署名したことはない。ただし、アンケート調査には応じて、それに記入し、署名した*****。

財産目録作成チームとしては、6名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど滞在しただけであった。その際、彼等により調査結果の確認は求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

ただし、1週間後に、村役場に呼び出されて、土地区画(persil)面積が記載された書類を提示され、その写しを受け取った。それには、補償金額は記載されていなかった。それらの書類には署名した。単なる所有地の確認にすぎないと思ったからである。

立ち退き補償金額は、総額で2,000万ルピアであった。所有資産に比べて余りにも少なすぎると思ったので、補償委員会に対して異議を申し立てた。しかし、結果的には、ほとんど上乗せされなかった。こうした異議申し立ての経緯から、補償金は、4回に分けて支払われた。移転前に2回、移転後に2回であった。

移転に際して、軍隊の介在があったことは知っていた。しかし、当地は村の中心部からは外れていたため、彼の引越し作業に軍隊が直接に介入することはなかった。引越し作業は、車を持っていたことから、彼自身で行った。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、政府約束とは異なり、セミ・パーマナントな造りではなく、6×6メートルの木造家屋であった。屋根はトタン葺き、壁は板張り、床は薄いセメント張りという粗雑な造りであった。

給水施設としては、10世帯に1井戸が設けられていただけであった。しかも、水質は劣悪で、黄色く濁り、臭いまでもがした。そのため、井戸水は、水浴びと洗濯の目的のためにしか使用しなかった。飲料・調理用水としては、雨水を利用した。雨水では足りない場合には、近隣の良い井戸にまで貰い水に出掛けた。

このような状態は、余りにも不便であった。そのため、1年後に自分で井戸を掘って、生活用水を確保した。最近になって、ようやくにして公共給水栓(HU, Hydrant Umum)から生活用水が得られるようになった*****。

移転時に政府によって家の脇に備え付けられたトイレ施設も、劣悪そのものであった。排泄穴の上に便器と木板を置き、パイプで腐敗槽に繋げただけの装置であった。しかし、洗浄水が得られないために排泄物が溜まり、悪臭が充満した。そのため、短時日で使用を止めてしまった。その代わりに、養魚池で用を足した。

移転時には、ゴム農園の割り当ても行なわれず、また農園にはゴム樹の苗木でさえも植えられていなかったことから、たちまちのうちに生活難に陥ってしまった。2年間は、生活手当で飢えをしのいだ。米は、古米で不味かったが、食べるほかなかった。しかし、塩漬け魚は、腐っており、とても食べられるような代物ではなかったので、全部捨ててしまった。

生活手当が打ち切られた後は、補償金で何とかやり繰りしたが、それも尽きてしまった。そのため、旧村に行ってゴム樹液を採取することにした。なぜなら、25ヘクタールのゴム農園のうち、5ヘクタールが水没を免れて残っていたからである。しかし、現在の移住地からゴム農園までは10～20キロメートルも離れているため、昔のゴム農園に小屋を建てて、そこに寝泊りして、ゴム樹液を採取した。2週間で、14～15万ルピアの収入となった。

ゴム農園の割り当てがくじ引きで行われたのは、移転から3年後であった。しかし、割り当て地の

半分は、湿地であった。湿地部分ではゴム樹を植え付けることもできないので、水稻栽培を試みてみた。しかし、鳥害のために十分な収穫が得られなかった。

パラウイジャ地は、土壌的には痩せていて、食用作物の栽培には適していない。そのため、この土地には未だに何も植えていない。

こうしたことから、ゴム農園とパラウイジャ地からは収入を期待できない。そのため、1993年からは、自宅の近くで、養魚池漁業を始めた。養魚対象の魚種は、パティン魚である。しかし、現在までのところ、借金漬けの状態である。

その上、2005年6月には、プロウ・ガダン村／コト・マスジッド村の一带に蔓延した魚病のために、養殖魚が全滅してしまった。余りのショックに3日間寝込んでしまった。今後どうすれば良いのか、お先真っ暗な状態である。

なお、付言しておかねばならないのは、同村には年2回ほど象の群れが押し寄せてくることである。象の群れは、近年は大きくなり、6～10頭にまで増えている。これらの象は、1回当たり2週間ほど滞在する。その間、単に農作物を食い荒らすばかりでなく、最近では象が凶暴化して家屋を破壊までする。そのため、すでに20数軒が移転を余儀なくされた。しかし、これに対して政府からの移転補償はなされなかった。

コトパンジャン・ダム建設以前には、象は、金物を鳴らせば立ち去って行った。しかし、今日では、そのようなことでは、象は動こうとしない。

生息環境を奪われた象も、生きるのに必死なのであり、田畑にしか食べ物を見い出せないのである。その意味では、象もまた、人間と同様、コトパンジャン・ダムの被害者／犠牲者なのである。

*学名は、"Wallago leeri"で、回遊魚である。成魚は、体長1メートル、体重15キログラムにもなる。この魚種は、コトパンジャン・ダム建設以降は、激減してしまった。

**学名は、"Labeo pleurotaenia"である。この魚は、コトパンジャン・ダム建設以降、減少傾向にある。

***学名は、"Ophiocephalus striatus"で、底魚の一種である。成魚の体長は50センチメートル、体重は5キログラムにもなる。

****ナマズの一種で、学名は、"Macrones nemurus"である。現地では、非常にポピュラーな魚である。この魚は、鮮魚のまま、ないしは燻製品にして売られる。

*****これは、「家族調査書」への記入と署名を指すのではないかとと思われる(付属資料④参照)。

*****この公共給水栓(HU)は、1999年に発生したプロウ・ガダン村の村長らの「汚職」事件のために機能不全に陥っていた給水施設を補修／拡張したものである。

ユルマイティ(Yulmaiti)

原告番号： M. 127

性別： 女性

生年月日： 1949年12月29日

年齢： 46歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——夫(47歳)、長男(25歳)、次男(20歳)、三男(18歳)、長女(14歳)、次女(12歳)

移転前の生活状況

旧村には、二つの家屋があった。一つは、6×6メートルで、もう一つは、6×5メートルの大きさであった。そこに両親と6人の子供で住んでいた。

住居は、カンパル川からは40メートル離れているだけであった。しかし、洪水に見舞われたことはなかった。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

また、食卓用の魚も、カンパル川から容易に得られた。カピエ、パティン、タパ、ガブス、レレ、パウエ(paweh)*、シバン(siban)**など、多様な魚が獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村には、10ヘクタールのゴム園があった。また、家の周りの庭地には、ドリアンが14本、ココナツが8本あった。その他、マンゴスチン、ジュンコル、ドゥク、ピナン、マチャン***などの果樹もあった。

こうしたことから、旧村では、落ち着いた生活ができていた。食事に事欠くこともなかったし、また生活用水で困ることもなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、村長に呼び出されて、移転の必要を知らされて、初めて知った。村長は、その場で、移転先の住居割り当てのために、くじ引きを行うよう告げた。それを聞いて、余りのショックに泣き出してしまった。

補償金は、移転に先立って、事前に支払われた。補償金額は、1,100万ルピアであった。その多寡についてとやかく言うことは許されなかった。

移転後の生活状況

移住先の住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。そのため、周辺の草木を取り除くだけでも大変であった。住宅は、6×6メートルと狭く、しかも板張りの壁、トタン屋根、薄いセメント張りの床という粗末な造りであった。

また、移転時には、給水施設は整えられていなかった。そのため、雨水を利用せざるを得なかった。こうした状態は、今日でも同じであり、未だに安全な飲料水を入手できない状態が続いている。

トイレ施設も、入居時には粗末な設備が、家の脇に設けられているだけであった。しかし、悪臭が

ひどく、また不衛生であったので、短期間で使うのを止めてしまった。この問題も、未だに解決されておらず、今日でも頭痛の種である。

移転時にはまた、ゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分で行った。

ゴム農園は、1ヘクタールずつ2個所に別れている。住居からは、それぞれに2キロメートルの距離である。歩いて行き来しているが、片道だけで30分もかかり、重い荷物を背負って行く際には大変である。また、そこでの道路事情は、非常に悪い。特に雨季には、ぬかるんで、滑り易くなり、骨折の危険さえある。

ゴム樹は植え付けて間もないことから、未だに樹液を採取できるような段階ではない。そのため、収入源をどうするかは、悩みの種である。

幸いにして、旧村のゴム園の一部が水没を免れた。しかし、それらのゴム樹は、三つの島に分散している。それぞれに18本、14本、15本ずつ残っている。そこに行くのには、サンパン(小舟)を使わねばならない。

しかし、それだけの収入だけでは食べて行けない。そのため、他の人のゴム農園に働きに出ている。1日当たりの俸給は、2万ルピアである。また、彼女の夫も、ゴム樹液の採取労働者として働きに出ている。夫の方の収入は、毎月35万ルピアである。彼女の夫はまた、ゴム農園の仕事の後、ダム貯水池に漁業に出掛けている。漁獲物は、それを販売して、家計の足しにしている。

このような状態の打開策として、家の脇に養魚池を造成して、養殖漁業を始めた。現在、2,000匹のパティン魚を飼育している。必要資金は、魚仲買人(tauke)から借りた。

こうしたことから、目下のところ、借金漬けである。そのため、電気代の支払いも、しばしば遅れる。しかし、生活を切り詰めてでも、長女(中学生)と次女(小学生)の学業だけは続けさせたいというのが、彼女の願いである。

*学名は、” *Osteochillus hasseleti* ” である。

**学名は、” *Puntius sp.* ” である。

***マンゴーに似た果実である。

ヘンドロ・ブディアント(Hendro Budianto)

原告番号： M. 173

性別： 男性

生年月日： 1973年

年齢： 31歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ(Mela Yu)族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 4人——妻(30歳)、長男(7歳)、長女(2歳)

移転前の生活状況

旧村では、両親とともに生活した。住居は、カンパル川の近くに位置していた。そのため、飲料・調理用水は、この川まで出掛けて取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、魚釣りもしたし、水泳もした。父親は、時折、この川で漁業も行った。漁獲物は、家族で食べた。

父親は、1ヘクタールのゴム園を有していた。家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチンなどの果樹があった。

しかし、生活面では、必ずしも豊かな方ではなかったので、他の人々の農園で働くことにより家計を補った。就業機会は幾らでもあり、仕事にあぶれるというようなことはなかった。

そのため、食事に事欠くというようなことは一度もなかった。また、水問題で苦労するというようなこともなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、噂には聞いていたが、政府によって情報が公開されず、また住民参加も図られなかったために、その詳細については知らなかった。また、移転問題について、「ムシャワラ」会合が開かれることもなかった。ただこのダム建設によりプロウ・ガダン村が水没すること、そのために村民が移転しなければならないことについては、口伝えに聞いていた。そのため、漠然と将来への不安を抱いていた。

こうして、住民意思が問われることなく、すべての決定が、トップダウン方式でなされたのである。そのような非合理的、かつ非民主的な方法で、住民の運命が決められてしまったのである。

移転時には、彼は、18歳で、未婚であった。そのため、補償金の受け取り対象とはされず、また住宅、ゴム農園、パラウィジャ地も支給されなかった。

移転後の生活状況

新村に来た後には、父親と同居した。父親に割り当てられたのは、36平方メートル(6×6メートル)の粗末な木造家屋であった。トタン葺きの屋根、木製の壁、薄いセメント張りの床という造りの住宅で、施工もずさんであった。

政府によって用意された給水施設は、役立たずであった。そのため、雨水を溜めて、それを飲用した。

また、住宅の脇に備え付けられたトイレ施設も、使い物にならなかった。悪臭がひどく、短時間で使用を止めてしまった。

移転時には、収入源がなかったために、すべてが、父親の補償金と生活手当に頼った生活であった。最初の2年間は、生活手当で食いつないだ。しかし、生活手当が打ち切られてからは、毎日の食事にも事欠くという有様であった。

それから暫くして結婚した。しかし、新規世帯には、住宅は割り当てられなかった。また、ゴム農園やパラウィジャ地も支給されなかった。

そのため、現在は、義理の母親の住宅に同居している。この住宅は、政府によって供与された家屋を改築したものである。

2ヘクタールのゴム農園での植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植樹にあたっては、苗木、肥料などとともに、植え付け／手入れ資金も政府によって支給された。それを利用して、自分自身で植え付けを行った。

しかし、未だゴム農園からの収入はない。また、ゴム樹は、猪、鹿、鼠などの食害に加えて、シロアリ、キノコなどの病虫害により生長がはかばかしくない。

現在、主要な収入源となっているのは、旧村での妻の実家のゴム園である。幸いなことに、ゴム園の半分が残っている。そこからは、生活費を賄うだけの収入が得られる。

もう一つの収入源は、旧村のウラヤット地での陸稲(gogo)の栽培である。これは、伝統的な移動式焼畑農業*の方法で行う。そのために、年1回、20日間にわたって現地に滞在する。これにより、年間約70万ルピアの収入が得られる。

*コトパンジャン・ダム建設プロジェクトの実施の以前には、現地では、「移動式焼畑農業」が広く行われていた。それにより、主として陸稲が生産された。この目的のために、かつてはニニック・ママックにより共同作業チームが組織された。1チームは、通常、15人の村人で構成された。こうしてニニック・ママックによって作成されたスケジュールに従って、村人は、ローテーションにより作業分担を行った。これも、「ゴトン・ロヨン」の一形態であった。

マリアニ(Mariani)

原告番号： M. 141

性別： 女性

生年月日： 1961年7月

年齢： 44歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——夫(3年半前に交通事故で死亡)、長女(23歳)、次女(20歳)、長男(17歳)、次男(13歳)、三男(3歳)

移転前の生活状況

1982年に結婚した。家屋は、14×8メートルの大きさと、セミ・パーマネントの造りであった。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れた場所にあった。

こうした状況のため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、井戸から取水した。トイレには、養魚池を利用した。

カンパル川では、夫とともに、漁業を行った。主として魚網を用いて、漁獲した。主な漁獲魚は、グラミ(gurami)、バラウ(barau)、タパ(tapah)、レラン(lelan)、カピエ(kapiek)、バリド(balido)であった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費したが、余れば市場で販売した。

農園としては、ゴム園とミカン園を有していた。それぞれに8ヘクタールと1ヘクタールの広さであった。このほかに3ヘクタールの土地で陸稲(gogo)を栽培した。このゴゴ栽培は、移動式焼畑農業により、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。

家の脇には、4つの養魚池があった。二つは、12×10メートルの大きさと、他の二つは、15×15および4×4メートルの広さであった。そこでは、グラミ、ニラ(nila)*、ラヨ(rayo)**を養殖した。

家の周りには、0.75ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、マンゴー、ランブータン、ジュンコル、ピナンなどの果樹が植えられていた。また、パイナップルも栽培されていた。その他、薬草——クンイット(kunyit)、ラオス(laos)、ケンチュル(kencur)など——も植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設については、政府によりその効用のみが語られた。そして、移転すれば、生活条件は、以前よりも良くなるというのが、政府宣伝であった。それを信じて、「移転同意表明書」には署名した。

財産目録の作成のためには、3チームが訪れた。調査員は、総勢で6名であった。それぞれのチームは、家屋、庭地・養魚池、ゴム園について調査した。しかし、調査時間は、15～30分ほどであった。その際、「住民財産目録書」への署名は求められなかった。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、2,000万ルピアであった。このうち、家屋、庭地、

養魚池、ゴム園に対する補償が、1,500万ルピアであった。

この補償金額には、到底満足できなかった。しかし、どのようにして異議を申し立てれば良いのか判らなかった。そのため、抗議はしなかった。

移転後の生活状況

移転の際には多数の軍隊がやって来た。旧村の集落(dusun)には、20名以上の兵士が来た。彼等は、監視の合間に、引越しを手伝った。新村にも、多くの兵士がいた。彼等は、監視業務の傍ら、庭地の草木の除去などを手伝った。

移転作業期間は、3日間であった。その際、彼女の父親が病気だったので、彼女は、3日前から新村に出掛けて、移転の準備作業に取り掛かった。そして、新村での住宅の整備を終えて家に帰ってみると、すべての家財道具が消えてしまっていた。

家財道具のないままに、政府によって用意された住宅に入居した。最初の仕事は、住宅周辺の草木を取り除くことであった。6×6メートルの住宅は、粗末な造りで、板張りの壁、アスベスト葺きの屋根、薄いセメント張りの床であった。床は、均一には施工されておらず、波打っていた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。幸いにも、他の世帯の場合とは異なり、水質は良好であった。

トイレ施設としては、深さ1メートルほどの穴の上に木板が乗せられているだけであった。腐敗槽は、付置されていなかった。そのため、排泄物が溜まり、悪臭に悩まされた。それでも我慢して、1年間ほど使用した。その後は、隣家の養魚池を借りて用を足している。

移転後2年間は、生活手当が支給された。米は、古米で、味も悪かった。しかし、それを口にするほかなかった。塩漬け魚は、大抵の場合腐っていた。そのため、良質なものを食べた。

ゴム農園は、当初、1ヘクタールを割り当てられただけであった。そのうちの半分は、ピート土壌の湿地帯であった。しかも、そこには道路沿いに30本のゴム樹が植え付けられているだけであった。

そのため、2年後には、非湿地帯に500本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、約400本である。およそ100本のゴム樹が、主としてシロアリの被害のために失われてしまったのである。

1回目に割り当てられたゴム農園は、住居からは1キロメートルほど離れていた。これに対して、2000年に2回目の割り当て分として与えられた残りの1ヘクタールのゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れていた。いずれも歩いて行くしか方法がない。

後者のゴム農園には、480本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、400本ほどである。ゴム樹減少の主な原因は、猪と鹿の食害である。

ゴム農園が遠隔地であるのに対して、パラウィジャ地は、住居の裏手に割り当てられた。そこには、移転時に40本のミカン樹を植え付けた。しかし、十分に結実しなかった。土壌が痩せているためである。そこで、2005年には、この土地に200本のゴム樹を植え付けた。

現在の主要な収入源は、三つある。一つ目は、1回分として配分されたゴム農園において残っている約400本のゴム樹からの樹液採取である。この樹液採取は、甥によって行われている。彼との間には生産分与方式(sistem bagi hasil)の契約を結び、それぞれが50%ずつを受け取るになっている。それによる収入は、週当たり約15万ルピアである。

二つ目の収入源は、農園賃労働である。これによる収入は、1日当たり2万ルピアである。週当た

りでは、5日労働で、10万ルピアである。

三つ目の収入源は、養魚池での養殖漁業である。養魚池は、全体では100×40メートルの広さがある。これを二つに分けて、パティン魚を飼育している。

この養魚池は、彼女の夫が生存中に運転手として働きながら貯めた金に、彼女の賃労働収益による貯金分を加えて購入した。貯水池の購入価額は、一つが125万ルピア、もう一つが600万ルピアであった。

養殖に必要な資金は、BPL銀行から借りた。最初は1,000万ルピアの借入れで、年2回の収穫により2,800万ルピアの収益を上げた。銀行に対して元本と利子1,120万ルピアを返済しても、1,680万ルピアの純収益があった。

しかし、現在では、費用/便益は、ほぼトントンである。その最大の理由は、夜中のうちにパティン魚を盗まれてしまうためである。

こうしたことから、生活は楽ではない。子供たちの養育費、教育費だけでも大変である。次女は、リアウ大学(Universitas Riau)の経済学部で学んでおり、また長男は高校(SMA)、次男は中学校(SMP)に通っている。さらに、三男は、幼稚園に通っている。これに加えて、父親(85歳)の面倒も看なければならない。

幸いなことに、次女、長男、次男のいずれもが、奨学金を貰っている。奨学金を得られなければ、彼等に高等教育を受けさせることは到底不可能である。

このような状態の下でも、毎月2万ルピアの電気代は、何とか払っている***。家計は、まさに火の車である。

彼女によれば、コトパンジャン・ダム建設は、一家にとって厄災そのものであった。移転時には、家財道具を盗まれてしまったために、ゼロから出発しなければならなかった。移転後には、彼女の夫は、運転手として糊口を賄ったのであるが、その際交通事故を起こしてしまい、9名の死傷者を出してしまった。そのため、借金をして、補償金を支払わなければならなかった。

その後、彼女の夫は、二回目の交通事故を起こし、自らも死去してしまった。それ以降、彼女は、女手一つで5人の子供を育てなければならなかったのである。

*学名は、“*Oreochromis nilotica*”で、成魚の体長は、15～20センチメートルである。成長が速いことから、養殖に向いているとされる。現地では、非常にポピュラーな魚種の一つである。

**成魚の体長は、20～30センチメートルで、魚体の色彩は、赤色、橙色、黒色など、カラフルである。この魚種は、成長が早い。人工飼料を投与すれば、稚魚の放流から、ほぼ3ヶ月で出荷できる。

***コト・マスジッド村の場合には、プロウ・ガダン村と同様、電気の据え付け料金は無料であった。

(2) ラナ・スンカイ村

ラナ・スンカイ(Ranah Sungkai)村は、住民移転に際して、バトゥ・ブルスラット(Batu Bersurat)村の一部が分離して形成された。住民移転は、1995年1月2日に実施された。

この移転にあたっては、住民には、一度の輸送機会しか与えられなかった。そのため、住民は、一度では運び切れなかった家財道具、農具、家畜などを、自己負担で運ばなければならなかった。

また、この住民移転の過程では、軍隊が介在した。インドネシア国軍(ABRI)は、新村に7日間にわたって駐留した*。しかし、その人数は、10名前後であった。そのため、村人のうちには、兵士を見掛けた者もいれば、そうではない住民もいた。

ラナ・スンカイ村は、斜面勾配が40度近くもある丘陵地帯において、熱帯林を剥ぎ取って造成された。そのため、居住条件としては劣悪である。とりわけこの村では、水の確保が難しい。

新村に到着した際に、多くの住民が、自分に割り当てられた住居を探すのに苦労した。その理由は、一つには、住宅の建設後数年を経ていたために、住宅が、草木で覆われていたためである。もう一つには、住民には、事前に新たな移住地を見る機会を与えられなかったためである。

新村において住民にあてがわれた住宅は、事前の政府約束とは異なり、セミ・パーマネントの造りではなかった。それは、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

その上、セメント張りの床の造りも粗雑であった。セメントの量を減らして、その代わりに土砂を混入するというインチキ/手抜き工事が行われたのである。そのため、多くの家庭では、入居後暫くして、床が剥がれてしまった。

給水施設もまた、劣悪であった。5世帯に1個の井戸が用意されていたのであるが、その多くは、使い物にならなかった。そのため、多くの住民は、雨水を利用するか、近くの小川 とりわけクナリ(Kenari)川 の水を利用せざるを得なかった。

その後、政府によって公共給水施設が設けられた。これは、河川水を揚水ポンプで汲み上げて、それを貯水槽に入れ、そこからパイプ網で公共給水栓(HU, Hydrant Umum)にまで導水しようとする施設であった。しかし、この給水施設は、2週間ほど稼働しただけであった。この失敗の主な理由は、河川の水深が浅く(約1メートル)、特に乾季には、ほとんど水量が無くなってしまいうためであった。

また、政府によって家の脇に設けられたトイレ施設は、穴の上に便器を乗せ、その周りを木板で囲っただけの粗末な装置であった。洗浄施設が付置されていなかったために、穴底には排泄物が溜まり、悪臭が漂った。そのため、多くの住民は、短時日でそれを使用するのを止めてしまった。

こうしたことから、多数の人々が、「水浴び、洗濯、排泄」(MCK, Mandi, Cuci dan Kakus)の目的のためにクナリ川に押し寄せた。そのため、この小川の水質は、たちまちのうちに悪化した。

しかし、ラナ・スンカイ村においては、今日でも、およそ住民の半数が自宅にトイレを有していない。これらの人々の多くは、未だに排便施設としてクナリ川を利用しているのである。川から離れて住んでいる人々は、養魚池を利用するか、ないしは自宅の庭先に穴を掘って用を足すしかない。

ラナ・スンカイ村の住民が電気を享受できたのは、移転後2年も経ってからであった。しかも、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束とは異なり、15万ルピアの据え付け料金を支払われた上に、初年度から電気料金を徴収された。こうしたことから、同村では、未だに電気を引くことのできない世帯が多い。同村

住民のおよそ半数が、今日でも無灯状態である。

また、道路には、街灯がない。そのため、夜には真っ暗闇の状態である。このような状態の下では、住民が夜間に会合を開くことは難しい。

その上、政府約束では、植え付け後2年を経過したゴム農園を供与されるはずであったが、その約束も守られなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年以降になってからであった。そのため、住民には、未だに収入源がない。

ゴム農園は、一般に、住居地からは2～4キロメートルも離れた場所にある。しかも、そこへのアクセス道路は、未だ整備されていない。そのため、住民は、歩いて行き来しなければならない。特に雨季には、道がぬかるんで歩行困難となる。こうしたことから、ゴム農園の手入れ/管理が難しい。すでに植え付けゴム樹の相当数が、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害により失われてきている。

また、パラウイジャ地も、そのほとんどにおいて作物が植えられていない。その多くは、熱帯林を剥ぎ取って造成されたために、表土が流出してしまって、ラテライトの土質が剥き出しの状態、作物栽培には適していないためである。

今日、住民は、ゴム農園とパラウイジャ地のいずれからも収入を得られない状態の下に置かれている。そのため、住民は、農園労働者、木材伐採、採石などにより、生活の糧を得ようともがいている。賃金労働の行き先は、タンドゥン(Tandung)、パシル・パンガヤン(Pasir Pangayan)などの村々の農園である。しかし、そのような雇用機会ですらも得られない人々は、村外に「ムランタウ」に出るほかない。

こうした劣悪な居住条件のために、多くの住民が同村を立ち去り、ルブック・アグン(Lubuk Agung)村のクアラン・ジャヤ(Kualan Jaya)地区へ移転してしまった。同地区は、政府によって用意された移住地ではなく、かつてのバトゥ・ブルスラット村のウラヤット地(tanah ulayat)であった場所を、住民が自力開発して造成された。

なお、ラナ・スンカイ村の住民の間には、立ち退き補償金の未払いしないしは少なさに対する不満の声が強い。彼等によれば、補償金問題は、スハルト独裁政権による強制という異常事態の下で処理されたことから、この問題に対する全面的な見直しが行われるべきであるというのである。

また、旧村の墓地を未補償のままに水没させてしまったことへの住民の怒りの声も強い。住民は、かつては1年に一度、家族・親族が集まり、墓参した。その際には、墓掃除をして、献花するのが、慣わしであった。しかし、今日では、墓参りする場所ですらもないのである。

さらに、住民が誇りとしてきたシェチ・ユスフ・アザヒディ師(Syech Yusuf Az'zahidi)の聖廟が、移転されずに、僅かな補償金の支払いだけで水没させられてしまったことへの怒りの感情も根強い。この聖廟は、16平方メートルの規模の六面体構造の建物で、パーマネントな造りであった。

今日、一部住民の間には、自らの献金で、この聖廟を再建しようとする動きもある。しかし、多くの住民が、その日の糧を得るのに四苦八苦しているような状態の下では、拠金は集まりそうもない。

*SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-16.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、18頁)。

ザムザミ(Zamzami)

原告番号： O. 832

性別： 男性

生年月日： 1945年8月17日

年齢： 60歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SL)卒業

職業： 農業

家族構成： 8人——妻(47歳)、長男(32歳)、長女(26歳)、次男(23歳)、次女(22歳)、三男(16歳)、四男(12歳)

移転前の生活状況

旧村での家の大きさは、17×10メートルであった。住居は、カンパル川からは150メートルほど離れていた。

そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、井戸水を利用した。

しかし、カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。簡単な漁具で容易に漁獲できた。漁獲物の一部は家庭で消費したが、大部分は販売した。

ゴム園の登録面積は、3ヘクタールであった。しかし、実際には、6ヘクタールの広さがあった。これに加えて、1ヘクタールのミカン園があった。さらに、1ヘクタールの灌漑水田があった。米は、年2回獲れた。収穫米は、家庭で消費した。

また、家の周りの庭地には、種々の果樹があった。そのため、四季折々に、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドックなどの果物が取れた。

こうした生活環境にあったため、食事、飲料水などの問題に直面することはなかった。また、ニニック・ママックとしての役割もスムーズに果たせた。旧村では、伝統行事も盛んで、村全体に活気があった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、小村(dusun)で開かれた小会合において知った。1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいて開かれた会合には出席した。この会合において採択された17項目の移転条件については、カンパル県知事のサレー・ジャシットは、「OK、OK」と言っていた。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合は出席した。しかし、この会合では最後までおらず、途中で午前零時頃に帰宅したので、その後どのような議論がなされたのかについては知らない。

この会合の後に PLN の招待で行われたジャカルタ旅行には参加しなかった。恐らく、コトパンジャン・ダム建設に批判的な立場を採っていたため招かれなかったのではないかと思われる。

財産目録作成チームは、2回にわたって訪れた。1回目は、1名で、15分間にわたって調査した。2回目は、3名で、25分間にわたって調査した。

補償金は、移転の1年前に提示された。提示額は、800万ルピアにすぎなかった。そのため、補償委員会に対して抗議するとともに、受け取りを保留した。これに対して、補償委員会は、もしもこの補償額を受け取らなければ、移住先で得られるはずのものをすべて失うであろうと脅した。そのため、仕方なく、提示された補償額を受け入れた。

移転後の生活状況

新村での住宅は、セミ・パーマナントな造りではなく、6×6メートルの粗末な木造住宅であった。その上、屋根は、アスベスト材であるのにショックを受けた。

しかも、政府によって用意された井戸の底は、セメント張りであった。井戸というよりも、むしろ雨水溜めであった。

アスベスト材は健康に悪いと聞いていたので、雨水は、飲用しなかった。その代わりに、住宅の目前を流れる小川の水を飲用した。その後、「ゴトン・ロヨン」で井戸を掘ったが、うまく行かなかった。結局のところ、政府資金により、新たな井戸が掘られた。

移転時に政府によって備え付けられたトイレ施設は、劣悪で、不衛生さと悪臭に悩まされた。そのため、短時間で使用を止めてしまった。

移転時にはまた、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。ゴム農園に植樹が行われたのは、2002年になってからであった。この植林では、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを政府によって提供されて、自分で植樹を行った。

しかし、このゴム農園にはアクセス道路が整備されていないために、1時間も歩いて行かねばならない。そのため、ゴム樹の手入れと管理が難しい。実際にも、すでに植林地の半分が、猪と鹿の食害を受けている。

パラウィジャ地の土壌は痩せていて、食用作物の生産には向かない。そのため、この土地には、2年前にゴムの苗木を植えた。

現在、主要な収入源となっているのは、旧村において水没を免れた3ヘクタールの未登録のゴム園である。新村からは2キロメートルほど離れているが、道路が整備されているので、バイクで行ける。このゴム園からは1日当たり15キログラムのゴム樹液が採取できる。

このような収入源だけからの生活は苦しい。しかし、三男(中学生)と四男(小学生)の学業だけは何とか続けさせたい。そのため、食費を切り詰めるなど、色々と遣り繰りしている。

ズルカルナイニ(Zulkarnaini)

原告番号： O. 849

性別： 男性

生年月日： 1941年

年齢： 63歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 年金生活(以前は、政府役人)

家族構成： 第1妻(死亡)の子供——長男(40歳)、長女(32歳)、次女(31歳)、次男(30歳)、三女(24歳)、三男(23歳)

第2妻(32歳)の子供——四女(10歳)、四男(9歳)

移転前の生活状況

旧村では、商店を含めて、4軒の家屋を有していた。商店は、6×4メートルの広さがあった。そこでは、日用品を販売した。その他の家屋は、それぞれに25×8メートル、8×8メートル、8×6メートルの規模であった。

住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、井戸によって確保した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、井戸水を利用した。

しかし、カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。漁獲は、小舟とネットを用いて行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、1ヘクタールのゴム園と3ヘクタールのミカン園のほか、6ヘクタールの灌漑水田を有していた。収穫米は、一部は家庭で消費したが、大半は販売した。

その他に、二つの養魚池を有していた。ここでは、ニラ(nila)魚を飼育した。また、家の周囲の庭地には、ココナツ、マンゴ、マンゴスチン、ドリアンなどの果樹があった。

こうした状態であったため、旧村では、生活の心配は何もなかった。そのため、ニニック・ママックとしての活動に時間を割くことができた。社会共同体にかかわる重要な問題は、「ムシャワラ」(musyawarah)の会合で決定した*。

他方において、住民の信仰心は篤く、各種の宗教関連の伝統行事も毎年催された。また、住民は、「ゴトン・ロヨン」などの社会活動にも積極的に参加した。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1983年以前の時点において知っていた。同年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合には出席した。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合には出席しなかった。しかし、そこで決められた補償リストについては、後日に見せてもらった。なお、その後のジャカルタ招待旅行にも参加しなかった。

移転問題に関しては、政府により移転同意を求められたことはない。それ故、「移転同意表明書」に署名

したという記憶はない。

財産目録作成チームは、1993年にやって来た。村役人のほか4名で、半日にわたって調査した。しかし、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償額は、2,200万ルピアであった。旧村での資産額に比べて余りにも少なすぎると思ったが、これについて政府に抗議するというようなことはしなかった。

移転後の生活状況

移転時の居住環境は、劣悪そのもので、想像を絶する状態であった。板壁は破損し、床のセメント張りは剥がれていた。また、井戸は機能せず、安全な飲料水でさえも得られなかった。

そのため、政府によって供与された住宅と給水施設のいずれも、自らに手を加えて改善した。その結果、井戸からは良質な水が得られるようになった。

新村において政府によって備え付けられたトイレ施設も、貧弱なものであった。そのため、自分でトイレを造るほかなかった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園は、空き地で、何も植わっていなかった。ゴム樹の植え付けが実施されたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、政府支援を受けて、自分自身で行った。

ゴム農園は、住宅からは4キロメートルも離れている。農道が整備されていないために、そこへは歩いて行くしか方法がない。しかし、頻繁に通うこともできないので、手入れ／管理が行き届かない。また、猪や鹿の食害による被害も大きい。

もしも政府がゴム樹の育成措置に本気であるのであれば、樹液採取が可能になるまでの間、住民には生活手当とメンテナンス費用が支給されるべきである。そうでなければ、住民には、その日の生活の糧を犠牲にしてまでゴム樹の手入れ／管理に出掛けるだけのゆとりはないのである。

パラウイジャ地には、10年前にゴム樹を200本ほど植えた。ここからは、現在、ゴム樹液を採取できる。これが、現時点での主要な収入源である。

しかし、それだけでは生活を支えられない。そのため、不足分を年金でカバーしている。これで、何とか生活できているのが現状である。

*ミナンカバウ社会では、「ニニック・ママック」(ninik mamak)と呼ばれる長老が中心となり、これに「アリム・ウラマ」(alim ulama)と称されるイスラム指導者、「チュルディック・パンダイ」(cerdik pandai)と称される学識経験者が加わって、集団合議体制の下に統治・運営される。村落共同体の重要事項は、「アナック・ムナク」(anak menak)と呼ばれる住民参加の集会で決められる。

ヌルビット(Nurbit)

原告番号： O. 511

性別： 男性

生年月日： 1937年

年齢： 68歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SL)中退

職業： 商業

家族構成： 4人——妻(60歳)、長女(35歳)、次女(30歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の大きさは、10×9メートルであった。住居は、カンパル川からは700メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、家の前を流れていた灌漑用水を利用した。

旧村には、15ヘクタールのゴム園があった。また、2ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、一部を自家消費したが、残りを市場に出した。

さらに、0.5ヘクタールの養魚池があった。そこでは、ニラ(nila)、グラミ(gurami)などの魚種を飼育した。

なお、家の周りの庭地には、多数の果樹が植わっていた。ココナツ、ドリアン、マンゴー、ジュンコルなどであった。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は自給できたし、生活用水の憂いもなかった。また、必要な現金は、ゴムの販売収益で十分に賄えた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1983年の以前に口伝えで聞いて知っていた。同年12月19日にプサントレンで開かれた会合には出席した。

また、1991年4月13～14日に開かれたバンキナン会合についても知っていた。この会合において極めて低い補償基準が決められたことにはショックを受けた。しかし、当時の政治状況の下では、それに異議を唱えることは難しかった。

コトパンジャン・ダム建設問題とそれに絡む住民移転問題について、伝統的な意味での「ムシャワラ」が行われたことはなかった。また、この問題について、自分の意見を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したことはない。

財産目録作成チームは、1名だけが訪れ、しかも1時間だけの調査であった。その上、極めて低い評価査定を行った。そのため、調査員との間では口論となった。こうした経緯から、「住民財産目録書」には署名しなかった。

補償金は、移転以前に支払われた。補償額は、約1,500万ルピアであった。この金額には不満であったが、抗議しても無駄であると思ったので、敢えて異議を申し立てるようなことはしなかつ

た。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅は、6×6メートルの板造りの掘っ立て小屋であった。しかも、屋根材には、アスベストが使われていた。

また、井戸水は、汚濁しており、とても飲めるような水質ではなかった。そのため、アスベスト葺きの屋根から落ちてくる雨水は健康には良くないと知りつつも、それを利用するほかなかった。それでさえも不足する場合には、小川にまで取水に出掛けた。

政府が用意したトイレ施設も役立たずであった。そのため、庭先に穴を掘って用を足すか、ないしは近くの小川にまで出掛けて用を足すしかなかった。

移転時には、2ヘクタールのゴム園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからである。しかも、1回目の植え付けは、うまくゆかず、失敗してしまった。2回目の植え付けで、何とか成功に漕ぎ着けた。

ゴム農園は、住宅からは4キロメートルも離れた場所にある。そこへは農道が通じていない。そのため、歩いて行かねばならない。

そのような事情から、ゴム農園の手入れ／管理が行き届かない。とりわけ猪と鹿による食害には、お手上げの状態である。

パラウィジャ地にはミカンを植えてみたが、土壌が痩せているためか、実を結ばなかった。そのため、現在は何も植え付けていない。

こうした状況の下では、生活は非常に厳しい。妻が小さな売店(kedai)を営むことで、何とかその日暮らしをしているのが実情である。

旧村と比べて、新村では、生活費が大幅に嵩んでいる。米、魚、野菜、果実などの生活必需品のほとんどすべてを買わなければならなくなってしまったからである。他方において、安定的な収入源はないのである。

ユザル(Yuzar)

原告番号： O. 816
性別： 男性
生年月日： 1959年8月25日
年齢： 46歳
出生地： バトゥ・ブルスラット村
氏族： ピリアン族
宗教： イスラム教
学歴： 高等学校(SMA)卒業
職業： 農業
家族構成：

移転前の生活状況

旧村での家屋の大きさは、12×6メートルであった。そこに、両親を含めて、4人で生活していた。住居からカンパル川までの距離は、約150メートルであった。

そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、井戸水を利用した。

しかし、カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。そこでは、販売目的での漁業を行った。魚種も豊富で、また漁獲量も多かった。そのため、かなりの収入が得られた。

土地的には、13ヘクタールのゴム園のほか、1ヘクタールのミカン園があった。それに加えて、1ヘクタールの天水田があった。収穫米は、もっぱら自家消費に充てた。

その他、二つの養魚池もあった。そこでは、ニラ魚を飼育した。さらに、庭先には、ココナツ、ドリアンなど、種々の果樹があった。

こうしたことから、生活は極めて安定していた。米、魚などは自給できたし、現金収入は、ゴム、ミカン、魚などの販売で得られたからである。また、生活用水で苦勞するようなこともなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1984年に口伝えで聞いた。しかし、この点については、村と村民の将来にかかわる事柄でありながら、何らの「ムシャワラ」会合も行われなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したというようなことはなかった。

1991年4月13～14日のバンキナン会合の後に、その会合において一部「住民代表」だけの受け入れにより補償リストが決まったことを知らされた。この点でも、何らの住民参加もなかった。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者がやって来た。しかし、30分ほど家の周りを調べただけであった。余りのいい加減さに腹が立った。また、彼等によって調査結果の確認を求められることもなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償は、移転の前後に、それぞれに2回に分けて支払われた。この分割払い、補償金の支払いの過程においてひと悶着があったためであった。

当初に提示された補償額は、極めて少なかった。提示額は、2,500万ルピアであった。この提

示額を不満として、彼は、補償委員会(Panitia Ganti Rugi)に対して、実際の資産価額と違うと抗議した。特にゴムの木は、6,000本あったにもかかわらず、226本分の補償金額しか計上されていなかった。

こうしたことから、彼は、言い分を貫き、粘り強く交渉した。その結果、補償委員会側が折れて、5,860本分の補償額として500万ルピアを追加補償することとなった。これにより、彼は、総計で3,000万ルピアの補償金を得ることとなったのである。

しかし、これで満足したわけではなかった。5,860本のゴム樹の補償金が500万ルピアにすぎないことに不満が残っていた。しかしながら、これ以上に粘っても増額の余地はないと判断して、その金額で折り合うことにしたのである。

移転後の生活状況

政府約束とは異なり、住宅は、セミ・パーマメントでなかったばかりか、屋根は、アスベスト材で覆われていた。また、政府によって用意された井戸は、役立たずであった。そのため、雨水に頼らざるを得なかったが、アスベスト材は健康に良くないと聞いていたので、雨水は飲用しなかった。飲用水は、近くの小川から取水した。

水浴び、洗濯も、小川で行った。また、排泄のためにも小川を利用した。政府によって造られたトイレ施設が機能しなかったためである。

移転時には、ゴム農園には、苗木の姿でさえも見られなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年以降になってからである。

ゴム農園に通ずる農道が整備されていないために、そこへ行くのには歩いて行くしか方法がない。片道だけで、45分もかかる。そのため、ゴム農園の手入れ／管理が難しく、すでに相当数のゴム樹が、猪、鹿による食害を受けている。

こうしたことから、政府供与の2ヘクタールのゴム農園からは、未だ何らの収入も得られていない。現在、主要な収入源となっているのは、次の二つである。一つは、パラウィジャ地に植え付けたゴム樹である。この土地には、1996年に450本の苗木を自分で植え付けた。今日、これらのゴム樹からは、1日当たり10キログラムの樹液を採取することができる。

もう一つの収入源は、旧村のゴム園である。幸いなことに、6ヘクタールのゴム園が、水没を免れた。この残存ゴム園からは、週当たり35万ルピアの収入が得られる。

彼によれば、これらの二つの土地からの収入でもって、何とか生活できているとのことである。水没を免れたゴム園の面積が大きかったことから、彼は、相対的にラッキーな立場にあると言えよう。

ダルマワティ(Darmawati)

原告番号： O. 161

性別： 女性

生年月日： 1954年

年齢： 49歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 先夫(死亡)、現在の夫(30歳)、長女(17歳)、次女(14歳)、三女(4歳)

移転前の生活状況

旧村においては、6×6メートルの家屋に、両親を含めて、5人家族で住んでいた。住居は、カンパル川からは30メートルほどしか離れておらず、しばしば洪水に見舞われた。1978年の大洪水の際には、水位が3メートルも高まった。

他面において、カンパル川は、恵みの源泉でもあった。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべて川水で賄った。また、特に漁業らしきものは行わなかったが、それでも食卓に乗せるくらいの魚類は容易に手に入った。

1974年に結婚した。結婚後には、先夫と共同でウラヤット地を開墾して、農園——ゴム園6ヘクタール、ミカン園1ヘクタール——と灌漑水田5ヘクタールを造成した。収穫米は、一部を家庭で消費したが、大部分を販売に回した。

旧村では、どちらかと言えば貧しい家庭の部類に属していたが、それでも食事に事欠くというようなことはなかった。何よりも米を自給できたし、またゴムとミカンの販売で現金も得られた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、日々の生活に追われていたために、移転の間際になるまで知らなかった。それ故、1983年にニニック・ママックらが17項目の条件を県政府に出したことも知らなかった。

こうしたことから、移転同意を求められたこともなかった。そもそもこのダムが、日本政府の融資資金によって建設され、それへの融資条件として3条件が付けられていたこと、またそのうちの1条件として住民同意が求められていたことも知らなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

このダム建設計画について知ったのは、財産目録作成チームが訪れた際であった。3名の政府関係者で構成される調査チームが、3回にわたって訪れた。しかし、いずれも1時間ほどただけで帰っていった。その際、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償は、移転以前に支払われた。補償額は、300万ルピアにすぎなかった。少ないと思ったが、怖くて抗議することはできなかった。補償金の受け取りを拒否すれば、住宅、ゴム農園、パラウィジ

ヤ地など、すべてのものを与えられないと聞いていたためであった。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅の屋根がアスベスト葺きであったのには、大きなショックを受けた。また、政府によって建設された井戸は、空井戸で、一滴の水も得られなかった。そのため、生活用水としては、雨水に頼らざるを得なかった。しかし、雨水は、飲料水としては使わなかった。アスベスト材の健康障害が懸念されたし、また屋根から落ちてくる水には嫌な臭いがしたからである。

乾季には、雨水も得られないため、家からは1キロメートルほど離れた小川にまで行って取水した。このような遠方から水を運んでくるのは、重労働である。

現在は、台所の屋根をトタン葺きに変えて、それから落ちてくる雨水を利用している。しかし、乾季には、やはり小川まで出掛けなければならない。

水浴びも、小川で行っている。また、排泄も小川で済ませている。政府によって備え付けられたトイレが利用不能なためである。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、何も植わっていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を得て、自分で行った。

ゴム農園は、住宅からは1.3キロメートルも離れている。そこへは徒歩で行くしか方法がない。そのため、十分な手入れ／管理ができない。その上、猪や鹿の食害も大きい。今後、はたしてゴム樹が無事に生育するのかどうか不安である。

ゴム樹から樹液を採取するには早すぎる。しかし、収入源のない現状では、若木に刻みをつけて無理に採取している。1日当たり1キログラムほどの収量しかないが、それでも無いよりもましである。このようなやり方が将来的なゴム生産にとってマイナスであることは承知しているが、背に腹は変えられないのである。

また、果物が取れる際には、バンキナンにまで出掛けて売り捌いている。しかし、交通費を差し引けば、僅かな儲けにしかならない。

こうした状況の下で、食事代を捻出できず、また子供たちの授業料も払えない状態に陥ってしまった。そのため、ゴム仲買人から30万ルピアの借金をしたのであるが、その返済に滞ってしまった。その結果、借金のカタにパラウイジャ地を手放さざるを得なかった。

⑥ アリフソン(Arifson)

原告番号： O. 82

性別： 男性

生年月日： 1951年4月26日

年齢： 54歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 政府観光局ムアラ・タクス寺院管理事務所勤務

家族構成： 6人—第1妻(離婚)、第2妻(離婚)、第3妻(43歳)、長男(24歳)、次男(21歳)、長女(15歳)、次女(14歳)

移転前の生活状況

1987年に第3妻と結婚し、妻の実家に入居した。住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、水浴び、洗濯、トイレ用水などは、泉からパイプで導水した池の水を利用した。

カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。漁法としては、夜間にランプで集魚して、捕獲する方法を用いた。主な漁獲魚は、レラン、ゲソ、シリマン(Silimang)*、シカム(sikam)**であった。これらの漁獲魚は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。

家の周囲には、2,000平方メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ドック、バナナ、プタイ、ランバイ(rambai)***などの果樹が植えられていた。

庭地以外には所有地はなかったので、家計は、主としてゴム樹液の採取労働で賄った。働き口は、幾らでもあった。

移転の経緯

1983年の時点には、「ムランタウ」でジャンビ(Jambi)州に出掛けていた。それ故、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合には出席できなかった。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合には、ニニック・ママックの地位にあつたにもかかわらず招かれなかった。また、その直後のジャカルタ旅行にも招待されなかった。恐らくコトパンジャン・ダム建設に批判的な見方をしていたためではないかと思われる。

こうした経緯から、コトパンジャン・ダム建設に関する政策決定過程には何らの参加の機会も与えられなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

また、「住民財産目録書」にも署名していない。確かに財産目録作成チームと称して、2名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、10分ほどで帰ってしまった。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、190万ルピアであった。少ないとは思ったが、異議申し立てはしなかった。

移転後の生活状況

新村での住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。草木を取り除いてみると、6×6メートルの貧相な木造家屋が現われた。屋根は、アスベスト葺きであった。このような小さな規模の家屋では、6人家族が生活するには、余りにも手狭であった。そのため、1999年には、住宅の裏手に拡張工事を施した。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。水質は劣悪で、黄色く濁り、臭いまでもがした。そのため、30メートルほど離れた所を流れる小川(クナリ川)にまで出掛けて取水した。水浴び、洗濯なども、その小川で行った。こうして、移転後7年間は、生活用水をクナリ川に依拠しなければならなかった。2002年になって、ようやくにして自分で井戸を掘った。

移転時には、トイレ施設としては、簡単な排便装置が屋外に備え付けられているだけであった。この排泄施設は、一度も使わなかった。排泄物を処理できないためである。その代わりに、クナリ川にまで出掛けて、そこで用を足した。

移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかった。苗木の植え付けが行なわれたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、政府支援を得て、自分の手でいった。

しかしながら、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が行き届かない。2000年には、950本を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ700本にすぎない。主として猪と鹿による食害のためである。

パラウィジャ地においては、2001年にミカン樹を植え付けた。しかし、結実しなかった。土壌が痩せているためである。そのため、そこには、300本のゴム樹を植え付けた。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは未だに収入を期待することができない。現在のところ、主要な収入源となっているのは、ムアラ・タクス寺院遺跡の管理費である。月給は、90万ルピアである。しかし、それだけでは、到底生活できない。長女と次女(いずれも中学生)の学費を捻出するだけでも大変である。そのため、彼の妻は、プランテーションに農園労働者として働きに出ている。彼女の収入は、週当たり15万ルピアである。

こうした僅かな労賃を加えても、生活は苦しい。食費などを切り詰めて、辛うじて学費を捻出している。そのため、未だに電気を引けないでいる。

なお、彼は政府観光局のムアラ・タクス寺院管理事務所に勤務しているが、彼によれば、コトパンジャン・ダム建設に先立って、単にムアラ・タクス寺院遺跡の保存ばかりでなく、寺院周辺の各種史跡の保存の必要性を、政府に対して進言したとのことである。しかし、この進言は、受け入れられなかった。その上、政府案では寺院遺跡周辺に堤防を築くことになっていたのであるが、それでさえも実現されなかったとのことである。

*「サリマン」(Salimang)とも呼ばれる。学名は、“*Tylognathus bopapta*”である。この魚は、コトパンジャン・ダムの建設後には、ほとんど見掛けなくなってしまった。

**学名は、“*Tylognathus sp.*”である。この魚種は、コトパンジャン・ダムの建設以降、急減してしまった。

***ランバイは、ドゥクに似た黄褐色の果実で、その果肉は、直接に食べられる。

ロアイ(Ro'ai)

原告番号： O. 585

性別： 女性

生年月日： 1955年

年齢： 50歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 無職

家族構成： 2人——夫(15年前に離婚)、長女(16歳)

移転前の生活状況

旧村では、10×6メートルの規模の木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。しかし、水浴び、洗濯、排泄などは、カンパル川にまで出掛けて行った。

カンパル川ではまた、夫とともに漁業を行った。岸边から小さな網を上げ下げして漁獲した。そのため、漁獲魚も、もっぱら小型魚であった。主として漁獲されたのは、プユ(puyu)*、サペ(sapek)**であった。時にはガブス、レレなども漁獲されたが、いずれも幼魚であった。

土地的には、ゴム園とミカン園を、それぞれ2ヘクタールずつ所有していた。そのほか、4ヘクタールの灌漑水田もあった。水田面積としては広がったが、収穫米は、もっぱら家族／親族の消費に充てた。

家の周囲には、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、バナナ、ジャンブ(jambu)***などの果樹が植えられていた。また、竹も5株ほど植えられていた****。そのため、旬には竹の子を食べることができた。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいてニニック・ママックらによって会合が開かれたことについては知らなかった。その後、村長らの政府関係者により、一般村民向けには、何らの説明会合も開かれなかった。政府関係者には、住民意見を聞くというような姿勢は微塵にもなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはあり得なかった。

また、1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた秘密会合において補償基準が決められたことについても知らなかった。村長、ニニック・ママックらは、それについて何も語らなかった。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、15分ほどいただけで帰って行ってしまった。その際、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、1,000万ルピアであった。その多寡については比較できるような情報もなかったため、提示金額をそのまま受け入れた。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に隠れていた。草木を取り除いてみると、セミ・パーマナントな造りではなく、粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

6×6メートルの規模の住宅では、余りにも手狭であった。そのため、移転時に、補償金を利用して、裏手を拡張した。

住宅は、傾斜地に建てられていた。そのため、移転時には、屋内には1メートルほども土砂が堆積していた。土砂を除去してみると、薄いセメント張りの床が現れた。しかも、床張りは、均等ではなく、波打っていた。その後、雨季のたびごとに、流水とともに、土砂が室内に流れ込んできた。そのため、家の前の傾斜地の土壌を、自分の手で大きく削り取った。それにより、土砂流入を、何とか食い止めることができた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。井戸は、住宅からは100メートルほど離れた場所にあった。幸いなことに、他の井戸とは異なり、水質は良かった。

しかし、トイレ施設は、最悪であった。悪臭を我慢して、5ヵ月ほど使った。しかし、排泄施設の周りの土砂が崩れて、トイレ施設自体が壊れてしまった。そのため、100メートルほど離れた所を流れる小川にまで行って用を足した。

移転時には、ゴム農園には何も植えられていなかった。それへの植樹が行われたのは、2000年になってからである。この植樹は、政府支援を受けて自分自身で行った。

ゴム農園の半分は、ピート(泥炭)土壌である。その上、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れている。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が難しい。

2000年には960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ200本にすぎない。すでに760本ものゴム樹が消失してしまったのであるが、その主要原因は、猪と鹿の食害である。

パラウィジャ地も、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。しかも、土壌条件は悪く、作物栽培には適していない。そのため、2002年には、この土地に30本のゴム樹を植え付けた。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは未だに何らの収入も得られない。移転後2年間は、生活手当で、何とか食いつないだ。支給された物品は、劣悪であった。米は、古米であった。また、塩漬け魚の多くは、腐っていて、悪臭までもがした。それでも食べられそうなものを選んで、洗うなどして、何とか食べる工夫をした。

しかし、生活手当が打ち切られてからは無収入の状態に陥ってしまった。それ以降は、プカンバルで病院勤めをしている弟の仕送りに頼って生活している。近隣に住む姉の生活費と長女(中学生)の学費も、弟が負担している。なお、2004年には、弟の負担で、電気を付設できた。設置料は、30万ルピアであった。毎月の電気代(約1万5,000ルピア)も、弟が支払ってくれる。

*学名は、“*Anabas testudineus*”で、体長4～5センチメートルほどの小型魚である。

**「サペ・ラワ」(*sapek rawa*)とも呼ばれる。学名は、“*Trichogaster trichopterus*”で、体長は、5センチメートルほどである。

***テンニンカ科フトモモ属の熱帯性樹木で、欧米では“*rose apple*”とも呼ばれる。その果実は、食用される。

****日本の竹林とは異なり、1株から50本ほどの竹が枝分かれする形で生えている。

ナスリ(Nasri Y)

原告番号： O. 430

性別： 男性

生年月日： 1969年5月6日

年齢： 35歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(26歳)、長女(17歳)、次女(9歳)、長男(4歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の規模は、12×7メートルであった。そこに、両親と7人の子供で住んでいた。住居は、カンパル川からは、300メートルほど離れた場所にあった。そのため、飲料・調理用水は、井戸を利用したが、水浴び、洗濯などは、カンパル川で行った。

旧村には、7ヘクタールのゴム園があった。また、1ヘクタールの果樹園では、ミカン、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ランブータンなどの果実が収穫できた。さらに、0.25ヘクタールの天水田もあった。

このように、旧村では、米を自給できたし、また生活用水も容易に入手できた。また、ゴム、果実などの販売により現金収入を得ることもできた。それ故、生活に困るといようなことはなかった。

移転の経緯

1983年12月19日に旧村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については知っていたが、当時は若かったため、参加することは許されなかった。その結果については、翌年にニニック・ママックから聞いた。

その後、1991年頃に、財産目録作成チームが、自宅を訪れた。調査員には、父親が対応したので、詳細については知らない。

ナスリ氏は、1993年に結婚した。しかし、補償対象扱いはされなかった。そのため、補償金は勿論のこと、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地なども供与されなかった。

彼の父親が受け取った補償金額は、1,100万ルピアであった。それとともに、父親には、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地も与えられた。それ故、独立の世帯を持っていたにもかかわらず、すべてを父親に依存せざるを得なかった。

移転後の生活状況

政府によって提供された住宅は、セミ・パーマネントなものではなく、木造家屋であった。手狭で、貧相な造りである上に、屋根は、アスベスト葺きであった。

また、井戸水は黄色に濁っており、飲めるような代物ではなかった。そのため、健康には良くないと知りつつも、雨水を飲用せざるを得なかった。

家の脇に備え付けられたトイレ施設も、粗雑な造りであった。洗浄水が得られないために、排泄物が溜まり、悪臭がひどかった。そのため、短時間でそれを使うのを止めてしまった。その代わりに、自分で代替施設を造った。

電気は、事前の政府約束とは異なり、設置料と電気代とも、いずれも有料であった。そのため、政府により裏切られたという思いがした。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、何も植え付けられておらず、空き地の状態であった。こうした状態は、移転後4年以上にもわたって続いた。そのため、1999年には、プカンバルの州知事庁舎前でデモ抗議を行った。

その後、2000年になって、ようやくゴム樹の植え付けが行われた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分自身の手で行った。

しかし、割り当てられたゴム農園は、自宅からは1キロメートルも離れた場所にある。途中まではバイクで行けるが、残り半分は急斜面であるため、歩いて行かねばならない。

ゴム農園は、熱帯林を剥ぎ取って造成されたため、土壌条件は、非常に悪い。また、水の便も良くない。そのため、自分でスプリンクラーを取り付けて散水している。

パラウィジャ地にも、自分でゴム樹を植え付けた。ここからは、現在、1日当たり7キログラムのゴム樹液が採取できる。1キログラム当たり4,100ルピアの収入である。

しかし、これだけの収入では、到底暮らして行けない。特に長女(高校生)、次女(小学生)、長男(小学生)の授業料を捻出するのに四苦八苦している。今後、はたして彼等の就学を続けさせることができるのかどうか、非常に頭が痛い。

目下のところ、生計の活路として期待しているのは、養魚池での養殖漁業である。2005年3月には、4,000匹のパティン魚の稚魚を放流した。

⑨ アフィトリ(Afitri)

原告番号： O. 21

性別： 男性

生年月日： 1974年11月19日

年齢： 30歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 漁業

家族構成： 4人——妻(25歳)、長女(6歳)、次女(4歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、25×9メートルと広がった。そこに、両親と兄の4人家族で暮らしていた。住居は、カンパル川からは1キロメートル離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、家の近くを流れていた灌漑用水を利用した。

旧村には、1.5ヘクタールのゴム園と2.5ヘクタールのミカン園があった。また、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドックなどの果樹があった。

主要な収入源は、父親の俸給であった。父親は、長年にわたって小学校(SD)の教師を務め、校長の地位にあった。

それ故、旧村での生活は、非常に安定していた。食事とか飲料水とかで頭を痛めるなどということとは一度もなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1980年頃にニニック・ママックの地位にあった父親が話しているのを聞いた。しかし、当時は幼少であったので、「ダム」のイメージが湧かなかった。

その後、1983年12月19日に旧村のプサントレンでニニック・ママックらにより会合が開かれたことを、父親から聞いた。「ダム」建設により生活に大きな変化をもたらされるのではないかと漠然とした不安感を抱いた。

1991年4月13～14日のバンキナン会合において補償基準が決められたことについても、父親から聞いた。父親は、補償基準が低すぎると憤慨していた。

移転時には、彼は、18歳で、未婚であった。彼が結婚したのは、1997年であった。そのため、彼には、補償金は支給されなかった。また、住宅、ゴム園、パラウイジャ地も支給されなかった。

立ち退き補償金を受け取ったのは、父親のみであった。補償額は、800万ルピアであった。補償金が比較的になかったのは、彼が公務員であったためと思われる。

移転に際して、旧村のバトゥ・ブルスラット村においては、軍隊が介在した。全部で10名ほどの兵士が駐在した。彼等は、ピストルを携帯していた。彼等は、ただ見ているだけで、移転作業を手伝おうとはしなかった。

移転後の生活状況

新村での住宅は、6×6メートルと狭い上に、アスベスト葺きの屋根であった。その上、木壁やセメント張りの床の造りも粗雑であった。そのため、父親の補償金で改築した。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1個の井戸が割り当てられた。しかし、井戸水の水質は悪く、とても飲用できるような状態ではなかった。そのため、自分で3回にわたって改善措置を施し、何とか飲める状態にまでもっていった。

新居において政府によって用意されたトイレ施設も、貧弱なものであった。そのため、自分で排便施設を造らねばならなかった。

電気については、政府約束とは異なり、据え付け料金を支払わねばならなかった。また、毎月の電気代も徴収されている。

その後、父親が、教職を引退した。そして、両親は、プカンバルにおいて、年金で生活することとなった。そのため、アフィトリ氏が、2ヘクタールのゴム農園とパラウィジャ地を引き継ぐこととなった。

移転時には、ゴム農園には何も植えられておらず、空き地の状態であった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、自分自身の手によって行った。その際に、政府により、苗木と肥料が支給され、また植え付け／手入れ資金が交付された。

ゴム農園は、自宅からは9キロメートルも離れた場所にある。そのため、そこへはオートバイで行くしかない。

ゴム農園の土壌は、栄養分が乏しい。そのため、ゴム樹の生育は、はかばかしい状態ではない。また、丘陵地帯であるため、水の入手が困難で、苗木に水をやることができない。そのような状態で、はたして成木にまで育つのかどうか不安である。いずれにしても、ゴム樹は、未だ幼木で、そこからの収入は未だ期待できない。

また、40×20メートルの湿地帯の土地を借用して、稲作を試みてもみた。しかし、鳥害と獣害——特に猪の被害——がひどくて、期待されたような収穫を得られなかった。そのため、水田耕作は、断念してしまった。

こうしたことから、現在、主要な収入源となっているのは、庭先で行っている養殖漁業である。目下のところ、二つの養魚池があるが、もう一つ造成するつもりである。また、これまでは、ニラ魚を養殖してきたが、今後はパティン魚に切り替えるつもりである。

ダルサミン(Darussamin)

原告番号： O. 170

性別： 男性

生年月日： 1956年

年齢： 40歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： プサントレン卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(45歳)、長女(23歳)、長男(20歳)、次女(17歳)、三女(13歳)、
四女(10歳)

移転前の生活状況

旧村では、両親とともに、6人家族で育った。姉が一人いたほかは、弟妹であった。子供の頃には、カンパル川で魚釣りや水泳をして遊んだ。また、断食月(ラマダン)明けのピナン登り競争とかサンパン競争とかも、毎年の楽しみであった。

1979年に結婚した。義理の父親の住宅は、20×7メートルの広さであった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべて井戸から取水した。

義理の父親は、9ヘクタールのゴム園を所有していた。また、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドックなどの果樹があった。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。ゴム農園からの樹液採取だけで十分に食って行けた。井戸水は、水量、水質ともに申し分なかった。

移転の経緯

1983年12月19日に旧村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については、そのような会合が持たれたことさえ知らなかった。その会合で採択された17項目の要求事項については、後日にゴム園で働いている時に、友人から知らされた。

それ以降、ダム建設に伴う移転問題について、何らかの形での「ムシャワラ」会合が持たれたのかどうかは知らない。少なくとも自分としては、そうした会合に参加した記憶はない。また、政府により移転同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。

その後、財産目録作成チームが、突然に訪れて来た。調査は、1日だけであった。「住民財産目録書」には署名した。

移転の過程では、軍隊の姿は見掛けなかった。旧村のバトゥ・ブルスラット村でも、また新村のラナ・スンカイ村でも、いずれにおいても兵士には出会わなかった。

移転後の生活状況

新村に到着した際には、自分に割り当てられた住宅を探し出すのに苦労した。住居がジャングルの

中に埋もれていたからである。

住宅は、6×6メートルの掘っ立て小屋で、しかも屋根は、アスベスト葺きであった。また、壁は板材で造られ、床は薄いセメント張りであった。

幸いにも、井戸は、低地に掘られていたために、良質の生活用水が得られた。この点では、高台に居住地を割り当てられた人々と比べてラッキーであった。

しかし、政府によって用意されたトイレ施設は使い物にならなかった。そのため、自分で代替施設を造らねばならなかった。

電気の設置は、移転前に政府によってなされた約束とは異なり、有料であった。また、初年度から電気代を徴収された。

2ヘクタールのゴム園には、植え付け後2年を経過したゴム樹があるというのが政府約束であったのであるが、実際には苗木でさえも植えられていなかった。それ以降、4年以上も、空き地状態のままであった。そのため、1999年には、住民の怒りは、プカンバルでの州知事庁舎への抗議デモという形で表現された。

その結果、2000年になって、政府支援が提供されることになり、ゴム樹の植え付けが行われた。この植え付けは、彼自身の手で行った。

ゴム農園は、住宅からは3キロメートルも離れた所にある。そこに通ずる農道は、未だに整備されていない。そのため、ゴム農園へは歩いて行かねばならない。

そうした状況のため、苗木の手入れ／管理がほとんどできない。しかも、目下のところ、ゴム農園からは何らの収入も期待できない。

現在、主要な収入源となっているのは、パラウィジャ地に植え付けたアブラ・ヤシと旧村でのゴム農園である。パラウィジャ地には、1999年に、4,000平方メートルの面積にアブラ・ヤシを植え付けた。そこからは、現在、1ヵ月当たり50万ルピアの収入がある。

もう一つの収入源は、旧村において水没を免れたゴム樹である。残存するゴム樹は、約700本である。そこからは、1日あたり12キログラムのゴム樹液が得られる。住居から旧村までは約4キロメートルの距離があるが、道路が整備されているので、ゴム園にはオートバイで行き来している。

なお、旧村には、ウラヤット地を開墾して造成したガンビル園が、約3ヘクタール残っている。しかし、植え付け資金が得られないので、目下のところは空き地のままになっている。

(3) バトゥ・ブルスラット村

旧バトゥ・ブルスラット(Batu Bersurat)村は、水没した村々のうちでは最大の村であった。旧村は、ティガブラス・コト・カンパル(Koto kampar XⅢ)郡の郡庁所在地で、この地方の経済・文化の中心であった。村の中心には大きな市場(Pasar)があり、その周辺には立派なルマ・パングン(rumah panggung)——屋根に反りのある長大家屋——が立ち並んでいた。

旧村にはまた、800人の生徒を擁するイスラム寄宿学校プサントレン(Pondok Pesanren)もあった。プサントレンには、スマトラ島内外から、多数のイスラム教徒の若者が、毎年勉学に訪れた。

旧村には、スリウィジャヤ(Sriwijaya)王国*の名残りとどめる多数の遺跡があった。その一つが、クマラ・クイ丘陵(Bukit Kemala Kewi)**であった。また、短剣痕跡石(Batu Tikam Keris)***も存していた。さらに、旧村には、幾つかの共同墓地も存していた。そのうちでも特に歴史的に由緒のある共同墓地として知られていたのは、アブドゥル・ガニ(Abdul Ghani)陵であった。

これに加えて、幾つかのルマ・ガダン(rumah gadang)もあった。ルマ・ガダンは、氏族(スク)ごとに設けられ、屋根に反りのある高床式の伝統的建築様式で建てられていた。

他方において、この村は、この地方の軍事的拠点でもあった。旧村には、軍地方司令部(KORAMIL, Komando Rayon Militer)が置かれていた。「コラミル」には、4～5名の兵士が常駐していた。

また、同村にも、「バビンサ」が居住していた。そのため、住民は、「サトコルラック」、「コラミル」、「バビンサ」により、二重三重に見張られるという状況の下に置かれていた。

こうした監視体制の下で、1982年には、カンパル県知事のサレー・ジャシット(Saleh Djasit)は、郡長(Camat)に宛てた書簡のうちにおいて、ティガブラス・コト・カンパル郡の村々が、コトパンジャン・ダム建設計画に協力するよう命じたのである。この命令書は、関係の村々の住民に大きな波紋を引き起こした。

そのため、ティガブラス・コト・カンパル郡8カ村の慣習法指導者(pemuka adat)、ニニック・ママック(ninik mamak)、イスラム指導者(alim ulama)などの住民代表は、1983年12月19日に、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいて対策会議を開いた。その結果、17項目の移住条件を盛り込んだ「請願書」(surat permohonan)を採択し、これをサレー・ジャシットに手渡した。

スハルト独裁政権下での「上意下達」の政策決定メカニズムの下では、ダム建設計画そのものに逆らうことは許されなかった。そのため、「請願書」では、冒頭において、「コトパンジャン水力発電プロジェクトに関する政府の計画を支持する」と記された。

しかし、それに続いて、17項目の移住条件を掲げることにより、これらがパッケージとして満たされなければ、移転に応じないとする立場を明らかにしたのである。こうした間接的な表現を採ることにより、住民は、ダム建設に批判的な見方を暗に表明したのである。

「請願書」においては、伝統的なミナンカバウ社会を維持することを望む住民の強い意向が反映されていた。即ち、第1条件では、「村および郡としての地位が変更されることのないよう求める」と表現することによって、移転により社会共同体が壊されることなく、維持されることの保証を要求していた。また、第6条件では、「共同体の資産全体が、補償の対象として価格評価されるべきである」と表現することにより、補償金額の査定にあたっては、単に個々の家族の資産についてばかりではなく、

ミナンカバウ社会における集団的土地所有制度が考慮に容れられるべきことを求めていた。このことは、とりわけ第12条件(b)の「人口増に見合う余分な土地が提供されるべきである」という表現のうちに反映されていた。これは、ウラヤット地制度の維持への保証を求めたものであった。さらに、同条件(c)では、「水牛のための放牧地が提供されるべきである」と表現することにより、移住地には水牛を飼育できるだけの広さがあること、しかも水牛を朝夕二度水浴させる必要があることから、移住地が河川に面していることを要求していた。

しかし、これらの住民要求は、インドネシア政府により無視されてしまった。それに代えて、同政府は、警察・軍隊の威圧の下に、住民不満を押え付けるという方法で対処したのである。

こうして、旧村の住民は、二つの新村に別れて居住することとなった。新村の一つは、ラナ・スンカイ村であり、もう一つは、南バトゥ・ブルスラット村(新バトゥ・ブルスラット村)であった。後者への移転は、1996年1月に行われ、700世帯が移住した。それ故、この新村は、移住村のうちでは最大の人口数を擁している。なお、バトゥ・ブルスラット村の一部は、1998年に分離して、ビナマン(Binamang)村を形成した。

住民は、新村に到着した際に、彼等に割り当てられた住宅が、どこにあるのか判らず、それを探し出すのに苦労した。なぜなら、家々は、草木で覆われていたからである。

住宅は、6×6メートルの広さしかなく、アスベスト葺きの屋根、ベニヤ板の壁、薄いセメントの床という造りであった。屋根については、住民の抗議により、その後トタン葺きに取り替えられた。

給水施設としては、井戸でさえも設けられていなかった。その代わりに、住宅の脇に、1×1メートルの規模の雨水貯水槽(PAH)が設置されているだけであった。

トイレは、屋外に、粗末な排便施設が備え付けられているだけであった。この施設は、不衛生である上に、悪臭の問題があったために、短時日で使われなくなってしまった。今日でも、住民の約半数が自宅にトイレを有していない。それらの住民の多くは、裏庭ないしは河川を利用している。

住民移転から1年後の1997年には、公共給水施設が建設された。水源は、地下水で、これを揚水ポンプで汲み上げて、貯水槽に入れ、そこからパイプ網で公共給水栓(HU)に導水するシステムであった。しかし、この施設は、4ヵ月稼働しただけであった。このプロジェクトの失敗の主な理由は、良好な水質の水が得られなかったことにある。

住民が電気を楽しむのは、移転後2年を経ってからであった。しかも、事前の政府約束とは異なり、15万ルピアの据え付け料金を払わされた上に、初年度から電気代も徴収された。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。1999年に住民がプカンバルの州知事庁舎前でデモを挙行した後に、ゴム樹の植え付けが行われた。

しかし、ゴム農園は、移住地からは7~8キロメートルも離れた場所にある。そこに行くのには、サンパン(小舟)でダム貯水池を横切らなければならない。そのため、片道だけで3~4時間も要するのである。

また、パラウィジャ地は、熱帯林を剥ぎ取って造成された土地で、ラテライトの赤土が剥き出しで、表土が、ほとんどない状態である。そのため、食用作物の栽培には向いていない。

移転後、住民には政府により生活手当(jadup)が支給された。支給されたのは、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹸などであった。しかしながら、2年後の1998年には、生活手当は、打ち切られてしまった。

そのため、収入源のない住民は、採石、土砂採取、木材伐採、農園労働者、工事人夫など、あらゆる生計機会を模索しなければならなかった。そのような就業機会のない住民は、「ムランタウ」に出掛けなければならなかった。

バトゥ・ブルスラット村は、海拔170メートル以上の丘陵地帯に位置している。そのため、この村では、水の入手が難しい。この村での井戸掘りの制約要因となっているのは、地表面に存在する「ナパル」(napal)と呼ばれる硬い岩盤である。この岩盤を穿つには、ノミとハンマーで打ち砕き、手作業で掘り進まなければならない。そのため、深井戸を掘るのは難しいのである。

こうした事情のために、未だに多くの住民が、生活用水を雨水に依拠している。また、近くに小川がある場合には、人々は、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などを、川水に頼っている。しかし、いずれも水質的には劣悪である。そのため、この村では、胃腸系の疾病とともに、皮膚病に罹っている人々が多い。ひどい場合には、顔面が爛れている子供もいる。

この村では、住宅を改築し得たのは、約20%の住民にすぎない。残りの住民は、収入難のために、未だに改築できずに、元のままの住宅に住んでいる。

住民の間では、立ち退き補償への不満は、今日でも燻り続けている。住民のうちには、未だに補償を受け取っていない人々もいる。また、補償を受け取った人々も、余りに低い補償基準を押し付けられたとして、補償額の見直しを要求している。さらに、「仲介者」によるピンハネに対する怒りも強い。

これに加えて、17項目の要求事項、とりわけミナンカバウ社会の存立基盤が無視されてしまったことへの怒りも強い。新村には、ウラヤット地もなければ、ルマ・ガダンもない。また、居住地は、くじ引きで決められたために、かつて隣人関係にあった同一氏族(スク)がバラバラになってしまった。そのため、ニニック・ママックが、その役割を果たすことが難しくなっている。

さらに、アブドゥル・ガ二陵などの共同墓地が新村に移転されなかったことに対する住民の怒りも大きい。移転できないのであれば、少なくとも補償を支払うべきであるというのである。

その上、新村には、水牛の放牧地はない。そのため、新村においては、水牛の姿をほとんど見掛けない。それに代わって目立つのは、水浴び場の必要のないヤギの姿である。

今日、新村には、プサントレンもなく、外来者の人影はまばらである。同村は、経済的にも、また文化的にも、かつての面影はまるでなく、静まりかえっている。他方において、「コラミル」は、旧村から新村に、そのまま移転された。そして、従前と同様に、新村においても、軍関係者が睨みを効かせている。

なお、新村には病院が設けられているが、医師は常駐しておらず、週2回医師が巡回してくるだけである。病院には4名の看護婦が常駐しているが、応急手当をするだけである。そのため、未だに住民の医療体制は整っていない。また、住民移転の実施以降、住民全体を対象とした健康調査は、未だに政府により実施されてきていない。

*スリウィジャヤ王国は、10世紀前後にこの地方において栄えた仏教国で、一時は現在のジャンビ(Jambi)州およびパレンバン(Palembang)にまで版図を広げた。ムアラ・タクス寺院は、この王国の菩提寺ではなかったかと推定されている。

**スリウィジャヤ王国のクマラ王朝とクイ王朝の墓所。

***この地方へのバタック(Batak)族の軍隊の侵攻を証拠づける遺跡。

サイラ(Saila)

原告番号： N. 824

性別： 女性

生年月日： 1935年

年齢： 70歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 4人——夫(20年前に死亡)、長男(50歳)、長女(45歳)、次女(40歳)

移転前の生活状況

住居は、カンパル川からは50メートルほど離れた場所にあった。しかし、洪水に見舞われることはなかった。カンパル川への近接性のために、飲料・調理用水は、この川から取水した。沸騰させれば、何ら問題はなかった。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

旧村では、4ヘクタールのゴム園を所有していた。ゴムは、当時、1キログラム当たり1,000ルピアで売れたので、1ヵ月当たり20万ルピアの収入があった。

これに加えて、0.5ヘクタールの規模の灌漑水田もあった。さらに、2ヘクタールの土地では、陸稲(gogo)を栽培した。ゴゴ栽培は、彼女自身で行った。収穫米は、家庭でも消費したが、大半はパサールで販売した。

家の周りには、750平方メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、ピナン、プタイ、ジュンコル、バナナ、コーヒー、マチャンなどの果樹が植えられていた。また、カプウ(kapuk)*の木もあった。

旧村での生活は、決して楽であったとは言えないが、食うのには困らなかった。米は自給できたと、また魚は安価に入手できた。さらに、必要な現金は、ゴムの販売で得られた。特に安全な飲料水の確保に頭を悩ますことはなかった。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらにより会合が開かれたことについては、村人の中での話題になっていたことから知っていた。また、この会合において17項目の要求事項が採択され、それが、カンパル県知事のサレー・ジャシットに提出されたことについても聞いていた。

しかし、その後、「ムシャワラ」は開かれなかった。また、村長も、ダム建設とそれに伴う移転問題について、住民意思を問うようなイニシアチブを執ろうとしなかった。

1991年4月にバンキナン会合が密かに開かれ、そこで補償基準が決められたことについても知っていた。この頃にモスクで集会が開かれた。この集会には、サレー・ジャシット県知事が出席した。県知事は、バトゥ・ブルスラット村が水没対象となっており、移転が必要なことを告げた。その際、県知事は、移転先ではセミ・パーマネントの住宅、2ヘクタールのゴム農園、0.4ヘクタールのパ

ラウィジャ地が提供されること、さらに給水施設が完備されており、電気の据え付けは無料であることなどについて語った。

こうした県知事の説明を信じて、移転すれば生活が良くなるものと思った。しかし、他方で、故郷を離れたくなかったため、「移転同意表明書」には署名しなかった。

また、「家族調査書」への記入と署名を求められたとの記憶はない。たとえそれに応じたにしても、それにより移転に同意したとの認識はなかった。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。調査員の数は、3名で、家の周りを1時間ほど見て回った。その際、ゴム園の測量も行った。しかし、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。そのため、「住民財産目録書」には署名していない。

それから1年後に、村役場に呼び出されて、土地区画(persil)を記載した書類を提示され、それへの署名を求められた。それに応じて、それに署名するとともに、写しを受け取った。

立ち退き補償金は、移転の2年前に支払われた。当初、補償額として提示されたのは、1,270万ルピアであった。このうち、家屋の補償金は、300万ルピアにすぎなかった。そのため、補償委員会に対して異議を申し立てた。その結果、家屋に対する補償金は、580万ルピアに増額された。こうして、補償金額は、最終的には1,850万ルピアとなった。

このような僅かな増額では到底納得できなかった。しかし、異議申し立ては一回だけしか認められないと告げられたため、それ以上の要求は断念せざるを得なかった。

移転後の生活状況

移転時には、政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。住宅は、6×6メートルの規模の木造家屋で、壁は板材、屋根はトタン葺き、床は薄いセメント張りで、粗末な造りであった。

新居には、井戸は備え付けられていなかった。住宅の脇に、1×1メートルの規模の大きさの雨水貯水槽(PAH)が設けられていただけであった。そのため、雨水を飲用せざるを得なかった。雨水は、沸騰させた後に飲用した。

しかし、それだけでは生活用水を賄い切れなかった。特に乾季には、深刻な水不足の問題に直面した。そのため、500メートルほど離れたダム湖にまで水汲みに出掛けなければならなかった。ダム湖までは徒歩で行き来したが、重いバケツを運ぶのは、大変な労働であった。また、そのついでに、ダム湖で、水浴び、洗濯などを行った。

ダム湖の水には臭いがある。そのため、悪臭がひどい場合には、水商人から飲用水を買わねばならない。水300リットルにつき、5,000ルピアを支払わなければならない。

このような高価な水を毎日飲むわけにはいかない。そのため、今日でも、基本的には雨水を飲用している。

また、政府によって備え付けられたトイレは、屋外に1メートルほどの穴を掘って、その上に便器を乗せ、周りを木板で覆っただけの簡単なものであった。便所の傍らには腐敗槽が設けられていた。しかし、洗浄水が得られないために、排泄物が堆積し、悪臭が漂った。そのため、それを使用したのは、5ヵ月間だけであった。その後は、近くの小川——ナパウ川(Sungai Napau)——にまで出掛けて排泄した。現在は、自分でトイレを造って、そこで用を足している。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園は配分されなかった。ゴム農園の配分のためのくじ引き

(undian)が行われたのは、移転から4年も経ってからであった。しかも、配分時点には苗木でさえも植え付けられていなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府提供を受けて、自分自身で行った。

ゴム農園は、住居からは遠く離れた場所に位置している。そこに行くのには、サンパン(小舟)でダム湖を横切らなければならない。そのため、そこに行くだけで3時間半もかかる。つまり、ダム湖に達するのに徒歩で1時間、サンパンで2時間、さらにそこからゴム農園までに歩いて30分も要するのである。

こうしたことから、ゴム農園の手入れ／管理が難しい。2000年には800本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、20本にすぎない。このような被害は、主として猪と鹿の食害によるものである。また、ゴム樹の一部は、シロアリ、キノコなどの病虫害の被害も受けている。

このような状態のために、未だ何らの収入も得られない。移転後2年間は、生活手当で何とか食いつないだ。支給されたのは、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、石鹼、灯油などであった。米は、古米であったが、何とか食べれた。しかし、塩漬け魚は、大部分が腐っていた。そのため、比較的良質なものを選んで、洗った後に天日干しをして食べた。

しかしながら、生活手当が打ち切られた後には、深刻な収入源不足の状態に陥った。そのため、生活費、特に食費を捻出するために、2000年には、パラウィジャ地を売却した。売却価額は、30万ルピアであった。買い手は、同村住民のズル(Zul)氏である。彼は、購入地にゴム樹を植え付けた。

パラウィジャ地の売却益は、たちまちのうちに胃袋に消えてしまった。こうして、現在でも、収入不足のために生活難が続いている。

目下のところ、唯一の収入源は、旧村において水没を免れた30本ほどのゴム樹からの樹液採取である。それらのゴム樹からは、1日当たり約1キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり5,000ルピアで売れるが、これだけの収入だけでは到底生活できない。

長男は、盲目であるために、雇用機会は皆無である。健常者でさえも就業機会がない同村において、盲人が雇用チャンスを得られることはないのである。

こうしたことから、次女の支援により、彼女と長男が、何とか生き永らえているのが実情である。次女は、小学校(SD)教員の地位にあり、その俸給の一部を割いて、彼女と長男の面倒を看てくれているのである。

*この木になる実の中身は、綿毛のように柔らかである。そのため、現地では、綿の代用品として使われる。特に寝具のクッション材として用いられる。

アブリナ(Aprina)

原告番号： N. 287

性別： 女性

生年月日： 1965年

年齢： 40歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 4人——夫(1996年に死亡)、長男(11歳)、長女(8歳)、次男(7歳)

移転前の生活状況

旧村では、母親とともに暮らしていた。住居からカンパル川までの距離は、約50メートルであった。

飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この川で行った。ただし、漁業は行わなかった。

母親は、4ヘクタールのゴム園を有していた。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。さらに、2ヘクタールの土地ではゴゴも栽培した。

1993年に結婚した。結婚後も母親と同居し続けた。彼女は、夫とともに、母親の農園と水田で働いた。

こうしたことから、旧村での生活は、比較的安定していた。米は自給できたし、魚も容易に入手できた。そのため、毎日の食事に頭を悩ますというような経験は一度もなかった。水問題で苦労することもなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、政府により情報が開示されなかった。そのため、ダム建設構想については、噂によって知っていた程度で、詳しい内容については知らなかった。

コトパンジャン・ダム建設問題について、一般住民を対象にした説明会合が開かれたことはなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪れて来た際には母親が対応したので、詳しいことについては判らない。しかしながら、政府側での一方的な査定だけで補償金の支払いプロセスが進められたとの印象を抱いている。

補償金は、移転前に母親が受け取った。母親の受領金額は、1,850万ルピアであった。彼女夫婦は、母親と同居していたために補償受給対象者とはされなかった。

しかし、彼女夫婦に対しては、移住地では、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地が配分された。それ故、移住地では、母親とは独立して住むこととなった。

移転後の生活状況

政府によって提供された住宅は、6×6メートルと狭小で、かつ貧相な造りであった。木製の壁、トタン葺きの屋根、薄いセメント張りの床という造りであった。

また、新居には、井戸は備え付けられていなかった。雨水貯水槽(PAH)が設けられているだけであった。そのため、雨水が、唯一の命水であった。

トイレ施設も、浅い穴を掘って便器を埋め込み、それを木板で覆っただけのものであった。一応は腐敗槽も備え付けられていたが、洗浄水が得られないために排泄物を洗い流すことができなかった。そのため、使用後には、排泄物が溜まり、悪臭が漂った。こうしたことから、トイレ施設は、短時日で使用を止めてしまった。その代わりに、自分で代替施設を造った。

移転時にはまた、ゴム農園の配分でさえも行われなかった。そのため、深刻な収入不足の問題に直面した。その上、移転の直後(1996年)には、彼女の夫が死去した。

こうした窮状の下で、移転後2年間は生活手当で食いつないだ。米は、古米で不味かったが、生きるためには口にせざるを得なかった。塩漬け魚は、その多くが腐っていたが、比較的良好なものを選んで洗って食べた。

生活手当が打ち切られてからは、どうにもならなくなってしまった。食べる物にも事欠く有様であった。そこで、仕方なく、パラウィジャ地と住宅/庭地を売ることにした。パラウィジャ地の売却価格は、50万ルピアであった。他方、住宅/庭地の売却価格は、320万ルピアであった。

こうして、彼女一家には、住宅が無くなってしまった。そのため、彼女と3人の子供は、母親*の住宅に移り住むこととなった。

その後、彼女は、小学校(SD)の教員として就業の機会を得ることができた。この雇用は、1年間のコントラクター契約であった。幸いにして、これまでのところ、契約は毎年更新されてきている。月給は、65万ルピアである。

2000年には、電気を据え付けることができた。設置料は、35万ルピアであった。また、毎月1万3,000ルピアの電気代を支払っている。設置料と1年間の電気代は無料であるという政府約束は、単なるリップサービスにすぎなかった。

電気代は、何とか払い続けているが、教員としての俸給だけでは、生活は苦しい。3人の子供——いずれも小学生——の授業料に加えて、高齢の母親と盲目の長男の面倒も看なければならない。

こうしたことから、学校の終了後と休日**には裁縫の副業を行っている。それによる収入は僅かであるが、それでも重要な生計源である。

このような日常生活のために、ゴム農園の手入れ/管理に出掛けることができない。そのため、ゴム樹の植え付けについても、また手入れ/管理についても、他の村人に委託している。その村人との間には生産分与方式(sistem bagi hasil)の契約を結んでいるが、未だ樹液採取できるまでに至っていないので、それからの収入はない。

ゴム農園は、住居からは遠く離れているために、今までに一度もそこを訪れたことはない。そのため、ゴム農園が、現在どのような状況にあるのかは知らない。母親のゴム農園の惨状に照らしてみても、農園収入には余り期待していない。

*母親は、サイラさんである(64～66頁参照)。

**学校は、週6日制であるが、通常午後1時には終了する。

アブラル・ダトゥ・サンソ(Abrar HS Dt. Sanso)

原告番号： N. 3

性別： 男性

生年月日： 1958年10月31日

年齢： 46歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： プサントレン卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(37歳)、長女(23歳)、次女(18歳)、三女(13歳)、長男(4歳)

移転前の生活状況

旧村では、両親と兄弟二人で暮らした。家屋は二つあり、一つは20×10メートル、もう一つは15×10メートルの広さがあった。井戸も二つあり、一つは飲料・調理用、もう一つは水浴用に使われた。

住居は、カンパル川からは500メートルほど離れた所に位置しており、しばしば魚取りに出掛けた。主に網で取った。

旧村では、12区画の土地を有していた。そのうち、ゴム農園が2ヘクタール、灌漑稻田が0.5ヘクタールであった。また、ゴム樹の合間には、1,500本のコーヒーの木を植え付けていた。このほかに、ドリアン、ジュンコル、ドゥク、アレン(aren)*などの果樹も栽培していた。さらに、23頭の水牛も飼育していた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想について初めて知ったのは、1983年に現地調査にやって来たアンダラス大学の学生からであった。そのことを聞いた私達の意見は、賛否両論に別れた。しかし、反対意見を有する人々が直接的な行動を起こすという動きはなかった。直接・間接に政治的・心理的なプレッシャーを受けており、異議を唱えることが難しかったためである。

1990年に、村長主催の会合と郡長(Camat)主催の会合が開かれ、ダム建設構想について説明された。また、1991年には、カンパル県知事のサレー・ジャシットが来村した。

1991年には、財産目録作成チームが来村した。このチームは、郡長によって組織され、農業局、移住局などの政府関係者で構成されていた。サンソ氏の所有資産についての調査は、1時間半程度であった。

その際、同氏は、事前に目録を作成していたので、それを手渡した。従って、同氏は、財産目録チームが作成した「住民財産目録書」には署名しなかった。なお、同氏自らが作成した目録については、その後何らの返答もなかった。

1992年には、カンパル県政府により「移転調整チーム」(Satkorlak Pemindahan)が組織された。このチームのうちには、軍・警察関係者も含まれており、明らかに住民に移転を促そうとするものであった。

しかし、政府なり移転調整チームなりにより、直接に「移転同意表明書」に署名を求められるというようなことはなかった。ただし、政府によりアンケートに答えるよう求められたことはあった。その際には、家族構成、所有地面積、果樹／家畜数などについて記入し、それに署名するよう求められた。

実際に補償金として受け取ったのは、2,000万ルピアにすぎなかった。そのため、政府に抗議したが、何らの反応もなかった。

移転後の生活状況

1996年1月に新村に移転した。まず最初に失望したのは、狭くて、粗末な造りの住宅であった。セミ・パーマネントの住宅という政府宣伝とは異なり、トタン屋根、板囲いの壁、薄いセメント張りの床という造りであった。

新居においてはまた、政府約束とは異なり、給水施設でさえも整えられていなかった。そのため、生活用水を雨水に頼らざるを得なかった。

政府によって用意されたトイレ施設は、排泄穴の上に便器を乗せ、その周りを木板で覆っただけのものであった。不衛生である上に、悪臭が漂ったために、短時日で使用を止めてしまった。

移転時には、ゴム農園には、何らの苗木も植え付けられていなかった。しかも、割り当てられたゴム農園は、タンジュン・パウ村との境界地域に位置していた。そこに行くのには、ダム湖を横切らなければならない、4時間も要する。

ゴム農園は、2000年に、政府により再植林された。しかしながら、毎日の生活の糧を稼ぐのに追われているような状況の下では、ゴム樹の手入れに出掛けることもできない。

当面の生活費は、種々の方法で工面している。一つは、ダム湖で漁業を行うことである。二つは、水没を免れたゴム農園で樹液を採取することである。そこに行くのには1時間ほどかかる。1日当たり3キログラムの収穫がある。三つ目の収入獲得手段は、木材労働者として働くことである。

しかし、これだけの収入では、6人家族の生活を支えることはできない。それ故、新たな収入獲得手段を何とか見つけようと努めている。

ただし、生活用水の問題については、9メートルの深さの井戸を掘ることにより、何とか克服できた。この深さの井戸を掘ることができたのは、マスキー社から掘削機を借用することができたからである。現在、同村には、この深さの規模の井戸は、4個しかない。

なお、最後に触れておきたいのは、保健・衛生の問題である。パトゥ・ブルスラット村には1病院があるが、医者は、週に2回巡回してくるだけで、常駐しているのは、4人の看護婦のみである。同村では、安全な飲料水の入手が難しいために、それに起因した疾病、特に胃腸病と皮膚病を患う人が多いが、未だに何らの医療調査も行われていない。

*ヤシ樹の一種で、「サトウヤシ」(sugar palm)とも呼ばれる。果汁は、直接に飲用されるか、ないしは調理用の甘味料として用いられる。

ザムリ・ノール(Zamri Nor)

原告番号： N. 988

性別： 男性

生年月日： 1971年5月27日

年齢： 34歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 国立イスラム大学(UIN)プカンバル校卒業

職業： 商業(中古車販売)

家族構成： 4人——妻(24歳)、長男(4歳)、次男(1歳)

移転前の生活状況

1999年に結婚した。それ故、旧村では、両親とともに暮らしていた。家屋は、16×9メートルの規模で、セミ・パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、井戸から取水した。

カンパル川では、漁業を行った。漁法としては、釣り、魚網など、種々の方法を用いた。主な漁獲魚は、シカム、レラン、カピエ、バウンであった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、4ヘクタールのゴム園と3ヘクタールのミカン園を所有していた。1ヘクタールの灌漑水田もあった。

家の周りには、0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ドック、プタイ、ランバイ、ランサ(langsat)*などの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年12月19日に同村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については、当時まだ学生であったために知らなかった。コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1988年に口伝えに聞いて知った。

しかし、その後、同ダム建設については、政府により何らの情報も公開されなかった。また、ニニック・ママックらの社会指導者により何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、同村では口にすることさえ憚られた。住民は、特に軍関係者の監視の目を意識しなければならなかった。同村には、「バビンサ」が居住していた。また、「コラミル」には、4名の兵士が駐留していた。「コラミル」のリリ司令官は、常に腰に拳銃を携帯していた。

こうした状況の下では、コトパンジャン・ダム建設については、オープンな話し合いは何もできなかった。1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた秘密会合において補償基準が決められたことについてさえも知らなかった。

コトパンジャン・ダム建設問題については、移転問題を含めて、すべての事柄が秘密裏に取り計られていた。そのため、彼の父親が「移転同意表明書」に署名したのかどうかについては知らない。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほどにわたって調査を行った。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、彼の父親は、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前(1994年)に支払われた。彼の父親への補償金額は、850万ルピアであった。

なお、彼は、当時未婚であったので、補償の対象とはされなかった。また、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地も、彼には支給されなかった。

移転後の生活状況

移住後も、彼は、父親の住宅に同居した。移住地において政府によって用意された住宅は、36平方メートル(6×6メートル)と狭く、粗雑な造りであった。

移転時には、住宅は、ジャングルの中に埋もれていたために、まず最初にこれらの草木を取り除かねばならなかった。しかも、住居は、傾斜地に位置していたために、雨季のたびごとに土砂が家の中にまで流入してきた。

井戸は備え付けられていなかった。雨水槽が設けられているだけであった。そのため、飲料・調理用水を雨水に頼らざるを得なかった。

その後、1996年には、政府により公共給水栓(HU)施設が建設された。しかし、この給水施設は、4ヵ月間ほど稼動しただけであった。それ以降は、住民は、再び雨水に頼らざるを得なかった。このような状況は、今日においても変わらない。

移転時には、トイレ施設としては、屋外に粗末な排泄装置が設けられているだけであった。悪臭がひどく、1ヵ月ほどで使用を止めてしまった。その後は、庭先で用を足し、排泄物はビニール袋に入れて、山野に捨てた。

移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかった。そのため、住民は、収入難に陥ってしまった。こうした状況は、その後も改善されなかった。

このような状態の下で、住民の怒りが高まった。そのため、1999年には、彼は、学友4名——ズルフィカル(Zulfikar)、エム・ハタ(M. Hatta)、アプリ・フスニ(Apri Husni)、パルマディ(Parmadi)——とともに、「バトゥ・ブルスラット村学生連合」(IPAB, Ikatan Pelajar Mahasiswa Batu Bersurat)を結成した。

IPABは、主として政府関係者へのロビー活動を行った。村長やニック・ママックなどへの働き掛けも行った。2000年には、プカンバルに出掛けて行き、サレー・ジャシット(当時は州知事)の自宅にまで押し掛けた。その際、サレー・ジャシットは、「移転補償に関して腐敗の証拠があるならば、裁判所に訴えれば良いではないか」と居直った。

IPABはまた、1999年5月にプカンバルで举行された州知事庁舎へのデモのイニシアチブも執った。そのため、リアウ州側の移住村14ヵ村からの1名ずつの代表で構成される「ティガブラス・コト・カンバル郡学生協会」(HMTKK, Himunan Mahasiswa Tiga Belas Koto Kampar)が組織された。このデモには、1,000名以上の学生/住民が参加した。

このデモの後、2000/2001年になって、ようやくにしてゴム農園での苗木の植え付けが行われた。この植え付け事業においては、苗木、肥料、植え付け/手入れ資金が、政府により支給された。しかし、ゴム農園は、住民の居住地からは遠く離れている。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が難しい。

ザムリ・ノール氏が父親から受け継いだゴム農園も、住宅からは9キロメートルも離れている。しかも、サンパンによってダム貯水池を横断しなければならない。

彼は、2001年に960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、たったの2本である。ゴム樹消失の原因は、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

パラウィジャ地については、土壌条件が劣悪で、作物栽培には適していない。そのため、この土地は、未だに空き地のままに放置してある。

なお、電気については、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は守られなかった。据え付け料金として16万ルピアを支払わされた上に、初年度から毎月約2万ルピアの電気料金を徴収されている。

現在の主要な収入源は、中古車販売業からの売り上げである。しかし、車を買うだけの経済的余裕のある村人は少ないので、販売収益は、それほど多くはない。そのため、生活は楽ではない。

*ランサは、センダン科の果樹である。その実は、黄褐色の小粒の果実で、直接に食用に供される。

フィルダウス(Firdaus)

原告番号： N. 420

性別： 男性

生年月日： 1962年11月29日

年齢： 43歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人—妻(31歳)、長女(14歳)、長男(12歳)、次女(3歳)

移転前の生活状況

1990年に結婚した。結婚後は、妻の実家に入居した。家屋は、9×7メートルの大きさと、セミ・パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、近くの泉から取水した。ただし、水浴び、洗濯、排泄は、カンパル川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主として魚網を用いて漁獲した。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、0.5ヘクタールのミカン園を有していた。家の周囲の庭地は、40×30メートルの広さであった。そこには、ココナツ、マンゴー、マンゴスチン、コーヒー、バナナ、ジュンコル、ジャンプなどの果樹が植えられていた。

旧村での主要な収入源は、香木／香水の原料となるガハル(gaharu)*の採取であった。これからの収入だけで十分に食べて行けた。

移転の経緯

1983年12月19日に同村のプサントレンにおいてニニック・ママックらが会合を開いたことについては知らなかった。また、1991年4月13～14日のバンキナン会合において補償基準が決められたことについても知らなかった。

コトパンジャン・ダム建設計画について知ったのは、モスクで開かれた会合においてであった。この会合は、全住民を対象に開かれた。この会合には、カンパル県知事のサレー・ジャシットも出席していた。

この会合において、サレー・ジャシット県知事は、バトゥ・ブルスラット村を「ゴールデン・ボーイズ」(anak emas)と呼んだ。同村が、ティガブラス・コト・カンパル郡の経済・文化の中心地域であるとの意味合いであった。それに続いて、同県知事は、移転先ではセミ・パーマネントの住宅が用意されること、給水施設が完備していること、電気の設置料と1年間の電気代は無料であること、ゴム農園とパラウィジャ地が供与されること、さらに生活手当が支給されることなどについて語った。

しかし、政府は、住民に移転を強いるだけで、住民から移転同意を求めることさえしなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名においては、1名の調査員が訪れて来た。彼は、30分ほどの調査の後に調査結果の確認を求めた。それ故、「住民財産目録書」には署名した。

補償金は、1993年に支払われた。補償金額は、700万ルピアであった。これには、到底承服できなかった。そのため、補償委員会に対して異議を申し立てた。これに対して、同委員会のメンバーからは賄賂を支払えば、再考の余地があると言われた。そのような賄賂金を支払うだけのゆとりもなかったもので、泣き寝入りするほかなかった。

移転後の生活状況

1996年1月に、旧村から新村に移転した。移転先は、くじ引きで決められた。

新村の状況を見て、ひどく落胆した。政府約束は、嘘であった。住宅は、粗末な木造家屋で、セミ・パーマネントなものではなかった。また、移転時には、住宅は、ジャングルのうちに埋もれていて捜し出すのに苦勞する有様であった。

清潔な水施設の提供という約束も守られなかった。井戸でさえも付置されていなかった。そのため、雨水に頼らざるを得なかった。給水施設は、今日に至るまで整備されていない。

政府によって備え付けられたトイレ施設も、粗雑なものであった。洗浄水が得られないために、排泄物が溜まり、悪臭がひどかった。そのため、それを利用したのは、2日間だけであった。その後は、庭先を利用して用を足した。排泄物は、ビニール袋に入れて、山野に捨てた。

電気は政府約束とは異なり、無料ではなかった。据え付け料金としては、16万ルピアを支払った。また、電気代としては、毎月約2万ルピアを徴収されている。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。ゴムの植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この年には、960本を植え付けたが、獣虫害の被害のために、現在残っているのは、約30本のみである。

ゴム農園は、住宅からは約9キロメートルも離れており、しかもサンパンでダム貯水池を横切らなければならない。朝7時に出発しても、着くのは、午後1時である。

移転後2年間は、生活手当(jadup)が支給された。しかし、支給品は、いずれも粗悪品であった。米は、何とか口に入れたが、塩漬け魚は、腐っていたために、捨ててしまった。

生活手当が打ち切られて以降は、米、砂糖、塩などの生活必需品の入手のために、塗炭の苦しみを味わった。そのため、パラウィジャ地を売り払わざるを得なかった。売却価額は、45万ルピアであった。買い手は、チュコン(cukong)であった。

現在、主な収入源の確保先となっているのは、ガハル採取とダム貯水池漁業である。しかし、森林伐採のために、前者の採取量は少ない。また、後者は、河川漁業ほどの漁獲高はない。そのため、両者を合わせても、週当たり20万ルピアの収入にしかない。

そのため、生活は、非常に厳しい。電気代の支払いも滞りがちである。また、長女(中学生)と長男(小学生)の授業料も滞納気味である。

*日本では、「沈香」ないしは「伽羅木」の名で呼ばれる。

アスニザール(Asnizar)

原告番号： N. 311

性別： 男性

生年月日： 1953年8月

年齢： 52歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(38歳)、長女(20歳)、次女(18歳)、三女(16歳)、長男(6歳)、
四女(5歳)

移転前の生活状況

旧村では、8×6メートルの大きさの木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは70メートルほど離れていた。洪水に見舞われたことはなかった。1978年の大洪水の際にも被害を受けなかった。

飲料・調理用水は、近くの泉から取水した。ただし、水浴び、洗濯、排泄は、カンパル川まで出掛けて行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、もっぱら投網を用いた。主な漁獲魚は、グラミ、カピエ、パウエ、シリマンであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。

土地的には、1ヘクタールのミカン園を有していた。また、家の周辺には、0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドゥク、プラサン(pulasan)*などの果樹が植えられていた。

旧村での主要な収入源は、ミカンなどの果樹と漁獲物の販売であった。それらの販売収益だけで十分に生活できた。貯金までもがあった。

移転の経緯

1976年から1979年にかけては、村外にムランタウとして働きに出ていた。働き先は、シジュンジュン(Sijunjung)で、ゴム樹液の採取労働であった。それ故、その間の事柄については知らない。

1983年12月19日に同村のプサントレンにおいてニニック・ママックらによって開かれた会合については、それを知っていた。しかし、参加はしなかった。

その後、コトパンジャン・ダム建設問題については、何らの情報も開示されなかった。また、当時の村長は、住民説明を行おうとしなかった。さらに、地方政府(PEMDA)により移転同意を求められることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1991年4月13～14日にバンキナンにおいて開かれた秘密会合において補償基準が決められたことについては聞いていた。しかし、ニニック・ママックは、その具体的な中身については明らかにしなかった。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。チーム・メンバーは、4名であった。彼等は、15分

ほど滞在しただけで帰って行った。その際、彼等は、「住民財産目録書」への署名は求めなかった。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、460万ルピアにすぎなかった。これには納得できなかったため、補償委員会に対して異議を申し立てた。しかしながら、同委員会からは何らの返答もなかった。

移転後の生活状況

移住地の状況については、移転の3ヵ月前に新村にまで赴いて、住居のチェックを行った。その際、粗雑な造りの住宅(6×6メートル)にショックを受けた。特に屋根がアスベスト葺きであるのに驚き、それについて他の住人と県政府に対して抗議した。

その結果、屋根だけがトタン葺きに変えられることとなった。その他の部分は、何ら変更されなかった。施工もまた、ずさん工事そのものであった。特に床のセメント張りは、1～2センチメートルと薄く、しかも波打っていた。

井戸はなく、雨水貯水槽(PAH)が付置されているだけであった。そのため、乾季には深刻な水不足の問題に直面した。こうした水不足問題に対処するために、住民同士で自動車をチャーターして、ダム貯水池まで取水に出掛けた。買入れ単価は、1ガロン当たり5,000ルピアであった。

トイレ施設としては、屋外に簡単な排便装置が設けられていただけであった。深さ1メートルほどの穴をセメントと木板で覆っただけのものであった。その傍らには腐敗槽が設けられていたが、浄水が得られないために、排泄物が流れて行かなかった。そのため、悪臭がひどかった。

こうしたことから、トイレ施設は、短時日で使うのを止めてしまった。その代わりに、裏庭で用を足した後、それをプラスチック袋に入れて、山野に捨てた。

電気は、1998年に設置した。設置料は、無料ではなく、36万ルピアの支払いを要求された。そのため、これを借金で賄った。また、電気代も、1年間は無料というのも嘘で、初年度から約2万7,000ルピアを徴収されている。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園は配分されなかった。それへの苗木の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植え付け事業は、グループごとに行われた。それぞれのグループには、1名のチェアマンが配置された。そして、政府から苗木、肥料、植え付け／手入れ資金を得て、このチェアマンの下に集団植樹が行われた。この植え付け終了後に、具体的な農園用地が、くじ引きで決められた。

ゴム農園は、住居からは8キロメートルも離れた場所にある。そこへ行くにはサンパンでダム貯水池を横切らなければならない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。

パラウィジャ地もまた、1.5キロメートルも離れた場所にある。そのため、移転後3年ほど空き地のままに放置してあったが、7年前(1998年)に生活費に困って、この用地を売却した。売却価格は、30万ルピアであった。買い手は、甥のシャムスリジャー(Syamsurijal)であった。彼は、この土地にゴム樹を植え付けた。

現在の主要な収入源は、違法伐採と採砂である。現状では、電気の設置費の借金と毎月の電気代の支払い、さらに長男(小学生)の学費を支払うだけで精一杯である。

*ランブータンに似ているが、幾分大き目の果実を産する果樹。

シュロビル・ゼイニ(Syurohbil Zeini)

原告番号： N. 922

性別： 男性

生年月日： 1959年4月14日

年齢： 46歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 漁業

家族構成： 6人——妻、長女(17歳)、長男(14歳)、次男(9歳)、次女(8歳)

移転前の生活状況

旧村では、彼の家族は二つの家屋を有していた。一つは、10×7メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。もう一つは、7×5メートルの大きさで、木造家屋であった。

住居は、カンパル川から15メートルほど離れているだけであった。しかし、洪水に見舞われたことはなかった。1978年の大洪水の際にも、何らの被害も受けなかった。

カンパル川の岸辺に居住していたが、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、トイレ施設も、屋内に付置されていた。ただし、水浴びと洗濯は、カンパル川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。釣り、魚網などの方法で漁獲した。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、彼の家族には0.5ヘクタールのミカン園があった。また、1ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りには、0.1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、マンゴー、ランブータン、ジュンコル、ミカン、コーヒー、バナナ、ジャンプ、マチャンなどの果樹が植えられていた。また、クニット(kunyit)*、サラ(sarai)**、パندان(pandan)***も植え付けられていた。さらに、パイナップルも栽培されていた。

移転の経緯

1975～93年の期間、ムランタウに出ていた。その間の1987年に結婚した。1993年にムランタウから帰村した際には、居住地のくじ引きのための登録は締め切られていた。そのため、ニック・ママックに対して、登録名簿に加えるよう求めた。しかし、この要求は受け入れられなかった。

このため、補償金は、父親に対して支払われただけで、彼には一文も支払われなかった。また、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地も配分されなかった。

移転後の生活状況

移転の遙か以前に結婚していたにもかかわらず、登録が遅れたという理由だけで、新村では住宅を割り当てられなかった。そのため、新村では、父親に割り当てられた住宅に同居することを余儀なくされた。

移転に先立って住民抗議がなされたために、住宅の屋根は、アスベスト材からトタン葺きに取り替えられた。しかし、それ以外には何らの改善措置も講じられなかった。住宅は、集団移住者(transmigran)に与えられるのと同じ6×6メートルの規模の粗末な木造家屋であった。

住宅には、井戸は付置されていなかった。給水施設としては、雨水貯水槽(PAH)が設けられているだけであった。その後、公共給水栓(HU)が建設されたが、ごく短期間稼動しただけであった。そのため、再び雨水に頼る生活を余儀なくされた。

こうした状態は、今日においても変わらない。そのため、同村においてはリュウマチと胃腸病を患う人が多い。しかし、この点についての健康調査は、未だに政府によって行われていない。

トイレ施設としては、移転時には、粗末な排便装置が、屋外に設けられているだけであった。悪臭がひどく、また不衛生であったので、短時日でその使用を止めてしまった。

電気は、1998年に設置した。据え付け料金は、16万ルピアであった。毎月の電気代は、約3万ルピアである。

移転時には、ゴム農園の配分さえも行われなかった。その後、2001年になって集団植樹が行われたのであるが、彼の父親の所属するグループでは未だにゴム樹の植え付けが行われていない。そのため、彼の一家には、未だにゴム農園の配分でさえも行われていない。

パラウィジャ地は、すでに配分されているのであるが、作物栽培には適さない不毛の土地である。そのため、この土地は、何も植え付けられないままに、空き地状態で放置されている。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは何らの収入も期待できない。そのため、現在、主要な収入源となっているのは、貯水池漁業である。この漁業は、サンパンと魚網を用いて行う。主な漁獲魚は、モタン(motan)****とタウス(tawes)*****である。週当たり約5万ルピアの収入である。

漁獲量は、乾季の方が多い。しかし、近年、漁獲量には減少傾向が現れている。その原因としては、三つの要因が考えられる。一つは、乱獲である。二つは、発電に起因する水位変動の大きさである。三つは、水質悪化である。湖水では、すでに悪臭が漂い始めている。また、漁師の間では皮膚病に罹る人も多い。

1999年2月には、底魚のガブスが大量死して浮上するという出来事が発生した。これは、明らかに湖底が酸欠状態にあることを示している。

なお、漁業収入だけでは食うのにやっとならぬ、電気代と学費——長女(高校生)、長男(中学生)、次男(小学生)、次女(小学生)——を捻出できない。そのため、彼の妻は、ガンビル工場に働きに出ている。彼女の月収は、60万ルピアである。

*日本では、「うこん」の名で呼ばれる。根茎は、カレー粉の原料として用いられる。

**この植物も、カレーの原料として用いられる。

***この植物の葉の繊維を用いて、敷物や帽子を編む。

****学名は、“*Thynnichthys thynnoides*”で、体長5～7センチメートルの小型魚である。

*****学名は、“*Puntius goniotus*”である。この魚種は、主として蚊の幼虫のボウフラを制御する目的で、ダム貯水池に導入された。

ザイナル・アビディン・ダトゥ・パコモ(Zainal Abidin Dt. Pakomo)

原告番号： N. 210

性別： 男性

生年月日： 1967年6月12日

年齢： 38歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ピトパン族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： プサントレン卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(27歳)、長男(7歳)、次男(5歳)、長女(3歳)

移転前の生活状況

旧村では、12×6メートルの規模の木造家屋に、両親とともに居住した。住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。しかしながら、MCK(水浴び、洗濯、排泄)は、カンパル川にまで出掛けて行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主な漁獲魚は、シリマン、シカム、カピエなどであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場で販売した。

土地的には、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は2ヘクタール、後者は0.5ヘクタールの広さであった。これに加えて、2ヘクタールの広さの灌漑水田もあった。収穫米は、もっぱら家庭で消費したが、余剰米がある場合には、市場で販売した。

家の周りには、80×30メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、ランブータン、ピナン、ドゥク、ジュンコル、アレン、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

一般に、旧村では、土壌条件は良好であった。そのため、種々の作物が栽培された。また、稲田もあった。天水田、灌漑稲田のほか、陸稲(gogo)も栽培された。さらに、各種の果実が収穫できた。その上、水牛、ヤギ、鶏、アヒルなどの家禽類も飼育された。

これに加えて、旧村には、広大なゴム園とガンビル園があった。また、ミカン園を有する人も多かった。村人はまた、カンパル川で漁獲した。そうした収入だけで子供に高等教育を受けさせることができた。

村人には、こうした種々の収入機会があったために、「ムランタウ」に出る必要はなかった。彼個人としても、「ムランタウ」に出る必要はなかったのであるが、移転後の生活難を見据えて、1991年にマレーシアに出稼ぎに行った。そして、そこで3年間働いて、ある程度の蓄えをして帰村した。帰村後、1995年に結婚した。

同時に、ニニック・ママックの地位にも就いた。旧村では、ニニック・ママックは、人々の尊敬を集めた。また、「ゴトン・ロヨン」による共同作業へも、人々は進んで参加した。

毎年、断食月(ラマダン)の期間の前後には、各種の伝統的行事が催された。その一つが、バリマウ(Balimau)の習慣であった。ラマダンの前には、人々は、カンパル川で身体を清めた。また、ラマダ

ン明けには、種々の行事が盛大に行われた。その一つが、「パンチャ・シラット」(Pancak Silat)と呼ばれる空拳舞であった。また、「パンジャット・ピナン」(Panjat Pinang)と呼ばれる木登り競争も行われた。さらに、カンパル川では、「パチュ・サンパン」(Pacu Sampan)と呼ばれるボート・レースも挙行された。

移転の経緯

コトパンジャン・ダムの建設構想については、1982年にモスクで口伝えに聞いた。

これに続いて、1983年末には、ニニック・ママック、アリ・ウラマらは会合を開き、移転に関する17条件を決議した。17条件を受け入れなければ、住民は移転しないという内容であった。

その後、ずいぶん経ってから県政府は、移転先について三つの選択肢を示した。一つは、PIR方式のアブラ・ヤシ農園に移転し、農園労働者になることであった。二つ目は、ダム貯水池周辺の移住地に移転して、2ヘクタールのゴム農園を貰うことであった。三つ目は、補償金だけを貰って好きな所に行く自由移転方式(pola bebas)であった。

しかし、住民としては、それらのいずれかを受け入れるしか選択の余地はなかった。なぜなら、移転を受け入れなければ、補償を得られないと告げられたからである。

こうした状況の下で、村長は、財産目録調査が行われると告げた。しかし、その調査は、政府による一方的な資産調査で、住民による確認でさえも求めなかった。

こうした一方的調査に基づいて、補償金の支払いが行われた。補償金は、移転前に支払われた。彼の父親が受け取った補償金額は、1,200万ルピアであった。このうち、500万ルピアが、家屋と庭地(果樹を含む)に対する補償であった。

しかし、彼には補償金は支払われなかった。また、住宅も供与されなかったし、庭地、ゴム農園、パラウイジャ地も供与されなかった。彼は、移転前には結婚していたにもかかわらず、「世帯主」扱いされなかったのである。

移転後の生活状況

1995年に新村に移転した。移転後には、夫婦ともども、父親に割り当てられた住宅に同居しなければならなかった。

新村では、政府約束は守られていなかった。例えば、住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、6×6メートルの規模の貧相な木造家屋であった。また、その造りも、粗雑であった。そのため、入居後には、自らの負担で改築工事を施さねばならなかった。

清潔な水施設の提供約束も守られていなかった。移住地には、井戸でさえもなかった。用意されていたのは、1×1メートルの大きさの雨水槽だけであった。そのため、住民は、飲料・調理用水にも事欠くという状態の下に置かれた。

さらに、トイレ施設としては、屋外に粗末な排便装置が設けられているだけであった。それは、長期利用に耐えるような造りではなかった。また、悪臭と不衛生という問題もあった。そのため、住民は、短時日でその使用を止めてしまった。その代わりに、彼等は、庭先で用を足すか、ないしは近くの小川にまで出掛けなければならなかった。

その上、電気の据え付け料金と1年間の電気料金も無料ではなかった。彼の一家の場合には、設置料としては、25万ルピアを支払わなければならなかった。しかも、初年度から毎月約1万1,000ルピアの電気代を徴収されている。

これに加えて、移転の2年後にはゴム樹液が採取できるという約束も履行されなかった。移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかった。

パラウィジャ地もまた、熱帯林を剥ぎ取って造成された不毛の土地であった。そこでの土壌は痩せており、作物栽培には不向きであった。

そのため、移転後2年間は、生活手当(jadup)で生き延びるほかなかった。米、塩漬け魚などの支給品は、粗悪品であったが、そのような物でも口に入れるほかなかった。

しかし、生活手当が打ち切られた後には、人々は、深刻な収入不足に遭遇した。そのため、ある者は、漁業に活路を見出そうとした。また、ある者は、ラタンや木材を求めてジャングルに入った。さらに、農園労働者になり下がるほか方法のない人も多かった。そうした方法でさえもない人は、「ムラントウ」に出るほかなかった。

今日においても、人々は、未だにゴム農園から収入を得られないままである。また、パラウィジャ地の多くは、未だに空き地のままの状態、収入源とはなり得ていない。そのため、収入不足に悩む人々のうちには、住宅や土地を売却せざるを得ない状況に追い込まれている人も多い。

さらに、新村移転に伴う社会的・文化的影響も大きい。移住地には、ルマ・ガダンもない。そのため、ニニック・ママックは、「ムシャワラ」会合を開くことができない。それに伴って、ニニック・ママックの権威も低下してきている。また、伝統的行事も開催できなくなっている。

1999年にリアウ州8カ村の住民は、プカンバルに出て、県知事庁舎にデモをかけて、特にゴム農園についての政府約束の履行を求めて抗議した。その結果、翌年には、政府により、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などが配布された。それにより、ようやくにしてゴム樹の植え付けが行われた。この植え付けは、住民自身が、自らに行った。

しかしながら、現在までの時点では、ゴム農園からは何らの収入も得られていない。植え付けゴム樹が未だに若木のためである。

その上、ゴム農園は、住居からは遠く離れているために、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。そのため、植え付けゴム樹の多くが、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてきている。

パコモ氏の場合には、現在の主要な収入源は、水没を免れた2ヘクタールのゴム園からの樹液採取である。それにより、週当たり10万ルピア、月当たり70万ルピアの収入を得ている。

しかし、これだけでは生活は苦しい。なぜなら、移転前と違って、米、魚、果実などを購入しなければならないからである。

なお、彼は、移転時に補償金の支給対象とされなかったこと、また住宅、さらにはゴム農園とパラウィジャ地を供与されなかったことに対して、未だに強い怒りを抱いている。

ハイルル・ザマン(Khairul Zaman)

原告番号： N. 564

性別： 男性

生年月日： 1970年7月5日

年齢： 35歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： マドラスの高等学校(S L T A)中退——経済的理由のため

職業： 工場労働者

家族構成： 4人——妻(35歳)、長男(11歳)、長女(5歳)

移転前の生活状況

旧村での住宅は、9×6メートルの大きさで、木造家屋であった。そこに、両親と4人の子供——そのうち、2人は男子、2人は女子——の6人家族で生活した。

住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて行って取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主な漁獲魚は、バラウ、レラン、タパ、ゲソ、シリマン、バウン、バリド(Balido)などであった。

1993年に、結婚した。そして、3ヘクタールのゴム園を父親から譲り受けた。1週に5日、ゴム樹液の採取で働いた。雨季には水田などで働いた。1ヘクタールの灌漑水田を有していたからである。1年に2回の収穫があった。収穫米は、市場で売り捌いた。

田植えの前には、豊作を祈念して、伝統的な儀式を行った。具体的には、苗代作りに先立って、ヤギの首を切って、神に捧げた。田植えは、ニニック・ママックの指揮の下に、「ゴトン・ロヨン」(gotong royong)により共同作業で行った。稲田はまた、養魚池としても利用した。

陸稲(gogo)の栽培にあたっては、ニニック・ママックは、稲作チームを組織した。1チームは、通常、15人で構成された。ニニック・ママックは、耕作従事者のスケジュールを決めた。それに従って、ローテーションで作業分担した。収穫後には、ゴム、ミカン、ピナン、マンゴーなどを植え付けた。

旧村の家の周りには、0.25ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ミカン、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、プタイなどの果樹が植えられていた。また、チリ、キャッサバなども植え付けられていた。

こうした収入で、家族の糊口を十分に支えることができた。旧村では、大抵の家庭では、ミカンの収入だけで子供を学校に通わせ、またメッカへの巡礼の費用も捻出できた。

旧村には、種々の仕事の機会があった。ゴム園、ガンビル園、水田、陸稲、漁業などで働く機会は幾らでもあった。働く意欲さえあれば、失業するようなことはなかった。

カンパル川はまた、人々の生活に密接に結び付いていた。第一に、それは、人々の飲料・調理用水、水浴び、洗濯、排泄の場であった。第二に、それは、漁業の場でもあった。漁獲物は、一部を自家消費したが、多くを販売した。第三に、それは、採石の場でもあった。採石は、所得創出の機会となっ

た。

旧村では、人々は、お互いに支え合った。例えば、水牛、肉牛、ヤギなどの家畜を有する豊かな人々は、その飼育と管理を貧しい人々に委ねた。

それ故、旧村では、人々の社会活動も活発であった。例えば、「ゴトン・ロヨン」による共同作業で公共施設の建設、清掃などが行われた。また、貧しい家庭への支援活動なども行われた。例えば、そうした世帯のためには、近隣の人々が協力して、「ゴトン・ロヨン」方式で家屋を建設した。

旧村にはまた、「アダット」の慣習があり、それに基づく各種の伝統行事が行われた。1年に一回、伝統的行事としての「ハラル・ビラルル」(halal bilhalal)が催された。その際には、まず最初に宗教的儀式が挙行された。この儀式に先立って、人々は、カンパル川で身体を清めた。

村中が華やいだ雰囲気にも包まれたのは、断食月——ラマダン(ramadan)——明けであった。この時期には、伝統音楽とか舞踊とかも演じられた。その際には、コーラン朗読競技会(MTQ, Musabaqoh Tilawatil Qur'an)が開かれた。また、「パンチャ・シラット」(空拳舞)、「パンジャット・ピナン」(ピナン登り競争)、「パチュ・サンパン」(サンパンによるボート・レース)なども催された。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、小学生の時(1980年)に口伝えで聞いた。

1983年12月19日には、ニック・ママック、アリ・ウラマなどによりプサントレンで会合が開かれた。当時、プサントレンの中学部に通っていたので、この会合には大きな興味を抱いた。そのため、大人たちに何が話されているのか聞いて回った。彼等の説明では、この会合においては、17項目の移転条件が採択されたとのことであった。

しかし、その後、政府は、住民要求を無視して移転作業を進めてしまった。また、そうした補償・移転の決定プロセスについては、なぜに「ムシャワラ」会合を開かないのかと疑問に思った。そのような物事の進め方は、明らかに伝統的なやり方に反していた。

父親の話では、政府により、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+ゴム農園、③補償金+アブラ・ヤシ農園のうちから一つを選ぶよう求められたとのことであった。そして、父親は、二番目を選んで署名したとのことであった*。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、9名の政府関係者で構成されていた。彼等は、30分ほど調査を行った。その際、父親が「住民財産目録書」に署名したのかどうかは知らない。

移転にあたっては、くじ引きにより、住宅とゴム農園の場所が決められた。

移転後の生活状況

新村では、住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、粗末な木製家屋であった。移転前の住民抗議により、屋根は、アスベスト材からトタン材に取り換えられたが、その他には何らの設計変更もなされなかった。つまり、木製の壁、薄いセメント張りの床という造りは、そのままであった。

給水施設については、住宅の横に雨水貯水槽(1×1メートル)が設けられているだけであった。それを利用して、飲料・調理用水などの生活用水を賄うほかなかった。このような状況は、その後も変わらず、未だに清潔な水は得られていない。

政府によって用意されたトイレ施設も、劣悪そのものであった。洗浄施設が備え付けられていないために、不衛生である上に、悪臭が漂った。そのため、代替施設を造らざるを得なかった。そのよう

な代替施設を造ることのできない人々は、庭先に穴を掘って用を済ませ、その後に土を被せるか、ないしは近くの小川にまで出掛けて用を済ますしか方法がない。

移転時には、ゴム農園には何も植え付けられていなかった。そのため、移住地では、住民は、収入源の欠如という深刻な問題に直面した。

政府は、生活手当(jadup)を2年間支給しただけであった。しかも、支給された米、塩漬け魚は、粗悪品であった。そのような食品でも、生きるためには食べるほかなかった。

生活手当が打ち切られた後は、住民は、自分で生活の糧を探さなければならなかった。ある者は、農園労働者として働きに出た。また、他の者は、ジャングルに入って木材の違法伐採を行った。慣れない仕事で、しばしば死傷事故に遭遇した。

彼の現在の収入源は、同村にあるガンビル加工工場での雇用である。この加工工場は、タンドン・グループ(Tandum Group)によって営まれている。

彼によれば、コトパンジャン・ダム建設は、住民の生活基盤を、単に経済的に破壊したばかりでなく、また社会的・文化的にも壊してしまった。伝統文化が失われてばかりではない。移転の際のくじ引きにより、氏族(スク)がバラバラになり、かつての隣人関係までもが壊れてしまった。

なお、2002年に、同村において村長が主催した会合において、J B I Cにより、各世帯には、5,000万ルピアを支給される旨が表明された。しかし、このような援助資金は、未だに支給されていない。

*これは、「再定住適地調査書」を指すのではないと思われる。

サム・ムイス(Sam Muis)

原告番号： N. 167

性別： 女性

生年月日： 1960年9月21日

年齢： 45歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——夫(1991年に離婚)、長女(26歳)、長男(16歳)、次男(8歳)、三男(6歳)

移転前の生活状況

母親は、彼女が2歳の時に亡くなったので、父親と祖母によって育てられた。17歳の時(1977年)に結婚した。結婚後も、父親および祖母と一緒に暮らした。

住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。しかし、MCK(水浴び、洗濯、排泄)は、カンパル川まで出掛けて行った。

カンパル川ではまた、彼女の夫は、しばしば漁業を行った。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村には、両親の資産を受け継いだゴム園、ミカン園、ココナツ園があった。ゴム園は2.5ヘクタール、ミカン園は1.5ヘクタール、ココナツ園は1ヘクタールであった。ゴム園からは、1日当たり20キログラムの樹液を採取できた。

そのほか、3ヘクタールの広さの水田もあった。水田では、年二回収穫できた。これらの水田のうち、1ヘクタールは、自分で耕作した。残りの2ヘクタールは、他の村人に貸していた。貸付料としては、一回の収穫ごとに1ヘクタール当たり7万5,000ルピア、従って年間では総額で30万ルピアを受け取った。

家の周りには、30×50メートルの広さの庭地があった。そこには、コーヒー(60本)、ココナツ(35本)、ピナン(40本)、バナナ(14本)、ドック(3本)、ジャンプ(3本)、マンゴー(2本)、ランブータン(1本)などの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1990年に、スク(氏族)レベル、つまりピトパン族だけの「ムジャワラ」会合が開かれた時に知った。この会合は、彼女の家で開かれた。彼女の弟が、ニニック・ママックの地位にあったためである。

それに次いで、スク全員が参加する形での「ムジャワラ」会合が開かれた。その際には、200名ほどの村人が出席した。これらの会合においては、「移転を拒むことはできない」というのが、ニニック・ママックらの説明であった。こうした説明があっただけで、移転について住民同意が求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

同年末には、隣組(RT, Rukun Tetangga)の組長のナロ・ダトゥ・パコモ(Naro Dt. Pakomo)氏が訪れて来た。そして、「家族カード」(kartu keluarga)に氏名、年齢などを記入するよう求めた。それに記入しなければ、移転地において住宅、農園、パラウィジャ地などが与えられないというのであった。そこで、そのカードに記入し、署名した*。

翌1991年には、村人が村役場に呼ばれた。1,000人位の村人が集まったために、村役場の建物には入りきらず、道路にまで人が溢れていた。その際には、水没する資産については、すべてが補償されると説明された。

その後、集会在モスクで開かれた。その集会には、サレー・ジャシット県知事が出席していた。同県知事は、移転すれば、これまでよりも生活が良くなると語った。そして、移転先では、セミ・パーマネントの住宅が用意されており、給水・トイレ施設も完備しており、電気の設置料と1年間の電気代は無料であり、さらにゴム農園とパラウィジャ地も無償提供されると述べた。

それから2週間後に財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、4名の政府関係者で構成されていた。彼等は、15分ほど滞在しただけであった。その際には、「住民財産目録書」への署名は求められなかった。

その後1年ほどして、村役場から土地区画関連の書類ができたこと知らされた。そこで、村役場に出掛けて行き、関連書類の写しを受け取った際に、それらに署名した。

補償金は、移転(1996年)の3年前に支払われた。当初の補償提示額は、1,745万ルピアであった。これには到底満足できなかったため、補償委員会に対して異議を申し立てた。特に水田については、0.25ヘクタール分しか補償対象とはされていなかった。

結局のところ、1年後に、補償金額は1,800万ルピアに増額された。2.75ヘクタールの水田の補償金が、たったの55万ルピアであるというのであった。しかし、それ以上には交渉しても無駄であると思ったので、泣く泣くその金額を受け入れることにした。

移転後の生活状況

移転先は、くじ引きによって決められた。彼女の場合には、運悪く、修道からは最も遠い場所が当たってしまった。

移転時には、住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。草木を取り除いてみると、36平方メートルの粗末な木造家屋が現れてきた。セミ・パーマネントな造りの住宅という政府宣伝は、全くの虚言であった。

移住地には、井戸でさえも備え付けられていなかった。住宅の脇に雨水貯水槽(PAH)が設けられているだけであった。それだけでは到底生活用水を賄い切れないので、裏庭に小池を掘って、そこに溜まる雨水を生活用水として利用している。

トイレ施設としては、家の脇に粗末な排便装置が設けられていた。しかし、洗浄水が得られないために、排泄物を処理できないことは自明であった。そのため、この排便装置は、一度も使わなかった。その代わりに、庭先に小さな穴を掘り、排便後には土を被せるという方法を用いた。

政府約束に反して、移転時には、2ヘクタールのゴム農園は配分されなかった。そのため、移転した途端に深刻な収入難の問題に直面してしまった。

移転後2年間は、生活手当に頼るほかなかった。米は、最初の4ヵ月間は、まあまあの品質であった。しかし、その後は、とても食べられるような代物ではなかった。そのため、鶏の餌にした。また、

塩漬け魚は、腐っていた。そのため、一度も食べなかった。

こうした状態のために、生活手当だけでは暮らして行けなかった。そのため、彼女は、農園労働者として働きに出ざるを得なかった。働き先は、ガンビル農園であった。

その後、2000年になってゴム農園の配分が行われた。しかし、ゴム農園は、住居からは10キロメートルも離れた場所にある。そこへ行くためには、サンパンでダム貯水池を横切らなければならない。片道だけでも、2時間もかかる。そのため、ゴム農園の予定地は、今日でもジャングルの状態である。

パラウィジャ地は、当初1.5キロメートルほど離れた場所に配分された。しかし、この土地は、水没してしまった。そのため、新たに3キロメートルほど離れた場所に再割り当てされた。しかし、そこへは遠すぎるのと、土壌が痩せているために、未だに何も植え付けずに空き地状態で放置してある。

このような状況のために、ゴム農園とパラウィジャ地からは、未だに何らの収入もない。そのため、長年にわたって、ガンビルの採取労働で生計を立ててきた。現在は、彼女に代わって、長女がガンビル農園に働きに出ている。その代わりに、彼女が、長女の2人の子供——10歳と6歳——の世話をしている。

また、最近、16歳の長男も、家計を助けるために、ガンビル農園に賃労働に出掛けるようになった。彼の俸給は、1日当たり1万ルピアである。1週間働いても7万ルピアの収入しかない。

こうしたことから、現在、彼女の一家には、ほとんど収入がない。その上、彼女は、妹の子供を引き取ることとなった。次男と三男は、妹の子供である。これらの子供の学費も出さねばならない。

それ故、彼女の一家の家計は、目下のところ、火の車である。長女の夫は、彼の故郷のパレンバンに出稼ぎに出掛けているのであるが、僅かな送金しかしてこない。そのため、一家の生活は、すべてが長女と長男の稼ぎにかかっているのである。

こうした家計事情のために、食べて行くのがやっとなのである。そのため、住宅の改築もできない。また、未だに電気を引けないでいる。

コトパンジャン・ダムの建設目的の一つは、「農村電化」であった。しかし、家屋や田畑を水没させられるという最大の犠牲を払った住民が未だに電気の恩恵を享受できないというのは、実に皮肉なことである。

コトパンジャン・ダムの建設は、彼女の一家を奈落の淵に陥れてしまった。彼女に言わせれば、以前には、彼女の一家の農地には、他人が働きに来ていたのであるが、今ではこちらが、他人の農地に働きに出掛けなければならない立場に逆転してしまったのである。

*ここで言われている「家族カード」とは、「家族調査書」を指すのではないかとと思われる(付属資料④を参照)。

(4) タンジュン・アライ村

旧タンジュン・アライ(Tanjung Alai)村は、伝統的なミナンカバウ社会そのものであった。そこには、ウラヤット地制度があり、また幾つかのルマ・ガダンも存していた。さらに、歴史的に由緒のある共同墓地として知られたアブドゥル・ラーマン(Abdur Rahman)陵も存していた。

住民は、移転に際して、これらの伝統文化の存続を強く求めた。しかし、カンパル県政府は、「サトコルラック」による威嚇を背景に、こうした住民要求を受け入れなかった。住民移転の政策決定プロセスは、すべて「上意下達」の方式で行われたのである。

住民の要求が唯一受け入れられたのは、移転先についてであった。当初、政府は、タンジュン・アライ村の住民の移転先として、南シベルアン(Selatan Siberuang)地域ないしはバンキナン農園(アブラ・ヤシ農園)を予定していた。これに対しては、先祖伝来の土地から遠く離れた場所には移りたくないという声が、住民の間から持ち上がった。そのため、政府は、当初案を引っ込めて、旧村に近い所に移住地を造成するという方針に切り替えたのである。

こうして、旧タンジュン・アライ村における住民移転は、1994年10月4日に実施された。移住先は、旧タンジュン・アライ村において支配的な氏族集団であったピトパン(Pitopang)族のウラヤット地であった。ここでは、かつてはピトパン族により移動式焼畑農業が行われていた。それ故、新村は、旧村からは約4キロメートル離れた場所に位置している。

新村では、住民には6×6メートルの規模の住宅が提供された。住宅は、板囲いの壁、薄いセメント張りの床、アスベスト葺きの屋根という造りであった。

給水施設としては、3～10戸ごとに1井戸が用意されているにすぎなかった。それぞれの井戸は、深さ3メートルの浅井戸であった。しかし、その多くは、空井戸であった。また、井戸水があった場合も、水質的には、必ずしも良好ではなかった。

トイレ施設としては、家の脇に簡単な排便施設が設けられているだけであった。そのため、この施設は、多くの住民により短時日のうちに放棄されてしまった。

電気については、移転から2年後に付設された。しかし、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は、単なる空手形にすぎなかった。据え付け料金は有料であったばかりでなく、初年度から電気料金も徴収された。これは、収入源のない住民には、大きな負担であった。そのため、同村住民の約20%は、未だに電気を引けないでいる。

住民の主要な収入源になるはずの2ヘクタールのゴム農園には、移転時には、苗木でさえも植え付けられていなかった。その後、1995～97年にかけて、政府支援により一部の農園でゴム樹の植え付けが行われた。しかし、この「第1期植え付け事業」は、失敗に終わってしまった。その理由は、一つには、住民たちが、その日の糧を稼ぐのに追われて、若木の手入れをできなかったためである。もう一つには、若木が、猪、鹿、象などの食害にあったためである。

こうした事情に照らして、2000年には、ゴム樹の「第2期植え付け事業」が実施された。しかし、前回の失敗の原因は、何ら改善されていない。そのため、この植樹の先行きについては、住民の間では悲観的な見方が強い。住民によれば、ゴム樹液の採取が可能となるまでの間、少なくとも3年間の生活手当が支給されるべきであるというのである。そうでなければ、家族の生活費を稼ぐ機会を

放棄するわけにはいかないというのである。

また、熱帯林を薙ぎ倒してブルドーザで整地されたパラウィジャ地は、土壌の肥沃度が乏しく、食用作物の生産には向いていない。移転後には、住民は種々の作物の植え付けを試みたが、ことごとく失敗してしまった。辛うじて育ったのは、ランブータン、ドリアン、ジュンコル、ナンカなどの果樹類であった。

新村は、丘陵地帯に位置している。しかも、場所によっては、斜面勾配が45度近くもある。そのため、村内では起伏が激しく、生活道路もアップ・ダウンしている。こうしたことから、同村では、高台においては水の入手が難しく、逆に低地部分においては頻繁に冠水する。

このような登り下りの激しさは、村人の行き来の妨げとなっている。特に児童の通学の妨げとなっている。

これに加えて、この村では、水問題が深刻である。とりわけ高台に住む人々にとっては、安全な水の入手が難しい。そのため、住民の多くが、未だに雨水を利用している。また、アスベスト材の健康影響を懸念する人々は河川水を利用している。

新村には、二つの小川——シラム(Silam)川とボンバン(Bomban)川——が流れている。しかし、これらの小川で多くの人々が、洗濯、排泄などを行うために、水質汚染問題が発生している。

同村にとって何よりも深刻な問題は、ゴム農園とパラウィジャ地のいずれからも収入が得られないという点である。目下のところ、住民の最も大きな収入源となっているのは、ダム貯水池での漁業である。しかし、漁獲高には変動があるために、安定的な収入とはなり難い。さらに、ダム貯水池の水質悪化に伴って漁獲量には落ち込み傾向が見られる。その上、漁獲魚も小型化してきている。これは、乱獲の影響によるのではないかと見られている。

旧村では、米、ココナツ、野菜などの生活必需品は、そのほとんどが自給できた。しかし、新村では、魚を除けば、ほとんど買わなければならないのである。こうした状態が住民の困窮を増幅させている。

住民の間には、未だに補償金を受け取っていない人々もいる。また、すでに補償金を受け取った人々の間にも、補償金額の見直しが行われるべきであるという声が強い。彼等によれば、不当に低い補償基準を強権的に受け入れさせられたのであるから、今一度、市場価額に合わせて調整されるべきであるというのである。

さらに、住民は、政府に対して、住宅の改築資金の無償供与を要求している。住民の言い分によれば、セミ・パーマネントの住宅の提供という政府約束が守られなかったのであるから、木造家屋との差額金を住民に支払うべきである。そして、それを改築資金に充当すべきであるというのである。

このような問題に加えて住民の間に強い不満として残っているのは、新村には、ウラヤット地もルマ・ガダンもないという点である。そのため、ニニック・ママックは、その役割を十分に果たすことができない。

また、河川が遠のいたために、ラマダンの前に河川で身体を清める「バリマウ」の習慣は失われてしまった。さらに、「パチュ・サンパン」の行事も催されていない。僅かに「パンチャ・シラット」と「パンジャット・ピナン」などの伝統行事が続けられているにすぎない。

その上、アブドゥル・ラーマン陵が移転されなかったことへの不満も根強い。共同墓地を移転せず、水没させてしまったのであれば、当然にそれに対する補償金を支払うべきであるというのである。

アンワル・シナロ(Anwar Sinaro)

原告番号： C. 254

性別： 男性

生年月日： 1945年12月31日

年齢： 60歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 漁業

家族構成： 6人——妻(55歳)、長女(32歳)、長男(30歳)、次女(25歳)、三女(20歳)

移転前の生活状況

旧村における家屋は比較的に大きく、25×6メートルの規模であった。住居は、グラモ(Gulamo)川からは300メートルほどの距離の所にあった。

多少距離はあったが、飲料・調理用水は、グラモ川にまで出掛けて取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、そこで行った。

グラモ川ではまた、漁業も行った。魚類は、種類の点でも、また量的にも豊富であった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を市場に出した。

また、家の近くには、二つの養魚池があった。そこでは、ニラ、レレなどの魚を飼育した。養殖魚は、それらを販売して、生計の足しにした。

旧村には、4ヘクタールのゴム園と2.5ヘクタールのミカン園があった。また、陸稲(gogo)も栽培していた。これは、移動式焼畑農業の形で栽培した。

さらに、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドックなどの果樹もあった。そのため、季節ごとに種々の果物を満喫できた。

こうしたことから、生活には何ら困らなかった。米と魚は、自給できたし、必要な現金は、ゴムとミカンの販売で得られた。その上、生活用水の入手に苦勞することもなかった。

旧村では、人々の信仰心は篤かった。また、「ゴトン・ロヨン」方式による共同作業にも、人々は、進んで参加した。そのため、ニニック・ママックとしての役割も、比較的に容易に遂行することができた。

旧村ではまた、伝統行事も盛んであった。例えば、「パチュ・サンパン」——サンパン(小舟)を使ったボート競争——とか、「パンジャット・ピナン」——ピナン登り競争——とかの催しが、毎年開かれた。また、コーランの朗読競技会(MTQ)も、毎年催された。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム/発電所の建設構想について初めて知ったのは、1980年頃にアンダラス大学(Universitas Andalas)の学生2名が深夜に訪問してきた際で、彼等の口から聞いた。当時ニニック・ママックの地位にあったことから、このような突然の訪問がなされたのではないかと思う。

その後、1985年には、再びアンダラス大学の学生5名が訪ねてきた。コトパンジャン・ダム建設

の社会化調査、つまり受け入れ可能性調査のためであるとのことであった。

1991年4月13日には、カンパル県知事によりバンキナンに参集するよう、突然に呼び出された。この会合には、リアウ州の水没対象8ヵ村より、それぞれ10名ずつの代表が参加した。参加者は、主に村長、ニニック・ママック、アリム・ウラマなどの人々であった。参加費として、15万ルピアを支給された。

このバンキナンでの会合は、夜8時に始まった。まず最初に、カンパル県知事のサレー・ジャシットが挨拶し、コトパンジャン・ダム建設の国家的意義を強調するとともに、移住地では、住宅に加えて、2ヘクタールの農園と0.4ヘクタールのパラウイジャ地が与えられ、また給水施設も整えられ、さらに電気の設置料と1年間の電気代は無料であると述べた。これ次いで、カンパル県警察署長、軍関係者、議会関係者が、スピーチした。

このバンキナン会合では、政府により補償基準が提示された。余りにも低い補償基準であったために、各村代表は、その受け入れに難色を示した。しかしながら、結局は、政府側の強硬姿勢に押し切られてしまった。

この会合の後に PLN により実施されたジャカルタ招待旅行にも参加した。その際には、ユニホームとともに、20万ルピアを支給された。この旅行では、チラタ(Cirata)ダムとサグリン(Saguling)ダムの貯水池での養殖漁業を見学するとともに、アン Chol(Ancol)のレジャーランドとタマン・ミニ(Taman Mini)公園への遊覧も行った。

その後、タンジュン・アライ村では、村長により、ニニック・ママックらの10名ほどの村落指導者が集められた。この会合で移転が不可避なことを聞かされたが、特に移転同意を求められることはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したという記憶はない。また、アンケート用紙への記入と署名を求められることもなかった。

当初、政府によって提示された補償金額は、500万ルピアにすぎなかった。そのため、旧村での資産額に比して、余りにも少なすぎると政府に抗議した。その結果、1,000万ルピアが上乘せされた。それにより、補償金としては、1,500万ルピアを得た。

しかし、それによって満足したわけではなかった。それ以上に交渉しても増額の可能性はないと判断したため、矛を収めたのである。

移転後の生活状況

住民移転は、1994年10月4日に行われた。移転先の住宅は、ジャングルの中にあった。しかも、屋根がアスベスト葺きであるのにはショックを受けた。

その上、給水施設は整えられていなかった。アスベストの屋根から落ちてくる雨水を飲むわけにはいかず、生活用水、特に飲料水を確保するのに四苦八苦した。

また、住宅の脇に備え付けられたトイレ施設は、使い物にならなかった。そのため、自分で代替施設を造らざるを得なかった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。そのため、移転と同時に、深刻な生活難に陥った。2年間は、生活手当で食いつないだ。

しかし、生活手当が打ち切られて以降は、塗炭の苦しみを味わった。何とか生き延びることができたのは、旧村のゴム園の一部が水没を免れたために、残存する500本のゴム樹から樹液を採取できたためである。それからの収入で、何とか生計を賄うことができた。

政府供与の2ヘクタールのゴム農園に苗木が植えられたのは、4年前(2001年)である。しかし、それからは、未だゴム樹液を採取できない。その上、ゴム農園は、住宅からは2キロメートルも離れている。そこへはオートバイで行くほかない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。

パラウィジャ地の土壌は痩せており、食用作物の栽培には不向きである。そのため、そこにはゴムの苗木を植えた。しかし、それらも、未だ若木で、樹液を採取できる段階には至っていない。

このような状態の下で、現在、二つの収入源により生活を賄っている。一つは、水没を免れた旧村のゴム園での500本の残存樹木からの樹液採取による収入である。もう一つは、グラモ橋の下で始めた「いけす船養殖漁業」(keramba)*である。このクランバ漁業は、BPL銀行からの借入れにより、昨年(2004年)から始めた。

コトパンジャン・ダム建設により各種の社会的・文化的・環境的影響が発生したのであるが、ここでは、特に二点について触れておきたい。一つは、コトパンジャン・ダム建設による文化的影響の問題である。移住により、伝統文化が失われてしまった。その典型は、移住地にはルマ・ガダンが設けられていないことに見られる。そのため、ニニック・ママックが、「ムシャワラ」会合を持つことが難しくなった。それに伴って、ニニック・ママックの社会的役割も低下してきている。

旧村では、毎年、「パンチャ・シラット」、「パチュ・サンパン」、「パンジャット・ピナン」、コーラン朗読競技会などの伝統行事が開かれた。また、小村(dusun)——10～20世帯で構成——ごとに、独自の伝統音楽とか舞踊とかも演じられた。しかし、今日、こうした伝統文化の継承は行われていない。そのため、こうした伝統文化については、後世に伝えるために、目下、カセットに収める努力をしている。

二つ目は、コトパンジャン・ダム建設によるスマトラ象への影響である。シナロ氏によれば、これまでにコトパンジャン地域に出没してきた残存象の総数は、14頭であるとのことである。具体的には、プロウ・ガダン村／コト・マスジッド村に6頭、ラナ・スンカイ村に5頭、タンジュン・アライ村に2頭、バトゥ・ブルスラット村に1頭が出没してきた。このうち、2頭については、2002年に森林省所属の専門家が射殺したとのことである。

コトパンジャン・ダム建設により象の生息環境を水没させてしまった上に、捕獲を免れて行き場を失った徘徊象を、ゴム樹などを食い荒らすという人間の側からだけの都合で射殺したのである。これだけからしても、日本政府により3条件のうちの一つとして掲げられていた「スマトラ象の保護」という条件は守られていないというのが、シナロ氏の言い分である。

*「クランバ」は、木材、ドラム缶、網などを組み合わせて作った浮き舟で、その中で魚類の養殖を行う。養殖対象魚種としては、ラヨ魚が、最もポピュラーである。

カスビ・エヌ・エヌ(Kasbi NN)

原告番号： C. 265

性別： 女性

生年月日： 1968年

年齢： 37歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 9人——夫(38歳)、長男(18歳)、長女(15歳)、次男(12歳)、三男(11歳)、次女(7歳)、三女(7歳)、四女(4歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×7メートルの大きさの木造家屋に両親とともに暮らした。1983年に結婚した際に、両親の家屋の近くに新居を建設した。新居は、パーマネントな造りであった。

二つの住居とも、カンパル川からは1.5キロメートルほども離れていた。しかしながら、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて行って取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、彼女の夫は、漁業を行った。彼は、もっぱら釣りにより漁獲した。主な漁獲魚は、バウン、シカム、パウエ、マリ(mali)*、ティラン(tilan)**であった。漁獲魚は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。この販売収益が、主要な収入源となった。

土地的には、ゴム園とミカン園を有していた。前者は2ヘクタール、後者は1ヘクタールの広さであった。

2軒の家の周りには、それぞれ0.5ヘクタールずつの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、プラサン、マンゴスチン、ピナン、ドゥク、ランバイ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。また、カプウの木と4株の竹林もあった。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。魚は自給できたし、米は安価に購入できた。また、必要な現金は、ゴムとミカンの販売で得られた。水汲みには多少難儀したが、水不足に悩むというようなことはなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、すべてがトップダウン方式で決められたために住民参加の余地はなかった。また、移転についても、住民意思が問われることはなかった。それ故、彼女と彼女の夫のいずれれも、「移転同意表明書」に署名したことはない。

また、「家族調査書」に記入と署名をしたという記憶もない。たとえそのような調査書に記入と署名をしたにしても、それにより移転に同意するというような意向は毛頭なかった。単なるアンケート調査に応じたただけであったものと思う。

財産目録作成チームが訪れて来たことについては憶えている。調査メンバーは、総勢4名であった。

彼等は、およそ1時間にわたって調査した。その際、彼等は、ゴム園などの実測調査も行った。しかし、その調査結果について確認することは、彼等により要求されなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから6ヵ月後に、彼女の夫は、村役場に呼び出された。そこで、彼は、補償対象となる土地区画(persil)に関する書類を見せられ、それに署名するよう求められた。それに応じて、彼は、その書類に署名した。そして、その写しを持ち帰った。なお、これらの書類には、補償金額は記載されていなかった。

補償金は、移転前に支払われた。父親に対しては、800万ルピアが支払われた。これは、二つの家屋と庭地/果樹、およびミカン園に対する補償金であった。

これに対して、彼女夫婦は、51万2,000ルピアを受け取った。これは、2ヘクタールのゴム園に対する補償であった。

このような補償金額には到底納得できなかった。しかしながら、どのようにして異議を申し立てれば良いのかが判らなかつた。そのため、異議の申し立てを断念して、政府提示額を、そのまま受け入れた。

移転後の生活状況

移住先は、くじ引きで決められた。くじ引きの結果、彼女一家に割り当てられたのは、丘陵地帯に位置する劣悪な居住場所であった。そこでの家屋は、6×6メートルの木造家屋で、屋根は、アスベスト葺きであった。また、入居時に、木壁は、すでにシロアリによって食い荒らされていた。

移住地には、井戸は設けられていなかった。そのため、住宅から175メートルほど離れた場所にある泉にまで取水に行かねばならなかつた。また、そこで、水浴び、洗濯も行った。

住宅の脇には、一応はトイレ施設が備え付けられていた。しかし、洗浄水が得られないのであるから、排泄施設は、使い物にならなかつた。そのため、泉の近くまで行って用を足した。

このような状況は、今日でも変わりはない。当地は、丘陵地帯であるために、泉までの道程は上り下りの起伏が激しい。そのため、重い水桶を担いで、これらの坂道を行き来するのは、大変な重労働である。

ゴム農園については、移転時には苗木でさえも植えられていなかった。そのため、移転と同時に深刻な生活難に直面した。移転後2年間は、生活手当で食いつないだ。粗悪品の米と塩漬け魚でも、贅沢は言っておれず、口に入れた。

しかし、生活手当が打ち切られて以降は、食事にも事欠く有様であった。そのため、2001年には、止む終えずゴム農園の半分(1ヘクタール)を売ることにした。売却価額は、200万ルピアであった。買い手は、叔父であった。彼は、そこにゴム樹を植え付けた。

残りの1ヘクタールのゴム農園には、2000年に900本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在までに残っているのは、およそ200本にすぎない。象、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために、すでに約700本ものゴム樹が失われてしまったのである。

ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そのため、手入れ/管理が難しい。本年からは、若木に刻みを入れて樹液採取を始めようとしたのであるが、樹液は、何者かに盗み採られ続けている。そのため、未だに何らの収益も得られない。

パラウィジャ地も、住居からは1キロメートルほど離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方

法がない。また、この土地は、肥沃度に欠けており、食用作物の栽培には向かない。そのため、この土地には、1996年に150本のゴム樹を植え付けた。このうち、現在までのところ100本余りが無事に生育している。

この残存ゴム樹からの樹液採取が、現在、主要な収入源となっているのである。それからは週当たり16キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,900ルピアで売れるから、週当たりの収入は、7万8,400ルピアである。

しかし、このような収入状況では、生活は、非常に厳しい。そのため、長男は、進学させられなかった。また、長女、次男、三男は、就学を続けさせることができず、ドロップアウトを余儀なくされた。辛うじて、次女と三女(いずれも小学生)だけを通学させることができている。

また、未だに電気を引けないでいる。「農村電化」の謳い文句で建設されたコトパンジャン・ダム／発電所で生産される電力が、最大の犠牲者に裨益しないというのは、実に皮肉な話である。

なお、彼女の近隣の住民は、居住条件の劣悪さに嫌気がさして、皆引っ越して行ってしまった。そのため、彼女の一家は、荒野に取り残されることとなってしまった。しかし、彼女の一家には、移転したくとも、代替地を購入し、家屋を新築できるような経済的余裕はないのである。

*学名は、” *Dangilla sumatrana* ” である。

**学名は、” *Mastacembalus perakensis* ” である。

ヌルマン(Nurman)

原告番号： C. 200

性別： 男性

生年月日： 1933年

年齢： 72歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学——オランダ軍、日本軍の侵攻のため

職業： 農業

家族構成： 3人——妻(66歳)、長男(32歳)、次男(死亡)

移転前の生活状況

1970年に結婚した。住居は、7×6メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川の岸边にあり、水辺からは20メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に見舞われたことはなかった。1978年の大洪水の際にも、何らの被害も受けなかった。

飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。沸騰させるだけで飲用できた。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。さらに、カンパル川では、漁業も行った。魚が豊富で、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園は有していなかった。その代わりに、移動式焼畑農業で陸稲(gogo)を栽培した。焼畑農業は、ウラヤット地において、場所を変えて、一年に一回のペースで行った。この農法を「ゴトン・ロヨン」方式で行う人々もいたが、彼の場合には個人ベースで行った。

しかしながら、陸稲栽培だけでは生活して行けなかった。そのため、隣人のゴム園において樹液採取を行うことにより、その報酬で家計を補充した。

なお、家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ピナン、ドゥク、バナナ、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、すべてが政府関係者だけで進められた。住民参加と言っても、一部の住民代表だけの「参加」であった。それを象徴するのが、1991年4月にバンキナンに一部の住民代表を密かに招集して開かれた会合である。この会合においては、一部住民代表の受け入れだけで、補償基準が決められた。

移転問題についても、伝統的な意味合いでの「ムシャワラ」会合が開かれたことはない。また、政府により移転同意を求められたこともない。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

その後、1993年には、資産調査に1名の政府関係者が訪れて来た。彼は、10分ほどで引き上げて行ってしまった。その際、彼は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前(1993年)に支払われた。補償金額は、500万ルピアであった。その内訳は、家屋、庭地、果樹に対する補償が130万ルピア、移動式焼畑農業用地への補償が370万ルピアで

あった。

このような補償金額には納得できなかったため、当時の村長に対して抗議した。これに対して、同村長は、「抗議を続けるならば、牢屋に行かねばならないであろう」と述べた。そのため、泣き寝入りせざるを得なかった。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅を下見するために、移転の前日に新村を訪れてみた。すると、住宅は、建設受注会社のアスラ・タタ・ジャヤ(PT. Asrat Tata Jaya)社によって使用されていた。そこで、明け渡しを要求すると、明日までには退去すると答えた。実際にも、翌日には、同社の社員はいなかった。

アスラ・タタ・ジャヤ社の社員によって使用されていたために、住宅周辺の草木を取り除く手間は省けた。しかし、住宅は、セミ・パーマネントなものではなく、6×6メートル規模の木造家屋にすぎなかった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

また、政府によって備え付けられた井戸の水は、黄色く濁っており、悪臭までもがした。そのような水でも飲まざるを得なかった。しかし、そうした汚水をいつまでも飲むわけにはいかなかったため、6ヵ月後には自分で新たな井戸を掘った。

トイレ施設も劣悪であった。悪臭がひどく、また不衛生であったため、6ヵ月ほど使用しただけで放棄してしまった。その後は、庭先に自分で新たな排泄施設を造った。

この村に電気の接続線が付設されたのは、住民移転から2年も経た1996年になってからであった。しかも、政府約束、つまり設置料と1年間の電気代は無料という政府約束とは異なり、いずれも有料であった。こうして据え付け料金として21万ルピアを支払わねばならなかった上に、初年度から毎月1万～1万5,000ルピアの電気料金を徴収されている。

移転時には、ゴム農園には、何も植わっておらず、空き地のままであった。1998年頃には、苗木、肥料、植え付け資金などの政府支援を得て、900本のゴム樹を植えた。しかし、これらのゴム樹は、2～10頭の象に食い荒らされてしまった*。現在辛うじて残っているのは、300本ほどである。

そのため、2000年には、再び政府支援を受けて、960本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、これも、現在700本ほどに減ってしまっている。象の被害のほか、猪や鹿の食害によるためである。

ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行き来するしか方法がない。そのため、頻繁に手入れ/管理に通うことはできない。また、たとえ通ったにしても、当面の収入確保にはならない。

パラウイジャ地には、1995年に、ドリアン、ランブータン、ジュンコル、プタイなどの果樹を植え付けた。また、そこへはカプウ(kapuk)も植え付けた。そこでは、1日6キログラムの果樹などの生産量がある。1日当たりの収入は、約3万ルピアである。

現在の主要な収入源は、1998年頃に植え付けた残存ゴム樹からの樹液採取とパラウイジャ地での果樹栽培からの収益である。しかし、これだけの収入では生活は苦しい。

*先に見たように、シナロ氏は、タンジュン・アライ村に出現する象は2頭であると述べているのであるが、ヌルマン氏は、それ以上の象の出現を示唆している。

アムビア(Ambia)

原告番号： C. 244

性別： 女性

生年月日： 1962年

年齢： 43歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 無職——病気のため

家族構成： 1人——夫とは17年前に離婚、娘は死亡

移転前の生活状況

旧村では、10×8メートルの大きさの木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは40メートルほど離れていた。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

農園は有していなかった。家の周りには、1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ピナン、ドックなどの果樹が植えられていた。

主要な収入源は、農園賃金労働であった。ゴム園、ミカン園などで働いた。一日当たり3,000ルピアの俸給であった。当時は、米の価格は1キログラム当たり700ルピアであったから、このような収入でも結構食べて行けた。また、水問題で苦勞するようなことはなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1987年にモスクでアリム・ウラマ(alim ulama)*のシェ・ブルハン・パドゥコ・ラマノ(Sheh Burhan Paduko Lamano)から聞いた。その際、彼は、コトパンジャン・ダム建設によりタンジュン・アライ村は水没するから移転しなければならないと述べた。それを聞いて、彼女は、泣き出してしまった。

その後、1990年頃に、村長主催の会合が開かれた。その折には、政府関係者は、移転に際しては十分な補償がなされるとともに、生活手当(jadup)も支給されること、移住先の住宅は、セミ・パーマネントの造りであること、また給水・電気施設も備え付けられていること、さらにトイレも屋内に設置されていることなどについて語った。

こうした政府側からの一方的な説明がなされるだけで、住民側からの意見を聞く機会は一度も設けられなかった。また、政府により移転同意を求められることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。彼等は、15分ほどいただけであった。帰り際に、彼等は、補償金を多く請求すれば、それだけ税金も多くなると語った。このような言い草には、強い反感を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

移転の1年前(1993年)に、補償金を受け取った。補償金額は、300万ルピアにすぎなかった。

これは、家屋、樹木などのすべてに対する補償額であった。

旧村での所有資産が少なかったとはいえ、立ち退き補償としては余りにも少なすぎると思った。しかし、報復が怖かったので、何らの抗議もせず、泣き寝入りした。

移転後の生活状況

移転先は、くじ引きによって決定された。彼女に割り当てられた住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。住宅は、セミ・パーマネントの造りではなく、6×6メートルの木造家屋で、しかも屋根はアスベスト葺きであった。床は、薄いセメント張りであった。入居後暫くして、床のセメントは、剥がれてしまった。

井戸は、備え付けられていなかった。そのため、飲料・調理用水は、シラム川から取水した。また、水浴び、洗濯も、この小川で行った。

トイレ施設は、1×1メートルの規模で、穴の上に便器と木板を置き、その周りを板囲いしただけの簡単な排便装置であった。入居時には、すでに腐敗槽は壊れていた。そのため、このトイレ施設は、一度も使用しなかった。その代わりに、シラム川まで行き、そこで用を足した。

移転時には、電気は備え付けられておらず、これが付設されたのは、2001年になってからであった。しかも、据え付け料金は無料ではなく、50万ルピアを支払わなければならなかった。その上、1年間の電気代は無料というのも嘘で、初年度から約8万ルピアの電気代を徴収されている。

ゴム農園には、苗木一本植えられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、苗木、肥料などの政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、手入れ／管理が難しい。2000年には、980本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ500本である。すでに半分近くのゴム樹が、猪、鹿、象などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害で消失してしまっているのである。

移転時には、パラウィジャ地は配分されなかった。そのため、補償委員会に対して抗議した。その結果、パラウィジャ地が配分された。しかし、そこで彼女が整地を始めると、そこは、すでに他の人に割り当てられたパラウィジャ地であることが判明した。

そのため、彼女は、村長に対して善処を求めた。これに対して、村長は、移住地担当室長(KUPT, Kepala Unit Pemukiman Transmigrasi)に問い合わせるようにと述べるだけで、何らの問題解決策をも講じようとしなかった。こうして、今日に至るまで、彼女は、パラウィジャ地を支給されていない。同村には、未だにパラウィジャ地を供与されていない世帯が、17世帯もある。

彼女は、3年前に風疹病を患った。それ以降、後遺症のために、農園賃労働に出掛けることができない。そのため、現在は無収入である。彼女は、姉(シナロ氏の妻)の支援で、何とか生き延びている。

*イスラム教指導者で、ニニック・ママック、チュルディック・パンダイ(cerdik pandai)とともに、村落共同体の運営・統治を司る。

ムリ(Muli)

原告番号： C. 229

性別： 女性

生年月日： 1965年

年齢： 40歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農園労働者

家族構成： 4人——夫(10年前に死亡)、長女(20歳)、長男(17歳)、次男(16歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、10×8メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは1キロメートルほども離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、雨水を貯水槽に溜めて、それを利用した。

土地的には、1ヘクタールのミカン園を有していた。また、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ピナンなどの果樹が植えられていた。

しかし、ミカンをはじめ、果樹の販売収益だけでは、家計を賄うのには十分ではなかった。そのため、近隣の農園で働いて家計を補った。

このように、生活は、必ずしも楽とは言えなかったが、それでも毎日の食卓には米を乗せることができた。米の価格が安かったためである。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらによって開かれた会合については知らなかった。しかし、1991年4月13～14日に開かれたバンキナン会合において補償基準が決められたことについては知っていた。

新村への移転について政府によって同意を求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪れて来たことは憶えている。しかし、亡夫が対応したので、彼が「住民財産目録書」に署名したのかどうかは判らない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、300万ルピアであった。この金額には納得できなかったが、政府に対して抗議はしなかった。政府機関、特に「サトコルラック」による報復措置が怖かったためである。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれており、探すのに苦労した。ようやくに見つけた住宅は、事前に政府によって宣伝されていたセミ・パーマネントな造りではなかった。それは、36平方メートルの規模の木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺き

であった。

給水施設としては、4世帯に1井戸が設けられていたのであるが、彼女に割り当てられた井戸には水気がなかった。そのため、シラム川にまで足を運んで、飲料・調理用水を確保した。また、水浴び、洗濯なども、シラム川で行った。

トイレ施設もまた、使い物にならなかった。そのため、シラム川に水汲みに出掛けた際に、そこで用を足した。

このように、彼女に割り当てられた住宅は、丘陵地帯に位置していたために、居住環境としては、劣悪そのものであった。水不足問題が深刻な上に、雨季には道路は滑り易くなり、通行困難であった。その上、幹線道路からも遠かった。そのため、彼女は、元の住居地を捨てて、新たに低地部に移ることにした。

新たな住居地では、元の住宅を解体して運んできて、近隣の人々の支援を得て、「ゴトン・ロヨン」により新居を建設した*。また、近隣の人々と協力して、自分たちで井戸を掘った。この井戸は、現在も使っている。

新居には電気も引いた。しかし、政府約束とは異なり、設置料は、有料であった。彼女は、据え付け料金として50万ルピアを支払った。また、初年度から電気代も徴収された。彼女は、現在、毎月約2万ルピアの電気料金を支払っている。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからである。この植樹にあたっては、政府により、苗木、肥料などとともに、植え付け/手入れ資金が支給された。それを利用して、自分自身で植え付けを行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行くしかない。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が十分にできない。2000年には960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在辛うじて残っているのは、約500本である。ゴム樹の減少の原因は、主として猪と鹿による食害のためである。

これに対して、パラウィジャ地は、住居からは500メートルほどの場所にある。1994年には、この土地に、ドリアン8本、プタイ5本、ジュンコル3本、ランブータン8本を植え付けた。このうち、現在、ジュンコルとランブータンからは果実が得られている。

しかし、それによる収入は、ごく僅かである。そのため、農園労働者として働きに出て、家計を補っている。1日当たりの収入は、2万ルピアである。

しかしながら、この程度の収入では、バンキナンの高校に通う次男の学費を賄うことができない。幸いなことに、次男の学費については、親戚が支援してくれている。

*これは、ミナンカバウ社会の伝統、つまり富者が貧者を支援し、また近隣の住民がお互いに助け合うという伝統が、今日でも住民の間に活着していることを示す事例である。

ラジュ・ベア(Laju Bea)

原告番号： C. 10

性別： 女性

生年月日： 1935年

年齢： 70歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 6人——夫(5年前に死亡)、長女(46歳)、次女(43歳)、長男(40歳)、三女(37歳)、次男(34歳)

移転前の生活状況

旧村では、12×8メートルの規模の木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは40メートルほどしか離れていなかった。それ故、飲料・調理用水、水浴び、洗濯など、すべての生活用水をカンパル川に依拠していた。

カンパル川ではまた、彼女の亡夫は、漁業を行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。それ故、魚を買うというようなことはなかった。

土地的には、6ヘクタールのゴム園と2ヘクタールのミカン園を有していた。しかし、ゴム園は、PLNによる送電線の敷設工事の際の飛び火事故で焼失してしまった。これに対しては、PLNは、未だに補償金を支払っていない。

なお、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、ピナンなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、政府によって何らの公式説明もなかったもので、噂によってしか知らなかった。それ故、1983年12月のバトゥ・ブルスラット村でのニニック・ママックらの会合、また1991年4月のバンキナン会合については知らなかった。

移転問題について、伝統的な意味合いでの「ムシャワラ」会合が開かれたことはなかった。また、政府によって移転同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

奇妙なことに、財産目録作成チームは、訪れて来なかった。その理由は、前述の送電線の飛び火事故が関係していたのではないかと思われる。訪問すれば、それに対する補償問題が話題とならざるを得なかったからである。

こうして、ゴム園の焼失補償の問題を不問に付したままで、移転前に立ち退き補償金の支払いが、政府により一方的に行われた。補償金額は、500万ルピアにすぎなかった。

このように、支払われた補償金額のうちには、焼失ゴム園に対する補償金は含まれていなかった。しかし、これに対して敢えて抗議するだけの勇気はなかった。スハルト強権政治の下での報復措置が

怖かったためである。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は粗末な木造家屋で、しかも屋根はアスベスト材で作られていた。その上、彼女に割り当てられた住居は、高台に位置していたために、生活用水を確保することが難しかった。また、道路事情も悪く、上り下りが大変な上に、特に雨季には滑り易く、歩行困難であった。

こうしたことから、元の割り当て住宅を捨てて、低地に移転することにした。移転先は、村の共有地で、120万ルピアを支払って、そこで土地を購入し、また家屋を新築した。そこは、幹線道路にも近く、また生活水の確保が比較的容易であった。

新移住地では、飲料・調理用水については、隣人の井戸を利用させて貰っている。また、トイレについては、シラム川を利用している。

電気については、元の住宅に100万ルピアを支払って据え付けたのであるが、新移住地への付け替えにあたっては5万ルピアの追加料金を要求された。なお、電気料金としては、毎月およそ3万ルピアを支払っている。

移転時には、ゴム農園には何も植え付けられていなかった。2000年になって、ようやくにしてゴム樹が植え付けられた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分の手で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、手入れ／管理が行き届かない。猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のために、植え付けゴム樹の相当数が、すでに失われてしまっている。2000年の植樹の際には960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在辛うじて残っているのは、300本ほどにすぎない。

パラウイジャ地もまた、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこでの土地は痩せているために、食用作物の栽培には向かない。そのため、1999年には、200本のゴム樹を植え付けた。これらのゴム樹からは、現在、1日当たり4キログラムのゴム樹液を採取できる。ゴムは、1キログラム当たり5,000ルピアで売れるから、1日2万ルピアの収入である。

しかし、これだけの収入では、生活は苦しい。また、雨の日にはゴム樹を採取できない。こうした生活費の不足分は、子供たちが補ってくれている。

新村ではまた、河川を基盤にして行われてきた多くの伝統行事が失われてしまった。その典型が、サンパン・レースである。これを催す河川は、もはやない。同様に、新生児を生後7日目に河川に連れて行き、そこで身を清めた「トゥルン・マンディ」(turun mandi)も、これを行う河川がない。現在は、家の前でタライの中でこれを行っている。

新村でも引き続いて行われているのは、「パンジャット・ピナン」と呼ばれる木登り競争である。また、「ハジ大祭」(Hari Raya Haji)の時期には、水牛を殺して、皆にその肉を配る伝統行事も続けられている。しかし、新村では水牛を入手できないために、西スマトラ州から水牛を買ってきて、この行事を行っている。

ウマル・カー・エム(Umar KM)

原告番号： C. 176

性別： 男性

生年月日： 1943年

年齢： 62歳

出生地： バンキナン

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(45歳)、長男(28歳)、長女(26歳)、次女(24歳)、三女(22歳)、
四女(10歳)

移転前の生活状況

1973年に結婚し、妻の母親の家に入居した。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川まで出掛けて行き、そこから取水した。また、水浴び、洗濯なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は、市場での販売用に回した。

農園としては、4ヘクタールのゴム園があった。このゴム園からの樹液の採取だけで十分に暮らして行けた。米を安く入手できたからである。

また、家の周りの庭地は、70×40メートルの広さであった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ドックなどの果樹が植えられていた。その他、カプウの木もあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画に関しては、1983年12月にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらの会合が開かれたことについては知らなかった。その後も、このダム建設計画については、政府により何らの情報公開もなされなかったもので、計画内容を知らないままの状態が続いた。

この計画については知ったのは、1990年になってからで、口伝えに聞いた。翌1991年4月にはバンキナンでの秘密会合において補償基準が決定されたのであるが、この点についても口伝えで知った。

しかしながら、移転問題に関しては、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。また、村長も、この種の会合を開かなかった。さらに、日本政府により、3条件の一つとして、「各々の世帯主」の移転同意が求められていることについても知らなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど、家の周りを歩き回っただけで、農園などの実測調査はせずに、帰って行ってしまった。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。提示された補償金額は、300万ルピアにすぎなかった。これには、到底満足できなかった。そのため、補償委員会に対して抗議した。これに対して、同委員会メンバーのナシル(Nasir)は、私の仕事ではないと言い逃れ、国家土地庁(BPN)のバンキナン支所に行くよう述べた。

そこで、BPNバンキナン支所に出掛けて掛け合った。その結果、100万ルピアが上乗せされることとなった。それ故、最終的には、補償金としては400万ルピアを受け取った。

しかし、そのようなお涙金の上乗せで納得したわけではなかった。それ以上に粘っても増えそうになかったから、仕方なく折れざるを得なかったというのが実情である。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。草木を取り払ってみると、現れてきたのは、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

その上、家の脇に設けられた井戸は、空井戸で、水気でさえもなかった。そのため、シラム川にまで取水に出掛けて、飲料・調理用水を確保した。また、そこで、水浴び、洗濯なども行った。

家の裏庭に設置されたトイレ施設も、粗末極まりなく、排泄穴の上に便器と木板を乗せただけのものであった。洗浄水が入手できないことから、腐敗槽に排泄物を流し込むことができなかった。そのため、この排泄施設は、初めから使わなかった。その代わりに、シラム川で用を足した。このような状態は、今日でも変わりはない。

なお、安定的な生活用水を確保するために、2ヵ月前にシラム川の脇において自分で井戸を掘った。この井戸の水質は、非常に良い。

新村において電気が付設されたのは、1996年になってからであった。しかも、政府約束とは異なり、設置料と電気代とも有料であった。据え付け料金として16万ルピアを支払わなければならなかった上に、初年度から毎月約4万ルピアの電気料金を徴収された。

そのため、1997年には、他の4名の住民——サヒ(Sahi)、アリ(Ari)、アズィル(Azir)、ウワール(Uwar)——とともに、バンキナンのPLN支所にまで出掛けて行き、約束違反であると抗議した。その際には、プロウ・ガダン村とコト・マスジッド村の場合には、電気の据え付けが無料であるのに、その他の移住村では、なぜに有料であるのか説明して欲しいと尋ねた。これに対して、PLN側は、その約束は、カンパル県知事のサレー・ジャシットと鉱業・エネルギー相のギナンジャールがしたこと、PLNが行った約束ではないとの言い逃れをした。

そこで、サレー・ジャシット県知事に当初約束を履行するよう要求した。これに対して、サレー・ジャシットは、「要求については県議会に伝えるので、暫くの間待って欲しい」と回答するだけであった。

その後、サレー・ジャシットは、リアウ州知事、国会議員へと転身したのであるが、電気料金の問題についてはシラを切り続けている。その場さ言い逃れれば良いとする政治姿勢には、強い怒りを覚える。

このような約束違反は、ゴム農園についても言える。政府約束では、移転時には、ゴム樹液の採取できる状態の農園が用意されているはずであった。しかしながら、実際には、ゴム農園には苗木一本でさえも植えられていなかった。

しかも、ゴム農園は、住居からは6キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は未整備状態であるために、徒歩で行き来するしかない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が十分にできない。1998年頃には950本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、約400本である。この減少分を補うために、2000年には800本のゴム樹を再植樹した。しかし、このうち無事に生育しているのは、およそ500本にすぎない。これらのゴム樹の減少の原因は、主として猪、鹿、象などの食害によるものである。

他方において、パラウイジャ地は、住居からは500メートルほどの距離の場所にある。ここでは、2000年に400本のゴム樹を植え付けた。居住地に近いために、これらのゴム樹は、獣害を受けていない。

このパラウイジャ地でのゴム樹は、植え付け後5年しか経っておらず、未だ幼木である。それ故、樹液の採取には幾分早すぎる。しかし、収入源のない現状の下では背に腹は変えられないことから、樹木に刻みを入れて、すでに樹液を採取し始めている。1日当たりの樹液採取量は、約5キログラムである。販売単価は、1キログラム当たり4,600ルピアであるから、1日当たり約2万3,000ルピアの収入である。

しかし、これだけの収入では、食べるだけで精一杯である。そのため、電気料金の支払いも滞りがちである。また、四女(小学生)の授業料の支払いも遅れがちである。

アマリル・ミナ(Amril Mina)

原告番号： C. 252

性別： 男性

生年月日： 1955年5月4日

年齢： 50歳

出生地： 西スマトラ州リントウ

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(47歳)、長女(24歳)、次女(23歳)、長男(18歳)

移転前の生活状況

旧村では、6×6メートルの規模のパーマネントな造りの家屋に住んでいた。住居は、グラモ川から200メートルほど離れた場所にあった。

飲料・調理用水は、グラモ川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯なども、同河川で行った。

グラモ川には、しばしば漁業に出掛けた。主として用いた漁法は、釣りであった。主な漁獲魚は、パウエ、バラウ、バウン、マリであった。漁獲魚は、一部を家庭で食卓に乗せたが、大部分を市場販売に回した。

農園としては、ゴム園とチリ園を有していた。前者は2ヘクタール、後者は0.75ヘクタールの広さがあった。チリは、有機肥料を用いて栽培した。

このほか、6×6メートルの広さの養魚池が一つあった。そこでは、グラミを養殖した。養殖魚は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りには、30×20メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ジュンコル、ピナン、バナナなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村での生活は、安定していた。魚は自給できたし、米は安く手に入った。それ故、ゴムとチリの生産だけで、十分に生計を賄うことができた。貯金でさえもあった。

移転の経緯

1980～85年の期間には、ムラントウに出掛けていた。その期間には、ジャンビ州において運転手の仕事をしていた。そのため、その期間に、コトパンジャン・ダム建設プロジェクト絡みで発生した出来事については知らない。

コトパンジャン・ダム建設計画について最初に知ったのは、1988年に、バンキナンに出掛ける途中で、ニニック・ママックのアティン・ダトゥ・クラジョ(Atin Dt Kurajo)氏に出会った際であった。彼は、バンキナンでの会合に出席したというので、何が問題なのかと尋ねた。その際、彼は、ダム建設のために同村住民が立ち退かねばならないと語っていた。

それを聞いて、このような重大問題について、なぜに「ムシャワラ」会合が開かれないのであろうかと疑問に思った。実際にも、その後、何らの住民への説明会合も開かれなかった。

それから2年後に、突然に村長主催の会合が、モスクで開かれた。その会合には、サレー・ジャシット県知事も出席していた。同県知事は、移転の必要性について述べるとともに、移住先ではセミ・パーマネントな造りの住宅が用意されること、給水施設も備え付けられていること、電気の設置料と1年間の電気代は無料であること、ゴム農園とパラウィジャ地も提供されること、さらに学校、モスクなどの公共施設も完備されることなどについて語った。

こうした政府側の一方的な説明だけで、それ以降、住民意思を問う機会は何ら設けられなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

帰村後も運転手としての仕事をしていたために、留守がちであったが、財産目録作成チームが訪れて来た際には在宅していた。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。彼等は、30分ほど、家の周りを歩き回っただけであった。その際、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから半年後に、村役場から呼び出されて、土地区画(persil)を記載した書類を提示された。それには署名した。単なる土地面積の確認だけであると思ったからである。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、130万ルピアにすぎなかった。これには不服であったが、当時の政治状況の下では抗議できなかった。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントなものではなく、6×6メートル規模の木造家屋にすぎなかった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

その上、居住地は、丘陵地帯に建てられていた。そのため、上り下りが激しく、交通難であった上に、生活用水の確保が難しかった。

給水施設としては、3世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水は、濁っており、飲用には適さなかった。しかも、乾季には干え上がってしまった。そのため、4キロメートルも離れた所にある泉にまで水汲みに出掛けなければならなかった。

ゴム農園は、住宅からは400メートルほど離れた場所にあった。しかし、移転時には、ゴム農園には、肝心のゴム樹が植わっていなかった。そのため、移転と同時に無収入の状態に陥ってしまった。

移転後2年間は、生活手当が支給された。支給されたのは、米、塩漬け魚、食用油、砂糖、塩、灯油、石鹸などであった。しかし、これらの支給品は、その多くが粗悪品であった上に、数量的にごまかしがなされ、少な目に配給された。特に米は、古米であったために、美味しいとは思わなかった。しかし、それでも食べるほかなかった。塩漬け魚は、腐りかけており、食べた後にしばしば皮膚病が現れた。しかし、それでも口にするほか選択の余地はなかった。

生活手当が打ち切られた後は、それまでの貯金をはたいてしのいだ。しかし、その間に、住宅が壊れ始めてきた。薄いセメント張りの床は、剥がれてしまった。また、木壁は、シロアリの被害を受けて崩れ落ち始めた。

そのため、思い切って国道沿いの土地を購入して、そこへ移ることを考えた。丁度そのような折に、住民のハサン(Hasan)氏が売りに出したパラウィジャ地を購入したアリ(Ali)氏が、それを再転売する用意があるとの話を耳にした。そこで、アリ氏と交渉して、その土地を90万ルピアで譲ってもらうことにした。この購入資金には、なけなしの貯金の一部をはたいた。

残りの貯金は、住宅の建築費に充てた。それにより、それまでの貯金は無くなってしまった。

こうして、政府によって用意された住宅に3年間住んだ後に、国道沿いの新居に移転した。移転にあたっては、元の住宅の建材で再利用できるようなものは何もなかった。これが、新築費が高かった一因でもあった。

電気は、2000年に設置した。政府約束では、電気の据え付け料金は無料で、また電気料金も初年度は無料であるはずであった。ところが、実際には、電気の据え付け料金は有料であったし、また電気料金も、初年度から徴収された。据え付け料金としては、65万ルピアを支払わなければならなかった。また、電気代としては、初年度から毎月約6万ルピアを徴収されている。

その間、ゴム農園においては、1996年には、「第1期植え付け事業」として、950本のゴム樹が植え付けられた。この植え付けは、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、彼自身の手で行った。しかし、これらの植え付けゴム樹は、象の食害のために全滅してしまった。

その後、2000年には、「第2期植え付け事業」の下で、再び彼自身の手で950本のゴム樹を植え付けた。しかし、そのうち何とか生育できているのは、約800本である。すでに150本ものゴム樹が、象、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまったのである。

パラウィジャ地には、1999年に3,000株のチリを植え付けた。このチリ栽培は成功した。それにより年間700万ルピアの収入を得ることができた。その収益で、2000年に隣人のパラウィジャ地を購入して、そこに200本のゴム樹を植え付けた。

現在の主要な収入源は、一つには、2000年に植え付けたゴム樹からの樹液採取である。未だ若木であるが、それから月間100キログラム余りの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,600ルピアで売れるから、月間では50万ルピア弱の収入が得られる。

もう一つの収入源は、他人のゴム農園での樹液採取の賃労働である。これによる収入は、1日当たり4万ルピアになるが、毎日あるわけではない。

幸いなことに、彼の子供たちは、学業を終えているために、この点での出費はない。しかし、移住地においては、学業を終えた若者が働けるような雇用機会は、ほとんどない。

その上、今日深刻な問題となってきたのは、新世帯に対する土地配分の余地がない点である。ウラヤット地制度が失われてしまったために、2ヘクタールの土地割り当て制度の下では、新世帯に配分できる土地的ゆとりはないのである。

それに加えて、移転に伴って、多くの伝統的文化が失われてしまった。新生児の身体を清める「トゥルン・マンディ」を行える河川は無くなってしまったので、住民は、庭先のタライで代用している。

サンパン・レースも、1年に一回ダム湖で行われる。しかし、川辺から応援できた昔と違って、湖上レースでは迫力が全然ない。

また、新村では水牛を飼育できないために、「ハリ・ラヤ・コルバン」の行事も変則化してしまっている。ヤギで代用するとか、他所から水牛を買ってくるというのでは、地元密着性が薄く、迫力にも欠ける。行事が形骸化してしまっているとの感を否めない。

「パンチャ・シラット」と「パンジャット・ピナン」の伝統行事も催されるが、これに参加する住民は、昔ほど多くはない。そのため、盛り上がりにも欠ける。これは、住民が、その日の糧を稼ぐのに忙殺されているために、伝統行事に参加することのできる生活的なゆとりがないことに起因している。

バイサ(Baisa)

原告番号： C. 4

性別： 女性

生年月日： 1925年

年齢： 80歳

出生地： タンジュン・アライ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 無職

家族構成： 2人——夫(死亡)、長女(47歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×6メートルの規模の木造家屋に住んでいた。住居からカンパル川までは2キロメートルほどの距離があった。しかし、飲料・調理用水は、同河川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

農園としては、小さなミカン園があった。そこには、10本ほどのミカン樹が植えられていた。しかし、それによる収入は、微々たるものであった。

また、1ヘクタールの広さの灌漑水田もあった。この程度の規模の水田では、販売できるような生産量はなかった。そのため、収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

さらに、1ヘクタールの規模の陸稲(gogo)栽培地もあった。ここでは、移動式焼畑農業の方式で、年一回の割合でゴゴを栽培した。この栽培は、「ゴトン・ロヨン」の形態で行われた。つまり、ニニック・ママックが、火入れから刈り取りまでのスケジュールを作り、それに沿って村人の共同作業で栽培が行われた。これによる収穫米も、家庭で消費した。

家の周りには、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ジュンコル、ピナン、コーヒー、バナナ、アレンなどの果樹が植えられていた。また、竹も一株あった。

このように、米は自給できたが、現金収入源となる農園は少なかった。そのため、他の村人のガンビル園、ゴム園、水田などで賃労働をして、必要な現金を得た。雇用機会は幾らでもあったが、生活は、必ずしも楽な方ではなかった。

移転の経緯

旧村には、二人の「バビンサ」が在住していた。一人は、アザリ(Azari)という名で、もう一人は、ダルウィニ(Darwini)という名であった。彼等の存在自体が不気味で、彼等によって常に監視されているという感じを抱いていた。そのため、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、公然と議論することは忌み憚れた。

こうした状況の下で、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、その立案から実施に至るまで、すべてが政府サイドだけで進められた。移転にかかわる事柄でさえも、一般住民の意見が求められることはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名においては、2名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、15分ほど滞在しただけであった。そして、調査結果の確認でさえも求めずに帰って行ってしまった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、500万ルピアであった。これには納得できなかったが、どのようにして異議を申し立てれば良いのかが判らなかつた。そのため、泣き寝入りするしかなかつた。

移転後の生活状況

くじ引きによって割り当てられた居住場所は、国道からは3キロメートルも奥まった丘陵地帯であった。しかも、移転時には、住宅は、ジャングルのうちに埋もれていた。

住宅は、セミ・パーマネントという政府宣伝とはおよそ異なる造りで、6×6メートルの規模の粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

井戸は、付置されていなかった。そのため、移転と同時に、飲料・調理用水などの生活用水の入手難に直面してしまった。雨水、河川水など、入手可能なあらゆる水源を利用した。

また、トイレ施設は、一応は屋外に粗末な排便施設が設けられていたが、洗浄水が得られないことから、排泄物を洗い流すことができなかつた。そのため、トイレ施設は、一度も使わなかつた。その代わりに庭先で用を足し、その後ビニール袋に入れて山野に捨てた。

このような劣悪な居住条件の下で、2年間そこに住んだ。その間、床のセメント張りは剥げ、また壁板はシロアリに食い荒らされて崩れ落ちてしまった。さらに、近隣の人々は、皆引越して行ってしまった。

こうして、孤立状態に置かれてしまったために、長女の下に身を寄せることにした。長女もまた、丘陵地帯に住居を割り当てられたのであるが、そこを引き払って国道沿いに新居を構えていたからである。

この引越により、居住環境は、以前よりも良くなった。他方において、ゴム農園までの距離が遠くなってしまった。元の住宅からゴム農園までは200メートルほどであったが、長女の家からは3キロメートルも離れている。

ゴム農園は、移転時には、空き地状態で、苗木でさえも植えられていなかった。しかも、その半分、つまり1ヘクタールは、湿地であった。

1996年になって、ようやく「第1期植え付け事業」の下で、政府により苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などが支給された。その際には、自分の手で950本の苗木を植え付けた。しかし、現在残っているのは、僅かに200本ほどである。およそ750本ものゴム樹が、象、猪、鹿などの食害のために失われてしまったのである。

パラウィジャ地については、土壌条件が悪すぎるために、食糧用作物の栽培には不向きである。そのため、1996年に60本のゴム樹を植え付けた。こちらの方は、獣害の程度は少ない。

現在、これらの残存ゴム樹の管理は、孫に委ねている。孫との間では、生産分与方式(*sistem bagi hasil*)の契約を結んで、収益の33%を彼女が受け取ることになっている。

残存ゴム樹からの樹液採取量は、1月当たり50キログラムである。1キログラム当たり4,500ルピアで売れるから、1月当たり22万5,000ルピアの収益である。このうちの3分の1を彼女が受け取るのである。

アズイル・イダル(Azir Idar)

原告番号： C. 98

性別： 男性

生年月日： 1920年

年齢： 85歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 10人——第1妻(死亡)、第2妻(40歳)、長男(25歳)、次男(23歳)、長女(21歳)、次女(19歳)、三男(17歳)、三女(15歳)、四男(13歳)、五男(11歳)

移転前の生活状況

旧村のタンジュン・アライ村での住居は、カンパル川からは2キロメートルほども離れていた。しかし、飲料・調理用水は、同河川にまで出掛けて取水した。MCK(水浴び、洗濯、排泄)もまた、同河川で行った。

さらに、カンパル川では、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、小さなミカン園を有していた。そこには、20本ほどのミカン樹が植えられていた。さらに、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。

このほか、1ヘクタールの土地では、陸稲も栽培した。このゴゴ栽培は、近隣の人々とともに、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。

家の周辺には、0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、マチャン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。また、パイナップルも植え付けられていた。

こうした状況から、主要な収入源は、他人所有のゴム園での樹液採取労働であった。また、時々、仲買人(tauke)のような仕事もした。具体的には、村人から農産物を買集めて、それらをムアラ・マハット村のパサール(市場)に持って行き、そこで売り捌いた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、移転の直前まで知らなかった。政府の側からの一般住民への説明はなかったし、また住民同意を求めるような動きもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

移転の必要性について知ったのは、財産目録作成チームが訪れて来た際であった。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。彼等は、10分ほど家の周りを歩き回っただけで帰って行った。その際、彼等により調査結果の確認を求められるようなことはなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、400万ルピアであった。幾ら何でも少なすぎると思ったので、補償委員会に対して抗議した。しかし、同委員会からは何らの回答もなかった。こうした無回答状態は、今日に至るまでも続いている。

移転後の生活状況

居住場所として割り当てられたのは、丘陵地帯であった。そこは、交通が不便である上に、生活用水の入手が困難であった。

住宅の造りも粗雑であった。アスベスト葺きの屋根に加えて、薄いセメント張りの床は、波打っており、しかも所々剥がれていた。また、板張りの壁は、シロアリに食い荒らされていた。

移住地に設けられた井戸は、空井戸であった。そのため、山道を上がり下がりして、遠くの泉まで水汲みに出掛けなければならなかった。

家の脇に備え付けられたトイレ施設も劣悪で、悪臭に悩まされた。そのため、裏庭に穴を掘って、そこで用を足した後に土を被せるという方法を講じた。

移転時には、ゴム農園は、空き地状態で、何も植えられていなかった。そのため、深刻な収入難の問題に直面してしまった。唯一の頼りは、生活手当であった。しかし、支給された米は、古米で、洗ったら形が崩れるような粗悪品であった。それでも食べるほか選択の余地はなかった。また、塩漬け魚は、腐っており、ウジまでもが湧いていた。それらを丹念に洗って、ウジを取り除いた後に、天日に干して、何とか口にした。

こうして、劣悪な居住条件の下で、2年間を元の居住地で過ごした。しかし、生活用水の確保難と交通難の問題は、如何ともし難かった。そのため、国道沿いに割り当てられたパラウィジャ地に家屋を新築して、そこに移転することに決断した。住宅の建設費には、補償金の残額を充てた。

新居の建築費は、250万ルピアで済んだ。これだけの建築費で済んだのは、近隣の人々が、建材および労働の双方の点で、「ゴトン・ロヨン」方式で協力してくれたからである。

この移転に際して、電気も設置した。据え付け料金は、70万ルピアであった。また、毎月の電気代は、5万～8万ルピアである。

その後、2000年になってゴム樹の植え付けが行われた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を得て、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、5キロメートルも離れた場所にある。アクセス道路が整備されていないために、そこへは歩いて行くしか方法がない。片道だけで2時間もかかる。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。

こうしたことから、折角に植樹したゴム樹950本のうち、現在までに何とか生育できているのは、約600本である。すでに350本ものゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために消失してしまっているのである。

現在、主な収入源となっているのは、これらの残存ゴム樹からの樹液採取である。まだ若木で樹液採取には早すぎるのであるが、他に収入源がないことから、やむを得ず無理に樹液を採取している。それによる収入は、週当たり30万ルピアである。

このような収入だけでは到底生活して行けない。電気代の支払いも遅れがちである。また、四男と五男(いずれも小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。そのため、トウケ(ゴム仲買人)からの借金で埋め合わせしている。借金の総額は、すでに200万ルピアにもものぼっている。

(5) ポンカイ・バル村

カンパル州政府、特にサレー・ジャシット県知事は、旧ポンカイ(Pongkai)村の住民に対してPIR方式のアブラ・ヤシ農園に移転することを働き掛けた。こうした勧告を受け入れて、当時の村長は、スンガイ・パガール(Sungai Pagar)のアブラ・ヤシ農園に移転するという方針を打ち出した。しかし、これには、多くの村民が反発した。一つには、先祖伝来の土地から遥かに離れた場所——スンガイ・パガールは、プカンバルの南東20キロメートルに位置している——に移転することへの抵抗であった。もう一つには、「集団移住計画」(transmigrasi)の下でジャワ島などから移転してきた移住者(transmigran)と同様に取り扱われることへの反発であった*。

このような村民側の強い反発から、カンパル州政府は、全員をスンガイ・パガールに移転させることは難しいと判断した。そのため、同政府は、PIR方式の移転に加えて、UPP方式の移転の機会を設けて、それらの二つの選択肢のうちから、いずれか一つを選択させるという折衷案を打ち出した。

こうした状況の下で、1989年には、村長主催の会合が開かれた。この会合において、同村長は、コトパンジャン・ダム貯水池の造成のためにポンカイ村の住民は移転しなければならないこと、移住地ではセミ・パーマネントの住宅が与えられ、給水・電気施設も完備していること、さらに2ヘクタールのアブラ・ヤシ/ゴム農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地が無償供与されることなどについて語った。

しかし、それでも住民不満は熾り続けた。そのため、1990年には、サレー・ジャシット県知事自らが、ポンカイ村に赴いた。そして、彼は、移転前に補償金が支払われると語るとともに、移住地ではセミ・パーマネントの住宅が用意されており、給水施設も整えられ、電気の設置料と1年間の電気代は無料であり、さらに収穫可能な状態のアブラ・ヤシ/ゴム農園とともに、食用作物生産のためのパラウィジャ地も提供され、これに加えて農園からの収入が得られるまでの間、生活手当(jadup)が支給されると語った。

しかしながら、このような説明は、住民全体を納得させることはできなかった。その結果、旧ポンカイ村の住民は、三つの移住地に別れて移転することとなった。一つ目の移転先は、マヤン・ポンカイ(Mayang Pongkai)村**である。二つ目は、南(スラタン)シベルアン(Selatan Siberuang)移住地、つまりポンカイ・バル(Pongkai Baru)村である。三つ目は、ポンカイ・イスティコマ(Pongkai Istiqomah)村である。この最後の村は、政府によって造成されたのではなく、旧ポンカイ村の非水没地域(ウラヤット地)に住民が自発的に移転することにより形成された。

三つの移住村への住民移転は、いずれも1996年2月に行われた。この移転は、時期的にはすべての村々のうちで最も遅く、バトゥ・ブルスラット村での住民移転の場合よりも1ヵ月後であった。

ポンカイ・バル村は、ダム貯水池周辺の移住地のうちでは、カンパル・カナン川上流部の最も奥まった場所に位置している。そのため、交通事情が悪く、国道に出るのに、車で1時間もかかる。

住民が移住地に到着した時には、一面が雑草で覆われていた。なぜなら、移住地の造成は、5~6ヵ月も前に行われていたからである。しかも、SAPS報告によれば、政府によって用意された住宅は、6×6メートルの規模ではなく、6×5メートルの規模の木造住宅である上に(但し、住民からの聞き取りでは、6×6メートルとする回答があった)、屋根はアスベスト材で造られている***。

住宅建設の面でのずさんさは、これだけに止まらなかった。32戸の住宅が、湿地帯に建設されたのである。そのため、これらの住居は、降雨のたびごとに浸水被害を受けた。結局のところ、これらの住宅を割り当てられた世帯の多くは、それらを放棄して、別の場所に新たに自分で家屋を建てて移り住んだ。しかし、そのような経済的余裕のない人々は、未だに氾濫可能地帯に住み続けている。

同様に、政府によって建設されたモスクも、ずさんそのものであった。メッカへの方向が違っていたというのである。そのため、このモスクは、使われないままに放置されている。住民は、その隣に自らの浄財で、新たなモスクを建設したのである。

また、政府によって建設された給水施設は、建設後2週間で壊れてしまい、それ以降は無修理のままである。井戸水の水質も劣悪で、特に乾季には多くの井戸が干え上がってしまう。そのため、住民は、未だに安全な飲用水を得られない状態の下に置かれている。ミネラル・ウォーターを買うだけの経済的余裕のない世帯は、健康への悪影響を承知の上で、アスベストの屋根からの雨水を溜めて、飲用・調理用に充てている。

移転時には、住宅から15メートルほど離れた場所に簡単なトイレ施設が設けられていた。この施設は、排便装置とともに、1×1メートルの大きさの土製の腐敗槽が設けられているだけであった。悪臭がひどかったために、住民は、短時日でそれを使用するのを止めてしまった。

移転時には、ゴム農園においては、苗木でさえも植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000/2001年以降のことである。そのため、住民は、未だゴム農園から収入を得ることができない。また、ゴム農園の多くは、2～7キロメートルも離れた場所にある。

パラウイジャ地では、その一部において食用作物も植えられているが、大部分においては作物らしきものは、ほとんど植え付けられていない。その理由は、一つには、土壌条件が悪く、食用作物の生産には向いていないためである。もう一つには、政府関係者の「腐敗」のためである。パラウイジャ地の開墾には、政府の援助資金が交付されたのであるが、この資金の大半は、政府関係者の懐に消えてしまい、実際の開墾作業には投入されなかったのである。****

こうしたことから、目下のところ、同村住民には収入源がない。そのため、大半の住民が、その生計を、農園賃労働、木材伐採などに頼っている。また、同村を離れて「ムランタウ」(出稼ぎ)に出ている住民も多い。

このような事情のために、同村では、空き家が目立つ。このことがまた、ゴム農園の手入れ不足という問題を引き起こしている。さらに、農園では、猪、鹿などの食害被害も著しい。

ポンカイ・バル村では、移転当初から住み着いている住民は、約70%である。残りの30%の住民は、住宅と土地を売り払って、他の場所へ移転して行ってしまった。こうして、同村に新規に流入してきた住民のうちには、アチェ(Aceh)州からの避難民もいる。彼等は、「集団移住計画」(transmigrasi)の下でジャワ島などからアチェ州に入植したのであるが、内乱に巻き込まれるのを恐れて、同村に避難してきたのである。同村には、このような世帯が、約30世帯も居住している。

ポンカイ・バル村ではまた、電気のない家庭が目立つ。同村に電気が引かれたのは、移転後3年も経った1999年になってからであった。しかも、事前の政府約束とは異なり、据え付け料金として、16万5,000ルピアの支払いを求められた。これに毎月の電気料金が上乗せされる。収入源のない住民にとっては、これは、大きな負担である。そのため、同村では、多くの住民が、未だに電気のない生活を余儀なくされているのである。

ポンカイ・バル村には、小学校が1校あるだけである。中学校に通うのには、約8キロメートル離れたタンジュン(Tanjung)村に行かねばならない。さらに、高校に進学するとなれば、およそ45キロメートルも離れたバンキナンにまで出掛けなければならない。

このため、同村での中学校、高校、大学への進学率は非常に低い。また、両親の生活難のために、小学校にさえ通えない子供も多い。

その上、ポンカイ・バル村では、保健・医療の問題も深刻である。同村は、無医村である。この村には、医者も助産婦もない。住民は、病気治療のためには、グヌン・ブンス(Gunung Bungsu)村まで行かねばならない。両村の間には、20キロメートルもの距離がある。そのため、急病人が発生した場合には、しばしば処置の施しようがなく、手遅れとなることも多い。

なお、同村には、未だに補償金を受け取っていない住民が多い。およそ35%の住民が、未だに旧村での所有地に対する補償を得ていない。また、補償された住民も、市場価値とは余りにも掛け離れた低い補償基準の受け入れを強制されたとして、補償額の見直しを要求している。さらに、住民は、水没させられた墓地に対する補償の支払いも要求している。

これに加えて、住民は、ゴム樹からの樹液採取が可能となるまでの間の生活手当、肥料、メンテナンス費用の支給も要求している。そうでなければ、当面の生活費を稼ぐことに追われて、ゴム農園の手入れ／管理ができないというのである。

*ポンカイ村をはじめ、リアウ州で立ち退き対象となった村々の住民の間には、彼等が、社会・文化的にはミナンカバウ(Minangkabau)族であるとの自負があった。そして、先祖伝来この地に住み、土地を所有してきたことから、ジャワ島からの土地なし農と同じ様に取り扱われることを拒否した。彼等によれば、先祖伝来の自らの土地において移住者となるつもりはないというのであった。

**マヤン・ポンカイ村は、プカンバルの南東20キロメートルのスンガイ・パガール(Sungai Pagar)地区に位置している。ここは、アブラ・ヤシ農園である。この農園は、政府系農園会社のヌサンタラ農園(PTP V Nusantara)によって営まれている。このことは、コトパンジャン・ダムの立ち退き住民が、農園労働者として利用されたことを意味する。また、この農園では、旧ポンカイ村からの移住者ばかりでなく、ジャワからの集団移住者(transmigran)と現地住民も混在している。

こうした状況の下で、この村では、現在、土地紛争が顕在化してきている。現地住民が、土地所有権を主張して、旧ポンカイ村からの入植者の一部の耕作を認めないためである。このため、旧ポンカイ村から移転してきた38世帯が、未だに2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園を割り当てられていない。

***SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 2.1, May 2002, p.A2-66.

****ibid*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-54

(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年60頁)

ムダル・アー・アル(Mudar AR)

原告番号： H. 3

性別： 男性

生年月日： 1942年10月9日

年齢： 63歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SL)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(55歳)、長女(29歳)、長男(27歳)、次女(25歳)、次男(20歳)、三男(18歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、9×7メートルの大きさで、セミ・パーマネントの造りであった。住居は、カンパル川からは50メートルほどの距離にあった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。釣り、魚網などの方法で漁獲した。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は販売用に回した。

ゴム園としては、収穫可能林が2ヘクタール、若木林が4ヘクタールあった。ゴム樹の間には、「間作」として、陸稲を植え付けた。その他、ドリアン、マンゴーなども植え付けた。

これに加えて、1ヘクタールの広さのミカン園もあった。さらに、水田としては、灌漑水田が0.25ヘクタール、天水田が2ヘクタールあった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、残りを販売に回した。

家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ランブータン、ピナン、ドック、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1991年頃、当時の村長は、モスクでの集会において、「この村は、移転しなければならない」と語った。その際に、住民の間には大きな動揺が見られた。抗議活動に立ち上がろうとする動きもあったが、表面化するまでには至らなかった。

1991年4月13～14日にバンキナンで政府主催の会合が密かに開かれたこと、またその会合において決められた補償基準が低いことは知っていた。しかし、それについて、敢えて抗議するようなことはしなかった。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。同チームは、5名の政府関係者で構成されていた。彼等は、15分位ただけで、しかも幾つかの質問をただけであった。そして、「これで終わりだ」と言って、立ち去ってしまった。その際、彼等により「住民財産目録書」に署名を求められることもなかった。

こうして、移転に向けての動きがあわただしくなるにつれて、住民は皆、自分の事だけに追われる

ようになってしまった。そのため、ダム建設に反対する余裕はなかった。また、実際にも、当時の政治状況の下では、ダム建設反対の声を上げることはできなかった。

このような状況の下で、同年には、居住先のくじ引きが行われた。その際に、「移転同意表明書」に署名した*。

くじ引きは、二回行われた。一回目は、マヤン・ポンカイ村ないしはポンカイ・バル村か、そのいずれかを選ぶくじ引きであった。二回目は、いずれかの村のうちで、具体的な居住場所を選ぶくじ引きであった。

ムダル氏によれば、一回目のくじ引きの結果は、マヤン・ポンカイ村への移転であった。そのため、彼は、そこへの移転の準備を始めていた。ところが、二回目のくじ引きの際には、彼は、ポンカイ・バル村への移転組の方へ回されたのである。

移転に先立って補償金の支払いが行われたのであるが、彼には何らの補償金も支払われなかった。そのため、ランタウ・ブランギン(Rantau Berangin)にまで出掛けて行って、補償委員会(Panitia Ganti Rugi)に対して抗議した。その際には、ポンカイ・イスティコマ村の住民も来ていた。また、ナラウィ村長も、住民の異議申し立てに立ち会った。この異議申し立ての順番は、途中で変更された。そのため、ムダル氏は、これに抗議した。この彼の抗議に対しては、同村長は、怒声でもって制した。

結局のところ、補償委員会への抗議は、空振りに終わってしまった。同委員会からは、何らの回答も得られなかった。

その後、1997年に、同村長の移転先であるマヤン・ポンカイ村にまで出掛けて行って、同村長に善処を求めた。これに対して、同村長は、何も答えず、単に「もう暫く待て」と言うだけであった。

こうしたことから、ムダル氏は、バンキナンにまで出掛けて行き、県に対しても抗議した。これに対して、県は、「ややこしい問題を引き起こすな」と言うだけであった。

結局のところ、ムダル氏は、今日に至っても補償金の支払いを受けられないままの状態である。同氏によれば、旧ポンカイ村の住民のうち、彼と同じように補償金を受けられずに泣き寝入りしている人は、少なくとも100人はいるとのことである。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、ジャングル状態の森に覆われていた。そのため、住宅を探すのに一苦労した。朝7時には旧村を出発したのであるが、新村に着いたのは、夕方5時頃であった。それから日没まで住宅を探したが、遂に見つからなかった。そのため、その夜は道路脇で野宿した。そして、翌朝になって、ようやくにして探し当てた。

散々に苦労した挙句に見つけ出した住宅は、6×6メートルの粗末な木造家屋で、木壁は、すでに腐り始めていた。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

その後、元の住宅の板壁と屋根を張り替えるとともに、裏側に増築した。しかし、元の住宅部分の床は、そのままである。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、いずれも深さ4メートルほどの浅井戸であった。ムダル氏に割り当てられた井戸は、濁っていた。しかも、乾季には、干え上がってしまった。そのため、その後、2004年には、3メートルほど掘り下げた。それによって、ようやく安全な飲用水を得ることができた。

トイレ施設として設けられていたのは、深さ1メートル以下の穴の上に木板を渡しただけのもので

あった。便器は、取り付けられていなかった。この排便施設は、2年ほど使ったが、その後は自分でトイレ施設を造った。

電気は、2000年になって、ようやくにして取り付けられた。その際には、38万ルピアもの設置料を支払わなければならなかった。また、電気代としては、初年度から毎月約1万5,000ルピアを支払っている。この点についても、政府の約束違反は明白である。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園は配分されなかった。それが配分されたのは、2000年になってからであった。それ故、ゴム樹の植え付けは、この年に行われた。この植え付けにあたっては、苗木、肥料とともに、植樹資金が、政府により支給された。

ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、手入れ／管理が十分にできない。2000年には952本の苗木を植え付けたが、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のため、50本ほどが失われた。

パラウィジャ地も、2キロメートルほど離れた場所にある。土地は痩せているが、インゲン豆、ピーナッツを作っている。2004年には、土地を買い足して、1.25ヘクタールの土地に150本のアブラ・ヤシ樹を植え付けた。

こうした状態のために、目下のところ、ムダル氏は、インゲン豆やピーナッツを売ったり、彼の妻がビーフンを作って、それを市場で売ったりして得られる収入で暮らしている。

これでは、メダンの高校に通っている三男の授業料は到底出せない。幸いなことに、この授業料は、長男が払ってくれている。

なお、コトパンジャン・ダム建設によって多くの社会的・文化的伝統が失われてしまった。新村では、サンパン競争を行う河川はない。それ故、この伝統行事は廃れてしまった。

新生児を河川水で清める「トゥルン・マンディ」(turun mandi)の習慣は、変則的な形で受け継がれている。河川の代わりに、井戸水をタライに入れて、そこで身体を清めているのである。

同様に、金持ちが、水牛の肉を振舞う「ハリ・ラヤ・コルバン」(hari raya korban)の伝統も、変則的な形で維持されている。水牛に代えて、ヤギや乳牛を、これに充てているのである。

今日も、昔通りに行われているのは、僅かに「パンジャット・ピナン」(Panjat Pinang)、つまりピナン登り競争だけである。ピナンの木は、新村にもあるからである。

さらに、新村には、ルマ・ガダンもない。しかも、かつての氏族社会は、くじ引きによる居住地の配分のためにバラバラになってしまった。それにより、ニニック・ママックの社会的地位も低下してきている。

*これは、「再定住適地調査書」を指すものと思われる。

ハイディル・ジェー・アル(Kaidir JR)

原告番号： H. 135

性別： 男性

生年月日： 1938年

年齢： 67歳

出生地： タンドゥン(Tandun)

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 13人——妻(50歳)、長女(35歳)、次女(31歳)、三女(29歳)、長男(27歳)、次男(25歳)、四女(23歳)、三男(21歳)、五女(19歳)、四男(17歳)、六女(15歳)、七女(11歳)

移転前の生活状況

1968年に結婚し、妻の実家に入居した。住居は、カンパル川からは40メートルほど離れているだけであった。そのため、しばしば洪水に見舞われた。しかし、住居は、幾分高い場所に位置しており、また高床式であったために、最高水位の際でも床下までに2メートルほどの余裕があった。

こうしたカンパル川への近接性の故に、飲料・調理用水は、この川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、すべてこの川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、投網、刺し網などの方法を用いた。主な漁獲魚は、シリマン、マリ、レラン、カピエ、ティランであった。

土地的には、0.5ヘクタールの広さの灌漑水田を所有していた。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周囲には、50×20メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンガスチン、ドック、ピナンなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1992年まではムランタウに出ていたために、村にいなかった。出稼ぎ先は、バトゥ・ランカ・ブサール(Batu Langka Besar)であった。この出稼ぎには、妻も同行していた。

同年に叔父がバトゥ・ランカ・ブサールにまで訪ねて来て、移転手続きが始まるので、村に戻るよう促した。また、ナラウィ村長もやって来て、早急に村に帰って、移転先の登録をするよう催促した。

こうした経緯から、「移転同意表明書」には署名していない。また、「住民財産目録書」にも署名していない。

帰村後には、一回目のくじ引きは、すでに終わっていた。そこで、ポンカイ・バル村に移転したいと申し出た。二回目のくじ引きでは、現在地を引き当てた。

しかし、補償金は、一切支払われなかった。そこで、ニニック・ママックに対して抗議した。これに対して、彼は、いずれ補償委員会から苦情への回答があるであろうと述べた。しかし、それ以降、今日に至るまで、補償委員会からは何らの回答もない。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、草木に覆われていた。草木を取り除いてみると、そこに現れたのは、36平方メートルの貧相な木造家屋であった。床は、薄いセメント張りで、デコボコしていた。その上、ショックだったのは、屋根がアスベスト葺きであったことである。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、乾季には、井戸水は、干え上がってしまった。そのため、近隣の井戸に貰い水に出掛けなければならなかった。水浴び、洗濯などは、クナワイ(Kenawai)川にまで出掛けて、そこで行った。

トイレ施設としては、屋外に簡単な排便装置が備え付けられているだけであった。1メートルほどの穴をセメントと木板で覆い、その周りを板囲いしてあった。一応は屋根も付いていたが、アスベスト葺きであった。また、腐敗槽は壊れていた。

こうした排泄施設でも、我慢して3年間使った。しかし、余りにも悪臭がひどく、また不衛生であったので、使用を止めてしまった。それ以降は、クナワイ川で用を足すことにした。こうした状況は、今日でも変わりはない。

移転時には、ゴム農園においては苗木の姿でさえもなかった。そのため、何らの収入源もなかった。また、他の人々と異なり、補償金を貰えなかったので、大変な生活苦を味わった。

その上、生活手当として支給された米には蟻がたかっており、食べられるような代物ではなかった。また、塩漬け魚は腐っており、これまた食べられるような代物ではなかった。こうしたことから、移転後の苦境を借金をして乗り切るほかなかった。

ゴム農園に苗木が植え付けられたのは、2000年になってからであった。しかし、ゴム農園までは徒歩で30分かかる。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が十分にできない。

2000年には960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在までに何とか生育できているのは、約400本にすぎない。5年間に半分以上のゴム樹が失われてしまったのである。消失の主要原因は、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害である。

これに対して、パラウィジャ地は、住居からは500メートルほどの場所にある。1998年には、この土地にゴゴとチリを植え付けた。しかし、これらの作物の栽培は、失敗に終わってしまった。鼠、鳥、猪などの被害のためである。それ以降は、この土地には何も植え付けてきていない。

現在、主要な収入源となっているのは、2000年に植え付けたゴム樹のうちで残存している樹木からの樹液採取である。まだ若木であるために樹液採取には早すぎるのであるが、背に腹は変えられないのである。これらの残存ゴム樹からは、1日当たり6キログラムのゴム樹液を採取できる。1キログラム当たり5,000ルピアで売れるから、1日当たりの収入は、約3万ルピアである。

しかし、これだけの収入では、食べるだけで精一杯である。現在在学しているのは、七女だけであるが、食費を切り詰めてでも、小学校だけは卒業させたいと思っている。そのため、未だに電気も引けない状態である。灯火は、パリト(palito)*で代用している。

*小瓶に灯油を詰めたランプ。

ディロティ(Diroti)

原告番号： H. 61

性別： 女性

生年月日： 1963年12月1日

年齢： 41歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——第1夫(死亡)、第2夫(63歳)、長男(17歳)、次男(11歳)、三男(8歳)

移転前の生活状況

旧村での住宅は、6×6メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは2キロメートルほど離れていた。

カンパル川までは少し距離があったが、飲料・調理用水は、この川まで出掛けて取水した。そのついでに水浴び、洗濯、排泄も行った。

カンパル川ではまた、彼女の先夫は、漁業も行った。漁獲物は、ほとんど家庭で消費したが、漁獲量の多い場合には、市場に出して販売した。

旧村には、6ヘクタールの広さのゴム園があった。このゴム園は、1カ所に集中していたのではなく、4カ所に散在していた。このうち2ヘクタールの農園が収穫可能で、それぞれ1ヘクタールずつに分散していた。残りの4ヘクタールの農園でのゴム樹は、未だ若木であった。

また、2ヘクタールの広さのミカン園もあった。このミカン園も、2カ所に分散していた。それぞれ1ヘクタールずつの面積であった。

これに加えて、5ヘクタールの水田もあった。このうち、灌漑水田が、3ヘクタールであった。灌漑水田は、2カ所に分散しており、それぞれ2ヘクタールと1ヘクタールの面積であった。また、天水田は、2ヘクタールの面積であった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、残りは市場で販売した。

家の周りには、1.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ピナン、ドック、コーヒー、バナナ、ランバイ(rambai)、ランサ(langsat)などの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については、父親から聞いて知っていた。父親がニニック・ママックであったので、この会合に出席したためである。

1990年前後には、村長の主催により何回かの会合が開かれた。これらの会合には、「バビンサ」が、必ず出席していた。これらの公式会合とは別に、ニニック・ママックらの主宰した「ムシャワラ」会合もまた、幾度か開かれた。

また、1991年4月にバンキナンで密かに開かれた会合において補償基準が決められたことについても、父親から聞いて知っていた。父親がこの会合に出席したのかどうかは知らない。

移転問題について、政府により諾否を求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、7～10名ほどの政府関係者が訪れて来た。彼等は、1日ばかりで資産調査を行った。丁度その日に2歳の子供(女兒)が病死したので、当時の事柄を思い出すのも嫌な気がする。その際、調査チームによって「住民財産目録書」を見せられたことはなかったし、また署名を求められることもなかった。

補償金は、移転前に二回に分けて支払われた。一回目の支払いは、900万ルピアであった。これは、二つのゴム園と一つの水田に対する補償であった。二回目には、300万ルピアが支払われた。これは、ミカン園と庭地(果樹を含む)に対する補償であった。

このように、6ヘクタールのゴム園のうち、2ヘクタール分については、補償金は支払われなかった。また、水田も一部について補償が支払われなかった。

しかし、この点について、政府に抗議するようなことはしなかった。どのようにして異議申し立てをすれば良いのかが判らなかったためである。この問題については、他のニニック・ママックも助力してくれなかった。

なお、二回目の補償金の300万ルピアについては、二人の妹に100万ルピアずつ渡した。長姉である自分が、両親の遺産を独り占めするわけにはいかなかったからである。

移転後の生活状況

新村には、1996年1月17日に引っ越してきた。移住地において政府によって用意された住宅の周りは、草ぼうぼうであった。しかも、この住宅は、湿地に建てられていた。

生憎、当日は大雨が降ったために、住宅は、1.5メートルも水に浸かっていた。そのため、近所の人の家に泊めてもらって一夜を過ごした。

翌朝水が引いたので家の中に入ってみると、部屋には20～30センチメートルの厚さで泥が溜まっていた。その上、家の中には、ヘビまでもがいた。

その夜には、再び大雨が降った。そして、水位が上がってきたので、またもや近所の人の家に避難させてもらった。

それ以降、雨季のたびごとに浸水被害に見舞われた。水位は、1メートルの高さにまでなり、家の中にまで流れ込んできた。

そのため、政府に対して苦情を申し入れた。しかし、政府は、氾濫源であるクナワイ(Kenawai)川の川幅を少し広げただけの措置しか講じなかった。

そのような措置では、浸水被害は収まらなかった。相変わらず雨季のたびごとに家の中まで氾濫水が流れ込んできた。外壁の板を少し高めてみたが、それでも家の中にまで流れ込んできた。そのため、家の中には家具を置かないようにするしか対応策がなかった。

こうして、当初、この地域には、30世帯が入居したのであるが、今では6世帯しか残っていない。これらの残存世帯は、移転したくとも、それに必要な資金がないのである。

これら残存6世帯のうち、住宅を高床式に改築できたのは、2世帯である。ディロティさんの住宅も、そのうちの一軒である。彼女の家は、2004年に床上げできた。

この改築資金は、野菜とバナナの販売収益を貯めて、また食費を切り詰めて捻出した。栽培野菜は、サトウキビ(tebu)、食用シダ(pakis)、サツマイモ(daun ubi)、サトイモ(kangkung)などである。バナナは、家の裏庭で栽培している。

給水施設としては、移転時には、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、この井戸の水質は悪く、悪臭までもがした。そのため、近所の人から貰い水をして、飲料・調理用水を確保した。水浴びは、クナワイ川で行った。

こうした給水問題を解決するために、移転から1年後に自分で井戸を掘った。湿地帯であるために、2メートルほど掘り下げるだけで良質の水が得られた。

政府によって家の傍らに設けられたトイレ施設も、役立たずであった。1メートルほどの穴を掘って、その上に木板を乗せただけのものであった。便器は備え付けられていなかった。そのため、雨季のたびごとに、そこからは汚水が溢れ出た。

こうしたことから、このトイレ施設は、初めから使わなかった。その代わりに、クナワイ川に出掛けて、用を足した。このような状態は、今日においても変わりはない。

電気については、据え付け料金を払うだけの余裕はない。その代わりに、隣家から引き込み線を延ばしている。電気料金は、双方で折半している。

移転時には、ゴム農園においては、苗木一本植えられていなかった。1999年にプカンバルの州庁舎前で行われた抗議デモの後に、2000年になって、ようやくにしてゴム樹の植え付けが行われた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを政府に提供されて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。2000年には、800本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、約500本である。このゴム樹の減少原因は、二つある。一つは、配布された苗木が、枯れ死していたためである。もう一つには、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

パラウィジャ地もまた、住宅からは1キロメートルも離れた場所にある。この土地には、当初、アブラ・ヤシを植え付けた。しかし、猪の食害のために、この植樹は、失敗に終わってしまった。それ以降は、この土地には何も植え付けていない。

しかし、パラウィジャ地の土壌条件は、悪い方ではない。垣根さえ設ければ、ピーナツ、サツマイモなどの作物が生産可能である。問題は、垣根を張り巡らすだけの資金がないことである*。

現在の主な収入源は、裏庭で行っているバナナ生産である。週2回の割合で収穫する。それによる収入は、1ヵ月当たり16～20万ルピアである。

それだけでは足りないので、他の人々のゴム農園やパラウィジャ地に賃労働に出掛けている。それによる収入は、1日当たり1万5,000ルピアである。

現在、長男は中学3年、次男は小学5年、三男は小学2年である。しかし、幸いなことに、彼女は、寡婦扱いされているため、学費は免除されている。長男と次男は、バンキナン（バンキナン）の養護施設に入って、そこから通学している。

*これからは、ポンカイ・バル村の場合には、パラウィジャ地の一部は、土壌条件が良く、食糧用作物の栽培も可能であることを知る事ができる。

ハイデル(Khaidir)

原告番号： H. 5

生年月日： 1967年8月7日

年齢： 37歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： イスラム高等学校(SMA)卒業

職業： 農業

家族構成：

移転前の生活状況

1994年に結婚した。結婚後には、妻の両親とともに生活した。妻の実家は、13×10メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは1キロメートルほど離れていた。しかしながら、飲料・調理用水は、カンパル川まで出掛けて取水した。水浴び、洗濯なども、カンパル川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。グラミ、シリマン、シカムなどの魚種のほか、エビ、イカなども獲れた。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場で販売した。

土地的には、ゴム園、ミカン園、水田、養魚池、庭地などを所有していた。ゴム園は、8カ所に分散しており、二つのタイプに分類できた。一つは、樹齢が3年以上のゴム園で、これが2ヘクタールずつあった。もう一つは、樹齢がそれ以下のゴム園で、これが0.5ヘクタールずつあった。総計では、10ヘクタールのゴム園を所有していた。

ミカン園は、0.5ヘクタールの広さであった。水田は、3ヘクタールの広さであった。具体的には、灌漑水田が2.5ヘクタール、天水田が0.5ヘクタールであった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、余剰米は、販売に回した。

養魚池は、7×6メートルの大きさであった。そこでは、もっぱらニラを飼育した。養殖魚は、そのほとんどを販売に回した。

家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ(10本)、ドリアン(2本)、マンゴー(2本)、マンゴスチン(6本)、ドゥック(3本)、コーヒー(1,500本)、竹(5株)などが植えられていた。ドリアンの幹は、ドラム缶2個分の太さで、年間1,000~2,000個の実が獲れた。マンゴーは、もっぱら家庭で消費したが、マンゴスチンは、市場に出して売った。竹は、籠、椅子などの竹製品の原材として用いられ、1本5,000ルピアで売れた。

旧ポンカイ村は、豊かな資源に恵まれていた。周辺のジャングルには、ドリアン、マンゴー、ランブータン、マンゴスチン、バナナ、ドゥックなどの種々の果樹があった。また、ラタンも豊富に存していた。さらに、屋根材の原料となるシカイ(sikai)やバラハン(balahan)、香水の原料となるガハル(gaharu)なども、容易に入手できた。ガハルは、もっぱら輸出向けに採取され、1オンス15万ルピアで売れた。

旧村にはまた、広大なウラヤット地があり、移動式焼畑農業で陸稲(gogo)栽培を行うことができた。

移動式焼畑農業の跡地には、一般にはゴムの木が植えられた。そのため、多くのゴム樹園が存していた。もしも開墾者が、その土地を5年間ケアしなければ、ニニック・ママックは、その土地の管理を他の人に委ねた。

移転の経緯

1983年の時点では、未だ学生であったので、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については知らなかった。また、1991年4月に開かれたバンキナン会合についても知らなかった。

移転問題について、「ムシャワラ」会合が開かれることはなかったし、また住民の意思が問われることもなかった。「移転同意表明書」については、一般の村人は、それを見たこともなかったし、また署名したこともなかった。

財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、約1時間にわたって資産調査を行った。その日には、彼等により「住民財産目録書」への署名は求められなかった。

後日、村長がやって来て、資産リストを見せられた。しかし、その際には、書類を貰っただけで、それに署名するというようなことはしなかった。

移転先は、くじ引きで決められた。くじ引きは、二回にわたって行われた。まず最初は、移転先の選択で、二セットの選択肢のうちから一つを選ぶくじ引きであった。一つを選択肢は、PIR方式、つまり住居地+アブラ・ヤシ農園(具体的にはマヤン・ポンカイ村)であった。もう一つは、住居地+ゴム農園(具体的にはポンカイ・バル村)であった。

二回目は、それぞれの選択肢のうちから、具体的な居住場所を決めるくじ引きであった。当初、妻の両親は、マヤン・ポンカイ村への移転を引き当てていた。しかし、二回目のくじ引きでは、ポンカイ・バル村の方に回された。このような不明朗な移転先の決め方には、妻の両親は、強い不満を漏らしていた。

移転後の生活状況

新村への移住に際して、彼の妻の両親は、西スマトラ州のグヌン・ムリントン(Gunung Melintang)に土地を買って、そちらの方へ移転して行った。そのため、新村での住宅と農地は、彼が引き継ぐこととなった。

移転当時、政府によって用意された住宅は、草木で覆われていた。その理由は、建てられてから月日が経っていたからである。しかも、住宅の状態は、政府によって約束されたセミ・パーマネントではなく、6×6メートルの木造家屋で、造りも劣悪であった。屋根は、アスベスト材で葺かれていた。

床のセメント張りの厚さは、住宅が、道路沿いにあるか否かで違っていた。道路沿いの住宅では厚く、奥まった住宅では薄かった。彼の住宅の場合は、前者であったために、比較的厚かった。

移転当時、政府によって用意された給水施設は、1ヵ月間機能しただけであった。他方において、彼に割り当てられた井戸は、4メートルの深さで、水質は比較的良かった。沸騰させれば飲むことができた。

しかし、井戸は、乾季には汚れがひどくなり、また時には涸れてしまった。そのため、村内のきれいな井戸水を探して、そこから貰い水をせざるを得なかった。それもない場合には、8キロメートル離れた隣村のタビン(Tabing)村まで水を分けて貰いに行くか、ないしはカンパル川まで行かねばならなかった。

トイレ施設として家の脇に設けられていたのは、粗雑な排便装置であった。つまり、1メートルほどの穴を掘って、その上に2枚の板を渡しただけのものであった。便器は、備え付けられていなかった。また、腐敗槽もなかった。

そのため、このトイレ施設は、3年ほど使用した後に放棄した。悪臭がひどかったためである。その代わりに、自分で代替トイレを造り、これに腐敗槽を併置した。腐敗槽は、約2メートルの深さで、そこにレレ(leleh)魚を放し飼いにした。この魚が、排泄物を食べるのである。

電気を引けたのは、2000年になってからであった。しかも、この点でも、設置料と1年間の電気代は無料という事前の政府約束とは異なっていた。住民は、電気の据え付け料金として、35万ルピアを支払わなければならなかった。また、彼の場合には、初年度から約5万ルピアの電気料金を支払わなければならなかった。そのため、同村には、未だに電気を付設できない家庭も多い。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園の配分でさえも行われなかった。この点でも、政府約束とは全く異なる状態であった。そのため、多くの住民は、収入源不足の状態に陥ってしまった。2年間は、政府によって支給された生活手当でしのいだ。支給されたのは、米、塩漬け魚、卵、食用油、砂糖、塩、灯油などであった。米は、まあまあの品質であった。塩漬け魚は、当初は良質の魚が配給された。しかし、それは、最初の1ヵ月だけで、その後は腐った魚が支給された。うじ虫までもがわいていたので、ハイデル氏は、それを養魚池の魚の餌にした。

ハイデル氏は、養魚池を一つ有している。そこでは、ジャンボ・レレ魚を飼育している。また、このほかに、友人と共同で6個の養魚池を運営している。

生活手当が打ち切られた後は、住民の多くは、生活の糧を求めて、農園賃労働、木材採取、採砂・採石などの仕事に従事した。そのような雇用機会が得られなければ、彼等は、村外にムランタウに出掛けるほかなかった。

そのため、同村住民は、幾度となく政府約束の履行を要求してきた。特に1999年には、同村住民は、他の村々の住民とともに、プカンバルの州知事庁舎前で、大掛かりなデモ抗議活動を行った。

その結果、2000年になって、ようやくにしてゴム農園の配分が行われた。そして、苗木、肥料などとともに、80万ルピアの植え付け／管理資金が、政府により支給された*。この政府支援を利用して、彼は、950本の苗木を植え付けた。しかしながら、このうち現在までに生育できているのは、575本にすぎない。かかるゴム樹の減少の原因は、二つある。一つには、苗木が良くなかったために、枯れ死してしまったためである。もう一つには、猪や鹿などの食害のためである。

ゴム農園は、住居からは離れた場所にあるために、手入れ／管理が難しい。特に乾季には水をかける必要があるのであるが、水源の確保難と労力の投入時間の欠如の双方の点で問題がある。

パラウィジャ地の土壌条件は良くなく、作物栽培には適していない。そのため、現在は何も植え付けていない。将来的にはアブラ・ヤシ樹を植え付けることを考えているが、そのための資金を確保できる目処が立っていない。

新村では、収入源がない上に、食糧を自給できない。米、魚、チリなどの生活必需品については、そのほとんどすべてを買いねばならない。

こうしたことから、住民は、ゴム樹からの収入が得られるまでの間、生活手当を支給するよう、政府に対して要求している。支給要求品目は、米、魚、灯油、塩、砂糖などである。これに加えて、住民はまた、資金的支援も行うよう、政府に対して要求している。しかし、このような住民要求に対し

ては、政府からの返答は、未だになされていない。

住民の収入源不足の問題に加えて、同村では、教育の問題も深刻である。移転当初6ヵ月間は、各世帯は、住宅整備に追われて、子供たちを学校に通わず余裕がなかった。移転騒動が一段落すると、今度は収入源不足の影響が顕在化してきた。同村には、小学校(SD)でさえも通えない子供が多数いる。両親に所得がないために、授業料を払えないからである。また、教科書、ノートなどの学用品を買うこともできない。

ポンカイ・バル村には、小学校(SD)のみしかない。現在、同村でSDに通っている生徒は、92人である。

同村には、中学校(SMP)はない。進学するには、タンジュン村のSMPに通うしかない。タンジュン村までは9キロメートルもの距離がある。そのため、歩いては通えない。毎日の乗車賃を出せるか、ないしはタンジュン村に下宿させることのできる家庭は少ない。

こうしたことから、SMPに通っているのは、29名のみである。高校(SMA)進学者は、さらに少ない。大学にまで通えているのは、10名のみである。

旧村に比べて、新村では、住民の間での社会的紐帯も弱まっている。住民は、自らの生活を支えるのに精一杯であるためである。また、くじ引きによる旧村での隣人関係の破壊も影響している。こうしたことから、住民は、自分のことのみに関心を持ち、社会全体のことに無関心になっている。

マヤン・ポンカイ村は、ポンカイ・バル村からは160キロメートルも離れている。交通費だけでも、2万8,000ルピアもの経費を要する。具体的には、ポンカイ・バル村からバンキナンまでは1万3,000ルピア、バンキナンからスンガイ・パガールまでは1万5,000ルピアの交通費がかかる。そのため、住民は、マヤン・ポンカイ村の親戚、友人を訪ねることも難しい。

同村には、病院がない。そのため、タンジュン村かグヌン・ブンス村にまで行かねばならない。グヌン・ブンス村には、社会保健所(puskesmas pembantu)がある。そこには、医師1人と看護婦5人が常駐している。しかし、ポンカイ・バル村とグヌン・ブンス村とは、20キロメートルも離れている。

ポンカイ・バル村には、保健婦(bidan)が、1週に3回通ってくるだけである。そのため、多くの住民が伝統的医療に頼っている。

コトパンジャン・ダム建設による社会的・文化的な側面での後遺症も大きい。河川を基盤としてきた多くの伝統的行事が失われてきている。その典型が、「パチュ・サンパン」(サンパン・レース)である。これを行う河川がないのである。また、「トゥルン・マンディ」も、これを行う河川がないために、井戸水で代替している。今日も、まがりなりにも続けられているのは、「パンジャット・ピナン」である。この木登り競争は、ラマダン(断食月)明けの祝日(hari raya)に行う。

また、水牛を屠殺して、その肉を配る「ハリ・ラヤ・コルバン」の伝統行事も、辛うじて続けられている。ポンカイ・バル村には水牛がないため、タビン村ないしはタンジュン村から水牛を連れてきて、この行事を挙行しているのである。

*彼によれば、この資金を利用して、電気の引き込み工事を行ったとのことである。

シャムスディン(Syamsudin)

原告番号： H. 41

性別： 男性

生年月日： 1941年

年齢： 64歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——級友関係がうまく行かなかったため

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(45歳)、長男(23歳)、長女(20歳)、次女(18歳)、次男(12歳)、三男(10歳)

移転前の生活状況

旧村での住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排便なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、もっぱら釣りによった。主な漁獲魚は、ガブス(gabus)、バウン(baung)、マリ(mali)、ティラン(tilan)であった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、1ヘクタールのミカン園があった。収穫物は、もっぱら販売用に充てた。その他、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。そのため、米は自給できた。

家の周りには、0.1ヘクタールほどの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ピナンなどの果樹が植えられていた。なお、彼の妻は、庭地でピーナツを栽培していた。

そのため、旧村での生活は、非常に安定していた。米、魚は買う必要がなく、また必要な現金は、ミカン、ピーナツなどの販売で得られたからである。しかも、生活用水に窮することもなかった。

その上、旧村では、伝統行事も盛んであった。その典型が、「トゥルン・マンディ」の慣行であった。子供が生まれると7日後にはカンパル川に連れて行き、川水で身体を清めた。また、「パチュ・サンパン」や「パンジャット・ピナン」には、村中の人々が熱中した。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1991年に村長によって個人的に知らされた。村長は、「我々は、移転しなければならない」と述べた。「なぜなのか」と聞くと、「ダム建設により水没するからである」と答えた。これに対しては、「移転地では、すべての物を買わなければならないになってしまう」と反論した。これには、村長は、何も答えなかった。

しかしながら、その後、住民意思を問うような機会は設けられなかった。政府側による一方的な説明会が開かれたただけであった。そのため、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほどで引き上げていった。そのような調査には、強い抵抗感を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、375万ルピアにすぎなかった。これには、到底満足することができなかった。そのため、村長に抗議した。これに対して、同村長は、「自分には何もできない」と言い逃れるだけであった。

移転後の生活状況

移転先については、政府により、三つの選択肢、つまりアブラ・ヤン農園、ゴム農園、自由移転の三つのうちから一つを選択するよう言われた。くじ引きの結果、ゴム農園を引き当てた。

こうした経緯から、旧ポンカイ村の住民は、三つの移住地に別れて住むことになった。つまり、マヤン・ポンカイ村、ポンカイ・バル村、ポンカイ・イスティコマ村の三カ村に別れて住むことになった。その結果、同一の家族・親戚が、それぞれに別の場所に分裂して居住するというケースが続出した。

旧村では、クオに容易に行くことができた。45キロメートルほどの距離で、一本道であったからである。しかし、新村のポンカイ・バル村からは、クオに出掛けるのには大回りしなければならず、距離も62キロメートルに増えた。移転当初には、ビナムン村にまで出る道しかなかった。その後、バトゥ・ブルスラット村を経て国道に通ずる道ができたが、クオに出るだけでも大変な交通費がかかる。ましてマヤン・ポンカイ村の親戚や知人を訪ねるとなると莫大な交通費を要する。

マヤン・ポンカイ村の親族には5回ほど訪れたが、大変な時間と経費を要した。また、ポンカイ・イスティコマ村には、彼の妻の父母が居住しているが、そこを頻繁に訪れることもできない。

新村のポンカイ・バル村において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれており、探すのに苦労した。それは、セミ・パーマネントの造りではなくではなく、木造家屋であった。床のセメント張りは、デコボコであった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。この屋根は、3年後には傷み出して、雨漏りがした。

給水施設としては、2世帯に1井戸が用意されていた。この井戸は、水量が少なく、とりわけ乾季には干え上がってしまう。午前中には僅かに水量があるが、午後には無くなってしまう。喝水の際には、他の井戸に貰い水に出掛けなければならない。

トイレ施設として設けられていたのは、1メートルほどの深さの穴の上に便器と木板を乗せ、排泄物を腐敗槽に溜めるだけの簡単な施設であった*。悪臭に悩まされたが、4年間使用した。その後は、使用するのを止め、代替施設を自分で造った。

移転後2年間は、生活手当が支給された。米は古米で、不味かったが、食べるほかなかった。塩漬け魚は、いったん洗って、ウジなどを取り除いてから食べた。

移転時には、ゴム農園においては、苗木の姿でさえもなかった。その後、1999年にプカンバルで住民デモが行われた結果、ようやくにして2000年にゴム樹の植え付けが行われた。その際には自分の手で1,000本の苗木を植え付けた。しかし、現在残っているのは、700本にすぎない。ゴム樹の減少の原因は、一つには、植え付けが乾季であったこと、二つには、住居からは1キロメートルも離れていて、しかも歩いて行かねばならないことから、手入れが難しいこと、三つには、猪、鹿、シロアリ、キノコの被害のためである。

パラウイジャ地は、1.5キロメートルも離れた場所にあてがわれた。当初、陸稲を植え付けてみたが、結実せず、失敗に終わってしまった。その後は空き地状態で放置しておいたが、生活費を捻出するために、1999年に売却してしまった。売却価額は、30万ルピアであった。買い手は、同村

住民のアラ・イディン(Ala Idin)氏であった。同氏は、現在、そこに果樹を植え付けている。

同村に電気が据え付けられたのは、2000年になってからであった。しかも、政府約束とは異なり、据え付け料金は無料であるどころか、有料である上に、毎月の電気料金を支払わねばならなかった。据え付け料金としては62万ルピアを支払った。また、電気代としては、毎月3万ルピアを支払っている。

新村における最大の問題は、約束されたゴム樹液からの採取が未だできないために、住民には収入源がないことである。それに代わり得るような雇用機会はない。農園労働者として働きに出るほかない。そのような雇用機会ですえもない場合には、ムランタウに出るほかない。

彼の場合には、ゴム樹の若木からの樹液の採取を始めている。しかし、1日当たりの採取量は、2キログラムにしかならず、収入も1万ルピア止まりである。そのため、他のゴム農園に賃金労働に出掛けなければならない。

同村には、病院はない。病人はタンジュン村の病院に連れて行かねばならないが、タンジュン村までは9キロメートルも離れている。そのため、急病人が発生した場合には、しばしば手遅れとなる。

これに加えて、学校の問題も深刻である。学校そのものは、移転から1週間後に開校された。しかし、先生は2人しかいなかった。しかも、これらの2人は、専門の教員ではなく、移住局の役人であった。

また、移転時には、彼の家族を含めて、多くの世帯では、子供を学校に通わせることができなかった。なぜなら、住居の整備に忙しく、子供のことにまで手が回らなかったからである。

現在でも、小学校には、8名の先生しかいない。そのうち、正式な先生は4名で、残りの4名は臨時契約である。また、中学校に進学する場合には、隣村のタビン村ないしはタンジュン村にまで通わなければならない。

同村では、無就学児が多い。親に収入源がないために、多くの子供が授業料を払えないためである。彼の場合にも、次男は、病気がちであるためもあって、通学していない。また、三男は、授業料が払えないために通学していない。

*これは、ハイデル氏の証言とは異なっている(125頁参照)。同一の移住村の中でも、トイレ施設の施工様式には違いがあったのではないかと思われる。

アズィニ(Azini)

原告番号： H. 25

性別： 男性

生年月日： 1950年6月

年齢： 55歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業、プサントレン中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 3人——妻(45歳)、長女(17歳)

移転前の生活状況

旧村では、二つの家屋を有していた。一つは、妻の両親が居住していた家屋で、6×6メートルの大きさの木造家屋であった。もう一つは、彼等夫婦の居住していた家屋で、6×6メートルの規模の木造家屋であった。

二つの家屋とも、カンパル川からは300メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、魚も獲った。主要な捕獲魚は、グラミ、バラウ、レランなどであった。漁獲物は、一部を家庭で食べたが、残りは、市場で販売した。

土地的には、5ヘクタールのゴム園、0.5ヘクタールのミカン園、2ヘクタールの灌漑水田を所有していた。収穫米は、一部を家族向けに充てたが、残りは、市場販売に回した。

また、家の周囲には、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ドゥク、ピナン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

旧村には、家畜を飼育できるだけの土地的ゆとりがあった。水牛2頭、ヤギ3頭、鶏10羽などを飼育していた。そのため、これらの家畜の飼育により、現金収入を得ることができた。

旧村では、同一氏族が、一つの地域に住んでいたため、親族の間での行き来が頻繁に行われた。特に祝日には、一族が容易に集まることができ、伝統行事が盛大に催された。「トゥルン・マンディ」の際には、親族が一堂に会し、カンパル川で新生児の身体を清めた後、岸辺で皆で会食した。

また、彼自身も、モーターサイクルを持っていたため、他村に容易に行けた。そのため、他村の友人との交流も容易であった。

旧村には、立派なモスクがあった。特にタクワ寺院(Mesjid Taqwa)は、12×12メートルの規模の荘厳なモスクで、しかもパーマネントな造りであった。

旧村では、人々の信仰心も篤く、モスクを中心に各種の行事が催された。特にラマダン(断食月)の前後には、種々の伝統行事・活動が行われた。その典型が、「ハラル・ビラル」の伝統儀式であった。その後には、「パチュ・サンパン」、「パンジャット・ピナン」などが催された。

移転の経緯

村長が、ポンカイ村のニニック・ママック、アリム・ウラマなどの社会的指導者を招いて、コトパ

ンジャン・ダム建設プロジェクトについて説明した。この会合において、村長は、ダム建設によりポンカイ村は水没するので、村民は移転しなければならないと語った。

それを聞いたとき、大きなショックを受けた。しかし、当時の政治状況の下では、正面切ってそれに反対することはできなかった。

この点で、住民同士の話し合いの機会は設けられなかった。すべてが、「上意下達」方式で進められたのである。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど家の周りを歩き回っただけであった。真面目に調査しろという思いを、強く抱いた。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、1,200万ルピアであった。資産価値に比べて少なすぎると思ったが、政府による報復措置が怖くて、異議申し立てができなかった。

移転先は、くじ引きで決められた。1回目のくじ引きでは、彼は、マヤン・ポンカイ村を引き当てた。しかし、彼は、現地チェックのために、スンガイ・パガルに出掛けなかった。そのため、移住地担当室長(KUPT, Kepala Unit Pemukiman Transmigrasi)のイルワント(Irwanto)に呼び出されて、ポンカイ・バル村に行くよう告げられた。

しかし、ポンカイ・バル村では、すでに住居地の割り当てのための2回目のくじ引きは、すでに終わっていた。そして、この第1グループの人々の住居配分は決まっていた。そのため、彼は、くじ引きなしで、空いている住宅に入居するよう告げられたのである。

このように、ポンカイ・バル村には、2回目のくじ引きなしで移転してきた人々が、数世帯いる。この第2グループの人々は、いずれも1回目のくじ引きでマヤン・ポンカイ村を引き当てたのであるが、そこへ行くことに逡巡していた人々である。

移転に際しては、政府によりトラックが提供されたのは、一回だけであった。そのため、トラックに積み切れなかった家財道具は、後日に自己負担で取りに行かねばならなかった。しかし、家畜については、新村では、放牧地がないために、その多くを売らざるを得なかった。

移転後の生活状況

移住地の住宅は、ジャングルで覆われていた。しかも、住宅には鍵が掛けられており、中に入ることができなかった。そのため、屋外で一夜を過ごさねばならなかった。

翌日、鍵を壊して家の中に入ってみると、床は所々剥がれ、その合間からは木が生えていた。しかも、屋根がアスベスト葺きであるのに気づいてショックを受けた。

セミ・パーマネントの造りの家という政府約束は、単なる空手形にすぎなかった。セミ・パーマネントどころか、年月を経るにつれ、木製の壁は腐り、崩れ落ち始めている。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、水質は劣悪であった。そのため、飲料・調理用水は、200メートルほど離れた所にあるクナワイ川から取水した。また、水浴び、洗濯なども、この小川で行った。

トイレ施設として設けられていたのは、1メートルほどの深さの穴の上に便器と木板を乗せただけの簡単な排便装置であった。排泄穴と腐敗槽とはパイプで結ばれていたのであるが、肝心の洗浄水が得られないので、排泄物は、腐敗槽にまで流れて行かなかった*。このようなトイレでも、悪臭を我慢して、5年ほど使用した。その後は、自分で排泄施設を造った。

移転時には、ゴム農園は、空き地状態であった。そのため、移転と同時に、収入難の問題に直面した。2年間は、生活手当が支給された。しかし、支給米は、古米であった。不味かったが、食べるほかなかった。塩漬け魚は、一部は食べたが、大半は腐っていたので捨てた。

生活手当が打ち切られてからは、毎日の食事にも事欠く有様であった。農園労働者として働きに出ることで、何とか食いつないだ。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。その際には、苗木、肥料などの政府支援を受けて、952本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、700本ほどにすぎない。減少の主因は、シロアリ、キノコなどの病虫害である。

ゴム農園は、住居からは約500メートルの距離にあり、この点では他の人々の場合と比べて恵まれている。しかし、当面の生活費を稼がなければならないことから、ゴム樹の手入れ／管理に専念することができないことは、他の人々と同じである。

また、パラウィジャ地の地味は痩せており、食用作物の栽培には向かない。そのため、久しく空き地状態のままに放置しておいたのであるが、2000年にはミカン樹を333本植え付けた。しかし、この試みは、失敗終わってしまった。なぜなら、ミカンは、結実したのであるが、味が良くなかったからである。そのため、買い手がつかなかったのである。

こうしたことから、パラウィジャ地には、2004年にアブラ・ヤシ樹を22本植え付けた。あと数年待たなければ、これからは収入が得られない。

現在、主な収入源となっているのは、ゴム農園における約700本の残存ゴム樹である。若木に刻みを入れて無理に樹液を採取することは、将来的にはマイナス影響が出る恐れのあることは承知しているが、背に腹は変えられないのである。これらのゴム樹からは、1日当たり4キログラムの樹液を採取することができる。1キログラム当たり5,000ルピアで売れることから、1日当たりの収入は、2万ルピアである。

しかし、これだけでは、到底生活できない。そのため、未だに電気を据え付けられない。電気については、無料据え付けという政府約束は守られなかった。そのため、彼の家庭を含めて、多くの世帯が、未だに電気の供給を受けていない。

自らのゴム農園からの収入だけでは生計を賄うことができないために、彼は、賃労働に出掛けている。働き先は、隣村のタビン村のゴム農園である。

こうした状況のために、同村では、労働市場は、売り手市場となっている。そのため、低賃金でも、雇用機会に飛び付かざるを得ない。

その上、新村では、新規世帯に配分できるだけの土地的余裕がない。そのため、移転後に結婚したカップルは、いつまで経っても自立できないという問題が生じている。

なお、同村では、道路事情が悪い上に、国道から最も離れているために、交通費が高くつく。そのため、すべてが物価高となる。

その上、分村の後遺症も大きい。彼の妹は、マヤン・ポンカイ村に住んでいるが、これまでに一度もそこを訪れたことはない。

*このような説明は、シャムスディン氏と同じである。それ故、ハイデル氏の説明とは異なっている。

アリ・アクバル(Ali Akbar)

原告番号： H. 9

性別： 男性

生年月日： 1939年12月

年齢： 65歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ピリアン族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 高等学校(SMA)卒業、回教(Madrasah)大学(IAIN)中退

職業： 自営業(米仲買業)

家族構成： 6人——第1妻、第2妻、第3妻、第4妻、第5妻(2005年5月に離婚)、
長女(42歳)

移転前の生活状況

旧村には、二つの家屋があった。一つは、12×8メートルの大きさで、木造家屋であった。もう一つは、8×6メートルの大きさで、セミ・パーマネントの造りであった。前者の家屋には、両親が住んでいた。

二つの家屋とも、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、近くの泉からパイプで引いてきた水を利用した。

ただし、カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。釣り、投網などの方法で漁獲した。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

彼の父親は、10ヘクタールのゴム園を所有していた。彼自身も、4ヘクタールのゴム園を有していた。このゴム園は、ウラヤット地を開墾して造成したものであった。

さらに、0.5ヘクタールのミカン園もあった。このほか、6ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、大半は販売した。

家の周囲には、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドゥク、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

ニニック・ママックの地位にあったが、1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合には出席しなかった。しかし、スク(氏族)レベルでは、彼のイニシアチブにより「ムシャワラ」会合を開き、コトパンジャン・ダム建設問題、特に移転問題について話し合った*。

1989年には、村長の主催により会合が開かれた。この会合において、村長は、コトパンジャン・ダム建設により、村民が移転しなければならないと語った。

次いで、1990年には、カンパル県知事のサレー・ジャシットが、ポンカイ村に来た。同知事は、移転前に補償金が支払われること、そのためには「住民財産目録書」が作成される必要のあること、移住先ではセミ・パーマネントの住宅が用意されること、給水・電気施設も完備されていることなどについて語った。

その後、政府により、特に移転同意を求められるようなことはなかった。それ故、「移転同意表明

書」には署名していない。しかし、三つの移転方式、つまり①自由移転、②ゴム農園への移転、③PIR方式のアブラ・ヤシ農園への移転のうちから、いずれかを選ぶよう求められた際には、3番目のPIR方式を選択して、それを記載した用紙に署名した。

1991年4月13～14日にバンキナンにおいて政府によって密かに開かれた会合には招かれなかった。そのため、その会合で、どのようにして補償基準が決められたのかについては知らない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、2,000万ルピアであった。これは、資産価値に比べて、余りにも少ない補償額であった。そのため、補償委員会と村長に対して異議を申し立てた。

この異議申し立ては、長期間にわたって棚上げされた。その後、1998年になって、ようやくにして1,200万ルピアの追加補償が決定された。しかし、実際に支払われたのは、600万ルピアにすぎなかった。政府関係者によってピンハネされてしまったのである。

移転後の生活状況

移住先については、PIR方式、つまりマヤン・ポンカイ村を選択したにもかかわらず、そこへ下見に行かなかった。そのために、KUPTのイルワント室長から、ポンカイ・バル村に行くよう告げられた。

しかし、ポンカイ・バル村において割り当てられた住宅は、幹線道路からは離れた奥まった場所に位置していた。これでは商売(米の仲買業)にならなかった。

そこで、幹線道路に面した場所を借りることにした。家屋の建設にあたっては、割り当てられた住宅を解体して、建材を持ってきた。

井戸は、自分で掘った。比較的に良質の水が得られた。トイレは、クナワイ川にまで出掛けて、そこで用を足した。これは、今日でも変わらない。

移転時には、ゴム農園は配分されなかった。商売も軌道に乗らなかったため、いきなり収入難という問題に直面した。2年間は生活手当で食いつないだ。米は食べたが、塩漬け魚は腐っていたので、食わずに捨てた。

ゴム農園の配分が行われたのは、2000年になってからであった。その際には、政府により、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを支給されて、自分で植樹した。950本の苗木を植え付けたが、現在残っているのは、900本ほどである。

ゴム樹の減少度が比較的に少ないのは、頻繁に手入れ／管理を行っているためである。しかし、この手入れ／管理上には、二つの問題がある。一つは、ゴム農園は、住居からは離れており、しかも歩いて行くしか方法がないという点である。もう一つは、乾季における用水確保の問題である。現在は、クナワイ川から水を運んで施水しているが、相当にきつい仕事である。

パラウィジャ地には、1998年に、チリ、ピーナツ、キャッサバなどの作物を植え付けてみた。しかし、これらの作物の生長は、必ずしも良好ではなかった。そのため、1999年には、この土地に76本のアブラ・ヤシ樹を植え付けた。

現在、これらのアブラ・ヤシ樹からは年間50万ルピアの収入が得られる。しかし、主要な収入源となっているのは、米の仲買業である。この商売からは、月間50万ルピアの収入がある。

*これは、同一村内でも、「スク」ごとに異なる対応がなされたことを示唆している。

シャムルディン(Syahmurdin)

原告番号： H. 36

性別： 男性

生年月日： 1959年12月

年齢： 46歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(30歳)、長男(13歳)、次男(9歳)、三男(5歳)

移転前の生活状況

旧村での父親の家は、8×7メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。そこで、9人兄弟／姉妹の8番目として育った。1991年に結婚したが、この家に同居し続けた。

住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、同河川から取水した。また、水浴び、洗濯なども、この河川で行った。

カンパル川ではまた、しばしば漁業を行なった。魚は、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、2ヘクタールのゴム園と1ヘクタールのミカン園を有していた。また、0.5ヘクタールの灌漑水田も持っていた。

家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、コーヒー(2,000本)、ピナン(70本)、ココナツ(25本)、ドリアン(6本)、マンゴスチン(10本)、ランブータン(5本)、ドック(3本)、ランバイ(4本)などの果樹が植えられていた。その他、竹(2株)もあった。

移転の経緯

1983年当時にはムランタウに出ていたもので、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合については知らなかった。1990年に、ムランタウから帰った。

帰村後に、その前年の1989年に、村長主催の会合が開かれたことを聞いた。この会合では、村長は、コトパンジャン・ダム建設のためにポンカイ村の住民が移転しなければならないこと、移住先ではセミ・パーマネントの住宅が提供されること、また2ヘクタールのゴム農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地が無償供与されること、さらに電気の設置料と1年間の電気代は無料であることなどについて語ったと聞いた。

しかし、こうした政府側だけの一方的な説明だけで、住民側からの声を聞く機会は一度も設けられなかった。それ故、「移転同意表明書」については、それを見たこともないし、ましてや署名したこともなかった。

財産目録作成チームの名目では、3名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、15分間ほどいただけで帰って行ってしまった。余りのいい加減さに頭にきた。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、姉が受け取った。彼女から聞いたところでは、補償金額は、700万ルピアであったとのことである。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅(6×6メートル)は、蔦／藪(akar/semak)で覆われ、そのうちに埋没していた。セミ・パーマネントの住宅の提供という約束が反古にされたばかりか、粗末な木製の仮小屋にすぎず、しかも屋根はアスベスト材で葺かれていた。床のセメント張りは薄く、しかも波打っていた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、単なる雨水溜めにすぎず、乾季には涸れてしまった。そのため、近隣の人々の良好な井戸に貰い水に出掛けなければならなかった。

トイレ施設も貧弱なもので、1ヵ月使っただけで放棄してしまった。その代わりに、自分で排泄装置を造った。

電気が付設されたのは、2000年になってからであった。しかも、電気の設置料は無料で、また1年間の電気代も無料という政府約束も、単なるリップサービスにすぎなかった。電気の設置料として28万5,000ルピアを支払わなければならなかった上に、初年度から毎月約1万ルピアの電気料金も徴収されている。

移転時には、ゴム農園の配分でさえも行われなかった。政府約束では、ゴム生産が可能となるまで生活保障がなされるはずであった。しかし、実際には、生活手当は、2年間で打ち切られてしまった。しかも、提供された米、塩漬け魚などの質は劣悪で、およそ食べられるような代物ではなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、政府支援を得て、自分自身で行った。その際には、900本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、800本ほどである。すでに100本余りが失われているのであるが、その主因は、シロアリの被害である。

彼の場合には、ゴム農園は、居住地からは500メートルほどの距離の場所にあり、この点では他の人々と比べて恵まれている。しかし、日々の生計を稼ぐのに追われて、ゴム樹の手入れ／管理に専念できないという点では同じなのである。

パラウィジャ地も、住居からは40メートルほど離れた場所にある。しかし、土壌条件が悪すぎて作物栽培には向いていない。そのため、この土地は、空き地のままに放置してある。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からの収入は期待できない。そのため、1997年からは貯水池漁業を始めた。漁法は、主として魚網を使って行う。主な漁獲魚は、パウエ、シバン、マリのほか、トカン(tokang)、カピエ(kapiek)、モタン(motan)である。

ダム貯水池までは4キロメートルもの距離があるので、午前6時には出掛けて、午後2～3時には帰宅する。漁業収益は、週当たり約20万ルピアである。漁獲量は、日によって異なるが、一般には雨季の方が収穫が多い*。漁獲物は、タンジュン村のパサール(市場)で売る。

*彼の場合には、雨季の方が漁獲量が多いと言うのであるが、乾季の方が多という人もいる。これは、漁獲対象魚種、漁獲場所、漁法などの違いによるものと思われる。

レニ(Leni)

原告番号： H. 59

性別： 女性

生年月日： 1965年

年齢： 40歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——父母が死去したため

職業： 農業

家族構成： 3人——第1夫(死亡)、第2夫(51歳)、長女(20歳)

移転前の生活状況

旧村では、6×6メートルの規模の木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、カンパル川に依拠したが、また井戸も併用した。

カンパル川では、特に漁業は行わなかった。必要な魚は、パサール(市場)で容易に手に入ったからである。

土地的には、ゴム園とミカン園を、それぞれ1ヘクタールずつ有していた。これらの農園からの生産物の販売収益が、主要な収入源であった。

このほか、2ヘクタールの灌漑水田も所有していた。収穫米は、もっぱら家庭で消費したが、余れば市場に出した。

家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ピナン、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、生活は、必ずしも楽ではなかったが、食うのには困らなかった。米を自給できたからである。また、生活用水の入手に苦労しなくて済んだ。

移転の経緯

1989年に、村長は、住民を集めて、コトパンジャン・ダム建設により、ポンカイ村の住民が移転しなければならないと告げた。それを聞いて、彼女は、泣き出してしまった。

移転問題については、政府側による一方的な宣告だけで、住民意思は、何ら問われなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

資産調査には、1名の政府関係者が訪れて来た。彼は、30分ほど滞在しただけであった。また、特に「住民財産目録書」への署名を求めなかった。

補償金は、移転の前後にわたって、二回に分けて支払われた。移転前には200万ルピア、移転後には300万ルピア、総計500万ルピアを受け取った。

この補償額は、資産価値とは釣り合っていないと思った。換言すれば、すべての土地区画(persil)が補償されていないと思った。そのため、村長に対して抗議した。これに対して、同村長は、「相応の金を払えば、関係機関に取り計らってやる」と述べた。しかし、払うだけの所持金はなかったため、

不満を抱きつつも、泣き寝入りするしかなかった。

移転後の生活状況

新村では、道路からは隔たった奥まった所に居所を割り当てられた。周りの住民は、当地での生活難のために引っ越して行ってしまった。そのため、彼女の一家は、孤立状態に置かれることとなった。

こうしたことから、彼女は、ポンカイ・バルの村長に、別の居所に変更して欲しいと申し入れた。しかし、村長は、それを認めれば、次々に類似の要求が出てきてしまうので、変更要求に応じるわけにはいかないと述べた。その代わりに、村長は、道路脇に公共施設として建てられて使用されていない建物に入居することを認めた。

こうして、彼女は、当初の住宅はそのままにして、家財道具だけを運んできて、公共施設の建物のうちに住み着くことにした。借家料は、支払っていない。

この新居の脇に設けられている井戸の水質は、比較的に良好である。この建物にはトイレは備え付けられていないために、クナワイ川にまで出掛けて用を足している。

電気については、すでに政府によって据え付けられていたので、毎月の電気料金を支払うだけで済んでいる。電気代は、1ヵ月当たり約2万ルピアである。

ゴム農園に関しては、移転時に収穫できる状態にあるという政府約束は守られなかった。ゴム農園の配分でさえも行われなかった。

そのため、移転と同時に深刻な収入難に陥った。2年間は、生活手当で食いつないだが、それ以降は農園賃労働に出ざるを得なかった。

ゴム農園の配分が行われたのは、2000年になってからであった。その際には、政府支援を受けて、1,000本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在、まがりなりにも生育できているのは、およそ800本である。すでに200本ものゴム樹が失われてしまっている。その原因は、一つには、ゴム農園は、住居からは1キロメートルも離れており、そこへは徒歩で行くしかできないために、ゴム樹の手入れ／管理が難しいという点にある。二つには、用水の確保が難しく、とりわけ乾季には施水できないという問題がある。三つには、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害の問題がある。

パラウィジャ地は、住居からは500メートルほどの距離の場所にあるのであるが、土壌の肥沃度に欠けているために、食用作物を栽培することができない。そのため、長年にわたって空き地のままに放置しておいたのであるが、4ヵ月前に40本のアブラ・ヤシ樹を植え付けた。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは未だに収入を得ることができない。そのため、生計を賄うためには、夫婦ともども農園賃労働に出る生活を続けざるを得ない。しかし、そのような仕事も、毎日あるわけではない。彼女の収入は、1週当たり精々のところ8万ルピアである。

シュイブ(Suib)

原告番号： H. 72

性別： 男性

生年月日： 1976年7月27日

年齢： 29歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(25歳)、長女(9歳)、次女(4歳)、三女(3歳)

移転前の生活状況

移転の1年前(1995年)に結婚し、妻の実家に入居した。住宅は、9×7メートルの大きさで、木造家屋であった。この家屋には、2寝室と1居間があった。

住居は、カンパル川の岸边にあり、川辺からは25メートルほど離れているだけであった。そのため、洪水に見舞われたが実害には遭わなかった。というのも、住居は、幾分高い場所にあり、しかも高床式であったからである。そのため、高水位の際にも、精々のところ、床下浸水の程度で済んだ。

こうしたカンパル川への近接性の故に、飲料・調理用水は、同河川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、すべて同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いたが、時には潜水漁法も行った。主な漁獲魚は、レラン、タパ、モタン、カピエ、パウエ、タンカ・ウラン(tangka ulang)*などであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを販売に回した。

土地的には、6ヘクタールのゴム農園を所有していた。これに加えて、4ヘクタールの農園には、ゴム樹の若木も植え付けられていた。ゴム園からは毎週70万ルピアの収入が得られた。

その上、2ヘクタールの稲田もあった。灌漑水田と天水田が半分ずつであった。収穫米は、一部を家庭で消費し、残りを販売に回した。

家の周りには、1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ミカン、バナナなどの果樹が植えられていた。果樹栽培だけで、毎週20万ルピアの収入が得られた。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は自給できたし、必要な現金は、ゴム、果樹の販売で得られた。そのため、食事に事欠くようなことはなかった。また、生活用水の確保に難儀することもなかった。

移転の経緯

中学校(SMP)時代をクオで過したために、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、ほとんど情報が得られなかった。1991年4月13～14日のバンキナン会合についても、未だ学生時代であったので、そのような会合が開かれたことさえ知らなかった。

こうした経緯から、「移転同意表明書」に署名するというようなことはあり得なかった。また、「住

民財産目録書」についても、両親が、それを、どのように取り扱ったのかは知らない。

補償金は、移転前に支払われた。しかし、その受取人は、彼と妻のそれぞれの両親であったので、その金額については知らない。

彼は、移転の1年前に結婚していたにもかかわらず、「世帯主」扱いされなかった。そのため、補償金の受け取り対象とされなかった。しかし、移転先では、住宅／庭地、ゴム農園、パラウイジャ地を供与された。

移転後の生活状況

新村において割り当てられた住宅の周辺には、多くの樹木が生い茂り、住宅そのものを見つけ出すことさえ難しかった。しかも、住宅の屋根は、アスベスト葺きであった。また、床は、薄いセメント張りで、しかも泥まみれであった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。幸いなことに、他の井戸とは異なり、井戸水の水質は良かった。

トイレ施設としては、屋外に簡単な排便装置と腐敗槽が備え付けられているだけであった。腐敗槽は、1年間で一杯になってしまった。そのため、新たな腐敗槽を自分で造った。

移転時には、収入源がないために、食べ物の不足問題に直面した。唯一の頼りは、生活手当であった。しかし、米の品質は悪く、美味いとは思わなかった。しかし、贅沢は言っておれなかった。また、塩漬け魚は、その多くが腐っていたために、良好なものだけを選んで食べた。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。1999年のプカンバルでの抗議デモの後に、ようやくにして2000年にゴム樹の植え付けが行われた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／管理資金を政府により支給されて、自分の手で植え付けた。なお、その際、かかる資金の一部を利用して、電気を据え付けた。設置料は、28万ルピアであった。また、毎月の電気代は、約1万5,000ルピアである。

しかし、ゴム農園は、住居からは1.5キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が十分にできない。2000年には、956本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ500本である。猪、鹿、シロアリ、キノコなどの被害のために、すでに半分近くのゴム樹が失われてしまっているのである。

パラウイジャ地は、住居からは500メートルほど離れた場所にある。そこへは、1998年にチリを植え付けた。しかし、市場に出せるほどには十分に生育しなかった。そのため、家庭で消費するほかなかった。それ以降、この土地には何も植え付けていない。

こうしたことから、ゴム農園とパラウイジャ地からは、未だ何らの収入も得られない。そのため、シュイブ氏は、賃労働者として働きに出ている。働き先は、タビン村のアブラ・ヤシ農園である。それによる収入は、週当たり7万～15万ルピアである。

これだけの収入では、食べるだけで精一杯である。そのため、電気代の支払いも滞りがちである。また、長女(小学生)の学費も、大きな負担である。

*バウンに似た魚で、成魚の体長は1メートル、体重は2.5キログラムにもなる。

(6) ポンカイ・イスティコマ村

旧村のポンカイ村の当時の村長は、カンパル県知事のサレー・ジャシットの提案、つまりアブラ・ヤシ農園の方が生活再建がし易いという示唆を受け入れて、マヤン・ポンカイ村(ヌサンタラ農園)へ移転するという方向を打ち出した。しかし、この受け入れには、多くの村民が、「ムシャワラ」が行われていないとして反発した。その背景には、住民たちの中には、「集団移住計画」(transmigrasi)の下でジャワ島などから引っ越してきた移住者(transmigran)と同じ様には取り扱われたくないという思いがあった。

このため、政府は、ポンカイ村の住民移転について、三つの代替案を示した。一つは、スンガイ・パガール(Sungai Pagar)地域への移転で、ここでは「中核農園プログラム」(PIR, Perkebunan Inti Rakyat)方式の下で2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園が与えられるというのであった。二つ目は、南シベルアン(Selatan Siberuang)地域への移転で、ここでは2ヘクタールのゴム農園が供与されるというのであった。三つ目は、自主移転で、補償金を得て、どこでも好きな所に行けというのであった。

こうして、旧ポンカイ村のマルタサン(Martasan)部落の住民は、村長の意向に従って、第一方式の移転、つまりアブラ・ヤシ農園への移転を受け入れた。これに対して、残りの部落の多くの人々は、第二方式の移転、つまりポンカイ・バル村への移転という方式の方を選択した。しかし、一部の住民は、このような移転方式の受け入れを渋った。その理由は、先祖伝来の慣習(掟)によれば、ムアラ・タクス寺院(Candi Muara Takus)を越えて住んではならないというのであった*。

ポンカイ村の名の由来は、ムアラ・タクス寺院と密接に結び付いている。この名称は、寺院の建設にあたって、当地で土を掘り、レンガを焼いたことに由来している。つまり、中国語で、「碰」(pong)とは、「当たる」の意味であり、また「開」(kai)とは、「掘る」の意味なのである**。

こうしたことから、一部の住民は、ポンカイ・バル村への移転を拒否して、自主移転の方を選択した。そして、補償金だけを受け取って、旧ポンカイ村の非水没地(ウラヤット地)に移住したのである。

こうして、自主移転を選んだ人々によって造成されたのが、ポンカイ・イスティコマ村(Pongkai Istiqomah)である。この新村は、旧村からは約7キロメートル離れた場所に位置している。

このような経緯から、ポンカイ・イスティコマ村へ移転した住民は、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地などを供与されなかった。また、2年間の生活手当も支給されなかった。

新村のポンカイ・イスティコマ村への移転後、住民は、それぞれが補償金で家を建てた。また、道路、小学校、モスクなどの公共施設は、各人が拠金して、ゴトン・ロヨン(Gotong Royong)により、共同作業で建設した***。

しかし、そのような住民の自主努力には限りがあった。とりわけ給水施設の整備は、住民の資力を超えていた。そのため、村人の中には、政府の公共施設への資金投入を求める声が高まった。

政府は、当初、ポンカイ・イスティコマ村の存在そのものを認めなかった。しかし、1999年になって、同村住民は、自由勝手に移転したのではなく、集団として移転したという公式見解を明らかにした。その結果、同年12月16日に、同村は、正式な村としての取り扱いを受けることとなったのである。

2003年には、政府資金によりパイプ給水施設が建設された。これは、水源の泉から揚水ポン

プで汲み上げた水を、2.5キロメートルもの距離を幹線パイプで導水して、そこからパイプ網で村内の幾つかの個所に設けられた公共給水栓(HU, Hydrant Umum)に配水するシステムである。

しかしながら、この給水システムの水源の水量には限りがあるために、しばしば断水する。特に乾季には機能麻痺に陥ってしまう。そのため、多くの人々は、MCK(水浴び、洗濯、便所)の代わりに、未だにビナマン(Binamang)川を利用している。

ビナマン川は、深さ約1メートル、幅約2メートルである。この川は、年間を通じて涸れることなく流れている。住民は、この川を、MCK施設代わりに利用しているのである。

しかし、同村は、高台に位置しているために、ビナマン川に行くためには、急な坂道を上がり下がりしなければならない。特に年配者には、この坂道の上がり下がりには容易ではない。そのため、未だに生活用水を雨水に頼っている住民も多い。

同村は、ダム貯水池に近接しており、移住村のうちでは最大の湖辺を有している。そのため、住民の多くは、貯水池漁業に従事している。住民の一部により、「いけす船養殖漁業」(keramba)も行われている。

しかし、漁業により、すべての住民の雇用吸収ができるわけではない。また、近年では、漁獲高に落ち込み傾向が見られる。これは、ダム貯水池の水質悪化と乱獲に起因するものと思われる。

こうしたことから、同村での住民の収入源確保の問題は深刻である。とりわけ若年層の就業難の問題は深刻である。

逆に、住民の生活費は嵩む一方である。これは、かつては自給できた米、ココナツ、野菜などを購入しなければならない上に、ミネラル・ウォーター、電気代などへの出費が増えてきているためである。

このような状況の打開策として、2000年には、カンパル県農園局の支援を得て、ゴム農園プロジェクトを実施するという方向が打ち出された。およそ450ヘクタールの森林を切り開いて、225世帯の住民のために、1世帯当たり2ヘクタールのゴム農園を造成しようというのである。このプロジェクトの下では、各世帯が、それぞれに800万ルピアの政府融資を受けてゴム園の植え付けを行い、樹液生産の開始後4年で返済するというのである。

しかし、このプロジェクトは、開始早々から難題に直面した。というのは、住民のほとんどが、漁業に出掛けなければならないが、ゴム農園の整地、植え付けなどの作業に従事する人が集まらなかったためである。結局のところ、この問題は、村外から約50の労働者を雇用することで解決されることとなった。そのため、住民からは必要経費が集められた。

こうして、整地作業が実際に開始されたのは、2001年9月になってからであった。また、ゴム樹の植え付けが行われたのは、2002年3月以降であった****。

他方において、林業省は、2000～2002年にかけて、同村において、「リアウ自立支援財団」(Yayasan Riau Mandiri)とタイアップして、コミュニティ・フォーレスト(Hutan Kemasyarakatan)プログラムを実施した。これは、同村の土地所有者と提携して、その所有地において果樹と経済林を育成しようとするプログラムである。それによって、400ヘクタールの林地を造成しようというのである。そのため、苗木、肥料とともに、整地費用が無償供与された。

これによって、住民には、ある程度の恩恵がもたらされた。しかし、このプログラムの最大の受益者は、土地所有者である。住民には、整地、植え付けなどの雇用機会が、一時的にもたらされたにす

ぎなかった。

さらに、2004年には、同村において、林業省の「国家林地再生運動」(GNRHL, Gerakan Nasional Rehabilitasi Hutan Lahan)プロジェクトが実施された。これは、同村において、アグロ・フォーレスト事業を実施することにより、総計で100ヘクタールの林地を再生させるとともに、住民の所得創出機会を作り出すことを目的としたプロジェクトである。このGNRHLプロジェクトには、現在、同村住民の約60世帯が参加している。

これは、ゴム樹の植え付けとともに、「間作」(tumpang sari)として、経済的に有用な樹木——例えば、プタイ、マホガニー(mahoni)など——を植えようとするプロジェクトである。それにより、裸地の緑被を回復するとともに、住民の収入源を確保しようというのである。

しかし、ゴム樹液の採取が可能となるには、今後6～7年も待たねばならない。そのため、住民は、ゴム樹からの樹液生産が可能となるまでの間、少なくとも3年間の生活手当を支給するよう、政府に対して要求している。しかし、この住民要求に対しては、未だに政府からの応答はない。

なお、同村住民の間には、未だに補償金を支払われていない人々がいる。また、補償金を受け取った人々も、追加補償を要求している。彼等の主張によれば、一部住民代表が、低い補償基準を強制的に受け入れさせられたのであって、この点では住民同意が得られていないというのである。そのため、彼等は、補償の見直しを求めているのである。

*ポンカイ村の住民は、先祖代々、ムアラ・タクス寺院の守り手としての役割を果たしてきた。そのため、現在でも、年一回、旧村のニニック・ママックが集まって、先祖供養の行事が催される。ポンカイ・イスティコマ村に移転した住民は、とりわけ信仰心の篤い人々であり、ムアラ・タクス寺院を越えて住んではいけないという掟を守って、ポンカイ・バル村に移転することを拒否したのである。

**このような名前の由来からは、往時において、現地には中国の僧侶が訪れたのではないかと推測される。

***「ゴトン・ロヨン」は、通常は、地域住民の間で個別事業(道路、モスクの建設など)への自発的な共同作業として行われるのであるが、ポンカイ・イスティコマ村の場合には、このような住民の共同作業が、村建設の過程全般にわたって繰り返されたのである。

****SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-68.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、76～77頁)。

ヌルディン・ダトゥ・ラブ(Nurdin Dt Rabu)

原告番号： J. 39

性別： 男性

生年月日： 1927年

年齢： 78歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SL)卒業

職業： 無職

家族構成： 9人——妻(6年前に死去)、長女(40歳)、次女(38歳)、三女(35歳)、四女(32歳)、長男(29歳)、五女(26歳)、次男(23歳)、六女(20歳)

移転前の生活状況

旧村では、三つの家屋を有していた。一つは、7×6メートルの大きさと、パーマネントな造りであった。二つ目は、6×6メートルの規模で、これもパーマネントな造りであった。三つ目は、6×5の大きさと、木造家屋であった。

これらの三つの家屋は、カンパル川からは500メートルほど離れた場所にあった。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて行って取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主要な漁獲魚は、バウン、マリ、カピウ、シリマン、ルランであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は、市場で販売した。

土地的には、3ヘクタールのゴム園、1ヘクタールのミカン園、3ヘクタールのガンビル園を所有していた。また、2ヘクタールの灌漑水田も有していた。収穫米は、主として家庭で消費したが、余剰米は市場で販売した。

三つの家屋には、それぞれ庭地が付いていた。2軒が1ヘクタールずつで、1軒が1.5ヘクタールの広さであった。これらの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、ピナン、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合には出席した。また、1991年4月13～14日に政府によってバンキナンに招集された会合にも参加した。この会合で決められた補償基準については、これを住民に対して提示した。

ただし、バンキナン会合の後にPLNによって設定された招待旅行には参加しなかった。コトパンジャン・ダム建設に対しては批判的な見解を持っていたために、招待リストからは外されたのではないと思われる。

住民移転問題については、村長がすべてを取り仕切った。村長は、住民に対する「ムシャワラ」会合は行おうとしなかった。

こうした状況であったために、政府構想にはないポンカイ・イスティコマ村への移転問題について

は、住民の間で公式の会合を開くことができなかった。そのため、新村への自主移転の問題については、非公式の形で密かに「ムシャワラ」会合を重ねて、お互いの決意を確かめあった。

このような動きについては、政府側も察知していたようであった。そのため、彼は、サレー・ジャシット県知事によって、2回にわたってバンキナンに呼び出された。そして、なぜに政府提案の移住地——マヤン・ポンカイ村ないしはポンカイ・バル村——に移転しないのかと問い詰められた。これには、次のような理由を挙げて答えた。①ポンカイ村外には動きたくない。②マヤン・ポンカイ村は、旧村と生活様式が全く異なる。③旧来からの掟によれば、ムアラ・タクス寺院を越えて住むことは許されない。

また、彼は、「コラミル」のリリ司令官によっても、バトゥ・ブルスラット村の軍地方司令部に呼び出された。そして、なぜに政府提案の移住地に移転しないのか詰問された*。これに対しても、彼は、前記の三つの理由を挙げて説明した。

結局のところ、補償金だけしか受け取れないにしても、敢えてポンカイ・イスティコマ村への移転に踏み切るという住民意思を、お互いに確認し合った。マヤン・ポンカイ村ないしはポンカイ・バル村に移転すれば、住宅に加えて、2ヘクタールの農園と0.4ヘクタールのパラウイジャ地が供与され、さらに2年間の生活手当が支給されるという恩典に浴することができたのであるが、そうした特典を捨ててもポンカイ・イスティコマ村に自主移転するというのは、一大決意であった。

こうした経緯から、ポンカイ・イスティコマ村への移転は、スハルト独裁政権下での住民のギリギリの抵抗であった。それ故、「移転同意表明書」には、当然のことながら署名していない。

また、財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほど調査して引き上げて行った。その際、彼等は、「住民財産目録書」への署名を特に求めなかった。

補償金は、1995年に支払われた。補償金額は、800万ルピアにすぎなかった。余りの少なさに、怒り心頭に達する思いであった。そのため、補償委員会に対して抗議した。しかし、同委員会からは無しのつぶてであった。そこで、村長に抗議した。すると、彼は、補償の苦情処理問題は、すでに終わっているとの言い逃れをして、取り合おうとはしなかった。

移転後の生活状況

新村における住宅は、補償金を利用して、自分で建てた。また、旧村から新村への家財道具の運搬も、自分で行った。

新村での一つの問題は、給水問題である。2003年には政府支援により公共給水栓(HU)が設置されたのであるが、しばしば断水するため、安定的な水供給が得られない。そのため、生活用水の確保ができない。

毎日の水浴びができないことは、とりわけ高齢者にとってはつらいことである。なぜなら、彼等は、ビナマン川にまで水浴びに出掛けることはできないからである。

なお、この村での最大の収入源は漁業であるが、高齢のため漁に出ることはできない。そのため、現在は、息子や娘からの支援で生活している。

*これは、軍部が、コトパンジャン・ダム建設による住民移転問題に積極的に関与していたことの証左である。

ゾリ(Zoli)

原告番号： J. 154

性別： 男性

生年月日： 1940年

年齢： 65歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——オランダ軍、日本軍の侵攻のため

職業： 農業

家族構成： 10人——第1妻(離婚)、第2妻(40歳)、長女(45歳)、長男(34歳)、次男(31歳)、三男(28歳)、次女(25歳)、三女(22歳)、四男(19歳)、五男(16歳)、四女(13歳)

移転前の生活状況

旧村では、二軒の家屋を有していた。一軒は、7×6メートルの大きさで、木造家屋であった。この家屋は、カンパル川の岸边にあり、川辺からは10メートルほど離れているだけであった。そのため、洪水に見舞われた。しかし、1978年の大洪水の際でも、水位は2.5メートルほど高まったが高床式住居であったために床下浸水のみで済んだ。

もう一軒は、6×6メートルの大きさで、これも、木造家屋であった。この家屋は、カンパル川からは500メートルほど離れており、洪水被害に遭うことはなかった。

いずれの住居の場合も、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、釣り、魚網などの方法を用いた。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は市場に出した。

土地的には、10ヘクタールのゴム園と2ヘクタールのミカン園を有していた。また、1ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

このほか、養魚池が、一つあった。7×6メートルの大きさであった。そこでは、グラミとカピエを飼育した。養殖魚は、もっぱら販売用に回した。

家の周りには、0.25ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ドックなどの果樹が植えられていた。また、キャッサバもあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、比較的早い段階から知っていた。1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合の様については、知人から聞いた。

1989年に村長がマヤン・ポンカイ村への移転の意向を表明した後に、15名の村人とともにプカンバルにまで出掛けて、州議会関係者に対して住民意向が尊重されていない旨を訴えた。これらの直訴メンバーのうちには、ラミ(M. Lami)氏——前村長——やダルリス(Darlis)氏——後にポンカイ・

イスティコマ村の初代村長となる——も含まれていた。

しかし、村長は、郡長と県知事の意向に従って、マヤン・ポンカイ村ないしはポンカイ・バル村のいずれかへの移転という方針を変えようとはしなかった。そして、翌1990年には、サレー・ジャシット県知事が来村して、PIR方式またはUPP方式のいずれかを選ぶよう迫ったのである。前者は、マヤン・ポンカイ村への移転、後者は、ポンカイ・バル村への移転を意味していた。

こうしたことから、これら二つの移住地のいずれへの移転を渋る住民の意向は無視され続けた。それ故、彼は、「移転同意表明書」には署名しなかった。

また、1991年4月13～14日にバンキナンで密かに開かれた会合についても、知人から教えてもらった。この会合では、極めて低い補償基準が決められたと聞いて、非常に落胆したが、特に抗議行動を起こすというようなことはしなかった。なぜなら、スハルト独裁政権は、住民が何を言おうと、その政策を変更するというようなことはしないであろうと考えたからである。

財産目録作成チームの名においては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほどにわたって資産調査を行った。しかし、調査結果について確認を求めるようなことはしなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1995年に二回に分けて支払われた。一回目は300万ルピア、二回目は650万ルピアで、総計950万ルピアであった。

資産価値に比べて、余りにも少ない補償金額であった。しかし、これについて、政府に抗議はしなかった。抗議すると、補償額を減らされると聞いていたからである。

移転後の生活状況

新村では、居住場所は、全員参加のくじ引きで決めた。村自体が小さいので、旧村での隣人関係が大きく壊れるというようなことはなかった。

住宅、井戸、トイレなどは、すべて自分で造った。また、家の周りには、25×20メートルの広さの庭地を設けた。

1997年には、トウケから借金して、0.5ヘクタールのゴム園を造成して、600本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、およそ200本のみである。主として猪と鹿による食害のために失われてしまった。

これらの残存ゴム樹からは、現在、1日当たり5キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,000ルピアで売れるから、1日当たり2万ルピアの収入である。

しかし、これだけの収入では、生活は苦しい。特に五男と四女は、二人ともバンキナンの高校に通っているため、仕送りが大変である。幸いなことに、二人とも奨学金を貰っていることから、何とか就学できている。

なお、分村の後遺症は、実に大きい。マヤン・ポンカイ村とポンカイ・バル村とも、そこへ行くのには、時間的にも、また経費的にも、大きな負担である。そのため、親族、友人などとは、ほとんど会えないのが、実情である。

サリ(Sari)

原告番号： J. 109

性別： 男性

生年月日： 1927年

年齢： 78歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 第1妻(コト・トゥオ村)——子供8人

第2妻(ポンカイ・イスティコマ村、40歳)、子供5人——長女(21歳)、次女(16歳)、三女(15歳)、長男(13歳)、次男(9歳)

移転前の生活状況

旧村のポンカイ村では、二軒の家屋を有していた。一軒の家屋は、7×6メートルの大きさと、パーマネントな造りであった。この家屋は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。もう一軒の家は、5×4メートルの規模で、木造家屋であった。この家屋は、カンパル川の岸辺にあり、川辺からは8メートルほど離れているだけであった。しかしながら、洪水に見舞われることは、ほとんどなかった。

いずれの住居の場合にも、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川へはまた、しばしば漁業に出掛けた。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。

土地的には、1ヘクタールのミカン園を所有していた。このミカンの販売収益だけで十分に食べて行けた。

また、家の周囲には、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンガスチン、ランブータン、ドック、コーヒー、バナナ、マチャンなどの果樹が植えられていた。また、パイナップルも植え付けられていた。さらに、カプウの木もあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、口伝で聞いていただけで、それが、どの程度の規模で、どの位の人々の立ち退きが必要なのかについて、詳しいことについては何も知らなかった。そのため、1983年12月にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらが集まって会合を開いたことについても知らなかった。

ましてや日本政府により3条件の一つとして住民の移転同意が求められていたことなどは、知る由もなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

また、1991年4月に政府が村長、ニニック・ママックらの一部村落指導者を密かにバンキナンに集めて会合を開いたことについても知らなかった。この会合において補償基準が決められたことに

についても、誰も教えてくれなかった。

しかしながら、財産目録作成チームが、やって来たことは記憶している。2名の政府関係者が、資産調査に訪れた。彼等は、15分間ほど滞在しただけであった。その際、彼等により、特に調査結果への確認を求められるというようなことはなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1995年に支払われた。補償金額は、890万ルピアであった。この金額には、到底満足できなかった。しかしながら、この点について、政府に対して抗議するというようなことはしなかった。それまでに、そのような抗議を行った経験がなく、またどのように異議を申し立てれば良いのか判らなかつたためである。

移転先については、くじは引かなかった。その代わりに、村長に対して、ポンカイ・イスティコマ村に移りたい旨を申し出た。親族、隣人などから離れたくなかつたためである。この申し出に対しては、同村長は、「どうぞお好きなように」と述べただけであった。

移転後の生活状況

新村では、居住場所は、すべての人々が参加して、くじ引きで決められた。住宅、井戸、トイレなどは、自分で造った。これには、補償金を充てた。

また、1997年には、0.5ヘクタールのゴム農園を造成して、500本のゴム樹を植え付けた。しかし、植え付けの直後にダム貯水池の湛水が始まり、バックウォーターのために折角に植え付けたゴム樹の半分が水没してしまった。このような事態が生じたのは、どの辺りまで水没するのかについて、政府およびPLNにより事前に何らの情報も与えられていなかったためである。

そのため、今日では、およそ250本ほどのゴム樹しか残っていない。これが、現在の主要な収入源である。1日当たり5キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,000ルピアで売れるから、1日当たり2万ルピアの収入である。

これに加えて、1週当たり5万ルピアの漁業収益がある。ただし、漁獲量には、季節により、また日により、大きな変動がある。

しかし、このような収入状況では、生活は非常に苦しい。4人の子供の学費を捻出するだけでも四苦八苦の状態である。特に次女と三女は、バンキナンの高校に通っており、下宿代だけでも大変である。また、長男(中学生)と次男(小学生)の授業料も重荷である。

シダル・ナリス(Sidar Nalis)

原告番号： J. 110

性別： 女性

生年月日： 1960年12月30日

年齢： 44歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——夫(48歳)、長女(24歳)、次女(22歳)、三女(15歳)、四女(11歳)

移転前の生活状況

1978年に結婚した。結婚後も、両親とともに住んだ。家屋は、7×6メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、井戸から取水した。

ただし、彼女の夫は、カンパル川に頻繁に出掛けて、漁業を行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。それぞれ2ヘクタールずつの広さであった。また、1ヘクタールの灌漑水田も有していた。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

このほか、養魚池が一つあった。5×5メートルの広さであった。そこでは、もっぱらグラミ魚を飼育した。養殖魚は、家族で食べた。

家の周辺には、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ドック、ピナン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府によって何らの情報公開も行われず、また住民参加も図られなかったことから、人々の噂によって得た程度の知識しかなかった。そのため、1983年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらが会合を開いたことについては知らなかった。

1989年に、村長は会合を開いた。その会合において、彼は、移転の不可避性を強調した。しかし、住民に移転同意を求めることはなかった。それ故、彼女も、また彼女の夫も、「移転同意表明書」には署名していない。

また、1991年4月には、カンパル県政府は、村長、ニニック・ママックらの一部の住民代表を密かにバンキナンに集めて会合を開いた。しかし、こうした会合が開かれたことさえ知らなかった。また、この会合で決定されたとされる補償基準についても公表されなかった。

その後、財産目録作成チームの名において、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほどにわたって資産調査を行った。しかし、彼等は、調査結果を見せようとはしなかった。それ故、彼女も夫も、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1995年に支払われた。補償金額は、1,300万ルピアであった。これには満足できなかったが、政府に対して異議を申し立てるといふようなことはしなかった。報復措置が怖かったからである。

移転後の生活状況

新村では、住宅、井戸、トイレなどは、補償金を利用して、自分で建設した。しかし、新村は、高台に位置しているために、良好な飲料・調理用水を得られなかった。また、洗浄水が得られないために、トイレも機能しなかった。そのため、1キロメートルほど離れたビナマン川まで取水に出掛けなければならなかった。そこで、水浴び、洗濯などとともに、排泄も行った。

こうした状態が、2003年まで続いた。同年になって、ようやくにして政府資金により公共給水施設が建設された。しかしながら、公共給水栓(HU)からは、時折水が出るだけで、全く当てにならない。

そのため、現在は、再びビナマン川に飲料・調理用水の取水に出掛けている。また、そのついでに、水浴び、洗濯、排泄なども、そこで行っている。

電気については、45万ルピアを支払って据え付けた。また、毎月の電気代は、約7万ルピアである。

2000年には、カンパル県農園局の支援を得て、ゴム農園プロジェクトが実施されたのであるが、彼女は、このプロジェクトに参加した。しかし、ゴム農園がまだ配分されていない。

他方において、彼女は、林業省と「リアウ自立支援財団」によるコミュニティ・フォーレスト・プログラムにも参加した。このプログラムの下では、100万ルピアの資金援助を得て、ウラヤット地を開墾して、2.5ヘクタールのゴム農園を造成し、そこに1,000本のゴム樹を植え付けた。この植え付けは、彼女自身で行った。

しかし、1年後には、1ヘクタールのゴム農園が冠水してしまった。事前の政府説明では、そこは、非冠水地域であるとのことであったが、実際には冠水してしまったのである。

こうして、1ヘクタール分のゴム樹400本が失われてしまった。冠水被害を免れたのは、1.5ヘクタール分のゴム樹600本であった。しかし、これら残存ゴム樹も、猪などの獣害を受けて、現在ではおよそ300本に減ってしまっている。

なお、彼女は、「国家林地再生運動」(GNRHL)プロジェクトには参加していない。このプロジェクトの実施対象とすべき土地が、もはやないためである。

現時点では、これらの残存ゴム樹からの樹液の採取が、主要な収入源である。1日当たり10キログラムの樹液を採取できる。それにより、1日当たり4万ルピアの収入がある。

また、彼女の夫は、貯水池漁業に従事している。彼の収入は、週当たり約20万ルピアである。しかし、漁獲高には、日常のおよび季節的な変動があるために、この収入は安定しない。

こうしたことから、生活は楽ではない。生活を切り詰めて、次女、三女、四女の学費を何とか捻出している。現在、次女は、リアウ・イスラム大学(UIR, Universitas Islam Riau)に通っている。また、三女は、バンキナンの中学校に通っている。さらに、四女は、小学校に通学している。

マシュリ(Mashuri)

原告番号： j. 61

性別： 男性

生年月日： 1971年7月21日

年齢： 31歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業、漁業

家族構成： 3人——妻(27歳)、長男(7歳)、長女(3歳)

移転前の生活状況

旧村では、両親とともに、12×7メートルの大きさの家屋に居住した。家屋は、セミ・パーマネントの造りであった。

住居は、カンパル川からは約2キロメートルも離れていた。そのため、飲料・調理用水は、近所の人の井戸から貰い水をした。水浴び、洗濯も、その井戸水で行った。ただし、排泄は、近くの小川にまで出掛けて、そこで行った。

しかしながら、カンパル川へは漁業のために、しばしば出掛けた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を有していた。それぞれに2ヘクタールの広さであった。これらの農園からの収益が、主要な収入源であった。

家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、バナナなどの果樹が植えられていた。また、カプウの木もあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に村役人から聞いた。それによって、旧村を立ち退かねばならないことを知った。

しかし、移転問題について、政府により住民意思を問われることはなかった。それ故、彼の父親が、「移転同意表明書」に署名するというようなことはあり得なかった。

1991年4月13～14日にバンキナンで秘密会合が開かれたことについては、ニニック・ママックのマナンティ・ダトゥ・レノ(Mananti Dt. Reno)氏から聞いた。その際、レノ氏は、この会合において補償基準が決まったとだけ述べ、具体的にどのような単価で決着したのかについては教えてくれなかった。

その後、財産目録作成チームが訪問してきた。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。彼等は、1時間ほど資産調査を行った。しかし、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、彼の父親は、「住民財産目録書」には署名しなかった。

補償金は、1995年に支払われた。補償金額は、1,600万ルピアであった。彼の父親が、これ

を受け取った。

なお、彼は、新村への移転時には未婚であった。そのため、彼は、補償の支給対象とはされなかった。

移転後の生活状況

新村への移転後には、実父の家に同居した。その後、彼は、1998年に結婚した。結婚後には、彼は、妻の両親の家に移った。

その後、2000年には、電気を据え付けた。設置料は、55万ルピアであった。毎月約2万ルピアの電気代を支払っている。

2004年には、彼は、林業省の「国家林地再生運動」(GNRHL, Gerakan Nasional Rehabilitasi Hutan Lahan)プロジェクトに参加した。これは、同村において、アグロ・フォーレスト事業を実施することにより、総計で100ヘクタールの林地を再生することを目的としたプロジェクトである。これには、現在、同村住民の約60世帯が参加している。

このGNRHLプロジェクトの下で、彼は、整地費用として、100万ルピアを無償供与された。そして、300本のゴム樹を植え付けた。同時に、「間作」(tumpang sari)方式により、75本のプタイ樹と100本のマホガニー樹の苗木を植え付けた。それ故、全部で475本の苗木を植樹した。

これらの苗木は、現在、順調に生育している。しかし、植え付けたばかりで、そこからは未だ収入は得られない。今後、数年待たねばならない。

それ故、現在、主要な収入源となっているのは、移転時に義父が、ウラヤット地を開墾して植え付けたゴム樹からの収益である。義父とは生産分与契約を結んで、利益を折半している。つまり、そこからは1日当たり10キログラムのゴム樹液が採取できるのであるが、このうち半分の5キログラムが、彼の取り分である。ゴム樹液は、1キログラム当たり4,000ルピアで売れるから、1日当たりの彼の収入は、約2万ルピアである。

なお、彼は、ゴム樹液の採取の合間に貯水池漁業にも従事している。それによる収入は、週平均で6万ルピアである。

このような収入状態では、生活は、決して楽ではない。しかし、何とか電気代は支払っている。また、長男(小学生)の学費も捻出できている。

マユディン(Mahyudin)

原告番号： J. 44

性別： 男性

生年月日： 1954

年齢： 51歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(35歳)、長男(26歳)、長女(22歳)、次男(21歳)、次女(19歳)

移転前の生活状況

1977年に結婚した。家屋は、8×7メートルの大きさで、セミ・パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川の岸边にあり、川辺からは40メートルほどしか離れていなかった。そのため、洪水に見舞われた。しかし、高床式住宅であったために、高水位でも床までは1メートルほどの余裕があった。

カンパル川に近接していたために、飲料・調理用水は、直接に川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を有していた。ゴム園は、1ヘクタールの広さであった。しかし、ゴム樹は若木で、樹液を採取できるまでには至っていなかった。ミカン園は、0.5ヘクタールの広さであった。

このほか、1ヘクタールの広さの灌漑水田もあった。これは、妻の母親の所有地であった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周囲には、50×25メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、ドックなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、これを初めて知ったのは、1989年の時点であった。その際には、口伝えで聞いただけで、詳しいことは判らなかった。

翌1990年には、村長は、ニニック・ママック、アリム・ウラマらの60名の社会指導者を集めて会合を開いた。この会合には、県知事室、郡庁、国家土地庁(BPN)などから10名ほどの政府関係者が出席した。

この会合において、県知事室の担当官は、移住地では、セミ・パーマネントな住宅が用意されること、給水/トイレ施設が完備されていること、電気の設置料と1年間の電気代は無料であること、さらに2ヘクタールのゴム/アブラ・ヤシ農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地が提供されることなどについて語った。

それに続いて、当該担当官は、移転先として、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+UP P方式の移転、③補償金+PIR方式の移転のうちから一つを選び、それに署名するよう求めた。この要請に応じて、2番目を選択し、丸印を付けるとともに署名した。

ただし、それには条件があることについて発言した。つまり、署名は、新村が、バトゥ・ブルストラット村とコト・トゥオ村との間に造成されることという条件付きのものであると表明した。その理由として、①新村は、ポンカイ村のウラヤット地に造成されるべきこと、②ムアラ・タクス寺院を超えて住むことは許されないという古来からの掟があること、③非水没地の農園、田畑に近いこと、の三点を挙げた。

こうした発言をすることにより、マーユディン氏は、ポンカイ・バル村への移転を間接的に拒否したのである。それ以降、政府関係者の嫌がらせが、彼をはじめ、ポンカイ・イスティコマ村への移転を決意した人々に対して、陰に陽に続いた。しかし、彼等は、こうした圧力にも屈しなかった。

その後、財産目録作成チームが、彼の家に訪れて来た。調査チームは、2名の政府関係者で構成されていた。彼等は、1時間ほど資産調査を行った。その際、彼等は、「住民財産目録書」への署名を求めた。それに従って、彼は、「住民財産目録書」に署名した。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、120万ルピアであった。彼によれば、余りの少なさに腹立たしかったが、ポンカイ・イスティコマ村への移転自体が微妙な時期であったので、事を荒立てるのはまずいと思い、抗議をするのを自重したとのことである。

移転後の生活状況

新村への移転は、1996年の初頭に、各々の世帯が、三々五々に行った。この移転過程においても、政府機関による嫌がらせが続いた。一回目は、県知事室から派遣された「サトコルラック」の4名のメンバーが、新村を訪れた際であった。彼等は、居住場所などについて、色々と難癖をつけた。二回目は、「コラミル」からリリ司令官が、その部下1名とともに、訪れた際であった。これには、郡長も同行していた。彼等は、村長の案内で、新村を見て回った。

この二回目の視察の際には、教師のシャムスアル(Syamsuar)氏の居住場所に難癖をつけて、移転を迫った。シャムスアル氏が、それを拒否すると、彼等は、家に火を放った。

新村への移転にあたって、マーユディン氏は、住宅、井戸、トイレなどを、自分で造った。このうち未だに手を焼いているのは、水問題である。

新村は、高台に造成された。そのため、ここでは、生活用水の入手が難しい。マーユディン氏の井戸は、雨季には水量があるが、乾季には干え上がってしまう。そのため、彼の一家は、乾季には、飲料・調理用水については、近隣の家まで貰い水に行かねばならない。水浴びは、ダム貯水池にまで出掛けて行こう。また、洗濯は、ビナマン川で行う。

トイレについては、彼は、自宅内に設置した。ただし、乾季には洗浄水が得られないために、排泄装置は十分に機能しない。

マーユディン氏は、コミュニティ・フォーレスト・プログラムの実施責任者でもある。彼個人としては、このプログラムの下で、3.5ヘクタールのゴム農園の造成に成功した。その際には、彼は、「リアウ自立支援財団」からゴム樹の苗木、肥料(40キログラム)とともに、120万ルピアの無償資金援助を受けた。ゴム樹の植え付け地は、ウラヤット地を開墾して得た土地である。

彼によれば、このプログラムの下で、ゴム樹の植え付けには成功したが、「間作」(tumpang sari)

方式で植え付けを図ったコーヒー、ドリアン、プタイについては失敗したとのことである。その主因は、種苗が悪かったというのが、彼の弁明である。

彼は、「国家林地再生運動」(GNRHL)プロジェクトの下でも、2.5ヘクタールの土地にゴム樹を植え付けた。この植え付け地も、ウラヤット地を開墾して得た土地である。

彼の現在の収入源は、三つある。一つは、旧村で水没を免れた300本のゴム樹である。これからは、週当たり20万ルピアの収入がある。

二つ目は、貯水池漁業による収入である。この漁業は、サンパンと魚網を使って行う。それによる収入は、週当たり40万ルピアである。

三つ目は、集落長(**kepala dusun**)としての俸給である。月給は、35万ルピアである。その主要な任務は、集落を取り纏め、村長を補佐することである。

こうした収入があるために、彼は、電気を据え付けることができた。また、電気代も収めている。さらに、次男(大学生)と次女(高校生)の学費も、滞りなく支払っている。

移転住民のうちでは、彼は、比較的恵まれた生活状態にある。しかし、彼の生活上の泣き所は、生活用水の入手が難しいという点にある。

ズルニ(Zurni)

原告番号： J. 54

性別： 男性

生年月日： 1953年

年齢： 52歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(48歳)、長女(26歳)、長男(23歳)、次女(10歳)

移転前の生活状況

1978年に結婚した。家屋は、12×9メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、魚網を用いた。主な漁獲魚は、シカム、シリマン、バウン、パウエなどであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場で販売した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。ゴム園は、1.5ヘクタールの広さであった。しかしながら、ゴム樹は、未だ若木で、樹液を採取できるまでには至っていなかった。ミカン園は、0.25ヘクタールの広さであった。

家の周りには、42×26メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ピナン、ランバイ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、政府による情報公開がなされなかったために、長期にわたって知らなかった。この問題については、ニニック・ママックにより、「ムシャワラ」会合も開かれなかった。そのため、1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいてニニック・ママックらにより会合が開かれ、17項目の要求事項が採択されたことについても知らなかった。

このダム建設計画について知ったのは、1989年の時点であった。他の村人が、この計画について教えてくれた。彼は、ポンカイ村が水没予定になっているので、家屋を新築しないよう警告してくれた。

しかし、政府により移転同意を求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。ただし、移転先の希望地については、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式のうち、二つ目を選んで、それに署名した*。

財産目録作成チームの名においては、1名の政府関係者が訪れて来た。彼は、15分ほど、聞き取り調査をしただけであった。彼は、ゴム園とミカン園には行かなかった。彼は、帰り際に、調査結果

の確認を求めた。それに応じて、「住民財産目録書」には署名した。

補償金は、移転前(1993年)に受け取った。補償金額は、1,540万ルピアであった。この金額には不満であったが、村長と補償委員会からは、「つべこべ言うな」と言われた。それ故、異議を申し立てるのを断念した。

移転後の生活状況

新村では、補償金を利用して、住宅、井戸、トイレなどを建設した。幸いなことに、井戸水は良好であった。この点では、他の村人のように苦勞することはなかった。電気については、2001年に据え付けた。設置料は、25万ルピアであった。また、毎月の電気代は、約1万ルピアである。

彼は、コミュニティ・フォーレスト・プログラムには参加した。苗木、肥料(45キログラム)に加えて、63万7,000ルピアの贈与資金を得て、2002年には、1.5ヘクタールの土地に600本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、500本ほどである。3年足らずのうちに、およそ100本のゴム樹が失われてしまった。その原因は、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

また、このゴム樹の植え付けに際しては、「タンパン・サリ」(間作)方式で、陸稲(gogo)も植え付けた。しかしながら、この植え付けは、失敗してしまった。彼によれば、その原因は、ゴゴの種籾が悪かったためである。

さらに、彼は、「国家林地再生運動」(GNRHL)プロジェクトにも参加した。苗木、肥料のほかに、100万ルピアの贈与資金を得て、2004年には、1ヘクタールの土地に350本のゴム樹を植え付けた。

しかし、これらのゴム樹からは未だ樹液は採取できない。そのため、現在、主な収入源となっているのは、旧村での非水没ゴム樹からの樹液採取と貯水池漁業である。

旧村でのゴム園では、その一部が水没を免れた。そのために、100本余りのゴム樹が残存している。それからは、月当たり40万ルピアの収入が得られる。彼はまた、貯水池漁業にも従事している。漁獲は、サンパンと魚網を用いて行っている。主な漁獲魚は、バウン、パウエ、モタン、カトゥン(katung)**である。週当たりの収入は、15万ルピアである。

こうした収入でもって、彼は、家計を支えている。また、国立イスラム大学(UIN, Universitas Islam Negeri)のプカンバル校に通う長男の学費と下宿費も捻出している。

なお、彼によれば、漁獲高は、年々減少傾向にあるとのことである。また、ダム貯水池には、悪臭までもが漂い始めているとのことである。これは、伐採されないままに水没させられた樹木が腐食し始めているためであるというのである。

彼の見方によれば、ダム貯水池は、生態学的に破産状態に向かいつつある。1999年2月に、底魚のガブス魚が大量死して浮上したのは、その象徴的な出来事であった。これは、ダム貯水池の底が酸欠状態にあることを例証しているというのである。

*これは、「再定住適地調査書」を指すのではないかと思われる。

**学名は、”Anabas sp.”である。

ハイルマン(Khairuman)

原告番号： J. 95
性別： 男性
生年月日： 1965年7月4日
年齢： 40歳
出生地： ポンカイ村
氏族： ピトパン族
宗教等： イスラム教、ニニック・ママック
学歴： 小学校(SD)卒業
職業： 農業
家族構成： 3人——妻(35歳)、長男(11歳)

移転前の生活状況

1993年に結婚し、妻の実家に入居した。家屋は、18×10メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。

カンパル川からは少し離れていたが、飲料・調理用水は、この川まで出掛けて行って取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、すべてこの川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、2ヘクタールのゴム園を所有していた。しかし、ゴム樹は、未だ若木で、樹液を採取できる段階にまでは至っていなかった。

家の周りには、50×25メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドックなどの果樹が植えられていた。また、竹も、2株あった。

旧村での主要な収入源は、妻の母親が所有していたゴム園での樹液採取であった。その収益だけで、十分に食べて行けた。

移転の経緯

1990年に村長がニニック・ママック、アリム・ウラマらの60名の社会指導者を集めて会合を開いたことは知っていた。しかし、その会合には参加しなかった。

その会合の後に、村長らの政府関係者により、移転先の希望地について、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式のうちから、一つを選ぶよう求められた。それに応じて、二つ目の方式を選択し、それに署名した*。

財産目録の調査にあたっては、家屋のみが評価対象とされた。ゴム樹が若かったために、ゴム農園は、補償対象とはされなかった。また、庭地の果樹も補償対象から外された。

こうしたことから、補償金は、たったの290万ルピアにすぎなかった。補償金は、移転前に支払われた。

このような補償金額については、到底納得できなかった。なぜなら、ゴム、ココナツなどの樹木は、単に生産木(TM, *Tanaman Menghasilkan*)についてばかりでなく、非生産木(TBM, *Tanaman Belum Menghasilkan*)についても補償されることになっていたはずであるからである**。しかし、ポンカ

イ・イスティコマ村への移転問題が微妙な時期であったので、自分のことで事を荒立てるのはまずい
と思い、異議を申し立てなかった。

移転後の生活状況

新村では、住宅、井戸、トイレなど、すべてを自己負担で造った。井戸は、住宅から40メートル
ほど離れた場所に掘った。まあまあの水量と水質であった。

電気も、何とか付設した。据え付け料金としては、65万ルピアを支払った。毎月の電気料金とし
ては、約8万ルピアを支払っている。

「コミュニティ・フォーレスト・プログラム」に参加した。このプログラムの下での援助資金によ
り、2ヘクタールのゴム農園を造成することを企図した。そのための整地／植え付け作業をスリヤ・
ジュンジャン・アバディ社(PT. Surya Jenjang Abadi)に委託した。しかし、同社は、金だけ受け取っ
て、未だにゴム樹の植え付けを行っていない。

こうしたことから、彼の生活は、決して楽ではない。現在、主な収入源となっているのは、二つの
分野からの収益である。

一つは、旧村のゴム園のうち水没を免れたゴム樹からの樹液採取である。現在、約200本のゴム
樹が残存している。それからは、週当たり10万ルピアの収入が得られる。

もう一つは、魚網のトゥケ(仲買人)としての営業活動である。これからは、週当たり20万ルピア
の収入が得られる。

このような収入状況の下では、食べるだけで精一杯である。電気代と長男(小学生)の学費は、何と
か遣り繰りして捻出している。そのため、将来への貯えはない。

*これは、「再定住適地調査書」を指すものと思われる。

**補償リストでは、生産木(TM)と非生産木(TBM)のそれぞれについて補償するとの前提の下に、異な
る補償基準が掲げられていた。例えば、ココナツ1本当たり、TMは4,000ルピア、TBMは1,500
ルピアとされていた。

サエダール(Saedar)

原告番号： J. 69

性別： 女性

生年月日： 1939年

年齢： 66歳

出生地： ポンカイ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 9人——夫(73歳)、長男(42歳)、次男(39歳)、長女(35歳)、次女(31歳)、三女(29歳)、三男(28歳)、四男(26歳)

移転前の生活状況

1957年に結婚した。住宅は、9×6メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。

飲料・調理用水とMCK(水浴び、洗濯、排泄)は、すべてカンパルに依拠した。しかし、漁業は行わなかった。

旧村では、相当に広範で、かつ多様な農園を有していた。つまり、ゴム園(37ヘクタール)、ミカン園(0.5ヘクタール)、ココナツ園(0.5ヘクタール)、コーヒー園(0.25ヘクタール)、ドリアン園(0.25ヘクタール)を所有していた。

また、3.5ヘクタールの灌漑水田もあった。さらに、0.5ヘクタールの土地では、陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。収穫米は、一部を家庭で消費したが、残りを販売に回した。

家の周りには、0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ジュンコル、ピナン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。竹も1株あった。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらにより開かれた会合において、17項目の移転条件が採択されたことについては知っていた。なぜなら、長兄のラフマツ・ダトゥ・ジュランソ(Rahmat Dt Jelangso)がニニック・ママックの地位にあり、彼は、その会合に出席したからである。その会合から帰ってきた時に、彼は、「移転しなければならないだろう」と語っていた。

その直後に、長兄は、スク(ピトパン族)の「ムシャワラ」会合を開いた。そこでは、「ウラヤット地は、我々の先祖伝来の土地である」との決議が採択された。

しかし、村長は、村全体に対する「ムシャワラ」会合を開こうとしなかった。そのため、村人の意思表示の機会はなかった。また、政府も、住民の移転意思を問うことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1991年4月13～14日にバンキナンで政府主催の下に秘密会合が開かれ、そこで補償基準が決められたことについては、長兄は、何も語らなかった。今から思えば、政府から緘口令を敷かれていたためではないかと思われる。

その頃、村長によって主催された会合が、小学校(SD)で開かれた。そこには、約100名の人々が集まっていた。この会合には、サレー・ジャシット県知事が出席した。また、2名の軍関係者が同席していた。

この会合において、サレー・ジャシット県知事は、コトパンジャン・ダム貯水池により冠水影響を受けるすべての土地と資産が補償されると述べ、そのためには「住民財産目録書」が作成される必要があると語った。彼はまた、移住地では、セミ・パーマネントの造りの住宅が用意されること、給水施設は完備していること、電気の設置料と1年間の電気代は無料であること、さらに2ヘクタールの農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地が提供されることなどについても語った。

それから暫くして、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、2名の政府関係者で構成されていた。彼等は、15分ほど聞き取り調査をただけで、農園には足を運ばなかった。また、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから3ヵ月後に、村役場に来るように告げられた。行ってみると、土地区画面積を示した書類を見せられた。数字だけが並んでいたの、良く見ないで、書類だけに署名した。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、1,500万ルピアであった。農園面積の広さに照らして、余りにも少ない補償額であった。そのため、補償委員会に対して抗議した。

この問題の解決交渉は難航した。委員会側は、ポンカイ・イスティコマ村への移転という弱みに付け込んで、強硬姿勢を崩そうとしなかった。結局のところ、3ヘクタール分のゴム園の補償金として250万ルピアを上乗せするという委員会案を呑まざるを得なかった。この追加補償金は、移転後に支払われた。

移転後の生活状況

新村では、住宅、井戸、トイレは、すべて自己資金で建設した。建設費は、500万ルピアであった。これだけの金額で済んだのは、一つには、建材の多くを、旧村から運んできたためである。もう一つには、「ゴトン・ロヨン」による村人の協力があったためである。

しかしながら、家の周りには、井戸の適地がなかった。そのため、50メートルほど離れた場所に井戸を掘ることにした。それにより、良質の井戸水が得られた。飲料・調理用水は勿論、水浴び、洗濯なども、この井戸水を利用している。しかし、その場所は、坂下に位置するため、そこへの坂の上がり下がりが難儀である。

トイレ施設は、これを家の脇に設けた。ただし、直接に浄化用水が得られないために、この施設は、必ずしも良好に機能していない。

電気については、据え付け料金として、150万ルピアを支払った。また、電気料金については、当初450ワットの電力量で毎月約4万ルピアを支払った。その後、900ワットの電力量に切り替えた。そのため、現在では、毎月約10万ルピアを支払っている。

「コミュニティ・フォーレスト・プログラム」に参加した。このプログラムの下で、苗木(1,125本)、肥料(25キログラム)、贈与資金(45万ルピア)を得て、2002年に、2.5ヘクタールの土地にゴム樹の植え付けを行った。この土地は、ウラヤット地で、参加住民の間での「ゴトン・ロヨ

ン」により、整地／植え付けを行った。

しかし、ゴム農園は、居住地からは2.5キロメートルも離れた場所にあり、しかもサンパンでダム貯水池を横切らなければならない。片道だけで1時間半もかかる。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。今日、無事に生育しているのは、およそ500本である。植え付けゴム樹の半分以上が、猪、鹿などの食害のために失われてしまっているのである。

さらに、「国家林地再生運動」(GNRHL)プロジェクトにも参加した。このプロジェクトの下では、苗木、肥料などとともに、150万ルピアの贈与資金を得て、2004年に、1.5ヘクタールの土地にゴム樹の植え付けを行った。この植え付け地も、ウラヤット地である。

しかし、これらの植え付けゴム樹からは未だ樹液を採取できない。そのため、現在、主要な収入源となっているのは、旧村の非水没ゴム園である。旧村での所有ゴム園37ヘクタールのうち、5ヘクタールが、水没を免れたのである。

この残存ゴム園での樹液採取については、彼女と夫とも高齢であるので、直接に出掛けることはできない。そのため、生産分与方式(*sistem bagi hasil*)の契約を結んで、樹液採取を委託している。それによる配分収入は、月間20万ルピアである。

ナジュアン(M. Najwan)

原告番号： J. 162
性別： 男性
生年月日： 1979年8月10日
年齢： 26歳
出生地： ポンカイ村
氏族： ピトパン族
宗教： イスラム教
学歴： 国立イスラム教大学(IAIN-Riau)
職業： 自営業
公職： 村長
家族構成： 2人—妻(24歳)

移転前の生活状況

旧村では、7人家族であった。両親のほか、4人兄弟、3人姉妹の末っ子であった。家屋の規模は、20×8メートルと大きかった。

住居は、カンバル川からは300メートルほど離れていた。そのため、飲料水は、井戸水を利用した。ただし、水浴びと洗濯は、カンバル川にまで出掛けて行った。

また、家の前には小さな池があった。この池は、もっぱら灌漑用水の水源として用いられた。子供の頃は、この池でよく遊んだ。

両親は、10ヘクタールの土地を所有していた。ゴム園が5ヘクタール、コーヒー園が1ヘクタール、ココナツ園が0.5ヘクタール、ドリアン園が0.5ヘクタールあった。その他、灌漑水田が、3ヘクタールあった。

移転の経緯

住民移転は、1996年に行われたのであるが、他の移住村とは異なり、自由移転ということで、住民には補償金しか提供されなかった。換言すれば、住居、ゴム農園、パラウィジャ地などは供与されなかった。また、生活手当も支給されなかった。

こうして、1999年に至るまで、政府は、ポンカイ・イスティコマ村の存在そのものを認めなかった。同村が正式な村として取り扱われるに至ったのは、1999年12月16日以降のことである。

旧村での彼の父親の資産は、1億ルピア以上はあるものと見積もられた。しかし、実際に支払われた補償金は、2,000万ルピアにすぎなかった。そのため、彼の父親は、政府に対して抗議した。しかし、政府は、この抗議を棚上げにしたままで今日に至っている。

なお、彼は、移転当時には、21歳で、未婚であった。そのため、補償金の受け取りの対象とはされなかった。それ故、移転後には、両親の家に居候するほかなかった。

移転後の生活状況

新村では、各世帯は、補償金を利用して、自力で家屋を建設した。彼の父親の場合には、補償金のうちから建築費として500万ルピアを投入して家を建てた。

また、道路、小学校、モスクなどの公共施設は、住民の寄金で建設した。建設作業には住民皆が参

加し、「ゴトン・ロヨン」方式で作業を行った。

電気については、彼の父親は、据え付け料金として150万ルピアを支払った。毎月の電気代は、7～8万ルピアである。

ナジュアン氏は、2004年に結婚した。結婚後には、妻の実家に入居した。そこでは、妻の両親とともに暮らしている。

この村は、移住村のうちでは、最大の湖辺を有している。そのため、住民の多くが漁業に従事している。ナジュアン氏自身も、クランバ漁業を営んでいる。養殖の対象魚種は、ラヨ(rayo)魚である。

彼は、2004年に、ポンカイ・イスティコマ村の2代目の村長に選ばれた。彼の目下の最大の関心事は、村人、特に若者に対して、いかにして就業機会を作り出すかである。

また、いかにして伝統文化を継承して行くのかも、彼に課せられた課題である。こうした観点から、彼は、村長就任と同時に、「パンジャット・ピナン」を復活させた。

しかし、「トゥルン・マンディ」については、これを行う河川がない。そのため、住民は、家の前にタライを置いて、その中で新生児の身体を清める代用措置を講じている。

「パチュ・サンパン」(サンパン・レース)についても、これを行う河川がない。一度だけこの行事をビナマン川で試みてみたが、水位が安定しないために、開催日時を特定することが難しい。

水牛屠殺の伝統行事(Hari Raya Korban)についても、同村には肝心の水牛がいない。そのため、他村から水牛を購入してきて、辛うじてこの伝統行事を続けている。

(7) コト・トゥオ村

旧コト・トゥオ(Koto Tuo)村では、ティガブラス・コト・カンパル郡の移住対象8カ村のうちでは、最も根強くコトパンジャン・ダム建設への抵抗運動が展開された。1991年7月に、日本政府の付した3条件が満たされていないとして、まず最初にこの趣旨を盛り込んだ声明書を採択して、その署名集めに立ち上がったのは、この村の住民であった。この声明書には、移転・補償同意書が、住民の自由意思によるものではなく、強制などの方法で捏造されたものである旨が表明されていた。

この声明書には、同村住民の182名が署名した。そして、同年7月18日には、同村のムアス(Muas)氏は、住民を代表して、OECFジャカルタ事務所を訪れて、声明書と署名簿を提出した。

それ以来、この村の住民は、スハルト強権政治の下でも、リアウ州側でのダム建設への抵抗運動の中心となってきた。しかし、このような抵抗運動は、公然とは展開できなかった。なぜなら、住民たちは、反開発=反国家=共産主義ないしは過激イスラムの烙印を押されて、弾圧されることを恐れていたからである。

実際にも、政府側は、「サトコルラック」を前面に押し出すことにより、常に不穏分子の取り締まりを匂わして、ダム建設反対運動の広がりを牽制した。また、「バビンサ」の存在も、住民行動の抑制要因として働いた。そのため、ダム建設反対運動は、常に地下活動として、隠密裏に繰り広げられざるを得なかったのである。そして、それが、大衆運動として表面化することはなかったのである。

こうして、すべてが、県知事、郡長、村長のラインで進められてしまったのである。移転先とか居住条件について、住民の意見が求められることはなかった。そして、移転先については、旧ムアラ・タクス村のウラヤット地とすることが、政府側で一方的に決定されてしまったのである。この点については、旧ムアラ・タクス村および旧コト・トゥオ村の双方の住民意見が聴取されることはなかった。

このような経緯により、旧コト・トゥオ村の住民の移住先は、旧ムアラ・タクス村の住民が、ゴム園として利用していたウラヤット地を、無補償のままに強制収用して造成された。こうして、旧コト・トゥオ村の住民は、1994年3月に、南ムアラ・タクス第2村(新コト・トゥオ村)に移転した。

新村は、3ブロック——Aブロック、Bブロック、Cブロック——に別けられている。しかし、いずれのブロックにおいても、政府提供の住宅は、画一的であった。つまり、6×6メートルの広さで、板製の壁、トタン製の屋根、薄いセメントの床という造りである。トイレ施設として設けられたのは、深さ1メートルほどの穴の上に便器を乗せ、木板を被せただけのものであった。

移転直後には、政府により生活手当が支給された。支給されたのは、米、塩漬け魚、食用油、灯油、塩、砂糖、石鹼などであった。しかし、このような生活手当も、2年後には打ち切られてしまった。

その後には、住民の多くが生活難に陥った。なぜなら、移転時には、政府約束に反して、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかったからである。このような約束違反は、ゴム樹の植え付けを受注した企業が、植樹を行わなかったことに起因していた。ゴム樹の植え付け資金が、政府関係者と契約企業との間の結託により流用・着服されてしまっていたのである。

その後、1999年には、政府により、第2次ゴム農園植え付け事業が実施された。これは、住民自身が植樹を行うプロジェクトで、種苗、化学肥料、殺虫剤などへの政府補助が行われた。しかし、この第2次植樹事業でも、植え付け資金の多くが、政府関係者の「腐敗」のために消えた。また、村

人の多くが、日々の糧を稼ぐのに忙しく、そのためこの植樹には、必ずしも村人全員が参加できなかった。また、この植樹に参加した人も、樹液を採取できるまでに、今後数年の間待たねばならない。その間、どうやって生活の糧を得るのか？ 植樹事業に参加した人も、また参加しなかった人も、いずれも悩みは大きい。なお、植樹に参加した住民の間からは、ゴム樹液の採取が可能となるまでの間の生活手当の支給要求が出ている。

また、パラウィジャ地には、食用作物は、ほとんど植えられていない。土壌条件が良くないためである。ただ、一部の土地には、バナナ、パイナップルなどが植えられている。また、アブラ・ヤシ樹が植え付けられている所もある。

こうしたことから、多くの住民が、収入難の問題に直面している。現在、住民の主要な収入源となっているのは、貯水池漁業と木材伐採である。しかし、前者については、漁獲量に減少傾向が現れてきている。また、後者については、その多くの活動が、違法伐採である。

このような理由のために、住民の収入には落ち込み傾向が見られる。そのため、子供たちを通学させるだけの余裕のない世帯も多い。通学させ得たにしても、精々のところ小学校ないしは中学校までである。同村から高校ないしは大学にまで進学している若者は、非常に少ない。

また、16万ルピアの電気の据え付け料金と毎月の電気代を払えない世帯も多い。同村では、およそ50%の住民が、未だに電気を引けないでいる*。

コト・トゥオ村は、移転直後には、雨季にダム貯水池の水位が上昇した際には、幾度か冠水した。しかし、最近では、ダム貯水池の水位低下のために冠水騒ぎは起こっていない。逆に、同村では、乾季の低水位の際には、水辺からは遠く隔たってしまう。そのため、漁業に出掛けるのには不便な状態となってしまう。

コト・トゥオ村の住民の間には、このような劣悪な居住条件への不満に加えて、過去における移転経緯に照らして、とりわけ政府不信の感情が根強い。1999年に挙行されたプカンバルのリアウ州知事庁舎前でのデモの際には、この村からは多数の住民が参加した。

これに加えて、同村住民の政府不信を増幅させたのは、給水施設の機能不全である。政府によって建設されたのは、掘り抜き井戸から揚水ポンプで水を汲み上げて貯水槽に入れ、そこから公共給水栓(HU)にまでパイプ網で導水しようとする給水システムであった。そのために、HUは、6世帯当たり1ユニットの基準で設置された。

しかし、この給水システムは、稼動しなかった。その主な原因は、掘り抜き井戸が浅すぎて、水源にまで届いていないためであった。こうして、今日、村内には、至る所に公共給水栓(HU)の残骸が、無残な姿をさらしている。また、揚水ポンプは、消えて無くなってしまっている。そのため、多くの住民が、飲料・調理用水、さらにはMCK(水浴び、洗濯、排泄)を、未だに河川に頼っている。

なお、同村においては、若者の就業難の問題は深刻である。また、新規世帯に配分できるだけの住宅と土地(ゴム農園とパラウィジャ地)がないことも、深刻な問題となっている。ウラヤット地がないために、新規世帯には、生活用地を割り当てることができないのである。

*SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 2.1, May 2002, p.A2-106.

マスニダ(Masnida)

原告番号： E. 296

性別： 女性

生年月日： 1963年

年齢： 42歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： プサントレン卒業

職業： 砂採取労働者

家族構成： 5人——夫(行方不明)、長女(17歳)、長男(16歳)、次男(10歳)、三男(9歳)

移転前の生活状況

1986年に結婚した。旧村での家屋は、9×7メートルであった。住居は、カンパル川の岸边からは300メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠していた。

旧村では、16ヘクタールのゴム園を有していた。また、2カ所にミカン園があり、総計で4ヘクタールの広さがあった。さらに、2ヘクタールの灌漑水田があった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

こうしたことから、旧村での生活は安定していた。米、魚は自給できたとし、ゴムとミカンの販売で現金収入も得られた。また、生活用水に困るといようなこともなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画があることについては、1980年頃に口伝で聞いた。1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村で開かれた会合については知らなかった。1991年4月13～14日のバンキナン会合において、補償基準が決められたことは知っていた。

コトパンジャン・ダム建設による立ち退き問題で「ムジャワラ」会合が開かれたことはない。また、政府により「移転同意表明書」への署名を求められたこともない。

財産目録作成チームについては、夫が対応したのかどうかは知らない。少なくとも自分としては対応していない。

補償金は、移転の1年前に支払われた。しかし、夫が受け取ったので、具体的な金額については知らない。

移転後の生活状況

移転地での住宅は、6×6メートルの大きさしかなく、しかも板張りの壁、トタン屋根、薄いセメント張りの床という粗末な造りであった。それは、セミ・パーマネントの家屋とはほど遠い代物であった。

政府によって用意された井戸は、水質的には劣悪で、黄色に濁っていた。そのため、雨水を利用した。しかし、雨水では量的に足りないため、井戸水を利用せざるを得なかった。水浴び用と洗濯用ばかりでなく、飲料用にも井戸水を利用した。このような状況は、今日においても何ら改善されてい

ない。現在でも、生活用水として井戸水を利用している。

トイレ施設としては、家の脇に1×1メートルの規模の簡単な排便施設が設けられているだけであった。囲いもなく、オープン・スペースの状態であった。洗浄施設が付設されていないために、排泄物が堆積し、悪臭がひどかった。そのため、6ヵ月ほど利用しただけであった。その後は、近くの小川に行って用を足した。このような状態は、今日でも変わりはない。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。しかも、ゴム農園は、丘陵地帯に位置しており、そこに行くのには、徒歩で1時間もかかる。

2001年に政府により苗木、肥料とともに、植え付け／手入れ資金が支給されたので、自分で植え付けを行った。900本の苗木を植え付けたのであるが、現在残っているのは、200本のみである。その原因は、猪や鹿による食害、シロアリによる枯れ死のためである。

パラウィジャ地は、住居からは600メートルほど離れた場所にある。しかし、この土地の土壌条件は良くない。なぜなら、ピート(泥炭)性土壌であるためである。

パラウィジャ地には、これまで、パイナップル、キャッサバ、ミカン、陸稲などを植え付けてみた。しかし、いずれの作物も育ちは悪い。陸稲の場合には、三度植え付けてみたが、いずれも失敗に終わってしまった。そのため、現在は、乾燥地部分にゴム樹を植え付けている。今後、湿地部分においては、水田耕作が可能なのかどうかを試してみたいと思っている。

旧村から新村への移転の2ヵ月後に、夫は、マレーシアに出稼ぎに行った。しかし、そのまま未だに帰ってこない。また、子供の養育費も送ってこない。噂によると、彼は、当地で別の女性と結婚しているとのことである。

こうした状態のために、彼女は、女手一つで、4人の子供を育てなければならない。目下の収入源は、小川での採砂とケダイ(小店)である。しかし、砂採取は、3日間で4万ルピアにしかない。また、ケダイでの儲けは僅かである。

これでは、食べるのが精一杯で、長女(高校生)、長男(高校生)、次男(小学生)、三男(小学生)の就学を続けさせることができない。そのため、彼女の兄弟——同じくコト・トゥオ村に住んでいる——が、学費の面倒を見てくれている。

アスマール(Asmar)

原告番号： E. 194

性別： 男性

生年月日： 1956年

年齢： 48歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(40歳)、長男(27歳)、長女(23歳)、次男(21歳)、三男(18歳)、次女(15歳)

移転前の生活状況

旧村での家の大きさは、10×8メートルであった。住居は、カンパル川からは40メートルしか離れていなかった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。魚種も多く、また魚量も多かった。漁獲物の一部は家庭で消費したが、大半は販売に回した。

洪水に見舞われることはなかったが、一度だけ、1978年に、大洪水に襲われた。その際には、洪水水位は、1メートルの高さにまでなった。

旧村には、ゴム園が4ヘクタール、ミカン園が0.25ヘクタールあった。その他、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴスチンなどの果樹があった。

旧村での生活は、必ずしも豊かとは言えなかったが、それでも食うのに困るといようなことはなかった。当時は、生活用水に困るといようなことは、夢想だにしなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画について知ったのは、1991年に村長によって開かれた「ムシャワラ」会合においてであった。この会合には、ニニック・ママック、アリム・ウラマ、チュルディック・パンダイ(ceridik pandai)*など、20～30名が集められた。その席上で、村長により、同村住民が移転しなければならないと伝えられた。まさに青天の霹靂であった。

この会合でも、またその後の会合でも、移転同意について署名を求められることはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名したということはない。

目録作成チームの名においては、1名の政府職員が来たのみである。彼は、調査と称して1時間ほど家の周りを歩き回った。そのような調査には、強い不信感を抱いた。また、彼は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1993年に支払われた。当初の提示額は、1,500万ルピアであった。余りにも資産価値とかけ離れていたため、補償委員会に対して抗議した。その結果、400万ルピアが上乘せされた。それにより、最終的には、1,900万ルピアの補償額となった。

それでも、自分としては満足のいく補償額ではなかった。しかし、それ以上に粘っても増えるような雰囲気ではなかったので、それで我慢することにした。

移転後の生活状況

移転時には、政府によって用意された住宅の周辺は、ジャングルで覆われていた。そのため、草木を取り除くだけでも大変な労力を要した。

住宅は、6×6メートルの規模の板囲いの貧相な造りであった。そこに、7人家族が押し込まれることとなった。

しかも、井戸水は汚濁しており、飲めるような水質ではなかった。そのため、1キロメートルほど離れた小川まで水汲みに出掛けなければならなかった。

トイレ施設としては、屋外に1×1メートルの規模の簡単な排泄施設が備え付けられているだけであった。不衛生で、悪臭に悩まされたために、短時間で使用を止めてしまった。

約束されたゴム農園などは、どこにもなくジャングルの状態であった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。その際には、政府により、苗木、肥料などを支給されて、自分で800本を植えた。

ゴム農園は、家からは500メートルほど離れた所にあるが、害獣／害虫対策が難しい。猪、鹿、シロアリなどの被害を受けて、すでに300本のゴム樹が失われてしまった。残りの500本も、はたして無事に生長するのかどうか不安である。

パラウイジャ地には、半分にバナナを植え、残りの半分にはアブラ・ヤシを植えた。しかし、バナナは、結実せず、失敗に終わってしまった。恐らく土壌が痩せていて、養分が足りないためではないかと思われる。

こうした状況のために、収入源がない。しかし、三男(高校生)と次女(中学生)の就学だけは続けさせたいので、木材の違法伐採とか貯水池漁業など、あらゆる収入機会を求め努力をしてきた。こうした無理がたたって、5ヵ月前(2004年10月)に病気になってしまった。治療費は、長男らが、何とか工面してくれた。

現在は、何とか健康は回復したが、収入機会がないことには変わりはない。病み上がりの身で、今後どうすれば良いのか、途方に暮れるばかりである。

*イスラム教学の学識経験者。

アナス(Anas)

原告番号： E. 40

性別： 男性

生年月日： 1941年

年齢： 64歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 11人——妻(45歳)、長女(30歳)、次女(25歳)、長男(21歳)、次男(18歳)、三女(15歳)、四女(12歳)、三男(9歳)、四男(6歳)、五男(1歳)

移転前の生活状況

旧村では、12×12メートルの規模の家屋に住んでいた。住居からカンパル川までの距離は、約100メートルであった。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業を行った。タパ(tapah)、ガブス(gabus)など、色々な魚が獲れた。漁法としては、釣り、投網、流し網など、あらゆる方法を用いた。漁獲物は、もっぱら販売に充てた。

比較的川に近い所に住んでいたが、洪水に見舞われることはなかった。ただ一度だけ、1978年の大洪水の際には、1メートルの高さにまで水が押し寄せてきた。

旧村ではまた、37ヘクタールのゴム園を有していた。また、0.75ヘクタールのミカン園もあった。これらの農園は、ウラヤット地を開墾して造成した。

4ヘクタールの稲田もあった。2ヘクタールは灌漑水田で、残りの2ヘクタールは天水田であった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。

家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータンなどの果樹があった。特にココナツ樹が多く、100本ほどもあった。そのため、ココナツの実は、販売に回した。

その他、水牛、ヤギ、鶏、アヒルなども飼育していた。水牛は、15頭もいた。これは、水田耕作のためであったが、数が増えれば、それを市場に出した。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1983年に口伝えに聞いた。しかし、その後、公式の場では、このプロジェクトについて何らの説明も受けなかった。村長がニニック・ママック、アリム・ウラマなどの一部の社会指導者を集めて説明会を開催したことについては知らなかった。それ故、このプロジェクトについて、公式の場で自分の意見を表明する機会は一度もなかった。勿論、「移転同意表明書」に署名したことなどない。

1990年にイエニー女史が来村した時には、彼女に会った。翌年7月には、コト・トゥオ村で密かに住民が集まり、日本政府の付した3条件が満たされていないとする声明書を採択したのであるが、この集会の取り纏め役を演じたのは、自分である。この声明書を携えてジャカルタに行ったムアス氏

(故人)は、自分の友人であった。

アジム氏もまた、自分の友人で、彼が、1991年9月に日本大使館、OECDジャカルタ事務所などへの陳情のためにジャカルタに出掛けた際には、カンパして支援した。また、その後、バトゥ・ブルスラット村のアニス氏が、イエニー女史とともに訪日したことも知っていた。

その後は、「サトコルラック」を中心とする政府権力の圧力が強まり、コトパンジャン・ダム建設への批判／反対キャンペーンが行いにくくなってしまった。そして、住民の間にも諦めムードが強くなった。

そうした折に、1991年のラマダン(断食月)の時期に、財産目録作成チームが訪れてきた。人数は4名で、1時間ほど資産調査を行った。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償委員会によって提示された補償金額は、2,830万ルピアであった。これには納得がいかず、補償委員会に対して抗議した。しかし、委員会からは何らの回答も得られなかった。そのため、県知事庁舎にまで足を運んで善処を求めた。しかし、そこでも対応は鈍かった。それ故、ジャカルタの副大統領宛に書簡を送り、この問題の公正処理を求めた。しかしながら、副大統領からは何らの返答もなかった。

こうしたことから、補償金の増額要求は諦めざるを得なかった。結局のところ、補償金を受け取ったのは、移転後であった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意されていたのは、6×6メートル規模のボロ屋であった。また、給水施設とトイレ施設も、粗雑なもので、役に立たなかった。

2ヘクタールのゴム農園には何も植え付けられていなかった。そこで、この土地には、ガンビルとゴムの苗木を自分で植え付けた。また、パラウィジャ地には、アブラ・ヤンを自分で植え付けた。

しかし、新村での土地条件の悪さに照らして見た時、この土地では将来的な発展の可能性については悲観的にならざるを得なかった。そこで、プカンバルに出て、新たなビジネスのチャンスを模索した。そのような折に、ウジュン・バトゥ(Ujung Batu)において土地が売りに出されているのを知った。

そこで現地を訪れてみると、土地は肥沃で、また交通の便も良いことが判った。それで、補償金をはたいて、その土地を購入した。

アスナ(Asna)

原告番号： E. 383

性別： 女性

生年月日： 1966年

年齢： 38歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——父親の収入難のため、4学年までで退学した。

職業： 無職——夫は、漁師

家族構成： 5人——夫(42歳)、長男(19歳)、次男(14歳)、三男(4歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、17×8メートルの大きさであった。カンパル川からは60メートルほど離れていた。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川で満たした。

しかし、洪水に見舞われるというようなことはなかった。1978年には、一度だけ床下浸水を経験した。その際には、水位が1メートルほど高まった。

旧村では、2ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園を有していた。その他、0.5ヘクタールの天水田もあった。家の周りには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ピナンなどの果樹があった。

こうしたことから、生活に困るようなことはなかった。米は自給できし、果実は庭先で得られたし、必要な現金は、ゴムとミカンの販売で入手できた。また、生活用水で苦勞するというようなことは、考えもしなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画とそれに伴う移転問題については、「ムシャワラ」会合は一度も開かれなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、彼女の知る限り、彼女の夫が「移転同意表明書」に署名したというようなことはなかった。

1991年に財産目録作成チームが訪れたことは覚えているが、彼等とは何ら言葉を交わさなかった。彼等は、調査だけして帰って行った。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、350万ルピアであった。少ないとは思ったが、怖くて抗議なぞできなかった。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅は、6×6メートルの広さしかなく、木製の壁、トタン屋根、薄いセメント張りの床という造りであった。セミ・パーマネントの住宅という政府約束とは、ほど遠い造りであった。

また、井戸水は涸れていて、役立たずであった。そのため、雨水を集めるか、小川にまで水汲みに出掛けなければならなかった。

さらに、トイレ施設も、家の傍らに粗末な排泄便器が設けられているだけであった。排泄物が堆積

し、悪臭が漂ったので、短期間で使用するのを止めてしまった。

移転後、2年間は、政府により生活手当が支給された。米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹼などが配給された。その多くは粗悪品であつたが、それにより飢えだけは何とかしのげた。

しかし、生活手当が打ち切られてからは、生活に窮してしまつた。移転から3年後には樹液採取のできるゴム樹が植わっているはずの2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかったからである。この点でも、政府約束は、単なる空手形にすぎなかつた。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからである。この植え付けは、政府支援を受けて、自分で行つた。

ゴム農園は、自宅からは5キロメートルも離れた所にある。そこへは歩いて行き来している。しかし、余りにも遠すぎて十分に手入れ／管理ができない。また、猪、鹿などの食害やシロアリ、キノコなどの病虫害もある。そのため、800本植え付けたゴム樹のうち、現在残っているのは、750本である。

パラウイジャ地には、4年前にゴム樹を自分で植え付けた。このゴム樹も、未だ若木で樹液を産出する適齢期ではない。

しかし、収入源のない現状の下では、これらの若木に刻みをつけて、樹液を採取せざるを得ない。1週間で15万ルピアほどの収入が得られる。

こうした収入だけでは、到底生活して行けない。電気代だけでも、1ヵ月に1万ルピアもかかる。何とか米だけは食べられるが、それも食事の回数を減らすなどして、遣り繰りしている。

しかし、長男(高校生)と次男(中学生)の授業料の支払いは、どうしても遅れてしまう。今後、はたして子供たちの授業料を払い続けることができるかどうかについては自信がない。

シュイブ・ダトゥ・マラジョ(H. Suib Dt. Marajo)

原告番号： E. 6

性別： 男性

生年月日： 1942年

年齢： 63歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： プサントレン卒業

職業： 農業

家族構成： 10人——妻(45歳)、長男(38歳)、次男(35歳)、長女(33歳)、三男(26歳)、次女(24歳)、四男(22歳)、三女(20歳)、五男(18歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、20×14メートルの広さがあった。住居は、カンパル川からは10メートルの距離にあった。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などは、すべてカンパル川に依拠した。また、日常的に漁業を行った。しかし、これは、自家消費を目的としたものであった。

旧村では、4ヘクタールのゴム園を有していた。また、1.5ヘクタールのレモン園もあった。さらに、家の周りには、コーヒー園もあった。庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドックなども植えられていた。

このほか、水田も、3カ所あった。1カ所は、灌漑水田で、2カ所は、天水田であった。なお、水牛2頭のほか、数頭のヤギを飼育していた。しかし、これらの家畜は、移転に先立って売却してしまった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1982年に、バンキナンで開かれた会議に参加した際に、政府関係者から非公式に聞いた。1983年にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらによって開かれた会合については、その決定内容を友人のニニック・ママックから聞いた。

マラジョ氏は、1991年4月13日にリアウ州政府によって密かにバンキナンに招集された会合に、コト・トゥオ村代表の一人として出席した。この会合には、政府の一方的な決定で、8カ村から10名ずつの代表が集められた。

バンキナン会合は、夜8時に始まった。この会合には、カンパル県知事のサレー・ジャシットのほかに、県政府の移住局、農業局などの関係者も出席していた。

この会合の冒頭の挨拶において、サレー・ジャシット県知事は、国家の大義のために住民が移転を受け入れる必要のあることを強調した。その代わりに、すべての資産が補償されると述べた。

また、この会合では、政府案としての補償基準が提示された。それは、余りにも低い補償基準であった。そのため、各村代表の多数が、その受け入れに難色を示した。そうしたことから、会合は長引いた。

しかし、時間が経つにつれて、受け入れを表明する代表の数が増えていった。そして、反対者は、

遂にコト・トゥオ村代表の二人だけになってしまった。彼と、すでに物故したヤヤ・ダトゥ・プクック(Yahya Datuk Pucuk)氏であった。

こうして、二人の受け入れ拒否のために、会合は、さらに延びた。その間、政府関係者からは、威嚇的な圧力が加えられた。こうした状況の下で、翌14日の午前4時頃になって、二人は、遂に折れて補償基準の受け入れを表明したのである。

その2週間後には、PLNは、村々の代表を、ジャワ島のサグリン・ダムとチラタ・ダムの見学旅行に招待した。そこでの移転者の生活再建振り、特に養殖漁業の状態を見せようというのであった。しかし、実際には、アンチョルのレジャーランド、タマン・ミニ公園などに連れて行き、住民指導者を懐柔しようとしたのである。参加者には、一人当たり20万ルピアの小遣いが手渡された。

こうして、村落代表の補償合意が買われたのである。補償基準を村人たちに見せたかどうかは、それぞれの村代表によって異なるのではないかというのが彼の見方である。彼の場合には、村人に知らせたばかりでなく、訪日したアニス氏にコピーを手渡したのであった。

「移転同意表明書」に署名したという記憶はない。たとえそれを求められたにしても、署名する意思は、さらさらなかった。

財産目録作成チームは、7名の調査員が、1日だけ訪れた。住居については30分間ほど調査した。樹木については、農業局の職員が、3時間ほど調査した。この「住民財産目録書」には、求めに応じて署名した。

補償金の受け取りの際には、「移転調整チーム」(Satkorlak Pemindahan)のメンバーも立ち会った。補償額について文句を言わせないという威嚇的雰囲気を感じた。

移転は、2台のトラックに家財道具を積んで行った。積み切れない資産は、見捨てざるを得なかった。実に惨めな気持であった。

移転後の生活状況

旧村での家屋に比べて、新村での住居(6×6メートル)は、余りにも貧相で、大きな精神的ショックを受けた。また、給水施設も用意されていなかった。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水を、近くの小川に依拠しなければならなかった。

その上、トイレ施設も、利用者のことを無視した形だけのものであった。そのため、この点でも小川を利用している。

2ヘクタールのゴム農園には、苗木の姿でさえもなかった。そのため、生活手当の支給が打ち切られた途端、生活難に陥ってしまった。

これの打開策として、パラウイジャ地にキャッサバを植え付けてみたが、育ちは芳しくなかった。また、ミカンも植え付けてみたが、3年で枯れてしまった。そのため、パラウイジャ地には、現在、有用作物は、何も植わっていない。

こうしたことから、彼を含めて、コト・トゥオ村の住民は、深刻な収入不足の問題に直面している。同村住民の60%は、貯水池漁業に活路を見出そうとしている。また、同村住民の相当数が、木材の違法伐採に従事している。

コトパンジャン・ダム建設は、移転住民を経済的困難に陥れたばかりではない。社会・文化面でも、大きな悪影響をもたらした。基本的には、「川の民」から「川」を奪ってしまい、「川」に基づいていた社会・文化生活を破壊してしまった。新村では、新生児を清める儀式を行う「川」はない。また、

サンパン・レースを行う「川」もない。

その上、居住地がくじ引きで決められたために、旧村での隣人関係が壊れてしまった。同一氏族(スク)がバラバラになってしまったために、スクごとの「ムシャワラ」会合を開くことが難しい。

このようなマイナス影響に拍車をかけたのが、新村にはルマ・ガダンがないという状況である。「ムシャワラ」会合を開く場所でさえもないのである。

こうした状況の下で、ニニック・ママックらの伝統的社会指導者が果たす役割は低下してきている。彼等は、社会共同体の取り纏め役としての地位を失ってきているのである。

ラザリ(Razali)

原告番号： E. 1035

性別： 男性

生年月日： 1943年

年齢： 62歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 10人——妻(53歳)、長男(41歳)、長女(35歳)、次男(30)、三男(18歳)、四男(15歳)、次女(14歳)、五男(13歳)、六男(12歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の規模は、9×7メートルであった。住居は、カンパル川からは60メートルほど離れた場所にあった。しかし、洪水に襲われたことは一度もなかった。

飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。煮沸するだけで飲用できた。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主としてネットを使って漁獲した。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大部分を販売した。

旧村には、20ヘクタールのゴム園があった。また、4ヘクタールの土地では、ミカンとコーヒーを栽培した。さらに、4ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、一部は家庭で消費したが、大半は市場で売り捌いた。

このほか、家の周辺には、多数の果樹があった。ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータンなど、季節ごとに異なる果実を享受することができた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについて、いつ知ったのかについては憶えていない。このダム建設に伴う住民移転問題について、「ムシャワラ」会合で話し合われたことはない。また、政府により移転同意を求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。

しかし、財産目録作成チームのことは、良く憶えている。3名がやって来た。そのうち、一人は、村役人であった。彼等は、10分間、家の周りを調査しただけであった。余りのいい加減さに腹が立った。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1,200万ルピアしか支払われなかった。移転前に700万ルピア、移転後に450万ルピアと50万ルピアと、二回に分けて支払われた。

このような少額の補償金では到底納得できず、村長に抗議した。しかし、村長からは何らの回答も得られなかった。そのため、故人のムアス氏ら60名の村人とともに、裁判所に提訴しようとした。

これに対して、友人の政府関係者は、300万ルピアを渡すから提訴を断念するようにと働き掛けてきた。このような裏金を受け取ることは拒否した。

しかし、適当な弁護士は見つからなかった。そのような状況の下で、どのようにしたら裁判所にアクセスできるのかが判らず、結局のところ提訴を諦めざるを得なかった。

移転後の生活状況

新村に移った時には、住宅は、ジャングルの中にあった。しかも、6×6メートルの粗末な木造住宅であった。その後、改修費用を捻出できないために、現在でも元のままの住宅に住んでいる。

他方において、幸いにして、井戸の水質は良好であった。

しかし、トイレ施設については、家の脇に粗末な便器が付置されているだけであった。不衛生である上に、悪臭がひどかったので、短期間使っただけで、放棄してしまった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。しかも、ゴム農園は、2キロメートルも離れた所に位置している。

ゴム農園に植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。そのため、未だゴム樹液を採取することはできない。

現在、収入源となっているのは、0.4ヘクタールのパラウィジャ地に植え付けたアブラ・ヤシである。植え付けは、1999年に行った。このアブラ・ヤシ園からは、毎月50万ルピアの収入が得られる。

しかし、これだけでは到底足りないので、他の人々のアブラ・ヤシ園ないしはゴム園で、農園労働者として働いている。その収入をプラスしても、その日の糧を満たすのが精一杯である。

彼によれば、コトパンジャン・ダム建設は、厄災そのものであった。それは、彼の一家の生活を目茶目茶にし、天国から地獄に突き落とすこととなった。

また、このダム建設は、社会共同体をも破壊した。移住地がくじ引きにより決定されたために、旧村での隣人関係が壊れてしまった。これに加えて、新村にはルマ・ガダンがないことも、ニニック・ママックらの伝統的社会指導者の役割を低めてきている。

ムリアティ(Muliati)

原告番号： E. 597

性別： 女性

生年月日： 1970年

年齢： 35歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——夫(39歳)、長女(16歳)、次女(12歳)、三女(8歳)、四女(1歳)

移転前の生活状況

1988年に結婚した。住宅は、8×6メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは150メートルほど離れた場所にあった。

そのため、飲料・調理用水は、井戸から取水した。水浴び、洗濯も、井戸水を利用した。しかし、排泄は、カンパル川にまで出掛けて行って、そこで行った。

彼女の夫はまた、しばしばカンパル川に出掛けて行き、そこで漁業を行った。漁獲には、魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は2ヘクタール、後者は1ヘクタールの広さであった。そのほか、2ヘクタールの土地では陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。

家の周辺には、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ドゥク、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に口伝えに聞いた。しかし、政府により情報公開がなされなかったため、詳しいことは判らなかった。

また、村長も、ダム建設問題、特にそれに絡む住民移転問題について「ムジャワラ」会合を開かなかった。政府から移転意思を尋ねられたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名においては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、10分ほど家の周りを歩き回っただけであった。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから3ヵ月後に、村役場に来るように言われた。行ってみると、土地区画(persil)に関する書類を見せられた。そこには、補償価額は記載されていなかった。単なる土地面積の確認と思ったので、それへは署名した。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、500万ルピアにすぎなかった。これには、到底納得できなかった。しかし、敢えて異議を申し立てるようなことはしなかった。今振り返ってみると、

なぜあの当時に抗議しなかったのであろうかと悔やまれてならない。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。草木を取り除いてみると、6×6メートルの粗末な木造家屋が現れた。屋根はトタン葺きで、床は厚さ1.5センチメートルほどの薄いセメント張りであった。しかも、床の施工は粗雑で、デコボコと波打っていた。

給水施設は設けられておらず、井戸でさえもなかった。そのため、100メートルほど離れた所を流れる小川——ナマン(Namang)川——にまで出掛けて行って取水した。また、水浴び、洗濯も、その小川で行った。

トイレ施設としては、家の脇に簡単な排便装置が設けられていた。深さ1メートルほどの排泄穴の上に便器を乗せ、その周りをセメントで固め、それをパイプで腐敗槽に繋げただけの施設であった。洗浄水がないのであるから、排泄物を腐敗槽に流出させることができないことは歴然としていた。そのため、このトイレ施設は、一度も使わなかった。その代わりに、ナマン川に行って用を足した。

移転時には、ゴム農園は、空き地状態で、苗木でさえも植えられていなかった。そのため、深刻な収入難に直面した。唯一の頼りは、生活手当であった。

しかし、支給品は、粗悪品ばかりであった。特に米と塩漬け魚は、劣悪であった。米は、古米で、洗うと形が崩れた。それでも、口にするほかなかった。塩漬け魚は、腐ったものばかりが配給された。そのため、一度も食べなかった。

2年間の生活手当が打ち切られた後は、賃労働で生計を賄った。そして、電気も据え付けた。設置料は、60万ルピアであった。また、毎月の電気代は、約1万1,000ルピアである。

ゴム農園において、ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。政府により、苗木(950本)、肥料(50キログラム)に加えて、植え付け/手入れ資金を支給されて、自分の手で植樹した。

ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ/管理が十分にできない。

950本植え付けたゴム樹のうち、今日まで何とか生育できているのは、およそ700本である。過去5年足らずのうちに、250本ものゴム樹が失われてしまったのである。その主な原因は、シロアリによる被害である。

他方において、パラウィジャ地は、住居からは700メートルほど離れた場所にある。しかし、移転時には、パラウィジャ地は、配分されなかった。これが供与されたのは、2001年になってからである。そこへは、200本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、現在残っているのは、100本ほどである。植え付けゴム樹の半分が、主としてシロアリによる被害のために、4年足らずのうちに消失してしまったのである。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地のいずれからも、未だに収入は得られない。そのため、彼女の夫は、他村のゴム農園に賃労働に出掛けている。それによる収入は、20日間で20万ルピアである。また、彼は、賃労働の合間に、貯水池漁業も行っている。それによる収入は、20日間で20万ルピアである。

これだけの収入では、電気料金と学費——長女(高校生)、次女(小学生)、三女(小学生)——を払い切れない。そのため、ゴム仲買人から借金をして当座しのぎをしているが、借金は膨らむ一方である。

アズィム(Azim)

原告番号：E. 397

性別：男性

生年月日：1944年

年齢：61歳

出生地：コト・トゥオ村

氏族：ドモ族

宗教：イスラム教

学歴：小学校(SD)卒業

職業：農業

家族構成：10人——妻(45歳)、長女(35歳)、長男(30歳)、次男(25歳)、三男(24歳)、次女(18歳)、四男(15歳)、五男(13歳)、六男(9歳)

移転前の生活状況

旧村の住居は、カンパル川からは6メートル離れているだけであった。そのため、飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべて川水で賄った。

川辺に近くても、洪水に見舞われることはなかった。しかし、1978年の大洪水の時だけは別であった。その際には、水位は1.5メートルまで上昇し、冠水被害を受けた。

旧村には、7ヘクタールのゴム園と1ヘクタールのミカン園があった。また、1ヘクタールの天水田もあった。家の周りには、ココナツ、ドリアンなどの果樹が植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1980年に村長から聞いて知った。1983年にバトゥ・ブルスラット村で、ニニック・ママックらにより17項目の移転条件が採択されたことについても知っていた。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた秘密会合において決められた補償基準については、村長から補償リストを入手して知った。それを見たとき、あまりにも低い補償基準なのに驚いて、村長に対して抗議した。

そのため、村長は、ニニック・ママックらの村落指導者を集めて、「ムシャワラ」会合を開いた。しかし、村長は、政府決定というだけで、話し合いにならなかった。

こうした状況に危機感を抱いて、1991年7月に、ムアス氏、アナス氏らとともに、密かに住民集会を開いて、日本政府の付した3条件が充足されていない旨を表明した声明書を採択した。そして、この声明書へは182名の署名を集めた。この声明書と署名簿は、ムアス氏が、OECFジャカルタ事務所に届けた。

次いで、同年9月には、自分自身も、他の村々の4名の住民代表——シャリフ(Syarif)、アニス(Anis)、シブール(Sibur)、ジャマリス(Jamalis)——とともに、ジャカルタに出て、コトパンジャン・ダム建設の中止を、政府関係者、国会議員などに働き掛けた。その際、OECFジャカルタ事務所と日本大使館も訪れて、このダム建設への融資中止を訴えた。

外務省有償資金協力課長の佐藤重和氏を団長とする日本政府調査団の報告書では、アズィム氏は、補

償金の増額を求めてジャカルタに行ったことになっているが、この点については、彼は、そうではなく、あくまでもダム建設融資への中止を求めるためであったと言う。しかも、彼によれば、そもそも佐藤重和なる人物には会ったこともないというのである。

こうしたことから、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。そのようなことをすれば、そもそも自らもオーガナイザーとなった1991年7月の住民集会で採択された声明書と矛盾してしまうからである。声明書では、移転・補償同意書が、住民の自由意思によるものではなく、強制などの方法で捏造されたものである旨を声明したのである。

どういう訳か、財産目録作成チームは、自分の所には来なかった。その代わりに、村役場に呼ばれて、村長から、余り多くの補償金を要求するならば、税金が多くなると言われた。そのような詭弁には納得できなかったので、「住民財産目録書」には署名しなかった。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、3,300万ルピアであった。この金額には納得できなかったので、村長に抗議した。村長は、対応を避けて、問題の処理を郡長(Camat)に委ねた。郡長に会うと、彼は、「わかった、わかった」と述べた。しかし、その後、なしのつづてである。

移転後の生活状況

移住地において用意された住宅は、政府約束に反して、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。そのため、補償金を利用して改築した。

さらに、政府によって用意された井戸の水質は劣悪で、黄褐色に濁っていた。そのような汚水でも、代替的な水源がなかったので、飲まざるを得なかった。また、雨水も飲用した。

その上、政府によって付置されたトイレ施設も役立たずであった。そのため、住宅の改築の際に、新たに自分で造り変えた。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植え付けられておらず、空き地のままであった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからである。この植え付けは、政府支援を得て、自分自身で行った。

ゴム農園は、自宅からは5キロメートルも離れた場所にある。急斜面であるために、そこへは歩いて行くしか方法がない。片道だけで1時間もかかる。

こうしたことから、ゴム農園の手入れ／管理を行うことが難しい。900本のゴム樹を植え付けたのであるが、そのうち現在残っているのは、500本余りにすぎない。猪、鹿、シロアリなどの被害のためである。

パラウィジャ地には、食用作物は不向きなので、アブラ・ヤシを植え付けた。そこからは、現在、毎月30万ルピアの収入が得られる。

しかしながら、これだけの収入では生活は厳しい。目下のところでは、何とか米だけは食べられている。頭が痛いのは、四男(中学生)、五男(中学生)、六男(小学生)の授業料である。彼等の就学だけは、何としても続けさせたい。それを可能にするのには、食費を削るしか方法がないというのが、現状である。

シャリパ・アイニ(Saripa Aini)

原告番号： E. 740

性別： 女性

生年月日： 1975年

年齢： 30歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 4人——夫(38歳)、長男(12歳)、次男(7歳)

移転前の生活状況

5歳の時(1980年)に父親が亡くなった。そのため、小学校(SD)に入学と同時に退学しなければならなかった。その後、母親の手で育てられたが、家が貧しかったため、幼児の頃から働きに出た。16歳(1991年)で結婚した。住宅は、6×6メートルの規模の木造家屋であった。住居は、カンパル川からは150メートルほど離れた場所にあった。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この河川で行った。

彼女の夫はまた、しばしばカンパル川に漁業に出掛けた。漁法としては、主として魚網を用いた。主な漁獲魚は、レラン、シリマン、シカム、マリ、カトゥンであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を市場に出した。

土地的には、2ヘクタールのゴム園を有していた。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。そのほか、2ヘクタールの土地では、陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周囲には、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ピナン、ジュンコル、ドック、ランバイ、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、政府は、住民に情報を公開しなかったため、単なる噂でしか聞いていなかった。また、このダム建設には住民移転問題が絡んでいたにもかかわらず、村長は、「ムシャワラ」会合を開こうとしなかった。さらに、政府も、ダム建設問題と移転問題のいずれについても、住民意思を問おうとしなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪ねて来たのかどうかさえ知らない。隣人の話では、調査チームは、留守でも勝手に調査して行ったとのことであるから、それに照らしてみると、ひょっとしたら留守中に訪問したのかもしれない。いずれにしても、「住民財産目録書」に署名していないことだけは確かである。

補償金は、新村への移転前に支払われた。補償金は、母親が受け取った。母親の話では、補償金額は、800万ルピアであったとのことである。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、ジャングル状態の草木に覆われていた。草木を取

り除いてみると、粗末な板張りの家屋が現れた。家の広さは、6×6メートルで、屋根はトタン葺きで、床は薄いセメント張りであった。床は、デコボコ状態で、所々穴が空いていた。

しかも、住宅は、PEAT土壌の上に建てられていた。そのため、雨季には、床の穴から水が滲みだしてきて、室内が水浸し状態となった。そのため、入居直後に住宅の改築を余儀なくされた。改築工事費用には、母親が得た補償金を充てた。また、その際には増築工事も施した。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水は、水質的には劣悪であった。黄色く濁り、臭いまでもがした。そのような水でも飲むほかなかった。また、雨水も飲んだ。

このような水質の水をいつまでも飲み続けるわけにもいかないのので、近隣の人々と話し合っ、少し離れた所にある小川からパイプで水を引くことにした。こうして、皆で金を出し合っパイプを購入して、「ゴトン・ロヨン」方式の共同作業で敷設工事を行った。それにより、移転から1年後に、ようやくにして、安全な飲料水を手に入れることができた。

政府によって住宅の脇に備え付けられたトイレ施設も、劣悪であった。深さ1メートルほどの穴の上に便器を乗せ、その周りをセメントで固めただけの装置であった。腐敗槽とはパイプで繋がれていた。しかし、便器は、2週間ほどで、ずり落ちてしまった。それ以降、このトイレ施設は、使うのを止めてしまった。その代わりに、PEAT土壌の除水のために設けられた排水溝で用を足すことにした。こうした状況は、現在も同じである。

電気については、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は、虚言であった。1996年になって、ようやくにして電気を引いたのであるが、その際には17万ルピアの据え付け料金を支払わねばならなかった。また、初年度から電気代を徴収された。月額約1万ルピアの支払いである。

移転時には、ゴム農園は、更地状態で、苗木一本植わっていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからである。その際には、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を得て、自らの手で植樹した。

しかし、ゴム農園は、住居からは8キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。現在は、彼女の夫がゴム樹の手入れ／管理に通っているが、彼は、生活費も稼がなければならないため、ゴム農園に頻繁に行くわけにはいかない。

こうした事情のために、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。2001年には950本の苗木を植え付けたのであるが、現在残っているのは、約500本にすぎない。過去4年足らずのうちに、半分近くのゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまっているのである。

これに対して、パラウィジャ地は、住居からは100メートルほどの場所にある。移転時には、この土地にゴム樹を植え付けた。しかし、この植樹は、失敗に終わってしまった。その理由は、一つには、この土地が湿地帯でゴム樹には向かないためである。もう一つには、シロアリの被害のためである。そのため、2004年には、この土地に40本のアブラ・ヤシ樹を植え付けた。

現在、主要な収入源となっているのは、彼女の夫が従事する違法伐採である。それによる収入は、週当たり8万～10万ルピアである。彼女もまた、1ヵ月に一回の割合で農園賃労働に出ている。それによる収入は、1日当たり1万5,000ルピアである。

このような収入状況では、食べるのに精一杯である。そのため、電気代と授業料——長男と次男は、いずれも小学生——の支払いは滞りがちである。

アズイル・エス(Azir. S)

原告番号： E. 889

性別： 男性

生年月日： 1946年

年齢： 42歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(46歳)、長男(28歳)、次男(24歳)、長女(21歳)、三男(20歳)、
四男(5歳)

移転前の生活状況

旧村では、10×8メートルの規模の家屋に住んでいた。住居は、カンパル川の岸边にあり、水辺からは40メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に見舞われることはなかった。ただ一度だけ、1978年の大洪水の際には、50センチメートルほど冠水した。

川辺の利点で、飲料・調理用水は、河川水を利用した。カンパル川の水質には、何ら問題はなかった。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。多様な魚類が数多くいたので、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

所有農園としては、2ヘクタールのゴム園と1.5ヘクタールのミカン園を有していた。このほかに、2ヘクタールの稲田(天水田)もあった。

家の周囲には、60×30メートルの規模の庭地があった。そこには、ココナツ、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、ピナンなどの果樹が植えられていた。また、チェンケ(cengkih)*も植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1984年に国際協力事業団(JICA)のF/S調査団が現地を訪れた際に知った。しかし、その後、このプロジェクトに関して、何らの情報公開もなされなかった。また、住民参加の機会も設けられなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、2時間ほど調査した。調査後には、「住民財産目録書」に署名した**。

補償金は、移転前に3回に分けて支払われた。一回目は200万ルピア、二回目は80万ルピア、三回目は400万ルピアで、総計680万ルピアであった。

このような補償金額には納得できなかった。しかし、特に抗議するというようなことはしなかった。どうせ政府は受け付けないであろうと思ったからである。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、6×6メートルの木造家屋で、トタン屋根、薄いセメント張りという粗末な造りであった。

また、MCK施設は備え付けられていなかった。つまり、井戸はなかった。そのため、雨水を飲用した。水浴びは、ビナマン(Binamang)川で行った。また、トイレも、ビナマン川を利用した。

こうした状態は、今日においても変わりはない。水浴び、排泄は、今でもビナマン川にまで出掛けに行っている。

移転後2年間は、政府により生活手当が支給された。支給品は、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹸などであった。しかし、米は、古米であった。また、塩漬け魚は、腐っていた。そのため、塩漬け魚は、食わずに捨ててしまった。

生活手当が打ち切られた後には、極度の生活難に陥ってしまった。何らの収入源もなかったからである。

移転前の政府説明では、移住地では収穫可能なゴム樹が用意されているはずであった。しかし、移住地に着いてみると、ゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。しかも、彼に割り当てられたゴム農園は、2ヘクタールではなく、1.8ヘクタールの広さしかなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植え付けは、政府により、苗木、肥料、植え付け/管理資金を供与されて、彼自らの手で行った。

ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。そのため、手入れ/管理に頻繁に通うわけにはいかない。当面の生活費を稼ぐことの方が先であるからである。

植え付け後4年間のうちに、ゴム樹の多くが、すでに失われてしまっている。猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。こうした実情に照らしてみると、ゴム樹の将来には悲観的にならざるを得ない。

パラウイジャ地については、未だにこれを受け取っていない。この問題については、村長を通じて補償委員会に対して抗議した。補償委員会の説明では、十分な土地がないというのである。

こうして、ゴム農園からの収入がないばかりでなく、パラウイジャ地そのものでの収入チャンスもないのである。そのため、彼の現在の主要な収入源は、木材の違法伐採である。

また、彼の妻は、農園労働者として働きに出ている。彼女の1日当たりの収入は、2万ルピアである。しかし、このような雇用機会は毎日あるわけではない。そのため、彼女の月間収入は、精々のところ30万ルピアである。

このような収入状態の下では、一家の生活は、非常に厳しい。そのため、三男(高校生)の授業料は、叔母に出して貰っている。

*欧米では「クローブ」(clove)、日本では「丁子」の名で呼ばれる。この植物は、マルタ諸島原産のフトモモ科の常緑樹で、白い花を咲かせる。チェンケは、「丁香」とも呼ばれるように、芳香性に優れ、焚香料や香辛料として用いられる。チェンケはまた、薬用としても使われる。料理用としては、特にカレー料理の肉の臭み消しとして用いられる。この香料は、開花直前の球状の蕾を採取して、乾燥させて作られる。この乾燥材を刻んでタバコのうちに入れたのが、「クレテック」(kretek)タバコである。

**これは、調査後に土地区画に関する書類についてなされた署名を指すものとも解される。

(8) ムアラ・タクス村

旧ムアラ・タクス(Muara Takus)村の住民移転プロセスにおいては、何らの住民参加も図られなかった。換言すれば、移転先およびそこでの居住環境などの事柄は、すべて政府側で一方的に決められたのである。

このような政策決定プロセスにおいて、特に合意形成プロセスにおいて、ニニック・ママックは、その伝統的な役割を演ずることができなかった。なぜなら、ニニック・ママックには、移転問題について「ムシャワラ」会合を開くことは、政府により求められなかったからである。そればかりでなく、このような会合を開こうとする動きに対しては、常に「サトコルラック」によりブレーキがかけられたのである。

こうして、住民移転問題に関しては、すべてがトップダウン方式で決定されたのである。このような「上意下達」方式に逆らうことは許されなかった。

このような政府決定により、新村は、旧村のウラヤット地に造成されることとなった。このような決定に従って、旧ムアラ・タクス村の住民は、1994年1月に南ムアラ・タクス第1村(新ムアラ・タクス村)に移転したのである。

新村では、住民には、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールのゴム農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地が供与された。また、移転に際しては、2年間の生活手当が支給された。支給されたのは、米、塩漬け魚、食用油、灯油、塩、砂糖などの生活必需品であった。しかし、ここでも、支給物資は、粗悪品であった。

新村において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントの建物ではなく、36平方メートル(6×6メートル)の狭小家屋であった。しかも、木製の壁、薄いセメントの床、トタン葺きの屋根という造りであった。

トイレは、家屋の脇に、1×1メートルの規模の排便施設が設けられた。その造りは、木製の壁、アスベスト葺きの屋根で、排泄物を穴に落とし込むだけの装置であった。これでは、排泄物が洗浄されず、穴底に堆積するだけであり、また異臭が漂った。そのため、入居後程なくして、ほとんどの住民が、付置されたトイレを使わなくなり、裏庭で用を済まし、その上に土を被せるか、ないしは近くの小川まで出掛けて用を足すことになってしまった。

移住地では、飲料水などの生活用水の確保の問題も深刻であった。政府によって2世帯につき1個の井戸が用意されたのであるが、井戸の深さは、4～5メートルの深さしかなかった。そのため乾季には、多く井戸は涸れてしまった。また、たとえ井戸水があったにしても、それらの井戸は、水質の点でも、また水量の点でも問題があった。大抵の場合、井戸水は、黄色く濁り、悪臭までもがした。

その上、住民の間では、井戸の所有をめぐる争いが頻発した。自分の庭地に井戸を設置された住民が、その所有権ないしは優先的利用権を主張したためである。

2000年には、「地域開発プログラム」(PPK, Program Pengembangan Kecamatan)の下での資金援助により、公共給水施設が建設された。これは、河川に頭首工ダムを建設し、そこから揚水して貯水槽に入れた後、パイプ網で公共給水栓(HU)まで導水しようとする企てであった。しかし、

この給水施設は、機能しなかった。その主な理由は、頭首工ダムの築堤部分に水漏れ問題が発生したためであった。

こうしたことから、今日でも、一部住民は、未だに安全な水を得られる井戸を有していない。これらの住民は、飲料・調理用水、さらにはMCK(水浴び、洗濯、排泄)の目的のために、今日でも河川を利用しているのである。

電気については、政府約束、つまり設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は守られなかった。据え付け料金として16万ルピアを支払わなければならなかった上に、初年度から電気料金を徴収されたのである。そのため、現在においても、住民の約60%が、電気の恩恵を受けていないのである。

ゴム農園においては、1991～92年の時点で契約業者によりゴム樹の植え付けの試みが行われた。しかし、この植え付け事業は、失敗に終わってしまった。契約業者が、政府関係者と結託して、植え付け資金をネコババしてしまったためである。

こうしたことから、1999年には、住民は、他村の住民とともに、プカンバルの州知事庁舎前で抗議デモを行った。その結果、2000年には、2回目のゴム樹の植え付け事業が実施された。この植樹は、苗木、肥料、植え付け/手入れ資金などの政府支援を得て、住民自身の手で行われた。

しかし、現時点では、ゴム樹は、未だ若木であるために、それからは樹液を採取することはできない。また、ゴム農園用地として湿地を割り当てられた住民は、未だに植樹さえできないでいる。

今日、パラウィジャ地の多くは、空き地のままである。僅かにミカン、ランブータンなどの果樹が、所々に植え付けられている程度である。これは、土壌が痩せているために、作物生産には向いていないためである。

このような状態であるために、住民には、未だ収入源らしきものがない。そのため、住民は、貯水池漁業、木材伐採、農園労働者などに生活の糧を求めざるを得ない。そうした収入機会を得られない人は、ムランタウに出ざるを得ない。そのため、同村では、空き家が目立つ。

こうしたことから、同村住民は、生活再建の点では悪循環に陥ってしまっている。つまり、ゴム農園の手入れ/管理に勤めれば、食って行けず、逆に当面の生活費を稼ぐことに専念すれば、ゴム農園の手入れ/管理ができないのである。実際にも、ゴム農園の多くにおいては、ゴム樹が雑草の陰に隠れてしまっている。また、獣害、特に猪や鹿による食害も深刻である。

それ故、同村においては、多くの住民が、生活難に陥っている。そのため、同村では、小学校にさえ通えない子供も多い。

目下のところ、住民の最大の収入源は貯水池漁業であるが、漁獲高には落ち込み傾向が見られる。それに伴って、彼等の収入も減ってきている。このような状態が改善される兆しはない。それ故、彼等には、将来的な生活再建の展望さえない。

こうした状況の下で、住民は、補償の見直しを要求している。住民によれば、スハルト強権政治の下で異常に低い補償基準の受け入れを強いられたのであるから、民主化された今日、この異常性は正されるべきであり、市場価額に沿った形で再調整されるべきであるというのである。

住民はまた、ゴム樹液の生産が可能になるまでの間、生活手当とメンテナンス費用が支給されることも求めている。そうでなければ、家族の生計を犠牲にしてまで、ゴム農園の手入れ/管理に従事することはできないというのである。

ヘルミ(Helmi)

原告番号： F. 86

性別： 男性

生年月日： 1970年5月

年齢： 35歳

出生地： タンジュン村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業、漁業

家族構成： 4人——妻(32歳)、長男(14歳)、次男(8歳)

移転前の生活状況

1989年に結婚し、ムアラ・タクス村の妻の実家に入居した。家屋は、11×9メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れた場所にあった。

カンパル川までは少し距離があったが、飲料・調理用水は、同河川にまで出掛けて行って取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として潜水漁法を用いた。主な漁獲魚は、レラン、シカム、シリマン、バラウ、タパ、バウンであった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は4ヘクタール、後者は0.5ヘクタールの広さがあった。これに加えて、1ヘクタールの灌漑水田もあった。また、ウラヤット地では、「ゴトン・ロヨン」方式により、陸稲を栽培した。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りには、80×50メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ジュンコル、ドック、ピナン、ランバイ、コーヒー、ナンカなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年当時には、ムランタウ(出稼ぎ)でマレーシアに出掛けていた。それ故、同年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらにより開かれた会合については知らなかった。

1985年には、一時帰村した。その際に、コトパンジャン・ダム建設計画について口伝えに聞いた。その後、再びマレーシアにムランタウに出た。それ故、1991年4月13～14日のバンキナン会合において補償基準が決められたことについては知らなかった。

また、その間に、政府機関により移転意思について問い合わせを受けたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

それから暫くして、移転補償の問題が本格化しているので、早急に帰村するようにとの連絡を、妻から受けた。帰村してみると、財産目録作成チームの名において、1名の政府関係者が訪れて来た。彼は、30分ほど資産調査をした。その際、彼は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前(1993年)に支払われた。それを受け取ったのは、妻の父親であった。妻の父親の話によると、補償金額は、370万ルピアであった。

こうして、彼に対しては補償金は支払われなかった。彼は、結婚していたにもかかわらず、「世帯主」扱いされなかったのである。彼にはまた、移転先において住宅と土地も支給されなかった。

移転後の生活状況

彼の一家には住宅は提供されなかったために、移転後も引き続いて妻の両親と同居しなければならなかった。住宅は、6×6メートルの木造家屋で、トタン葺きの屋根、薄いセメント張りの床という造りであった。床は、波打っており、しかも所々剥がれていた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は劣悪であった。しかも、乾季には井戸は涸れてしまった。そのため、家から少し離れた所にある小川——ウンパモ(Umpamo)川——にまで出掛けて取水した。この小川は、幅2メートル、深さ30センチメートルほどである。乾季には、水量が極端に減るので、その際には1キロメートルほど離れたダム貯水池にまで出掛けて、水浴び、洗濯などを行う。

移転時には、トイレ施設としては、家の脇に粗末な排便装置が備え付けられているだけであった。洗浄水が得られないために、排泄物を洗い流すことができなかった。そのため、この施設は一回使っただけで、その後は使用を止めてしまった。その代わりに、ウンパモ川で用を足した。

ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかったために、移転と同時に収入難の問題に直面してしまった。そのため、生活手当に頼らざるを得なかった。しかし、その品質は劣悪であった。特に米は古米で、味は良くなかった。それでも食べるほかなかった。塩漬け魚は、腐っていたので、食わずに捨てた。

生活手当が2年間で打ち切られた後は、彼の出稼ぎ時代の貯金と妻の父親が得た補償金で食い繋ぐほかなかった。こうした中で、1995年には電気を引いた。据え付け料金として16万ルピアを支払った。電気料金としては、毎月6～7万ルピアを支払っている。

ゴム農園において苗木の植え付けが行われたのは、2000年になってからである。その際には、政府支援を得て、自分の手で900本の苗木を植え付けた。しかしながら、この植え付け樹の大半は、2002年と2003年に発生した火災のために焼失してしまった。現在辛うじて残っているのは、100本ほどにすぎない。

パラウィジャ地は、土壌が痩せているため、食用作物の栽培には向かない。そのため、2000年には、ミカン、ランブータン、ジュンコルなどの果樹を植え付けた。しかし、この植え付けは、失敗に終わってしまった。これらの果樹の栽培に必要な最少限の用水でさえも得られないためである。そのため、この土地は、現在、空き地のままに放置してある。

現在の主要な収入源は、ダム貯水池での漁業である。ダム貯水池までは1キロメートルほどあるが、そこへは自転車で行く。漁法としては、魚網を用いている。主な漁獲魚は、モタン、バラウ、バウン、タバ、トマン(toman)*である。それによる収入は、週当たり15万ルピアである。

これだけの収入では、生活は厳しい。電気代と学費——長男(中学生)、次男(小学生)——を捻出するのに四苦八苦しているのが実情である。

*学名は、”*Ophiocephalus sp.*” である。

エム・アリ・マチャン(M. Ali Macang)

原告番号： F. 83

性別： 男性

生年月日： 1940年8月27日

年齢： 65歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： マンダヒリン(Mandahiling)族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SL)卒業

職業： 商業

家族構成： 11人——妻(61歳)、長女(43歳)、次女(39歳)、三女(36歳)、四女(33歳)、五女(30歳)、六女(27歳)、七女(24歳)、長男(21歳)、次男(19歳)

移転前の生活状況

旧村では、28×8メートルの大きさの家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは25メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に見舞われるようなことはなかった。

飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。カンパル川では、漁業も行った。漁獲物は、もっぱら家庭消費用に充てた。

旧村には、8ヘクタールのゴム園と1.5ヘクタールのミカン園があった。さらに、0.5ヘクタールの天水田もあった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドックなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1982年の時点で政府関係者から聞いた。そして、翌1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合には出席した。

その後1990年には、当時の村長主催の会合が2回開かれた。招かれたのは、ニニック・ママック、アリム・ウラマなどの社会指導者であった。これらの会合には、郡長と県知事補佐が出席した。1回目の会合においては、コトパンジャン・ダム建設が国家プロジェクトであること、また地域住民の生活向上にも役立つことなどの点が強調されるとともに、移転が不可避なことが説明された。次いで、2回目の会合においては、移住地では、セミ・パーマネントの住宅が与えられること、また給水・電気施設も整っていること、さらに2ヘクタールのゴム農園とパラウィジャ地も供与されることなどの説明がなされた。

こうした説明の後に、政府関係者は、「移転同意表明書」への署名を求めた。これに応じて、出席者の約3分の1が署名に応じた。彼もまた、「移転同意表明書」に署名した。

当時は、住民の間には、政府の事業には楯突くことができないという雰囲気があった。とりわけ住民の間では、「サトコルラック」の介入を恐れ、その影に怯える空気が充満していた。

また、ムアラ・タクス村には、リリ(Lilik)という名前の「バビンサ」が一人居住していた。彼は、常にピストルを携帯しており、村長などの政府関係者によって主催される会合には必ず顔を出していた。彼がいるだけで、無言の圧力となった。

その後、1991年には、財産目録作成チームが訪れて来た。しかし、その時には、彼は、家にいなかった。それで、彼等は、勝手に調査して帰って行った。それ故、彼は、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。しかし、この補償金の受け取りにはタフな交渉を強いられた。なぜなら、当初提示額は、167万5,000ルピアにすぎなかったからである。これに対して、彼は、実際の資産価値とは異なると主張して、補償委員会に対して抗議した。特に家屋に対する補償が含まれていないと抗議した。その結果、この主張が認められて、632万ルピアが追加された。次いで、土地に対する評価額が低すぎると抗議した。これも難交渉の末に、PLNが900万ルピアを追加補償することで決着した。

こうして、補償金は、3回に分けて支払われた。総額は、1,700万ルピアであった。これでも納得できなかったが、それ以上には粘ることは不可能であった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、6×6メートルの規模の木造家屋であった。セミ・パーマネントという政府宣伝とは、全く異なる造りの建物であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。しかし、水質は劣悪で、飲用には適さなかった。そのため、雨水を飲用せざるを得なかった。

しかしながら、乾季には、雨水に頼ることもできなかった。そのため、自分自身で井戸を掘って、飲料水を確保した。

トイレ施設も、家の脇に小さな排便装置が設けられているだけであった。洗浄施設が付置されていなかったために、悪臭に悩まされた。そのため、この施設は、短期間で使うのを止めてしまった。その代わりに、近くのリムパノ(Limpano)川にまで出掛けて、そこで用を足した。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木一本なかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは1キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、十分な手入れ／管理ができない。

こうしたことから、獣害、病虫害などのために、すでに多くのゴム樹が失われている。2000年には、476本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在何とか生育できているのは、200本にすぎない。

パラウイジャ地においては、当初、ミカン樹を植え付けてみた。しかし、結実しなかった。土壌の肥沃度が足りないためであった。そこで、ゴム樹を植え付けてみた。しかし、これも、獣害で駄目になってしまった。こうしたことから、現在、パラウイジャ地においては、アブラ・ヤシを植え付けている。

現在、主要な収入源となっているのは、州道脇で開いているケダイ——小売店(kedai)——からの売り上げである。しかし、駄菓子や清涼飲料水などの売り上げによる収入は、ごく僅かである。

ドゥンカ(Dungka)

原告番号： F. 57

性別： 男性

生年月日： 1943年

年齢： 62歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(50歳)、長男(25歳)、次男(23歳)、三男(17歳)、四男(13歳)

移転前の生活状況

1978年に結婚し、妻の実家に入居した。住宅は、9×8メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れていた。

しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて行って取水した。MCK(水浴び、洗濯、排泄)もまた、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。主な漁獲魚は、レラン、バウン、カピエ、ガディ(gaduh)*であった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を市場販売に回した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は4ヘクタール、後者は1ヘクタールの広さであった。

これに加えて、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。また、2ヘクタールの土地では陸稲も栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で、村人の共同作業により行った。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周辺には、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、ピナン、ナンカ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいてニニック・ママックらにより会合が開かれ、そこで17項目の移転条件が採択されたことについては知っていた。しかし、その会合には招かれなかったので、参加はしなかった。

また、1991年4月13～14日に政府によりバンキナンに密かに各村代表が集められ、会合が開かれたこと、またその会合において低い補償基準が決められたことについても知っていた。なぜなら、この会合の後に、それに住民代表(tokoh masyarakat)の資格で参加した友人により補償リストを見せられたからである。

そのリストを見たとき、補償基準の余りの低さにショックを受けた。しかし、当時は、それについて抗議の声を上げられるような政治的雰囲気ではなかった。

この頃、当時の村長は、「ムジャワラ」会合を開いた。この会合には、40名ほどの社会指導者が招かれた。出席者は、ニニック・ママック、アリム・ウラマ、「住民代表」の地位にある人々であった。

この会合において、村長は、まず最初に、「ムアラ・タクス村の住民は、移転しなければならない」と語った。それに続いて、同村長は、移転地ではセミ・パーマネントの造りの住宅が提供されること、給水施設も完備されていること、電気の設置料と1年間の電気代は無料であること、さらにゴム農園とパラウイジャ地も用意されていることなどについて語った。

この会合において、「移転同意表明書」への署名を求められるようなことはなかった。しかし、出席者リストへの記入と署名は求められた。今振り返ると、このリストへの署名が、「移転同意表明書」にすり替えられたのではないかとも思われる。

その後、財産目録作成チームの名において、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、5分ほどいたただけであった。当然、フィールド調査などしなかった。また、調査結果への確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから3ヵ月後に、村役場に来るよう告げられた。行ってみると、土地区画面積を記載した数枚の書類を見せられた。そこには、補償価額は記載されていなかった。単なる土地区画面積の確認であると思ったので、それらの書類には署名した。

補償金は、移転前に支払われた。補償金の支払いは、二回に分けて行われた。一回目の支払い額は、700万ルピアであった。これは、家屋、水田、ミカン園に対する補償であった。それから2ヵ月後には、二回目の支払いが行われた。支払い額は、270万ルピアであった。これは、ゴム園に対する補償であった。補償総額は、970万ルピアであった。

このような補償金額には到底満足できなかった。とりわけゴム園については3区画(persil)のみが補償されているだけで、残りの区画が無補償であることに納得できなかった。

そのため、村長に対して異議を申し立てるとともに、ランタウ・ブラギン(Rantau Beragin)にまで出掛けて行ってPLNに対しても抗議した。これに対して、村長は、提示金額通りに受け取らなければ、移住地では住宅と土地が配分されないと述べて、異議申し立てを撤回するように言った。

その後、この問題については、同様な立場に置かれた他の村の人々とともに、郡長と県知事に対しても抗議した。しかし、彼等からは何らの回答もなかった。

彼によれば、立ち退き住民のうちには、補償金そのものを受け取れなかったか、ないしは少額の補償金に甘んじることを余儀なくされた人々が多い。そのほとんどが、政府関係者の威嚇的発言のために泣き寝入りを余儀なくされたというのである。

そのような威嚇的発言には、それなりの背景があった。ムアラ・タクス村には、「バビンサ」が、1名居住していた。彼は、常に住民の動向に目を光らせていた。

また、「サトコルラック」も、時折顔を見せて、住民を威圧した。補償金の支払いの際にも、「サトコルラック」が介在した。補償金は、ムアラ・タクス寺院の前の広場で行われたのであるが、住民が先を争って、受付に殺到した。そのような混乱を收拾するために、「コラミル」から派遣された兵士は、「一人一人並んで受け取れ！」と叫んで、威嚇射撃を行った。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、ジャングル状態の草木の中に埋もれていた。草木

を除去してみると、木製の側壁、トタン葺きの屋根、薄いセメント張りの床という家屋が現れた。家屋の広さは、36平方メートルしかなかった。

しかも、住宅は、PEAT土壌の上に建てられていた。厚さ3センチメートルほどの床は壊れていたために、破損箇所からは水が滲み出していた。そのため、家の中が水浸しであった。

それを排水して、ようやくにして入居した。しかし、雨の降るたびごとに、破損箇所からは水が滲み出してきた。また、木壁の隙間からも水が室内に入り込んできた。そのため、室内は、水浸しとなり、高さ10センチメートルもの水で覆われた。

こうしたことから、入居の1週間後には、木壁の内側にセメントで防水壁を設けなければならなかった。また、床の張り替えも行わなければならなかった。その際には、ついでに家の裏手に拡張工事を施した。これらの改築費は、補償金で賄った。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は劣悪で、赤茶けた色で、悪臭までもがした。そのため、井戸水は、一度も飲まなかった。その代わりに、雨水を飲用した。

そして、1週間後に家屋を改築した際に、自分の手で井戸を掘った。それにより、安全な飲料水を確保することができた。

家の脇に備え付けられたトイレ施設も劣悪であった。深さ1メートルほどの排泄穴の上に木板を乗せ、その周りをセメント張りしただけの造りであった。また、排泄装置の周りは板囲いされ、トタン葺きの屋根が付置されていた。腐敗槽も、一応は設けられていた。

しかし、洗浄装置がないために、排泄物は、腐敗槽に流れて行かず、排泄穴に溜まるだけであった。そのため、この施設は、3日間使っただけで放棄してしまった。その代わりに、自分でトイレ施設を造った。

移転時には、ゴム農園は、空き地状態であった。そのため、収入源は、何もなかった。最初の2年間は、生活手当が支給されたが、いずれも粗悪品ばかりであった。米は、磨ぐと形が崩れた。そのような古米でも食べるほかなかった。しかし、塩漬け魚は、腐っていたために、食べられなかった。そのため、鶏の餌にした。

生活手当が打ち切られた後は、貯水池漁業などで収入不足を補った。しかし、十分な収入がない場合には、なけなしの補償金を、生活費に充てなければならなかった。

ゴム農園に苗木の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて自分の手で行った。その際には、1ヘクタールのゴム農園しか配分されなかったため、そこに475本のゴム樹を植え付けた。

その後、2003年には、残りの1ヘクタールのゴム農園が配分された。そこにも、475本のゴム樹を植え付けた。

しかし、ゴム農園は、住居からは、かなり離れた場所にある。前者は6キロメートル、後者は2キロメートルも離れている。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために、現在までに残っているのは、前者の農園では約200本、後者の農園では約100本である。

パラウィジャ地も、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。しかも、土壌に肥沃度がないために、食用作物の栽培には向かない。そのため、この土地には、2003年に、200本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、約50本にすぎない。

電気については、2002年に据え付けた。設置料は無料であるどころか、35万ルピアも支払わせられた。また、電気代も初年度から徴収された。毎月約1万ルピアの支払いである。

今日、主要な収入源となっているのは、ゴム樹液の採取と貯水池漁業である。前者は、2000年に植え付けたゴム樹の残存樹木200本からの樹液採取である。これらのゴム樹は、未だ若木であるが、無理して樹液を採取している。それからは、1日当たり約3キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,000ルピアで売れるから、1日当たり約1万2,000ルピアの収入である。しかし、雨季にはゴム樹液を採取できないから、これは、乾季での平均収入である。

後者の貯水池漁業は、サンパンと魚網を用いて行う。主な漁獲魚は、グラミ、バラウ、シバン、モタン、バウン、トゥアカン(tuakang)**である。これによる収入は、週当たり約5万ルピアである。

このような収入状態では、食べるだけで精一杯である。電気代と四男(中学生)の授業料の支払いも滞りがちである。そのため、彼は、収入の不足分を、ゴム仲買人(tauke)からの借金で埋め合わせている。この借金は、増える一方で、返済できる目処は立っていない。

なお、彼によれば、ダム貯水池での漁業生産高は、現在、落ち込み傾向を示しているとのことである。また、捕獲魚の魚体も小さくなってきているとのことである。これは、一つには、乱獲の影響であり、もう一つには、水質悪化の影響であるというのが、彼の見方である。

*成魚の体重は、10～15キログラムで、体長は、1メートルにまでなる。この魚は、コトパンジャン・ダムの建設以降、大幅に減少してしまった。

**この魚の水揚げは、それほど多くはない。

ラナ(Lana)

原告番号: F. 206

性別: 女性

生年月日: 1962年

年齢: 43歳

出生地: ムアラ・タクス村

氏族: ピトパン族

宗教: イスラム教

学歴: 無就学

職業: 農業労働者

家族構成: 4人——夫(5年前に離婚)、長男(25歳)、次男(22歳)、三男(18歳)、四男(12歳)

移転前の生活状況

旧村での両親の家屋は、6×6メートルの大きさであった。1976年に結婚し、両親の家の隣に家を建て、そこに住んだ。

住居は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

彼女の夫はまた、しばしばカンパル川に出掛けて行き、漁業を行った。漁獲物の一部は家庭で消費したが、大半は、販売向けに回した。この販売収益が、家計収入の大きな割合を占めた。

結婚後には、夫とともにウラヤット地を開墾して、0.5ヘクタールのミカン園を造成した。ミカン樹の生育は良かった。

しかし、漁業収益とミカン販売収益を合わせても、生活費を賄うのには不十分であった。そのため、彼女は、夫とともにゴム樹液の採取労働者として働きに出て、家計収入を補った。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、人づてに聞いていたが、毎日の稼ぎに追われていたために、村長などの主催する会合には一度も参加しなかった。また、政府関係者により移転同意を求められることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、短時間だけで、引き上げて行ってしまった。その際、彼等からは調査結果の確認を求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、二回に分けて支払われた。一回目は70万ルピア、二回目は30万ルピアで、総計100万ルピアであった。

幾ら貧困世帯であったからといっても、余りにも少ない補償金であった。そのため、補償委員会に対して抗議した。しかし、同委員会からは、何らの応答もなかった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、政府約束とは異なり、セミ・パーマネントの造りではなかった。旧村での家屋よりも広いとはいえ、造りの点では劣り、また周辺の居住環境が、極度

に劣悪であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、水質的には劣悪であった。しかし、生きて行くためには、そのような水質の水でも飲まざるを得なかった。また、雨水も飲んだ。

トイレ施設も、浅い穴に便器を乗せ、その周りに板を張ったただけのもので、排泄物が流れて行かず、悪臭が漂った。そのため、短時日で使うのを止めてしまった。

移転時には収穫可能なゴム農園が用意されているという政府約束も、全くの空手形であった。ゴム農園には、苗木の姿さえもなかった。

こうして、移転と同時に、無収入の状態に陥ってしまった。移転後2年間は、生活手当が支給された。支給品は、米、塩漬け魚、食用油、灯油、塩、砂糖などであった。

これらの支給品の多くは粗悪品であったが、それでもって飢えをしのごことだけはできた。しかし、生活手当が打ち切られた後は、全くに無収入のままの状態に置かれることとなってしまった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからである。この植樹は、政府により苗木、肥料、植え付け/手入れ資金などを提供されることにより、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行き来するほかない。

こうしたことから、ゴム樹の手入れ/管理ができない。また、手入れ/管理をしたくても、毎日の糊口を満たすことに追われている状況の下では、ゴム農園に頻繁に足を運ぶことができない。

そのため、2000年には476本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在まがりなりにも残っているのは、およそ200本にすぎない。猪や鹿などの食害と、シロアリ、キノコなどの病虫害により、すでに270本以上のゴム樹が失われてしまったのである。

同様な問題は、パラウィジャ地においても発生している。パラウィジャ地は痩せていて、食用作物の栽培には適さない。そのため、移転時には、100本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、約40本にすぎない。

現在、このパラウィジャ地の残存ゴム樹からは樹液の採取が可能なのであるが、それだけでは到底生活を支えきれない。そのため、農園労働者として働きに出なければならない。

しかし、農園労働者としての仕事は、毎日あるわけではない。特に雨季には、そのような仕事さえもない。そのため、無収入の時には、農園主ないしは仲買人から前借りして、生活費に充てることを余儀なくされている。

かつては貧しかったとはいえ、借金をしなければならないような状態ではなかった。しかし、現在は、まさに借金労働者(**bonded labourer**)の地位にまで落ちぶれてしまっている。

こうした生活苦から夫婦の間に溝ができてしまった。そして、5年前(2000年)に夫婦生活は破綻してしまっただ。彼女の夫は、黙って家を出て行き、事実上の離婚となってしまった。

現在、彼女の夫は、他の女性と暮らしている。しかし、彼は、子供の養育費を負担しようとはしない。そのため、彼女一人で、四男(小学生)の就学費を背負わなければならない。

マラワ(Marawa)

原告番号： F. 234

性別： 女性

生年月日： 不明(1955年位)

年齢： 不明

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 農業

家族構成： 6人——夫(1年前に離婚)、長男(24歳)、長女(22歳)、次男(18歳)、次女(16歳)、三男(13歳)

移転前の生活状況

5歳の時に母親が死亡したために、叔母の手によって育てられた。こうした生い立ちから生年月日については知らない。また、小学校(SD)3年生の時に、経済的理由に加えて、学校には先生がいなくなってしまうために、勉学を続けられなかった。

その後、ゴム樹液採取労働とか、人から頼まれた仕事などをしながら成人した。そして、1979年に結婚し、父親の資産を受け継いだ。家屋は、7×5メートルの規模であった。住居は、カンパル川の岸辺にあり、水辺からは15メートルほどしか離れていなかった。そのため、時々洪水に見舞われた。特に1978年の大洪水の際には、30センチメートル冠水した。

こうした居住位置のために、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。沸騰させるだけで飲用できた。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、彼女の夫は、漁業も行った。主な漁獲魚は、レレ、シリマン、シカムであった。漁獲物は、主として家庭で消費したが、多く獲れた時にはパサールで売った。

家の周りには、30×25メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ドック、ピナン、コーヒー、バナナなどの果樹があった。

しかしながら、農園は所有していなかった。そのため、彼女の夫は、農園労働者として働きに出た。こうしたことから、旧村での生活は、貧しい階層に属していた。しかし、食うのには困らなかった。当時は、米1キログラムが80ルピアで買えたからである。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1983年に父親から聞いた。父親は、同年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合について、知人から聞いたとのことであった。移転が不可避と知らされて、悲しい気持になった。

それ以降は、コトパンジャン・ダム建設問題については、何らの情報もなかった。しかしながら、1990年頃になって、移転の問題が、人々の間で大きな話題となるに至った。そして、村長がやって来て、移転に同意するよう求めた。しかし、彼女も、また彼女の夫も、それには応じなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。このチームは、3名の政府関係者で構成されていた。しかし、彼等は、30分ほど家の周りを見て回っただけであった。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。そのため、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、298万ルピアであった。この金額には合点が行かなかったが、異議は申し立てなかった。提示額を受け入れなければ、移住先では住宅、農園、パラウイジャ地を支給されないと聞かされていたからである。

移転後の生活状況

移住地の住宅は、政府説明とは異なり、セミ・パーマナントな造りではなく、6×6メートルの木造家屋であった。床のセメント張りは、2センチメートルほどの厚さしかなかった。ペテンに掛けられたという思いであった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。水質は、劣悪であった。そのため、1年半後に自力で掘り下げた。それによって、良質の水を得ることができた。

トイレ施設としては、排泄穴の上に便器が乗せられているだけの簡単な装置で、トタン屋根で覆われていた。少し雨が降ると、汚物が溢れ出てしまった。不衛生で、悪臭がひどかったので、1年間ほど使っただけであった。

生活手当として支給された品々もまた、粗悪品ばかりであった。米は、何とか食べたが、塩漬け魚は、腐っていたので、畑の肥やしにした。

ゴム農園は、移転時に1ヘクタールが支給された。しかしながら、ゴム農園は、住居からは3キロメートルも離れた場所にあった。そこへのアクセス道路は設けられていなかった。そのため、そこへは歩いて行くしか方法がない。しかも、農園が斜面地に位置しているために、地滑りが頻発する。そのため、移転時に植え付けたゴム樹のうち、無事に生育できたのは、50本ほどにすぎなかった。

その後、1999年のプカンバルでの抗議デモの後に、残りの1ヘクタールのゴム農園が支給された。このゴム農園は、住居からは5キロメートルも離れた場所にある。こうしたアクセス難を厭わずに、2000年には476本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、手入れ／管理ができないために、現在では約200本が残っているにすぎない。ゴム樹の消失の主因は、猪や鹿などの食害である。

パラウイジャ地には、移転時に、ゴム樹を植え付けた。しかし、これらのゴム樹は、水牛に食い荒らされて失われてしまった。

こうしたことから、現在、唯一の収入源となっているのは、残存ゴム樹50本からの樹液採取である。しかし、これだけでは生計を賄うことができない。そのため、次女(高校生)と三男(中学生)の授業料の支払いも滞りがちである。また、電気代の支払いも滞り気味である*。

そうした生活難のために、彼女の夫は、ゴム農園を売ろうとした。これを知って、彼女は、猛反対した。こうした夫婦喧嘩が原因で、二人は、1年前に離婚した。

現在、彼女は、ガンビル農園労働者として働きに出て、子供たちを養っている。また、長男も、賃金労働で家計を補っている。

*彼女は、電気の設定料としては、15万ルピアを支払った。また、毎月の電気代は、約1万7,000ルピアである。このような支払い、特に設置料の支払いは、政府約束の違反であるが故に不当であるというのが、彼女の言い分である。

オバイ(Obai)

原告番号： F. 214

性別： 男性

生年月日： 1960年

年齢： 45歳

出生地： コト・トゥオ村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——第1妻(1986年に離婚)、第2妻(不明)、長女(22歳)、次女(16歳)、長男(14歳)

移転前の生活状況

コト・トゥオ村で生まれ、育った。そこで、第1妻と結婚した。同村では、川辺に住んだが、洪水に見舞われることはなかった。ただ一度だけ1978年の大洪水の際には、溢水が堤防を乗り越え、1メートルの高さにまで冠水した。

その後、1986年には、第1妻と離婚した。そして、翌1987年には、第2妻と結婚した。第2妻がムアラ・タクス村の住人であったために、結婚後には同村に移り住んだ。

ムアラ・タクス村での家屋は、11×8メートルの大きさであった。この住居も、カンパル川からは40メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に襲われたことはなかった。

同村でも川辺に住んだため、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

同村では、0.5ヘクタールのミカン園を所有した。また、1.5ヘクタールの天水田を有していた。さらに、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ピナンなどの果樹があった。

移転の経緯

測量関連のコンサルタント会社に雇用されていたために、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、早期の段階から知っていた。そして、1990年には、コトパンジャン・ダム建設関連の測量に直接に係わった。

1991年には、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、6名の政府関係者で構成されていた。大人数の調査員が来たにもかかわらず、滞在したのは、20分ほどであった。これには大きな怒りを抱いた。彼等は、調査結果の確認さえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に支払われた。コト・トゥオ村での資産に対する補償額は、1,150万ルピアであった。その内訳は、水田(1.5ヘクタール)600万ルピア、ゴム園(1ヘクタール)150万ルピア、家屋400万ルピアであった。

他方、ムアラ・タクス村での資産に対する補償金の支払いは、段階的に行われた。つまり、家屋に

については、1992年に180万ルピア、1993年に210万ルピアが支払われた。また、ミカン園と庭地については、1997年に130万ルピアが支払われた。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、旧村での家屋とは比較にならないほど小さく、また粗末であった。入居後暫くすると、あちらこちらが傷んだ。

また、給水施設として設けられた井戸も、その水質は劣悪であった。そのような水でも飲まざるを得なかった。また、雨水も飲用した。

さらに、家の脇に設けられたトイレ施設も、粗雑な造りであった。とりわけ悪臭がひどく、それには耐えられなかったため、短時日で使用を止めてしまった。

移転時に収穫可能なゴム農園が用意されているという政府約束は、全くの虚言であった。それどころか、ゴム農園には、何も植えられていなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを政府によって提供されて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへは途中まではバイクで行けるが、それから先は歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理には、なかなか行けない。

このような状態のために、ゴム樹が、獣害や病虫害に起因する被害を受けている。2000年には476本を植樹したのであるが、現在何とか生育できているのは、およそ400本である。これらの残存ゴム樹も、今後はたして無事に育つのかどうか、大きな危惧感を抱いている。

また、パラウィジャ地での作物生産も期待薄である。土壌が痩せているのと、用水の確保が難しいためである。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは何らの収入も得られない。そのため、長女(大学生)、次女(高校生)、長男(中学生)の授業料の支払いは、頭痛の種である。

現在の主要な収入源は、木材の違法伐採である。しかし、伐採できる樹木は、どんどんと減ってきている。もしもこのような収入機会が失われるとすれば、残る道は、借金をするか、それとも土地(ゴム農園、パラウィジャ地)を売るか、そのいずれかしか方途がない。

ティマ・エヌ(Tima N)

原告番号： F. 202

性別： 女性

生年月日： 1940年

年齢： 65歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——夫(1997年に死亡)、長女(40歳)、次女(37歳)、長男(34歳)、三女(30歳)、四女(27歳)、次男(17歳)

移転前の生活状況

旧村には、二軒の家屋があった。一つは、12×9メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。もう一つは、15×9メートルの大きさで、木造家屋であった。後者には、両親が住んでいた。

住居は、二軒とも、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。川辺からは多少離れていたが、飲料・調理用水は、同河川にまで出掛けて行って取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、同河川で行った。

彼女の夫はまた、しばしばカンパル川に出掛けて行き、漁業を行った。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を有していた。前者は2ヘクタール、後者は1ヘクタールの広さがあった。

二軒の家屋の周りには、それぞれ0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、ピナン、ジュンコル、プタイ、ランバイなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、口伝えに聞いていただけで、詳しいことは知らなかった。このダム建設により移転が必要なことは、実際の移転が行われる段階になって知った。

こうしたことから、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。ただし、彼女の夫が、「移転同意表明書」に署名したかどうかは知らない。

財産目録作成チームが訪ねて来たことは憶えている。しかし、彼女の夫が対応したので、彼が「住民財産目録書」に署名したのかどうかは知らない。

補償金は、移転前に受け取った。それを受け取ったのは、彼女の夫であった。しかし、彼は、幾ら受け取ったのかを言わなかった。それ故、補償金額については知らない。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、ジャングル状態の木々の中に埋もれていた。それは、セミ・パーマネントの造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。屋根はトタン

葺き、床は薄いセメント張りであった。

しかも、住宅は、PEAT土壌の湿地帯に建てられていた。そのため、室内は、50センチメートルもの高さの水で覆われていた。排水するだけでも、大仕事であった。

こうした状態は、今日でも改善されていない。雨季には、泥水が、室内に流入してくる。これについて、政府は、何もしてくれない。

移転時には、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水は、黄色く濁り、飲用には適さなかった。そのため、飲料・調理用水は、少し離れた所を流れる小川から取水した。また、水浴びも、そこで行った。こうした状態は、今日でも変わらない。

トイレ施設も劣悪そのものであった。排泄物が流出せず、穴底に溜まるだけの構造であったために、最初から使わなかった。その代わりに、小川で用を足した。

移転当時には、ゴム農園は、更地状態であった。そのため、そこからは、何らの収入も得られなかった。生活手当だけが命綱であった。米は、まあまあ何とか食べれた。しかし、塩漬け魚は、腐っており、悪臭までもがした。そのため、比較的腐敗度が少ないものだけを選んで、洗って食べた。

2年間の生活手当が打ち切られた後は、子供たちの支援で、何とか生き延びた。電気も、彼等の援助で据え付けた。無料設置どころか、16万ルピアも支払わされた。また、電気代も、初年度から、毎月約1万5,000ルピアも徴収されている。

ゴム農園に植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。その際には、苗木、肥料、植え付け/手入れ資金などの政府支援を得て、900本のゴム樹を植え付けた。

しかし、ゴム農園は、徒歩で1時間もかかる遠方にある。そのため、この年齢では、手入れ/管理に頻繁に通うことができない。こうしたことから、折角に植え付けたゴム樹は、すべて無くなってしまった。猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

パラウイジャ地も、住居からは1.5キロメートルも離れた場所にある。そこでの土壌条件は良くないために、食用作物の栽培には不向きである。そのため、移転時には、100本のゴム樹を植え付けた。しかし、そこでも、猪、鹿などの食害とシロアリ、キノコなどの病虫害のために、30本ほどしか生育しなかった。

そこで、1年後には、ミカン樹を植え付けた。しかし、ミカンは結実せず、失敗に終わってしまった。土壌が痩せているのと、最少限の用水でさえも得られないためである。

こうしたことから、現在、唯一の収入源となっているのは、パラウイジャ地における残存ゴム樹からの樹液採取である。それからの収入は、週当たり8万ルピアである。

しかし、これだけの収入では、到底生活して行けない。そのため、生活費の不足分は、長女が補ってくれている。

旧村から新村への移転に伴って、多くの伝統文化が失われてしまった。新村では、「パチュ・サンパン」(サンパンによるボート・レース)を挙行できる河川はない。また、新生児の身体を清める「トゥルン・マンディ」を行える河川もない。さらに、「パンチャ・シラット」(空拳舞)が演じられることもない。

僅かに「パンジャット・ピナン」(ピナン登り競争)と「ハリ・ラヤ・コルバン」(水牛を生贄として捧げる行事)が続けられている程度である。しかし、これらの行事にも、以前のような盛り上がりはない。住民の多くが、日々の生活費の稼ぎに追われて、これらの行事に参加できないためである。

口ハナ(Rohana)

原告番号： F. 587

性別： 女性

生年月日： 1964年3月1日

年齢： 41歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 6人——先夫(死亡)、第2夫(66歳)、長男(21歳)、長女(20歳)、次男(18歳)、次女(16歳)

移転前の生活状況

旧村では、10×7メートルの規模の家に、両親と4人の子供で住んでいた。住居は、カンパル川からは500メートルほどの距離にあった。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、カンパル川に依拠していた。

カンパル川ではまた、彼女の父親は、漁業を行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は、市場で販売した。

旧村には、15ヘクタールもの農地があった。そのうちには、5ヘクタールのゴム園、1ヘクタールのミカン園、1ヘクタールの天水田も含まれていた。天水田での収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

さらに、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココヤシ、ドリアン、マンゴー、ドック、ジュンコルなどの果樹が植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1990年頃、村長から聞いた。しかし、政府により移転同意を求められることはなかった。それ故、彼女も、また先夫も、「移転同意表明書」には署名していない。

その後、財産目録作成チームの名において、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、家の周りを30分ほど歩き回っただけで帰って行ってしまった。それ故、彼女も先夫も、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。立ち退き補償としては、本来4,000万ルピアを受け取る資格があったにもかかわらず、政府関係者のピンハネのために、実際に手渡されたのは、1,200万ルピアにすぎなかった。

これに抗議すべきか否かで彼女の先夫は、随分と悩んでいた。結局のところ、政府関係者の報復を恐れて、泣き寝入りした。しかし、このショックと心労で、彼女の先夫は、1998年に死亡してしまった。

なお、補償金1,200万ルピアは、彼女と妹との間で分けた。彼女が900万ルピア、妹が300

万ルピアであった。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。しかも、36平方メートルの粗末な木造家屋で、屋根はトタン葺き、床は薄いセメント張りであった。

住宅の脇に備え付けられた井戸は、雨季には濁り、乾季には涸れた。そのため、家から2キロメートルほども離れた貯水池や小川——ムアロ・シアペ(Muaro Siapak)川——にまで水汲みに出掛けなければならなかった。

トイレ施設として設けられていたのは、粗末な排泄装置と腐敗槽であった。悪臭に悩まされたが、我慢して2年ほどそれを使用した。しかし、それ以降は使うのを止めてしまった。そして、自分で代替トイレを造った。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植わっていなかった。そのため、移転後2年間は、生活手当として支給された米、塩漬け魚などに頼って飢えをしのいだ。

しかし、生活手当が打ち切られた後には、生活難に陥ってしまった。そのため、1996年からは、先夫は、貯水池漁業により生計を賄おうとした。しかし、貯水池漁業は、河川漁業ほど簡単ではなかった。また、貯水池漁業に必要な舟と魚網を買う金もなかった。それ故、もっぱら釣り漁法を用いたが、漁獲高はごく僅かであった。

こうして、補償金問題の精神的打撃に加えて、生活再建への焦りのために、彼女の先夫は、体調を崩して、1998年に他界してしまったのである。

彼女の先夫の死亡後、残された4人の子供を育てるために、彼女は、約20キロメートル離れたスバリン(Subaling)のガンビル農園に働きに出た。しかし、1日当たりの賃金は、1万ルピアであった。それから交通費の5,000ルピアを差し引くと、5,000ルピアの実収入しかなかった。

それでは食うのに精一杯で、子供たちの授業料を出すことはできなかった。そのため、長男、長女は中学に進学させることが出来ず、次男は小学5年で退学させざるを得なかった。次女(当時8歳)は、彼女の手では育てられず、やむを得ずクオ孤児院(Panti Asuhan Kuok)に入れた。

こうした措置を講ぜざるを得なかったのは、彼女が働きに出ている間、子供たち、特に末っ子の面倒を看れないという問題があったためであった。とりわけ子供たちが病気になった際には病院にも連れて行けなかった。

女手一つで4人の子供を育てるのは、容易なことではなかった。そのため、2001年に筆者が訪れた際には、彼女は、「もう限界である」と語っていた。そして、2004年には再婚に踏み切った。

なお、彼女は、2003年9月に来日し、東京地方裁判所において、コトパンジャン・ダム貯水池の造成により立ち退かされた住民の窮状について陳述した。この陳述において、彼女は、「以前の村では、私たち家族の生活は豊かで、十分なものでした。私たち家族は、ゴム園など15ヘクタールの農地を持っていました。その農園からの収入で、私たち家族の生活を賄うことができ、子供たちを学校に通わすことができました。しかし、コトパンジャン・ダム建設によって移転させられてから、すべては変わってしまいました」と語った。

ドラ・ウジェー(Dora UJ)

原告番号： F. 347

性別： 女性

生年月日： 1967年

年齢： 38歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——夫(40歳)、長女(19歳)、長男(12歳)、次女(8歳)

移転前の生活状況

1985年に結婚した。住宅は、9×6メートルの大きさで、木造家屋であった。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れた場所にあった。カンパル川までは少し距離があったが、飲料・調理用水は、この川にまで出掛けて取水した。MCK(水浴び、洗濯、排泄)もまた、この川で行った。

彼女の夫はまた、しばしばカンパル川に出掛けて行き、漁業を行なった。漁法としては、主として魚網を用いた。漁獲物は、一部を自家消費したが、大半を市場で売り捌いた。

農園としては、3ヘクタールのゴム園を有していた。また、1ヘクタールの土地では、ゴゴも栽培した。この栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りには、1ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、ドック、ピナン、ランサ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、スク(氏族)レベルでの「ムシャワラ」会合は、ニニック・ママックによって開かれなかった。また、村長も、一般住民への何らの説明会合も開催しなかった。さらに、政府も、移転問題について住民意思を問うことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど滞在して、調査を行なった。しかし、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、51万ルピアにすぎなかった。このような少額の補償金には承服できなかった。しかし、どのようにして異議を申し立てれば良いのか、その方法を知らなかった。そのため、不満を抱きつつも、何らの抗議も行わなかった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、36平方メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、ピート土壌の湿地帯に建てられていた。そのため、雨季のたびごとに浸水被害に見舞われた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水の水質は劣悪で、濁っている上に、臭いまでもがした。そのため、井戸水は、水浴びと洗濯だけに使った。飲料水には、雨水を

利用した。乾季には、近隣の良質な井戸から貰い水をした。

トイレ施設も劣悪であった。家の脇に簡単な排泄穴と腐敗槽が備え付けられているだけであった。排泄物を浄化することができないことは明らかであったので、この排便施設は、一度も使わなかった。その代わりに、家から100メートルほど離れた所を流れる小川にまで出掛けて行って、そこで用を足した。

移転当時、ゴム農園には、道路沿いに10本ほどのゴム樹が植えられていただけであった。それだけでは、何らの生活の足しにもならなかった。そのため、生活手当に頼るほかなかった。

しかし、生活手当として支給されたのは、粗悪品ばかりであった。特に米と塩漬け魚は、品質的に劣悪であった。米は、古米であった。生きるためには、そのような米でも食べるほかなかった。塩漬け魚については、比較的良質なものだけを選んで、洗浄した後に食べた。

ゴム農園において苗木の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住宅からは徒歩で1時間半もかかる遠距離の場所にある。そのため、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に通うことが難しい。たとえ無理して通っても、当面の生活費にプラスになるわけではない。

2000年の植樹の際には、960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在までに何とか生育できているのは、およそ450本にすぎない。過去5年足らずのうちに、半分以上が消失してしまったのである。消失原因は、一つには、猪、鹿などの食害のためである。もう一つには、シロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

パラウイジャ地も、住居からは徒歩で1時間もかかる遠距離の場所にある。当初、この土地には、ゴゴを植え付けた。しかし、猪による被害のために、この植え付けは、失敗に終わってしまった。

そこで、1999年には、この土地に300本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、この植え付けも失敗に終わってしまった。今日では、1本のゴム樹も残っていない。主要原因は、猪、鹿などの食害である。

こうしたことから、パラウイジャ地からは何らの収入も得られない。現在、主要な収入源となっているのは、ゴム樹液の採取と貯水池漁業である。

前者の収入源は、2000年に植え付けたゴム樹の残存樹木の450本である。これらのゴム樹は、未だ若木で、刻みを付けるのには早すぎる。しかしながら、背に腹は変えられず、若木に無理に刻みを入れて、樹液採取を始めている。現在、週当たり15キログラムの収穫量がある。金額的には、約7万5,000ルピアの収入である。

もう一つの収入源は、彼女の夫の行っている貯水池漁業である。これによる収入は、週当たり約3万ルピアである。ただし、この収入には、季節的に大きな変動がある。

しかし、これだけの収入では、生活は苦しい。現状では、出費が、収入を上回る状態である。不足分は、借金で補うほかない。

2004年には、借金で、電気を据え付けた。設置料として、30万ルピアも要した。その上、毎月約1万1,000ルピアの電気代を支払わねばならない。

これに加えて、長男と次女(いずれも小学生)の学費がある。二人をドロップアウトさせずに就学を続けさせることができるかどうか、正直言ってその自信はない。

イダ・エス(Ida S)

原告番号： F. 519

性別： 女性

生年月日： 1979年12月

年齢： 26歳

出生地： ムアラ・タクス村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 無職(主婦)

家族構成： 4人——夫(32歳)、長女(7歳)、次女(3歳)

移転前の生活状況

旧村では、6×6メートルの規模の木造家屋に両親とともに暮らした。しかし、父親は、彼女が3歳(1982年)の時に死去したので、実際には母親によって育てられた。

住居は、カンパル川の岸辺に位置し、川辺からは10メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に見舞われることはなかった。

こうしたカンパル川への近接性の故に、飲料・調理用水は、同河川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この河川で行った。

彼女の母親の話では、父親は、生前、カンパル川において、しばしば魚網を用いて漁業を行ったとのことである。漁獲物は、もっぱら家庭で消費したが、父親の死後は、魚を買わなければならなくなったとのことである。

農園としては、1ヘクタールの広さのミカン園を有していた。良質のミカンが収穫できた。収穫ミカンは、市場向けに販売した。これが、主要な収入源であった。

家の周りには、50×20メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ドック、ピナン、ランサ、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、噂で聞いていただけで、詳しいことは何も知らなかった。政府の側からも、積極的な情報公開は、何もなされなかった。

移転の必要性を知ったのは、財産目録作成チームの名において1名の政府関係者が訪れて来た際であった。その際には、母親が応対した。しかし、彼は、15分ほど口頭で質問しただけで、フィールド調査はしなかった。また、彼は、母親に対して調査結果の確認を求めなかった。それ故、母親は、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に、母親に対して支払われた。母親がどれだけの補償金を受け取ったのかは聞いていないので知らない。

移転後の生活状況

新村へは母親とともに移転した。移転先の住宅は、ジャングルに覆われていた。セミ・パーマネントの住宅と聞いていたが、それとは全く異なる36平方メートルの小さな家屋であった。壁は木製、

屋根はトタン葺き、床は薄いセメント張りという造りであった。

住宅は、PEAT土壌の湿地帯に建てられていたために、室内は、10センチメートルほどの高さの水で覆われていた。排水してみると、床のセメント張りは、デコボコと波打っており、しかも所々剥がれていた。

その後も、雨季のたびごとに、室内には水が流入してきた。このような状態は、今日でも変わらない。この点について、政府は、何らの措置も講じようとしなかった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は劣悪で、黄色く濁っていた。そのため、飲料水としては、雨水を利用した。乾季には、近隣の良質の井戸にまで貫き水に出掛けた。このような状態は、今日でも同じである。

トイレ施設も役立たずであった。排泄物が溜まるだけの装置であったので、一度も利用しなかった。その代わりに、裏庭に穴を掘って用を足し、その後土を被せるという方法を使った。

移転時には、ゴム農園には何も植わっていなかった。そのため、収入は何もなかった。最初の2年間は、生活手当で食いつないだ。

しかし、生活手当が打ち切られた後は、食事にも事欠く有様であった。なけなしの補償金で細々と暮らすほかなかった。

その後、1998年に結婚した。結婚後、母親は、パラウィジャ地に家を建てて、そちらの方へ移転した。

ゴム農園に苗木の植え付けが行われたのは、2000年になってからである。その際には、政府から苗木、肥料、植え付け／手入れ資金を得て、母親が植栽を行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは2キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。すでに相当な数のゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてきている。

しかも、未だにゴム農園からの収入はない。そのため、彼女の夫は、貯水池漁業で生計を賄おうとしている。週当たりの収入は、およそ10万ルピアである。

このような収入では、食べるだけで精一杯である。長女の学費もかかる。また、電気代も支払わなければならない。

2005年には、トウケ(仲買人)から借金をして、ようやくにして電気を付設した。据え付け料金は、180万ルピアであった。電気料金は、毎月約5万ルピアである。

目下のところ、借金を返済できる目処は立っていない。かえって今後とも出費が嵩み、それを借金で賄わなければならないのではないかと懸念している。

漁業収益には変動がある。また、漁獲高には、総体的に落ち込み傾向が見られる。それ故、家計を漁業収益だけに頼ることで、はたして良いのであろうかという疑問を抱かざるを得ない。将来を考えると絶望感に襲われてしまう。

(9) ルブック・アゲン村

ラナ・スンカイ村と隣り合っているのが、ルブック・アゲン村である。住民は、旧バトゥ・ブルスラット村のルブック・アゲン(Lubuk Agung)集落に居住していた人々である。

旧部落から新村への移転は、1995年1月2日に実施された。政府提供のトラックで運び切れなかった家財道具などは、住民が、自分自身で運ばなければならなかった。

旧村は、カンパル川沿いの平坦地であったのに対して、新村は、起伏の激しい丘陵地帯に位置している。そのため、とりわけ高台部分においては、生活用水および農業用水の確保が、極めて困難である。

この新村でも、政府によって提供された住宅は、6×6メートルの木造家屋である。床は薄いセメント張り(厚さ2～3センチメートル)で、屋根はアスベスト葺きである。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられた。しかし、それらの井戸の大半の水質は劣悪で、薄茶色に濁っていた。そのような水でも、多くの住民は飲まざるを得なかった。今日でも、一部の住民は、このような井戸を利用している。

トイレ施設としては、住宅から10メートルほど離れた場所に排泄穴と腐敗槽が設けられているだけであった。この便所施設は、1×1メートルほどの大きさで、排泄穴の上に便器と木板を乗せ、また腐敗槽をトタン板で蓋っただけのものであった。これには、洗浄施設が付置されていないために、周囲には悪臭が漂った。そのため、多くの住民が、短時日のうちにそれを使うのを止めてしまった。

これに代わるMCK施設のための代替水源として多くの住民によって利用されているのが、ラナ・スンカイ(Ranah Sungkai)川である。この川の水は、多くの住民により、飲料用、調理用、水浴び用、洗濯用として利用されている。また、トイレ用としても利用されている。

移転後2年間は、生活手当が支給された。支給品は、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹼などであった。これらの多くは、粗悪品であった。特に米と塩漬け魚については、住民からの苦情が相次いだ。

しかし、こうした生活手当が打ち切られた後は、多くの住民が生活難に陥ってしまった。なぜなら、2ヘクタールのゴム農園には苗木でさえも植え付けられていなかったために、住民には収入源がないためであった。

政府約束では、移転時には、植え付け後3年を経たゴム樹が植えられているはずであった。しかしながら、こうした約束に反して、ゴム農園は、空き地のままであった。そのため、住民は、1999年に、他の移住村の住民とともに、プカンバルの州知事庁舎にデモをかけた。

その結果、2000/2001年に植え付け事業が実施されることとなった。この新規植樹事業は、政府が、苗木、肥料などを支給するとともに、植え付け/管理資金を提供することで、住民自身の手で行われた。

しかし、この植樹事業の成果は、はかばかしいものではない。その理由は、ゴム農園が、居住地からは4～5キロメートルも離れているために、手入れ/管理が難しいという点にある。ゴム農園へのアクセス道路は、未だに整備されていない。その上、とりわけ丘陵地帯の斜面地では、降雨に起因する土壌侵食と地滑りが頻発している。

こうした手入れ／管理難のために、すでに多くのゴム樹が失われてきている。その直接的な原因は、一つには、猪、鹿などの食害によるのであり、もう一つには、シロアリ、キノコなどの病虫害によるのである。

また、これらの獣害ないしは病虫害から免れ得たにしても、ゴム樹液が採取できるのは、2007年以降のことである。それまでの間、住民は、相変わらず無収入の状態の下に置かれ続けるのである。

そのため、多くの住民は、農園賃労働、木材伐採・運搬、採石・採砂、仲買などで生活の糧を得ようと四苦八苦している。また、そのような雇用機会を得られない人々は、ムランタウ(出稼ぎ)に出ざるを得ない。

パラウィジャ地も、住民の食糧事情の改善には役立っていない。移転直後には、多くの住民が、この土地に陸稲を植え付けた。しかし、この試みは、ことごとく失敗してしまった。その理由は、一つには、土地が痩せているのと、用水が得られない点にある。もう一つは、鳥獣害、特に猪の被害のためである。

ルブック・アグン村に電気が引かれたのは、住民移転から4年も経ってからであった。しかも、政府約束とは異なり、住民は、据え付け料金を支払わなければならない、また初年度から電気料金を徴収された。そのため、同村では、未だに電気のない家庭が多い。

また、この村の道路には街灯が付設されていない。そのため、住民が夜間に歩いたり、また会合を持つことは難しい。

さらに、この村には小学校(SD)しかない。そのため、中学校(SMP)に進学する場合には、隣村のプロウ・ガダン村にまで行かねばならない。逆に、進学できずに、中退を余儀なくされる子供も多い。

なお、ルブック・アグン村では、当初移住地(S P II)には、ほとんど住民が住んでいない。これらの住民は、クアラン・ジャヤ(Kualan Jaya)地区に自主移転してしまったためである。クアラン・ジャヤ地区は、旧村のウラヤット地であった。この地域には、小川が流れている。

この生活用水を確保できるといった点が、クアラン・ジャヤ地区に住民が自主的に移転してきた最大の理由である。また、同地区では比較的的土地が肥えていることも、住民移転のもう一つの理由である。多くの住民は、当初移住地の住宅を解体して運んできて、その資材で家屋を再建している。そのため、ここでもアスベスト材を用いた屋根の家屋が見受けられる。

クアラン・ジャヤ地区では、道路沿いに家々が立ち並んでいる。そして、家々の裏側には、小川が流れている。住民は、この小川を利用して、水浴び、洗濯などの生活用水に充てている。

こうしたクアラン・ジャヤ地区の成り立ちの経緯から、この地区への基本インフラ施設への政府支援はない。そのため、家屋は、住民が自らの手で建設しなければならなかった。さらに、道路、橋梁、学校、保健所などの公共施設は、未だに整備されていない。とりわけ子供の就学問題は深刻である。

なお、ルブック・アグン村の住民の間でも、補償金の未払いしないしは少なさに対する不満が渦巻いている。

また、ゴム農園での樹液採取が可能となるまでの間、政府により生活手当と手入れ／管理資金が提供されるべきであるという住民の声も強い。このような支援がなければ、当面の生活費を稼ぐことに追われて、ゴム樹の手入れ／管理ができないというのである。

マスリワン(Masriwan)

原告番号： D. 28

性別： 男性

生年月日： 1960年3月15日

年齢： 45歳

出生地： パヤクンプ

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 技術系高等学校(STM)*卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(40歳)、長女(23歳)、次女(20歳)、長男(15歳)、次男(12歳)

移転前の生活状況

1981年に結婚し、バトゥ・ブルスラット村の妻の実家に入居した。住居は、カンパル川からは20メートルほどしか離れていなかった。そのため、しばしば洪水に見舞われた。しかし、高床式の造りであったために、床下1メートルほどまでが浸水する程度で、家屋そのものへの実害はなかった。

他方において、カンパル川への近接性の故に、この川の恩恵を享受できた。飲料・調理用水は、この川から直接に取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、釣り、魚網などを用いた。主な漁獲魚は、シリマン、シカム、バラウ、カピエなどであった。漁獲魚は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には1ヘクタールのゴム農園を所有していた。また、160平方メートルのランブータン園も有していた。さらに、300平方メートルの灌漑水田もあった。

家の周りには、50×75メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ(40本)、ランブータン(40本)、ジュンコル(12本)、ドゥク(7本)、マンゴー(5本)、ドリアン(2本)、プタイ(1本)が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1982年にアンダラス大学の学生が現地調査に訪れて来た際に知った。その後、ニニック・ママックのハジ・ルスリ・ダトゥ・ブサル(H. Rusli Dt. Besar)が、ドモ族の間での「ムシャワラ」会合を開いた。その会合において、彼は、移転が不可避なことを語り、代替地を見つけなければならないと述べた。

その後、ハジ・ルスリ・ダトゥ・ブサルは、他の氏族にも呼び掛けて「ムシャワラ」会合を開いた。その会合でも、彼は、もしも良い土地があるならば、そこへの移転を考えなければならないと語った。

しかし、村長主催の「ムシャワラ」会合は開かれなかった。その代わりに、村役場によりアンケート調査が行われた。この調査に際しては、①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式のうちから、一つを選択するよう求められた。それに応じて、2番目を選び、調査書に署名した**。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど資産調査を行った。その後、「住民財産目録書」に署名した***。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、780万ルピアであった。これには到底納得できな

かったので、補償委員会に対して抗議した。しかし、同委員会は、異議申し立てを受け付けなかった。

なお、マスリワン氏は、移転プロセスに懸念を抱いた。そのため、彼は、プロウ・ガダン／コト・マスジッド村の移転状況を見に出掛けた。そこで彼が目撃したのは、多数の兵士が、「動け！動け！」と、住民を急き立てている有様であった。

移転後の生活状況

移転先の第2移住地(S P II)において政府によって用意されていたのは、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸は、空井戸であった。そのため、クナリ(Kenari)川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯なども、この小川で行った。

家の脇に設けられたトイレ施設もまた、劣悪そのものであった。洗浄水が得られなかったために、排泄物が溜まり、悪臭に悩まされた。そのため、短時日でそれを使うのを止め、クナリ川にまで出掛けて用を足した。

こうした状況の下で、S P IIにおいて1年間ほどを過ぎた後に、クアラン・ジャヤ地区に移転した。同地区では、1985年にジャングルを開墾して6ヘクタール余りの土地を有していたことから、その一部に住宅を建てたのである。

この住宅は、1992年から段階的に建設した。移転せざるを得ないことが明らかになってから準備を始めたものである。

現在の主要な収入源は、クアラン・ジャヤ地区において所有する6ヘクタールのゴム園からの収益である。このゴム園からは1日当たり20キログラムの樹液を採取できる。ゴム樹液の売値は1キログラム当たり4,500ルピアであるから、1日当たり9万ルピアの収入である。

これだけの収入があるので、食費と電気代の支払いには困らない。しかし、問題は、学費である。長女は、パカンバルにある大学(ELN)を卒業した。そのための学費を賄うために、2ヘクタールのゴム農園を売却した。売却価額は、1,200万ルピアであった。

また、次女(高校生)、長男(中学生)、次男(小学生)の授業料を賄うために、パラウィジャ地も売却した。売却価額は、200万ルピアであった。

次女は、本年、高等学校を卒業し、医科大学を受験した。目下のところ、その結果待ちの状態である。もしも入学できれば、残された6ヘクタールのゴム園を売るしかない。

そうすれば、生活基盤そのものを失うことになる。そうした事態を回避するために、現在、代替的な収入源を模索している。その一環として、アヒルの飼育事業を始めることにした。差し当たっては、100羽を飼育し、うまく行けば、その数を増やすことを構想している。

*STM は、” Sekolah Teknik Menengah” の略称である。

**これは、「再定住適地調査書」を指すのではないかと思われる。

***これが、「住民財産目録書」への署名を指すのか、それとも土地区画の記載書類への署名を指すのかは不明である。恐らくは、後者への署名を指すのではないかと思われる。

ティアングン(Tianggun)

原告番号： D. 435

性別： 女性

生年月日： 1925年8月7日

年齢： 80歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村ルブック・アグン集落

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 3人——夫(1960年に死亡)、長男(45歳)、次男(40歳)

移転前の生活状況

旧村では、6×9メートルの大きさの木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れた場所にあった。

カンパル川までは少し距離があったが、飲料・調理用水は、同河川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、彼女の夫は、漁業も行った。もっぱら釣りにより漁獲した。主な漁獲魚は、レラン、マリ、パンタウ(pantau)*であった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は5ヘクタール、後者は1ヘクタールの広さであった。

そのほか、4ヘクタールの灌漑水田もあった。また、陸稲(gogo)を栽培した。ゴゴ栽培は、個人ベースで行った。収穫米は、一部を家庭で消費したが、余剰米は、市場に出した。

家の周りには、0.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、コーヒー(200本)、ココナツ(20本)、ピナン(20本)、ドリアン(10本)、バナナ(10本)、マンゴー(5本)、マンゴスチン(3本)、ランブータン(3本)などの果樹が植えられていた。さらに、カプウの木が1本、竹が1株あった。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は自給できたし、また必要な現金は、ゴムとミカンの販売で得られた。さらに、水問題で苦労するようなこともなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、政府による住民説明はなかった。しかし、1983年12月19日にニニック・ママックらが、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいて会合を開いたことについては、口伝えに聞いて知っていた。

しかし、その後、移転・補償問題について「ムジャワラ」会合が開かれることはなかった。また、村長による説明会合も開かれなかった。そのため、1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合で補償基準が決められたことについても、口伝えで聞いただけであった。

こうした経緯から、政府によって移転意思を問われたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

その上、政府により「家族調査書」への記入と署名を求められたという記憶はない。たとえそのよ

うなアンケート調査が行われたにしても、それへの記入と署名が、移転意思を表明したという認識はなかった。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほど家の周りを調査した。その際、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。当初の提示金額は、700万ルピアであった。資産価値に比べて余りにも少ない金額であったので、補償委員会に対して異議を申し立てた。その結果、最終的には補償金は900万ルピアに増額された。

それでも納得できるような金額ではなかった。しかし、補償委員会は、それ以上の異議申し立てを認めないという姿勢を示したので、その金額で我慢せざるを得なかった。

移転後の生活状況

政府によって指定された移転先は、第2移住地(SP II)であった。しかし、そこでは、彼女の一家には、住宅も用意されていなかったばかりか、2ヘクタールのゴム農園と0.4ヘクタールのパラウイジャ地も供与されなかった。

そのため、彼女は、集落長に抗議した。しかし、何らの救済措置をも講じられなかった。

このような経緯から、彼女の一家は、SP IIでの居住を断念して、クアラン・ジャヤ地区に移転することにした。同地区には、彼女の長男がウラヤット地を開墾して造成した土地があったために、そこに住居を建設した。建設費は、補償金のうちから400万ルピアを充てた。

クアラン・ジャヤ地区では、飲料・調理用水は、クアラン(Kualan)川から取水している。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この小川で行っている。

現在、主要な収入源となっているのは、クアラン・ジャヤ地区において造成した2ヘクタールのゴム園からの樹液採取である。そこからは、週当たり約50キログラムの樹液が採取できる。1キログラム当たり4,700ルピアで売れるから、週当たりの収入は、約23万5,000ルピアである。

クアラン・ジャヤ地区では、彼女は、長男と同居している。しかし、長男は、妻と5人の子供を抱えている。子供のうち、3人は、就学中で、それぞれに高校、中学校、小学校に通っている。これに加えて、彼は、母親の面倒も看なければならないのである。

コトパンジャン・ダム建設は、彼女の一家の生活を滅茶苦茶にしてしまった。彼女には、移住地では代替住宅も、また代替農地も提供されなかったのである。その皺寄せはすべて、彼女の長男の背中に押し寄せられているのである。

*学名は、” *Rasbora sp.* ” で、体長5センチメートルほどの小魚である。

ブルハン(Burhan)

原告番号： D. 77

性別： 男性

生年月日： 1953年9月8日

年齢： 52歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(45歳)、長女(25歳)、次女(21歳)、長男(16歳)、三女(11歳)、次男(8歳)

移転前の生活状況

1975年に結婚し、妻の実家に入居した。居住家屋は、12×10メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは40メートルほど離れているだけであった。そのため、しばしば洪水に見舞われた。1978年の大洪水の際には、冠水水位は、3メートルほどの高さにまで達した。

他面において、カンパル川への近接性の故に、生活用水の確保という点では便利であった。飲料・調理用水、水浴び、洗濯、排泄などは、すべて川水を利用した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。主な漁獲魚は、タバ、ゲソ、ガディ、トマン(toman)*、タビン・アラン(tabing alan)**であった。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は2ヘクタール、後者は0.5ヘクタールの広さであった。そのほか、1ヘクタールの天水田もあった。収穫米は、もっぱら自家消費した。

家の周りには、35×25メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は、自給できたし、果物も、庭先から得られた。また、必要な現金は、ゴムとミカンの販売で得られた。さらに、生活用水で困るようなことは、さらさらなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設問題については、それが、住民の運命を左右する重要問題であったにもかかわらず、スク(氏族)レベルでは、ニニック・ママックによって「ムシャワラ」会合は開かれなかった。また、村長も、「ムシャワラ」会合を開催しなかった。

こうして、すべての事柄が、「上意下達」方式で進められた。政府には、移転問題について、住民意思を問うという発想はまるでなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

もしもそのような文書が存在するのであれば、それは、捏造されたとしか考えられない。「すべての世帯主」の移転同意が得られていたというのであれば、「是非とも自分の署名を見たい」というのが、ブルハン氏の言い分である。

財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、10分ほど滞在しただけで、聞き取り調査をしたら帰ってしまった。フィールド調査もしなかったし、また調査結果について確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われたが、この点では一悶着あった。当初の提示額は、700万ルピアにすぎなかった。そのため、補償委員会と国家土地庁(BPN)に対して異議を申し立てた。この異議申し立ては、暫くの間、棚上げされたままであった。

その後、1,398万6,000ルピアという補償金額が再提示された。これにも納得できなかったが、それ以上に粘っても増額されそうにもなかったもので、その金額で折り合うことにした。

移転後の生活状況

移住先としては、当初、ラナ・スンカイ村に移転させられた。そこでの住宅は、6×6メートルの粗末な木造家屋で、しかも屋根は、アスベスト葺きであった

給水施設として設けられた井戸は、空井戸で、生活用水でさえも入手できなかった。飲料・調理用水は、ラナ・スンカイ川まで出掛けて行き、そこで取水した。

家の脇に備え付けられたトイレ施設も劣悪であった。洗浄水が得られないために、排泄物が溜まり、周辺には悪臭が漂った。そのため、短時日でその使用を止めてしまった。その代わりに、ラナ・スンカイ川で用を足した。

移転時には、ゴム農園においては、苗木でさえも植えられていなかった。そのため、深刻な収入難に陥ってしまった。最初の2年間は、生活手当で、何とかしのいだ。米、塩漬け魚などは、粗悪品であったが、そのような物でも食べるほかなかった。

しかしながら、生活手当が打ち切られた後は、食事にも事欠く状態となってしまった。そのため、1997年からは、ゴム樹液の採取労働に出て、何とか生計を賄った。

その傍ら、同年には、旧村のウラヤット地の非水没地を開墾して、2ヘクタールのゴム農園を造成して、そこに950本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、350本ほどである。過去8年間に、およそ600本ものゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために消え失せてしまったのである。

その後、2000年には、政府供与の2ヘクタールのゴム農園に950本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、そこでも獣害や病虫害のために、すでに200本余りのゴム樹が失われてしまっている。

パラウィジャ地においては、移転当時、200本のミカン樹を植え付けた。この植栽は、まあまあの成功を収めた。生産物は、市場販売した。

ミカンの販売収益が得られたことで、クアラン・ジャヤ地区への移転を決断した。そこで、同地区に40×40メートルの土地を購入した。この土地購入費の半分は、補償金から捻出した。残りの半分は、両親が負担した。

住宅(13×6メートル)の建築費には、ミカンの販売収益を充てた。建築費を抑えるために、建材は、できるだけ自分で調達した。さらに、建築作業は、大工技術を有しているために、自分自身で行った。

こうして、1年半前(2003年)に、ラナ・スンカイ村からクアラン・ジャヤ地区へ引っ越した。ラナ・スンカイ村の家は、解体せずに、そのまま残してある。また、パラウィジャ地でのミカン樹の

栽培は断念した。クアラン・ジャヤ地区からは遠すぎて、ミカン樹の手入れ／管理ができないためである。

電気は、すでにラナ・スンカイ村の旧家に備え付けていた——据え付け料金は、36万ルピアであった——ので、それを持ってきた。毎月の電気代は、約1万1,000ルピアである。

飲料・調理用水は、公共給水栓(HU)から得ている。また、水浴び、洗濯などの用水も、HUから得ている。HUは、政府資金により、3ヵ月前に完成した。

新居の建設にあたっては、トイレ施設を造るだけの余裕はなかった。そのため、排泄場所としては、ドゥスン(Dusun)川とランカ(Langka)川を利用している。前者は、幅2メートル、深さ50センチメートルほどの小川である。後者も、幅4メートル、深さ1.5メートルほどの小川である。

現在は、二つの主要な収入源から生計の糧を得ている。一つは、1997年以来続けているゴム樹液の採取労働である。これからは、週当たり18万ルピアの収入が得られる。

二つ目は、1997年に植え付けたゴム樹の残存樹木350本からの樹液採取である。これによる収入は、週当たり20万ルピア前後である。

しかし、この程度の収入では、食べて行くだけで精一杯である。そのため、電気代の支払いにも汲々している。それに加えて、長男(高校生)、三女(小学生)、次男(小学生)の学費が、大きな重荷となっている。

このような出費を賄うためには、食費を切り詰めるほかない。その一つの方法として、魚の購入費を減らす工夫をしている。具体的には、ドゥスン川とランカ川で漁業を行っている。獲れるのは、レレ、パンタウ、シパク(sipaku)**、カパラ(kapara)****などの小魚である。これらを食卓に乗せることで、この点での出費を抑えているのである。

コトパンジャン・ダムの建設は、彼の一家の生活を破壊したばかりでなく、ミナンカバウ社会の基本構造をも壊してしまった。その象徴が、移住地にはウラヤット地が設けられていないことである。また、移住地には、ルマ・ガダンもない。

移転後には、「パチュ・サンパン」(サンパン競争)の行事は無くなってしまった。これを行える河川がないためである。また、「パンチャ・シラット」(空拳舞)も催されない。

旧村から引き続いて行われているのは、「パンジャット・ピナン」(ピナン登り競争)である。また、クアラン・ジャヤ地区では、新生児の身体を清める「トゥルン・マンディ」の伝統は、ボンバン川で代行している。さらに、水牛を生贄として神に捧げる「ハリ・ラヤ・コルバン」の伝統行事は、ヤギや乳牛で代行している。

しかし、これらの行事も、旧村におけるほどの盛り上がりがない。住民それぞれが、日々の生活に追われて、これらの伝統行事に参加できるだけの生活のゆとりがないためである。

*学名は、”*Ophiocephalus sp.*” である。成魚の体重は、約25キログラムで、体長は、1.5メートルにもなる。

**成魚の体長は約30センチメートルで、体重は約4キログラムである。

***体長10センチメートルほどの小魚である。

****学名は、”*Rasbora sp.*” で、パンタウに似た小魚である。

ムサ・エム(Moesa M)

原告番号： D. 15

性別： 男性

生年月日： 1958年8月15日

年齢： 47歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： マンダヒリン族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業、商業

家族構成： 6人——妻(40歳)、長女(20歳)、長男(17歳)、次女(12歳)、次男(8歳)

移転前の生活状況

1981年に結婚した。住宅は、11×9メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて行って取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として投網を用いた。主な漁獲魚は、レラン、シカム、バウン、カピエ、タパ、ゲソであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大部分を市場向けに販売した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は1ヘクタール、後者は0.5ヘクタールの広さであった。そのほか、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。また、2ヘクタールの土地では、陸稲も栽培した。ゴゴは、「ゴトン・ロヨン」方式の共同作業で栽培した。収穫米は、もっぱら自家消費した。

家の周辺には、40×30メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ランブータン、プラサン、ドック、ピナン、ジャンプ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のブサントレンでニニック・ママックらによって開かれた会合については知っていた。なぜなら、その会合の様相については、それに出席した叔父から聞いていたからである。叔父は、ニニック・ママックの地位にあった。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合において補償基準が決められたことについても知っていた。叔父が話してくれたからである。

しかし、コトパンジャン・ダム建設に絡む補償・移転問題については、ニニック・ママックによっても、また村長によっても、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。政府もまた、住民意思を問おうとしなかった。そのため、「移転同意表明書」には署名していない。ただし、政府は、移転希望先について、三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式のうちから、一つを選ぶように求めた。それに応じて、二番目を選択して、その用紙に署名した。

財産目録作成チームが訪れて来た際には、外出していた。そのため、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、400万ルピアであった。この金額には満足できなかったが、当時の政治情勢の下では、異議を申し立てるようなことはできなかった。そのため、何らの抗議もしないままに、提示額を受け取った。

移転後の生活状況

第2移住地(SPⅡ)において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。井戸は、住宅からは50メートルほど離れていた上に、空井戸であった。奇妙なことに、井戸底にはセメント張りがされていた。それは、井戸ではなく、単なる雨水溜めにすぎなかった。

トイレ施設としては、家の脇に簡単な排便装置が設けられているだけであった。2ヵ月ほど使用したが、悪臭がひどかったために、それ以降は使うのを止めてしまった。その代わりに、ラナ・スンカイ川にまで出掛けて行って、用を足した。

移転時には、ゴム農園は、更地状態であった。そのため、そこからは何らの収入も得られなかった。2年間は、生活手当てで食いつないだ。米は、古米で、美味しいとは思えなかったが、贅沢を言っておれず、我慢して食べた。しかし、塩漬け魚は、腐っていたために、食べなかった。

その間、SPⅡには見切りをつけて、クアラン・ジャヤ地区に移転することにした。そして、この地区に0.25ヘクタールの土地を購入した。土地の購入費と住宅の建築費には、補償金を充てた。しかし、砂、砂利などは、自分で調達し、できるだけ建築費を少なくするようにした。

住宅の建設に合わせて、井戸も掘った。この井戸からは良質の水が得られた。飲料・調理用水は、この井戸水を利用している。また、水浴び、洗濯も、それを利用している。

しかし、トイレ施設までは手が回らなかった。そのため、排便にはボンバン川を利用した。このような状態は、今日でも変わらない。

電気は、1998年に据え付けた。設置料としては、60万ルピアを支払った。また、電気代としては、毎月約5万ルピアを支払っている。

ゴム農園には、1998年に自分で1,000本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在辛うじて生育できているのは、約500本である。半分のゴム樹が、象、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまった。彼によれば、同村には、1年に一回、約20頭の象がやって来て、3ヵ月ほど居続けるとのことである。

その後、2000年には、苗木、肥料などの政府支援を受けて、960本のゴム樹を再植林した。しかし、このうち現在残っているのは、700本ほどにすぎない。ゴム樹の消失原因は、同じである。

パラウィジャ地は、湿地帯であるために、作物栽培ができない。そのため、そこには、養魚池(15×15メートル)を造成した。しかし、稚魚を買う資金がないために、現在、そこでは何も養殖していない。

現在の主要な収入源は、一つには、1998年に植え付けたゴム樹のうちの残存樹木500本からの樹液採取である。これからは、週当たり15万ルピアの収入が得られる。もう一つは、ケダイ(小売店)からの売り上げ収入である。それによる収入は、週当たり5万ルピアである。

しかし、これだけの収入では、生活は苦しい。電気代に加えて、3人の子供——長男(高校生)、次女(中学生)、次男(小学生)——の学費を捻出するのに悪戦苦闘の連続である。

ハジ・リドワン(Haji Ridwan)

原告番号： D. 65

性別： 男性

生年月日： 1943年12月11日

年齢： 62歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： マンダヒリン族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 年金生活(以前は、プサントレンの教師)

家族構成： 8人——妻(50歳)、長男(30歳)、次男(28歳)、長女(26歳)、次女(25歳)、三男(22歳)、四男(14歳)

移転前の生活状況

旧村では、14×10メートルの大きさのセミ・パーマネントな造りの家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。

こうしたことから、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、井戸水を利用した。

しかし、カンパル川へは、しばしば漁業に出掛けた。漁法としては、主として釣りや投網を用いた。主な漁獲物は、シリマン、シカム、カピエ、タバ、バウン、マリ、ガブスであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場で販売した。

農園としては、10ヘクタールのゴム園、0.5ヘクタールのミカン園のほか、1ヘクタールの野菜園もあった。野菜園では、ナス、落花生、サトウキビ、キャッサバ、バナナなどを栽培した。生産物は、市場に出して販売した。これに加えて、0.25ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、もっぱら自家消費した。

養魚池も三つあった。それぞれ12×10メートル、12×9メートル、10×8メートルの大きさであった。ここでは、グラミ、ニラ、ラヨなどを養殖した。養殖魚は、市場販売した。

旧村では、家畜も飼育した。水牛(10頭)、ヤギ(15頭)、鶏(50羽)、アヒル(25羽)などであった。これらの家畜と生産卵は、貴重な現金収入源であった。

家の周りには、0.75ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、パイヤ、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ドゥク、プタイ、ジャンプ、マチャンなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合には出席した。ニニック・ママックの地位にあったからである。

しかし、その後、村長は、コトパンジャン・ダム建設とそれに伴う移転問題について、何らの「ムシャワラ」会合をも開こうとしなかった。また、政府の側からは住民の移転意思を問う動きもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

確かに各世帯は、政府により「家族調査書」に記入するよう求められた。これに応じて、質問事項に答えて、それに署名した。しかし、それは、あくまでもアンケート調査にすぎないのであって、移転同意であるとの認識はなかった。

1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた会合には招かれなかった。また、その直後のPLNによるジャカルタ招待旅行にも声がかからなかった。恐らくコトパンジャン・ダム建設に批判的な見方をしていたためなのではないかと思われる。

それから暫くして、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、4名で構成されていた。丁度その折にジャングルのゴム園で仕事をしていたために、彼等は、そこまでやって来た。彼等は、ゴム園を眺めつつ、30分ほど聞き取り調査をした。しかし、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

それから6ヵ月後に村役場に呼び出された。そこで土地区画面積を記載した書類を提示され、署名を求められた。単なる所有地面積の確認と思ったので、それに署名し、写しを受け取った。

補償金は、移転前(1993年)に支払われた。しかし、補償金は、幾度かに分けて支払われた。その理由は、灌漑水田の補償額が60万ルピアしか支払われなかったことから、これを不服として補償委員会、国家土地庁(BPN)およびPLNに対して異議を申し立てたため、支払い交渉が難航したからであった。難交渉の末に何とか60万ルピアを上乗せさせることができた。それにより、灌漑水田の補償金は、120万ルピアに増額された。こうして、最終的には総額で2,000万ルピアの補償金を受け取ることができた。

しかし、それで満足したわけではなかった。資産価値に比べて補償額が少なすぎるとの思いは変わらなかった。とはいえ、政府側の硬い姿勢に照らしてみても、それ以上に粘っても増額される見込みはなかった。そのため、不満足ながら、矛を収めざるを得なかったのである。

移転後の生活状況

当初の移住先は、ラナ・スンカイ村であった。そこでの住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト葺きであった。

その上、居住地は、丘陵地帯に割り当てられたため、生活用水を確保することが難しかった。政府によって設けられた井戸は、空井戸であった。そのため、ラナ・スンカイ川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、この小川で行った。

こうした劣悪な居住条件の下で、1年間そこに滞在した。その間、クアラン・ジャヤ地区に移転する準備を行った。

クアラン・ジャヤ地区には、1986年の時点に購入した1.25ヘクタールの土地があった。購入価額は、30万ルピアであった。そこに、21×9メートルの規模の木造家屋を新築した。建築費には、補償金と貯金を充てた。

新居では、飲料・調理用水は、住居から500メートルほど離れた所を流れるルンコ・マリ(Lungkok Malik)川から取水している。この川水は、煮沸すれば、飲用できる。

ルンコ・マリ川は、幅3メートル、深さ1メートルで、年中涸れることなく流れている。水浴び、洗濯も、この小川で行っている。なお、トイレ施設は、新居の脇に設けた。

新居への移転に際して、電気も付設した。据え付け料金は、50万ルピアであった。毎月の電気料金は、約1万2,000ルピアである。

現在、主要な収入源となっているのは、クアラン・ジャヤ地区における4ヘクタールのゴム園からの樹液採取である。このゴム園のうち、1ヘクタールは、8年前(1997年)にウラヤット地を自分で開墾して造成した。そこへは、500本のゴム樹を植え付けた。残りの3ヘクタールのゴム園は、購入した。

他方、ラナ・スンカイ村には、4ヘクタールのゴム農園がある。2ヘクタールは、政府供与のゴム農園で、もう2ヘクタールは、最近死去した母親から相続した農園である。これらの農園においては、2000年に、それぞれ1,000本ずつのゴム樹を植え付けた。しかし、ラナ・スンカイ村まではかなりの距離があるために、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に出掛けるわけにはいかない。そのため、植え付けゴム樹のうち、すでに400本ほどが、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまっている。

この残存ゴム樹1,600本からの樹液採取も、最近始めた。そこからは、週当たり約25万ルピアの収入がある。

こうしたことから、パラウイジャ地も、0.8ヘクタールある。0.4ヘクタールは、政府による支給地で、残りの0.4ヘクタールは、相続地である。これらの土地には、2000年に、それぞれに200本ずつのゴム樹を植え付けた。それからは、現在、月間約25万ルピアの収入が得られている。

こうした収入があるために、生活に窮するというようなことはない。電気代も払えているし、四男(中学生)の学費も捻出できている。

しかし、年齢からして、ゴム樹の手入れ／管理および採取に出掛けられなくなってきており、今後は、これらの仕事を息子たちに委ねることを考えている。

アブドゥル・ガニジャス(ABD. Ganijas)

原告番号： D. 313

性別： 男性

生年月日： 1943年8月14日

年齢： 62歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村ルブック・アグン集落

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： タワリブ(Thawalib)イスラム大学卒業

職業： イスラム学校教師

家族構成： 2人——妻(51歳)、子供なし

移転前の生活状況

旧村では、12×5メートルの大きさの家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは30メートルほど離れているだけであった。そのため、洪水に見舞われたこともあった。

他方において、カンパル川への近接性から、生活水の確保は容易であった。飲料・調理用水は、この川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

農園としては、3ヘクタールのゴム園と0.25ヘクタールのミカン園を所有していた。また、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、コーヒー、ランバイなどの果樹が植えられていた。

旧村では、人々の生活は、経済的に安定していた。また、人々の宗教心も篤かった。そのため、宗教的・社会的活動が活発に行われた。とりわけラマダン(断食月)の前後には、種々の伝統行事が催された。

そうした伝統社会では、人々の間に互助の精神が広く行き渡り、豊かな人々は、貧しい人々の生活に配慮するのが当たり前のこととされていた。例えば、貧困家庭のために、近所の人々が「ゴトン・ロヨン」の共同作業で家を建てるというようなことは、随所で行われていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、真の意味での「ムシャワラ」会合は、一度も開かれなかった。村長などの政府関係者によって開かれた公式の会合には、「バビンサ」が、必ず顔を出していた。そのような会合では、人々は、自由に発言することはできなかった。もしも自由に発言できる場があれば、ダム建設には当然に反対したであろうというのが、彼の本音である。

また、政府により移転同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1991年9月にアニス氏が、日本政府に対してコトパンジャン・ダム建設への融資の中止を訴える目的で訪日したことは知っていた。しかしながら、彼と会って直接に話をするというようなことはなかった。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪ねて来た。彼等は、15分ほど、家の周りを歩き回っただけであった。そのような形だけの調査には、到底納得できなかった。また、彼等は、調

査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1993年に受け取った。補償金額は、約900万ルピアであった。これには満足しなかったが、当時の政治状況の下では、異議申し立てを行い得るような雰囲気ではなかった。

移転後の生活状況

移転当時には、住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。住宅は、6×6メートルの木造家屋で、屋根は、アスベスト葺きであった。

給水施設としては、2世帯に1個の井戸が備え付けられていた。しかし、水質は劣悪であった。そのような水でも飲用するほかなかった。また、雨水も飲んだ。

その後も、井戸を改善するだけの資金的余裕はない。そのため、現在も、この井戸を使用している。水質的には、未だに良くないが、これ以外に生活用水を確保できる手段がないのである。

移転当時、家の脇に設けられたトイレ施設も劣悪であった。地中に便器を埋め込んで、木板で覆っただけの簡単な装置で、その傍らに腐敗槽が付置されていた。しかし、洗浄水が得られないために、排泄物が溜まり、悪臭が漂った。そのため、1年ほどで、それを使うのを止めてしまった。その代わりに、ラナ・スンカイ川まで出掛けて用を足した。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けに際しては、政府により、苗木、肥料などととも、手入れ／管理資金が支給された。それを利用して、自分自身で植え付けを行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた場所にある。そこへ行くだけでも、徒歩で1時間もかかる。そのため、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に通うことはできない。また、たとえ通ったにしても、当面の収入不足の解消にはならない。

そうした理由のために、折角に植え付けたゴム樹が失われてきている。2000年には900本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ400本にすぎない。500本ものゴム樹が、すでに消失してしまっているのである。その主な原因は、鹿の食害である。

パラウイジャ地においては、当初、ミカン樹を植え付けてみた。しかし、結実しなかった。土壌の肥沃度が欠けているためである。そのため、5年前に200本のゴム樹を植え付けた。これらのゴム樹も、鹿の食害を受けており、約150本に減っている。

このパラウイジャ地のゴム樹からの樹液の採取は、まだ幾分早いのであるが、背に腹は変えられないために、樹液採取を始めている。これが、現在の主要な収入源である。

なお、イスラム学校での教師としての俸給は、月額20万ルピアである。村人の生活状況に照らしてみるならば、この俸給の引き上げを求めるわけにはいかない。

サエラ(Saerah)

原告番号： D. 514

性別： 女性

生年月日： 1963年

年齢： 42歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村ルブック・アグン集落

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——病気のため

職業： 農業

家族構成： 3人——長女(18歳)、次女(14歳)——夫(63歳)とは、1994年に離婚した。

移転前の生活状況

旧村には、二つの家屋があった。一つは15×9メートルの大きさで、もう一つは9×7メートルの大きさであった。これらの住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

所有農園としては、4ヘクタールのゴム園と2ヘクタールのミカン園を有していた。このほかに、2.5ヘクタールの水田も所有していた。半分は灌漑水田で、残り半分は天水田であった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、残りは、市場で売り捌いた。

また、家の周りには、1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ピナンなどの果樹が植え付けられていた。

こうしたことから、生活は、非常に安定していた。米は自給できたし、また必要な現金は、ゴム、ミカン、米の販売で得られた。その上、生活用水に困ることもなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府サイドからの一方的な説明ばかりで、正確な情報は得られなかった。また、政府により移転同意を求められたことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、2名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、30分ほど滞在しただけであった。そのような短時間での調査には強い不信感を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、150万ルピアであった。所有資産に比べて、余りにも少ない補償額であった。

これには、大きな精神的ショックを受けた。しかしながら、受け取りを拒否すれば、すべてを失うと聞かされていたので、異議を申し立てることができなかった。

他方において、移転と補償金をめぐるゴタゴタは、家庭崩壊の原因となってしまった。移転に先立って、夫婦喧嘩が絶えず、遂に離婚に踏み切ることになった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって提供された住宅は、6×6メートルの小さな木造家屋であった。その上、家屋の屋根は、アスベスト葺きであった。

給水施設としては2世帯に1井戸が設けられていたのであるが、水質は劣悪であった。そのため、飲料・調理用水は、ラナ・スンカイ川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、この川で行った。

移転後すでに10年以上を経過したのであるが、未だに安全な飲み水は得られていない。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)施設も、未だに整備されていない。そのため、今日でも、飲料・調理用水の取水のみならず、水浴び、洗濯、排泄など、すべてをラナ・スンカイ川で処理している。

移転当時、収穫可能なゴム樹が植えられていると聞かされていた農園は、空き地状態であった。それから少々待たされた後に、2001年になって、ようやくにして再植樹事業が実施された。この事業の下では、政府支援を受けて、自分自身でゴム樹の植え付けを行った。

この植え付けでは、800本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在では、約600本ほどしか生育できていない。およそ200本のゴム樹が、猪や鹿などの食害、シロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまったのである。

ゴム農園は、住居からは5キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路が整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に出掛けることはできない。そのようなことをしては、一家が飢え死にってしまうからである。

長期的に眺めれば、ゴム樹の手入れ／管理をしなければならないことは判っているのであるが、当面の生活の糧を得ることの方が、優先事項なのである。この点は、ジレンマそのものであり、非常に難しい選択であるが、現時点での胃袋を満たすことを優先せざるを得ないのである。

パラウィジャ地においては、当初、陸稲を植え付けてみた。しかし、うまく行かなかった。猪の被害のためであった。そのため、その後、パラウィジャ地には、70本のゴム樹を植え付けた。

このパラウィジャ地のゴム樹からは、現在、1ヵ月当たり100キログラムの樹液が採取できる。これが、現在の唯一の収入源である。しかし、この程度の収入では、到底生活できない。

そのため、農園労働者として働きに出ざるを得ない。しかし、そのような雇用機会も、毎日あるわけではない。手元に現金がない場合には、近くの売店から前借りして、何とか食いつないでいる。

こうした生活の困窮振りを見兼ねて、次女は、小学校卒業後、中学への進学を諦めて働きに出た。現在は、クオの町で子守(baby-sitter)として働き、仕送りをしてくる。

⑧ アナス・イマム(Anas Imam)

原告番号： D. 87

性別： 男性

生年月日： 1954年8月2日

年齢： 51歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(38歳)、長男(19歳)、長女(16歳)、次女(13歳)、三女(7歳)

移転前の生活状況

旧村では、15×9メートルの規模の家屋に、6人家族で生活していた。住居は、カンパル川からは200メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川はまた、恰好の漁場でもあった。魚は、量的にも、また種類の点でも多く、簡単に獲ることができた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村には、4.5ヘクタールのゴム園と1.5ヘクタールのミカン園があった。また、2.5ヘクタールの灌漑水田もあった。

さらに、家の周辺には、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ドゥク、ランバイ、ナンカなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村では、経済的には比較的恵まれた立場にあった。米と魚は自給でき、またゴム、ミカン、米の販売で、必要な現金を得ることができた。その上、必要な生活用水は、少し遠かったが、カンパル川にまで出掛ければ、幾らでも得られた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1985年にコーラン朗詠コンテスト(Musabaqoh Tilawatil Qur'an)に出席した際にニニック・ママックのダトゥ・ハリパ(Dt. Halipah)から聞いた。しかし、その後、ニニック・ママックらの社会指導者は、伝統的意味での「ムシャワラ」会合を開こうとしなかった。

また、政府の側からも、住民の意見を聞こうとする動きもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1991年には、財産目録作成チームが訪問して来た。調査チームは、5名の政府関係者で構成されていた。彼等は、約1時間半にわたって調査した。しかし、移転するつもりはなかったので、「住民財産目録書」には署名しなかった。

その後、移転に応じなければ、補償金は勿論、移住地での住宅、ゴム農園、パラウィジャ地など、一切の立ち退き補償が得られないとの噂が広まった。そのため、仕方なく、1993年に補償金の受け取りに応ずることにした。補償金額は、200万ルピアにすぎなかった。

旧村での所有資産に比べて、余りにも少ない補償金額であることに怒り心頭に達した。それで、村長、郡長は勿論、県知事のサレー・ジャシットに対しても抗議した。しかしながら、これらの政府関係者からは何らの応答もなかった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントな造りという事前説明とは異なり、6×6メートルの木造家屋であった。しかも、屋根は、アスベスト・スレートで造られていた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、水質は劣悪で、飲用できるような代物ではなかった。かといって、アスベスト葺きの屋根から落ちてくる雨水を飲むわけにもいかなかった。そのため、ラナ・スンカイ川にまで取水に出掛けた。

トイレ施設も劣悪であった。不衛生で、悪臭がひどかったために、短时日で使用するのを止めてしまった。

当地に移転してから、すでに10年以上が経過したのであるが、その間政府は、MCK施設を建設しようとしてこなかった。そのため、今日でも、ラナ・スンカイ川が、飲用・調理用水の取水源であり、また水浴び、洗濯、排泄の場でもあるのである。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、何も植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植え付けは、政府支援を得て、自分の手で行った。

その際には、頑張って、2000本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在では、300本ほどしか残っていない。主として鹿の食害のためである。

パラウィジャ地においては、当初、陸稲を植え付けてみた。しかし、この試みは、失敗してしまった。猪の被害のためである。そこで、マンゴー、ドリアン、ジュンコル、ドゥクなどの果樹を植えてみた。しかしながら、この植樹も、うまく行かなかった。土壌に栄養分がないために、結実しないのである。そのため、パラウィジャ地には、3年前にゴム樹を植え付けた。

こうしたことから、目下のところ、ゴム農園とパラウィジャ地のいずれからも収入が得られない。そのため、農園労働者として働きに出る傍ら、仲買業を営むことで生計を得ようとしている。

しかし、それらによる収入は、ごく僅かである。食べるのが、精一杯である。そのため、次女(中学生)と三女(小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。

こうした厳しい生活状態であるとはいえ、次女の学業成績は、学校でもトップクラスであるので、何とかプカンバルの高校にまで進学させたいと考えている。そのためには、今後、苦労は厭わなつもりである。

シアム(Siam)

原告番号： D. 62

性別： 女性

生年月日： 1945年

年齢： 60歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 7人——夫(死亡)、長男(40歳)、次男(34歳)、長女(31歳)、次女(25歳)、三男(21歳)、四男(20歳)

移転前の生活状況

旧村では、二軒の家屋を有していた。いずれの家屋も、6×6メートルの大きさであった。カンパル川からの距離は、一つの家屋は40メートル、もう一つの家屋は150メートルであった。これらの家屋は、雨季には、しばしば洪水に見舞われた。特に1978年の大洪水の際には、冠水被害を受けた。

他方において、カンパル川の恵みも享受した。特に飲料水、調理用水、水浴び、洗濯など、生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

また、彼女の夫は、しばしばカンパル川に出掛けて行って漁業を行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は、市場販売に回した。

土地的には、0.5ヘクタールのミカン園を有していた。また、0.5ヘクタールの水田(天水田)もあった。ミカンは販売し、米は自家消費した。

家の周辺の庭地には、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ドゥク、ピナンなどの果樹があった。また、コーヒー樹も植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、移転の直前になって知った。このダム建設事業とそれに伴う住民移転問題について、立ち退き対象住民の意思が問われることはなかった。

彼女の夫が、「移転同意表明書」に署名したかどうかは知らない。少なくとも彼女としては、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、5名の政府関係者がやって来た。彼等は、30分ほどただけで引き上げて行ってしまった。彼等には、夫が対応したので、彼が「住民財産目録書」に署名したのかどうかは判らない。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、100万ルピアであった。少なすぎると思ったが、怖くて異議を申し立てることはできなかった。

移転後の生活状況

事前の政府説明とは異なり、提供された住宅は、セミ・パーマネントの造りではなく、36平方メ

ートの木造家屋であった。しかも、アスベスト葺きの屋根であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が用意されていたが、水質的には悪く、飲用には適さなかった。そのため、飲料・調理用水は、ラナ・スンカイ川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川を利用した。

このような状態は、今日においても変わりはない。政府によってMCK施設が建設されない状況の下では、飲料・調理用水のみならず、水浴び、洗濯、排泄など、すべてをラナ・スンカイ川に依拠せざるを得ないのである。

電気についても、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は守られなかった。据え付け料金として35万ルピアを支払わされた上に、初年度から毎月8,000ルピア前後の電気料金を徴収されているのである。

移転した際には、その時点で樹液の採取できるゴム樹が植えられているという政府約束は、全くの嘘であった。実際には、ゴム農園には、苗木でさえも植わっていなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは5キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路が整備されていないために、歩いて行き来するしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が十分にできない。

2001年には800本のゴム樹を植え付けたのであるが、今日まがりなりにも生育し得ているのは、およそ400本にすぎない。過去4年間に半減してしまったのである。ゴム樹の消失の主因は、猪と鹿の食害である。

パラウイジャ地においては、当初、陸稲を植え付けた。しかし、猪の被害のために、失敗に終わってしまった。そのため、パラウイジャ地には、2年前にゴム樹を植え付けた。

こうしたことから、現在、ゴム農園とパラウイジャ地のいずれからも収入を得られない。そのため、農園労働者として働きに出ざるを得ない。しかし、そのような雇用機会は毎日あるわけではないので、1週当たりの収入は、5万ルピアにしかならない。

この程度の収入では、米、魚などの生活必需品を買うことはできない。そのため、現金が手元にならない場合には、近所のケダイ——小売店(kedai)——から前借りするしかない。

グスニマル(Gusnimar)

原告番号： D. 184

性別： 女性

生年月日： 1972年8月2日

年齢： 33歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——夫(46歳)、長女(13歳)、長男(11歳)、次女(9歳)、次男(5歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、9×6メートルの大きさであった。住居は、カンパル川の岸辺に位置しており、水辺からは15メートルほどしか離れていなかった。

そのため、雨季には、洪水に見舞われたこともあった。特に1978年の大洪水の際には、家全体が水中に没した。

他方において、川辺に住むことのメリットも大きかった。飲用・調理用水は、カンパル川から容易に入手できた。また、水浴び、洗濯なども、川岸の洗い場で、簡単にできた。

その上、漁業にも好都合であった。彼女の夫は、しょっちゅう漁業に出掛けた。漁獲物は、食卓にも乗せたが、多くは販売用に回した。これは、貴重な現金収入源であった。

土地的には、0.5ヘクタールのゴム園を有していた。また、家の周囲には、40×20メートルの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ピナンなどの果樹が植わっていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、噂には聞いていたが、一般住民向けの政府説明はなかった。村長らの社会指導者レベルでは話し合いが行われたようであるが、一般住民のレベルにまで内容は伝わってこなかった。また、ニニック・ママックらも、「ムシャワラ」会合を開こうとはしなかった。

こうした状況の下で、突然に財産目録作成チームが訪問して来た。調査メンバーは、5名の政府関係者であった。彼等は、30分ほど、家の周辺を見回っただけであった。そのような調査のやり方には納得できなかった。また、彼等は、調査結果の確認さえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、100万ルピアであった。幾ら何でも少なすぎると思った。しかし、それを受け入れなければ、移住先では住宅、ゴム農園、パラウィジャ地などを与えられないと聞かされていたので、異議を唱えるのは差し控えた。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意されていたのは、板壁、薄いセメント張りの床、アスベスト葺き

の屋根という粗末な住宅(6×6メートル)であった。セミ・パーマネントの造りの住宅というのは、住民を移転させるための単なる方便にすぎなかったのである。

給水施設としては、2世帯に1井戸が用意されていた。しかしながら、水質的には劣悪で、飲用できるような水ではなかった。そのため、ラナ・スンカイ川にまで水汲みに出掛けて、飲料・調理用水に充てた。

また、家の脇に備え付けられたトイレ施設も、劣悪であった。不衛生極まりない上に、悪臭には耐えられなかった。そのため、短時日で使用するのを止めてしまった。その代わりに、水浴びと洗濯を兼ねて、ラナ・スンカイ川に行き、そこで用を足した。

電気については、据え付け料金はタダで、また1年間の電気料金も無料であると聞かされていたのであるが、この点でも政府によって裏切られた。設置料として35万ルピアを支払わされた。また、初年度から電気代も払わされた。毎月の支払い額は、1万ルピアである。

ゴム農園についても、政府によってペテンにかけられた。移転時に収穫可能な状態にあるというのは、真っ赤な嘘で、ゴム農園には苗木一本植えられていなかった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2001年になってからであった。この植樹は、政府から苗木、肥料、植え付け/管理資金などの提供を受けて、自分自身で行った。

その際には、800本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、約300本にすぎない。およそ500本ものゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために、すでに失われてしまったのである。

残存しているゴム樹も、今後はたして無事に生育できるのかどうか、非常に心許ない。なぜなら、ゴム農園は、住居から3キロメートルも離れているために、手入れ/管理に訪れることが難しいためである。そこへは歩いて行くしか方法がないが、出掛けるとなれば、一日がかりとなってしまう。ということは、その日の稼ぎを犠牲にしなければならないのである。

パラウィジャ地においては、当初、陸稲を植え付けてみた。しかし、これは、うまく行かなかった。そのため、この土地には、5年前にゴム樹を200本植え付けた。そのうち、現在、約100本が、無事に生育しているのである。

このパラウィジャ地に植え付けたゴム樹からの樹液の採取は、まだ幾分早い、それでも背に腹は変えられず、昨年からの樹液を採取し始めた。これが、現在、唯一の収入源である。

しかし、これら100本ほどのゴム樹の若木からの樹液採取だけでは到底生活して行けない。そのため、夫婦ともに、農園労働者として働きに出ている。彼女の稼ぎは、1日当たり1万ルピアである。他方、彼女の夫の俸給は、1日当たり2万ルピアである。

しかし、これだけの収入では、食べるのに精一杯である。そのため、電気代の支払いも滞納気味である。また、長女(中学生)、長男(小学生)、次女(小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。

また、長女の交通費も頭痛の種である。ルブック・アグン村には小学校しかないため、長女は、プロウ・ガダン村の中学校に通わねばならないのであるが、バス代だけで毎日2,000ルピアを要するのである。

こうしたことから、授業料と交通費については、それらの必要が生じるたびごとに、農園主ないしはケダイ(小売店)主から前借りすることで、彼等の就学を続けさせている。そのため、常に借金が先行する状態が続いている。現状では、まさに借金労働者(bonded labourer)である。

(10) グヌン・ブンス村

グヌン・ブンス集落の住民は、故郷を離れることに強く抵抗した。しかし、こうした抵抗も、「サトコルラック」の脅しのために表面化しなかった。

こうして、旧グヌン・ブンス地区の住民は、1993年3月23～25日に、南シベルアン第1村(グヌン・ブンス・バル村)に移転した。新村は、東方ではムアラ・タクス村、北方ではポンカイ・バル村、南方ではタンジュン村、西方ではタビン(Tabin)村に境を接している。移住地では、各々の世帯は、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールのゴム農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地を与えられた。

しかし、政府によって用意された住宅は、6×6メートルの広さしかなく、板囲いの壁、トタン屋根、薄いセメント張りの床という造りであった。その上、移転時には、住宅のほとんどが未完成の状態であった。そのため、これらの住宅を割り当てられた住民は、ドアや窓もない家屋で、雨露をしのがなければならなかった。

また、多くの住宅が湿地帯に建設されていた。そのため、雨季には冠水騒ぎが発生した。経済的に余裕のある人々は、自らの資金で高台に移転した。しかし、そのような余裕のない人々は、未だに冠水可能地帯に住み続けている。

給水施設としては、2世帯に1個の井戸が設けられた。井戸の深さは約5メートルで、ゴム製のロープの先につけたバケツを、滑車を使って井戸底に垂らして、それで汲み上げるという仕組みであった。

しかし、滑車を支える支柱は、短時日のうちに壊れてしまった。また、多くの井戸が、湿地帯に設けられたために、水質的には劣悪で、黄褐色に濁っているばかりでなく、悪臭までもがする。

トイレは、屋外に簡単な排泄施設が設けられているだけであった。深さ1メートルほどの穴の上に便器と木板を乗せ、その周りを板囲いし、また腐敗槽をトタン板で覆うという形で設けられた。しかし、洗浄装置が付置されていなかったために、排泄物が腐敗槽に流れて行かなかった。また、腐敗槽の壁面は木製であったために、1年も経たないうちに腐食して、崩れ落ちてしまった。

そのため、多くの住民は、短時日でその使用を止めてしまった。そして、彼等は、裏庭に穴を掘って、排便するか、ないしは近くの小川まで出掛けて、そこで用を足している。

また、移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。当初の植え付け事業が失敗したのは、契約業者が、政府関係者と結託して、植樹資金を着服してしまったからであった。

その後、住民は、1999年に、他村の住民とともに、政府約束の履行を求めて、プカンバルの州知事庁舎前で抗議デモを行った。その後、ようやくにして再植樹計画が実施された。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を得て、住民自身が作業を行うという形で行われた。

しかし、住民の多くは、その日の糧を得るのに精一杯であるために、ゴム農園の手入れ／管理までには手が回らない。その上、相当数のゴム樹が、猪、鹿などの食害、ないしはシロアリ、キノコなどの病虫害の影響を受けている。

さらに、パラウィジャ地の多くは、未だに空き地のままである。これは、基本的に土壌に肥沃度が
ないことに起因している。

こうしたことから、住民の多くが、収入源のない状態に置かれている。一部の住民は、日中は旧村
の水没を免れた田畑に通って耕作を行い、夜は移住地に戻るといった生活を行っている。

しかし、水没により田畑を失ってしまった人々は、そのようなこともできない。そのため、相当数
の住民が、賃労働に生活の糧を求めている。そのような雇用機会がない場合には、ムランタウとして、
村外に働き口を求めざるを得ない。

なお、この村でも、未だに立ち退き補償問題が片付いていない。この問題の根底には、政府関係者
の「汚職」の問題が横たわっている。

とりわけ「孤立状態」にある島に残された8ヘクタールの土地と62戸の家屋の補償問題が片付い
ていない。家屋が補償されたのみで、土地と樹木は補償されていない。

さらに、新村は、旧土地所有者の土地を無補償のままに収用して造成された。この点での補償も、
未だになされていない。

これに加えて、この村では、隣村のタンジュン村との間で土地紛争が持ち上がっている。この村は、
タンジュン村のウラヤット地において造成されたためである。

アブ・バカル(Abu Bakar)

原告番号： I. 98

性別： 男性

生年月日： 1954年7月4日

年齢： 51歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 10人——妻(40歳)、長女(26歳)、次女(24歳)、三女(21歳)、長男(18歳)、次男(16歳)、三男(14歳)、四男(12歳)、五男(4歳)

移転前の生活状況

旧村では、13×8メートルの規模のセミ・パーマネントの家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、井戸水を利用した。

カンパル川には、しばしば漁業に出掛けた。魚が多く、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭用消費に充てた。

旧村では、12ヘクタールのゴム園と2ヘクタールのミカン園を有していた。その他に、2.25ヘクタールの水田も有していた。0.25ヘクタールが灌漑水田で、2ヘクタールが天水田であった。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

また、家の周りには0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、マンゴー、マンゴスチン、ピナン、ドック、コーヒー、バナナなど、数多くの果樹が植え付けられていた。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米、魚、果物などは自給できたし、またゴムとミカンの販売で必要な現金は得られた。その上、生活用水に困ることもなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトとそれに伴う住民移転問題については、政府による公式の説明は一度もなかった。また、この問題に関して、「ムシャワラ」会合が開かれたこともなかった。そのため、この問題について、自分の見解を表明する機会は一度もなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪れて来たことは憶えている。3名の政府関係者であった。彼等は、15分ほど家の周りを歩き回っただけであった。余りのずさん調査に腹が立った。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金については、補償委員会は、当初、旧村の家が水没していないとの理由で、補償対象のうちには含めないとの見解を打ち出した。実際にも、旧村の家は、水没しなかったのであるが、孤島状態に置かれた小島に残されている。そこへはサンパン(小舟)によって行くしか方法がない。また、そこ

で生活が営めるわけではない。

そのため、カンパル県知事のサレー・ジャシットに対して抗議した。その後、国家土地庁(BPN, **Badan Pertanahan Nasional**)の役人とともに、兵士3名が、自宅に押し掛けてきた。これらの軍人は、バトゥ・ブルスラット村にある軍地方司令部(KORAMIL)の兵士であった。そして、兵士の一人は、腰から拳銃を抜き出して、銃口の逆側でテーブルを叩いて、「つべこべ言うなら撃つぞ」と脅した。

こうした威嚇のために、その後は何も言えなくなってしまった。承服できなかったが、政府側の提示額を受け入れるより方途がなかった。

結局のところ、補償金は、二回に分けて支払われた。移転前に700万ルピア、移転後に700万ルピアを受け取った。これらは、家屋に対する補償金である。土地と果樹については、未だに補償金が支払われていない。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントの造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。住宅は未完成状態で、床はセメント張りされていたが、窓はなかった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。水質的には必ずしも良質とは言えないが、他の井戸に比べれば、まだましな方であった。

トイレ施設としては、家の脇に簡単な排便施設が設けられているだけであった。不衛生で、悪臭に耐えられなかったために、約6ヵ月使っただけで、その後は利用するのを止めてしまった。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年7月になってからであった。この植え付けは、政府から苗木、肥料、手入れ／管理資金などの提供を受けて、自分自身の手で行った。

ゴム農園は、住宅からは5キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路が整備されていないために、徒歩で行き来しなければならない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。

こうしたことから、ゴム農園の周辺にネットを張ることにした。それにより、猪や鹿などの食害を防ぐことに成功してきている。2000年の植樹の際には、940本のゴム樹を植え付けたのであるが、そのほとんどが獣害を受けることなく、順調に育っている。

パラウィジャ地には、移転時(1993年)に、150本のミカン樹を植え付けた。これは、ほぼ成功であったが、徐々に生産量が落ち込んできたので、2000年にはゴム樹に切り替えて、160本の苗木を植え付けた。

しかしながら、ゴム樹からは、未だに樹液を採取することはできない。そのため、生活費を稼ぐために、仲買人(tauke)としての仕事を営んでいる。取り扱っているのは、魚類、果樹などである。これらの産品を村人から買い集めて、クオ、バンキナン、パヤクンプなどに運んで行き、そこで売り捌いている。

サムスル・バーリ(Samsul Bahri)

原告番号： I. 242

性別： 男性

生年月日： 1942年

年齢： 63歳

出生地： 西スマトラ州コト・バングン(Koto Bangun)

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 裁縫業

家族構成： 5人——妻(45歳)、長女(20歳)、長男(23歳)、次女(13歳)

移転前の生活状況

1970年に結婚した。妻がグヌン・ブンス村に住んでいたために、新居を同村に構えた。新居は、7×6メートルの大きさであった。

住居は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。洪水の被害に見舞われることはなかったが、1978年に一度だけ床下浸水を経験した。その際には、20センチメートルほど冠水した。

飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。また、カンパル川では、漁業も行った。手で獲れるほどの魚がいた。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場で販売した。

結婚後、妻とともにウラヤット地を開墾して、2ヘクタールのゴム園、1ヘクタールのミカン園、0.75ヘクタールの灌漑水田を造成した。また、0.5ヘクタールの庭地には、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、マンゴー、マンゴスチン、ピナン、コーヒーなどの果樹を植え付けた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1979年に東電設計(TEPSCO)の調査団がグヌン・ブンス村にやって来た際に知った。TEPSCO調査団は、4名で構成されていた。

その後、コトパンジャン・ダム建設計画とそれに伴う住民移転問題については、「ムジャワラ」会合が開かれたことは一度もなかった。それ故、「移転同意表明書」については、それを見たこともないし、また署名したこともない。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、20分ほど家の周辺を歩き回っただけであった。そのような調査のやり方には、大きな疑問を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、265万ルピアであった。このような金額には不満であったが、政府に対して抗議するというようなことはしなかった。その後の反発が怖かったためである。

移転後の生活状況

移転時には、住宅(6×6メートル)は、未だ工事中であった。床は土壌が剥き出しのまま、また窓もなかった。電気もない状態では、室内が真っ暗なので、自分で窓を取り付けざるを得なかった。

移転地には井戸も用意されていなかった。そのため、雨水を溜めて飲用した。政府によって井戸が設置されたのは、1年後になってからであった。しかし、井戸水の水質は劣悪で、黄色に濁っていた。そのため、井戸水は、水浴びと洗濯用にしか使わず、飲料用には雨水を利用し続けた。

住宅には、トイレ施設も付置されていなかった。そのため、汚物をプラスチック・バックに入れて、庭先にまで持って行き、そこに埋め込んだ。

移転時には、ゴム農園には、何も植えられていなかった。ゴム樹が植え付けられたのは、2000年になってからであった。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分自身で行った。

ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた場所にある。そこへは、徒歩で行き来している。しかし、目下のところは、裁縫師としての仕事が収入源であるので、ゴム農園の手入れ／管理に頻繁に通うことはできない。

2000年の植樹の際には、900本のゴム樹を植え付けた。しかし、現在残っているのは、およそ800本である。100本ほどのゴム樹が、すでに猪、鹿、シロアリなどの被害を受けている。

パラウイジャ地には、最初に陸稲を植え付けてみた。しかし、この植え付けは、失敗に終わってしまった。土壌が痩せているのと、猪、鳥などの被害を受けたためである。そのため、現在は、ゴム樹を植え付けている。

電気については、据え付け料金と1年間の電気料金は無料という政府約束は嘘であった。設置料としては、60万ルピアを支払わねばならなかった。また、毎月の電気代としては、3万5,000～4万ルピアを払っている。

ゴム農園からの収入がない状況の下では、裁縫業からの収入が、唯一の頼りである。しかし、現状では、次女(小学生)の授業料を払うのがやっとである。生活を切り詰めて、何とか遣り繰りしているのが、実情である。

カマル(Kamar)

原告番号： I. 9

性別： 男性

生年月日： 1958年1月1日

年齢： 47歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 学歴経験なし

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(45歳)、長女(25歳)、長男(24歳)、次男(19歳)、三男(13歳)、次女(10歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、9×8メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは500メートルほど離れていた。そのため、飲用・調理用水は、井戸水を利用した。水浴び、洗濯なども、井戸水を用いた。

しかしながら、カンパル川へは漁業のために頻繁に足を運んだ。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村でのゴム園は、30ヘクタールもの広さがあった。このほかに、0.5ヘクタールのミカン園もあった。さらに、1ヘクタールのドリアン農園もあった。

これに加えて、家の近くには、養魚池が一つあった。そこでは、グラミ、ニラなどの魚類を飼育した。

さらに、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、コーヒー、ランブータン、ピナン、バナナなどの果樹が植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想とそれに伴う住民移転問題については、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。また、政府により移転同意を求められたこともない。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪れたことは、承知している。しかし、当時外出していたので、自分は会っていない。自分に代わって、妻が対応したので、詳細については知らない。しかしながら、妻は、「住民財産目録書」に署名したとは言わなかった。

補償金は、移転前に受け取った。補償金額は、620万ルピアであった。これは、家と果樹に対する補償で、このうちには土地に対する補償は含まれていない。つまり、31.5ヘクタールもの広大な土地に対する補償がなされなかったのである。

この問題については、カマル氏は、補償委員会に対して異議を申し立てた。これに対して、補償委員会は、彼の所有地が水没していないからであると説明した。しかし、彼の土地の大半は、新村の造成のために収用されたのであるから、当然に補償されるべきであると主張したのであるが、補償委員

会は、彼の言い分を受け付けなかった。

移転後の生活状況

政府により、移転したら良い家が与えられると言われたが、この期待は裏切られた。政府によって用意された住宅は、6×6メートルの粗末な木造家屋で、窓でさえも取り付けられていなかった。また、家の中には、水と土砂が、およそ50センチメートルも堆積していた。

彼に対して提供された住宅は湿地に建てられていたために、雨季のたびごとに浸水に見舞われた。そのため、彼は、自分で側溝を掘り、また養魚池を造成することで、何とか浸水被害を食い止めることができた。

その上、彼にあてがわれた住宅には、井戸が備え付けられていなかった。そのため、彼は、自分で井戸を掘り、何とか生活用水を確保した。

トイレ施設としては、簡単な排便施設が設けられているだけであった。排泄物が溜まり、悪臭がひどかったので、短時日で使用を止めてしまった。

ゴム農園についても、移転時に成木が用意されているという政府約束は守られなかった。ゴム農園には、苗木一本でさえも植えられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植え付けは、政府によって提供された苗木、肥料、管理資金などを用いて、彼自身で行った。

住居からゴム農園までは4.5キロメートルもの距離がある。アクセス道路が整備されていないために、ゴム農園までは歩いて行くしかない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理ができない。2000年には、960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、約800本にすぎない。鹿と猪の食害に加えて、キノコによる病害が、ゴム樹減少の原因である。

パラウィジャ地には、移転時(1993年)に、300本のゴム樹を植え付けた。これらのゴム樹からは、すでに樹液採取が可能である。目下のところ、これが、主要な収入源となっている。

しかし、それだけでは足りないもので、農園労働者として働きに出ている。1日当たり2万5,000ルピアの俸給である。しかしながら、そのような雇用機会は、週に2日ほどあるだけである。

そのため、ダム湖での漁業にも出掛けている。しかしながら、河川漁業と違って、貯水池漁業は難しい。そのため、漁業による収益は、ごく僅かである。

こうした状況の下では、生活は、非常に苦しい。三男(中学生)と次女(小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。また、電気代を支払うのもやっとなのである。

電気についても、当初の政府約束とは異なり、設置料と電気代とも有料である。据え付け料金として40万ルピアを支払わされた上に、電気料金として毎月2,000ルピアを徴収されている。

ブハリ(Buhari)

原告番号： I. 160
性別： 男性
生年月日： 1982年3月9日
年齢： 23歳
出生地： グヌン・ブンス村
氏族： ピトパン族
宗教： イスラム教
学歴： 小学校(SD)卒業
職業： 農業
家族構成： 未婚

移転前の生活状況

旧村での両親の家屋は、9×8メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。カンパル川からは、およそ500メートル離れていた。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、カンパル川で行った。

彼の父親はまた、カンパル川で漁業も行った。漁獲物の一部は、家庭で消費したが、大半は、販売用に回した。

両親は、6ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園を所有していた。また、1.5ヘクタールの灌漑水田も有していた。収穫米は、一部を家庭で消費し、残りを販売した。

家の傍らには、養魚池が一つあった。ここでは、ニラ、グラミのほか、ラヨ(rayo)魚も飼育した。飼育魚は、家庭でも消費したが、大半は販売に回した。

家の周囲には、0.75ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、コーヒー、バナナ、ピナンなどの果樹があった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、補償金の支払いの時に知った。父親の受け取った補償金額は、1,500万ルピアであった。このうちには、新村の造成のために収用された3ヘクタール分のゴム園の補償は含まれていなかった。

これには、彼の父親は、納得がいかないとして、当時の村長に抗議した。村長からは、「政府のプロジェクトであるから補償されない」という返事しかなかった。

こうした心労のため、父親は、移転後程なくして、1996年に死去してしまった。そのため、彼は、長兄とともに、一家を背負うこととなった。現在の彼の一家の家族構成は、以下の通りである。母親(48歳)、長兄(26歳)、本人(23歳)、妹(20歳)、弟(18歳、高校生)、妹(10歳、小学生)。

なお、ブハリ氏は、移転当時、11歳で、未婚であったので、補償適格者扱いされなかったばかりか、住宅と土地(宅地、庭地、ゴム農園、パラウィジャ地)、さらには生活手当の支給対象者とはされなかった。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅は、窓については工事が終わっていたが、床については未だ工事が終

了していなかった。そのため、床にはセメント張りがなされておらず、土壌が剥き出しの状態であった。

また、カマル氏の場合とは逆に、住宅は、高台の傾斜地に建てられていた。そのため、雨季には、土砂が、家の中に流れ込んできた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかしながら、高地に設置された井戸には水がなかった。そのため、雨水を飲まざるを得なかった。また、カマル氏が井戸を自力で掘った後には、40メートルほど離れた彼の井戸に貫き水に出掛けた。

移転から3ヵ月後に、ブハリ氏自身も、自力で井戸を掘った。水質は、まあまあの状態であった。しかし、乾季には、井戸水は涸れてしまう。そのため、乾季には、未だにカマル氏の井戸に頼っている。

移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植え付けられていなかった。そのため、移転と同時に生活難に陥ってしまった。移転後2年間は、生活手当として、米、塩漬け魚、灯油、塩、砂糖などが支給された。しかし、米は古米で食べられるような代物ではなかったが、生きていくためには口に入れざるを得なかった。他方、塩漬け魚は、腐敗しており、とても口にすることはできなかった。そのため、塩漬け魚は、捨ててしまった。

2000年になって、ようやくにしてゴム樹を植え付けた。政府によって提供された苗木、肥料などを利用して、彼自身で植え付けを行った。

ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた場所にある。アクセス道路が未整備なために、そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の十分な手入れ／管理ができない。2000年には、940本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、800本余りである。140本ほどのゴム樹が、鹿と猪の食害ないしはキノコの病害のために失われてしまった。

パラウィジャ地も、住居からは3キロメートルも離れた遠距離の場所にある。そこへも歩いて行くしか方途がない。そこでは、最初に陸稲を植え付けた。しかし、うまくいかなかった。それで、二番目には、落花生(ピーナツ)を植え付けてみた。しかし、これも成功しなかった。そこで、三番目に、トウモロコシを植え付けてみた。これもまた、失敗に終わってしまった。いずれも、失敗の原因は、土壌そのものの肥沃度の欠如にある。

こうした経験から、パラウィジャ地では、食用作物の栽培は無理であるとの判断を下さざるを得なかった。それ故、2002年には、パラウィジャ地には、200本のゴム樹を植え付けた。

しかし、ゴム樹からは未だ樹液を採取することはできない。現在、主要な収入源となっているのは、旧村のゴム園である。無補償の3ヘクタールのゴム園のうち、1ヘクタールの農園は、新村の造成のために破壊されてしまった。しかし、残りの2ヘクタールの農園は、幸いにも破壊を免れた。この農園からは1日当たり10キログラムのゴム樹液を採取することができる。

しかし、これだけでは収入不足なので、時々日雇い労働に出掛ける。また、彼の母親も、農園労働者として働きに出ている。彼女の日当は、1万5,000ルピアである。

アリ・アムラン(Ali Amran)

原告番号： I. 97

性別： 男性

生年月日： 1945年8月17日

年齢： 60歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： プサントレン卒業

職業： 無職

家族構成： 6人——妻(死亡)、長女(37歳)、長男(30歳)、次男(27歳)、三男(21歳)、次女(18歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×6メートルの木造家屋に住んでいた。カンパル川からは150メートルほど離れていた。しかし、飲用・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川では、漁業も行った。同河川は、生活の基盤そのものであった。他方、洪水に見舞われることはなかった。ただ一度だけ、1978年の大洪水の際には、40センチメートルの床下浸水を経験した。

旧村には、5ヘクタールのゴム園と3.5ヘクタールのミカン園があった。さらに、2ヘクタールの灌漑水田もあった。

家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ピナン、コーヒーなどの果樹が、数多くあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、郡長、県知事などの説明、つまり移転すれば、より豊かな生活を送ることができるとの説明を信じて、旧村を離れることを受け入れた。それ故、「移転同意表明書」には署名した。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、4名で構成されていた。しかし、彼等は、15分ほど家の周りを歩き回っただけであった。そのため、そのような調査のやり方には強い不信感を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

こうした経緯から、財産目録作成チームの訪問後には、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトに対して疑いの目を持つようになった。しかし、旧村には「バビンサ」が1名いて、常に村人を監視していた。

また、プロウ・ガダン村の住民移転に際して軍隊が出動したことも、村人たちは知っていた。そのため、村人の間では、「もし移転しなければ、兵隊が来て、撃たれる」との噂が流されていた。

こうしたことから、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、それへの疑問を口にする

ことはできなかった。そのため、村人の関心は、もっぱらどれだけの補償金が得られるのかに向けられた。

しかし、アリ・アムラン氏の場合には、政府による補償金の提示額は、700万ルピアにすぎなかった。そのため、彼は、当時の村長に抗議したが回答はなく、政府提示額を受け入れるほか方法がなかった。

こうした経緯から、彼が補償金を受け取ったのは、新村への移転後であった。政府の不誠実な対応振りに対しては、彼は、今もって強い怒りの気持を抱いている。

移転後の生活状況

移転時には、住宅は、未だに工事中であった。窓は取り付けられておらず、また床はセメント張りされていなかった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が用意されていた。幸いにも、彼に割り当てられた井戸は、水量的にも、また水質的にも、比較的的良好であった。

他方において、トイレ施設は設けられていなかった。それが裏庭に取り付けられたのは、移転から5ヵ月後のことであった。しかも、板囲いの粗末な施設で、洗浄施設は備え付けられていなかった。そのため、短時日で機能しなくなってしまった。

移転時には、ゴム農園は、空き地のままであった。移転したら、すぐに樹液採取が可能であるという政府約束は、全くの嘘であった。

ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。この植樹にあたっては、政府により、苗木、肥料などが提供されるとともに、植え付け／手入れ資金も供与された。それを利用して、自分自身で植え付けを行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは3.5キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に出掛けるわけにはいかない。

こうしたことから、すでに相当数のゴム樹が、鹿、猪などの食害、さらにはキノコ、シロアリなどの病虫害を受けている。2000年には、950本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在育っているのは、およそ600本にすぎない。

パラウィジャ地については、土壌の肥沃度に欠けるとともに、作物栽培に必要な用水を確保することが難しいという問題がある。そのため、そこでの作物栽培を断念してしまった。現在は、空き地のままである。

こうしたことから、現在は何らの収入源もない。また、悪いことには、目を患ってしまった。そのため、農園労働者として働きに出ることもできない。目下のところは、息子や娘に面倒をみて貰って、辛うじて生き長らえているのが実情である。

ジャリヌス(Jalinus)

原告番号： I. 79

性別： 男性

生年月日： 1964年

年齢： 41歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(35歳)、長男(19歳)、長女(16歳)、次女(12歳)、次男(6歳)、三男(4歳)

移転前の生活状況

17年前(1988年)に結婚して、妻の実家に入った。妻の家は、7×6メートルの規模で、木造家屋であった。住居からカンパル川までは、およそ100メートルほどの距離があった。しかし、飲用・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物の一部は、家庭で消費したが、大半は、市場に出して販売した。

カンパル川からはある程度離れていたのので、洪水に見舞われるということにはなかった。しかし、一度だけ、1978年に床下浸水を経験した。その際には、およそ1メートルの高さにまで冠水した。しかし、1時間後には水位は低下した。

旧村には、2ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園があった。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。

家の周囲には、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ピナン、コーヒー、バナナなどの果樹が植え付けられており、年中色々な果物を食べる事ができた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、当時の村長が開いた会合において知った。この会合には、郡長も出席していた。会合では郡長は、移転すれば、より良い生活が送られるとの説明を行った。具体的には、立ち退き補償に加えて、移住地では、セミ・パーマネントの住宅が与えられ、また給水・電気施設も整っており、その上2ヘクタールのゴム農園と0.4ヘクタールのパラウイジャ地も無償供与されると説明した。

こうした説明の上で、「移転同意表明書」に署名することを求められた。ジャリヌス氏としても、そうした説明を信じて、「移転同意表明書」に署名した。

その後、財産目録作成チームがやって来た。構成メンバーは、6名であった。彼等は、30分ほどいただけであった。そうした調査の仕方には、大きな疑問を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認

でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前の1992年に支払われた。補償金額は、150万ルピアにすぎなかった。旧村での家屋、土地、果樹などの所有状況に照らして、余りにも少ない補償額であった。

移転後の生活状況

移転時には、住宅の工事は、未だ終わっていなかった。彼に提供された住宅では、床はセメント張りされていたが、窓は取り付けられていなかった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は劣悪で、とても飲用できるような代物ではなかった。そのため、雨水を飲用した。

また、トイレ施設は、移転から5ヵ月後に業者により造られたが、便器に木板を被せただけのものであった。悪臭がひどく、不衛生であったため、6ヵ月ほど使用しただけで、その後は使うのを止めてしまった。

現在、MCK(水浴び、洗濯、排泄)としては、雨季には、近くの小川を利用している。しかし、乾季には、この小川は涸れてしまうので、カンパル川にまで出掛けている。

電気については、政府約束は、何ら守られなかった。据え付け料金として45万ルピアを払わされた上に、毎月1万3,000ルピアもの電気代を徴収されている。

移転時には、ゴム農園には、何も植わっていなかった。2000年になって、ようやくにしてゴム樹の植え付けが行われた。この植え付けは、政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れている。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の管理が行き届かない。

2000年には、900本のゴム樹を植え付けたのであるが、今残っているのは、約300本にすぎない。すでに600本ものゴム樹が消失してしまっている。主因は、鹿の食害である。

パラウィジャ地については、最初、陸稲を植え付けてみた。しかし、うまく生育しなかった。土壌条件が悪すぎるためである。それ以降は、作物を植え付けるのを諦めてしまった。そのため、同地は、現在、空き地状態である。

こうしたことから、移転地では、収入源が全くにない。そのため、生きて行くためには、まさになりふり構わないといった状態である。現在、主な収入源となっているのは、違法伐採された木材の運搬人である。これにより、1日当たり3万5,000ルピアの収入を得ている。

しかし、この木材運搬の仕事は、乾季だけで、雨季にはない。そのため、雨季には、貯水池漁業を行っている。しかし、これによる収入は、ごく僅かである。また、漁獲量には、日により大きな違いがある。平均すれば、1日当たり2万ルピアの収入である。

こうした状態では、生活は、非常に厳しい。目下、長女は、バンキナンのプサントレンで学んでいる。また、次女も、小学校に通っている。二人の就学は何としても続けさせたいと思っている。

しかしながら、意欲だけでは、どうにもならない。先立つのは、金である。昨日も、長女から、授業料の支払いのために仕送りを求める手紙が届いた。彼女の願いをかなえるには、借金するしか方法がない。

ラディア(Radiah)

原告番号： I. 14

性別： 女性

生年月日： 1960年

年齢： 45歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 学歴経験なし(両親が死亡したため)

職業： 農業

家族構成： 8人——夫(50歳)、長女(30歳)、長男(27歳)、次男(24歳)、次女(21歳)、三男(19歳)、四男(16歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×8メートルの規模の家屋に住んでいた。カンパル川からは40メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に見舞われることはなかった。ただ一度だけ、1978年の大洪水の際には、床下浸水を経験したが、1時間ほどで水位は低下した。

川辺りであったため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。また、カンパル川では、漁業も行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村には、2ヘクタールのゴム園と0.25ヘクタールのミカン園があった。これに加えて、1ヘクタールの灌漑水田もあった。収穫米は、一部を家庭で消費したが、残りを販売用に回した。

家の周りには、1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ピナン、ドゥク、コーヒー、バナナなどの果樹が植え付けられていた。また、カプウ(kapuk)の木も植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトに伴う住民移転問題については、郡長などの政府関係者は、移転すれば、水道、電気などの施設の完備した豊かな生活を送ることができると説明した。この説明を信じて、「移転同意表明書」には署名した。

その後、財産目録作成チームが、訪れて来た。同チームは、4名の政府関係者で構成されていた。しかし、彼等は、15分ほどで引き上げて行ってしまった。そのような「調査」には、強い不信感を抱いた。また、彼等は、調査結果の確認さえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。その金額は、180万ルピアにすぎなかった。余りの少なさに泣き出してしまった。

旧村での所有資産に比べて、余りの補償金の少なさに、暫くの間は怒りが収まらなかった。しかし、政府に対して抗議する勇気はなかった。怖かったからである。そのため、泣き寝入りするほかなかった。

移転後の生活状況

移転時には、住宅は、未だ完成していなかった。窓は取り付けられておらず、床も土壌が剥き出しの状態であった。

移住先には、井戸もまた、備え付けられていなかった。1年後に政府の請負業者により井戸が掘られたが、5メートルの深さしかなく、地下水脈にまで達しないために、空井戸にすぎなかった。

移住地は、丘陵地帯であるために、地下水脈が深かったにもかかわらず、請負業者は、5メートル掘っただけで立ち去ってしまったのである。そのため、この井戸は、雨水溜めとしての意味合いしかなかった。

その後、自力で11メートルの深さにまで井戸を掘り下げてみたが、湧水は得られなかった。そこで、15メートルまで掘り下げてみた。それによって、ようやく地下水脈にまで達した。しかし、水質的には、必ずしも良好ではない。目下のところ、このような水質でも、飲料・調理用水として使わざるを得ない。水浴び、洗濯も、この井戸水を利用している。

移転時には、トイレ施設もまた設けられていなかった。1年後に、政府の契約業者が来て、家の脇に簡単な排便施設を備え付けた。しかし、洗浄施設が付置されていなかったために、排泄物が堆積し、ひどい悪臭に悩まされた。そのため、この施設は、1年間使っただけで放棄してしまった。その代わりに、自分でトイレ施設を造った。

新村に移転してきた当時、ゴム農園には、成木どころか、苗木でさえも植えられていなかった。ゴム樹の植え付けは、2000年に、政府支援を受けて自分自身で行った。

しかし、その手入れと管理は非常に難しい。ゴム農園は、4キロメートルも離れた場所にあるからである。そこへは徒歩で通うしか方法がない。そのため、こまめに通うというようなことはできない。また、たとえ通っても、当面の生活の糧が得られるわけではない。

こうした状態のために、2000年に植え付けた960本のゴム樹のうち、現在も生育しているのは、およそ500本にすぎない。460本余りが、すでに消失してしまった。その原因は、鹿、猪などの害獣、さらにキノコ、シロアリなどの病虫害のためである。

パラウィジャ地では、最初、陸稲を植え付けてみた。しかし、生育しなかった。土壌が悪いためである。そのため、そこでの作物生産は断念してしまった。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは何らの収入も得られない。そのため、農園労働者として働きに出ざるを得ない。朝7時に家を出て、2時間かけて徒歩で雇われ先の農園に行き、5時半頃に帰ってくる。1日当たりの収入は、1万5,000ルピアである。

また、彼女の夫は、ダム湖に漁業に出掛けている。しかし、慣れない貯水池漁業では、僅かな漁獲量しか得られない。また、漁獲高は、日によって大きく異なる。平均すれば、1日当たり2万ルピアにしかない。

こうしたことから、生活は、非常に厳しい。未だに電気も引けない状態である。また、四男(中学生)の授業料の支払いも滞りがちである。

タルミズイ (Tarmizi)

原告番号： I. 3

性別： 男性

生年月日： 1969年5月1日

年齢： 36歳

出生地： グヌン・ブンス村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(農業高校)卒業

職業： 農業

家族構成： 4人——妻(31歳)、長男(12歳)、長女(7歳)

移転前の生活状況

1993年に結婚し、妻の実家に入居した。家屋の規模は、13×9メートルで、パーマネントな造りであった。カンパル川からは100メートルほど離れていた。飲料・調理用水は勿論のこと、水浴び、洗濯、排泄なども、すべてカンパル川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は市場に出して販売した。

農園としては、5ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園があった。これに加えて、灌漑水田もあった。その広さは、1.5ヘクタールであった。

このほか、養魚池が一つあった。そこでは、グラミ、ニラなどの魚類を飼育した。この養殖漁業は、販売目的であった。

家の周りには、300平方メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ドック、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、コーヒー、ピナン、バナナなどの果樹が植え付けられていた。この庭地にはまた、薬草も植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1987年に口伝えに聞いた。しかし、政府側からの正確な情報はなかった。

また、このダム建設とそれに伴う住民移転問題については、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。そのため、この問題について、村人の中で議論したことはなかった。それ故、日本政府により、3条件の一つとして、住民の「移転同意表明書」の提出が、インドネシア政府に対して求められていることについては知らなかった。

財産目録作成チームが妻の実家を訪れたとすれば、結婚以前のことなのではないかと思う。少なくとも自分としては、「住民財産目録書」に署名したことはなかった。

補償金の支払いは、移転前に行われた。補償金額は、1,500万ルピアであった。これは、家屋、土地、果樹のすべてを含めた補償額であった。

この補償金額については不服であったが、特に抗議するというようなことはしなかった。抗議しても無駄だと思ったからである。

移転後の生活状況

移転時には、住宅は、未だ工事中の状態であった。壁は半分ほどしか出来上がっておらず、窓は取り付けられておらず、床はセメント張りもされていなかった。

住宅は、高台の斜面地に建てられていたために、雨季には大量の土砂が、家の中に流入してきた。この流入土砂の防止には、ほとんど手を焼いた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は劣悪で、黄色に濁っており、悪臭までもした。生きていくためには、そのような水でも飲まざるを得なかった。また、代替用水として雨水を溜めて、それを飲用した。

移転から6ヵ月後に、自分自身で井戸を掘った。それにより、生活用水を何とか確保することができた。

移転時には、住宅にはトイレ施設が付設されていなかった。5ヵ月後に、政府の契約業者が来て、家の脇に1×1メートルの規模の簡単な排便施設を建設した。便器を木板で覆い、周囲を板囲いしただけの粗末な施設であった。洗浄施設が付置されていなかったために、排泄物が溜まる一方で、悪臭が漂った。そのため、1年間使っただけで、その後は利用を止めてしまった。

同村に電気が取り付けられたのは、4年後であった。政府約束とは異なり、設置料と電気代とも有料であった。据え付け料金としては、20万ルピアを支払わねばならなかった。また、毎月3,500ルピアの電気料金を支払わなければならない。

移転時には、ゴム農園には、幼樹の姿でさえもなかった。2000年になって、ようやくにして政府支援を得て、自分自身の手で植え付けを行った。

しかし、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れている。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、十分な手入れ／管理ができない。2000年には、950本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ900本である。すでに50本余りが、鹿や猪の食害ないしはキノコの病害のために失われてしまった。

パラウィジャ地の土壌は痩せていて、食用作物の栽培には不向きである。それ故、1999年には、そこに250本のゴム樹を植え付けた。

このゴム樹からは、現在、樹液が採取可能である。これが、目下のところ、最大の収入源である。しかし、それだけでは食べて行けない。そのため、農園労働者として働きに出ている。俸給は、1日当たり2万5,000ルピアである。

それだけでは足りないので、ダム湖での漁業も行っている。しかし、それによる収入は、ごく僅かである。

こうした状況の下では、生活は、非常に厳しい。毎月の電気代の支払いも滞りがちである。また、長男と長女(いずれも小学生)の授業料を捻出するのに四苦八苦している。

イリアス(Illias)

原告番号： I. 180

性別： 男性

生年月日： 1936年

年齢： 69歳

出生地： パヤクンプ

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(1999年に死去)、長女(44歳)、長男(41歳)、次女(38歳)、三女(31歳)

移転前の生活状況

1958年に結婚し、妻の実家に入居した。住宅は、6×5メートルの木造家屋であった。住居は、カンパル川の岸边にあり、川辺からは20メートルほど離れているだけであった。そのため、洪水に見舞われたこともあったが、住宅は少し高い場所にあり、しかも高床式であったので、冠水被害を受けるようなことはなかった。

他面において、カンパル川への近接性の故に、生活用水は、容易に入手できた。飲料・調理用水は勿論のこと、水浴び、洗濯、排泄などは、すべてこの川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁法としては、主として魚網を用いた。主な漁獲魚は、レラン、シカム、バラウ、カピエであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りを市場販売に回した。

農園としては、ゴム園とミカン園を所有していた。前者は1ヘクタール、後者は0.5ヘクタールの広さであった。

稲田としては、灌漑水田と天水田を有していた。前者は1ヘクタール、後者は0.2ヘクタールの広さであった。そのほか、1ヘクタールの土地では、陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。

家の周辺には、50×20メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ドック、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1982年に人伝に聞いた。しかし、翌年にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいてニニック・ママックらにより会合が開かれたことについては知らなかった。また、1991年4月13～14日にバンキナンにおいて政府により密かに開かれた会合において補償基準が決められたことについても知らなかった。

このダム建設については、住民参加型の「ムジャワラ」会合は開かれなかった。開かれたのは、政府による一方的な説明会合のみであった。また、移転問題について、住民意思が問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪ねて来た。彼等は、15分ほどだけで、帰って行ってしまった。その際、彼等により調査結果の確認も求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、417万6,000ルピアにすぎなかった。これには、到底承服できなかった。そのため、村長に異議を申し立てたが、それ以上の抗議はできなかった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。しかも、未だ建築工事が終わっていなかった。そのため、窓は取り付けられていなかった。また、床のセメント張りもされていなかった。

建築工事が終わったのは、入居後3ヵ月も経ってからであった。その間、窓は、自分で取り付け、また床も、自分でセメント張りした。ただし、建材は、政府によって提供された。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸は、空井戸であった。そのため、自分で井戸を掘って、生活用水を確保した。

トイレ施設としては、家の脇に簡単な排泄穴と腐敗槽が備え付けられているだけであった。悪臭がひどかったが、我慢して1年間ほど使用した。しかし、それ以降は、使うのを止めてしまった。その代わりに、住居から300メートルほど離れた所を流れる小川にまで出掛けて行って用を足した。このような状況は、今日でも同じである。

移転時には、ゴム農園では、火入れはされていたが、苗木は植えられていなかった。そのため、深刻な収入難に直面した。2年間は生活手当でしのいだ。しかし、生活手当が打ち切られた後は、塗炭の苦しみを味わった。生活の糧を得るためには、あらゆる雇用機会を求めて駆けずり回った。

ゴム農園に苗木が植え付けられたのは、2000年になってからであった。その際には、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを政府によって支給され、自分自身で植樹した。

しかしながら、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理が行き届かない。2000年には900本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、およそ600本にすぎない。過去5年足らずの間に、300本ものゴム樹が、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために失われてしまったのである。

これに対して、パラウィジャ地は、住居からは500メートルほど離れた場所にある。この土地には、1994年に陸稲を植え付けた。しかし、猪による被害のために、この試みは失敗に終わってしまった。そのため、1995年には、ミカン、ドリアン、ジュンコル、ピナンなどの果樹を植え付けた。しかしながら、ミカンだけは結実しなかった。そのため、その後、この土地には、150本のゴム樹を植え付けた。ここでも、獣害などのために、現時点で残っているのは、100本ほどである。

現在、主要な収入源となっているのは、このパラウィジャ地での約100本の残存ゴム樹である。これからは、週当たり10万～15万ルピアの収入が得られる。

しかし、このような収入だけでは生活は苦しい。2002年には、設置料60万ルピアを支払って電気を据え付けたのであるが、今では電気代(毎月約3万ルピア)の支払いに苦労している。

ア ril(Aril)

原告番号： I. 40

性別： 男性

生年月日： 1953年

年齢： 52歳

出生地： タンジュン村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業、商業

家族構成： 6人——第1妻(死亡)、第2妻、長男(20歳)、次男(17歳)、三男(14歳)、長女(12歳)

移転前の生活状況

1975年に第1妻と結婚し、タンジュン村に住んだ。しかし、第1妻が死去したので、1990年に第2妻と結婚した。そして、第2妻の実家のあるグヌン・ブンス村に移り住んだ。

住居は、カンパル川の岸边にあり、川辺からは40メートルほどしか離れていなかった。そのため、しばしば洪水に見舞われた。しかし、住居は、水面からは1.5メートルほど高い場所にあり、しかも高床式であったために、直接的な被害を受けることはなかった。

他方において、川面に近かったため、生活用水の入手に苦勞することはなかった。飲料・調理用水は、カンパル川から直接に取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。釣り、魚網などで漁獲した。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

農園としては、0.5ヘクタールのミカン園を有していた。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。さらに、0.5ヘクタールの土地では、陸稲も栽培した。このゴゴ栽培は、「ゴトン・ロヨン」方式で行った。

これに加えて、4×4メートルの大きさの養魚池もあった。そこでは、ニラ魚を飼育した。養殖魚は、主として自家消費したが、時には市場に出荷した。

家の周囲には、0.25ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ドック、ピナン、ランサ、コーヒー、バナナなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は自給できたし、果実も買う必要がなかった。また、必要な現金は、ミカンの販売で得られた。その上、生活用水の入手で苦勞することもなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1980年に知った。農業の傍ら、ゴムの仲買人(tauke)の仕事も行っていたことから、しばしばプカンバルに出掛けたのであるが、その途中で口伝えに聞いたのである。

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいてニニック・ママックら

によって開かれた会合についても知っていた。この会合において、17項目の移転条件が採択されたことについては、知人から聞いた。

しかし、それ以降、政府により、何らの住民説明もなかった。また、住民の移転意思を問うことさえも行わなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

また、1991年4月13～14日にバンキナンで密かに開かれた会合において補償基準が決められたことについても知っていた。知人が教えてくれたからである。

財産目録作成チームが、彼の家を訪れた際には、外出していた。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、200万ルピアにすぎなかった。所有資産に照らして、余りにも少なすぎる補償額であった。

移転後の生活状況

移住地において政府によって用意された住宅は、草木で覆われていた。草木を取り除いてみると、そこに現われたのは、セミ・パーマネントな造りの家屋ではなく、36平方メートルの広さの粗末な木造家屋であった。

しかも、移転時には未だ建設工事が終わっておらず、未完成の状態であった。窓は取り付けられておらず、床はセメント張りされていなかった。

建設工事が終了したのは、入居後3ヵ月も経ってからであった。そのため、この期間は、室内には日の光でさえも差し込まず、日中でも薄暗かった。

移住地には給水施設が完備されているという政府の事前説明は、嘘であった。住宅には、井戸でさえも付設されていなかった。そのため、自分で井戸を掘らねばならなかった。それにより、飲料・調理用水を、何とか確保できた。水浴び、洗濯も、この井戸水を利用して行った。

トイレ施設としては、住宅の傍らに簡単な排泄穴と腐敗槽が備え付けられているだけであった。洗浄水が用意されていないのであるから、排泄物を洗い流すことができないことは自明であった。そのため、このトイレ施設は、一度も使わなかった。その代わりに、住居から50メートルほど離れた所を流れる小川にまで出掛けて用を足した。

移転時には、深刻な収入難に陥ってしまった。そのため、食事にも事欠く有様であった。ゴム農園には何も植えられていなかったためである。最初の2年間は、生活手当で、何とかしのいだ。

しかし、生活手当が打ち切られて以降は、困窮の度合いは、一段と増した。そのため、ゴム仲買人の仕事などで、生計を賄わなければならなかった。

ゴム農園において苗木の植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。その際には、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分で植栽した。

しかし、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた遠方の場所にある。そこへのアクセス道路が整備されていないために、徒歩で行き来するほかない。そのため、ゴム樹の手入れ／管理に頻繁に通うことができない。

こうしたことから、猪、鹿などの食害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害のために、すでに多くのゴム樹が失われている。植え付けゴム樹900本のうち、現存しているのは、半分の450本ほどである。

パラウイジャ地は、住居からは1キロメートルほど離れた場所にある。この土地には、1994年

に大豆を植え付けてみたが、収穫状態は良くなかった。そこで、翌年には、陸稲を植え付けてみた。しかし、鳥や猪による被害のために失敗してしまった。そこで、同年には、200本のゴム樹を植え付けた。これもまた、獣害や病虫害のために、半分(約100本)ほどに減ってしまっている。

現在、この100本の残存ゴム樹からの樹液採取が、収入源の一つである。それからは、週当たり10万~15万ルピアの収入が得られる。

二つ目の収入源は、従来から続けているトウケの仕事である。具体的には、ゴム仲買人の仕事により、ある程度の収入を得ている。

三つ目は、貯水池漁業による収入である。この漁業は、サンパンと魚網を用いて行っている。主な漁獲魚は、パウエ、モタンなどである。これによる収入は、1日当たり約4万ルピアである。

しかし、漁獲高は、日によって大きく異なる。また、季節的な変動も大きい。その意味では、安定的な収入源ではない。

さらに、彼によれば、漁獲量には、総体的に落ち込み傾向が見られるとのことである。これは、乱獲と水質悪化が原因なのではないかというのが、彼の見方である。

このような収入状態では、生活は、決して楽ではない。支出が収入を上回るのが、実情である。支出のうちでも削減できないのは、学費——三男(中学生)と長女(小学生)——と電気代である。

電気については、2002年に設置した。政府約束とは異なり、設置料は、無料ではなかった。そのために、40万ルピアも支払わされた。また、初年度の電気代も無料ではなかった。最初から、毎月約2万5,000ルピアを徴収されているのである。

(11) ムアラ・マハット・バル村

旧ムアラ・マハット(Muara Mahat)村は、カンパル川とマハット川が合流する地点に位置していた。この村の移転先については、政府は、1986～87年に、PIR方式*のアブラ・ヤシ農園に移転するよう働き掛けた。しかし、住民は、ジャワなどからの移住者(transmigran)と同様に取り扱われることに難色を示した。これに対して、政府は、硬軟両様の説得工作を行った。つまり、一方において、「サトコラック」を通じての威嚇をちらつかせつつ、他方において、アブラ・ヤシ生産により、これまで以上の収入が得られて、経済的に豊かになれるとの宣伝を流し続けたのである。

このような政府作戦が功を奏して、1989年には、ニニック・ママックなどの村落指導者は、アブラ・ヤシ農園への移転の受け入れを表明したのである。そして、この住民移転は、全村移転(bedol desa)方式で行われることとなった。

住民の移転先となったのは、バンキナンの北東20キロメートルの場所に位置するバンキナン農園(UPT III Bangkinang X/G)である。この農園は、華僑系財閥のシナル・マス(Sinar Mas)グループ傘下のラマ・ジャヤ・プラムクティ社(PT. Rama Jaya Pramukti)によって経営されている。

旧ムアラ・マハット村の住民は、1994年3月21日に新村に移転した。移転地では、入植者の居住場所は、くじ引きで決められた。また、アブラ・ヤシ農園の割り当ても、1996年にくじ引きで決められた。

新村の住宅は、36平方メートル(6×6メートル)の家屋で、木製の壁、トタン葺きの屋根、薄いセメントの床という造りであった。しかも、多くの住宅は、湿地帯に造成されていた。そのため、住宅地では、しばしば浸水問題が発生する。

井戸は、2戸に1個の割合でしか設けられなかった。そのため、隣人間でのトラブルが頻発した。しかも、水質は、良好ではなく、汚濁していた。

ムアラ・マハット・バル村の場合には、他の移住村の場合とは異なり、生活手当が支給されたのは、1年間だけであった。しかも、米は古米で、食べられるような代物ではなかった。また、干し魚は腐っていた。

2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園は、ローン形態での貸与である。そのため、住民は、土地代として、収益のうちから30%を差し引かれる。この点については、住民の間に不満の声が強い。なぜなら、ダム貯水池周辺においてゴム農園を与えられた住民の場合には無償供与であるのに比べて、アブラ・ヤシ農園を与えられた住民の場合には、なぜに有償供与なのか、その理由が明らかでないというのである。住民に言わせれば、こうした差別待遇は、到底受け入れ難いというのである。

ムアラ・マハット・バル村の住民の間に燻り続けているもう一つの問題は、補償金の未払い問題である。旧村には、冠水しなかったのであるが、孤島状態にある土地が、3,000ヘクタールもある。これらの土地と家屋については、政府とPLNは、それらが、水没しなかったことを理由に、補償金の支払いを拒否している。しかし、住民に言わせれば、旧村から遙か遠くに隔たった当地では、わざわざ元の土地に耕作に出掛ける人はなく、彼等にとっては、それらの土地は、実際には無価値に等しいというのである。

これに加えて、ムアラ・マハット・バル村の住民の間で怒りの的となっているのが、一部住民に対

する住宅とアブラ・ヤシ農園の未供与の問題である。同村に移転した住民のうち、75世帯には住宅とアブラ・ヤシ農園が、未だに配分されていないのである。この問題の発生の原因は、1989年の時点での移転登録期間の短さにあった。登録期間は、3日間しかなかった。そのため、その期間、ムラントウなどで村外に出ていた人々は、登録の機会を逸してしまった。**

こうしたことから、未登録の75世帯が発生してしまったのである。これらの世帯は、新村において、住宅とアブラ・ヤシ農園を配分されなかった。そして、このような未配分の状態は、今日に至るまでも続いているのである。

新村ではまた、住宅とアブラ・ヤシ農園の配分に関して、新たな問題が生じている。つまり、新村に移転した後に結婚した新規世帯への住宅・土地配分の問題である。新村には、こうした新規世帯に対して配分できるだけの土地的余裕はない。そのため、これらの新規世帯は、結婚後も、いずれかの両親の住宅とアブラ・ヤシ農園に依存し続けざるを得ず、両親から離れて自立できないのである。

さらに、新村では、若年層の就業難の問題が深刻化してきている。アブラ・ヤシ生産以外に就業機会がないためである。こうした就業難が、村内において若者同士のトラブルが頻発する背景となっている。旧村に比べて、社会秩序が大きく乱れているのである。

同村には、将来的にもう一つの大きな問題が横たわっている。同村の生産基盤は、モノカルチャー方式のアブラ・ヤシ生産である。アブラ・ヤシの樹齢は、平均で9年である。そのため、この時期には植え替えを行わなければならない。しかし、新規の植え付け後、3～4年間は、何らの収穫物も得られない。この植え替えの期間、住民には何らの収入源もないのである。

なお、新村においては、伝統社会の崩壊の問題も深刻である。新村には、ウラヤット地もなければ、ルマ・ガダンもない。また、居住場所がくじ引きで配分されたために、かつての氏族(スク)ごとの隣人関係は崩れてしまった。それにより、ニニック・ママックの役割も低下してきている。

その上、新村においては、河川らしきものはない。そのため、河川を基盤として存続してきた伝統行事は廃れてしまっている。例えば、新村では、ラマダンの前に身体を清める河川がないことから、「バリマウ」の習慣は廃れてしまっている。また、「パチュ・サンパン」を行う場所もない。

* 「中核農園プログラム」(PIR, Perkebunan Inti Rakyat)は、「集団移住計画」(transmigrasi)のタイプのうちの一つで、同計画の行き詰まり状態を打開するために、1984年以降に打ち出された移住方式である。PIRプログラムの下では、典型的には、政府が、土地の測量と整地、道路と水道の敷設、住宅の建設など、新入植地の設定のための費用を負担する。こうして設定された農園の経営は、大抵の場合、民間投資家の手に委ねられる。民間投資家は、国立銀行の融資を得て、小農を雇用することにより、換金作物の栽培を行う。小農は、生産物を定められた価格で投資会社に売り渡すことを義務づけられる。

旧ムアラ・マハット村の住民が入植したヌサンタラ農園の場合には、民間投資家のシナル・マス・グループが、政府支援を得て、土地の入手、整地、住宅の建設、道路、給水施設などのインフラ整備を行った。

**SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-95.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、106頁)。

アーマッド・ペー・ゲー(Ahmad. PG)

原告番号： G. 1

性別： 男性

生年月日： 1929年

年齢： 76歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(68歳)、長男(35歳)、次男(33歳)、長女(31歳)

移転前の生活状況

旧村の家は、6×6メートルの大きさの木造家屋であった。カンパル川からは50メートルほど離れていた。飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業を行った。釣り、投網などの漁法を用いた。漁獲物の一部は家庭で消費したが、残りは販売に回した。

旧村には、1ヘクタールのゴム園があった。また、他の1ヘクタールの土地では陸稲も栽培した。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周囲には、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドックなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトとの絡みでは、1982～84年にF/S調査が行われた際に東電設計(TEPSCO)によって雇用された。仕事の内容は、測定の補助であった。その際に、ダム建設により自分の家が沈むと思った。

その後、ダム建設については、政府による正式な説明会合は開かれなかった。また、日本政府により3条件の一つとして移転同意が求められていることは知らなかった。そのため、「移転同意表明書」に署名したことはない。

1991年4月に政府によりバンキナンで密かに開かれた会合には、ニニック・ママックであったにもかかわらず招かれなかった。また、それに続くジャカルタ招待旅行にも招かれなかった。恐らくコトパンジャン・ダム建設計画に批判的な立場を採っていたためであると思われる。

その後、同年に、財産目録作成チームが来た。調査員は3名であった。彼等は、2日間にわたって調査した。しかし、彼等により調査結果の確認を求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

1992年に補償金を受け取った。補償金額は、1,500万ルピアであった。補償金額には、必ずしも満足したわけではないが、政府に異議を申し立てるといようなことはしなかった。

移転後の生活状況

1994年3月21日に旧村から新村のムアラ・マハット・バル村に移転した。この移転は、全村

移転(bedol desa)方式で行われた。

政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントではなく、6×6メートルの木造家屋であった。屋根は、トタン葺きで、床は、セメント張りがなされておらず、地肌が剥き出しのままであった。家の中には切り株が残っている有様であった。

住宅は、湿地地帯に建てられていた。そのため、雨季には浸水し、移転直後には、75センチメートルも冠水した。その後、ゴトン・ロヨンで水捌けを良くするなどの方法で冠水被害を少なくするよう試みてきた。

2005年になって、ようやく政府により側溝工事が始められた。しかし、工事は、未だ彼の住宅の周辺にまでは及んでいない。

給水施設としては、2世帯1井戸の方式が採られていたが、井戸水は、黄色に濁り、悪臭がした。そのような水でも飲まざるを得なかった。そのため、皮膚病が現れた。

皮膚病が悪化するのを避けるには井戸水の飲用量を減らすしか方法がなかった。そのため、雨水を飲んだ。

移転時には、家の裏には、簡単なトイレットが設けられていた。しかし、洗浄施設は付置されていなかった。そのため、悪臭が漂った。そのようなトイレを2年間使った後に、家の中に自分でトイレを作った。

移転当時、アブラ・ヤシ樹の苗木の植え付けが行われている段階であった。それ故、収穫が可能となったのは、3年後になってからであった。その間、1年間だけ生活手当が支給された。しかし、支給物資は、粗悪品であった。特に米と塩漬け魚は、食べられるような代物ではなかった。

ゴム農園の移住地の場合とは異なり、アブラ・ヤシ農園の移住地の場合には、2ヘクタールの土地は、贈与方式ではなく、クレジット方式である。そのため、収益のうちから30%を返済に充てなければならない。また、肥料代なども差し引かれる。そのため、純収益は、50万ルピア/月にしかなかった。この残余金で、米、魚などの生活必需品を買わねばならないのである。

このような収入不足を補うために、アーマッド・ペー・ゲー氏は、大工仕事をしている。これによる収入は、1日当たり3万ルピアである。

アブラ・ヤシ樹の植え付けからは、すでに11年以上が経過している。そのため、3年前から生産量が落ち込み始めた。アブラ・ヤシ樹の寿命は、精々のところ10年である。そのため、老樹を新樹に植え替えなければならない。この植え替え期の3年間は、収入がない。これにどう対処するかは、今後の大きな問題である。

同村には、ウラヤット地はない。そのため、現在、同村では、新規世帯への土地配分の問題が深刻化している。アーマッド・ペー・ゲー氏の場合にも、長女夫妻に加えて、次男は、結婚後も同居している。そのため、2ヘクタールの農園に3世帯が依拠するという状態となっている。

同村においてはまた、移転時に土地配分されなかった75世帯の問題も、未だ片付いていない。この問題は、住民関係に大きな亀裂をもたらしている。

これに加えて、同村においては、若者の雇用問題も深刻である。アブラ・ヤシのモノカルチャー生産方式であるために、その他の雇用機会がないのである。そのため、多くの若者が、ムランタウに出るほか方策がないのである。

その上、旧村での土地補償の問題も、未解決のままである。アーマッド・ペー・ゲー氏の場合にも、

旧村には孤立状態の土地がある。この土地に対しては、水没していないとの理由で、未だに補償金が支払われていない。

住宅地とアブラ・ヤシ農園の場所は、くじ引きで決められた。そのため、同一氏族が、バラバラとなり、また旧村での隣人関係が壊れてしまった。こうした状況は、新村にはルマ・ガダンがないことと相俟って、ニニック・ママックの役割を低下させてきている。

これとの関連で、新村では、伝統文化の喪失の問題も深刻である。新村の近くには、新生児を清める儀式——「トゥルン・マンディ」——を挙行できるような河川はない。また、「パチュ・サンパン」(サンパン・レース)を催せるような河川もない。ただし、「パンジャット・ピナン」(ピナン登り競争)は行われている。

アーマッド・ペー・ゲー氏によれば、ムアラ・マハット・バル村の直面している問題としては、以下のような点が挙げられる。①当初の政府約束とは異なり、住宅は、セミ・パーマネントではないこと、②2ヘクタールの土地は、無償供与ではなく、ローン方式の貸与であること、③新たな世帯数が増えているにもかかわらず、土地割り当ての余裕がないこと、④アブラ・ヤシの販売収益から土地代、肥料代などが差し引かれ、手元にはほとんど残らないこと、⑤当初約束とは異なり、電気代は無料ではなく、有料であること、⑥安全な飲み水が得られないこと。

なお、同氏によれば、住民の多くは、今日、ローンの返済をすでに終えているが、今度は新たに生産量の低下という問題に直面している。特に今後の植え替えの期間(3～5年間)において、どのようにして収入を確保するのかが、大きな問題であるとのことである。

サユリ(Sayuri)

原告番号： G. 588

性別： 女性

生年月日： 1952年

年齢： 53歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——両親が貧しかったため

職業： 農業

家族構成： 12人——夫(2年前に死亡)、長女(37歳)、長男(35歳)、次女(33歳)、次男(31歳)、三男(29歳)、四男(27歳)、五男(25歳)、三女(23歳)、四女(22歳)、五女(17歳)、六男(11歳)

移転前の生活状況

旧村では、8×7メートルの大きさのパーマネントな家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは60メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭消費用に充てたが、大部分は、販売用に回した。

旧村には、4.5ヘクタールのゴム園と0.25ヘクタールのミカン園があった。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。

さらに、家の周りには、1ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ドゥク、バナナ、ピナン、プタイなどの果樹が植えられていた。

こうしたことから、旧村での生活は、非常に安定していた。米と魚は自給できたし、また果物を買う必要はなかった。必要な現金は、ゴム園とミカン園からの収入で賄うことができた。その上、飲料水などの生活用水に苦勞することもなかった。

旧村ではまた、社会的・文化的活動も盛んで、村全体に活気があった。特にラマダン(断食月)明けには、サンパン(小舟)レース、ピナン登り競争など、村人が総出で楽しんだ。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年と1991年に、当時の村長が開いた会合において知った。これらの会合には、カンパル県知事のサレー・ジャシットとともに、PLNの技師長のトゥンジュン・ウィチャクソノ(Tunjung Wicaksono)と郡長補佐のハジ・アブドゥラ(Haji Abdullah)も出席した。

これらの会合において、サレー・ジャシットは、2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園が無償供与されると明言した。そして、彼は、移住地では、セミ・パーマネントの造りの住宅が用意されること、給水施設が完備されていること、またトイレ施設も屋内に備え付けられること、さらに電気の据え付け

料金と1年間の電気代は無料であることについても語った。

これらの会合をはじめ、政府主催の公式の会合には「バビンサ」が必ず顔を出していた。旧村には1名の「バビンサ」が居住していたが、彼は、新村にもついて来た。

この「バビンサ」の存在とともに、「サトコルラック」の介入の恐怖感が、住民への大きな精神的プレッシャーとなっていた。そのため、政府主催の会合においては、たとえ住民は、政府関係者の説明に疑問を感じても、それを口にすることはなかった。

こうして、住民には有無を言わずに、補償金額を政府側で一方的に決め、住民移転を強行したのである。彼女の場合の補償金額は、1,300万ルピアであった。

移転後の生活状況

新村に着いてみると、住宅は、湿地に建てられており、家の中には25センチメートルほどの水が溜まっていた。また、セメント張りの床は、デコボコ状態で壊れていた。住宅の建築時に浸水を防ぐために、地面に木屑を敷き、その上にセメント張りするという欺瞞的な工法が採られていたためであった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかしながら、水質は劣悪で、黄色く濁り、悪臭までもがした。そのため、飲用には雨水を充てた。

トイレ施設は、屋内に備え付けられるという政府説明とは異なり、屋外に粗末な排便装置が設けられているだけであった。不衛生で、悪臭がひどかったので、この施設は、1年間ほど使っただけで、その後は放棄してしまった。

さらに、移転時には、電気も備え付けられていなかった。電気が利用できるようになったのは、3年後であった。しかも、政府約束とは異なり、設置料と電気代とも有料であった。据え付け料金として30万ルピアを支払われた上に、初年度から毎月9万ルピアの電気代を徴収されている。

移転時には、アブラ・ヤシ農園では、ラマ・ジャヤ・プラムクティ社により、苗木の植え付けが行われている最中であった。そのため、移転と同時に収入難の問題に遭遇することとなった。

最初の1年間は、生活手当が支給された。支給されたのは、米、塩漬け魚、豆類、食用油、塩、砂糖、石鹼、灯油などであった。しかし、支給された米は古米で、また塩漬け魚は腐っていた。そのため、米は家畜の餌に充て、塩漬け魚は捨ててしまった。

こうした状況の下で、収入を確保するために、旧村に通うことにした。幸いにも、水没を免れたゴム園が、1.5ヘクタールほど残っていたからである。このゴム樹液の採取収益で、何とか暮らした。

また、収入補完のために、貯水池漁業も試みてみた。しかし、河川漁業とは異なり、慣れない貯水池漁業では、漁獲量は僅かであった。

1996年になって、アブラ・ヤシ農園の割り当てが、くじ引きで決められた。このくじ引きの後に、ラマ・ジャヤ・プラムクティ社との間で、アブラ・ヤシ生産の請負契約を結ぶこととなった。その際に、2ヘクタールの農園が無償供与ではなく、ローン形態での貸与であることを知らされた。これは、まさに詐欺であった。しかし、旧村から新村へ移転した後では、どうしようもなく、後の祭りであった。泣く泣くラマ・ジャヤ・プラムクティ社の言うなりに従うほかなかった。

パラウィジャ地においては、移転時に、トウモロコシを植え付けてみた。しかし、うまく育たなかった。それで、次にキャッサバを植えてみた。しかしながら、それも、生育状態は、良くなかった。荒地に強いはずのキャッサバでさえも育たないというのは、同地が肥沃度に欠けることを思い知らさ

れた。そのため、2002年に、パラウイジャ地には70本のアブラ・ヤシ樹を植え付けた。

移転時に2ヘクタールの農園に植え付けられたアブラ・ヤシ樹は、すでに生産のピーク時を越えている。そのため、生産量は、年々下降気味である。

こうしたことから、アブラ・ヤシ生産による純収益、つまり売却益から生産費を差し引いた金額は、過去4ヵ月間マイナスである。例えば、2005年1月には、アブラ・ヤシ生産は、1万6,000ルピアのマイナス収支であった。また、同年2月には、辛うじて25万7,149ルピアのプラス収支を計上し得たにすぎなかった。

これでは、到底生活することができない。そのため、家族12人の前途は、お先真つ暗である。現時点でも、五女(高校生)と六男(小学生)の授業料の支払いに窮している。

現在では、子供たちが、賃金労働などで家計を補って、何とか餓えをしのいでいる。しかし、近い将来、主要収入源であるアブラ・ヤシ樹の植え替え時期が来る。その際には、最低3年間は無収入状態になる。そのような折には、どうすれば良いのか、考えただけでも頭が痛くなる。

アグス・サリム(Agus Salim)

原告番号： G. 653

性別： 男性

生年月日： 1955年6月19日

年齢： 50歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業：

家族構成： 8人——妻(40歳)、長男(26歳)、長女(25歳)、次男(20歳)、次女(16歳)、三女(13歳)、三男(10歳)

移転前の生活状況

1977年に結婚した。ムアラ・マハット村の新居は、7×6メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。住居は、カンパル川からは、500メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水などの生活用水は、泉から引いたパイプ給水施設で賄った。

しかし、カンパル川へは頻繁に漁業に出掛けた。漁業活動は、家庭消費目的ではなく、むしろ仕事として、販売目的で行った。主要な漁獲対象魚は、バラウ、タパ、バウン、ゲソ、パンタウのほか、パリ(pari)*、ジュアロ(juaro)**などであった。

所有地としては、4ヘクタールのゴム園を有していた。このほか、家の周りには、およそ700平方メートルの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ジュンコル、ピナン、ランバイ、プタイなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に村長主催の会合で知った。この会合では、県知事により、移転後にはアブラ・ヤシ農園が、無償供与される旨が語られた。また、バラウイジャ地も無償供与されるほか、給水・トイレ施設の備わった住宅が提供され、電気の据え付け料金と1年間の電気代は、無料であるとも言明された。

しかし、この問題に関しては、「ムシャワラ」会合は開かれなかった。また、政府により、特に移転同意を求められることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが旧家を訪れて来たのかどうかは知らない。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、2回に分けて支払われた。移転前(1993年)に1,600万ルピア、移転後(1994年)に450万ルピアを受け取った。

移転後の生活状況

政府によって提供された住宅は、粗末な造りの上に、湿地に建設されていた。しかも、床は、木屑の上に薄いセメント張りをするという欺瞞的な施工法がされていた。そのため、暫くすると、床が沈み、しかもデコボコ状態となった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。水質は劣悪で、黄色く濁り、臭いまでもがした。そのため、飲料水としては、雨水を利用せざるを得なかった。

トイレ施設としては、家の傍らに粗末な排便装置が設けられているだけであった。この施設は、不衛生である上に、悪臭がひどかったため、6ヵ月ほど使っただけであった。その後は、屋外の別の場所に、自分で便所施設を造った。

電気については、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は、空手形であった。据え付け料金として15万ルピアを支払わされた上に、初年度から毎月10万ルピアの電気料金を徴収されているのである。

移転時には、アブラ・ヤシ樹の植え付けが行われている段階であったので、それからの収入はなかった。そのため、生活手当が頼りであった。しかし、支給品は、粗悪品であった。特に米と塩漬け魚は、食べられるような代物ではなかった。そのため、食べずに捨ててしまった。しかも、この生活手当も、1年間で打ち切られてしまった。

その後は、無収入状態の下で、食事にも事欠く有様であった。そのため、仲買人(tauke)から借金をして、急場をしのいだ。しかし、収入がないのであるから、借金は膨らむ一方であった。そして、60万ルピアもの借金を抱えてしまった。

この膨大な借金を返済できる目処はなかった。そこで、仕方なく、パラウィジャ地を売却することにした。売却価額は、160万ルピアであった。買い手は、マリディン(H. Maridin)と称するトゥケであった。

その後、1997年からは、アブラ・ヤシ農園からの収穫が可能となった。しかし、政府約束とは異なり、農園は、無償供与ではなかった。そのため、7年間にわたって、アブラ・ヤシの売却益から30%を土地代として差し引かれた。その他に、肥料代、保管料、組合費なども差し引かれる。そのため、手元には僅かな収益金しか残らない。

しかも、悪いことに、近年、アブラ・ヤシ樹の生産量は落ち込んできている。生産ピーク時を過ぎたためである。そのため、アブラ・ヤシ生産は、過去6ヵ月間、マイナス収支である。

このような状態の下では、生活は、非常に厳しい。アブラ・ヤシ生産からの収益が期待できないとなれば、それ以外に収入源を求めなければならない。そのため、彼は、現在、採砂作業に出掛けている。1日当たりの収入は、2万ルピアである。また、彼の妻は、アブラ・ヤシの落ちこぼれを拾い集める作業で、小銭稼ぎをしている。

しかしながら、このような収入だけでは食べるのに精一杯である。そのため、数ヵ月間、電気代の支払いも滞っている。また、就学中の4人の子供——次男(高校生)、次女(中学生)、三女(小学生)、三男(小学生)——の授業料は、銀行からの借入で支払っている。

今後、アブラ・ヤシの生産量が落ち込みの度合いを強めるにつれ、生活は、一段と厳しくなってくる。また、やがて訪れるアブラ・ヤシ樹の植え替え時期には、無収入状態となる。将来を考えると、絶望感に襲われてしまう。

*学名は、不明。

**学名は、不明。

ハナフィ(Hanafi)

原告番号： G. 665

性別： 男性

生年月日： 1954年10月10日

年齢： 51歳

出生地： バトゥ・ブルスラット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校卒業

職業： 無職——病気のため

家族構成： 10人——妻(31歳)、長男(24歳)、次男(22歳)、長女(20歳)、次女(19歳)、三男(14歳)、四男(11歳)、五男(4歳)、三女(4歳)

移転前の生活状況

旧村での住居は、カンパル川からは150メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は勿論、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。釣り、投網など、あらゆる漁法を用いて、漁獲した。漁獲物の一部は家庭で消費したが、大半は、販売用に市場に出した。

農園としては、3ヘクタールのゴム園を有していた。また、家の周りには、0.75ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、ジュンコル、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ランブータン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

日本政府により、インドネシア政府に対して、融資の支出条件として3条件の充足、特に各世帯から「移転同意表明書」を取り付けることが求められていたことについては知らなかった。また、インドネシア政府により、そのような同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

1992年には、財産目録作成チームが訪ねてきた。調査員数は、2名であった。彼等は、15分ほど家の周りを見て回っただけであった。そのような形ばかりの調査には抵抗感を覚えた。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1993年に支払われた。補償金額は、500万ルピアであった。このような金額には到底満足できなかったが、それについて政府に抗議するというようなことはしなかった。

移転後の生活状況

移住先で用意されていた住宅は、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。しかも、住居は湿地に建てられていたために、床上には50センチメートルもの水が溜まっていた。その上、家の中には、樹木の切り株が、そのまま残っていた。

移住地には、側溝などの排水施設も設けられていなかった。そのため、雨季ごとに浸水に見舞われた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。しかし、水質は劣悪で、黄色く濁り、

臭いまでもがした。そのような水でも飲まざるを得なかった。また、雨水も飲んだ。

トイレ施設も劣悪であった。そのため、6ヵ月ほど使用しただけで放棄してしまった。その代わりに、自分で排便施設を造った。

移住地には、電気も引かれていなかった。これが、敷設されたのは、1996年になってからであった。しかも、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束もホゴにされた。電気を据え付けるのに15万ルピアを支払われた上に、初年度から毎月7万5,000ルピアもの電気料金を徴収されたのである。

移転時には、2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園では苗木の植え付けが始まったばかりであった。それ故、アブラ・ヤシの収穫が可能となったのは、3年後の1997年であった。

その間、住民は、無収入の状態に置かれた。移転時には、生活手当が支給された。しかし、これも、1年間で打ち切られてしまった。

しかも、生活手当として支給されたのは、粗悪品であった。特に米は古米で、また塩漬け魚は腐っていた。このような粗悪品でも口にせざるを得なかった。

生活手当の支給が打ち切られてからは、食べる物もない状態に陥ってしまった。特にアブラ・ヤシの収穫が可能になるまでの2年間は、何らの収入源もないために塗炭の苦しみを味わった。そのため、仲買人の仕事を始めて、それで何とか生計を賄った。この仕事では、タバコ、バナナ、コーヒーなどの商品を取り扱った。

アブラ・ヤシの収穫が可能になってからも、生活難は何ら改善されなかった。特に収入の30%を土地代として、7年間にわたって差し引かれたためである。

この天引きが終わった途端に、今度はアブラ・ヤシ樹の生産量が落ち込み始めた。生産のピーク時を越えて、下降傾向に向かい始めたからである。

それに伴って、当然のことながら、収入も減り始めた。それを補おうと仲買人の仕事を強めた。それによる無理が祟って、4年前に病気になってしまった。

そのため、三男と四男(いずれも小学生)の授業料も払えない状況に陥ってしまった。こうした家計を補おうと長男が働きに出ているが、1日当たり1万5,000ルピアの収入にしかならない。そのため、最近では、電気代の支払いもできない状態である。すでに2ヵ月分を滞納している。

こうした状況の下では、残る道は、土地を手放すしかない。そのため、つい最近、パラウイジャ地を売り払った。

ダスモン(Dasmon)

原告番号： G. 749

性別： 男性

生年月日： 1970年4月24日

年齢： 35歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(27歳)、長男(12歳)、次男(8歳)、三男(2歳)

移転前の生活状況

結婚(1992年)以前には、両親とともに10人家族で暮らしていた。これらの家族は、二軒に分かれて住んだ。一軒は9×7メートルの大きさで、もう一軒は6×6メートルの大きさであった。二軒とも、パーマネントな造りであった。

前者の家屋は、カンパル川からは50メートルほど離れていた。また、後者の家屋は、カンパル川からは100メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物の一部は、家庭で消費したが、残りはすべて、市場販売に回した。

旧村には、4ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園があった。また、養魚池も、6個あった。そこでは、グラミ、レレなどの魚類を飼育した。この養殖漁業は、販売目的であった。

さらに、家の周囲には、約1ヘクタールもの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ピナン、ドゥクなどの果樹が植えられていた。そのため、季節ごとに色々な果物を味わうことができた。

こうした状態であったため、生活は、非常に安定していた。また、生活用水に困るようなこともなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に村長主催の会合が開かれた際に知った。この会合には出席できなかったが、そこでの県知事などの発言については、後日に知人から聞いた。

父親が政府により移転同意を求められたかどうかは知らない。それ故、彼が「移転同意表明書」に署名したのかどうかについても知らない。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。この調査チームは、2名の政府関係者で構成されていた。彼等は、1時間半ほど滞在した。調査チームには父親が応対したので、彼が「住民財産目録書」に署名したのかどうかは知らない。

補償金は、1993年に支払われた。彼の父親が受け取ったので、具体的な補償金額については知

らない。

彼が結婚したのは1992年であるが、すでにその時点までに移転登録プロセスは終わっていた。そのため、彼は、補償対象リストには掲載されていなかった。そのため、何らの補償金も受けられなかった。また、住宅と土地(2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地)も供与されなかった。さらに、生活手当の受給対象ともされなかった*。

移転後の生活状況

移住地では、家屋が配分されなかったために、妻の実家に居住することとなった。住宅は、湿地に建てられていた。そのため、20センチメートルほどの高さにまで冠水していた。それ故、入居に先立って、まずこの浸水を排除することから取り掛からねばならなかった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。しかし、井戸水は、泥水で、黄色く着色し、異臭までもがした。そのため、飲料水としては雨水を利用せざるを得なかった。

住宅の傍らに設けられたトイレ施設も、粗雑な造りで、悪臭に悩まされた。そのため、1年間ほど使用しただけで放棄してしまった。

移転時には、アブラ・ヤシ樹が、未だ植え付けの段階で、それからの収入は期待できなかった。そのため、最初の1年間は、生活手当で暮らさねばならなかった。しかし、米、塩漬け魚は、粗悪品で、およそ食べられるような代物ではなかった。

そのため、生活費を稼ぐために、採砂作業に従事した。作業場所は、ムアラ・マハット・バル村からは10キロメートルほど離れたタブン(Tapung)川であった。そこへはバイクで通った。1日当たりの収入は、1万ルピアであった。

1997年になって、ようやくにしてアブラ・ヤシ樹からの収入が得られるようになった。しかし、アブラ・ヤシ農園は、無償供与ではなく、ローン方式の貸与であったために、その返済を強いられた。結局のところ、7年間にわたって、アブラ・ヤシの売却収益のうちから30%を土地代として差し引かれた。これを完済できたのは、2004年である。

しかし、ローンを完済できたと思ったら、今度は生産量の落ち込みという問題が浮上してきた。アブラ・ヤシ樹の老齢化に伴い、今後この生産量の落ち込みの度合いは、ますます大きくなっていくであろう。そして、最終的には、植え替えなければならないであろう。

それ故、将来的に大きな問題は、この植え替え時期において、収入確保をどうするかである。新規の植え付けから収穫が可能となるまでの間には、少なくとも3年間の期間が必要である。この間は、無収入状態となる。これを考えるだけでも寒気がする。

なお、パラウィジャ地においては、最初、陸稲を植え付けてみた。しかし、この試みは、失敗に終わってしまった。その原因は、猪と鳥の被害のためであった。そのため、稲作を諦めて、2002年には、アブラ・ヤシ樹を植え付けた。

今後、パラウィジャ地からの収入が期待できるにしても、2ヘクタールの農園でのアブラ・ヤシ生産は、ますます減少していく。これを補うために、大工仕事を始めている。

しかし、大工仕事による収入は、それ程多くはない。そのため、生活は、非常に厳しい。今後、長男と次男(いずれも小学生)の授業料を払い続けることができるかどうか自信はない。

*その理由とされたのは、1989年の移転登録時(266頁参照)には独身であったという点である。

アブドゥル・ムイス(ABD. Muis)

原告番号： G. 346

性別： 男性

生年月日： 1960年

年齢： 45歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 農業

家族構成： 4人——妻(30歳)、長男(8歳)、次男(5歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×8メートルの大きさの木造家屋に、両親とともに住んでいた。住居は、カンパル川からは300メートルほど離れていた。しかし、飲用・調理用水は、カンパル川にまで汲みに出掛けた。また、水浴び、洗濯なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大部分は、販売用に回した。

両親は、4ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園を所有していた。また、家の周囲には、0.5ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータンなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、強い関心を有していたが、何らの詳細情報も公開されなかったために、口伝えに得た知識しか有していなかった。しかし、旧村を立ち退かねばならないごと位は知っていた。

旧村の家屋、土地などに対する補償は、父親に対して支払われた。それ故、具体的な補償金額については知らない。

彼は、移転時には独身であった。そのため、補償金の受け取り対象とはされなかった。また、住宅も配分されなかった。さらに、2ヘクタールのアブラ・ヤシ農園とパラウィジャ地も供与されなかった。その上、生活手当の支給対象ともされなかった。

移転後の生活状況

新村に移転してからも、彼は、両親とともに暮らした。住宅は、36平方メートルと狭く、また板壁、トタン屋根、薄いセメント張りの床という粗末な造りであった。

給水施設として設けられた井戸も、水質的には良好なものではなかった。そのため、雨水を飲まざるを得なかった。

家の脇に設けられたトイレ施設も、便器に板版を被せただけの粗末なものであった。木板は、短時間で腐ってしまった。そのため、使用を止めてしまった。

その後、1997年に結婚した。しかしながら、新規世帯へは、住宅は支給されなかったし、また

アブラ・ヤシ農園とパラウィジャ地も配分されなかった。そこで、空き家を探して、そこに住み着いた。

こうして、住宅問題は解決されたが、残る最大の問題は、収入源の無さであった。自らの農園/農地がないことから、他の人々の農園に賃金労働者として働きに出るほかない。俸給は、1日当たり2万5,000ルピアである。

しかし、これだけでは足りないので、彼の妻も、農園労働に出掛けている。彼女の場合には、子供が学校に出掛けた後に働きに出て、下校時に合わせて、4時頃までには帰ってくる。彼女の日当は、7,000ルピア～1万ルピアである。

このようなその日暮らしでは、将来への人生設計が立たない。かといって、同村には、農園労働者に代わるような雇用機会はない。

アミル・フセン(Amir Hoesen)

原告番号： G. 4

性別： 男性

生年月日： 1948年1月4日

年齢： 57歳

出生地： プロウ・ガダン村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(42歳)、長男(29歳)、次男(27歳)、三男(25歳)、長女(22歳)、
四男(15歳)

移転前の生活状況

旧村のムアラ・マハット村の住宅は、12×10メートルの大きさで、木造家屋であった。カンバル川からは40メートルほど離れているだけであった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンバル川に依拠した。

土地的には、1ヘクタールのミカン／ランブータン園を有していた。ここでは、「トゥンパン・サリ」(間作)方式で、これらの果樹を栽培した。

このほか、一つの養魚池があった。7×5メートルの広さであった。ここでは、もっぱらグラメ魚を養殖した。

家の周囲には、600平方メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ(6本)、ランブータン(6本)、バナナ(30本)のほか、ジャンブ(jambu)も、5本ほど植えられていた。

移転の経緯

1980～1999年の19年間は、ムランタウに出ていた。具体的には、プカンバルにおいて運転手として働いていた。そのため、コトパンジャン・ダム建設計画については、どのような進捗具合なのか、またそれに伴う住民移転問題が、どのように取り扱われているのか、ほとんど情報が得られなかった。その間、彼個人の資産処理にかかわる事柄は、弟が、すべて取り扱っていた。

弟は、旧村から新村への移転の決定過程については、逐一報告してきた。その際、彼は、「移転同意表明書」に署名したとは報告してこなかった。

弟はまた、資産処理問題についても、その都度報告してきた。しかし、「住民財産目録書」に署名したとは報告してこなかった。

補償金は、移転前に受け取った。当初提示額は、210万ルピアにすぎなかった。そのため、PLNに対して抗議した。その結果、380万ルピアに増額された。

移転後の生活状況

新村に移住した当時、住宅の周辺は、ジャングル状態であった。草木を取り除いてみると、現れたのは、セミ・パーマネントの住宅ではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。屋根はトタン葺きで、床は薄いセメント張り(約2センチメートル)であった。

住宅は、湿地帯に建設されていたために、雨季のたびごとに浸水の問題が発生した。浸水の高さは、25センチメートルにもなった。

政府に苦情を申し入れたが、なかなか対応策を講じてくれなかった。そのため、「ゴトン・ロヨン」方式により、住民自身の手で排水溝を設けた。それにより、浸水被害は、かなりの程度軽減した。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、水質は悪く、悪臭までもがした。しかし、他に代替水源がなかったため、そのような水でも飲まざるを得なかった。水浴びも、井戸水で行った。

トイレ施設としては、1メートルほどの穴の上に便器と木板を置き、それをパイプで腐敗槽につないだだけの簡単なものであった。この施設は、1年間ほど使ったが、悪臭がひどかったため、使用を止めてしまった。その後は、自分で排泄装置を造った。

電気についても、政府約束は守られなかった。据え付け料金として15万ルピアを支払わなければならない上に、初年度から毎月約7万5,000ルピアの電気代を徴収されている。

アブラ・ヤシ農園は、住宅からは3キロメートルも離れている。そこへの道路は整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。

アブラ・ヤシ農園が、無償供与ではなく、ローン形態の貸付であったというのは、明らかな約束違反である。ゴム農園の場合には無償供与であるのに、アブラ・ヤシ農園の場合には有償供与であるというのは、余りにも差別的な取り扱いである。こうして、7年間にわたって、アブラ・ヤシの売却益から30%を土地代として差し引かれた。このローンは、2004年になって、ようやく完済した。

ローンを完済し終えたと思ったら、今度はアブラ・ヤシ樹の生産性の落ち込みという問題が持ち上がってきた。アブラ・ヤシ樹の生産樹齢は、平均で9年である。それも、十分に肥料を施してのことである。

ここでの住民には、そのような十分な施肥をするだけの余裕はない。そのため、生産樹齢は、もっと短くなる。実際にも、彼の場合には、インプットとアウトプットとの間の収支は、すでにマイナスである。

これに加えて深刻なのは、植え替え時期の収入を、どのようにして確保するかの問題である。5年後には、現存のアブラ・ヤシ樹を植え替えなければならないであろう。その際には、新規のアブラ・ヤシ樹が生産可能となるまでには、少なくとも5年の期間が必要であろう*。問題は、この5年間の懐妊期間(空白期間)の収入を、どのようにして確保するかである。

一つの解決策は、ラマ・ジャヤ・プラムクティ社が、その間、生活手当(jadup)をローン形態で供与するという方法である。しかし、この点については、会社と住民との間に約定がなされているわけではない。また、たとえこのような合意に達しても、その後の住民の生産活動は、またもや借金返済のためということになってしまう。それは、文字通り、借金労働者(bonded labourer)の地位である。

なお、パラウィジャ地は、現在、空き地状態である。2キロメートルも離れているのと、初期投下資金がないためである。

*この点については、アーマッド・ペー・ゲー氏とダスモン氏は、3年間であると述べている(268頁及び278頁参照)のであるが、アミル・フセン氏は、住民には化学肥料などのインプットを投入できないために、アブラ・ヤシ樹の生育期間は遅れざるを得ないというのである。

ハルン・アリ(Harun Ali)

原告番号： G. 506

性別： 男性

生年月日： 1963年12月

年齢： 42歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(39歳)、長男(18歳)、長女(14歳)、次女(4歳)

移転前の生活状況

1986年に結婚した。結婚後は、妻とともに、パサール(市場)の脇でレストランを営んだ。レストラン兼住居の大きさは、8×6メートルで、木造家屋であった。

住居は、カンパル川からは1キロメートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、井戸水を利用した。

カンパル川ではまた、漁業を行った。漁法は、主として釣りであった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

母親からは1ヘクタールのゴム園を相続した。また、家の裏には、500平方メートルほどの庭地があった。そこには、ココナツ、バナナなどの果樹が植え付けられていた。

主な収入源は、レストランからの収益であった。地理的に好位置にあったために、結構繁盛した。そのため、レストランからの収益だけで十分に食べて行けた。

移転の経緯

1983年12月にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらによって開かれた会合については知らなかった。しかし、1991年4月に極秘裏に開かれたバンキナン会合において補償基準について決められたことについては知っていた。

移転先については、政府により、①自由移転、②ゴム農園移転、③PIR方式のアブラ・ヤシ移転のうちから、一つを選択するように言われたので、三番目の方式を選んで、それに署名した*。しかし、それが、「移転同意表明書」として利用されたとは露ほども知らなかった。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪れて来た。その際には、彼は、家にいなかった。そのため、彼の妻が対応した。妻の話では、彼等は、30分ほどで引き上げていったとのことである。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に支払われたのであるが、この支払いにあたっては紆余曲折があった。当初の提示額は、550万ルピア(ゴム園150万ルピア、家屋400万ルピア)にすぎなかった。そのため、補償委員会に対して抗議した。その直後に「サトコルラック」が訪れて来た。来訪したのは、バビンサ1名と「コラミル」3名の計4名であった。彼等は、胸ぐらをつかんで、補償金を受け取るよう脅した。その後、農園局の役人が訪れて来て、ゴム農園の再測定が行われた。その結果、ゴム農園

の補償金が300万ルピアに引き上げられた。結局のところ、補償総額は、700万ルピアとなった。

移転後の生活状況

移住地において用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。しかも、湿地帯にあり、40センチメートルほども冠水していた。そのため、草木を取り除くことと、排水することから始めなければならなかった。

しかし、その後も、雨季のたびごとに浸水被害に見舞われた。そのため、「ゴトン・ロヨン」の共同作業で排水溝を掘った。それにより、浸水被害は減少した。

住宅は、6×6メートルの大きさしかなく、しかも造りは粗雑であった。特に床のセメント張りは、手抜き工事そのものであった。床の上にイスを置いたら、セメントが壊れて、剥がれてしまった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。幸いなことに、水質は、比較的によくであった。

トイレ施設としては、家の傍らに板囲いの粗末な排便装置が設けられているだけであった。1メートルほどの深さの穴の上に便器と木板を乗せただけのものであった。腐敗槽は機能せず、悪臭に悩まされた。そのため、この便所は、8ヵ月使っただけで放棄してしまった。その後は、自分でトイレ施設を造った。

電気が引かれたのは、1996年になってからであった。しかも、政府約束とは異なり、設置料は有料であった。据え付け料金としては、15万ルピアを支払った。電気代は、月平均で11万ルピアである。

アブラ・ヤシ農園については、1990年にカンパル県知事のサレー・ジャシットが無償供与されると明言していたにもかかわらず、実際にはローン方式の貸付であった。そのため、彼は、1997年に村長に対して抗議した。これには、同村長は、「住民の不満を県知事に伝える」と答えるだけであった。その結果について問い質すと、村長は、「待て、待て」と繰り返すだけであった。

結局のところ、ローンの支払いを余儀なくされた。具体的にはアブラ・ヤシの販売収益のうちから30%を差し引かれた。このローンは、2004年に支払い終えた。

パラウイジャ地には、1999年にアブラ・ヤシ樹を70本植え付けた。これからは、現在、毎月平均で50万ルピアの収入が得られている。

こうしたことから、現時点では、何とか生活できる程度の収入が得られている。技術系高校(S TM)に通う長男と小学生の長女の学費も、何とか捻出できている。

なお、5年後には、アブラ・ヤシ樹の植え替えの問題が発生する。この問題については、今後対策を考えることにしている。

*これは、「再定住適地調査書」への署名を指している。

マンスル・ベー(Mansur B)

原告番号： G. 868

性別： 男性

生年月日： 1952年1月1日

年齢： 53歳

出生地： ムアラ・マハット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(37歳)、長女(27歳)、次女(26歳)、長男(23歳)、三女(20歳)

移転前の生活状況

1975年に結婚した。結婚後は、妻の実家の近くに住んだ。家の造りは、木造家屋であった。

住居からカンパル川までは、300メートルほどの距離があった。しかし、飲料・調理用水は、カンパル川まで出掛けて取水した。水浴び、洗濯なども、同河川で行った。排泄もまた、そこで行った。

カンパル川はまた、漁場でもあった。漁獲は、主として魚網を用いて行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は市場販売に回した。

この漁獲収益が、主要な収入源であった。主な漁獲魚は、タパ、パティン、バウン、ゲソ(ベソ)であった。これらの魚類は、コトパンジャン・ダム建設以前には、カンパル川に豊富に生息していた。

なお、家の周りには、200平方メートルほどの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、ドックなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、噂話として聞いた程度であった。そのため、1983年12月にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらが会合を開いたことについては知らなかった。

また、ほとんど毎日漁に出ていたために、村での集会に出席することもできなかった。そのため、1990年に、カンパル県知事のサレー・ジャシットとPLN技師長のトゥンジュン・ウィチャクソノが、旧ムアラ・マハット村に来村したことも知らなかった。

しかし、政府関係者により、移転希望先について聞かれたことは憶えている。その際には、三つの選択肢、つまり①補償金のみを受け取る方式、②補償金+新定住地の方式、③補償金+中核農園プログラム(PIR)の方式のうちから一つを選択するよう言われて、三番目の方式を選んで、それに署名した。それが、「移転同意表明書」であることについては、露ほども知らなかった。

補償基準については、それが、1991年4月のバンキナン会合において決められたことについては知らなかった。それについては、誰も教えてくれなかった。

その後、財産目録作成チームが訪れて来たことは憶えている。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。しかし、彼等は、30分ほどで帰って行ってしまった。その際、彼等により調査結果を確認するよう求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に受け取った。補償金額は、93万ルピアにすぎなかった。少ないとは思ったが、家、庭地、果樹のほかには所有資産らしきものはなかったため、諦めて、異議申し立てはしなかった。

移転後の生活状況

新村において政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。そのため、まず最初に住宅周辺の草木を取り除くことから取り掛からなければならなかった。

また、住宅は、湿地帯に建設されていたため、屋内までもが水に浸かっていた。さらに、床のセメント張りは、壊れていた。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水は、黄褐色をしており、臭いまでもがした。代替水源がなかったため、そのような水質の水でも飲むほかなかった。

トイレ施設も劣悪であった。悪臭がひどく、不衛生であったため、7ヵ月ほど使っただけで放棄した。その後は、養魚池を造成して、そこで排泄することにした。

移転時には、アブラ・ヤシ樹の植え付けが行われている段階であった。そのため、何らの収入もなかった。最初の年には、生活手当が支給された。しかし、支給品は、いずれも粗悪品であった。米は、古米であったが、何とか食べれた。これに対して、塩漬け魚は、ほぼ腐りかけており、ウジ虫までもがわいていた。それでも、洗って食べるほかなかった。

生活手当が打ち切られた後は、採砂労働などで、何とか食いつないだ。そして、1997年以降、ようやくにしてアブラ・ヤシ農園から収益が得られるようになった。しかし、思いもかけず、収益のうちから、30%を土地代として差し引かれた。

こうして、7年間にわたって、土地代を払い続けてきた。この支払いが、ようやく終わったら、今度はアブラ・ヤシ樹の生産力の低下という新たな問題が生じてきた。今日、アブラ・ヤシ樹からの生産量は、下向きである。そのため、アブラ・ヤシ生産は、マイナス収支である。生産すればするほど、赤字が膨らんでしまうのである。

この赤字を埋め合わせるために、今もって採砂作業を続けなければならない。それによる1日当たりの収入は、1万5,000ルピアである。

これでは、電気代を払うことも難しい。当初の政府約束では、電気の設置料と1年間の電気料金は、無料のはずであった。しかし、実際には、15万ルピアの据え付け料金を払わされた上に、初年度から毎月約8万ルピアもの電気代を徴収されているのである。

現在、三女は、高校に通っている。はたして彼女を無事卒業させることができるかどうか、現時点では自信がない

それでは、将来展望があるかと言えば、それもない。一つは、パラウイジャ地を活用することであるが、土地の肥沃度に問題がある上に、初期投下資金もない。そのため、この土地は、未だに空き地状態のままである。

かえって将来的には、現在以上に厳しい難題が浮上してくる。つまり、アブラ・ヤシ樹の植え替え期間の収入源を、どうするかという問題である。この問題については、何らの解決策も見つかっていないのが、実情である。

アリヌディン・シレガル(Alinudin Siregar)

原告番号： G. 65

性別： 男性

生年月日： 1967年5月6日

年齢： 38歳

出生地： 北スマトラ州シデンプアン(Sidempuan)

氏族： シレガル(Siregar)族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SMA)卒業

職業： 農業労働者、大工

家族構成： 5人——妻(32歳)、長女(12歳)、長男(9歳)、次男(3歳)

移転前の生活状況

移転直前の1992年に結婚した。結婚後は、旧ムアラ・マハット村の妻の実家に入居した。家屋は、8×6メートルの大きさで、セミ・パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは30メートルほど離れた場所にあった。しかしながら、洪水に見舞われたことはなかった。

飲料・調理用水などの生活用水は、カンパル川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、漁業も行った。主な漁獲魚は、バウン(Baung)、マリ(Mali)、ティラン(Tilan)であった。これらは、もっぱら家庭で消費した。

妻の実家にはゴム園があったが、入居後程なくして移転してしまったので、その広さは判らない。庭地の広さは、1.25ヘクタールであった。そこには、ココナツ、ドリアン、ランブータン、バナナ、ジャンプなどの果樹が植えられていた。

旧村での主な収入源は、大工仕事であった。それにより、米、砂糖、塩などの生活必需品を購入できた。また、生活用水に不自由することもなかった。

移転の経緯

移転当時プカンバルに出て、大工仕事をしていた。そのため、「世帯主」扱いされず、補償金の支給対象とはされなかった。そればかりか、住宅と土地(宅地、農園、パラウイジャ地)も配分されなかった。

移転後の生活状況

住民移転が行われてから1ヵ月後に、プカンバルから帰った。新村では、妻の父親の住宅に入居した。この住宅は、幾分高い所に位置していたために、他の住宅のように浸水の被害には遭わなかった。

妻の父親は、スンカイ・パガールで教員をしていたために、その後そちらに移り住むこととなった。そのため、アブラ・ヤシ農園の管理を委ねられた。

移転時には、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水の水質は劣悪であった。黄色く濁り、臭いまでもがした。そうした水でも飲まざるを得なかった。4年後に、ようやくして自分で井戸を掘って、安全な水を確保することができた。

トイレ施設は、1メートルほどの穴にセメント張りし、木板を乗せただけの装置であった。便器は、据え付けられていなかった。また、腐敗槽には蓋が設けられていなかった。そのため、悪臭に悩まされた。このような排泄施設を1年間使った後、自分でトイレ施設を造った。

移転当時には未だアブラ・ヤシ樹の植え付けが行われていた最中であったので、それからの収入はなかった。そのため、大工仕事で生計を賄わなければならなかった。

移転後2年間は、生活手当が支給された。しかし、支給された物品は、粗悪品であった。米は、何とか食べれたが、塩漬け魚は、時々食べただけであった。

アブラ・ヤシ樹からの生産が可能となったのは、移転から3年半後であった。しかし、販売収益のうちから土地代として30%を差し引かれた。2004年になって、ようやくにしてローンの支払いを完済した。

その途端に、アブラ・ヤシ樹の生産力が落ち込み始めた。現在では、インプット/アウトプットの収支はマイナスではないが、儲けはごく僅かである。

その間、大工仕事で稼いだ金を貯金して、2000年に家と庭(20×50メートル)を購入した。これは、前の所有者がリンボ・ダタ移住地に移転したために、その跡地を購入したのである。購入価額は、500万ルピアであった。

その際、電気も据え付けた。設置料は、55万ルピアであった。毎月の電気代は、3万5,000～5万ルピアである*。

現在の主要な収入の源泉は、アブラ・ヤシ生産と大工仕事である。前者からの収入は、毎月20～100万ルピアである。後者からの収入は、毎月90万ルピアである。

こうした収入があるために、現時点では、電気代も払えている。また、長女と長男(いずれも小学生)の学費も払えている。

しかし、今後、アブラ・ヤシ樹からの収入の落ち込みが予測される。2～3年後には、アブラ・ヤシ樹の植え替えをしなければならないのであるが、それから5年間はアブラ・ヤシ農園からは何らの収入も得られない。

この無収入期間は、大工仕事で補わなければならない。しかし、全収入を大工仕事に頼るとなると、かなりきついのではないかと思う。

なお、新村では、新婚世帯に配分できるだけの土地的余裕がない。また、若者の失業問題も深刻である。

*因みに妻の父親の住宅での電気の設置料は、15万ルピアであった。また、毎月の電気代は、約5万ルピアであった。

(12) タンジュン・バリット村

コトパンジャン・ダム建設により、西スマトラ州では、タンジュン・バリット(Tanjung Balit)村とタンジュン・パウ(Tanjung Pauh)村の二カ村が、住民立ち退きの対象となった。これらの二カ村は、行政的には、リマプル・コタ(Limapuluh Kota)県のパンカラン・コト・バル(Pangkalan Koto Baru)郡に属していた。

これら二カ村についての補償基準は、1991年4月19日にパンカラン・コト・バルで開かれた会合において決められた。この会合には、二カ村から、それぞれに2名ずつのニニック・ママックが招かれた。この会合では、余りに低い補償基準に対して、ニニック・ママックは抵抗した。しかし、政府側は、このような抗議を受け付けなかった。

このような低い補償基準の一方向的な押し付けに対しては、住民の間に不満の声が燻り続けた。これに対して、政府側は、「サトコルラック」を組織して、住民不満の押さえ込みにかかった。「サトコルラック」のうちには、政府関係者のほかに、国軍(ABRI)関係者3名、警察関係者3名が含まれていた。

こうした言論封じと抑圧体制の下で、旧タンジュン・バリット村からリンボ・ダタ第1村(新タンジュン・バリット村)への住民移転は、1993年7月29日に開始された。この移転に際して、政府による便宜供与が行われたのは、2日間だけであった。実際には移転作業にはそれ以上の時日を要したのであるが、かかる作業は、住民が自らの手で行わなければならなかった。その間、移転経費は、すべて住民負担とされた。

リンボ・ダタ移住地においては、各々の世帯には、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールのゴム農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地が与えられた。しかし、移住地が丘陵地帯の熱帯林を剥ぎ取って造成されたために、土壌の肥沃性の点でも、また水利性の点でも問題があり、居住環境としては劣悪である。

政府によって用意された住宅は、36平方メートル(6×6メートル)の木造家屋であった。屋根は、トタン葺きで、床は、薄いセメント張りであった。これらの粗製住宅は、住民の入居後程なくして、あちらこちらが傷み出してしまった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。これは、契約業者が、ゴム樹の植え付けを行わずに、植樹資金を着服してしまったためである。

その後、1994～95年にゴム樹の第2期植え付け事業が実施された。しかし、その際には、道路沿いだけに植樹するという欺瞞的なやり方が講じられた。

次いで、1998～99年には、住民に対して苗木と植え付け資金を供与することにより、第3期植え付け事業が実施された。その際には、526ヘクタールのゴム農園のリハビリ植樹が行われた。しかし、2000年には、農園地域において大規模な火災が発生し、多数のゴム樹が焼失してしまった。

現在、ゴム農園地域では、「行動計画」の下で莫大な資金を投入して、再びリハビリ植樹が実施されている。しかし、このような植樹に対しては、住民は、極めて冷ややかな眼差しを向けている。その理由は、一つには、政府に対する不信感のためである。ダム建設の犠牲者を食物にする「KKN」——Korupsi(汚職)、Kolusi(癒着)、Nepotisme(縁故主義)——は、もう沢山であるというのである。

もう一つには、この植樹は、住民が現時点において直面している収入不足の問題の解決策にはならないという点である。彼等に言わせれば、10年以上にもわたって無収入の状態に置かれた上に、今後ゴム樹液を採取できるようになるまでに、あと何年待てば良いのかというのであり、しかもその間の収入源をどうすれば良いのかというのである。

こうしたことから、多く住民は、当面の生活の糧を稼ぐのに追われていて、ゴム農園の手入れに割くだけの時間的余裕はない。そのために、苗木の多くが、雑草の陰に隠れてしまっている。また、折角に植え付けたゴム樹の多くが、猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害で失われている。

リンボ・ダタ移住地は、丘陵地帯であるために、そこでは飲料水問題が深刻である。OECD融資によって建設された井戸は、そのほとんどが役立たずで、「腐敗」のシンボルとして、無残な姿をさらしている。そのため、これまで住民の多くが、飲料水の購入のために余分な出費を余儀なくされてきた。購入費は、20リットル入り容器一缶で、1,000～1,500ルピアであった。

このような生活用水の問題は、「行動計画」の下で、2004年に建設された給水施設により解消するのではないかと見られた。しかし、建設後1年も経たないうちに、早くも至る所で故障続きで断水騒ぎが発生している。

また、このパイプ方式の給水施設は、有料である。つまり、住民は、水道料金を支払わねばならないのである。これまでのところ、政府は、住民からの反発を恐れてか、水道料金の徴収を延び延びにしてきた。しかし、2005年3月からは、料金徴収に踏み切った。今後、水道料金を支払うことのできない人々は、給水を打ち切られてしまうことになる。

リンボ・ダタ移住地における住民にとっては、給水問題とともに深刻なのが、就業難の問題である。村民の多くが、雇われ農民、木材運搬人、薪炭・籐採取人、採石人などで、生活の糧を得ようとしている。また、村外のゴム／アブラ・ヤシ農園に賃金労働者として、ないしはガンビル工場の加工労働者として働きに出ている人も多い。後者の場合には、遠隔である上に、重労働である。1日当たりの平均収入は、男性の場合には2万5,000ルピア、女性の場合には1万ルピアにしかない。これから、交通費(約3,000ルピア)を差し引くと、手元に残るのは、ごく僅かである。

こうしたリンボ・ダタ移住地における生活難のために、第1村の住民のうち約100世帯は、旧タンジュン・バリット村に戻ってしまった。旧村のコト・ラモ(Koto Ramo)地区だけで、約30世帯、120人が立ち戻ってきている。また、その他の約100世帯の住民は、日中は旧村に通い、夜は第1村に戻るとい生活をしている。前者の人々は、学校、社会保健サービスへのアクセス難という問題を抱えている。

コト・ラモ地区の住民にとっての最大の悩みは、約40名の子供の教育問題である。旧村での学校は壊されてしまっているために、子供たちを移住地の学校まで通わせなければならない。しかし、学校までは9キロメートルもの距離があるために、幼児には徒歩通学は無理である。そのため、車を持っている村人たちの間でローテーションを組んで、朝夕の送り迎えをしている。

後者の人々、つまり日中だけ旧村に通ってきている人々は、毎日の交通費の問題を抱えている。第1村と旧村との間には約7キロメートルの距離があり、この間の乗車賃は、一人当たり1,000ルピアである。しかし、このような運賃を支払ってでも、旧村には生計手段の確保の方途があるのである。

なお、タンジュン・バリット村の10世帯は、1998年に、PLN、リマプル・コタ県知事および土地収用委員会(Panitia Pembebasan Tanah)を相手取って、補償金の支払い請求裁判を起こした。提訴趣旨は、前記の被告らは、1996年の約束*の線に沿って補償を行うべきこと、具体的には35区画(persil)の土地と、そこでの作物と建物について、それらの資産の水没損失推定額8億ルピアの補償金を支払うべきであるというのであった。

このタンジュン・バリット村の10世帯の補償請求訴訟については、タンジュン・パティ(Tanjung Pati)地方裁判所の判決では、補償要求の対象とされた47区画のうち、3区画について補償の支払いが認められたにすぎなかった。そのため、住民側は、これを不服として、パダン(Padang)高等裁判所に上訴した。しかし、高裁判決でも、基本的に地裁判決の内容を支持する判断が下された。そのため、住民側は、補償請求の認められなかった44区画の案件について、最高裁判所に上訴した。

最高裁の判決は、2003年1月20日に下された。判決は、住民側による高裁決定の破棄請求を却下するという内容であった。

*1996年に、リマプル・コタ県知事のアジス・ハイリ(Aziz Haily)は、未払いの補償金について、それを直ちに支払うことを約束した。これを受けて、その時点までに立ち退き補償金を受け取っていなかった住民の名簿は、1996年12月16日付の文書により、リマプル・コタ県知事に対して提出された。この名簿はまた、同月18日付の文書により土地収用委員会とPLNに対しても回送された。

しかし、実際には、この補償金の支払い約束は守られなかった。そして、1997年3月12日には、コトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始されてしまったのである。

サイヌン(Sainun)

原告番号： A. 213

性別： 女性

生年月日： 不明

年齢： 75歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 無職

家族構成： 4名——夫(25年前に死亡)、長男(50歳)、次男(45歳)、長女(40歳)

移転前の生活状況

旧村では、バタン・クランガン(Batang Kulangan)集落に住んでいた。そこでの家屋は、6×6メートルの大きさで、セミ・パーマネントの造りであった。

住居からマハット川までは、300メートルほどの距離があった。そのため、生活用水としては、井戸水を利用した。

主要な収入源は、2ヘクタールのゴム園からの樹液採取であった。しかし、それだけでは足りなかったため、近所の人々の農園で働いて収入を得た。

家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、ピナン、コーヒーなどの果樹が植えられていた。また、ランバイもあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府による一般住民への説明は行われなかった。また、移転問題に関して、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名において、2名の政府関係者が訪れて来たことは憶えている。しかし、彼等は、30分ほど家の周りを歩き回っただけで帰って行ってしまった。そのような調査には、強い不信感を抱いた。また、彼等により、調査結果の確認を求められることもなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に受け取った。補償金額は、380万ルピアであった。幾ら何でも少なすぎると思ったので、補償委員会に対して抗議した。しかしながら、同委員会からは、何らの応答もなかった。

移転後の生活状況

移転時には、住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。セミ・パーマネントの住宅と聞いていたが、実際には6×6メートルの粗末な木造家屋であった。

給水施設としては、4世帯に1井戸が用意されていた。しかしながら、水質は劣悪で、汚くて飲めなかった。そのため、井戸水は、水浴びと洗濯だけに用いることにして、飲料水としては、雨水を飲んだ。

しかしながら、降雨量の少ない乾季には、そういうわけにもいかなかった。そのため、旧村のコト・ラモ地区にまで、車に乗って、取水に出掛けた。乗車賃は、片道1,000ルピアで、1ガロンごとに500ルピアを支払わなければならなかった。それ故、1回ごとに最低2,500ルピアが必要であった。

移転時には、トイレ施設としては、屋外に粗末な排便施設が設けられているだけであった。洗浄施設が付置されていないために、排泄物が堆積し、ひどい悪臭が漂った。そのため、6ヵ月ほど使っただけで、その後は使用を止めてしまった。

その代わりに、住居から15メートルほど離れた所を流れる小川——ナン・オナム(Nan Onam)川——で用を足すことにした。このような状態は、今日でも変わりはない。

移転時には、ゴム農園には、樹液の採取できる成木はどこにも見当たらず、苗木でさえも植わっていなかった。このような状態は、10年以上にもわたって続いた。

また、パラウィジャ地には、陸稲を植え付けてみたが、うまくいかなかった。猪と鳥の被害のためであった。その後は、何らの作物も植え付けてきていない。

こうした状態のために、現在までのところ、何らの収入源もない。そのため、未だに電気を引くこともできない。

それにも増して深刻なのは、毎日の食事にも事欠く状態に追い込まれてしまっていることである。そのため、2003年には、生活費に困って、ゴム農園を売却した。売却価額は、200万ルピアであった。買い手は、同村のレストラン経営者である。

それ故、現在、「行動計画」の下に進められているゴム樹の植え付けは、彼女にとっては何らの生活改善策にもなり得ない。植樹の恩恵を受けるのは、彼女ではなく、買い手のレストラン経営者である。

彼女は、高齢のために農園労働者として働きに出ることもできない。目下のところは、娘さんが、面倒をみている。しかし、その娘さんも、自分の家族の生活を支えるだけで精一杯である。となれば、今後、彼女に残されているのは、パラウィジャ地を手放すか、ないしは住宅を売却するか、そのいずれかしか方策はない。

リミン(Limin)

原告番号： A. 184

性別： 男性

生年月日： 1943年

年齢： 62歳

出生地： パンカラン・コト・バル郡パンカラン・コト・アラム村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 10人——妻(45歳)、長女(29歳)、長男(27歳)、次女(25歳)、次男(22歳)、三男(19歳)、四男(16歳)、三女(8歳)、四女(4歳)

移転前の生活状況

旧村では、10×7メートルの大きさの家屋に住んでいた。住居は、マハット川からは500メートルほど離れていた。

飲料・調理用水、さらには水浴び、洗濯などの生活用水は、近くの泉から確保した。そのために、自分でパイプ給水施設を建設した。

旧村には、2ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園があった。また、家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、バナナなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1980年代に知った。村長が、モスクで、このプロジェクトについて語ったからである。

しかし、その後、このプロジェクトとそれに伴う住民移転問題については、何らの「ムシャワラ」会合も開かれなかった。また、移転同意を求められたこともない。そのため、「移転同意表明書」には署名していない。

1990年には、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、3名の政府関係者で構成されていた。しかし、彼等は、30分ほど家の周りを歩き回っただけであった。そのような調査のやり方には納得できなかった。また、彼等は、調査結果の確認でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、160万3,500ルピアであった。補償対象とされたのは、家屋のみであった。ゴム園とミカン園、さらに果樹は、補償対象からは外された。これを不服として、リミン氏は、村長に対して抗議した。これに対して、村長は、「提示額を受け入れなければ、一切の補償を失う」と言った。そのため、彼は引き下がらざるを得なかった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、草木の中に埋もれていた。しかも、セミ・パーマネントな造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋であった。

また、政府によって備え付けられた井戸の水質は劣悪であった。生きるためには、そのような水でも飲まざるを得なかった。また、雨水を溜めて、それを飲用・調理用に充てた。

屋外には簡単なトイレ施設が備え付けられていたが、使い物にならなかった。そのため、短期間で放棄してしまった。

移転時には、ゴム農園には、道路沿いに10本のゴム樹が植え付けられていただけであった。「行動計画」の下で2003年に再植樹が行われるまで、10年以上もの期間、空き地状態のままに置かれたのである。

しかも、ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは5キロメートルも離れた場所にある。たとえ再植樹が行われても、そのような遠距離の場所にまで、わざわざ手入れ／管理に出掛けることは難しい。

パラウィジャ地には、移転時にランブータンを植え付けてみた。しかしながら、生育状態ははかばかしくなかった。

移転後2年間は、生活手当が支給された。しかし、米の品質は悪く、しかも古米であった。そのような米でも、生きるためには口にせざるを得なかった。他方において、塩漬け魚は、口にすることさえできなかった。腐っていたためである。そのため、塩漬け魚は捨てた。

このような状況の下では、リンボ・ダタ移住地に留まることは餓死を意味した。そのため、リミン氏は、移転から1年後にはリンボ・ダタ移住地を離れて旧家に戻ることにした。旧村での彼の家は、高台に位置しているために、これまでに一度も冠水したことがない。ダム貯水池が最大水位の際でも、水面からは5メートル以上の余裕がある。そもそもこのような場所に居住していた一家を、なぜに立ち退かせる必要があったのかというのが、彼の疑問である。

それはともかくとして、同氏が旧村に戻ってからは、水問題は解消されたとはいえ、収入源不足の問題は続いた。ミカン園は、水没してしまった。僅かにゴム園の一部が水没を免れた。残存ゴム樹は、孤島状態の土地にある。そのため、そこへはサンパン(小舟)で行かねばならない。

しかし、そのような残存ゴム樹も、乾季に地上に姿を現すだけで、雨季には水没してしまう。また、そのような状態では、年々ゴム樹の生産力も落ち込み傾向を見せている。

そのため、リミン氏は、同村のニニック・ママックのダトゥ・マンクト(Dt. Mangkuto)氏のゴム農園で働くことで生計を維持しようとしてきた。雇用形態は、生産分与方式(sistem bagi hasil)である。つまり、彼は、1日当たり8キログラムのゴム樹液を採取する。週10万ルピアの収益である。このうち、リミン氏3分の2、マンクト氏3分の1の割合で分け合うのである。

しかし、それによっても収入不足の問題は解消されない。現状では、食事にも事欠く有様である。また、三女(小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。彼女をリンボ・ダタ移住地の学校に通わせるだけで、1日当たり1,000ルピアの交通費が要る。

こうした状況の下で、1996年には、生活費を捻出するために、パラウィジャ地を売らざるを得なかった。売却価額は、150万ルピアであった。買い手は、彼の雇用主のマンクト氏であった。

しかし、僅かな収入源しかない状態の下では、このような臨時収入も、たちまちのうちに胃袋に消えてしまい、再び生活難に陥ってしまった。そのため、リミン氏は、生活費を捻出するために、リンボ・ダタ移住地の住宅を売り払うことに踏み切った。売却価額は、350万ルピアであった。買い手は、同村住民のアイナ(Aina)と称する女性であった。彼女は、リンボ・ダタ移住地の奥まった所を割り当てられたために、国道近くに居住地を構えることを望んで、リミン氏の住宅を購入したのである。

ラマリス(Ramalis G.)

原告番号： A. 40

性別： 男性

生年月日： 1961年8月31日

年齢： 44歳

出生地： タンジュン・バリット村コト・ラモ地区

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： プサントレン卒業

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(27歳)、長女(12歳)、長男(9歳)、次男(7歳)

移転前の生活状況

旧村では、10×9メートルの規模の家屋に住んでいた。マハット川からは150メートルほど離れていたが、飲料・調理用水は、同河川から取水した。水浴び、洗濯なども、マハット川で行った。

マハット川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半は、市場に出して販売した。

旧村には、ゴム園、ガンビル園、ミカン園など、総計で7ヘクタールの広さの農園があった。ガンビル園だけで、2ヘクタールの広さがあった。

家の周囲の庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドゥク、バナナなどの果樹が植え付けられていた。そのため、年中色々な果物をエンジョイすることができた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1979年に東電設計(TEPCO)がプロジェクト・ファインディング(案件探し)のために当地を訪れた際に知った。しかし、当時は、このようなプロジェクトが実現するとは思わなかった。

その後、政府関係者により、国家プロジェクトとしての意義が強調され、また移転により住民生活は向上するとの説明が繰り返えされた。そうした政府説明を信じて、「移転同意表明書」には署名した。

しかし、財産目録作成チームが訪れた際には、ひと悶着あった。というのは、予め自分で資産目録を作って提出したのであるが、政府関係者は、1世帯当たり3,000ルピアの手数料をよこせと要求したからである。この賄賂要求を拒否したことは勿論、「住民財産目録書」にも署名しなかった。

補償金額は、250万ルピアであった。このような補償額には満足できなかった。そのため、補償委員会に対して、資産価値とは違いと主張して抗議した。そのため、領収書には署名しなかった。しかしながら、「補償金を一切支払わない」と脅されて、最終的には署名に応じざるを得なかった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ(Rimbo Data)移住地に移転した当時、6×6メートルの住宅は、ジャングルで覆われていた。壁は木製、屋根はトタン葺き、床は土壌が剥き出しの状態であった。

政府によって用意された井戸には水がなく、空井戸であった。そのため、旧村のコト・ラモ(Koto

Ramo)地区にまで、車に乗って、取水に出掛けなければならなかった。運賃は、片道500ルピアで、これに加えて1ガロン(25リットル)入り容器1個当たり500ルピアを支払わなければならなかった。それ故、最低でも、1,500ルピアが必要であった。

移転時には、ゴム農園には、1ヘクタール当たり平均で17本のゴム樹が植え付けられているだけであった。その多くは、道路沿いに植えられていた。

その後、10年以上にもわたってゴム農園には植え付けが行われてこなかった。そして、「行動計画」の下で、ようやくにしてゴム樹の植え付けが始まった。「行動計画」によれば、第1期として400ヘクタール、第2期として300ヘクタール、第3期として200ヘクタールのゴム樹の植え付けを行うことになっている。現在は、第2期の植え付け中である。

ラマリス氏のゴム農園は、第3期に組み入れられているために、未だに植え付けは行われていない。しかし、たとえ植え付けが行われたにしても、ゴム樹の手入れ/管理ができない。なぜなら、ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは4キロメートルも離れた場所にあるからである。そこへのアクセス道路は整備されていないために、徒歩で行くしかない。片道だけで1時間もかかる。コト・ラモ地区からは、11キロメートルもの距離がある。すでに植え付けが行われたゴム樹が、早くも猪や鹿などの食害を受けていることに照らして、彼は、ゴム樹の育成可能性について極めて悲観的である。

また、パラウィジャ地の土壌は痩せていて、食用作物の栽培には不向きであった。そのため、今日に至るまで、パラウィジャ地のほとんどにおいては何も植え付けられてきていない。

リンボ・ダタ移住地での生活難のために、移転から1年後には、多くの住民が、同移住地からコト・ラモ地区に戻ってきてしまった。彼によれば、過去において一度だけ冠水したが、それ以降は水位は高まらず、それ故これまでの経験では、今後水難に会う危険はないと判断しているとのことである。

このような住民行動に対しては、インドネシア政府からは、何らの反応もないとのことである。スハルト政権下においては、一度だけ軍関係者がやって来て、銃を突き付けて移住地に戻るよう脅した。しかし、移住地では餓死するほかないと言い張ると、そのまま去って行った。スハルト政権の崩壊の後には、ハビビ、ワヒド、メガワティのいずれの政権下でも、政府側からのリアクションは、何もなかった。こうした状況は、今日、ユドヨノ政権下でも変わりはない。ただし、ハビビ政権の時には、一時的に米が配給されたとのことである。

コト・ラモ地区では、飲料水などの生活用水の心配がない。かつてのパイプ給水施設が、依然として機能しているためである。また、水没を免れたゴム園やガンビル園もある。さらに、漁業に従事する機会もある。

ラマリス氏の場合には、0.5ヘクタールのゴム園が水没を免れて残っている。また、2ヘクタールのガンビル農園も、水没を免れた。彼は、釣り具、魚網などを使って、漁業も行っている。

コト・ラモ地区での住民の悩みの種は、子供たちの教育問題と保健・衛生の問題である。同地区での学校は壊されてしまっているために、子供たちは、リンボ・ダタ移住地の学校にまで通わなければならない。しかし、コト・ラモ地区からリンボ・ダタ移住地までは7キロメートルもの距離がある。そのため、バス通学しなければならない。片道500ルピアであるから、毎日1,000ルピアの交通費が要ることになる。

もう一つの問題は、保健・衛生の問題である。病人が出た場合には、リンボ・ダタ移住地の病院にまで搬送するか、ないしはパンカラン・コト・バルにまで連れていかねばならない。

エディワルマン(Ediwarman)

原告番号： A. 64

性別： 男性

生年月日： 1963年3月25日

年齢： 42歳

出生地： タンジュン・バリット村コト・ラモ地区

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 農業

家族構成： 2人——第1妻(離婚)、第2妻(20歳)、子供なし

移転前の生活状況

旧村のコト・ラモ地区には、二軒の家屋を有していた。一軒は8×6メートル、もう一軒は6×5メートルの大きさであった。いずれの家屋も、マハット川からは40メートルほどの距離にあった。しかし、洪水に見舞われたことはなかった。

飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてマハット川に依拠した。また、マハット川では、漁業も行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、4ヘクタールのゴム園と6ヘクタールのガンビル園を所有していた。これに加えて、2.5ヘクタールの果樹園も有していた。そこでは、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、バナナなどの果樹を栽培していた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1988年に口伝えに聞いた。しかし、このダム建設に伴う住民移転問題については、「ムシャワラ」会合は一度も開かれなかった。さらに、政府により、移転同意を求められることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

村長などの政府主催の会合には、「バビンサ」が、必ず顔を出していた。彼は、時には制服で、また時には私服で参加していた。彼がいるだけで、住民は、精神的圧迫を受けた。そのような状況の下では、自由な論議などできるわけがなかった。

財産目録作成チームは、5名の政府関係者が、二度にわたって訪れて来た。一度目は、1時間ほど、家屋を中心に調査した。二度目は、3時間ほど、農園などを調査した。調査結果の「住民財産目録書」には署名した*。

補償金は、1992年に受け取った。補償金額は、600万ルピアであった。それについてとやかく言えるような政治状況ではなかったため、そのまま受け入れた。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、36平方メートルの木造家屋であった。しかも、高台に住宅を割り当てられたため、上り下りが大変であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設置されていたのであるが、水質は劣悪であった。そのため、

旧村のコト・ラモ地区にまで水汲みに出掛けなければならなかった。

住宅の脇に設置されたトイレ施設は、貧弱なものであった。そのため、短時間で使うのを止めてしまった。

移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、今年(2005年)になってからである。この植え付けは、苗木、肥料などの政府支援を受けて、自分自身で行った。

しかし、ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路がないことから、歩いて行くしか方法がない。そのような遠距離にゴム樹の手入れに出掛けても、差し当たっての収入が得られるわけではない。逆に、無管理のままに放置しておけば、猪、鹿などの食害、ないしはシロアリ、キノコなどの病虫害で、折角に植え付けたゴム樹も失われてしまうことは目に見えている。

それ故、短期的な利益をとるか、それとも長期的な利益をとるか、住民には難しい選択を迫られている。しかし、多くの住民にとっては、日々の糧を稼ぐことの方が優先事項である。その意味では、「行動計画」の下での植樹事業の先行きは、極めて暗いというのが、エディワルマン氏の見方である。

また、パラウィジャ地は、土壌の肥沃度が欠如していて、作物が育たない。そのため、同氏に割り当てられたパラウィジャ地は、未だに空き地のままに放置されている。

こうしたことから、リンボ・ダタ移住地に留まっている限り、収入源もなければ、生活用水もないという状況の下に置かれた。そのため、エディワルマン氏は、2年前に旧村のコト・ラモ地区に戻ることに踏み切った。

現在、同氏の主要な収入源となっているのは、旧村において水没を免れた4ヘクタールのゴム園である。このゴム園は、コト・ラモ地区からは3キロメートルほど離れた場所にある。時間的には、そこに行くのには、1時間半ほどを要する。

この残存ゴム園からは、乾季には、週当たり60キログラムの樹液を採取できる。しかし、雨季には、ゴム樹の多くが冠水してしまうので、そのような生産量は得られない。また、冠水を繰り返しているうちに、ゴム樹の生産力が低下してきている点が気懸かりである。

コト・ラモ地区における悩みの種は、教育と医療の問題である。子供たちは、リンボ・ダタ移住地の学校にまで通わなければならない。彼には子供がいないが、子供を持つ家庭にとっては交通費だけでも大変な負担である。

コト・ラモ地区には、病院もなければ、医者もいない。それ故、特に急病人が出た場合には、どうにもならない。かといってリンボ・ダタ移住地の病院に患者を連れて行っても、医者は常駐していない。結局は、パンカラン・コト・バルにまで患者を連れて行くしか方法がないのである。

*これが、土地区画関係の書類への署名を指している可能性もある。

シャハリル・ベイエー(Syahril By)

原告番号： A. 212

性別： 男性

生年月日： 1951年6月5日

年齢： 54歳

出生地： パンカラン・コト・バル県マンガナン(Mangilang)村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(40歳)、長男(30歳)、次男(25歳)、長女(16歳)、三男(12歳)、
四男(9歳)

移転前の生活状況

1977年に結婚し、妻の実家のあるタンジュン・バリット村に移り住んだ。妻の両親とは別の木造家屋で居住した。

新居は、マハット川からは300メートルほど離れていた。そのため、生活用水は、井戸から取水した。

しかし、マハット川へは、しばしば漁業に出掛けた。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大部分を販売に回した。

結婚後は妻とともにウラヤット地を開墾して、2ヘクタールのコーヒー園を造成した。また、庭地には、ココナツ、ドリアン、ナンカ、ピナン、バナナなどの果樹を植え付けた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、何らの情報も与えられなかった。住民移転問題について、「ムジャワラ」会合も開かれなかった。さらに、村長などの政府関係者により移転同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名においては、2名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、30分ほど滞在しただけであった。そのような短時間の調査には納得できなかった。また、彼等により調査結果の確認も求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、180万ルピアであった。これは、家屋に対する補償で、コーヒー園と果樹に対する補償はなされなかった。

そのため、当時の村長に対して抗議した。しかし、村長から何らの説明もない状態が今日まで続いている。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地では、政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。しかも、セミ・パーマネントの造りではなく、板囲いの粗末な住宅であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設置されていたが、水質は劣悪であった。黄色く濁り、悪臭までもがした。そのため、自分でパイプ給水施設を設置して、生活用水を確保した。

また、政府によって家の脇に備え付けられたトイレ施設は、粗末なもので、最初から使うのを断念した。その代わりに、ナン・オナム(Nan Onam)川で用を足した。このような状態は、今日でも変わりはない。

移転時には、ゴム農園には何も植え付けられておらず、空き地状態であった。このような状態が、10年にもわたって続いた。そして、2003年になって、「行動計画」の下で、ようやくにして植え付けが行われた。この植樹は、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの政府支援を受けて、自分の手で行った。

しかしながら、ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは2キロメートル離れた場所にある。そこへのアクセス道路が整備されていないために、歩いて行かねばならない。そのため、ゴム農園に頻繁に通うことはできない。また、足繁く通っても、当面の収入の確保にはならない。かえってその分だけ、現在の生計確保にとってはマイナスである。

そうしたことから、ゴム農園の手入れ／管理が行き届かない。2003年には、900本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在何とか生育できているのは、およそ800本である。すでに100本ものゴム樹が消失してしまっているのである。そのような消失の主因は、猪と鹿の食害である。

また、パラウイジャ地においては、当初、ココアを植え付けてみた。しかし、この植え付けは、失敗に終わってしまった。土壌が痩せている上に、日々の生活費を稼ぐことに追われて、手入れができなかったためである。そのため、現在は、パラウイジャ地は、空き地のままである。

このような状況のために、ゴム農園とパラウイジャ地からは何らの収入も得られない。そのため、未だに電気を引けないでいる。

こうした窮状を打開しようとして、ガンビル農園に賃金労働者として働きに出た。しかし、無理が祟って、病気になってしまった。

そのため、現在は、長男と次男が、自分に代わって賃金労働に出ている。それぞれの俸給は、1日当たり1万5,000ルピアである。

しかし、このような収入では、一家6人が食べて行くことができない。また、三男と四男(いずれも小学生)の授業料の支払いも滞りがちである。

こうしたことから、急場しのぎのために、隣人や仲買人(tauke)から借金を重ねている。そうした借金地獄から抜け出せる見通しは全然ない。今後どうしたら良いのか、途方に暮れるばかりである。

シロ(Siro)

原告番号： A. 156

性別： 女性

生年月日： 1960年

年齢： 45歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——夫(50歳)、長男(25歳)、次男(23歳)、三男(22歳)、四男(20歳)、長女(17歳)

移転前の生活状況

旧村では、12×10メートルの大きさの家屋に住んでいた。しかも、パーマネントな造りであった。マハット川からは、200メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、近くの小川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、その小川で行った。

しかし、彼女の夫は、しばしばマハット川に出掛け、漁業を行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りは販売用に回した。

旧村には、2ヘクタールのゴム園、6ヘクタールのガンビル園、1ヘクタールのミカン園があった。また、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ピナン、ランバイなど果樹が植えられていた。また、カプ(Kapuk)樹も植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設に伴う住民移転問題については、「ムシャワラ」会合は開かれなかった。また、政府により、移転同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、4名の政府関係者が訪れて来た。しかし、彼等は、1時間ほど調査を行っただけであった。農園のすべてを見て回ったわけではなかった。また、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、450万ルピアであった。これは、家屋に対する補償であった。農園と果樹に対しては、補償金は支払われなかった。

旧村において所有していた農園は、政府によって無償で収用され、移転住民のためのパラウィジャ地として配分されてしまった。これへの補償をするよう、政府に対して申し立てた。しかし、政府は、この申し立てを棚上げにしたままで、何も返答してこなかった。今日に至っても、政府からの返答はない。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地に移転してみると、割り当てられた家は斜面地に位置しており、そのため家の

中には大量の泥が入っていた。これを取り除くのに、3日間にわたって人を雇わねばならなかった。

家屋は、セミ・パーマネントという政府の事前説明とは異なり、36平方メートルの木造住宅であった。また、造りも粗雑であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が備え付けられていた。しかし、水質は劣悪で、茶色に濁り、臭いまでもがした。そのため、飲むことはできなかった。暫くは雨水で代用した。

その後、近所の人々と共同で、「ゴトン・ロヨン」作業により、自分たち手で井戸を掘削した。それにより、生活用水を確保することができた。

政府によって用意されたトイレ施設は、利用者のことを何ら考慮に容れない形だけのものであった。そのため、短時日使用しただけであった。

電気についても、事前の政府説明とは違っていた。設置料として、35万ルピアを支払わなければならなかった。また、毎月1万5,000ルピアの電気料金を支払わなければならない。

ゴム農園も、政府約束とは異なっていた。移転したら樹液の採取できるゴム樹が用意されているという事前の約束は、全くの空手形で、ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかった。

散々待たされた後に、2003年になって、「行動計画の」下で、再植樹事業が実施された。この植樹事業の下では、苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などを政府から支給されて、自分自身の手で植え付けを行った。

しかし、折角に植え付けたゴム樹が、はたして生育できるのかどうかについては、大きな危惧の念を抱いている。なぜなら、ゴム農園は2キロメートルも離れた場所にあるために、十分な手入れ／管理ができないためである。

ゴム農園へのアクセス道路が整備されていないために、そこへは歩いて行くしか方法がない。そのため、頻繁に通うというわけにはいかない。たとえ通ったにしても、目下のところは何らの収入も得られない。

こうしたことから、すでにゴム樹には悪影響が現れている。2003年には975本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在何とか生育できているのは、およそ900本である。ゴム樹減少の主因は、シロアリによる被害である。

また、パラウィジャ地には、当初、陸稲を植え付けてみた。しかし、この試みは、失敗してしまった。原因は、猪の被害である。そのため、この土地への食用作物の植え付けは諦めて、現在はランブータン、ジュンコル、プタイなどの果樹を植え付けている。

しかし、これらの果樹生産によって得られる収入は、ごく僅かである。そのため、彼女の夫は、貯水池漁業で収入不足を補おうとしている。漁獲できるのは、モタン(motan)、バウン(baung)、トマン(toman)、カピエ(kapiek)などの魚種である。1キログラム当たり1万ルピアになる。

しかしながら、河川漁業とは異なり、貯水池漁業は難しい。また、漁獲高には、変動の波が大きい。特に乾季には、漁獲量は、大幅に少なくなる。そのため、安定的な収入を見込めない。

こうしたことから、生活は、非常に厳しい。そのため、パヤクンプの高校に通っている長女の授業料の支払いも滞りがちである。しかし、彼女の学業は、何としても続けさせたいと思っている。

テダップ(Tedap)

原告番号： A. 273

性別： 女性

生年月日： 1930年

年齢： 75歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 無職

家族構成： 3人——夫(80歳)、長男(54歳)、長女(35歳)

移転前の生活状況

旧村では、12×10メートルの大きさのパーマネントの造りの家屋に住んでいた。住居は、マハット川からは50メートルほど離れているだけであった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてマハット川に依拠した。

マハット川ではまた、彼女の夫は、しばしば漁業を行った。魚が多かったから、簡単に漁獲できた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

旧村では、かなり広い農園を所有していた。つまり、3ヘクタールのゴム園、4ヘクタールのガンビル園、2ヘクタールのミカン園を有していた。これに加えて、0.5ヘクタールの天水田も所有していた。

さらに、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ピナン、ジュンコル、コーヒー、バナナなど、多種の果樹が植えられていた。

移転の経緯

彼女によれば、自分の生まれ育った旧村からは離れたくなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームが訪れて来たことは、憶えている。4名の政府関係者が、1時間ほど、家の周りを調査して帰って行った。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

移転したくないというのが、本音であった。しかしながら、当時の政治状況の下では、政府に楯突くことはできなかった。そのため、移転に応ずるしか術がなかった。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、1,900万ルピアであった。これは、家屋に対する補償で、農園と水田に対しては補償金は支払われなかった。

そのため、村長、補償委員会などに対して抗議した。これに対する政府側の回答は、「ダム貯水池によって水没したわけではない」というのであった。

しかし、収用された農園は、パラウイジャ地として、他の村人たちに配分された。それ故、これは、政府の収用行為そのものであると言い張ったが、政府側は、この言い分を受け付けなかった。

この問題については、裁判所に提訴することも考えた。しかし、どのように提訴したら良いのかも判らず、また相談できるような弁護士も知らなかった。そのため、泣き寝入り状態のままに、今日に至っている。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地の住宅は、ジャングルの中に埋もれていた。しかも、セミ・パーマネントの造りではなく、木製の壁、トタン葺きの屋根、薄いセメント張りの床といった粗末な住居であった。

給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていたが、水質は劣悪で、黄色に濁っていた。そのため、飲用することはできなかった。水浴びと洗濯用にしか使えなかった。

こうしたことから、飲料・調理用水の入手のためには、2キロメートルほど離れた小川——アイル・パナス川(Sungai Air Panas)——にまで、「オプレット」(oplet)*に乗って出掛けなければならなかった。乗車賃は、往復で2,000ルピアであった。

トイレ施設としては、庭地に簡単な排便装置が設けられているだけであった。不衛生で、しかも悪臭がひどかったために、1年間使っただけで、放棄してしまった。

移転時には、ゴム農園は、空き地状態であった。2004年になって、ようやくにしてゴム樹の植え付けが可能となった。1,000本のゴム樹の植え付けを予定しており、現在までに800本を植え付けた。今後、さらに200本を植え付けるつもりである。

しかし、ゴム農園は、家からは5キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路が未整備なために、歩いて行かねばならない。片道だけでも2時間もかかる。

この年齢では、ゴム農園への行き来はもはや無理である。そのため、長男と長女にゴム樹の植え付けと手入れを任せている。しかし、彼等も自分たちの生活があり、ゴム樹の管理に専念できるわけではない。

パラウィジャ地については、当初、陸稲を植え付けてみた。しかしながら、うまくいかなかった。その理由は、一つには土壌が痩せているためであり、もう一つには乾季に用水を確保できないためである。

そのため、パラウィジャ地での食用作物の栽培は諦めて、1993年には、500本のゴム樹を植え付けた。しかしながら、これらのゴム樹は、2000年に発生した火災のために、全部が焼失してしまった。

こうしたことから、昨年(2004年)には、パラウィジャ地には、再びゴム樹を植え付けた。しかし、自分ではもはや手入れ／管理ができないことから、これらの新規植え付けのゴム樹が、はたして無事に生育できるのかどうか、非常に心配である。

このような状態の下にあるために、テダップ夫婦は、目下のところ、無収入の状態である。彼等の生活は、長女が面倒をみている。

*現地では、住民により、「オプレット」と呼ばれる小型の乗り合いバスが、交通手段として利用されている。このミニ・バスは、「スーパーバン」(superban)とも呼ばれる。

ダルス・カー(Darus. K)

原告番号： A. 81

性別： 男性

生年月日： 1977年12月

年齢： 28歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 3人——妻(21歳)、長女(2歳)

移転前の生活状況

旧村での両親の家屋は、8×6メートルの規模で、木造家屋であった。そこに両親と兄——現在は29歳——の4人で暮らした。ただし、母親は、彼が5歳の時に亡くなった。

住居は、マハット川からは150メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、マハット川まで出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、同河川で行った。ただし、河川漁業は、余り行わなかった。

両親は、1ヘクタールのゴム園を有していた。また、家の近くには、6×6メートルの規模の養魚池もあった。ここでは、グラミ、ラヨなどの魚類を養殖した。養殖魚は、主要な収入源の一つであった。

さらに、家の周囲には、0.5ヘクタールの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、バナナなどの果樹が植えられていた。また、カプウの木もあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、何らの情報も公開されなかったため、その詳細については知らなかった。移転の必要については、村長が、モスクで開かれた会合において住民に伝えた。大変なショックであった。

その後、財産目録作成チームがやって来た。2名の政府関係者であった。彼等は、1時間ほど滞在した。しかし、父親は、「住民財産目録書」には署名しなかった。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、70万ルピアであった。これは、家屋に対する補償で、ゴム園と養魚池に対しては補償されなかった。

このような補償の仕方には、父親は、大きな不満を漏らしていた。他方において、父親は、報復が怖くて抗議できないとも語っていた。結局のところ、大きな怒りの気持ちを胸に秘めたまま、泣き寝入りすることとなってしまった。

なお、彼は、移転当時、未婚であったために、補償の受け取り対象とはされず、また住宅と土地(宅地、庭地、ゴム農園、パラウィジャ地)も支給されなかった。さらに、生活手当の受給対象ともされなかった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地への移転後には、母親の妹、つまり叔母の所に居候した。しかし、移住地では雇用機会が何もなかった。それで、家計を助けるために、移住地を出て、レストランで働いた。

その後、1999年に結婚した。結婚後は、妻の実家で住むこととなった。妻の家は、7人家族である。両親のほか、3人の姉妹と2人の兄弟という家族構成であり、妻が最年長である。これらの姉妹・兄弟のいずれも、移転時には未婚であったために、住宅と土地を配分されていない。そのため、彼を含めて、6人の成年が、妻の父親に配分された6×6メートルの狭い家に住み、また2ヘクタールのゴム農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地に寄り掛かることとなった。

妻の父親に配分された2ヘクタールのゴム農園は、土地条件としては最悪である。なぜなら、半分は、湿地であるため、ゴム樹の植え付けができないからである。そのため、2003年には、1ヘクタールの土地においてのみ、400本のゴム樹の植え付けを行った。

ただし、ゴム農園までの距離は、他の人々よりも幾分近い。しかし、それでも1キロメートルほどの距離がある。そこへは、歩いて行くしか方法がない。そのため、頻繁にゴム樹の手入れ／管理に出掛けることができない。また、出掛けても、当面の収入の足しにはならない。

パラウィジャ地については、妻の父親は、1994年にそこにゴム樹を植え付けた。しかしながら、それらのゴム樹は、2000年の火災のために焼失してしまった。

こうした状況のために、妻の実家には何らの収入源もない。そのため、彼は、農園労働者として働きに出掛けるほかない。朝7時半に家を出て、2時間かけて徒歩で、雇用先のゴム農園にまで行く。そして、3時半まで働いて帰ってくる。1日当たりの俸給は、3万ルピアである。

なお、妻の2人の兄弟は、「オーショク」*で賃稼ぎをしている。しかし、これによる収入は、ごく僅かである。

*オートバイを用いて、人や荷物を運ぶ商売。タクシーのない現地では、住民により移動・運搬手段として頻繁に利用されている。

イロット・ピリ(Ilot Piri)

原告番号： A. 87

性別： 女性

生年月日： 1962年

年齢： 43歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——先夫(死亡)、現夫(40歳)、長女(23歳)、次女(22歳)、長男(14歳)

移転前の生活状況

旧村では、6×5メートルの規模の家屋に住んでいた。住居は、マハット川の岸辺にあり、川辺からは40メートルほどしか離れていなかった。しかし、洪水に襲われた経験は、一度もなかった。

飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてマハット川に依拠した。また、彼女の夫は、しばしばマハット川に漁業に出掛けた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

所有農園としては、ゴム農園とガンビル農園が、それぞれ2ヘクタールずつあった。これに加えて、0.25ヘクタールの灌漑水田もあった。

家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドック、バナナなどの果樹があった。そのため、年中、色々な果物を味わうことができた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、噂では聞いていたが、それが、どのような規模であるのか、具体的内容については知らなかった。移転の話聞いて仰天した。政府により「移転同意表明書」が集められていたことについても知らなかった。

財産目録作成チームが訪問してきたことについては憶えている。3名の政府関係者が訪ねて来た。しかしながら、彼等は、30分ほどいただけであった。しかも、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、リンボ・ダタ移住地に移転する以前に受け取った。補償金額は、105万ルピアにすぎなかった。

余りの少なさに落胆した。しかし、それについて政府に抗議するだけの勇気はなかった。そのため、抗議もせずに、泣き寝入りした。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意されたの住宅は、セミ・パーマネントな造りではなく、6×6メートルの粗末な木造家屋にすぎなかった。政府の説明により思い描いていた住宅とは、およそ掛け離れた建物であった。

給水施設として設けられていた井戸の水質は、劣悪であった。黄色く濁り、臭いまでもがした。しかし、そのような水質の水でも、生きるためには飲まざるを得なかった。

家の脇に備え付けられたトイレット施設もまた、ひどく粗末なものであった。深さ1メートルほどの排泄穴の上に便器を乗せ、その周りを木板で蓋っただけのものであった。その傍らには、一応は腐敗槽が設けられていた。しかし、洗浄施設が付置されていないために、排泄物が溜まり、悪臭が漂った。そのため、短期間で使うのを止めてしまった。

電気については、設置料と1年間の電気代は無料という政府約束は、嘘であった。据え付け料金を支払わされた上に、毎月4,000ルピアもの電気料金を徴収されている。それでいて、しょっちゅう停電している。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。その後、幾度か再植樹事業が実施されたが、結局は10年以上もの間、何も植えられなかった。

2003年からは、「行動計画」の下で新たな植樹事業が始まった。しかしながら、彼女の土地は、第3期事業の対象地であるとの理由で、未だに植え付けも開始されていない。

ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは3キロメートルも離れた場所にある。そこへは歩いて行くしか方法がない。そのような遠方では、たとえゴム樹の植え付けが行われたにしても、はたして手入れ／管理に通えるのかどうか危惧している。

パラウィジャ地については、土壌条件の悪さからして、食用作物の栽培は無理である。それ故、ランブータンを60本植え付けてみた。しかし、荒地に比較的強いはずのランブータンまでも育たないのである。

こうしたことから、現在、ゴム農園とパラウィジャ地からは、何らの収入も得られない。そのため、彼女は、夫とともに、農園労働者として働きに出ざるを得ない。彼女の収入は、1日当たり1万5,000ルピアである。

このような低賃金の雇用機会でも、毎日あるわけではない。月に10日ぐらいしかない。それ故、彼女の月収は、およそ15万ルピアである。

このような状況の下では、長男(中学生)の授業料の支払いも滞りがちである。また、電気代の支払いも滞納している。これらの支払いは、農園雇用主からの前借りで、何とか遣り繰りしているのが実情である。

このような折に、2005年3月からは、「行動計画」の下で敷設された水道料金の徴収が始まった。月間の基本料金は、5,000ルピアで、これに使用量に応じて1立方メートル当たり500ルピアの料金が上乗せされる。

これでは、貧乏人は、水も飲むなというようなものである。かつてはタダであった水を奪って置いて、今度は金を払えというのである。

ブユン・タマル(Buyung Tamar)

原告番号： A. 122

性別： 男性

生年月日： 1935年

年齢： 70歳

出生地： タンジュン・バリット村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SL)中退——両親が死亡したため

職業： 農園労働者

家族構成： 4人——妻(65歳)、長女(42歳)、次女(35歳)

移転前の生活状況

両親ともに早死にしたために、小学校(SL)を中退して働きに出た。農園労働など、色々な仕事に従事した。そして、小銭を溜めて、結婚した。結婚後には、7×6メートルの規模の木造家屋を建て、そこに住んだ。

住居は、マハット川からは150メートルほど離れていた。しかし、飲料・調理用水は、マハット川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

結婚後、妻とともに、ウラヤット地を開墾して、5ヘクタールのゴム園と0.7ヘクタールのミカン園を造成した。また、家の周りの0.25ヘクタールの庭地には、ドリアン、ココナツ、マンゴー、マンゴスチン、ジュンコル、ピナン、ランバイなどの果樹を植え付けた。特にドリアンの木を多く植え付けて、その実を販売に回した。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、詳しいことは何も知らなかった。ましてや日本政府により「移転同意表明書」の提出が条件づけられていたことについては、露ほども知らなかった。従って、当然のことながら、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームの名において数名の政府関係者が訪れて来たことは、記憶している。しかし、調査後、彼等は、その結果について確認を要求しなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、リンボ・ダタ移住地に移転する以前の1992年に受け取った。補償金額は、240万ルピアであった。

余りの少なさに腹が立った。しかし、怖くて抗議できなかった。提示額を受け入れなければ、補償金は、一切得られないと聞かされていたからである。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地では、高台に住居を割り当てられた。そのため、上り下りが大変であった。また、住居そのものも、粗末な造りで、入居後暫くして、あちらこちらが傷み出した。

政府により設置された井戸の水質は劣悪で、飲むことはできなかった。そのため、200メートルほど離れた所にある小川にまで水汲みに行かねばならなかった。

トイレ施設は、排泄物の処理装置が備わっていなかった。そのため、悪臭に悩まされた。そこで、短時日で使うのを止めてしまった。その代わりに、庭地に穴を掘って用を足し、その後に土を被せるやり方に切り替えた。

移転時には、樹液の採取できるゴム農園が用意されているという政府約束は、嘘もいいところであった。しかも、その後、10年以上にもわたって、苗木でさえも植え付けられてこなかった。

2004年になって、ようやくにして「行動計画」の下でゴム樹の植え付けが行われた。この植樹は、政府により苗木、肥料、植え付け／手入れ資金などの提供を受けて、自分の手でいった。

しかし、この新規植え付け樹の将来には悲観的にならざるを得ない。ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは6キロメートルも離れているために、その手入れ／管理が難しいためである。途中までは車で行けるのであるが、そうすると往復で3,000ルピアもの乗車賃が必要である。差し当たっての収入もないのに、わざわざ乗車賃を払ってまで手入れ／管理に出掛ける気にはなれないのである。

こうしたことから、植樹後1年も経たないのに、すでに20%ものゴム樹が消えてしまっている。猪、鹿などの食害、さらにシロアリ、キノコなどの病虫害のためである。

パラウイジャ地では、土壤に肥沃度がないために作物が育たない。そのため、何も植え付けずに、空き地のままに放置している。

このような事情のために、目下のところ、ゴム農園とパラウイジャ地のいずれからも収入が得られない。そのため、農園労働者として働きに出ざるを得ない。現在は、1キロメートルほど離れた旧村の非水没ゴム農園において、樹液採取労働者として働いている。1日当たり2キログラムの採取量がある。

しかし、このような雇用機会があるのは、乾季においてのみである。雨季には、ゴム樹が水没してしまうためである。

こうした状況の下では、生活は、非常に厳しい。特に収入のない雨季には食べて行けない。そのため、ゴム園の所有者ないしは仲買人から借金するしかない。

幼児の頃から苦勞して築き上げた資産を、ダム建設のために奪われた上に、補償金までもごまかされて、掠め取られてしまった。その行き着いた先が、借金労働者(bonded labourer)であるというのは、実にやり切れない気持である。

(13) タンジュン・パウ村

旧タンジュン・パウ村は、旧タンジュン・バリット村と同じくマハット川の流域に位置していたが、旧タンジュン・バリット村よりも下流域に所在していた。旧タンジュン・パウ村の住民は、基本的に自給自足の生活をしてきたが、必要な現金は、ゴムとガンビルの販売で入手していた。住民は、ミナンカバウ社会の伝統と文化を重んじ、ニニック・ママックを中心に「ムシャワラ」により物事を決定し、相互扶助的な社会生活を営んでいた。同村では、毎年、伝統行事も盛んに行われた。

しかし、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトは、こうした伝統社会を一変させてしまった。このプロジェクトは、住民が要望したものではなく、トップダウン方式で中央・地方政府から下ろされてきた。住民のうちからは、伝統的な「ムシャワラ」による政策決定方式に反するとの声も上げられたが、そのような声は、スハルト強権政治の下では無視されてしまった。

こうして、住民は、旧村からリンボ・ダタ移住地へ移転することを余儀なくされたのである。これを拒否すれば、残るのは、自分で移住先を探すことしか選択肢はなかった。

旧タンジュン・パウ村の住民移転は、全村移転(bedol desa)の方式で行われた。住民の移転先となったリンボ・ダタ第2村は、旧村からは13キロメートル離れている。旧村から新村への住民移転は、1993年7月29日に始まった。政府によりトラック、バスなどが提供されたのは、2日間だけであった。そのため、それによって運び切れなかった家財道具は、住民自らの負担で運搬しなければならなかった。

リンボ・ダタ移住地においては、各々の世帯には、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールのゴム農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地が与えられた。これらの土地の配分は、くじ引きで決められた。これにより、旧村での隣人関係が壊れてしまったばかりでなく、土地条件の差異をめぐる感情的しこりの問題が生み出された。例えば、道路へのアクセスが容易な人とそうではない人、平坦地を配分された人と斜面地を割り当てられた人との間に不公平感を生じてきた。

移転にあたっては、2年間の生活手当が支給された。1年目には、米、豆類、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油などが支給された。しかし、2年目には、支給品は、米だけに限られ、しかも家族数に応じて違いが設けられた。

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントの家屋ではなく、36平方メートル(6×6メートル)のベニヤ板張りの粗末な造りの家屋であった。しかも、住宅建設工事はずさんで、至る所で手抜き工事がなされていた。例えば、幾つかの住宅では、入り口よりも地面の方が高いという有様であった。

政府によって用意された井戸は、飲用には適さなかった。赤茶けた色で、悪臭がしたからである。驚くべきことに、井戸の底はセメント張りであった。井戸に溜まっていたのは、事前に受注業者が注入した水であった。

そのため、住民は、生活用水を雨水に頼るか、ないしは5キロメートルほど離れた小川にまで水汲みに出掛けなければならなかった。水商人から購入する場合には、購入価格は、30リットル入り容器一缶で5,000ルピアであった。

トイレ施設としては、一応は各戸ごとに便所が備え付けられた。便所は、住宅の背後に、約10メ

ートルの距離を置いて設置された。しかし、この排泄施設は、便器の傍らに腐敗槽を備え付けただけの簡単なものであった。洗浄水が入手困難な状況の下では、排泄物は堆積する一方で、周りには悪臭が漂った。そのため、程なくして、多くの住民は、この排便施設を使わなくなってしまった。その代わりに、彼等は、養魚池の上に排便施設を設けるか、ないしは庭先または近くの小川で用を足している。こうした状態は、今日でも変わりはない。家屋内に便所施設を新設できているのは、ごく一部の富裕世帯にすぎない。

このような給水・衛生状況に対しては、住民は、強い怒りの声を表明した。これに応じて、政府は、1994年に「飲料水プロジェクト」(PAM)の下で、パイプ給水施設を建設した。このPAM給水システムは、パンチャ(Panca)川から揚水ポンプで取水し、これを貯水槽にまで導水して、そこから公共給水栓(HU, Hydrant Umum)で配水するというものであった。しかし、この給水施設は、たったの1週間機能しただけであった。その主な理由は、揚水ポンプを稼働させるためのディーゼル油の購入資金が用意されていなかったためである。この施設の残骸は、今でも同村に残っている。

その後、1999年には、海外経済協力基金(OECF)の融資資金により、13ユニットの公共MCK(水浴び、洗濯、便所)施設が建設された。この施設では、それぞれ1ユニットごとに、一つの掘り抜き井戸(ASG, Air Sumur Gali)、二つの水浴び室(男性用と女性用)、二つの洗濯台から構成されていた。井戸の深さは、2~3メートルである。しかし、奇妙なことに、井戸底は、セメント張りである。これでは、雨水しか溜まらず、また溜まった水は腐ってしまう。そのため、このMCK施設は、住民により使用されないままに放置されている。

このように、何らの役にも立たないMCK施設が、OECFの「援助」資金により建設されたのである。こうした事態が生じたのは、一方においてインドネシアの役人と企業が、この「援助」資金を食べ物にしたためであり、他方においてOECFが、このような不正工事をチェックしなかったためである。これらのMCK施設の建設工事にかかわった村民の話では、日本からわざわざ監査に来ないことは解っていたので、工事関連の書類を捏造し、それに写真を添付してOECFに送付することだけで済まされてしまったとのことである。

2004年には、「行動計画」の下で、新たな給水施設が建設された。しかし、この給水施設は、早くも至る所で断水騒ぎを引き起こしている。またもや手抜き工事の疑いが持たれているのである。

なお、目下のところは、政府は、住民批判を恐れて水道料金の徴収を控えているが、これを徴収するとなれば、貧しい家庭は、生活用水へのアクセスができなくなってしまう。この点でも、政府は、時限爆弾を抱えていると言えよう。

同様な「KKN」(汚職、癒着、縁故主義)による「腐敗」問題は、ゴム農園の造成事業の場合にも生じた。住民移転に先立って、1993年には、アスパリンド社(PT. Aspalindo)によつて、ゴム樹の植え付けが行われた。しかし、実際には、住民移転時には、ゴム農園には、35ヘクタールにおいてしかゴム樹の植え付けが行われていなかった。これは、ゴム農園全体の約5%に相当する面積であった。しかも、ゴム樹は、道路沿いにおいてしか植え付けられていなかった*。

そのため、住民は、1999年に、政府約束の履行を求めて、パヤクンプとパダンにおいて、県知事庁舎と州知事庁舎に対して抗議デモを行った。これに応じて、政府はリハビリ植樹事業を実施した。この植樹事業は、苗木と植え付け資金を住民に供与する形で実施された。しかし、その際に配布された苗木の多くは、枯れ死状態であった。そのため、この植え付け事業も失敗に終わってしまった。

こうしたことから、2004年には、「行動計画」の下で、第3次のゴム樹の植え付け事業が開始された。しかし、この植え付け事業に対しては、住民は、冷ややかな目を向けている。住民に言わせれば、一体いつになったら樹液の採取ができるのかというのである。

ゴム樹液からの収入が期待できない現状の下では、住民としては、代替的な収入源を探さなければならない。住民の多くは、木材採取・運搬、農園賃労働、採石、採魚などで、何とか食いつないでいる。しかし、そのような就業機会ですえも得られない人は、「ムランタウ」に出ざるを得ない。

こうした状況は、住民によるゴム農園の手入れ／管理を難しくしている。ゴム農園は、リンボ・ダタ移住地からは、近い所で500メートル、遠い所では5キロメートルも離れている。そこまでゴム樹の手入れ／管理に通っても、当面の生活の糧にはならないというのであれば、住民の足が遠くのは当たり前である。そのため、折角に植え付けられたゴム樹も、すでに猪、鹿などに食い荒らされるか、シロアリ、キノコなどの病虫害にさらされている。

また、パラウィジャ地の多くには、何も植え付けられていない。これは、主として、土壤が痩せていて、作物生産に適していないこと、また水利条件も悪いことに起因している。移住地全体が丘陵地帯に位置していることから、およそ持続的農業(sustainable agriculture)を営めるような場所ではないのである。

これに加えて、近年、とりわけ若年層の間には土地配分制度そのものへの不満の声が高まっている。この村の場合にも、新規世帯への土地配分の余裕がないためである。ここにも、ウラヤット地制度を無視した住民移転政策の問題点が浮き彫りになっている。

なお、コトパンジャン・ダム貯水池の出現により、旧村の多くの土地が孤島状態に置かれた。そのため、この村の場合には、土地補償を受け取っていない世帯が非常に多い。その数は、150世帯以上にものぼる**。

これらの住民のうち67世帯は、2000年5月24日に、内務大臣、農業大臣、PLN 総裁など、8名の政府責任者を相手取って訴訟を起こした。訴えの趣旨は、1991年4月19日に、補償委員会(Panitia Gantirugi)と村落指導者との間の協議により、住宅、農地、作物などへの補償について合意されていたにもかかわらず、この合意を守らないで、これらの資産を水没させたのは違法であるというのであった。

タンジュン・パティ(Tanjung Pati)地方裁判所による判決は、2001年2月21日に下された。この判決においては、1991年4月19日の合意書により、政府は、「冠水状態」(tergenang)の土地と「孤島状態」(terisolir)の土地については補償をすることを約束していたと判断しつつも、実際には67世帯の要求案件95件のうち、9世帯関連の10件について1,362万5,000ルピアの補償金の支払いが認められたにすぎなかった。つまり、2案件の土地は「孤島状態」にあり、また8案件の土地は「冠水状態」にあるために、補償が支払われるべきであるというのであった。しかし、その他の土地については、「孤島状態」にあるとはいえ、小舟(sampan)などの交通手段でアクセスできることから、「孤島状態」としては分類されないというのであった。

PLN は、この判決結果に基づいて、1,362万5,000ルピアの補償を支払う用意がある旨を表明した。しかしながら、住民側は、この判決内容には納得しなかった。そのため、彼等は、本件をパダン(Padang)高等裁判所に上訴した。高裁判決でも、基本的に地裁判決を支持する内容の判断が下された。しかし、住民は、これを不服として受け入れなかった。そのため、住民は、問題の公正解決を

求めて、最高裁判所に上訴した。本件は、目下、最高裁判所において審理中である。

タンジュン・パウ村においても、タンジュン・バリット村におけると同様に、住民の政府に対する不信感は、相当に根強い。このような政府不信は、「行動計画」の不公正な資金配分の問題で一段と増幅された。それを象徴するのが、「クランバ」(いけす船養殖漁業)事業である。タンジュン・パウ村では、この事業は、ことごとく失敗し、その残骸が湖辺に打ち上げられている。

この「クランバ」事業の失敗の原因もまた、「KKN」(汚職、癒着、縁故主義)による「腐敗」である。同様な問題は、乳牛の配分においても発生した。

これらの問題については、住民の告発により、警察の調査が行われた。しかし、またもや従来通り、問題の所在は曖昧にされてしまったのである。

他方において、社会的弱者の生活は、一段と窮乏化してきている。ダルペン(Dalpen)村長によれば、2005年7月現在で、リンボ・ダタ移住地だけでも、すでに65世帯が、ゴム農園を売却したとのことである。主な買い手は、アンドリコ社(P.T. ANDRIKO)である。アンドリコ社は、パンカラン・コト・バルに本社を有するコングロマリットで、銀行も経営している。この会社は、リンボ・ダタ移住地だけで、40世帯以上からゴム農園を買い上げている。

今後、ますます多くの住民が、住宅、ゴム農園、パラウィジャ地などの資産を手放さざるを得ないであろう。なぜなら、彼等には、未だにゴム農園からの収入がないためである。また、ゴム樹の多くが獣害/病虫害を受けているために、樹液採取の可能性が少なくなっているためである。

最後に触れておかねばならないのは、現在、リンボ・ダタ移住地では、第1村(タンジュン・バリット村)と第2村(タンジュン・パウ村)の間には土地紛争が持ち上がっているという点である。第2村は、かつてのタンジュン・バリット村のウラヤット地に造成されたためである。住民意思を無視した政府による一方的な移住地造成が、住民対立という後遺症を残しているのである。

*SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-112.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、126頁)。

***ibid.*, p.A3-111.(邦訳、125頁)。

サエラ(Saerah)

原告番号： B.27

性別： 女性

生年月日： 1931年

年齢： 74歳

出生地： リアウ州ロカン(Rokan)

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 無職

家族構成： 8人——夫(死亡)、長男(49歳)、次男(48歳)、長女(44歳)、次女(40歳)、三女(36歳)、三男(33歳)、四女(28歳)

移転前の生活状況

彼女の夫がタンジュン・パウ村出身であったので、結婚後は、夫の実家に入居した*。住宅は、9×7メートルの規模の木造家屋であった。住居は、マハット川からは500メートルほど離れていた。

マハット川からは少し離れていたため、飲料・調理用水は、近くの泉から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄は、近くを流れるブユ(Buyuh)川で行った。

農園としては、ゴム園とパイナップル園を有していた。前者は、9.5ヘクタールの広さがあり、4カ所に別れていた。後者は、4ヘクタールの広さであった。

家の周りには、1.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、マンゴー、マンゴスチン、ジュンコル、ピナン、ミカン、ジャンプ、ナンカ、バナナなどの果樹が植えられていた。また、カプウ(1本)、竹(3株)、アブラ・ヤシ(15本)などもあった。

主要な収入源は、彼女の夫の賃労働であった。ゴム樹が未だ若木であったために、彼女の夫は、近隣の人々のゴム園で樹液採取労働者として働いたのである。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に口伝えに聞いた。しかし、村長主催の住民説明会は開かれなかった。また、政府により移転意思を問われることもなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

さらに、三つの選択肢——①自由移転、②補償金+UPP方式、③補償金+PIR方式——を盛り込んだ「住民調査書」への記入と署名を求められたこともなかった。それ故、そのような調査書には署名した記憶はない。

財産目録作成チームは、訪れて来なかった。もしもそのような調査チームが彼女の留守中に訪れ、夫が応対したのであれば、彼は、当然にそのことについて話したであろうが、彼の口からは、その旨を聞いたことはなかった。

補償金は、移転前に支払われた。補償金額は、1,200万ルピアであった。これは、ゴム園の1カ所分と家屋/庭地に対する補償であった。残りのゴム園とパイナップル園に対する補償が支払われなかったため、それらへの補償を求めて、当時の村長に対して抗議した。これに対して村長は、第2段

階において支払われるであろうと語った。しかし、今日に至っても残額は支払われないままである。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマナントな造りではなく、6×6メートルの規模の木造家屋であった。トタン葺きの屋根、木製の壁、薄いセメント張りの床という造りで、施工もずさんであった。

住宅には、井戸は備え付けられていなかった。そのため、雨水を飲まざるを得なかった。また、近隣の人々の井戸に貰い水に出掛けた。

しかし、乾季には、近隣の人々の井戸も干え上がってしまった。そのため、モーターサイクルを調達して、旧村にまで取水に出掛けなければならなかった。運賃は、片道2,000ルピアで、これに水1ガロンごとに500ルピアが上乗せされた。

住宅には、トイレ施設も付置されていなかった。そのため、庭地に穴を掘り、そこで用を足した後、土砂を被せるという方法で対処してきた。

移転時には、ゴム農園には苗木でさえも植えられていなかった。しかも、ゴム農園は、住居からは徒歩で2時間もかかる遠方にある。そして、今日に至るまで苗木の植え付けは行われておらず、目下「行動計画」の第3期事業として植樹作業が進められている。

これに対して、パラウィジャ地は、住居からは500メートルほどの場所にある。しかし、土壌は痩せていて、食用作物の栽培には不向きである。そのため、1995年には、マンゴー、ランブータン、アボガドなどの果樹を植え付けた。

こうしたことから、移転と同時に、深刻な収入難の問題に直面してしまった。移転から2年間は、生活手当てで食いつないだ。

しかし、生活手当てが打ち切られて以降は、食事にも事欠く状態に陥ってしまった。こうした状態の下で、1996年には、夫が死亡した。死因は、移転による精神的ショックであった**。これに加えて、長女の失業問題が、ダブル・ショックとなった。つまり、なけなしの金をはたいて長女を大学に通わせたのであるが、彼女は、卒業後に就職できなかったのである。

こうした折に、同年には、火災が発生し、家屋が焼失してしまった。そのため、泣きっ面に蜂の状態となってしまった。そこで、住宅の再建費と生活費を捻出するために、1998年には、ゴム農園とパラウィジャ地の両者を売却することにした。

2ヘクタールのゴム農園の売却価額は、250万ルピアであった。買い手は、アンドリコ社(P.T. ANDRIKO)であった。

パラウィジャ地の売却価額は、700万ルピアであった。買い手は、リンボ・ダタ移住地の資産家であった。

電気については、火災前に11万2,000ルピアを支払って設置していたのであるが、新居への据え付けにあたっては、再度16万ルピアの支払いを要求された。毎月の電気代は、約1万ルピアである。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地の売却益は、住宅の再建費、電気の設置料、生活費(特に食費)などのために無くなってしまった。現在の主な収入源は、水没を免れた旧村の4ヘクタールのパイナップル園からの収入である。また、この土地には、「間作」(tumpang sari)方式でゴム樹を植え付けた。

ゴム樹液の採取については、三女との間で、生産分与方式(sistem bagi hasil)の契約を結んでいる。ゴム樹からは1日当たり5キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,000ルピアで売れるから、日収は、2万ルピアである。このうち、彼女が33%を受け取るのである。

彼女は、今後水道料金の徴収が始まることになれば、出費が嵩むことになることを懸念している。それとともに、彼女は、新設の水道施設が、はたして十全に機能するのかどうかについても危惧している。

彼女によれば、「行動計画」の下で付設された水道施設は、すでに機能麻痺の状態にあるとのことである。つまり、給水栓から水が出るのは、1週間に2度だけであるというのである。この2度の給水期間中に、彼女は、バケツ、タライ、水瓶などを総動員して、貯水しておくとのことである。

最後に、彼女は、伝統文化の喪失を嘆いていた。リンボ・ダタ移住地では、新生児の身体を清める「トゥルン・マンディ」を行える河川はない。また、「パチュ・サンパン」と呼ばれるボート・レースを行える河川もない。その上、「パンチャ・シラット」(空拳舞)の伝統行事も無くなってしまった。僅かに「パンジャット・ピナン」(木登り競争)が続けられているだけである。

コトパンジャン・ダム建設は、彼女の夫を奪い、また一家の生活を目茶目茶にしてしまった。そればかりでなく、ミナンカバウ社会の存立基盤を破壊し、また伝統文化までも消滅させてしまったというのである。

*ミナンカバウ社会では、結婚後には、夫が妻の実家に入居するのが普通であるが、例外的には妻が夫の実家に入居する場合もある。後者の方法は、大抵の場合、妻の実家が貧しい時に採用される。

**世界各地でのダム建設による移住実行の調査からは、移転後に高齢者が早死にすることが裏付けられている。これは、生まれ育った故郷を水没で失うこと、さらに長年にわたって営々として築き上げてきた資産を失うことへの精神的打撃から、生きて行くことへの意欲を喪失してしまうためと見られている。

ハミダ(Hamidah)

原告番号： B. 264

性別： 女性

生年月日： 1969年10月13日

年齢： 35歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 4人——夫(36歳)、長男(12歳)、長女(5歳)

移転前の生活状況

旧村では、9×6メートルの大きさのパーマネントな造りの家屋において、両親とともに暮らした。1991年に結婚した後も、両親とともに生活した。

住居は、マハット川からは1キロメートルほど離れた場所にあった。そのため、飲料・調理用水は、近くのブユ川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この小川で行った。

農園としては、ゴム園とミカン園を有していた。前者は5ヘクタールの広さで、後者は2ヘクタールの広さであった。

家の周囲には、1.5ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ジュンコル、ドゥク、ピナンなどの果樹が植えられていた。また、カプゥとクリ・マニス(kulit manis)*の木もあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、小学生時代に口伝えで聞いた。しかし、その後、政府により情報が開示されなかったため、詳しいことは判らなかつた。また、政府により移転意思を問われることもなかつた。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

財産目録作成チームとしては、3名の政府関係者が訪れて来た。彼等は、1時間ほど資産調査を行った。彼等は、単にヒアリング調査ばかりでなく、ゴム園にまで出掛けて、測量も行った。彼等には両親が対応したので、両親が、「住民財産目録書」に署名したのかどうかは知らない。

補償金は、移転前に支払われた。補償金は、両親が受け取ったので、具体的な金額については知らない。なお、彼女夫婦には、両親とは別に、住宅/庭地、ゴム農園、パラウィジャ地が支給された。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地の住宅は、雑草で蓋われていた。しかも、住宅は、斜面地に建てられていたために、室内には10センチメートルもの厚さの土砂が堆積していた。そのため、まず最初に雑草と土砂の除去から取り掛からねばならなかつた。なお、その後も、降雨のたびに、室内には泥水と土砂が流入してきた。

移住地では、給水施設としては、2世帯に1井戸が設けられていた。しかし、井戸水の水質は劣悪で、黄色く濁り、臭いまでもがした。そのため、井戸水は、水浴びと洗濯のみに利用し、飲料・調理

用水には、雨水を利用した。しかし、乾季には雨水には限りがあるので、代替水源を探さねばならなかった。そのため、住居からは1キロメートルほど離れた泉にまで出掛けて取水した。

家の脇には簡単なトイレ施設が備え付けられていた。深さ1メートルほどの穴の上に便器と木板を乗せただけの排便施設であった。その傍らには、一応は腐敗槽も設けられていた。しかし、洗浄水が得られないために、排便施設からは排泄物が流出せず、周囲には悪臭が漂った。そのため、3ヵ月で使用を止めてしまった。その代わりに、養魚池を造り、そこで用を足すことにした。

移転時には、ゴム農園は、更地状態で、何も植えられていなかった。しかも、ゴム農園は、徒歩で2時間もかかる遠方であった。車で行けば、片道だけで5,000ルピアの運賃が必要であった。

そのため、ゴム農園は、久しく放置したままであった。2000年になって、ようやくにして植樹が行われた。その際には900本の苗木を植え付けた。しかし、それから1ヵ月後に火災が発生し、植え付けゴム樹の全部が焼失してしまった。

パラウィジャ地は、ピート土壌で、酸性が強く、食用作物の栽培には向かなかった。そのため、そこには、ジュンコルとプタイを植え付けた。しかし、家庭用消費程度の果樹しか産出できなかった。

こうしたことから、ゴム農園とパラウィジャ地からは何らの収入も得られなかった。移転後2年間は、生活手当で何とか食いつないだが、それが打ち切られて以降は、食事にも事欠く有様であった。

そうした窮状の打開策として、彼女の夫は、大工仕事で家計を賄おうとした。しかし、時々仕事があるだけで、安定的な収入は得られなかった。そのため、彼女は、ガンビル農園に賃労働に出掛けることにした。1日当たりの俸給は、1万5,000ルピアであった。

このような収入では、食べるだけで精一杯であった。そのような折に、長女が生まれることになったため、彼女は、賃労働にも出掛けることができなくなった。そのため、2000年には、ゴム農園とパラウィジャ地を売り払うことにした。

ゴム農園を売ったのは、火災事故から6ヵ月後であった。売却価額は、240万ルピアであった。買い手は、アンドリコ社であった。他方において、パラウィジャ地の売却価額は、200万ルピアであった。買い手は、村外の人であった。

売却益は、主として生活費に充てたが、そのうちから180万ルピアを捻出して、土壌条件の良いパラウィジャ地を購入した。そして、その土地に、ココア、ランブータン、ジュンコル、ピナン、プタイなどの果樹とともに、ゴムとチェンケを植え付けた。

また、2003年には、ようやくにして電気を据え付けた。設置料は、36万ルピアであった。毎月の電気代は、約1万5,000ルピアである。

現在の主要な収入源は、一つには、購入パラウィジャ地からの果樹栽培収益である。二つには、旧村での水没を免れた1ヘクタールのゴム園からの樹液採取による収益である。そこからは、1日当たり6キログラムの樹液を採取できる。1キログラム当たり4,500ルピアで売れるから、日収は、2万7,000ルピアである。三つ目は、彼女の夫の大工仕事による収入である。

しかし、これだけの収入では、食べるだけで精一杯である。電気代と教育費——長男(小学生)、長女(幼稚園児)——を捻出するのに四苦八苦しているのが実情である。

*この木の樹皮は、芳香性があり、カレー料理などの香辛料として用いられる。また、口腔剤などの薬用としても用いられる。

マラスディン(Marasuddin)

原告番号： B. 271

性別： 男性

生年月日： 1941年

年齢： 64歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SL)卒業

職業： 農業

家族構成： 12人——妻(54歳)、長女(41歳)、次女(38歳)、三女(35歳)、四女(31歳)、長男(28歳)、次男(20歳)、五女(18歳)、六女(16歳)、七女(14歳)、八女(6歳)

移転前の生活状況

旧村ではマハット川からは200メートルほどのところに居住していた。飲料・調理用水、水浴び、洗濯など、生活用水は、すべてマハット川で満たした。

マハット川ではまた、漁業も行った。魚類も豊富で容易に獲れた。漁獲物の一部は、家庭で消費したが、大半は市場で販売した。

旧村には、10.5ヘクタールのゴム園があった。また、0.5ヘクタールのミカン園もあった。さらに、家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータン、ドックなどの果樹があった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設による移転問題については、何らの「ムシャワラ」も行われなかった。この問題については、1991年に村長がモスクで行ったアナウンスメントによって知った。

こうして、政府側からの一方的な通告のみで、すべてが進められた。また、政府により移転同意でさえも求められなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。

その後、同年には、財産目録作成チームがやって来た。調査メンバーは2名で、2時間ほど調査を行ったにすぎなかった。その際、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」については、それに署名していない。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、1,800万ルピアにすぎなかった。これには満足できなかった。しかし、政府に抗議するというようなことはしなかった。当時のスハルト強圧政治の下では、政府に楯突くことなど、怖くてできなかったからである。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって提供された住宅は、セミ・パーマネントなものではなく、6×6メートルの小さな木造家屋であった。しかも、造りは粗末で、セメント張りの床はすぐに剥がれてしまった。

その上、給水施設でさえも用意されていなかった。そのため、仕方なく自分で井戸を掘った。これ

によって、飲料・調理用水などの生活用水を賄った。

トイレ施設は、排泄穴の上に便器を乗せ、その周りを木板で蓋っただけの粗末なものであった。その傍らには腐敗槽が設けられていたが、洗浄水施設が付置されていないために、排泄物が腐敗槽にまで流れていかなかった。そのため、短期間で使用を止めてしまった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられておらず、この点でも政府約束は守られていなかった。その後、1999年にゴム樹の植え付けが行われたが、猪の被害などで、この植樹は、失敗に終わってしまった。2003年には、「行動計画」の下で、再びゴム樹の植え付けが行われた。この植え付けは、苗木、肥料、植樹／手入れ資金などを政府が支給するという形で行われた。

ゴム農園は、住居からは6キロメートルも離れた所に位置している。そこには徒歩で行き来している。しかし、往復するだけで大変で、そのため手入れ／管理が行き届かない。

また、パラウイジャ地については、土壌条件が劣悪であるために、食料用作物を植え付けることができない。現在は、ドリアンを植え付けているだけである。

こうした状況の下では、ゴム農園とパラウイジャ地からは何らの収入も得られない。そのため、仕方なく、他人のゴム農園で働き、そこでゴム樹液の採取を行っている。それによる収入は、週5万ルピアである。

これだけの収入では、到底暮らして行くことができないので、妻がケダイ(小さな売店)を営んでいる。幸いなことに、現在、学費が必要なのは、小学校(SD)に通っている末っ子のみである。そのため、生活費を切り詰めても、この子供を小学校だけは卒業させたいというのが、マラスディン氏のさやかな願いである。

タマル(Tamar)

原告番号： B. 51

性別： 男性

生年月日： 1940年

年齢： 65歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 農業

家族構成： 8人——妻(54歳)、長女(35歳)、長男(34歳)、次女(32歳)、三女(29歳)、次男(21歳)、三男(19歳)

移転前の生活状況

7歳の時に父親が死亡し、8歳の時に母親が死亡した。そのため、小学校(SD)を中退せざるを得ず、働きに出た。こうして、8歳の時以来、ゴム農園、ガンビル農園などで働き続けた。その間、食事などの世話は、姉がしてくれた。

こうして、生活費を稼ぐ傍ら、ウラヤット地を開墾して、ゴム農園を造成した。そして、1963年に結婚した。

結婚後には、9×8メートルの規模の家に住んだ。住居は、マハット川からは100メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などは、すべて川水で賄った。また、マハット川では、漁業も行った。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

結婚後にも、妻とともにウラヤット地の開墾を続け、ゴム農園を2ヘクタールにまで広げた。また、0.5ヘクタールの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドゥクなどの果樹を植え付けた。

こうして、幼児の折から辛苦を嘗め尽くして、営々と築き上げてきた資産を、コトパンジャン・ダム建設のために失うことになってしまったのである。わが子を失った思いがした。この気持は、今も変わらない。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府による正式な説明はなかった。また、本来の意味での「ムシャワラ」会合は、一度も開かれなかった。

また、政府により移転意思を問われることはなかった。移転を押し付けられただけである。それ故、「移転同意表明書」に署名するということはない。

財産目録作成チームの名においては、1名の政府関係者が訪れて来ただけであった。しかも、彼は、10分間ほど家の周りをうろついただけであった。余りのいい加減さに腹が立った。その上、彼は、調査結果の確認さえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金としては、2,500万ルピアを支払われただけであった。これには到底満足できなかったのだ、他の村人とともに、裁判所に提訴することに踏み切った。彼は、現在最高裁に係属中の裁判の原

告の一人である。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、6×6メートルの規模の粗末な木造家屋であった。しかも、造りは悪く、入居後しばらくして、壁板は剥がれ、またセメント張りの床も剥がれてしまった。

井戸には、水さえなかった。奇妙なことに、井戸底は、セメント張りであった。そのため、雨水を蓄えたり、小川にまで水汲みに出掛けなければならなかった。水商人から購入するだけの経済的余裕はなかったからである。

その後も、生活用水問題では散々に苦勞してきた。こうした状態は、今日でも変わっていない。昨年(2004年)、「行動計画」の下で新たな給水施設が設置されたのであるが、早くも故障してしまい、この施設からは一滴の水も得られないのである。

また、十分な生活用水が得られないので、排便施設も整えられない。仕方ないから、庭地に穴を掘って用を足している。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。1999年の植え付けも不成功に終わってしまった。そして、2004年に始まった「行動計画」の下で、ようやくにして、現在、植え付けが行われている段階である。

ゴム農園は、住居からは1キロメートルほど離れた場所にある。未だアクセス道路が整備されていないので、そこへは歩いて行くしか方法がない。しかも、当面の生活費を稼がなければならないので、頻繁に農園に行くわけにはいかない。そのため、すでに苗木の相当数が猪の被害を受けている。このような状態では、はたしてどれくらいの苗木が、成木にまで育つのか、非常に心配である。

パラウィジャ地については、土地が痩せていて、作物生産は不可能である。そのため、現在のゴム苗木を植える準備をしている。

こうした状況の下で、目下のところ、主要な収入源となっているのは、旧村の水没を免れたウラヤット地で行っているガンビル生産である。栽培面積は、3ヘクタールである。そこからは、1年に2回の収穫がある。これにより、年間1,000万ルピアの収入が得られる。この収入でもって、何とか糊口をしのいでいる。

ブスタミ・アトン(Bustami Atong)

原告番号： B. 251

性別： 男性

生年月日： 1949年10月12日

年齢： 56歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 大工

家族構成： 8人——第一妻(死亡)、第二妻(35歳)、長女(33歳)、次女(31歳)、長男(28歳)、次男(26歳)、三男(17歳)、三女(11歳)

移転前の生活状況

旧村には、2家屋あった。一つは6×6メートル、もう一つは4×3メートルの大きさであった。住居は、マハット川からは300メートルほど離れた所に位置していた。

マハット川までは少し距離があったが、飲料・調理用水は、そこに出掛けて取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

マハット川ではまた、時々漁業も行った。魚は、種類も量も多く、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

1990年に今の妻と結婚した。結婚後には、妻と二人で1.5ヘクタールの土地を開墾して、ゴム農園を持った。家の周りの庭地には、8本のミカンの木のほか、ココナツ、ドリアンなどの果樹もあった。

しかしながら、主要な収入源は、大工仕事であった。大工仕事だけで十分に食べて行けた。食事に事欠くようなことはなかったし、また水問題で苦労するようなことはなかった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1991年まで知らなかった。同年に、モスクで行われた村長からの説明で知った。

しかし、大工仕事で村外に出掛けることが多く、村にいることは少なかったので、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。そのような同意が、日本政府により求められていることさえ知らなかった。

財産目録作成チームが、資産調査に訪れたのかどうかについては知らない。なぜなら、当時、バンキナンで大工仕事をしていたからである。

立ち退き補償金は、130万ルピアにすぎなかった。少なすぎると思ったが、それについて政府に抗議するというようなことはしなかった。

移転後の生活状況

政府によって用意された住宅(6×6メートル)は、粗末な造りで、落胆した。大工仕事を専門にする彼の目からすれば、住宅建設工事が、いかにずさんなものであったかは一目瞭然であったとのこと

である。

また、井戸には水がなかった。近くには小川でさえもなかったので、生活水の確保には悪戦苦闘した。雨水を利用するか、他の井戸に貰い水に出掛けるか、ないしは水売りから購入した。

その上、トイレ施設も、貧弱極まりないものであった。不衛生で、悪臭がひどいために、短時間で使うのを止めてしまった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、苗木の姿でさえも見られなかった。その後、政府によりゴム樹の植え付けが幾度か試みられたが、いずれも失敗に終わってしまった。ごく最近の植え付けは、2004年に、「行動計画」の下で行われた。

ゴム農園は、住居からは6キロメートルも離れている。そこには歩いて行く。しかし、実際には、彼の妻のみが手入れ／管理に出掛けている。一家の現在の収入源は、彼の大工仕事にかかっているためである。

将来的には、ゴム農園は、またしても猪の被害に会うのではないかと危惧している。森が近いためである。

そのため、ゴム農園には余り大きな期待を抱いていない。大工仕事を何とか続けて、中学校(SMP)に通っている三男と小学校(SD)に通っている三女の学業を終えられるようにしたいというのが、ブスタミ氏の願いである。

シナル・ジサッド(Sinur Jisad)

原告番号： B. 13

性別： 女性

生年月日： 1929年

年齢： 74歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 無職

家族構成： 7人——夫(死亡)、長男(56歳)、次男(54歳)、三男(45歳)、四男(38歳)、五男(31歳)、六男(26歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、9×6メートルの規模であった。住居からカンパル川までは500メートルほどの距離があった。

そのため、飲料・調理用水は、近くの小川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、排泄)も、この小川で行った。

旧村では、6.5ヘクタールのゴム農園を有していた。また、0.5ヘクタールの土地では、コーヒーとミカンを栽培していた。

さらに、0.5ヘクタールの灌漑水田も有していた。米は、年2回獲れた。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

家の周りの庭地には、種々の果樹があった。ココナツが18本、ドリアンが5本、マンゴーが2本、マンゴスチンが2本植えられていた。

なお、小学校を中退したのは、家が貧しかったからではなく、オランダ軍による支配に続いて日本軍が侵略してきたために、そうした国内的混乱状況の下で、学校の先生がいなくなってしまったからである。

移転の経緯

コトパンジャン・プロジェクトについては、誰からも知らされなかった。そのため、このプロジェクトのために立ち退かねばならないことを知ったのは、移転の直前であった。

立ち退き補償金は、移転に先立って、1992年に支払われた。補償金額は、431万6,000ルピアであった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、36平方メートル(6×6メートル)の粗末な造りであった。床の薄いセメントは、入居後すぐに剥がれてしまった。

井戸には、何らの水気もなかった。そのやめ、他の井戸に貰い水に行くか、雨水を利用するか、ないしは買うか、生活水の確保には四苦八苦した。

また、トイレは、住宅の脇に粗末な排泄施設が設けられているだけであった。不衛生で、臭いもひ

どかったため、数回使っただけで、その後は使わなくなってしまった。

ゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。それに植え付けが行われる以前に夫が病気になってしまったので、治療費を捻出するために、やむを得ず手放すことにした。買手が見つからなかったのも、見兼ねて看護婦が買ってくれた。売却価額は、470万ルピアであった。

こうしたことから、現在残っているのは、パラウィジャ地だけである。そこには、ドリアン、マンゴー、キャッサバなどを植え付けている。

しかし、このような狭小な土地だけでは到底生活して行けない。それにパラウィジャ地では食用作物を生産することができない。

なお、現在は、高齢のために、農作業を行うことができない。そのため、生活の面倒は、五男に看てもらっている。

アミル・サマッド(Amir Samad)

原告番号： B. 70

性別： 男性

生年月日： 1928年1月12日

年齢： 77歳

出生地： リマプル・コタ県ハラウ

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 年金生活(戦前に政府雇用者として従軍した)

家族構成： 第1妻(死亡)、第2妻(41歳)、子供は14人いる。

移転前の生活状況

1972年に第2妻と結婚して、タンジュン・パウ村の住民となった。住居は、マハット川からは1キロメートルほど離れていた。

そのため、飲料・調理用水は、近くの小川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この小川で行った。

タンジュン・パウ村に住み着いてからは、ウラヤット地を開墾して、1ヘクタールのゴム園を造成した。また、0.5ヘクタールの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドックなどの果樹を植え付けた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトに関しては、政府により何らの情報も公表されなかったの
で、プロジェクトそのものについて知らなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというよ
うなことはあり得なかった。

ダム建設プロジェクトと移転の必要について知ったのは、財産目録作成チームが訪れた際であった。
資産調査に訪れたのは、2名の政府関係者であった。彼等は、30分ほど家の周りを歩き回っただけ
で、帰って行った。真面目に仕事をしろという思いを強く抱いた。その上、彼等は、調査結果の確認
でさえも求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

支払われた補償金は、380万ルピアにすぎなかった。これには到底満足がいかなかったが、当時
は怖くて抗議できなかった。しかし、2000年には、他の村人とともに、タンジュン・パティ地方
裁判所への提訴に踏み切った。

地裁判決では、彼の要求は認められなかった。そのため、パダン高裁に上訴した。しかし、そこ
でも、請求は認められなかった。そのため、最高裁に上訴した。この問題は、目下、最高裁で審理中
である。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意されていたのは、セミ・パーマネントの住宅ではな
く、6×6メートルの木造家屋であった。しかも、その造りは粗雑で、入居後程なくして、屋根、壁、
床など、あちらこちらが傷み出した。

また、政府によって提供された井戸には、不思議なことに、水そのものがなかった。雨季には、この井戸は、雨水溜めとなったので、そこに溜まった水を、生活用水として使った。しかし、乾季には、そういうわけにはいかなかった。そのため、30メートルほど離れた所にある小川の水を、生活用水として使った。しかし、水質は、劣悪であった。

トイレ施設には、洗浄施設が付設されていないために、排泄物が溜まり、悪臭が漂った。そのため、短時間で使用を止めてしまった。

2001年に日本人学生の寄付でパイプ給水施設が建設されて以降は、そこから得られる水を、飲料・調理用水として利用した。しかし、2004年に「行動計画」の下での給水施設が建設されると、「日本人の水」は、ストップしてしまった。水源が同じであるためである。

旧村では、水はタダであった。しかしながら、「行動計画」の下で建設された給水施設の場合には、水道料金を支払わなければならない。そうした状況の下では、貧乏人は、水でさえも飲めなくなってしまう。

2ヘクタールのゴム農園については、移転時には何も植えられていなかった。その後、1999年には、第2次植え付け事業が実施された。しかし、これも、失敗してしまった。そして、2004年には、「行動計画」の下で、第3次植え付け事業が始まった。

このゴム農園の手入れ／管理は、非常に難しい。なぜなら、自宅からゴム農園までは6キロメートルもの距離があるからである。しかも、アクセス道路が整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。

しかし、高齢の彼には、ゴム樹の手入れ／管理に出掛けたくても、それは、不可能なことである。そのため、彼の妻が、ゴム樹の世話をしている。とはいえ、彼の妻も、頻繁にゴム農園に通うわけにもいかない。

そうした状況の下で、はたして苗木が十分に育つのかどうか、一抹の不安を抱いている。なぜなら、すでに猪、鹿、鼠、シロアリ、キノコなどによる被害が現れ始めているからである。

こうした獣害や病虫害が最少限にとどまると仮定しても、ゴム樹液が採取できるのは、7～8年も先のことである。それまでは、何らの収入源もない。目下のところは、年金だけで食いつないでいるのが、実状である。

イルム・スバルジョ(Ilm Subarjo)

原告番号： B. 3

性別： 男性

生年月日： 1942年4月21日

年齢： 63歳

出生地： 西ジャワ(タシック・マラヤ)

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 商業

社会活動： 闘争協議会(BP RKDKP)役員

家族構成： 3人——妻(51歳)、長女(30歳)、長男(23歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋は、10×14メートルの広さがあった。マハット川からは離れていたために、飲料・調理用水は、井戸から取水した。また、水浴び、洗濯などの生活用水のためにも、この井戸水を利用した。

しかしながら、マハット川には、しばしば漁業に出掛けた。主として魚釣りによって漁獲した。漁獲物は、もっぱら自家消費した。

旧村には、2ヘクタールのゴム園があった。また、1.5ヘクタールの土地では、陸稲を栽培した。収穫米は、家庭で消費した。

さらに、家の周りの庭地には、多数の果樹があった。植えられていたのは、ココナツ、ドリアン、マンゴー、ランブータン、ピナンなどであった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1990年に村長が主催した「ムシャワラ」会合において知った。その際には、旧村から離れたくないというのが実感であったが、当時の政治状況の下では異議を唱えることはできなかった。

こうした政治的圧力の下で、移転するほか選択の余地はないと考えた。そのため、1991年には、「移転同意表明書」に署名した。

次いで、同年には、財産目録作成チームがやって来た。総勢12名で、4日間にわたって調査した。しかし、彼等は、調査結果について、それを確認するよう要求しなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償額については、それを受け取るまでは知らなかった。補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、1,800万ルピアであった。

このような補償額には満足できなかった。しかし、それについてとやかく言えるような政治的雰囲気ではなかった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、6×6メートルの掘っ立て小屋であ

った。造りは粗雑で、あちらこちらが傷み、応急措置ではどうにもならなかった。そのため、補償金をはたいて改造するとともに、店舗を建て増した。

井戸もまた、役立たずであった。そのため、生活用水を雨水に頼らざるを得なかった。乾季には、飲料水を買わねばならなかった。

政府によって用意されたトイレ施設も、粗末な造りであった。不衛生で、悪臭がひどかったために、程なくして使うのを止めてしまった。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には、何も植わっていなかった。その後も、何度も植え付けに失敗してきており、昨年(2004年)、「行動計画」の下で植え付けられたゴム樹も、はたして育ち得るのかどうか疑問である。

また、パラウイジャ地の地味は痩せていて、食糧用作物の栽培が難しい。これまで色々な作物を試みても、キャッサバしか育たなかった。

移転して2年間は、生活手当(jadup)が支給された。支給物資は、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹼などであった。しかし、支給米は、古米で、食べられるような代物ではなかった。また、塩漬け魚は、腐っていて、捨ててしまった。

こうした状況の下で、これまで、生活手段を求めて、採石/採砂、木材伐採活動など、色々なことをやってきた。また、妻は、ケダイ(小さな売店)を営んできた。しかし、未だ生活苦を脱するまでには至っていない。

現在は、収入源対策として、ヤギを10頭飼い始めている。ヤギは、多産であるので、1年後には20頭、2年後には40頭にまで増やせるのではないかと期待している。

家の周りには草地はないが、幸いにも妻が売店の面倒をみるので、彼が朝方にヤギを草地まで連れて行き、夕方には連れ戻す形で飼育するつもりである。そのため、今、家の傍らにヤギ小屋を建設中である。

イスワディ (Iswadi)

原告番号： B. 2

性別： 男性

生年月日： 1973年6月23日

年齢： 32歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 中学校(SMP)卒業

職業： 商業

社会活動： 闘争協議会(BP RKDKP)事務局長

家族構成： 3人——妻と子供1人

移転前の生活状況

9人兄弟のうちの6人目として、旧タンジュン・パウ村において育った。家からマハット川までは、300メートルほどの距離があった。7歳の時(1980年)に、小学校に入学した。小学5年の時に、同村内の小村パサル・ブユ(Pasar Buyuh)に移転した。新居は、マハット川からは500メートルほど離れていた。小学校卒業までは、そこで過ごした。1986年に、パンカラン・コト・バル(Pang Kalan Koto Baru)の中学校に入学した。

旧村には、広大なウラヤット地が存しており、新規世帯を受け入れることのできる土地的ゆとりがあった。ウラヤット地を開墾すれば、その土地は、自分のものとなった。そのため、何らの土地問題もなかった。

父親は、10区画の農園を有していた。そこには、種々の作物が植えられていた。そのうちには、ミカン、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドック、ココナツなどの果樹もあった。

マハット川は、清潔で、飲料・調理用水として利用された。また、水浴び用、洗濯用などの目的のためにも利用された。さらに、この川は、子供たちの恰好の遊び場でもあった。イスワディ氏も、子供の頃には、この川で、魚取り、水泳などをして遊んだ。

マハット川周辺のジャングルには、数多くの果実が存していた。これらの森林はまた、地域住民にとって、木材、薪炭、薬草などの供給源でもあった。

マハット川は、舟運の場でもあった。また、この川には多くの魚種が生息しており、漁業も盛んで、人々の動物性蛋白質の供給源でもあった。それ故、販売目的で漁業を行う人も多かった。

マハット川はまた、社会・文化的にも、地域住民にとって、大きな重要性を有していた。人々は、ラマダン(Ramadan)の1日前には、川に入り、身体を清めた。また、子供が生まれた時には、7日後には、一家総出で新生児を川に連れて行き、そこで新生児の身体を清めた。その際、家族は食べ物を持参し、皆で食べた。

断食明けの大祭「イドル・フィトリ」(Idul Fitri)の期間には、種々の行事が行われた。例えば、ピナンの木の頂上に競って登り、飾り物を取りに行く競争(パンジャット・ピナン)が催された。また、サンパン(小舟)によるボート競争(パチュ・サンパン)も行われた。

移転の経緯

1991年に、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民移転が大きな社会問題となった。同村では、この問題をめぐって、数多くの会合が開かれた。政府と PLN の関係者は、代替的な土地と家屋が提供される旨の説明を繰り返した。

しかし、住民からは多くの抗議の声が上げられた。他方において、住民は、直接的な行動を取るまでには至らなかった。政府による弾圧を恐れたためであった。

こうした状況の下で、1992年には、補償金の支払いが行われた。同年には、イスワディ氏は、「ムランタウ」に出た。

移転後の生活状況

住民移転は、1993年7月29日に実施された。移転先は、リンボ・ダタ(Rimbo Data)移住地であった。

イスワディ氏は、1997年に、「ムランタウ」から帰村した。移住村の状態を見て、彼は、非常に失望した。住宅は、粗末な木造家屋である上に、土地は狭く、痩せていた。また、そこには、ウラヤット地も「ルマ・ガダン」もなかった。さらに、給水施設は整っておらず、保健・衛生状態も悪かった。

移住地ではまた、所得創出機会はほとんどなかった。そのため、多くの人々が、採石、木材伐採、薪集め、農園賃労働などの活動で、その日暮らしを強いられている。

こうした状況の下で、1999年には、住民は、県知事庁舎(パヤクンプ)と州知事庁舎(パダン)にデモを行い、政府約束の履行を要求した。しかし、住民要求に対する政府の反応は鈍かった。

彼の父親が営むレストランには、未だに電気が引かれておらず、ディーゼル発電で代用している。PLNに申請しても設置しないのである。これは、彼が、闘争協議会(BP RKDKP)の事務局長の地位にあることに対する嫌がらせなのではないかとさえ疑われてくる。

また、皮肉なことに、タンジュン・パウ村では、多くの人々が未だに電気を得ていない。その理由は、これらの人々が設置料と電気代を払えないためである。

移転に際して、住居とゴム農園は、くじ引きで決められた。そのため、移住地では、旧村にあった隣人関係が壊れてしまっている。また、住民は、自らの生活の糧を得るのに忙殺されており、そのため自己中心的な考え方が支配的となっている。旧村の住民の間に存していた互助的精神も薄れてしまっている。

さらに、今日、若年での結婚が増えている。その原因は、若年層の就業機会の無さにある。こうして、育児の仕方也不知道な若夫婦が増えている。

その上、伝統文化も失われてしまった。今日では、新生児を連れて行って身を清める「トゥルン・マンディ」を行える清浄な河川はない。また、パチュ・サンパンとかパンジャット・ピナンも催されない。

現在、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村との間で境界紛争が生じている。タンジュン・パウ村が、タンジュン・バリット村のウラヤット地に造成されたためである。この紛争の根本原因は、ウラヤット地を無視して移住地の造成を、一方的に強行した政府にある。

エム・ヌル・エム(M. Nur M)

原告番号： B. 182

性別： 男性

生年月日： 1952年

年齢： 53歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——父親が死亡したため

職業： 漁業

家族構成： 7人——妻(49歳)、長女(27歳)、次女(25歳)、三女(23歳)、長男(21歳)、
四女(19歳)

移転前の生活状況

旧村での家の大きさは、7×6メートルであった。マハット川からは1キロメートルほど離れていたが、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてこの川の水で賄った。

マハット川ではまた、漁業も行った。釣り、投網、仕掛け網など、あらゆる漁法を用いた。漁獲物は、一部は家庭で消費したが、大半は販売した。

旧村には、9ヘクタールのゴム園があった。また、家の周りには、1ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、マンゴー、ドックなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、移転の直前まで知らなかった。このプロジェクトと移転の問題について、「ムシャワラ」会合が開かれたことはなかった。参加の機会もなく、また意見表明の機会もなかったのであるから、「移転同意表明書」に署名するという話もなかった。

ダム建設計画について知ったのは、1991年に財産目録作成チームが訪れて来た際であった。その際には、2名の政府関係者が、1時間にわたって資産調査を行った。しかし、彼等は、正確な実測調査を行わなかった。それ故、この調査には、大きな不信感を抱いた。また、彼等は、調査結果について確認を求めなかった。従って、「住民財産目録書」へは署名していない。

しかし、当時の政治状況の下では、移転を拒否することはできなかった。そのため、リンボ・ダタ移住地に移転することにした。断腸の思いであった。

補償金は、1992年に支払われた。補償金額は、960万ルピアでしかなかった。実際の資産額と比べて、余りにも低い補償額であった。そのため、2000年の提訴にあたっては、原告団のうちの一人として名を連ねた。

移転後の生活状況

移住地の住宅は、36平方メートルの木造家屋で、ベニヤ板の壁、トタン葺きの屋根、薄いセメント張りの床という造りであった。しかも、粗雑な施工で、安普請そのものであった。

政府によって用意された井戸は、空っぽで、水気もなかった。水のない井戸というのには、言葉も出なかった。

そのため、水源を探して、移住地の周辺を歩き回った。その結果、住居から300メートルほど離れた所に小さな泉を発見した。水質は良好であった。そのため、この泉の水を、飲料用、調理用に使ってきている。また、水浴び、洗濯をできるだけ水量もある。

同様に、政府によって備え付けられたトイレ施設も役立たずであった。そのため、自分で代替施設を造らねばならなかった。

移転時には、ゴム農園とは名ばかりで、ゴム樹一本も植えられていなかった。1999年のデモ抗議の後、リハビリ植樹事業が実施されたのであるが、これも失敗に終わってしまった。こうして、散々待たされた後に、2003年になって、ようやく「行動計画」の下で、ゴム樹の植え付けが行われた。

しかし、ゴム農園は、住居からは4キロメートルも離れた場所にある。そこへのアクセス道路は整備されていないために、歩いて行くしか方法がない。

そのような遠距離の場所へ頻繁に通うわけにはいかない。また、通ったところで、当面の食い扶持が得られるわけでもない。

こうしたことから、ゴム農園は、ほとんど手入れ／管理ができないままに放置されている状態である。すでに相当数のゴム樹が、猪、鹿などの食害で、駄目になっている。

目下のところ、主要な収入源となっているのは、ダム貯水池での漁業である。釣りや魚網などの方法で漁獲している。漁獲されるのは、バウン(baung)、タパ(tapa)、トマン(toman)、グラミ(gurami)などの魚種である。

漁業活動は、朝6時から午後4時までの間行ふ。水位の高い時ほど漁獲量も多い。それ故、乾季に水位が低下する際には漁獲量も落ち込む。

こうした漁業活動により、平均して1日当たり約2万ルピアの収入が得られる。これにより、何とか家族の生活を支えている。

なお、彼によれば、「行動計画」の下での「クランバ」(いけす船養殖漁業)助成事業については、奇妙なことに、漁民である彼には、何らの声も掛からなかったとのことである。

サイダン・カティブ・マラジョ(Saidan Khatib Marajo)

原告番号： B. 5

性別： 男性

生年月日： 1936年3月23日

年齢： 69歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 無職

家族構成： 7人——妻(58歳)、長女(43歳)、長男(36歳)、次男(31歳)、次女(27歳)、三女(19歳)

移転前の生活状況

旧村での両親の家屋は、20×10メートルの大きさであった。この家屋は、パーマネントな造りであった。また、これとは別に、両親は、レストランを営んでいた。その広さは、7×6メートルで、セミ・パーマネントな造りであった。いずれも、マハット川からは1キロメートルほど離れていた。そのため、家庭とレストランに必要な生活用水は、近くの小川から取水した。

1961年に結婚した。そして、新居を購入した。新居は、マハット川からは300メートルほどの距離にあった。マハット川からは少し離れていたが、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてこの川水で賄った。

両親は、21ヘクタールのゴム園を有していた。そして、その維持・管理を任された。また、レストランの経営も委ねられた。

両親の家屋と自分の家の周りの庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ランブータンなどの果樹があった。両者を合わせると、相当な数になった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1981年に、友人の政府役人から聞いた。その際、彼は、補償金対策として、できるだけ多くの果樹を植えておくよう助言した。

1991年の初頭には、リマプル・コタ県知事のアジス・ハイリ(Aziz Haily)が来村した。そして、彼は、モスクでの会合において、コトパンジャン・ダム建設が重要な国家プロジェクトであるために、住民移転が必要なことについて語った。

その後、財産目録作成チームが訪れた。チーム・メンバーは3名であった。彼等は、30分ほど家の周りを歩き回っただけであった。余りにもいい加減な調査の仕方なので腹が立った。しかも、彼等は、調査結果の確認も求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

1991年4月19日には、県政府は、パンカラン・コト・バルで、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村から、ニニック・ママックらを招いて会合を開催したのであるが、この会合には招かれて出席した。この会合では、補償基準が示された。それが、余りにも低い基準であったので、引き上げを要求した。しかし、県政府側はわずかにばかりの増額に応じただけで、強圧的な姿勢を崩さず、

要求は受け入れられなかった。

こうして、低い補償基準の押し付けという形で補償金の支払いが実施された。これに異議を唱えることは難しかった。

彼の場合にも、支払われた補償金額は、3,500万ルピアであった。ゴム園については、6ヘクタール分の補償金しか支払われなかった。残りの15ヘクタール分については、補償されなかった。そのため、タンジュン・パティ地方裁判所への提訴にあたっては、原告団の一員に加わることにした。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマネントなものではなく、36平方メートル(6×6メートル)の木造小屋であった。移転すれば、快適な住居が得られるという政府の説明が、全くのまやかashiであったと思った。

政府によって備え付けられた井戸には、奇妙なことに、水がなかった。井戸底がセメント張りされているというのは、想像を絶する事柄であった。この点でも、政府により裏切られたとの思いを強くした。

トイレ施設も、期待を裏切るものであった。政府が設けた便所施設は、短期間使っただけで、放棄してしまった。

このような状態の下で、とりわけ安全な水がなければ生きて行けないので、なけなしの補償金のうちから125万ルピアをはたいて、自分でパイプ給水施設を建設した。これにより、2キロメートルほど離れた所にある泉からパイプで家まで導水した。

2004年には、「行動計画」の下で、新たな給水施設が建設されたが、これを利用するつもりはない。一つには、相変わらずの手抜き工事が見られ、いつ故障するかは、時間の問題であるためである。二つには、すでに安全な水が得られているのに、わざわざ水道料金を払う必要はないからである。

また、現在、「行動計画」の下で、ゴム農園での植え付けが行われているが、これにも大きな期待は抱いていない。移転後10年以上にもわたって住民を無収入の状態に陥れておいて、何を今更という感じが拭えない。ゴム樹液が得られるのに、あと何年待てば良いというのであろうか？

現在、主な収入源となっているのは、旧村での水没を免れた15ヘクタールのゴム園である。このうち、4ヘクタールは、「孤島状態」にあるため、そこへはサンパン(小舟)で行かねばならない。これらのゴム園での樹液採取にあたっては、2名の労働者を雇用している。この樹液採取からは、週当たり10万ルピアの収入が得られる。

ジャワニス(Jawanis)

原告番号： B. 38

性別： 女性

生年月日： 1941年

年齢： 64歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 無職

家族構成： 7人——夫(29年前に死亡)、長女(51歳)、次女(49歳)、長男(47歳)、三女(45歳)、四女(43歳)、五女(41歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の大きさは、7×6メートルであった。住居は、マハット川からは2キロメートルほど離れていた。

そのため、飲料・調理用水は、近くの小川から取水した。水浴び、洗濯、排泄なども、この小川で行った。

7ヘクタールのゴム園を有していた。また、家の周りには、0.5ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、マンゴーなどの果樹が植えられていた。

1961年に、亡夫と結婚した。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトに関しては、それが、どのように進められているのかについては、誰も教えてくれなかった。ましてや日本政府により3条件がつけられ、そのうちで住民の移転・補償同意が求められていることについては知らなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。

ダム建設により移転しなければならないことを知ったのは、財産目録作成チームが訪れて来た時であった。訪れたのは、2名の政府関係者であった。彼等は、30分ほど滞在した。その際には、調査結果の確認を求められなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

その後、「移住者選択カード」への記入と署名を求められた*。それに記入と署名しなければ、移住地において住宅/庭地、ゴム農園、パラウイジャ地が供与されないと聞かされていたので、仕方なく応じたのである。それ故、それに記入と署名したのは、単なるアンケート調査と思ったからであって、移転同意という認識からではなかった。

故郷を立ち去りたくないというのが、本音であった。しかしながら、強大な国家権力の下では、どうにもならなかった。それで、立ち退き補償金を受け取ることにした。補償金額は、900万ルピアにすぎなかった。余りの少なさに腹が立った。それで、2000年の提訴に際しては、原告団の一人に加わった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地において政府によって提供された住宅は、6×6メートルの粗雑な造りの木造家屋であった。素材が悪かったために、入居後程なくして、あちらこちらが損傷した。

信じ難いことだが、井戸には水がなかった。そのため、飲料水の確保のためには、2キロメートルほど離れた所にある小さな泉まで水汲みに出掛けなければならなかった。それを厭うことになれば、残る選択肢は、水商人から購入するほかなかった。

水浴びと洗濯には、雨水を利用した。しかし、乾季には、そういうわけにもいかず、遠方の小川まで出掛けなければならなかった。

移住地には、トイレ施設も整っていなかった。そのため、裏庭で穴を掘って排便するか、小川まで出掛けて用を足すほかなかった。

移転時には、ゴム農園には、苗木でさえも植わっていなかった。その後、1999年にゴム樹の植え付け事業が実施されたのであるが、それも失敗に終わってしまった。2004年になって、「行動計画」の下で、ようやくにしてリハビリ植樹事業が実施された。

しかし、自宅からゴム農園までは7キロメートルもの距離がある。そこまでは歩いて行かねばならない。そのため、頻繁に出掛けるわけにはいかない。

そうしたことから、ゴム農園の手入れ／管理が十分にできない。また、すでに猪、鹿などの食害により、相当数のゴム樹が駄目になっている。今後、はたして無事に成木にまで生長できるのか、実に心許なく思っている。

この高齢では、ゴム農園に通うのは、そろそろやめざるを得ないのではないかと思っている。また、無理して通っても、現時点では何らの収入も得られない。そのため、現在の彼女の生活は、子供たちが面倒をみている。

* 「移住者選択カード」によれば、彼女による署名日は、1993年6月17日である。これにより、このカードへの署名が、住民移転の2ヵ月前に集められたことを知ることができる。

カイデル・チャウエ(Khaidir Cawe)

原告番号： B. 119

性別： 男性

生年月日： 1947年

年齢： 58歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退

職業： 農業

家族構成： 3人——妻(42歳)、長男(11歳)

移転前の生活状況

旧村では、比較的に小さ目の家(8×6メートル)に住んでいた。家が貧しかったことから、15歳の時(1964年)に小学校を中退して出稼ぎに出た。出稼ぎ先は、ウジュン・バトゥ(リアウ州)のゴム農園であった。そこで長年働いて、1990年に帰村した。

移転の経緯

移転時には、47歳で、既婚であったが、補償金は、貰えなかった。なぜなら、兄が補償金を受け取ったからである。ただし、移住地においては、住宅/庭地、ゴム農園、パラウィジャ地などは得た。また、2年間の生活手当も受け取った。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地の居住条件は劣悪であった。政府によって提供された住宅の造りは粗雑で、床はすぐに剥げ、また雨漏りがした。

また、政府によって用意された給水施設は、何ら役立たずであった。雨季には、井戸は、雨水溜めとなったが、乾季には、そのような役目も果たさなかった。

そのため、彼自身で深さ2メートルの井戸を掘った。それによって生活用水を確保した。この井戸は、現在でも使っている。

移住地では、住宅の背後に10メートルほどの距離を置いて、簡単なトイレ施設が設けられていた。便器と腐敗槽が備え付けられただけのものであった。しかし、これには浄水施設が付置されていなかった。そのために、排泄物が溜まり、悪臭が漂った。それで、使うのをやめてしまった。現在は、裏庭で穴を掘って、排便後に土を被せるか、ないしは養魚池で用を足している。

移転後には、何とか電気を据え付けた。しかしながら、据え付け料金は、無料ではなかった。それどころか、22万5,000ルピアもの設置料を取られた。また、毎月1万5,000ルピアの電気料金を支払わなければならない。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園には何も植わっていなかった。1999年になって、ようやくゴム農園の40%において植え付けが行われた。しかし、未だゴム樹液が採取できるような段階ではない。

また、パラウィジャ地の土壌は痩せていて、食用作物の栽培には不向きである。そのため、この土

地から収入源となり得るような作物生産を期待できない。

そのため、農園労働者として働きに出ざるを得ない。働き先の農園は、住居からは2キロメートルほど離れている。そのため、バイクで行き来している。一週のうち、6日間は農園で働く。俸給は、1日当たり1万5,000ルピアである。

しかし、これだけの収入では、生活は非常に厳しい。長男は、小学校だけは何とか卒業させたい。しかし、今の収入状況では、お先真っ暗である。

トウフィット(Taufit Js)

原告番号： B. 15

性別： 男性

生年月日： 1970年6月17日

年齢： 35歳

出生地： タンジュン・パウ村

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校卒業

職業： 農業

家族構成： 4人——妻(32歳)、長女(9歳)、次女(1歳)

移転前の生活状況

旧村での家屋の広さは、12×7メートルであった。

住居は、マハット川からは100メートルほどの距離にあった。そのため、飲料・調理用水は、この川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

マハット川ではまた、しばしば魚取りも行った。魚は、簡単に獲れた。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

両親は、6ヘクタールの土地を所有していた。ゴム園とガンビル園が、それぞれに3ヘクタールずつであった。

また、家の周りの庭地には、多数の果樹があった。特に多かったのは、ココナツとドリアンで、それぞれ25本と23本ずつあった。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1990年に村長により知らされた。生まれ育った郷里(kampung)を離れたくないというのが、本音であった。しかし、スハルト政権下では、これに異議を唱えることは不可能であった。

彼は、移転時には23歳で、未婚であった。そのため、彼には、立ち退き補償金は支払われなかった。また、移住地において、住宅/庭地、ゴム農園、パラウィジャ地なども供与されなかった。

移転後の生活状況

リンボ・ダタ移住地では、両親とともに居住した。ここでは、政府約束は、守られていなかった。住宅は、セミ・パーマネントではなく、6×6メートルの木造家屋であった。

移住地では、給水施設も整っていなかった。井戸底はセメント張りで、単なる雨水溜めでしかなかった。

トイレ施設も、利用者のことを全然考慮に容れない形だけのものであった。そのため、使用するのを止めて、自分で代替施設を造った。

移転時には、ゴム農園には、苗木さえも植えられていなかった。そのため、生活手当が打ち切られた後には、彼の一家は、たちまちのうちに生活難に陥ってしまった。

こうしたことから、彼は、生活手段の改善を図る目的で、パラウィジャ地にゴム、ドリアン、ラン

ブータン、マンゴスチンなどの樹木の植え付けを行った。しかし、これらの樹木は、2000年に発生した火災のために焼失してしまった。

トウフィット氏には、結婚後の現在に至っても、未だに2ヘクタールのゴム農園と0.4ヘクタールのパラウィジャ地は配分されていない。そのため、彼は、ジャングルを切り開いて、3ヘクタールのガンビル園と1ヘクタールのゴム園を造成した。

彼はまた、兄の経営するレストランの店先でタバコを販売している。1ヵ月で、およそ9万ルピアの売り上げがあるとのことである。

なお、タンジュン・パウ村では、「行動計画」の下で2003年に建設された給水施設が、またもや至る所で機能障害を起こしている。そのため、彼の兄は、レストランでの安定的な給水を確保するために、2,000万ルピアを投資して、2キロメートル先の水源からパイプで導水する方法を講じた。

(14) タンジュン村

タンジュン(Tanjung)村は、カンパル川沿いのムアラ・タクス寺院遺跡の上流部分に位置している。地理的には、東方においてグヌン・ブンス(Gunung Bungsu)村、北方においてタビン(Tabing)村、西方においてグヌン・マルロ(Gunung Malero)村に接している。

インドネシア政府およびPLNは、公式には、コトパンジャン・ダム貯水池の造成により冠水影響を受けるのは、グヌン・ブンス村までで、タンジュン村は、バックウォーターの影響を受けないとの見解を表明していた。しかし、このダム建設によるバックウォーターのために、この村の一部が水没することについては、東電設計(株)——TEPSCO——は、早期の段階からこれを認識していたのではないと思われる。実際にも、1982年には、JICA調査団——実際にはTEPSCO調査団——は、現地を訪れて、測量を行っていたのである。

しかしながら、奇妙なことに、JICAの作成したF/S報告書においては、タンジュン村は、ダム貯水池のバックウォーターの先端部分よりも上流に位置するとされていた。そのため、この村は、水没対象村落のうちには含まれていなかった。

それ以降、インドネシアでも、また日本でも、タンジュン村が冠水影響を受けるという報告は見られなかった。ところが、1990年には、TEPSCO調査団が、再び密かにタンジュン村を訪れた。その際には、ダム貯水池の最高水位を表示する地点に杭打ちを行った。ということは、東電設計は、コトパンジャン・ダム貯水池のバックウォーターのために、タンジュン村の一部が冠水影響を受けることを知っていたことになる。

また、この時点では、インドネシア政府およびPLNも、タンジュン村の一部が冠水影響を受けることを承知していた。ところが、このことは、住民には説明されなかった。それ故、インドネシア政府は、住民から移転同意を取り付けようとはしなかった。そのため、住民の誰も、「移転同意表明書」には署名していないのである。

こうして、住民には何も説明しないままに、またその同意を求めるともなく、インドネシア政府は、移転対策に乗り出したのである。そして、1992年には、財産目録作成チームを同村に派遣した。同チームは、もっぱらバリック・タンジュン(Balik Tanjung)集落について資産調査を行った。

しかし、この資産調査は、同集落の全世帯について行われたものではなかった。財産目録作成チームが訪れた世帯もあれば、そうではない世帯もあった。また、夜間に同チームの訪問を受けた世帯もあった。いずれにしても、同チームは、調査結果を住民には提示しなかった。それ故、住民は、「住民財産目録書」には署名していない。

それにもかかわらず、こうした一方的な資産調査に基づいて、1992～1993年には、補償金の支払いが行われた。しかし、この補償金の支払いには、幾人かの「補償金マフィア」が介在した。そのため、補償金を受け取った人は、相当金額をピンハネされた。また、補償金を支払われない住民もいた。

「補償金仲介者」(compensation middlemen)の存在と暗躍は、同村において社会的亀裂という後遺症を残すこととなった。この点については、SAPS報告書では、次のように指摘されている。

「コトパンジャン水力発電プロジェクトによって誘発されたマイナス影響のうちには、補償金の

支払い過程における不透明性に起因する社会的紐帯の悪化が含まれる。こうした事態が発生したのは、『補償金仲介者』が存在したためである。その結果、多数の正当な権利所有者が、政府によって支払われた補償金を受け取っていないのである。そのために、住民の多数が、もはや自村の長老(ニニック・ママック)を信用しないという事態が生じているのである)*

このように、補償金の支払いの過程は、「KKN」(汚職、癒着、縁故主義)による「腐敗」実行そのものであった。

さらに、タンジュン村の移転の場合には、他村の場合とは異なり、立ち退き住民には、6×6メートル規模の代替住宅は提供されなかった。また、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールの農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地も供与されなかった。さらに、生活手当(jadup)も支給されなかった。

こうして、1997年3月にコトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始されると、バックウォーターのために、カンパル川の右岸に位置するバリック・タンジュン集落が冠水した。冠水水位は、2.5メートルにまで達した。それにより、バリック・タンジュン集落では、45戸が水没した。また、この集落では、およそ400ヘクタールの灌漑水田があったのであるが、住民は、それも放棄することを余儀なくされた。

水没した45戸に対しては、家屋と土地に対する補償はなされた。しかし、この補償金は、これらの被害世帯には必ずしも渡らなかった。また、支払われた場合にも、中間搾取されていた。さらに、これらの45戸には、代替的な住宅と土地は提供されなかった。また、放棄された灌漑水田に対しては何らの補償もなされなかった。

他方において、カンパル川の左岸に位置するバンチャ・ルブック(Bancah Lubuk)集落も、バックウォーターによる冠水被害を受けた。この集落に居住していた350世帯は、高台に移転することを余儀なくされた。しかし、この移転費用は、政府によって負担されなかった。住民は、自己資金で移転せざるを得なかったのである。

バンチャ・ルブック集落についても、川辺の6世帯については補償金が支払われることになっていた。しかし、実際には、これらの世帯は、補償金を受け取らなかった。この補償金の支払い過程でも、「仲介者」が暗躍した。

なお、タンジュン村とグヌン・ブンス村との間には、これまで土地紛争が発生してきた。この問題は、旧グヌン・ブンス村の新規移住地が、タンジュン村のウラヤット地に造成されたことに起因している。住民意思を無視した政府による一方的な移住地造成が、住民対立という後遺症を残したのである。

結局のところ、この境界紛争は、裁判にまで持ち込まれた。判決では、タンジュン村が勝訴した。そのため、グヌン・ブンス村が、タンジュン村に土地代金を支払うことで決着した。

*SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 2.1, May 2002, p.A2-130.

ユザール・エヌ(Yuzar N)

原告番号： K. 861

性別： 男性

生年月日： 1947年

年齢： 58歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ドモ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 自営業

家族構成： 5人——妻(48歳)、長男(27歳)、次男(25歳)、長女(21歳)

移転前の生活状況

移転前には、バリック・タンジュン集落において、12×8メートルの規模の木造家屋に居住していた。住居は、カンパル川からは40メートルほどの距離にあった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯、排泄など、すべてをカンパル川に依拠した。

農園としては、ゴム園とガンビル園が、それぞれ4ヘクタールずつあった。その他、ミカン樹が、40本ほどあった。また、灌漑水田が、1ヘクタールあった。

養魚池も、二つあった。それぞれ12×10メートルと8×8メートルの大きさであった。そこでは、ニラ魚を飼育した。

家の周りには、1,250平方メートルの規模の庭地があった。そこには、コーヒーが50本、ココナツが20本、ジュンコルが5本、プタイが5本植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1982年にJICA調査団が、グヌン・ブンス村に次いで、同村を訪れた際に知った。調査団は、4名で構成されていた。2名は日本人で、2名はリアウ大学の研究者であった。彼等がバリック・タンジュン集落の測量を行っている際にその目的について尋ねると、コトパンジャン・ダム建設のためであると答えた。彼等はまた、ダム建設により、バリック・タンジュン集落が水没するとも語った。

その後、インドネシア政府により移転同意を求められるようなことはなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはなかった。

1992年には、財産目録作成チームが訪れて来た。調査チームは、5名の政府関係者で構成されていた。これらの調査員の所属機関は、①農業局(Pertanian)、②農園局(Perkebunan)、③国家土地庁(BPN)、④PLN、⑤漁業局(Perikanan)であった。

この調査団には、タンジュン村からは二人のニニック・ママックが同行していた。

財産目録作成チームは、約2時間にわたって、ユザール氏の家屋、土地、果樹などを調査した。しかし、その調査結果について、彼に確認を求めるといようなことはしなかった。それ故、彼は、「住民財産目録書」には署名していない。

移転後の生活状況

財産目録作成チームが訪れて来たにもかかわらず、ユザール氏には補償金は支払われなかった。このような補償金の未払い状態は、今日に至るまでも続いている。

ユザール氏は、1974年に、同村の高台部分に、75万ルピアで土地を購入していた。そして、1987年には、150万ルピアの経費で、そこに家を建てていた。

そのため、冠水に際しては、ユザール氏は、事前に家財道具を別宅の方に移していたのである。こうして、同氏は、無補償であったにもかかわらず、路頭に迷うというようなことはなかった。

なお、ユザール氏の現在の収入源は、以下の三つである。一つは、水没を免れたゴム園からの収益である。これからは、1週当たり15万ルピアの収入が得られる。二つ目は、同じく水没を免れたガンビル園からの収益である。これからは、年間500万ルピアの収入がある。三つ目には、1.5ヘクタールのアブラ・ヤシ園からの収益である。このアブラ・ヤシ園は、2000年にウラヤット地を開墾して造成した。そこからは、月間60万ルピアの収入が得られる。

ハジ・アブドゥラ(H. Abdullah)

原告番号： K. 699

性別： 男性

生年月日： 1942年

年齢： 63歳

出生地： タンジュン村バンチャ・ルブック集落

氏族： ムラ・ユ(Mela Yu)族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 商業

公職： 村長(1990～1995年)

家族構成： 11人——妻、長男(37歳)、次男(35歳)、三男(33歳)、長女(31歳)、次女(29歳)、四男(27歳)、五男(25歳)、三女(23歳)、六男(21歳)

移転前の生活状況

タンジュン村で生まれ育ち、1965年に結婚した。1985年までは、バンチャ・ルブック集落に住んでいた。

家の周囲には、40×45メートルほどの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ジュンコル、プタイ、コーヒーなどの果樹が植えられていた。

バンチャ・ルブック地区には、幾つかの立派なルマ・ガダンがあった。各氏族(スク)ごとにルマ・ガダンを有していた。ルマ・ガダンでは、ニニック・ママックを中心に「ムシャワラ」会合が開かれた。特に断食明けには、同一氏族の人々が一同に会する大きな「ムシャワラ」会合が開かれた。この「ムシャワラ」会合は、ムランタウ(出稼ぎ)で村外に出ている男性が、カンブン(郷里)に一時帰郷する機会でもあった。

移転の経緯

彼が村長職に就いた1990年に、東電設計(TEPSCO)の調査団が来村し、測量を始めた。そのため、彼は、「コトパンジャン・ダム建設によりタンジュン村は水没しないはずであるから、勝手に測量行為を行わないで欲しい」と抗議した。この抗議により、調査団は、いったん引き上げた。

しかし、その後、調査団は、市場(パサール)が開かれている金曜日に密かに村に入り、勝手に測量を行った。それ故、この調査には、彼を含めて、タンジュン村の住民は、誰一人として測量に立ち会っていなかった。

こうした調査のやり方については、彼は、郡長に対して抗議した。これに対して、郡長は、「コトパンジャン・ダム建設により、タンジュン村の一部に影響が出る」ことを明らかにした。

その後、県知事のサレー・ジャシットから書簡が送られてきた。そこには、タンジュン村の測量について、グヌン・ブンス村と協力して欲しい旨が記されていた。

その直後に、バトゥ・ブルスラット村の軍地方司令部(KORAMIL)の軍人が訪ねて来て、測量に協力して欲しいと述べた。この軍人は、治安維持の名目で調査団に随行していた。

こうした圧力を受けて、彼は、測量に立ち会わざるを得なかった。この測量は、1992年に終わ

った。

その後、財産目録作成チームが訪れて来た。しかし、村人全員の「住民財産目録書」は、村長の彼には提示されなかったし、またその写しも渡されなかった。

こうした状態の下で、翌1993年から、政府側の一方的な査定だけで、補償金の支払いが始まった。しかも、彼には補償金は支払われなかった。また、その他の住民の多くに対しても補償金は支払われなかった。

そのため、彼は、バリック・タンジュン集落の旧住民を含めた15人の村人とともにバンキナンに行き、サレー・ジャシット県知事に対して抗議した。これに対して、県知事は、不満があるなら要望書を出してくれと言うだけで、暖簾に腕押しといった感であった。

移転後の生活状況

1997年4月にコトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始されたのであるが、その後から地区への冠水被害が出始めた。雨季にカンパル川が増水した際には、地上50センチメートルほどの高さにまで冠水した。

そのため、バンチャ・ルブック地区の住民は、同村の高台のドゥスン・サトゥ(第1集落)に移転した。この移転は、自己負担で行わなければならなかった。

しかも、彼を含めて、住民のうちには、未だに立ち退き補償を受けていない人々が多い。彼の言い分によれば、バンチャ・ルブック地区では、少なくとも6世帯は、事前に測量対象となっていたのであるから、従って冠水影響を想定されていたのであるから、当然に補償されるべきであるというのである。

バンチャ・ルブック地区に関しては、150区画について補償金が支払われたというのが、PLNの立場である。しかし、彼によれば、測量対象となった6世帯に対してさえも補償金が支払われていないというのである。

こうしたことから、彼に言わせれば、補償金の支払いプロセスは、「腐敗」そのものであった。そして、補償金の大部分が、「仲介者」の懐に入ってしまったのである。その結果、補償を受ける資格のある人が補償されず、逆に補償を受ける資格のない人が補償金を受け取っているのである。

この問題については、彼を含めて多くの村民が、政府に対して善処を要望してきている。しかし、政府は、「不満があるのであれば、裁判に訴えたらどうですか」と居直るだけである。

他方において、この補償の支払いプロセスは、住民の間での社会的紐帯に大きな亀裂をもたらした。また、住民の間で社会的指導者に対する大きな不信感を醸し出した。

冠水以前には、多くの住民が15～20頭の水牛を飼育していた。しかし、冠水被害により放牧地が無くなってしまったことと、生活費を捻出するために、現在では多くの住民が、水牛を売らざるを得なかった。

サムバクリ(Sambaktri)

原告番号： K. 1

性別： 男性

生年月日： 1944年6月7日

年齢： 61歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ピトパン族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業、商業

社会活動： 闘争協議会(BP RKDKP)役員

家族構成： 6人——妻(58歳)、長女(34歳)、長男(29歳)、次女(26歳)、次男(19歳)

移転前の生活状況

タンジュン村では、伝統的に多くの人々が農業基盤の生活をしてきた。彼も、移転前には、バリック・タンジュン(Balik Tanjung)集落において農業を営んでいた。10ヘクタールのゴム園、3ヘクタールのガンビル園、1ヘクタールのミカン園、2ヘクタールの天水田を有していた。また、家の周りには、0.25ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、コーヒー、ナンカなどの果樹が植え付けられていた。

バリック・タンジュン集落での家屋の大きさは、6×5メートルで、セミ・パーマネントの造りであった。カンパル川からは200メートルほど離れていた。飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。過去において洪水に遭遇したことはなかった。

移転の経緯

ダム建設プロジェクトについては、1982年にJICA調査団が同村を訪れた際に知った。しかし、当時は、それが、「コトパンジャン・ダム」の建設のためのF/Sであることは知らなかった。

その後、ダム建設によりタンジュン村の一部が水没対象となるとの情報を、当時のグヌン・ブンス村の村長から得た。

1989年になって、建設予定のダムが、「コトパンジャン・ダム」であることを知った。

翌1990年には、東電設計(TEPSCO)の調査団が、同村を訪れて測量を行い、杭打ちを行った。

1992年には、財産目録作成チームが、訪れて来た。調査チームは、総勢13名で構成されていた。彼等は、3日間にわたって、バリック・タンジュン集落を調査した。彼の家と土地については、1時間余りにわたって調査した。しかし、彼等は、調査結果の確認を求めなかった。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

翌1993年には、補償金の支払いが行われた。彼個人の家、土地、ゴム園、稲田に対しては、900万ルピアの補償金が支払われた。

このような補償金額には納得できなかった。そのため、村長、郡長、県知事などに対して抗議した。また、グヌン・ブンス村長や補償委員会に対しても抗議した。しかし、いずれからも、返答はなかった。

こうして、ダム貯水池の湛水が開始された後、突然にバックウォーターによりバリック・タンジュン集落は冠水した。そのため、同集落の45世帯は、同村の高台への移転を余儀なくされた。

なお、彼の場合には、バリック・タンジュン集落の水没を見越して、1990年の時点で同村の高台地域に土地を購入し、家屋を新築し移転を完了していた。土地の購入価額は50万ルピア、家屋の建築経費は500万ルピアであった。これらの経費は、補償金で賄った。

こうした経緯から、彼の場合には、冠水により家財道具に実害を受けることはなかった。しかし、生産基盤そのものを失ったことの痛手は大きかった。

移転後の生活状況

コトパンジャン・ダムの建設の後、タンジュン村では稲田をはじめ、多くの土地が冠水した。そして、バリック・タンジュン集落の45戸の住民は、同村の高台に移転せざるを得なかった。これらの45戸に対しては、立ち退き補償金は支払われた。しかし、代替の住宅と土地(2ヘクタールの農園とパラウィジャ地)は、提供されなかった。彼等は、自力で土地を購入し、また新居を建てなければならなかったのである。その上、移転に際しては、これらの世帯に対しては、生活手当も支給されなかった。

それとともに、バンチャ・ルブック(Bancah Lubuk)集落の住民も、高台に移ることを余儀なくされた。しかし、同集落の住民については、政府からの補償はなく、ローンにより高台に自力で家を立てることを余儀なくされた。

また、バリック・タンジュン集落とバンチャ・ルブック集落では、多くの墓所が冠水した。しかし、これらの水没墓所に対しては未だに補償金が支払われていない。

他方において、土地補償をめぐる問題は、「腐敗」の問題が発生している。つまり、土地を有しない人が補償され、土地所有権を有する人が補償されないという問題が生じているのである。

コトパンジャン・ダムの建設後、カンパル川の水質汚濁の問題が深刻化してきている。それ故、ウォーター・クリーニング・プロジェクトが実施されるべきである。

タンジュン村では、村の多くが冠水被害を受けたために、立ち退きという実害を蒙るとともに、多くの所得創出機会を失った。それにより、住民の子弟が教育を受けることが難しくなっている。それ故、所得創出機会のための奨学資金制度が設けられるべきである。

ノイ(Noi)

原告番号： K. 238

性別： 男性

生年月日： 1928年

年齢： 77歳

出生地： タンジュン村バンチャ・ルブック集落

氏族： ドモ族

宗教等： イスラム教、ニニック・ママック

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由

職業： 農業

家族構成： 10人——妻(60歳)、長女(49歳)、長男(47歳)、次男(45歳)、次女(43歳)、三女(40歳)、四女(37歳)、三男(34歳)、四男(30歳)

移転前の生活状況

移転前には、バンチャ・ルブック集落に住み、2軒の家屋を有していた。二つの家屋は、いずれも9×7メートルの大きさで、一つは木造家屋、もう一つはセミ・パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは150メートルほど離れた場所に位置していた。そのため、飲料・調理用水は、この川から取水した。また、水浴び、洗濯、排泄も、この川で行った。

カンパル川ではまた、時々漁業を行った。主な漁獲魚は、カピエ、バウン、ガリン(garing)*であった。漁獲物は、もっぱら家庭で消費した。

土地的には、2ヘクタールのゴム園を所有していた。また、1ヘクタールの灌漑水田と2ヘクタールの天水田を有していた。さらに、1～2ヘクタールの土地において陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、一家のみで行った。

2軒の家屋の周りには、それぞれに50×30メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、マンゴー、マンゴスチン、ドゥク、ランサ、マチャンなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1982年に、東電設計(TEPSCO)が、F/S調査のために同村を訪れた際に知った。その際に、TEPSCOは、カンパル川の高水位と低水位について調べていた。

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合には、ニニック・ママックの一人として出席した。この会合では、政府に対する17項目の要求事項が採択されたのであるが、それには賛成した。

1990年には、TEPSCOが、再び同村を訪れた。その際には、10名以上の調査員が来村して、測量を行った。そして、杭打ちを行った。そのため、調査員の一人に対して、「何の目的のための杭打ちなのか」と尋ねた。これには、彼は、「ダム貯水池の最高水位を示す杭である」と答えた。

その後、1992年には、財産目録作成チームが来村した。チーム・メンバーは、10名ほどで構成されていた。この調査チームは、もっぱらバリック・タンジュン集落について調査を行った。そのため、この調査チームは、バンチャ・ルブック集落にあった彼の家には訪れて来なかった。

コトパンジャン・ダム貯水池の湛水開始された後、バンチャ・ルブック集落は、冠水被害に見舞われた。最初は、5センチメートルほどの浸水被害であった。その後、同集落は、降雨のたびごとに冠水被害を受けた。高水位の際には、1メートルほどの高さにまで冠水した。

そのため、3回目の高水位の後に移転を決断した。冠水被害が発生し始めてから3ヵ月くらい後のことであった。移転先は、同村の高台のドゥスン・サトゥ(第1集落)であった。この移転には、政府補償はなされなかった。

移転地は、ウラヤット地で、自分の土地であった**ことから、土地購入費は要らなかった。ただし、住宅の建築費としては、3,000万ルピアを要した。こうして、自己負担により、2軒の住宅を建設した。

移転後の生活状況

冠水後、バンチャ・ルブック集落の住民は、家と庭地について無補償のままに立ち退きを余儀なくされるという立場に追い込まれた。そのため、同年末には、彼は、15名の住民とともにジャカルタにまで出掛けて、国家開発企画庁(BAPPENAS)に対して抗議した。BAPPENASでは、5名が入館を認められ、同庁のアリ(Haris)氏が応接した。

その結果、同年には、BAPPENASの4名の職員が調査のために派遣され、バンチャ・ルブック集落の被害状況について調べたとのことである。そして、BAPPENAS調査団の調査結果では、250区画(persil)について補償がなされるべきであるというのであった。しかしながら、ノイ氏は、バンチャ・ルブック集落の2軒の家屋と庭地に対する補償金を、未だに受け取っていない。

なお、ノイ氏は、ゴゴ栽培地については、2000年に90万ルピアの補償金を受け取った。また、カナウェイ(Kanawai)川沿いの土地については、一部補償されただけである。この土地は、グヌン・ブンス村の造成のために収用された。彼によれば、その土地については、本来2,500万ルピアの補償を受ける資格があるのであるが、350万ルピアの補償金の支払いを受けただけである。それ故、未だ2,150万ルピアが支払われていないとのことである。

*鯉の一種で、成魚の体長は、50センチメートルほどである。

**彼は、ニニック・ママックとして、伝統的にドゥスン・サトゥー帯の土地を管理していた。そのため、バンチャ・ルブック集落からドゥスン・サトゥ地区に移転した人々に対しては、彼は、自己の管理地を無償供与した。

アムリ(Amri)

原告番号： K. 22

性別： 男性

生年月日： 1954年10月4日

年齢： 50歳

出生地： タンジョン村バンチャ・ルブック集落

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(45歳)、長男(27歳)、長女(25歳)、次男(23歳)、三男(15歳)

移転前の生活状況

バンチャ・ルブック集落で生まれ、そこで育った。1975年に結婚し、妻の実家に入居した。妻の両親も、バンチャ・ルブック集落の住人であった。住宅は、L字型をしており、一方が10×6メートル、他方が10×3メートルの構造であった。

住居は、カンパル川からは175メートルほど離れていた。そのため、飲料・調理用水は、この川から取水した。水浴び、洗濯、排泄なども、この川で行った。

カンパル川ではまた、しばしば漁業を行った。漁法としては、もっぱら魚網を用いた。主な漁獲魚は、シリマン、レラン、バウンであった。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を市場に出して販売した。

妻の父親は、5ヘクタールのゴム園と3ヘクタールのガンビル園を所有していた。彼はまた、妻とともに、ウラヤット地を開墾して、ミカン園を造成した。そして、そこに48本のミカン樹を植え付けた。

これに加えて、0.5ヘクタールの灌漑水田もあった。また、バンチャ・ルブック地区には、0.25ヘクタールの天水田もあった。そのほか、0.5ヘクタールの土地では、陸稲を栽培した。このゴゴ栽培は、個人ベースで行った。

家の周囲には、40×30メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ(10本)、ドリアン(1本)、マンゴー(3本)、マンゴスチン(4本)、ジュンコル(5本)、ピナン(15本)、ランサ(5本)、コーヒー(200本)が植えられていた。また、チェンケの木も、2本あった。

こうしたことから、バンチャ・ルブック集落での生活は、非常に安定していた。米と魚は、自給できたし、また果物は、庭先で入手できた。さらに、必要な現金は、ゴム、ガンビル、ミカンの販売で得られた。その上、生活用水に困るようなこともなかった。

こうして、比較的恵まれた生活を送っていたのであるが、農園、田畑の手入れ／管理は、妻の両親がしてくれたので、ミナンカバウ社会の伝統に従って、「ムランタウ」に出ることにした。行き先は、マレーシアであった。マレーシアには、妻子を帯同して出掛けた。

移転の経緯

1981年から1991年の10年間は、マレーシアに「ムランタウ」に出掛けていた。そのため、

コトパンジャン・ダム建設計画については、詳しい情報は得られなかった。

しかし、その間、5回ほど帰郷した。その際、人々の話を聞いて、バンチャ・ルブック地区が水没するのではないかと懸念を抱いた。

こうした疑念を抱いたために、当時の村長を訪ねて、バンチャ・ルブック地区が水没するのかどうか尋ねた。しかし、同村長は明言を避けた。

そこで万一に備えて、高台に土地を購入しておいた方が良いと判断するに至った。そこで、1988年には、ドゥスン・サトウ地区のパサル(市場)に面した場所に20×4メートルの広さの土地を購入した。購入価額は、7万5,000ルピアであった。この土地購入には、将来的にはそこで商店を営みたいとの思惑もあった。

このような将来設計の下に、購入地には住宅を建設した。住宅の建設費は、2,000万ルピアであった。

こうした経緯から、財産目録作成チームには会っていない。マレーシアに滞在中の期間に、同チームが訪れて来たことも考えられる。マレーシアには一家を挙げて出掛けていたから、妻の両親のほかには、家には誰もいなかった。しかしながら、妻の両親は、留守中にそのような調査チームが訪れて来たとは語らなかった。

こうした一方的な資産査定の下に、1993年には補償金の支払いが行われた。補償金額は、80万ルピアにすぎず、妻が受け取った。これには到底納得できなかった。そのため、補償委員会に対して抗議した。これに対して、同委員会は、提示額を受け取らなければ、補償金を支払わないと威嚇した。そのため、そのようなお涙金で我慢せざるを得なかった。

移転後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池の本格的な湛水が始まった後、バックウォーターの影響がタンジュン村に及び始めた。バンチャ・ルブック地区は、3回にわたって水位1メートルほどの高さまで冠水した。最高水位は、2メートルほどにも達した。

そのような冠水影響により、バンチャ・ルブック地区の住民の全員が、高台への移転を余儀なくされた。彼の場合には、こうした事態を予測して、ドゥスン・サトウ地区においてすでに住宅を建設してあったので、そこに移転した。

こうした状況の下で、住民代表がジャカルタに出掛けて抗議した。その結果、BAPPENAS調査団が来村したということであった。そして、BAPPENAS調査団の調査結果では、バンチャ・ルブック地区においては、250区画について補償がなされるべきであるというのであった。しかしながら、PLNは、そのうち150区画については、すでに補償金が支払われていると言う。となれば、一体誰が補償金を受け取ったのであろうか？また、アムリ氏に支払われた80万ルピアというのは、この150区画のうちに含まれるのであろうか？含まれるとすれば、資産価値と余りにも大きな差異がありすぎる。

こうしたことから、アムリ氏は、問題の徹底究明を望んでいる。本来の被害住民に支払われるべき補償金の相当額が、「補償金マフィア」の懐に消えたのではないかというのが、彼の見方である。

リファイ(Rifai)

原告番号： K. 8

性別： 男性

生年月日： 1946年4月7日

年齢： 59歳

出生地： タンジョン村バリック・タンジジョン集落

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(47歳)、長女(35歳)、長男(22歳)、次男(19歳)、次女(17歳)、三女(14歳)

移転前の生活状況

移転前には、バリック・タンジジョン集落において、9×5メートルの規模の家屋に住んでいた。カンパル川からは、約40メートルほど離れていた。それ故、飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。

住居がカンパル川に近接していたために、ほぼ3年に1回の割合で冠水被害を受けた。洪水時での水位は、1メートル前後にまで達することがあった。

移転前には、10ヘクタール以上のゴム園、6ヘクタールのガンビル園、0.5ヘクタールの天水田を有していた。家の周りには0.5ヘクタールの庭地があり、そこにはココナツ、ドリアン、ピナン、ジュンコル、バナナ、コーヒーなどの果樹が植え付けられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設計画については、1982年にJICA調査団——実際には東電設計(TEPSCO)調査団——がF/S関連の測量調査のために同村を訪れた際に知った。

1990年には、TEPSCO調査団が再び同村にやって来た。そして、測量調査を行うとともに、あちらこちらに杭打ちを行った。

1992年に財産目録作成チームが、バリック・タンジジョン集落を訪れた。しかし、その際には、リファイ氏は、村外に出ていたので、調査チームと会うことはなかった*。それ故、「住民財産目録」調査書には署名していない。

タンジジョン村には、1名の「バビンサ」——名前は、バリダス(Baridas)——が居住しており、常に住民の動向を監視していた。そのため、コトパンジャン・ダム建設問題と移転問題について、オープンな形で議論することはできなかった。これらの問題については、郡長、県知事レベルで、すべて秘密裡に進められていたのである。

1993年には、政府により、125万ルピアの補償金額が、リファイ氏に対して提示された。これは、家屋、土地、樹木のすべてを含めての補償ということであった。しかし、余りにも少ない補償金額であったので、同氏としては納得できなかった。

そのため、彼は、政府とPLNに対して異議を申し立てた。これに対して、政府とPLNは、提示

額を受け入れなければ、すべてを失うと脅した。そのため、彼は、この問題については、それ以上に抗議するのを断念し、提示金額を受け入れた。

1997年にコトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始されたのであるが、その後、バリック・タンジュン集落が突然に冠水した。そのようなバックウォーターによる冠水の時期については、政府により何らの事前の警告もなかった。それにより、45戸が水没した。リファイ氏の家と土地も冠水被害を受けた。

移転後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池の湛水後には、バリック・タンジュン集落では、雨季ごとに冠水した。乾季には水が引いて陸地部分が現れるが、雨季には再び冠水するという状態の繰り返しであった。そのため、同村の高台への移転を考えざるを得なかった。故郷を捨てるのは、断腸の思いであった。

こうしたことから、同村の高台地域において土地を購入した。購入価額は、150万ルピアであった。また、家屋の建築経費は、500万ルピアであった。これらの経費は、立ち退き補償金ではカバーできなかった。その差額分は、すべて自己負担となった。不足分は、借金で埋め合わせた。

こうして、2000年には、現在地に移転した。移転に際しては、何らの政府支援も提供されなかった。すべて自己負担であった。

他の移住村の場合には、立ち退き住民に対しては、単に補償金が支払われただけでなく、住宅が無償供与された上に、0.1ヘクタールの宅地と庭地、2ヘクタールの農園、0.4ヘクタールのパラウィジャ地が無償供与された。また、原則として2年間の生活手当も支給された。これに対して、バリック・タンジュン集落の場合には、代替の住宅と土地は、何ら提供されなかった。また、生活手当も支給されなかった。これでは、同じ被害住民の間でも、余りにも差別的な取り扱いである。

現在、リファイ氏の主要な収入源となっているのは、水没を免れたゴム園からの樹液の採取である。1日当たり15キログラムのゴム樹液が採取できる。しかし、これだけの収入では、土地購入と家屋建設の際に生じた借金を返済して行く上では、余りにも不十分である。

*1992年に財産目録作成チームがバリック・タンジュン集落の資産調査に訪れたのであるが、リファイ氏のような場合に、どのような形で調査を行ったのかは不明である。調査団は、勝手に屋敷地、農地などに入り込み、一方的に調査して帰って行ったのであろうか？

ユヌス(M. Yunus)

原告番号： K. 774

性別： 男性

生年月日： 1943年8月12日

年齢： 62歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業労働者

家族構成： 7人——妻(53歳)、長女(32歳)、次女(30歳)、長男(26歳)、三女(24歳)、
四女(22歳)、次男(15歳)、五女(13歳)、

移転前の生活状況

移転前には、バリック・タンジュン集落に住んでいた。家の広さは、11×11メートルであった。カンパルからは40メートルほど離れていた。時々洪水に見舞われた。

飲料水、調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川で満たした。当時は、水質もきれいで、飲用しても、何らの健康障害も生じなかった。

カンパル川は、約70メートルの川幅であった。バリック・タンジュン集落とバンチャ・ルブック集落との間は、サンパンで行き来した。

カンパル川では、漁業も行った。家庭用および販売用の目的であった。当時は、魚種も豊富で、また漁獲量も多かった。

旧集落では、1ヘクタールのゴム園、0.75ヘクタールのミカン園、さらに1ヘクタールの灌漑水田を有していた。また、家の周囲の庭地には、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ピナンなどの果樹もあり、さらにコーヒーも栽培していた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、政府により公式な説明は何らなされなかった。このプロジェクトについて知ったのは、1992年にバンキナンに行く途中でダム建設工事が始まるのを見た際であった。

その後、同年には、財産目録作成チームが、バリック・タンジュン集落にやって来た。それにより、同集落が、コトパンジャン・ダム貯水池による水没対象地域であることを知った。

補償金は、1993年に支払われた。家、土地、果樹など、すべてを含めて補償がなされたが、市場価額を大幅に下回っていた。それ故、補償金額には満足できなかった。そのため、国家土地庁(BPN, Badan Pertanahan Nasional)、PLN、村長、ニニック・ママックなどに対して抗議した。抗議は、暫くの間、棚上げされたが幾分アップされた。

移転後の生活状況

1997年にコトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始された後、バリック・タンジュン集落が冠水被害を受けた。それにより、45戸が水没した。そのため、これらの水没世帯は、同村の高台への

移転を余儀なくされた。

そのため、ユヌス氏は、補償金で高台に土地を買い、そこに家を建てた。新居住地は、タンジュン村の中心地からは1.5キロメートルほど離れている。

コトパンジャン・ダム貯水池の造成により立ち退き対象となった村々の住民の場合には、立ち退き補償金のほかに、宅地と庭地(0.1ヘクタール)、農園(2ヘクタール)、耕地(0.4ヘクタール)が無償で供与された。その上、住宅も無償供与された。さらに、2年間の生活手当も支給された。これに対して、バリック・タンジュン集落の立ち退き住民の場合には、単に補償金が支払われただけで、土地と家屋の購入は、すべて自己負担であった。このような差別待遇には納得できないというのが、ユヌス氏の怒りである。

同氏は、移転後には、ウラヤット地を開墾して、2ヘクタールのゴム園を造成した。また、ガンビルの苗木の販売業を始めることにより収入不足を補った。

しかし、これだけの収入では、生活は苦しい。出費をできるだけ抑えて、何とか遣り繰りしている。次男と五女(いずれも中学生)の授業料も大きな負担であるが、何とか学業だけは続けさせたいと思っている。

アンジ(Anji)

原告番号： K. 646

性別： 男性

生年月日： 1942年

年齢： 63歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学——オランダ軍と日本軍の侵攻のため

職業： 農業

家族構成： 7人——妻(40歳)、長男(30歳)、長女(25歳)、次女(21歳)、次男(19歳)、三男(17歳)

移転前の生活状況

以前は、バリック・タンジュン集落に住んでいた。そこでの家屋は、8×6メートルの大きさで、パーマネントな造りであった。

住居は、カンパル川からは150メートルほど離れた場所にあった。飲料・調理用水は、カンパル川にまで出掛けて取水した。水浴び、洗濯、排泄なども、同河川で行った。

カンパル川ではまた、しばしば漁業を行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、大半を販売に回した。

農園としては、ガンビル園、ゴム園、ミカン園を所有していた。それぞれに、3.5ヘクタール、2ヘクタール、0.5ヘクタールの広さであった。

家の周りには、0.15ヘクタールの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ピナン、ランバイ、コーヒー、バナナ、ジュルク・ニピス(jeruk nipis)*などの果樹が植えられていた。

移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1982年にJICA調査団(TEPSCO調査団)が同村を訪れた際に知った。しかし、その後、何らの住民説明もなされなかった。

1990年には、TEPSCO調査団が、再び来村した。しかし、その来村目的についても説明されなかった。

その後、コトパンジャン・ダム貯水池のバックウォーターのために、バリック・タンジュン地区が水没することを知らされた。しかし、移転同意を求められるようなことはなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

また、財産目録作成チームも訪れて来なかった**。それ故、「住民財産目録書」に署名するというようなことはあり得なかった。

こうして、資産調査も行われないままに、1993年には補償金の支払いが行われた。その際の支払い金額は、120万ルピアであった。所有資産に比べて、余りにも少ない補償金額であった。そのため、補償委員会に対して異議申し立てを行った。しかし、この申し立ては、棚上げされてしまい、

同委員会からは何らの回答もなかった。

その後も関係政府機関に対して粘り強く働き掛けた。その結果、1995年には、330万ルピアが追加補償されることとなった。しかし、実際には、250万ルピアしか支払われなかった。

移転後の生活状況

水没に備えて、移転先を確保しておく必要があった。そのため、第3集落(dusun 3)に土地を購入した。購入金額は、1,200万ルピアであった。土地代だけで、一期目の補償金の10倍であった。これは、借金によって賄った。

こうして、購入地に仮小屋を建てて、1993年に移転した。家財道具も、旧家から移した。そのため、バックウォーターのためにバリック・タンジュン集落が冠水した際には、そこから急いで運び出すような物は何もなかった。なお、その際には、同集落は、水位2.5メートルの高さにまで冠水した。

第3集落への移転後には、借金の返済をしつつ、家屋の新築資金を蓄えた。そのために、あらゆる就業機会を利用した。収入獲得源としては、主として三つの仕事に従事した。一つは、ゴム樹液の採取労働である。これによって、週当たり10万ルピアを得た。二つ目は、ガンビルの採取労働である。これによって、年間500万ルピアの収入を得た。三つ目は、カンパル川での漁業である。主な漁獲魚は、ガブス、バラウ、ルラン、カトゥンである。これによって、週当たり15万ルピアの収益を得た。

こうした仕事により稼いだ金を、せつせと貯金した。そうして、ようやくにして本年(2005年)に家屋を新築することができた。新築経費は、500万ルピアであった。

なお、今のところ、カンパル川の漁業生産という点では、ダム貯水池より上流の水域では資源量に大きな変化は見られない。しかし、全体的には魚体は小さくなっている。

*柑橘類の一種で、その果実は、ミカンに似ているが、幾分小粒で、酸っぱい味がする。

**これからは、財産目録作成チームは、全世帯の資産調査を行わなかったのではないかと疑われるところである。

スアル(Suar)

原告番号： K. 265

性別： 男性

生年月日： 1942年

年齢： 63歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業(ゴム樹液の採取)

家族構成： 11人——第1妻(死亡)、第2妻(死亡)、第3妻(45歳)、長女(40歳)、次女(32歳)、長男(25歳)、三女(23歳)、次男(20歳)、四女(18歳)、三男(11歳)、五女(9歳)、四男(2歳)

移転前の生活状況

バリック・タンジュン集落では、12×6メートルの大きさの木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に依拠した。河川水は、煮沸さえすれば、飲用には何ら差し支えなかった。

また、カンパル川では、しばしば漁業も行った。しかし、商業目的の漁業ではなく、もっぱら家庭消費目的の漁業であった。

土地的には、3ヘクタールのゴム園を所有していた。また、0.5ヘクタールの灌漑水田も有していた。収穫米は、もっぱら家庭で消費した。

これに加えて、家の周りには、750平方メートルの庭地があった。そこには、ココナツ(24本)、ドリアン(2本)、マンゴスチン(6本)、ランブータン(30本)、ジュンコル(10本)、プタイ(2本)、ランサ(10本)などの果樹が植えられていた。また、コーヒーの木(250本)もあった。

バリック・タンジュン集落での生活は、非常に安定していた。米と魚は、自給できたし、また必要な現金は、ゴム樹液と果樹の販売で入手できた。さらに、飲料・調理用水などの生活用水に困るようなことはなかった。

移転の経緯

1982年にJICA調査団(TEPSCO調査団)がタンジュン村を訪れたことについては知らなかった。しかし、1990年にTEPSCO調査団が、再訪したことについては知っていた。

その後、バリック・タンジュン集落が水没することを知らされた。しかし、政府によって「移転同意表明書」への署名を求められるようなことはなかった。

また、財産目録作成チームは、彼の家には訪れて来なかった*。それ故、「住民財産目録書」には署名していない。

補償金は、1992年頃に、二回に分けて支払われた。一回目は、120万ルピアであった。これは、灌漑水田に対する補償であった。二回目の補償の支払いは、370万ルピアであった。これは、

家屋と庭地に対する補償であった。

資産価値に比べて、余りにも少ない補償額であった。また、ゴム園に対する補償も含まれていなかった。そのため、バンキナンにまで出掛けて行き、PLNに対して抗議した。これに対して、PLNは、「もしも提示金額を受け取らなければ、全部の補償金を失うことになるであろう」と述べて、威嚇した。

こうしたことから、それ以上には異議の申し立てを行うことは断念した。そして、不満を抱きつつも泣き寝入りした。

移転後の生活状況

移転に先立って、第3集落に土地を購入し、家屋を新築した。土地の購入価額は、300万ルピアであった。また、家屋の建設費は、800万ルピアであった。総額で1,100万ルピアを要した。補償金額を2倍以上も上回った。

そのため、この差額は、トウケ(仲買人)から借りた。この借入れは、利子が高いことから、返済が大変である。

こうして、新たな家屋の完成を待って、1993年にそこに移転した。その際には、旧家の家財道具も、すべて新宅に移した。

それ故、コトパンジャン・ダム貯水池のバックウォーターのためにバリック・タンジュン集落が冠水した際には、旧家から運び出すような物は何もなかった。ただ生家跡と田畑が水面下に沈むのを遠目で眺めるのは、断腸の思いであった。

その後、1999年には、電気を引いた。据え付け料金は、120万ルピアであった。これに加えて、毎月の電気代として約3万ルピアを支払わなければならない。

こうしたことから、今の生活は、まさに借金生活である。現在の主要な収入源は、ゴム樹液の採取労働である。週当たりの収入は、20~30万ルピアである。しかし、雨季には、ゴム樹液の採取が、それほどできないから、この時期の収入額は、平均を下回る。

このような収入でもって、食費を賄い、借金を返済し、電気代を支払わなければならない。その上、四女(高校生)、三男(小学生)、五女(小学生)の学費も捻出しなければならない。

このような状態では、生活は、非常に厳しい。また、将来展望もない。今後もゴム樹液の採取労働者の地位に甘んじなければならぬのかと思うと、気が滅入ってくる。

*彼の場合にもまた、在宅していたにもかかわらず、財産目録作成チームの訪問を受けなかった。これにより、バリック・タンジュン集落での資産調査が相当に恣意的なものであったことを窺い知ることができる。

アドゥス(Adus)

原告番号： K. 230

性別： 男性

生年月日： 1950年

年齢： 55歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 9人——妻(40歳)、長女(18歳)、長男(17歳)、次女(15歳)、次男(12歳)、三男(8歳)、三女(5歳)、四男(3歳)

移転前の生活状況

バリック・タンジュン集落での住居は、カンパル川からは100メートルほど離れた場所にあった。そのため、飲料・調理用水は、カンパル川から取水した。また、MCK(水浴び、洗濯、便所)も、すべてこの河川に依拠した。

カンパル川ではまた、漁業も行った。漁獲物は、一部を家庭で消費したが、残りは、市場で売り捌いた。これが、主な収入源であった。

土地的には、0.5ヘクタールのゴム園を所有していた。また、0.5ヘクタールの広さの庭地を有していた。そこには、ココナツ、ミカン、ジュンコル、ピナン、プタイ、バナナ、コーヒーなどの果樹も植えられていた。幾本かのゴム樹もあった。

旧集落では、所有地が少なかったために、生活状態としては裕福な方ではなかった。しかし、漁業だけでも、食って行けるだけの収入があった。また、それでも足りなければ、他の村人の農園で賃労働をすれば良かった。働く機会は、幾らでもあった。

移転の経緯

1982年にJICA調査団(TEPSCO調査団)が、バリック・タンジュン集落を訪れたことについては知らなかった。

さらに、1990年にTEPSCO調査団が、タンジュン村を再訪したことについても知らなかった。また、敢えて知ろうともしなかった。なぜなら、コトパンジャン・ダム建設は、タンジュン村には無関係であると思っていたからである。

こうした経緯から、コトパンジャン・ダム貯水池のバックウォーターのためにバリック・タンジュン集落が水没すると聞かされた時には、まさに寝耳に水の感があった。また、移転に関して、政府により同意を求められたこともなかった。それ故、「移転同意表明書」には署名していない。

その後、財産目録作成チームが、突然に訪問して来た。それも、夜間においてであった。測量調査などは、できっこなかった。単なるヒアリング調査だけであった。それ故、彼等は、「住民財産目録書」への署名を求めなかった。

補償金は、1992年頃に支払われた。当初の提示額は、35万ルピアにすぎなかった。余りの少

なさに怒り心頭に達する思いであった。そのため、バンキナンにまで出掛けて、PLNに対して抗議した。そして、所有地面積は少ないが、土地条件としては良好なことを説明した。その結果、補償金額は、500万ルピアに増額された。

移転後の生活状況

移転先としては、第3集落を選んだ。そこには、母親が土地を有していたからである。宅地は、母親から分譲して貰ったが、家屋の建設費は捻出できなかった。そのため、一旦妻の実家のあるバンキナンに移り住んだ。

バンキナンでは、種々の仕事をして、建設資金を貯めた。その結果、ようやくにして1年前に家屋を新築することができ、タンジュン村に戻ってきた。建設費用は、700万ルピアを要した。補償金として支払われた金額を200万ルピアも上回ってしまった。貯金で足りなかった分は、借金で賄った。現在は、この借金の返済に追われている。

こうした事情から、電気を引くだけの経済的余裕はない。従って、未だに無灯のままである。当面は電気を引くよりも、子供たちの学費を捻出することの方が優先課題なのである。

現在、主な収入源となっているのは、ゴム樹液の採取労働と漁業である。前者による収入は、週当たり約10万ルピアである。しかし、雨季の場合には、ゴム樹液の採取に出れる日数が減ることから、この平均を下回る。

後者の漁業による収入も、ほぼ同じで、週当たり約10万ルピアである。しかし、漁獲高には、日ごとおよび季節的な変動の波が大きい。それ故、恒常的にこのような漁業収益があるというのではない。

河川漁業に比べて、貯水池漁業は難しい。また、貯水池漁業の場合には、漁船と漁具の点でも金がかかる。それ故、漁業は、もっぱらカンパル川で行っている。主な漁獲魚は、ガブスである。

イナブ(Inap)

原告番号： K. 910

性別： 女性

生年月日： 1935年

年齢： 70歳

出生地： タンジュン村バリック・タンジュン集落

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学——経済的理由のため

職業： 無職

家族構成： 1人——夫(20年前に死亡)、子供なし

移転前の生活状況

バリック・タンジュン集落では、8×6メートルの規模の木造家屋に住んでいた。住居は、カンパル川からは40メートルほどの距離にあった。そのため、飲料・調理用水、水浴び、洗濯などの生活用水は、すべてカンパル川に頼っていた。

土地的には、1.5ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールの灌漑水田を有していた。このほか、1ヘクタールの土地において、陸稲(gogo)を栽培していた。この陸稲栽培は、彼女個人で行った。

家の周辺には、600平方メートルの広さの庭地があった。そこには、ココナツ、ドリアン、マンゴスチン、ランブータン、ナンカなどの果樹が植えられていた。

移転の経緯

1982年にJICA調査団(TEPSCO調査団)がタンジュン村に来たことについては知らなかった。

1990年にTEPSCO調査団が再訪したことについても知らなかった。また、そうした噂も聞かなかった。当時は、コトパンジャン・ダム貯水池のバックウォーターによりタンジュン村が冠水影響を受けるなどとは誰も思っていなかったため、世間話の話題にもならなかった。

他方において、政府の側からも、そのような説明はなかった。ましてや移転同意なぞという話はなかった。それ故、「移転同意表明書」に署名するというようなことはあり得なかった。

1992年には財産目録作成チームが同村を訪問したのであるが、奇妙なことに、彼女の家には訪れなかった。それ故、同チームが、どのようにして、彼女の資産調査をしたのかは不明である。彼女によれば、そのような状態では、「住民財産目録書」に署名しようがないというのである。

しかしながら、同年には、突然に補償金の支払いという問題が浮上してきた。水没話に仰天している上に、資産調査もしないで、補償金を支払うというのである。狐につままれたような形で、補償金を受け取った。補償金額は、156万ルピアであった。

そもそも自分でさえも、家屋と田畑にどれだけの資産価値があるのか判らなかったのであるから、ましてや調査もせずに、どのようにして補償金額を割り出したのか、実に不可解であった。しかし、文句を言うと補償金を貰えないと聞いていたので、補償額については異議を申し立てなかった。

移転後の生活状況

僅かな補償金では、代替的な土地と家屋を買うこともできなかった。そのため、バリック・タンジュン集落に留まり続いた。幸いにして、住居は、少し高い所に位置していたために、バックウォーターによる冠水影響を免れた。同じように、バリック・タンジュン集落には10世帯ほどが残留していたので、それらの人々と協力し合って生活した。

しかし、すべての公共施設が壊されてしまっていたので、生活面では種々の点で不便が生じた。特に医療・保健衛生施設の欠如は、深刻な問題であった。高齢であるので、万が一の不安が常に付き纏った。

この点について、思い切って第3集落に移転した弟に相談してみた。すると、弟は、村人たちと話し合っ、モスクの空き地に住居を建てることについて了解を取り付けてくれた。しかし、建設資金は、一文もなかった。

そこで、村人たちが、「ゴトン・ロヨン」で、3×3メートルの規模の住宅を建設してくれた。建材は、弟が工面してくれた。

こうして、2000年には、旧家を離れて、新居に移転した。ただし、第3集落では、何らの生計手段もない。そのため、生活費は、弟が、面倒をみている。

なお、バリック・タンジュン集落には、今日でも、3世帯が残っている。学校、病院、保健所などの点で不便性があるが、そこには田畑などの生計基盤があることが魅力である。特に現在では、ダム貯水池によるバックウォーターで冠水することもなくなっているために、生計手段を確保することは容易である。また、生活用水の心配もない。

タンジュン村は、全村の住民が移転したわけではない。そのため、他の移住村に比べれば、社会的・文化的影響という点では、悪影響の度合いは小さい。カンパル川に近いことから、「トゥルン・マンディ」の慣行は、昔と同じように続けられている。

ラマダン明けには、「パンチャ・シラット」の空拳舞が演じられる。また、サンパン・レースも行われる。さらに、「パンジャット・ピナン」も、挙行される。これに加えて、富者が貧者に水牛の肉を振舞う伝統も残されている。

しかし、バリック・タンジュン集落とバンチャ・ルブック集落にあったルマ・ガダンには、移転させることができなかった。前者の集落でのルマ・ガダンは、すでに壊されてしまった。後者の集落でのルマ・ガダンは、今でも残っているのであるが、人々が使わないために廃屋同然である。

今日、ルマ・ガダンが残っているのは、第2集落においてのみである。そのため、第1集落と第3集落では、「ムシャワラ」会合は、個人の家を利用して行われている。

(15) バルン村

バルン(Balung)村は、行政的にはリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡に属している。しかし、実際の生活面では、西スマトラ州リマプル・コタ県のタンジュン・バリット村と深く結び付いている。

コトパンジャン・ダム貯水池の出現の以前には、バルン村の住民は、基本的には自給自足の生活をしてきた。この村での重要な産業は、農林業である。特にゴムとガンビルは、重要な現金収入源である。

しかし、同村ですべての物資を賄い切れたわけではない*。同村で調達できない物資、例えば米、砂糖、塩などの物品は、タンジュン・バリット村のパサール(市場)において容易に入手できた。このパサールは、バルン村の村民にとっては唯一の重要な交易場であった。

バルン村からタンジュン・バリット村には一本道が通じていた。また、その道は、国道にアクセスしていた。それ故、パンカラン・コト・バル、クオ、バンキナン、プカンバルにも容易に行けた。

コトパンジャン・ダム貯水池の出現以前には、マハット川の川幅は、40メートルほどにすぎず、かつ浅かったために、車で容易に横断でき、国道にアクセスすることができた。また、サンパン(小舟)でも、人や物資を容易に運べた。

コトパンジャン・ダムの建設がバルン村に経済的・社会的・文化的な面での影響を及ぼすという認識は、東電設計(株)——TEPSCO——にはなかった。そのため、1982～84年にJICA調査団(TEPSCO調査団)によって作成されたF/S報告書においては、この村について何も触れられていなかった。

こうした東電設計の認識振りは、詳細設計(D/D)の作成段階(1987～89年)においても変わりなかった。そして、こうした認識不足の調査報告書に基づいて、1992年には、コトパンジャン・ダムの建設が着手されてしまったのである。

しかし、ダム建設への着工後に、バルン村住民の間からは、ダム貯水池の造成により交通路が遮断されるのではないかと疑いの声を持ち上がった。そのため、1993年には、バルン村の当時の村長のザムザミ(Zamzami)は、このための住民説明会を開いた。この会合において、同村長は、コトパンジャン・ダムの建設により同村には「間接的な影響」が出ることを認めた。ただし、彼は、それに対して補償を求めることはできないとも付言した。

しかし、このような村長説明には、住民は納得しなかった。そのため、1994年には、カンパル県知事のサレー・ジャンット自らが、バルン村を訪問した。そして、住民集会において、彼は、コトパンジャン・ダム貯水池の出現によりバルン村の住民の交通に影響が出る場合には、政府としては、フェリーを提供する用意があると表明した。

こうして、コトパンジャン・ダムの完工後、1997年3月には湛水が開始されたのであるが、その半年後には巨大なダム貯水池のために交通路が遮断されるという事態が発生した。住民は、幅約100メートルの貯水池を渡し舟で横断せざるを得なくなってしまったのである。

こうして、交通路が遮断されたために、バルン村は、「陸の孤島」となり、そこに居住する住民は、この「陸の孤島」に「閉じ込められる」(terkurung)状態となってしまったのである。

しかし、このような事態に対して、政府は、対応策を講じようとしなかった。サレー・ジャシットによる前記の約束は、単なる空手形にすぎなかったのである。

そのため、住民は、自衛策を講じざるを得なかった。住民は、まず最初に、バルン村側のダム貯水池に通ずる4キロメートルの土地を購入した。そして、自己負担で道路整備を行った。さらに、タンジュン・バリット村コト・ラモ地区側のアクセス道路の整備も、バルン村住民の経済負担で行われた。

フェリーも政府が運行せず、民間経営となった。このため、渡船料が高かついた。その結果、バルン村から搬出されるゴム、ガンビルなどの農産品はコスト高となり、競争力を失った。他方において、米、砂糖、塩、食用油、香辛料など、外部からの購入物の価格は高騰した。こうして、同村に入ってくるすべての品物が、物価高となったのである。

このような状況は、住民の収入の低下、そしてそれに起因する生活水準の低下という事態をもたらしている。その悪影響は、種々の面で現れている。

この点は、教育の点に如実に現れている。バルン村には、小学校(SD)とイスラム私立中学校(MTSS, **Madrasah Sanawiah Swasta**)が、それぞれ一校ずつしかないのであるが、SDにさえ子弟を通わせられない世帯が増えているのである。

また、MTSSへの進学者は、大幅に減ってきている。さらに、過去においては、クオ、バンキナン、パンカラン・コト・バルなどの村外の中学校に子弟を通わせる家庭も多かったのであるが、今日ではそのような経済的ゆとりのある家庭はほとんどない。

過去においては、大学進学者の数も多かった。しかし、今日では、たったの8名しか、大学に通えていないのである。

バルン村では、未だに電気が供給されていない。コトパンジャン・ダム建設を正当化するために、「農村電化」という大義名分が掲げられてきたのであるが、皮肉なことに、バルン村へは、未だに送電線が張られていないのである。

社会的・文化的影響という点では、バルン村は移転させられたわけではないから、他の移住村に比べて、その悪影響の度合いは小さい。同村では、新生児の誕生後7日目に行われる「トゥルン・マンディ」の慣行は、同村の中心部を流れるアナウ(**Anau**)川において、今日でも続けられている。

ラマダン(断食月)明けには、「ハラル・ピララル」の伝統的儀式も举行される。それに続いて、「パンチャ・シラット」(空拳舞)も演じられる。また、「パンジャット・ピナン」(木登り競争)も举行される。

しかし、そのような伝統行事への参加者は、年々減ってきている。その主因は、住民が、日々の生計の糧を得るのに忙殺されていて、そのような行事に参加するだけの時間的余裕がない点にある。

*同村では、食糧自給策の一環として、1970年には、灌漑水田を造成する企てが実施された。この企てでは、アナウ(**Anau**)川にコンクリート製の取水ダムを造って、そこから導水して稲田を造成しようとした。しかし、雨季の増水時に、取水ダムは瓦解してしまった。それ以降、同村では、米自給の企てはなされてきていない。

イドリス(Idris)

原告番号： L. 3

性別： 男性

生年月日： 1968年5月30日

年齢： 37歳

出生地： バルン村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 高等学校(SLTA)卒業

職業： 小学校(SD)教師

家族構成： 4人——妻(30歳)、長女(死亡)、次女(6歳)、長男(2歳)

ダム建設前の生活状況

1993年に、小学校(SD)教師になった。その年の7月にタンジュン・バリット村の住民が、リンボ・ダタ移住地に移転させられた。

ダム建設後の生活状況

1997年3月にダム貯水池の湛水が開始されると、6ヵ月後にはバックウォーターの影響が現れた。そして、同年12月には、貯水池幅は、約100メートルにまで広がり、サンパンを利用しなければ横断困難となった。

丁度その時期に、長女が病気になった。パンカラン・コト・バルの病院に連れて行こうとしたが、生憎と夜で、しかも雨が降っていた。そのため、サンパンを出してもらえず、一日待たねばならなかった。その間に、長女は、死亡してしまったのである。

バルン村には、小学校(SD)は、一校しかない。生徒は、約160人である。これに対して、先生は、11人である。このうち、8人が政府雇用の常勤教師で、3人がボランティア教師である。因みに、イドリス氏は、前者のタイプの教員で、彼の給料は、月額95万ルピアである。

バルン村にはまた、イスラム私立中学校(MTSS, Madrasah Sanawiah Swasta)が、一校ある。この中学校の授業は、午後1時から始まる。午前中は、子供たちは、親の手伝いをしなければならないからである。

MTSSの教師は、9名である。このうち、政府雇用の常勤教師が6名で、残りの3名はボランティア教師である。

MTSSの生徒は、55名である。ということは、村外の中学に進学する子供を差し引いても、相当な数の子供が、小学校(SD)だけで勉学を止めていることになる。

コトパンジャン・ダムの建設以前には、多くの家庭が、その子弟を、クオ、バンキナン、パンカラン・コト・バルなどの中学校に進学させることができた。しかし、現在では、そのようなことをできる家庭は、ほとんどないのである。

逆に、小学校(SD)でさえも通学させることができない家庭が増えている。コトパンジャン・ダムの建設以前には、SDに子供を通わせることのできない家庭は、2～5世帯であった。しかし、現在では、約350世帯のうち、15世帯にものぼっている。

ブユン・アリ(Buyung Ali)

原告番号： L. 90

性別： 男性

生年月日： 1934年

年齢： 71歳

出生地： バルン村

氏族： チャニアゴ族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 11人——妻(60歳)、長男(42歳)、次男(40歳)、長女(35歳)、三男(33歳)、次女(31歳)、三女(29歳)、四女(27歳)、四男(25歳)、五男(23歳)

ダム建設前の生活状況

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらにより会合が開かれたことについては知らなかった。また、1991年4月13～14日にバンキナンにおいて政府主催の秘密会合が開かれたことについても知らなかった。

タンジュン・バリット村の住民がリンボ・ダタ移住地に移転(1993年7月29日)する直前に、ザムザミ村長主催の会合がモスクで開かれた。この会合には、郡長のショラット(Sholat)も出席した。彼は、バトゥ・ブルスラット村からやって来た。彼は、コトパンジャン・ダム貯水池の出現によりバルン村に影響が出るのであれば、政府としたも然るべき対応策を講じるであろうと述べた。

それから1年後には、カンパル県知事のサレー・ジャシットが、バルン村を訪れた。その際、彼は、コトパンジャン・ダム貯水池により交通難の問題が発生する場合には、政府は、フェリーを提供することにより、この問題に対処する旨を表明した。

しかし、この約束は、単なるリップサービスにすぎなかった。フェリーは、政府運営ではなく、民間運営となってしまった。そのため、渡船料が高くつくこととなってしまったのである。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池の出現によりバルン村が蒙った経済的影響は大きい。村に入ってくるすべての品々が、物価高となってしまった。逆に、村から出て行く産品は、すべてコスト高となってしまった。渡船料が上乗せされるためである。

他方において、バルン村は水没したわけではないので、他の村々に比べれば、社会的・文化的影響は、比較的軽微である。新生児の身体を清める「トゥルン・マンディ」は、昔と変わらず、アナウ(Anau)川で行われている。

また、ラマダン明けには、「パンチャ・シラット」(空拳舞)も演じられる。さらに、「パンジャット・ピナン」(木登り競争)も、毎年催されてきている。

しかし、これらの伝統行事への参加者は、コトパンジャン・ダムの出現以降、大幅に減ってしまった。住民が、生活の糧を稼ぐのに忙しすぎるためである。

バドゥン(Badun)

原告番号： L. 209

性別： 男性

生年月日： 1966年11月22日

年齢： 39歳

出生地： バルン村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——父母が死亡したため

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(25歳)、長男(12歳)、長女(9歳)、次男(2歳)

ダム建設前の生活状況

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、1993年までは口伝えで聞いていただけであったが、同年7月29日にタンジュン・バリット村の住民がリンボ・ダタ移住地に移転させられた際に、ダム貯水池のバックウォーターによるバルン村への影響を強く意識した。実際にも、1997年3月にダム貯水池の湛水が開始されると、バックウォーターの影響が現れ始めた。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池の出現後には、バルン村に入ってくるすべての品物が物価高となった。例えば、砂糖、塩などは、40%も値上がりした。

逆に、バルン村から出て行く産品については、すべてがコスト高となっている。バルン村の住民の主要な収入源は、農産品の販売であるが故に、このようなコスト高は、販売競争力の低下を招いている。

バドゥン氏の生活基盤は、1.5ヘクタールのガンビル園と1ヘクタールのゴム園である。ガンビルとゴムの渡船料は、ダム建設前には1キログラム当たり10ルピアであったのであるが、建設後には30ルピアに値上がりした。それ故、現在では、ガンビルの場合には、1箱(4キログラム入り)当たり120ルピアも渡船料が要るのである。

乾季の場合には、さらに不経済となる。なぜなら、土砂堆積のために、フェリーが動かないためである。そうした時には、小さなサンパンで運ばなければならない。

通常、ガンビルやゴムを運送するには、トラックを調達する。雨季には、1トラック分の運賃は、4万ルピアである。これに対して、乾季には、運賃は、10倍の40万ルピアに跳ね上がる。これは、トラックに積んだまま渡船できないために、サンパンへの積み下ろしに経費がかかるためである。

こうしたことから、コトパンジャン・ダムの出現後には、生活条件が、大幅に悪化した。長男と長女(いずれも小学生)の学費を捻出するだけでも大変である。生活費に窮する場合には、兄から借金をせざるを得ない。

コトパンジャン・ダムは、バルン村に被害をもたらしただけで、何らの恩恵ももたらさなかった。皮肉なことに、未だに電気はなく、灯油を用いたランプ生活を送っている。

アブドゥル・カマル(Abdul Kamal)

原告番号： L. 202
性別： 男性
生年月日： 1973年7月25日
年齢： 31歳
出生地： バルン村
氏族： ピリアン族
宗教： イスラム教
学歴： 国立イスラム大学(UIN)卒業
職業： イスラム私立中学校(MTSS)教師
家族構成： 3人——妻(25歳)、長男(4歳)

ダム建設前の生活状況

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンでニニック・ママックらにより会合が開かれたことについては知らなかった。また、1991年4月13～14日にバンキナンで政府主催の秘密会合が開かれ、その会合で補償基準が決められたことについても知らなかった。

しかし、1992年8月にプロウ・ガダン村の住民移転に際して軍隊が出動したことは知っていた。住民の間では移転問題に関しての不満が熾り続けていたことから、そのような軍隊の出動は予測できた事柄であった。また、この軍隊の出動は、それに続く村々の住民移転へのデモンストレーション効果を狙うという政治的な意味合いもあったのではないかと思う。

タンジュン・バリット村の住民がリンボ・ダタ移住地に移転(1993年7月29日)直前に、バルン村のザムザミ村長は、住民会合を開いた。この会合において、同村長は、コトパンジャン・ダムの建設により同村に影響が出ると語った。と同時に、「我々としては、何もできない」とも述べた。

これを聞いて、何とかしなければと思った。しかし、どうしたら良いのか、またどのように抗議意思を表明したら良いのか、その方法が判らなかった。

その後、1997～2000年にかけては、プカンバルで過ごした。国立イスラム大学(UIN, Universitas Islam Negeri)に入学したためであった。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池での湛水開始から6ヵ月後には、タンジュン・バリット村に通じていた道路を車で横切ることができなくなった。そして、渡船料が必要となった。

こうして、コトパンジャン・ダムの貯水池の出現後には、すべての物品が物価高となった。例えば、米は、ダム建設以前には、1キログラム当たり700ルピアであったのであるが、現在では3,500ルピアである。このような犠牲を払いながら、同村では未だに電気が供給されていない。

彼は、現在、イスラム私立中学校(MTSS, Madrasah Sanawiah Swasta)における政府雇用教師の地位にある。給料は、月額70万ルピアである。しかし、この程度の給料だけでは、家族を支えていくのに十分ではない。かといって、同村には、他の収入機会は何もないのが実情である。

スキルマン(Sukirman, Sag)

原告番号： L. 1
性別： 男性
生年月日： 1973年7月6日
年齢： 32歳
出生地： バルン村
氏族： ピリアン族
宗教： イスラム教
学歴： 国立イスラム大学(ランブン)卒業
職業： イスラム私立中学校(MTSS)教師
公職： 村書記
家族構成： 3人——妻(26歳)、長女(1歳)

ダム建設前の生活状況

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村でニニック・ママックらの会合が開かれたことについては知らなかった。しかし、1991年4月13～14日にバンキナンで開かれた秘密会合において補償基準が決められたことについては、人伝てに聞いて知っていた。

1992年8月にプロウ・ガダン村の住民移転が実施された際に軍隊が出動したことについても、知人が教えてくれた。当時、まだ高校生であったが無関心ではいらなかった。

翌年7月にタンジュン・バリット村の住民がリンボ・ダタ移住地に移転した直後に、バルン村でザムザミ村長主催の会合が開かれたが、それには出席した。そして、その会合において、国道へのアクセスが困難になることへの対処策について質問した。それに対する村長の返答は、「暫くの間待つように」というのであった。

その後、スキルマン氏は、国立イスラム大学(Institut Agama Islam Negeri)のランブン校に入学した。卒業後は、帰村してイスラム私立中学校(MTSS)の教師に就任した。

ダム建設後の生活状況

政府が、渡し場へのアクセス道路を整備し、またフェリーを無償提供するというサレー・ジャシット県知事の約束は、単なる空手形にすぎなかった。カンパル県知事の地位を離れれば、後は知らん顔である。

本来ならば、政府がアクセス道路の用地を買収し、道路整備を行うべきであった。また、フェリーを公共輸送施設として運営すべきである。しかし、政府は、このような措置を講じなかった。

実際には、バルン村住民は、渡し場に至る4キロメートルの道路用地を買い上げなければならなかった。そのための土地補償金だけで、600万ルピアも支払った。その上、自己負担で道路を整備しなければならなかった。

他方において、コト・ラモ地区側のアクセス道路は、未だ私有地のままである。その上、フェリーの運航も民間経営である。

こうしたことから、渡船料金が高つくことになってしまった。その躰寄せは、すべてバルン村の住民に押し付けられている。

渡船料は、通常水位と高水位の場合で違って来る。通常水位の場合には、1人当たりの渡船料は、1,000ルピアである。オートバイについては、日中は1台当たり5,000ルピアである。夜間は、交渉次第である。

高水位の場合には、渡船料は高くなる。1人当たりの渡船料は、2,000ルピアである。オートバイについては、1台当たり1万~1万5,000ルピアである。

自動車については、水位にかかわらず、往復で4万ルピアも要する。これに荷物を積載すれば、1台当たり8万~10万ルピアを要求される。ブルドーザの場合には、1台当たり130万ルピアである。

こうしたことから、2001年には、約60名の学生を動員して、バンキナンの県知事庁舎とPLN事務所にデモをかけた。これには、住民も参加した。その際、カンパル県知事のベン・サブリ(Beng Sabli)は、然るべき措置を講ずると表明した。

その後、2004年12月に、スキルマン氏は、村書記に就任した。そして、現在、この問題の解決策を模索して、関係政府機関との交渉に奔走している。

この問題の解決が難しいのは、渡し場の地点が、リアウ州と西スマトラ州との間の境界に当たるといふ点である。そのため、両政府との交渉が必要となってくるのである。また、最終的には両政府の間での合意が必要なのである。

現在、両政府との間の交渉の焦点となっているのは、フェリーの渡し場の地点を土砂で締め切ってしまうかどうかである。この点は、技術的な問題もあるので、目下のところ、関係政府機関と話し合い中である。

ムアリップ(Muallip)

原告番号： L. 130

性別： 男性

生年月日： 1933年

年齢： 72歳

出生地： バルン村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 無就学

職業： 農業

家族構成： 6人——妻(65歳)、長男(36歳)、長女(34歳)、次男(32歳)、次女(29歳)

ダム建設前の生活状況

生活基盤となっているのは、4ヘクタールのゴム園である。過去においては、ゴム樹液の販売収益だけで十分に食べて行けた。

コトパンジャン・ダム建設については、バルン村には関係のないことだと思って、過去においては大した関心も抱いていなかった。それ故、1983年のバトン・ブルスラット村での会合についても知らなかったし、また1991年4月のバンキナン会合についても知らなかった。

しかし、1992年8月にプロウ・ガダン村の住民移転が実施された際に軍隊が出動したと聞いて大きなショックを受けた。軍隊で押さえ込まなければならないほどの住民不満が燻っていたのではないかと思ったからである。

1997年3月にコトパンジャン・ダム貯水池の湛水が開始されると、その3ヵ月後には小さな影響が現れた。つまり、マハット川の水位が、タンジュン・バリット村のコト・ラモ地区付近で幾分高まったのである。そして、6ヵ月後には、大きな影響が生じた。つまり、同地区では、マハット川はダム貯水池へと変貌し、貯水池幅は約100メートルにも広がったのである。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム建設を正当化するために、政府は、その建設目的の一つとして、「地方電化」という大義名分を掲げてきた。しかし、不可解なことに、バルン村には、未だに電気が供給されていないのである。

このダム建設により、バルン村は、「農村電化」の恩恵を受けていないばかりか、かえって不利益ばかりを蒙っているのである。その典型が、高い渡船料金の支払いである。それに伴って、米、砂糖、塩などの生活必需品が、大幅に値上がりした。

他方において、バルン村の農産物は、輸送費に起因するコスト高のために競争力を失ってしまっている。それに伴って、住民の収入は、減少している。

このような住民の経済状況は、社会的・文化的側面にも悪影響を及ぼしている。住民は、日々の糧を稼ぐのに忙殺されていて、伝統行事に参加する時間的ゆとりがないのである。

バルン村では、他の移住村に比べれば、伝統行事は、数多く続けられている。しかし、その参加者には、明らかに減少傾向が見られるのである。

サフラル(Saflar)

原告番号： L. 39

性別： 男性

生年月日： 1968年3月3日

年齢： 37歳

出生地： バルン村

氏族： ムラ・ユ族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 農業

家族構成： 2人——妻(最近離婚)、長男(10歳)

ダム建設前の生活状況

コトパンジャン・ダム建設計画については、1988年に口伝えに聞いた。その後、1991年に、当時の村長から、もしもダム建設が実現されるならば、バルン村は、「陸の孤島」の状態に置かれることになるであろうと知らされた。

こうした将来への不安を抱えつつ、1992年に結婚した。生計基盤は、ゴムとガンビルの栽培であった。当時は、これらの農産品の販売で十分に食べて行けた。

その翌年に、タンジュン・バリット村住民のリンボ・ダタ移住地への移転が行われた。それによって、恐れていた不安が現実化しつつあるのを実感した。

この不安は、1997年3月に湛水が開始されると、その6ヵ月後には現実のものとなった。バルン村は、実際に「陸の孤島」となってしまったのである。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水池の出現以降、バルン村におけるゴム、ガンビルなどの生産物の競争力が、著しく低下した。渡船料に起因するコスト増のためである。

他方において、インプット材(投入材)の購入価格は、大幅に増大した。例えば、肥料については、40%もの価格増である。

ゴムとガンビルの販売価格が上昇してきているのは、確かである。例えばゴムは、過去においては1キログラム当たり1,000ルピアであったのであるが、最近では4,000ルピアである。もしも運送費と投入材価格が同じであるならば、その分だけ収入は増えることになる。しかし、実際には、運送費が著しく増え、また投入材価格も大幅に増大してしまっているのである。

こうして、今日、収入が減る反面、支出は増大するという状況に置かれている。現在の収入は、月間で30万ルピア前後である。

これでは、實際上、生活できない。そのため、将来の生活設計をどうするかで、妻と対立してしまった。そして、破局を迎えてしまった。離婚の直接の原因は、感情的な行き違いであるが、その背景には経済問題が横たわっていたことは確かである。

シバ(Siba)

原告番号： L. 171

性別： 男性

生年月日： 1957年

年齢： 48歳

出生地： バルン村

氏族： ピトパン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)中退——経済的理由のため

職業： 農業

家族構成： 5人——妻(45歳)、長男(27歳)、長女(17歳)、次男(15歳)

ダム建設前の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水貯水池が出現する以前には、バルン村の村民は、決して豊かとは言えないまでも、自給自足を基本として、それなりの程度の生活をしてきた。必要なものは、タンジュン・バリット村のパサール(市場)に行けば、ほとんど手に入った。そのために必要な現金は、ゴム、ガンビルなどの販売で入手できた。

彼の場合には、3ヘクタールのゴム園と1.5ヘクタールのガンビル園を有していた。それらの農園からの収入だけで十分に暮らして行けた。

コトパンジャン・ダム建設計画については、政府により何らの情報も与えられなかった。この計画について知ったのは、1994年の段階においてであった。その時点では、ダム建設は、すでに完成に近づいていた。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダム貯水貯水池の出現は、バルン村住民の生活を一変させた。ダム建設後には、すべてが、物価高となっている。例えば、ダム建設以前には、タンジュン・バリット村の集荷場において、米1キログラムの米を500ルピアで入手できた。これに対して、現在では、3,500ルピアも要する。また、砂糖については、以前には、1キログラム当たり3,200ルピアで手に入った。しかし、今日では、6,000ルピアも支払わなければならない。

そのため、多くの住民が、生活難に陥っている。こうしたことから、生活の糧を得るために、農業／森林労働者となる人が多い*。

なお、バルン村には、未だに電気が供給されていない。コトパンジャン・ダムの建設は、同村にとっては、何らのメリットもないのである。厄災以外の何物でもなかった。

*森林労働者のうちには、違法伐採に従事している人々も多い。

ハリソン (Marison)

原告番号： L. 69

性別： 男性

生年月日： 1937年6月

年齢： 68歳

出生地： パヤクンプ

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 小学校(SD)卒業

職業： 大工

家族構成： 7人——妻(55歳)、長女(28歳)、長男(26歳)、次男(24歳)、次女(21歳)、三男(18歳)

ダム建設前の生活状況

コトパンジャン・ダムの建設以前には、村人たちには、それなりの収入機会があり、生活にもゆとりがあった。そのため、彼等は、家屋を新築したり、改築することができた。そのため、大工としての仕事は、幾らでもあった。

1993年に郡長のショラットが来村したことについては知らない。多分、その際には村外に出ていたのではないかと思う。

しかし、1994年に、カンパル県知事のサレー・ジャシットが来村した際のことは鮮明に憶えている。彼は、もしもコトパンジャン・ダム貯水池の造成によりバルン村の交通に支障が生ずるのであれば、政府としてはフェリーを提供する用意があると明言した。

ダム建設後の生活状況

コトパンジャン・ダムの建設後には、すべての物品の価格が高騰した。これは、セメント、鋼材などの建築資材についても同じである。

これに加えて、村人たちの収入が減ってしまった。そのため、彼等には、家屋を新築・改築することのできる資金的余力が無くなってしまった。

こうしたことから、コトパンジャン・ダムの出現後には、大工としての仕事量は、大幅に減ってしまった。そのため、彼の収入も減少してしまった。

ハディスサント(Hadisuusanto)

原告番号： L. 4

性別： 男性

生年月日： 1978年8月20日

年齢： 27歳

出生地： バルン村

氏族： ピリアン族

宗教： イスラム教

学歴： 国立イスラム大学(UIN)プカンバル校在学中

職業： イスラム私立中学校(MTSS)教師

家族構成： 独身——家族7人(両親と兄弟・姉妹5人)

ダム建設前の生活状況

コトパンジャン・ダム建設プロジェクトについては、噂話としてしか知らなかった。しかしながら、1993年7月にタンジュン・バリット村の住民がリンボ・ダタ移住地に移転させられた際に、住民移転問題の悲惨さを思い知った。

1995年には、バルン村のザムザミ村長が、モスクで住民会合を開いた。この会合において、村長は、バルン村は、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトによって「直接の影響」を受けることはないから、何らの補償も受けられないと語った。

この説明を信じていたが、1997年にダム貯水池の湛水が始まると、それが、いかに誤っていたのかを痛感した。確かに、バルン村は、水没したわけではない。その意味では、「直接的な影響」を受けなかった。しかし、巨大なダム貯水池の出現によって、交通路を遮断されることにより、「大きな影響」を受けることとなった。それを単なる「間接的な影響」と言うのであれば、それは、言葉のアヤにすぎない。バルン村にとっては、単なる「間接的な影響」どころか、村の命運をも左右する「絶大な影響」であったのである。

ダム建設後の生活状況

高校卒業後、イスラム私立中学校(MTSS, Madrasah Sanawiah Swasta)のボランティア教師として勤めてきた。しかし、向学心を断ち切れず、2002年に、国立イスラム大学(UIN, Universitas Islam Negeri)のプカンバル校に入学した。現在は、大学の4年生である。

これまでは、週1日をバルン村でボランティア教師として働き、1日をプカンバルへの移動日に充て、残りの5日を大学で過ごすという生活を送ってきた。しかし、ボランティア教師としての僅かな俸給は、渡船料とバス代だけで吹っ飛んでしまう。

現在は、大学での授業料も払い切れていない。また、プカンバルでの下宿代も滞納している。しかし、両親の経済状態を考慮するならば、これ以上の無理を要求するわけにはいかない。あと僅かな期間で卒業できるというのに、実に口惜しい思いである。

コトパンジャン・ダムの建設以前には、バルン村では、大学に通う人も多かった。しかし、現在、この村から大学にまで進学できているのは、8人だけである。彼も、そのうちの一人である。しかし、彼は、今、経済的理由のために重大な岐路に立たされているのである。

調査結果の分析

今回のインタビュー調査においては、コトパンジャン・ダム貯水池の造成により影響／被害を受けた15ヵ村について、それぞれの村々から最少でも10名を選んで、ダム建設前の生活状況、移転／補償プロセス、ダム建設後の生活状況などについてヒアリング調査を行った。この調査結果について、これを分析してみると、以下のような問題状況と被害実態が浮かび上がってくる。

1 移転問題

(1) 情報公開と住民参加の問題

コトパンジャン・ダムの建設は、現地住民によって要望されたものではない。これは、外国のコンサルタント会社——本件では東電設計(株)——によるプロファイ(援助案件探し)の結果として浮上してきたプロジェクトである。そのため、このプロジェクトに関する政策決定プロセスにおいては、とりわけ住民移転問題の脈絡においては、次のような二つの問題が存していたことを指摘することができる。

まず第一に、情報公開がなされなかったという点である。このプロジェクトについては、すべてが「上意下達」方式で進められ、またダム建設のメリット面だけを強調した政府サイドの一方的な情報のみが流され続けた。

このプロジェクトが現地に最初に公式に知らされたのは、1982年であった。その際には、カンパル県知事による郡長への通達という形が採られた。それに驚いて、ニニック・ママックらの社会指導者は、1983年12月19日に、バトゥ・ブルスラット村のプサントレンにおいて会合を開いた。そこでは、17項目の移転条件が採択され、カンパル県知事に対して提出された。

これらの17項目の要求事項については、現地の一般住民が、その具体的内容を知っていたわけではない。しかし、この会合が開かれたことと要求概要については、口伝えで聞いて知っていた人が相当数いた。このことは、筆者のインタビューに答えて、相当数の人々が、この会合について知っていたと答えていることから裏付けられる。

しかし、17項目の要求事項は、政府によって無視された。それ以降、1990～1991年の時点に至るまで、住民に対しては、何らの情報も提供されなかった。そして、この時点になって、インドネシア政府は、住民からの移転／補償同意を取り付けることに躍起となるに至った。日本政府によって3条件の充足が求められたためである。

この目的のために、インドネシア政府は、各村の社会指導者からの「移転同意」の取り付けでもって、住民の「移転同意」に取り替えようとした。そのために、各村において、村長が、一部の社会指導者を集めた会合を開いて、彼等の「移転同意」を取り付けようとした。例えば、ポンカイ・イスティコマ村のマーディン氏によれば、旧村のポンカイ村では、1990年に、村長により、ニニック・ママック、アリム・ウラマなどの60名の社会指導者が集められ、「移転同意」の取り付けが図られたとのことである(159～160頁参照)。

他方において、「補償同意」の取り付けについては、カンパル県政府は、1991年4月13～14日に、移転対象8ヵ村からそれぞれ10名ずつの住民代表を密かにバンキナンに集めた。そして、彼等から補償基準についての同意を取り付けたのである。

また、西スマトラ州側では、リマプル・コタ県政府は、1991年4月19日に、タンジュン・

バリット村とタンジュン・パウ村からそれぞれ2名のニニック・ママックをパンカラン・コト・バルに招いて、「補償同意」の取り付けを図った。

これらのバンキナン会合とパンカラン・コト・バル会合において補償基準が決められたことについては、インタビューの過程においても、多くの人々が知っていた。しかし、その内容については、一様に知らなかった。補償基準が公表されなかったためである。例えば、ポンカイ・イスティコマ村のマシュリ氏の場合には、バンキナン会合において補償基準が決められたことは、ニニック・ママックから聞いたが、具体的な内容については教えてもらえなかったと語っている(157頁参照)。

こうした移転／補償同意の取り付け過程において、インドネシア中央／地方政府は、移転後の生活をバラ色に印象づけるだけの一方的な情報を流すとともに、空手形を乱発した。つまり、移転地では、セミ・パーマナントな住宅が用意されており、ゴム農園には植え付け後2年のゴム樹が繁茂しており、給水施設とMCK(水浴び、洗濯、排泄)施設も整っており、また電気の設定料と1年間の電気代は無料であるなどの公約を表明し続けたのである。こうした政府約束を信じて、ほとんどの人々が移転に応じたのである。その反動として、今日、住民は、政府約束の違反であると怒りを露にしているのである。

第二に、「住民参加」という点では、インドネシア政府は、村長主催の会合を開くことで体裁を整えようと画策した。そして、この種の会合には「バビンサ」なり「サトコラック」が常に出席し、睨みを利かせていた。そのため、住民の間からは、ダム建設に批判／反対の声は上げられなかった。

この点ではまた、ニニック・ママックの主宰による伝統的な意味での「ムジャワラ」会合も開かれなかった。例外的には、スク(氏族)レベルでは「ムジャワラ」会合が開かれた場合もある。例えば、ポンカイ・イスティコマ村のサエダールさんによれば、スク・レベルでの「ムジャワラ」会合が開かれた——そこでは、「ウラヤット地は、我々の先祖伝来の土地である」との決議が採択された——のであるが、村レベルでの「ムジャワラ」会合は開かれなかったとのことである(166頁参照)。

また、バトゥ・ブルスラット村のサム・ムイスさんによれば、同村でもスク・レベルでの「ムジャワラ」会合が開かれたのであるが、「移転を拒むことはできない」というのが、ニニック・ママックの説明であったとのことである(88頁参照)。

以上から明らかなように、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトの政策決定プロセスにおいては、住民移転問題を含めて、すべての事柄が、ボタム・アップ方式ではなく、トップ・ダウン方式で進められたのである。インドネシア政府は、一部の社会指導者を集めて、「住民参加」が図られたかのような体裁を取り繕ったのであるが、実際には住民意思を政策決定に反映させる意向はさらさらなかったのである。

(2)「全村移転」問題

コトパンジャン・ダム建設による住民移転は、全村移転(*bedol desa*)方式で行われた。そのため、水没対象とならない海拔85メートル以上に居住していた人々までもが移転させられた。それにより幾つかの問題が発生してきている。一つは、移住先では生活再建できないために、旧村の家屋に立ち戻ってきている人々がいることである。例えば、タンジュン・バリット村のリミン氏の場合には、リンボ・ダタ移住地に移転させられた後、移住先では生活できないために元の家に戻ってきてしまっている(295頁参照)。

なお、同村のコト・ラモ地区の住民の場合には、本来は水没するはずであった家屋が、水位低下のために水没を免れたために、これらの家屋に戻ってきている。例えば、ラマリス氏とエディワルマン氏の場合が、それである(297頁および299頁参照)。

他方において、インドネシア政府は、全村移転方式を採用しながら、非水没地域の住宅と農地は、補償の対象にしないという方針を打ち出した。そのため、とりわけ「孤島状態」に置かれた住宅と農地については、それらが水没していないことを理由に補償の支払いが行われないケースが続出することとなった。その典型例が、グヌン・ブンス村のアブ・バカル氏の場合である(244頁参照)。

三つ目には、インドネシア政府は、移住地、ゴム農園、パラウイジャ地の造成のために強制収用した土地については、「国家プロジェクト」の口実で補償の支払いを行ってきていない。その典型例が、グヌン・ブンス村のカマル氏の場合である。同氏の場合には、新村の造成のために31.5ヘクタールもの広大な土地が収用されたのであるが、「国家プロジェクト」を名目に補償金が支払われなかったのである(248～249頁参照)。

また、タンジュン・バリット村のシロさんの場合には、広大な農園(2ヘクタールのゴム園、6ヘクタールのガンビル園、1ヘクタールのミカン園)が無償で収用された後に、移転住民のためのパラウイジャ地として配分されたのであるが、彼女に対しては未だに補償金が支払われていないのである(302頁参照)。

四つ目には、インドネシア政府は、「ウラヤット地」の存在を無視して移住地を造成したために、新村では隣接する村同士の間で境界線争いが発生している。その典型が、タンジュン村とグヌン・ブンス村、またタンジュン・バリット村とタンジュン・パウ村との間の境界線紛争である。

日本政府とインドネシア政府は、現地に伝統的に受け継がれてきていた「ウラヤット地」制度を無視した。このような慣習的土地所有制度を無視した日本政府の「援助」政策とインドネシア政府の「開発」政策が、住民対立という悲劇を招いているのである。

(3) 強制移転問題

住民ヒアリングによれば、移転対象の村々には「バビンサ」が居住していたことは、ほとんど全員の住民が知っていた。また、彼等の証言によれば、「バビンサ」は、村長主催の会合など、公式の会合には必ず出席していたことも裏付けられる。それにより、大多数の住民が、軍部により見張られているとの恐怖感を常に抱いていたことを知ることができる。

また、ほとんどの住民が、「サトコルラック」の存在を知っていた。そして、村々には、移転に抵抗ないしは反対するならば、「サトコルラック」が介入することになるであろうとの噂が流布していた。村人たちが、このような噂に怯え、行動を自制していたことは、コト・マスジッド村のウスマン・マラジョ氏の陳述からも裏付けられる(25頁参照)。

さらに、バトゥ・ブルスラット村に所在した「コラミル」は、周辺の村々に睨みを利かせていた。そのため、住民は、軍部介入の噂が現実化するのではないかと危惧していた。

実際にも、「サトコルラック」なり「コラミル」が、移転同意プロセスに直接に介入したケースも見られる。例えば、ポンカイ・イスティコマ村のヌルディン・ダトゥ・ラブ氏は、「コラミル」のリリ司令官に呼び出されて、なぜ政府提案の移住地に移転しないのかと詰問された(150頁参照)。

こうした状況の下では、コトパンジャン・ダム建設に表面切って批判／反対の声を上げられなかったというのが、住民の一致した意見である。そのような状況の下では、ダム反対運動が公然と

展開されなかったのは、当然のことと言える。

(4) 軍部介入の問題

住民移転が最初に実施されたプロウ・ガダン村／コト・マスジッド村に軍隊が派遣されたことは、移転対象の住民の証言から裏付けられる。住民証言によれば、総計100名ほどの兵士が、旧村と新村の双方に駐留したとのことである。これらの兵士は、バンキナン駐留の国軍第132大隊(Batalyon 132 Bima Sakti Salo)に所属する兵士であった。

また、ラナ・スンカイ村の移転に際しても軍隊が派遣された。しかし、その数は、10名前後であった。そのため、同村住民の移転の際には、兵士の姿を見掛けた住民もいれば、そうではない住民もいる。

その後の住民移転のプロセスにおいては、多数の軍隊が派遣されることはなかった。しかし、プロウ・ガダン村／コト・マスジッド村での軍隊派遣のデモンストレーション効果は絶大であった。他の村々の住民のほとんどすべては、プロウ・ガダン村／コト・マスジッド村への軍隊派遣の事実を知っていたのであって、抵抗しても無駄であるとの諦めの気持を抱いていたのである。住民移転の過程において立ち退き拒否者が出なかったのは、このためである。

なお、補償金の支払い過程においても、軍部が介入した。ムアラ・タクス村のドゥンカ氏によれば、補償金の支払いは、ムアラ・タクス寺院の前の広場で行われたのであるが、住民が先を争って受付に殺到したことから、そのような混乱を收拾するために、「コラミル」から派遣された兵士は、威嚇射撃を行ったとのことである(201頁参照)。

(5) 移転同意問題

インドネシア政府は、日本政府によって充足を求められた3条件の一つである住民移転同意の取得という条件を満たすために、「各々の世帯主」から「移転同意表明書」への署名を取り付けるという方針を打ち出した。そして、実際にも、そのための書式を定めた(付属資料①参照)。

しかし、インタビューに応じた人々の大多数は、政府により「移転同意表明書」への署名を求められたことはないと答えている。ただし、幾人かの住民は、移転同意を求められ、それに応じて署名したと答えた。そのような移転同意をした住民は、以下のような三つのタイプに類型化することができる。

① 「移転同意表明書」に署名したケース

インドネシア政府は、立ち退き対象の住民全員から「移転同意表明書」を取得すると表明していたのであるが、実際にこれに署名したのは、住民のうちの一部である。「移転同意表明書」の集め方としては、主として三つの方法が用いられた。

一つは、村長などの政府関係者が、住民から個別的に「移転同意表明書」への署名を取り付けたケースである。その典型例が、コト・マスジッド村のウジャン・スニ氏(18～19頁参照)とマリアニさん(38頁参照)、タンジュン・バリット村のラマリス氏(296頁参照)、タンジュン・パウ村のイルム・スバルジョ氏(331頁参照)などの場合である。

二つは、村長が、ニニック・ママック、アリム・ウラマらの一部の社会的指導者を集めて、彼等から「移転同意表明書」への署名を取ったケースである。例えば、ジャリヌス氏によれば、グヌン・ブンス村の場合にこのような方法が採られた(254頁参照)。ムアラ・タクス村でも、こうしたやり方で、「移転同意表明書」が集められた(エム・アリ・マチャン氏の陳述、198頁参照)。

三つ目には、村長、ニニック・ママック、アリム・ウラマ、「住民代表」(tokoh masyarakat)などの一部の社会指導者が、バンキナンのカンパル県知事庁舎に呼ばれて、そこで「移転同意表明書」への署名を求められ、それに応じて彼等が署名したケースである(タンジュン・アライ村のケース*)。

②「再定住適地調査書」に署名したケース

インドネシア政府は、直接的に「移転同意表明書」への署名を取る代わりに、「再定住適地調査書」への署名を取るという代替策を講じ、そのための書式も用意した(付属資料②参照)。このタイプの書面に署名したという住民も見受けられる。例えば、バトゥ・ブルスラット村のハイルル・ザマン氏の父親のケースが、これに該当するのではないかと思われる(86頁参照)。また、ポンカイ・バル村のムダル・アー・アル氏(121頁参照)、ポンカイ・イスティコマ村のズルニ氏とハイルマン氏(162頁および164頁参照)、ムアラ・マハット・バル村のハルン・アリ氏(283頁参照)などの場合も、このタイプに属するのではないかと思われる。しかし、このタイプの署名数は、非常に少ない。

③「住民調査書」に署名したケース

J B I Cによれば、移転対象住民(PAFs, Project Affected Families)の移転同意は、「住民調査」(census)の形で取得されたのだそうである。つまり、「上記調査の結果4,886世帯16,954人(リアウ州：4,152世帯14,394人、西スマトラ州：734世帯2,560人)が登録された」というのである。

そして、J B I Cによれば、この移転同意は、具体的には、次のような方法で取り付けられたとのことである。つまり、「リアウ州、西スマトラ州の両州の移転住民各戸から、移転に関する同意書へのサインをとりつける。その際、住民は、以下の3パターンからひとつを選択する。①財産補償100%のみ(居住地は自由)、②財産補償100%およびLocal Transmigration Pattern、③財産補償100%およびP I R Pattern」である。

こうして、J B I Cによれば、「移転同意の取り付けは census の際に行われた」というのであり、「リアウ州については1991年1月22日に終了、西スマトラ州については1991年12月13日に終了」したというのである**。

しかし、このような「住民調査書」は、「移転同意書」とは異質なものである。なぜなら、それは、あくまでもアンケート調査にすぎないからである。実際にも、コト・マスジッド村のハサヌシ氏とアドナン・ボイ氏は、コトパンジャン・ダム建設絡みでアンケート調査が行われたと述べているが、これは、「家族調査書」ではなかったかと思われる(27頁および31頁参照)。同様なことは、バトゥ・ブルスラット村のアブラル・ダトゥ・サンソ氏の場合についても言える(72頁参照)。ルブック・アグン村のハジ・リドワン氏は、「家族調査書」に記入し、署名したのであるが、それは、あくまでもアンケート調査に応じただけで、移転に同意するという認識はなかったと述べている(230頁参照)。

また、バトゥ・ブルスラット村のサム・ムイスさんの「家族カード」への記入と署名も、このケースではないかと思われる。彼女は、このような「家族カード」への記入と署名を強要されたと述べているところから判断すると、これが、JBICの言う「移転同意」として悪用されたのではないかと思われる(89頁参照)。

これとは幾分異なるのが、ポンカイ村住民への移転希望先のアンケート調査である。これに応じた人々は、移転方式についての三つの選択肢、つまり①自由移転、②補償金+UPP方式の移転、③補償金+PIR方式の移転のうちから一つを選び、それに署名するよう求められた。しかし、ここには、

移転しないという選択肢は、含まれていない。あくまでも移転を前提にした3チョイスだけである。これでは、移転強制であって、移転同意ではない。

しかし、移転対象の住民全員が、このようなアンケート調査に応じたわけではなかった。とすれば、JBICは、インドネシア政府が、4,886世帯の「移転に関する同意書へのサイン」を取り付けたことを、どのようにして確認したのであろうか？

④「移住者選択カード」に署名したケース

西スマトラ州では、インドネシア政府当局は、「移転同意表明書」への署名を取る代わりに、「移住者選択カード」への記入と署名で代用したのではないかとと思われるところである。筆者は、タンジュン・パウ村についての「移住者選択カード」を入手したのであるが、その総数は、111通である。インタビュー対象者のうちでこれに名前が見られるのは、ジャワニスさんのみである(339頁参照)。

SAPS 報告書によれば、旧タンジュン・パウ村からリンボ・ダタ移住地に移転したのは、313世帯であったとのことである***。もしも移転同意が「移住者選択カード」によって得られたと言うのであれば、残りの202世帯の「移転同意」は、どのようにして取得されたのであろうか？

しかも、「移住者選択カード」への記入と署名が行われたのは、住民移転の2カ月前であった。ジャワニスさんの「移住者選択カード」への署名日は、1993年6月17日である(340頁参照)。ということは、このカードへの記入と署名は、移転同意が得られたとのアリバイ作りのために、移転の直前に住民に強要されたのではないかとと思われるところである。

2 補償問題

(1) 補償同意問題

JBICによれば、補償対象物件にかかわる合意については、「各村の代表の声明という形式をとり、それを村長、郡長、知事が同意(Aknowledge)、承認(Approve)する」という形で得られたとのことである。また、補償基準にかかわる合意については、「地方政府(カンパル県及び50コタ県)が実施主体となり、県の土地収用委員会と村民代表を交えた会議(カンパル県： 91年4月13、14日、於バンキナン、50コタ県： 91年4月19日、於パンカランコタバル)の結果を踏まえ、民主主義の原則に則り、内務大臣令15号(1975年)その他の規則に従い取得された」とのことである。そして、「上記合意と補償手続きに基づき、PAFsの財産目録調査が土地収用委員会によって実施され、その結果は地方政府と各PAFsの間で確認(サイン)された」とのことである****。

バンキナン会合とパンカラン・コト・バル会合で補償基準が一部の住民代表により決められたことについては、そのことを知っていた人と知らなかった人とは半々に別れる。しかし、その結果は、公表されなかった。補償基準について知ったという人々は、その多くが、ニニック・ママックらを通じて個人的に知ったのである。

また、この点で、日本政府の説明では、バンキナン会合とパンカラン・コト・バル会合の後に、ニニック・ママックらの社会指導者により住民説明が行われたというのであるが、このような「ムシャワラ」会合が開催されたと答えた住民は皆無であった。

もう一つの問題は、JBICの言うように、補償基準と補償金額が、はたして各PAFsにより受け入れられたのかどうかという点である。つまり、「財産目録調査が土地収用委員会によって実施され、その結果は地方政府と各PAFsの間で確認された」のかどうかという点である。次に、この点について眺めてみることにしよう。

(2) 「住民財産目録書」への署名問題

財産目録作成チームが訪れたことについては、多くの住民が、これを肯定している。しかし、住民の一部は、このような調査チームの訪問を知らなかったと答えている。例えば、タンジュン・アライ村のラジュ・ベアさんによれば、財産目録作成チームは、彼女の家には訪れてこなかった。送電線の飛び火によるゴム園の焼失事故の補償要求を出されるのを、PLNが恐れたためではないかというのが、彼女の推測である(105頁参照)。また、タンジュン・パウ村のサエラさんとブスタミ・アトン氏(316頁および325頁参照)も、財産目録作成チームは訪れて来なかったと述べている。

タンジュン村のバリック・タンジュン集落の場合には、多くの人々が、財産目録作成チームが訪れて来なかったと述べている。リファイ氏の場合には、彼は、外出していた(357頁参照)。これに対して、アンジ氏、スアル氏、イナプさんの場合には、在宅していたにもかかわらず、財産目録作成チームは、彼等の家を訪問しなかった(361頁、363頁および367頁参照)。

他方において、タンジュン村のバンチャ・ルブック集落の住民の大多数は、財産目録作成チームが同集落を訪れなかったと語っている。このことは、例えばノイ氏(354頁参照)、アムリ氏(356頁参照)などの陳述から明らかである。ただし、ハジ・アブドゥラ氏は、同集落の6世帯については測量が行われたと述べている(350頁参照)。

財産目録作成チームの構成員数は、多くの場合、1～3名であった。また、調査時間は、ほとんどの場合、15～30分であった。30分を超える場合は、それほど多くはなかった。ただし、例外的には、数日にわたって調査が行われたケースもある。例えば、コト・マスジッド村のウスマン・マラジョ氏の場合には、5名の調査員がやって来て、4日間にわたって調査を行った(25頁参照)。また、タンジュン・パウ村のイルム・スバルジョ氏の場合には、12名の調査員が4日間にわたって調査を行った(331頁参照)。

財産目録作成チームは、多くの場合に実測調査を行っていない。多くの住民は、単にヒアリング調査だけであったと答えている。極端な場合には、財産目録作成チームは、ヒアリング調査目的だけで夜間に訪問した。その典型例は、タンジュン村のアドゥス氏の場合である(365頁参照)。

ただし、幾人かの人々は、財産目録作成チームが実測調査も行ったと答えている。例えば、タンジュン・パウ村のハミダさんによれば、調査チームは、ゴム園の測量を行ったとのことである(319頁参照)。

また、財産目録作成チームの訪問の時点においては、同チームは、住民に対して調査結果の確認を求めている。しかし、財産目録作成チームが、「住民財産目録書」への署名を求めなかったわけではない。例えば、バトゥ・ブルスラット村のフィルダウス氏は、調査結果の確認として、「住民財産目録書」に署名したとのことである(77頁参照)。また、ポンカイ・イスティコマ村のマーユディン氏(160頁参照)とズルニ氏(163頁参照)、コト・トゥオ村のアズイル・エス氏(192頁参照)なども、同チームの調査後に「住民財産目録書」に署名したと答えている。しかし、これは、例外的なケースである。ヒアリング調査の過程で、「住民財産目録書」に署名したと答えた住民は極めて少ない。

その代わりに、財産目録作成チームの訪問から3ヵ月ないしは6ヵ月後に住民は村役場に呼び出されて、土地区画に関する書類を提示されて、それへの署名を求められたというケースが圧倒的に多い。コト・マスジッド村のアドナン・ボイ氏が村役場に呼び出されたのは、1週間後であった。その際、彼は、土地区画面積が記載された書類に署名した。しかし、それは、単なる所有地の確認にすぎない

と思ったからであると述べている(32頁参照)。ポンカイ・イスティコマ村のサエダールさんが、村役場に呼び出されたのは、3ヵ月後であった(167頁参照)。バトゥ・ブルスラット村のサイラさんとサム・ムイスさんの場合は、1年後であった(67頁および89頁参照)。タンジュン・アライ村のアムリル・ミナ氏の場合には、半年後であった。彼も、単なる土地面積の確認とあって、当該書類に署名したとのことである(111頁参照)。

このような書類に署名したという人々は、そこには補償単価も、また補償総額も示されていなかったと述べている。例えば、タンジュン・アライ村のカスピ・エヌ・エヌさん(97頁参照)、コト・トゥオ村のムリアティさん(186頁参照)は、補償価額は記載されていなかったと語っている。

となれば、この種の書類への署名は、「補償同意」ではない。単なる所有地面積の確認署名にすぎなかったと見るべきであろう。

(3) 補償金の支払い問題

補償金の支払い過程においては、住民不満が噴出した。その際、住民には、二つの対応振りが見られた。一つは、補償委員会などに異議を申し立てたケースである。もう一つは、こうした異議の申し立てを行わず、政府提示額をそのまま受け入れたケースである。

政府提示額に異議を申し立てた場合には、それにより増額されたケースとそうではないケースがある。前者の典型例は、ラナ・スンカイ村のユザル氏の場合である。彼への当初提示額は、2,500万ルピアであった。これを不服として、彼は、補償委員会に対して異議を申し立てた。その結果、3,000万ルピアに増額された(49～50頁参照)。

しかし、大抵の場合には、こうした異議の申し立ては受け入れられなかった。例えば、タンジュン・アライ村のアズィル・イダル氏は、補償金額を不満として、補償委員会に対して異議を申し立てた。しかし、同委員会からは何らの返答もなかった(116頁参照)。

こうしたことから、多くの住民は、政府提示額に不満を抱きつつも、何らの異議申し立てを行わなかった。その理由は、一つには、住民には異議申し立ての方法が判らなかつた点にある。もう一つには、政府により巧みな情報操作が行われていたためである。前者の典型例は、コト・マスジッド村のマリアニさんの場合である(39頁参照)。後者の典型例は、ラナ・スンカイ村のダルマワティさんの場合である。彼女によれば、補償金の受け取りを拒否すれば、移住先において住宅、ゴム農園、パラウィジャ地などを供与されないと聞かされていたためであると答えている(51～52頁参照)。

また、補償金の支払い過程においては、政府関係者により、種々の「操作」(manipulasi)が行われた。具体的には、賄賂要求、ピンハネ、受給者捏造などであった。タンジュン村のハジ・アブドゥラ氏に言わせれば、補償金の支払いプロセスは、「腐敗」そのものであった。つまり、補償金の大半が、「仲介者」の懐に入ってしまったために、受給資格者の手に渡らなかつたというのである(350頁参照)。

また、補償金の支払い過程においても、「サトコルラック」および「コラミル」が介在した。コト・トゥオ村のシュイブ・ダトゥ・マラジョ氏によれば、補償金の受け取りの際には、「サトコルラック」のメンバーも立ち会ったとのことである(182頁参照)。また、グヌン・ブンス村のアブ・バカル氏の場合には、補償金額に異議を申し立てたところ、国家土地庁(BPN)の役人とともに、「コラミル」の3名の兵士がやって来て、彼を直接的に威嚇した(245頁参照)。さらに、ムアラ・マハット・バル村のハルン・アリ氏の場合には、補償金の少なさについて補償委員会に対して異議申し立てを行っ

た直後に「バビンサ」1名と「コラミル」3名が訪れて来て、胸ぐらをつかんで、提示された補償金を、そのまま受け取るよう脅したとのことである(283頁参照)。

こうしたことから、補償金の支払いプロセスは、「KKN」(汚職、癒着、縁故主義)による「腐敗」実行そのものであるとともに、「腐敗」で減額された補償金の受け入れを、軍部の権力を借りて、住民に強制するという実行が繰り返されたのである。以下には、補償金の支払いをめぐる幾つかの問題ケースを取り上げてみることにする。

① 補償金を支払われていないケース

住民のうちには、未だに補償金を支払われていないケースも見られる。その典型が、ポンカイ・バル村のムダル・アー・アル氏とハイディル・ジェー・アル氏の場合である(121頁および123頁参照)。

② 補償金の一部のみが支払われたケース

所有資産の一部のみが補償されただけで、残りの資産補償がなされていないケースは、非常に多い。極端な場合には、グヌン・ブンス村のカマル氏に見られるように、新村の造成のために収用された31.5ヘクタールもの広大な土地に対する補償が、未だに行われていない(248頁参照)。また、タンジュン・パウ村のサイダン・カティブ・マラジョ氏の場合には、21ヘクタールのゴム園のうち15ヘクタール分が補償されなかった(338頁参照)。

コト・マスジッド村のウスマン・マラジョ氏の場合には、未だ3区画(persil)について補償金が支払われていない(26頁参照)。ポンカイ・バル村のディオロティさんの場合には、ゴム園の一部と水田に対する補償が支払われていない(126頁参照)。同様に、ムアラ・タクス村のドゥンカ氏の場合にも、ゴム園について一部補償がなされただけであった(201頁参照)。タンジュン・パウ村のサエラさんの場合も、ゴム園の大部分とパイナップル園に対する補償が支払われなかった(316頁参照)。

なお、ポンカイ・イスティコマ村のハイルマン氏の場合には、ゴム樹が若木であることを理由に補償対象から外された(164頁参照)。

③ 補償金をピンハネされたケース

補償金を一部しか支払われていないケースでは、そのほとんどの原因が、政府関係者によるピンハネのためである。その典型例が、ポンカイ・バル村のアリ・アクバル氏の場合である(139頁参照)。

④ 補償金の受け取りにあたって賄賂を要求されたケース

補償金の受け取りにあたって、政府関係者から賄賂の支払いを要求されたケースは多い。その典型例が、バトゥ・ブルスラット村のフィルダウス氏の場合である(77頁参照)。

⑤ 「大家族」を理由に補償金を支払われていないケース

ミナンカバウ社会では、結婚した際には、夫が妻の実家に入居するのが慣わしである。そのため、一般には、夫婦は、妻の両親と同居する。こうして、二世帯、三世帯が同居する「大家族」(keluarga besar)が形成される。

このようなミナンカバウ社会の伝統を逆手に取って、インドネシア政府は、「世帯主」を妻の父親のみとして取り扱った。そのため、結婚していながら、「世帯主」扱いされない人々が続出した。彼等は、補償金の受給資格者とはされなかった。また、彼等には、移住地において、住居地(住宅と庭地)と農地(ゴム/アブラ・ヤシ農園とパラウィジャ地)も供与されなかった。さらに、生活手当の受給資格者ともされなかった。

ただし、生活手当の受給にあたっては、彼等は、世帯構成員の一員として、支給量のカウント対象とはされた。例えば、米の支給にあたっては、世帯主としての父親には17.5キログラム、母親には10キログラム、子供一人につき7.5キログラムという割合であった。そのため、新婚世帯は、子供分としての分量を支給されたのである。

こうして、妻の両親と同居していた新規世帯には、補償金のみならず、住宅/庭地と農地も配分されなかった。その典型例が、ラナ・スンカイ村のナスリ氏、バトゥ・ブルスラット村のザイナル・アビディン・ダトゥ・パコモ氏などの場合である(57頁および83頁参照)。

これに対して、補償金の受給資格者扱いはされなかったが、移住地において住居地と農地を配分されたケースもある。その典型が、ポンカイ・バル村のシュイブ氏の場合である(145頁参照)。

⑥ 登録に遅れたことを理由に補償金を支払われなかったケース

ミナンカバウ社会には、「ムランタウ」(出稼ぎ)の伝統がある。「ムランタウ」に出ているために、移転に先立って、移転希望の登録の時期を逸してしまった人々も多い。これらの人々は、登録をしなかったことを理由に、補償金を受領できなかったばかりか、移住地において住居地(住宅と庭地)と農地(ゴム/アブラ・ヤシ農園とパラウイジャ地)を供与されなかった。その典型例が、バトゥ・ブルスラット村のシュロビル・ゼイニ氏の場合である(80頁参照)。

3 生活環境問題

(1) 住宅/農地の配分問題

① 住宅/農地の未供与問題

移住地においては、各世帯ごとに、住宅とともに、0.1ヘクタールの宅地/庭地、2ヘクタールのゴム/アブラ・ヤシ農園、0.4ヘクタールのパラウイジャ地が無償供与されるというのが、政府約束であった。しかし、ルブック・アグン村のティアングンさんの場合には、住宅、ゴム農園、パラウイジャ地のいずれも供与されなかった(223頁参照)。その理由は、明らかではない。恐らく住宅/農地の配分過程で不正行為が行われたためではないかと思われる。

なお、タンジュン村のバリック・タンジュン集落から移転を余儀なくされた45世帯に対しては補償金は支払われたのであるが、代替的な住宅と土地は提供されなかった。また、これらの世帯に対しては、生活手当も支給されなかった。

② 「拡大家族」における既婚者の取り扱いの問題

一般に、補償金は、「世帯主」に対してのみ支払われたのであるが、「拡大家族」のうちでの既婚者に対しては、移住地において住宅/庭地、農園、パラウイジャ地が支給された。しかし、そうした既婚者に対して住宅/庭地、農園、パラウイジャ地が支給されなかった事例も見られる。例えば、ラナ・スンカイ村のナスリ氏の場合には、移転前に結婚していたにもかかわらず、住宅/庭地、ゴム農園、パラウイジャ地は供与されなかった(57頁参照)。同様に、ムアラ・マハット・バル村のダスモン氏の場合にも、移転前に結婚していたにもかかわらず、住宅/庭地、アブラ・ヤシ農園、パラウイジャ地は支給されなかった。結婚以前に移転登録手続きが終わっていたというのが、その理由であった(278頁参照)。

バトゥ・ブルスラット村のザイナル・アビディン・ダトゥ・パコモ氏の場合も、移転直前に結婚していたにもかかわらず、住宅/庭地、ゴム農園、パラウイジャ地を支給されなかった(83頁参照)。

このような供与/不供与の差異は、登録期日までに結婚していたかどうか分水嶺となった。大抵

の場合には、登録期日から移転日までの間に結婚した場合には、供与対象とはされなかった。しかし、登録期日の分岐点を過ぎても供与の対象となったケースもある。このような取り扱いの違いは、結果的には住民の間に大きな差別感を醸し出している。

(2) 住宅問題

移住地において政府によって用意された住宅は、セミ・パーマナントな造りではなく、6×6メートルの規模の木造家屋であった。ただし、ポンカイ・バル村の場合には、6×5メートルの規模であった。このような造りの住宅に対しては、事前の政府約束とは異なるとの不満の声は、全村において共通して見られる。

グヌン・ブンス村の場合には、住民の入居時には未だ建設工事が終わっていなかった。例えば、サムスル・バーリ氏に割り当てられた住宅には、窓は取り付けられておらず、床もセメント張りされていなかった(246頁参照)。

居住環境の点でとりわけ劣悪なのは、住宅が湿地帯に建てられていた場合である。ポンカイ・バル村のディロティさんの場合には、入居時に室内は1.5メートルも水に浸かっていたとのことである(126頁参照)。また、ムアラ・タクス村のドラ・ウジェーさんとイダ・エスさんの場合には、住宅は、PEAT土壌の湿地帯に建てられていたために、降雨時には浸水被害に見舞われた(214頁および217頁参照)。グヌン・ブンス村のカマル氏の場合にも、住宅は湿地帯に建てられていたために、雨季のたびごとに浸水に見舞われた(249頁参照)。同様に、ムアラ・マハット・バル村のサユリさんとアグス・サリム氏の場合にも、住宅は、湿地帯に建てられていた(271頁および273頁参照)。さらに、同村のハナフィ氏の場合には、床上には50センチメートルも水が溜まっていたとのことである(275頁参照)。

また、住宅が傾斜地に建てられていた事例も見られる。例えば、ラナ・スンカイ村のロアイさんの場合には、移転時には、屋内には1メートルほども土砂が堆積しており、その後も雨季のたびごとに室内には土砂が流入してきたとのことである(56頁参照)。グヌン・ブンス村のブハリ氏の場合にも、住宅が斜面地に建てられていたために、雨季には土砂が家の中流れ込んできたとのことである(251頁参照)。

このような極端な事例を別にしても、一般にも、入居後ほどなくして板壁は腐朽し、薄いセメント張りの床は剥がれ、雨漏りがするのが通例であった。

こうしたことから、経済的に余裕のある人々は、元の住宅を改築するか、ないしは増築してきている。しかし、そのような余裕のない人々は、未だに元のままの住宅に住み続けている。

① 屋根

住宅の屋根は、一般にはトタン葺きであった。しかし、一部の移住村では、アスベスト葺きであった。これに該当するのは、タンジュン・アライ村、ラナ・スンカイ村、ポンカイ・バル村、ルブック・アグン村である。

なお、バトゥ・ブルスラット村の場合には、当初はアスベスト葺きであったが、住民の抗議によりトタン葺きに取り替えられた。

② 床

床は、一般には2～3センチメートルの厚さのセメント張りであった。しかし、ポンカイ・バル村の場合に見られるように、床のセメント張りは、道路沿いの住宅では厚く、奥まった所にある住宅で

は薄かった(ハイデル氏の陳述、129頁参照)。

また、床張りの施工は悪く、手抜き工事であった。そのため、多くの場合に、床はデコボコと波打っていた。ムアラ・マハット・バル村のサユリさんやアグス・サリム氏の住宅では、地面に木屑を敷き、その上にセメント張りするという欺瞞的な工法が採られていた(271頁および273頁参照)。また、同村のハナフィ氏の場合には、家の中には、樹木の切り株が、そのままに残っていたとのことである(275頁参照)。

③ 板壁

いずれの住宅も、壁面は、板材で造られていた。この板壁は、過去10年間に、ほとんどの場合に破損してきている。

タンジュン・アライ村のアズイル・イダル氏の場合には、入居時にすでに板壁がシロアリの被害を受けていたとのことである(116頁参照)。また、アムリル・ミナ氏の場合にも、入居後程なくして、木壁は、シロアリの被害を受けて崩れ落ち始めたとのことである(111頁参照)。

④ 給水施設

移住地における給水施設は、いずれの移住村においても劣悪であった。とりわけバトゥ・ブルスラット村の場合には、給水施設として設けられていたのは、雨水貯水槽(PAH)だけであった。

また、移住村においては、給水施設としては一般に井戸が設けられていた。しかし、個別的にも、また集会的にも、井戸が備え付けられていなかったケースも見られる。例えば、グヌン・ブンス村のカマル氏とラディアさん(249頁および257頁参照)、タンジュン・アライ村のカスビ・エヌ・エヌさんとアムビアさん(97頁および102頁参照)、タンジュン・パウ村のサエラさん(317頁参照)などの場合には、井戸は付設されていなかった。

井戸は、一般には、複数の世帯による共同井戸として設置されていた。多くの場合には、2世帯に1井戸の方式であった。しかし、コト・マスジッド村のウスマン・マラジョ氏の場合には、5世帯に1井戸であった(26頁参照)。また、同村のアドナン・ボイ氏の場合には、10世帯に1井戸であった(32頁参照)。さらに、タンジュン・バリット村のサイヌンさんの場合には、4世帯に1井戸であった(292頁参照)。

しかも、井戸が設けられている場合であっても、その多くは、空井戸であった。ラナ・スンカイ村のダルマワティさんによれば、井戸には一滴の水もなかったとのことである(52頁参照)。また、コト・トゥオ村のアスナさんによれば、井戸水は涸れていたとのことである(179頁参照)。タンジュン・アライ村のムリさんとアズイル・イダル氏(104頁および116頁参照)、ルブック・アグン村のブルハン氏とハジ・リドワン氏(225頁および231頁参照)、タンジュン・バリット村のラマリス氏(296頁参照)、タンジュン・パウ村のブスタミ・アトン氏(326頁参照)、シナール・ジサッドさん(327頁参照)、アミル・サマッド氏(330頁参照)、エム・ヌル・エム氏(335頁参照)、ジャワニスさん(340頁参照)などによれば、移住地の井戸には水がなく、空井戸であったとのことである。

ラナ・スンカイ村のザムザミ氏によれば、井戸の底は、セメント張りであった(44頁参照)。同様に、ルブック・アグン村のムサ・エム氏(228頁参照)、タンジュン・パウ村のタマル氏(323頁参照)、サイダン・カティブ・マラジョ氏(338頁参照)、トウフィット氏(343頁参照)などの陳述によれば、これらの村々でも、井戸底はセメント張りであった。

また、たとえ井戸が設けられていた場合でも、大抵の場合に、水質は劣悪であった。コト・マスジッド村のハキム氏は、井戸水には濁りと臭いがあったと述べている(24頁参照)。同様に、同村のウジャン・スニ氏、ユヌス氏、ウスマン・マラジョ氏、ハサヌシ氏も、井戸水が汚濁していたと語っている(19頁、21頁、26頁、28頁参照)。ラナ・スンカイ村のヌルビット氏も、井戸水が飲用には不適であったと述べている(48頁参照)。同村のアリフソン氏とナスリ氏も、井戸水は、黄色く濁り、臭いまでもがしたと陳述している(54頁および57頁参照)。コト・トゥオ村のシャリパ・アイニさん(191頁参照)、ムアラ・タクス村のドラ・ウジェーさん(214頁参照)、タンジュン・バリット村のイロット・ピリさん(308頁参照)なども、同様な陳述をしている。

⑤ トイレ施設

移住地では、トイレ施設は、屋内ではなく、屋外に設けられた。しかし、屋外にもトイレ施設が備え付けられていなかったケースも見られる。例えば、グヌン・ブンス村のタルミズィ氏(259頁参照)、タンジュン・パウ村のサエラさん(317頁参照)の場合には、何らのトイレ施設も設けられていなかった。

トイレ施設としては、一般には、住宅の傍らに深さ1メートルほどの穴が掘られ、その上に便器を乗せ、その周りに板を張り、それをパイプで腐敗槽に繋ぐという仕組みであった。しかし、そのような仕組みが設けられていないケースもあった。ポンカイ・バル村のハイデル氏の場合には、便器も腐敗槽も備え付けられていなかったとのことである(130頁参照)。

また、排便施設だけで、腐敗槽が備え付けられていないケースもある。コト・マスジッド村のハサヌシ氏とマリアニさんの場合には、腐敗槽が付置されていなかった(28頁および39頁参照)。

その上、腐敗槽が設けられている場合であっても、洗浄水が得られないために、多くのケースでは、排泄物を腐敗槽に洗い流すことができなかった。そのため、住民は、悪臭に悩まされた。

こうしたことから、備え付けられたトイレ施設を一度も使用しなかったという人々も多い。また、たとえ使用しても、短時日で使用を止めてしまった人々も多い。

⑥ 電気施設

プロウ・ガダン村／コト・マスジッド村の場合には、電気の据え付けは、無料であった。これに対して、その他の村々においては、電気の設置は、有料であった。このような差別的取り扱いに対しては、後者の村々では未だに住民不満が燻り続けている。

この点に関して、タンジュン・アライ村のウマル・カー・エム氏は、他の4名の住民とともに、県当局およびPLNに対して抗議を行うとともに、政府約束、つまり設置料と1年間の電気代の無料という公約の履行を求めた(108頁参照)。しかし、未だに何らの改善策も講じられていない。

今日、移住村では、数多くの住民が、経済的困難のために、未だに電気を付設できないでいる。例えば、ラナ・スンカイ村のアリフソン氏(54頁参照)、バトゥ・ブルスラット村のサム・ムイスさん(90頁参照)、タンジュン・アライ村のカスビ・エヌ・エヌさん(98頁参照)、ポンカイ・バル村のハイディル・ジェー・アル氏(124頁参照)、グヌン・ブンス村のラディアさん(257頁参照)などの場合が、それである。

なお、バルン村の場合には、未だに電気が供給されていない。同村の長老のムアリップ氏に言わせれば、同村は、「農村電化」の恩恵を受けていないばかりか、かえって不利益ばかりを蒙っているというのである(377頁参照)。

(3) 新規世帯への住宅配分問題

移住村での住宅は、移転時点での世帯数を基準にして建設された。そのため、移転後に結婚したカップルのための住宅は用意されていなかった。しかし、住民移転から10年以上の歳月の間に多数の新規世帯が誕生してきているのであるが、これらの世帯に配分できるような余分の住宅はない。

そのため、新規世帯は、いつまで経っても、いずれかの両親の家に同居し続けなければならない状態に置かれている。このような状況は、いずれの移住村においても同じである。

(4) 生活手当問題

移転後2年間は、住民に対して生活手当が支給された。支給品は、各村ほぼ共通で、米、塩漬け魚、食用油、塩、砂糖、灯油、石鹼などであった。また、米が古米で、塩漬け魚が腐っていたことも、ほぼ共通していた。

米については、不味くとも食べざるを得なかったというのが、大方の意見であった。これに対して、塩漬け魚については、洗って乾燥させるなどの工夫をして食べたという人々と捨ててしまったという人々とが、半々に別れる。

4 ゴム農園問題

ゴム農園は、多くの場合に、移転時に配分された。しかし、幾つかの移住村では、ゴム農園の配分は、移転後数年を経たから行われた。例えば、コト・マスジッド村のアドナン・ボイ氏によれば、ゴム農園の割り当ては、移転から3年後に行われたとのことである(32頁参照)。

さらに、今日に至っても、未だにゴム農園が供与されていないケースも見られる。その典型例が、バトゥ・ブルスラット村のシュロビル・ゼイニ氏の一家の場合である(81頁参照)。

また、住民移転時には、ほとんどの移住村では、ゴム農園には、苗木でさえも植えられていなかった。例外的には、コト・マスジッド村のエリ・アグスさんの場合には、移転時に農園の半分(1ヘクタール)にゴム樹が植えられていた(30頁参照)。

しかしながら、ゴム樹の植え付けが行われていた場合にも、大抵は、僅かに道路脇に植樹されているだけであった。タンジュン・バリット村のラマリス氏によれば、移転時には1ヘクタール当たり平均で17本のゴム樹が植えられていただけで、その多くは道路沿いに集中していたとのことである(297頁参照)。

多くの村々では、ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年以降になってからである。また、現在、植え付け中の所もある。

住宅からゴム農園までの距離は、1～2キロメートルというケースもあるが、相当の距離があるケースも多い。バトゥ・ブルスラット村の場合には、8～9キロメートルも離れており、しかもダム貯水池を横切らなければならない。

こうしたことから、ゴム樹の手入れ／管理が難しい。そのため、植え付けゴム樹の多くが、猪、鹿、象などの獣害、さらにはシロアリ、キノコなどの病虫害により消失してきている。ラナ・スンカイ村のロアイさんの場合には、2000年に960本のゴム樹を植え付けたのであるが、今日残存しているのは、約200本にすぎない(56頁参照)。また、バトゥ・ブルスラット村のサイラさんの場合には、2000年に800本の苗木を植え付けたのであるが、現在残っているのは、僅かに20本ほどにすぎない(68頁参照)。また、同村のフィルダウス氏の場合にも、960本の植え付け樹のうち残っているのは、約30本である(77頁参照)。

この点で最悪なのは、バトゥ・ブルスラット村のザムリ・ノール氏の場合である。彼の場合には、2001年に960本のゴム樹を植え付けたのであるが、現在残っているのは、たったの2本である(75頁参照)。

5 パラウィジャ地問題

パラウィジャ地は、熱帯林を剥ぎ取って造成された。そのため、一般には土壌は痩せていることから、食糧用作物は、ほとんど栽培されていない。例外的にコト・マスジッド村のウスマン・マラジョ氏の場合には、パラウィジャ地においてバナナ、ミカンの栽培に成功している(26頁参照)。また、ポンカイ・バル村のディロティさんの場合には、獣害を防ぐための垣根を張り巡らすことができれば、食糧用作物の栽培が可能であると答えている(127頁参照)。

他方において、一部の住民に対しては、パラウィジャ地が未だに配分されていない。例えば、コト・トゥオ村のアズイル・エス氏は、未だにパラウィジャ地を割り当てられていない(193頁参照)。タンジュン・アライ村のアムビアさんによれば、同村では、彼女を含めて、17世帯が、未だにパラウィジャ地を支給されていないとのことである(102頁参照)。

6 アブラ・ヤシ農園問題

ムアラ・マハット・バル村の住民によれば、アブラ・ヤシ農園が無償供与されるというのが、事前の政府約束であった。しかし、実際には、ローン形式の貸与であった。そのため、住民は、7年間にわたって、アブラ・ヤシの売却益から30%を土地代として差し引かれた。

この点についての住民不満は大きい。彼等に言わせれば、ゴム農園の場合は無償供与であるのに、なぜにアブラ・ヤシ農園の場合には有償供与であるのか、余りにも差別的であるというのである。

また、同村では、モノカルチャー生産であるために、若者には雇用機会がほとんどない。そのため、若年層の失業問題が深刻である。

さらに、同村には、新規世帯に配分できるだけの土地的余裕もない。そのため、若年夫婦が農業生活を営もうとする場合には、彼等は、独立の営農基盤を持つことができない。

これに加えて、将来的には、アブラ・ヤシ樹の植え替えの問題がある。植え替え期間の3~4年間は、住民には収入がない。その期間、どのような代替的な収入機会を見出すかは、今後の大きな難題である。

7 社会的・文化的影響の問題

いずれの移住地においても、ウラヤット地もなければ、ルマ・ガダンもない。また、居住地がくじ引きにより決定されたために、従来のスク(氏族)単位の社会共同体が崩壊し、さらに隣人関係までもが壊れてしまった。

(1) 社会的影響の問題

① 離婚の増大

移住村では、離婚件数が大幅に増えている。その主な原因は、一つには、経済的困窮に起因している。もう一つは、「ムランタウ」に起因している。

前者の典型例は、ムアラ・タクス村のラナさんとマラワさんのケースである。ラナさんの場合には、生活苦が離婚原因であった(205頁参照)。同様に、マラワさんの場合にも、生活難が離婚原因であった。収入難から、彼女の夫は、ゴム農園を売却しようとした。これに対して、彼女は、猛反対した。そのため、夫婦喧嘩となり、遂には破局を迎えてしまったのである(207頁参照)。ルブック・アグン

村のサエラさんの場合も、類似のケースである(234頁参照)。

後者の典型例は、コト・トゥオ村のマスニダさんのケースである。彼女の夫は、マレーシアに「ムランタウ」に出掛けた。しかし、彼は、当地で別の女性と結婚して、もはや村には帰ってこないのである(174頁参照)。

② 新規世帯に対する割り当て農地の欠如

移住地においてウラヤット地がないことは、とりわけ移転後に結婚した新規世帯に深刻な問題を醸し出している。つまり、移住地には、単に住居(住宅および庭地)の点においてばかりでなく、農地(ゴム/アブラ・ヤシ農園およびパラウィジャ地)の点でも、彼等に配分されるべき土地的余裕がないのである。

③ ニニック・ママックの社会的地位の低下

移住地には、ルマ・ガダンがないために、ニニック・ママックが「ムシャワラ」会合を開く場所がない。また、くじ引きにより同一氏族がバラバラに居住することになってしまったために、ニニック・ママックは、その傘下の住民を招集することが難しくなってしまった。

(2) 文化的影響の問題

旧村での住民生活は、カンパル川とマハット川に大きく依存していた。しかし、コトパンジャン・ダム貯水池の造成は、こうした「川の民」から生活基盤そのものを奪ってしまった。

いずれの移住村においても、「パチュ・サンパン」と呼ばれるボート・レースを行い得るような河川はない。そのため、この伝統行事は廃れてしまった。また、ラマダンの前に身体を清める「バリマウ」を行い得るような河川もない。そのため、この伝統行事は、今日では井戸水で代用されている。さらに、新生児の誕生後7日目に行われる「トゥルン・マンディ」の慣行も廃れるか、ないしはタライで代用されている。

幾つかの伝統行事は、新村でも続けられている。例えば、ラマダン(断食月)明けには、「ハラル・ピラルル」の伝統的儀式も挙行される。それに続いて、「パンチャ・シラット」(空拳舞)も演じられる。また、「パンジャット・ピナン」(木登り競争)も挙行される。

しかしながら、そのような伝統行事への参加者は、往時に比べて大幅に減っている。その主因は、住民が、日々の生計の糧を得るのに忙殺されていて、そのような行事に参加するだけの時間的余裕がない点にある。

8 生活難の問題

(1) 若木からの樹液採取

ダム貯水池周辺の移住地では、移転時には、その大部分においてゴム樹が植え付けられていなかった。ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000/2001年になってからであった。そのため、ゴム樹は、未だ若木で、樹液を採取できる段階ではない。

しかし、一部の住民は、若木に刻みを入れて、無理に樹液を採取し始めている。コト・マスジッド村のハサヌシ氏の場合も、そのようなやり方が、将来的にマイナスであることを承知の上で採取しているのである(28頁参照)。ラナ・スンカイ村のダルマワティさん(52頁参照)、タンジュン・アライ村のウマル・カー・エム氏とアズイル・イダル氏(109頁および116頁参照)、ポンカイ・バル村のハイディル・ジェー・アル氏、シャムスディン氏、アズィニ氏(124頁、134頁、137頁参照)、コト・トゥオ村のアスナさん(180頁参照)、ムアラ・タクス村のドラ・ウジェーさん(21

5頁参照)、ルブック・アグン村のグスニマルさん(241頁参照)などの場合も同様である。

(2) アブラ・ヤシ樹の生産力低下

ムアラ・マハット・バル村では、アブラ・ヤシ樹が、すでに生産のピーク時を越えているために、その生産量が、年々低下しつつある。サユリさんの場合には、アブラ・ヤシ生産は、すでにマイナス収支である(272頁参照)。同様に、アグス・サリム氏とマンスル・ベー氏の場合にも、マイナス収支である(274頁および286頁参照)。

先にも触れたように、この村では、今後、アブラ・ヤシ樹の植え替えの問題が発生する。新規植え付け樹の生産が可能となるまでの期間(3～4年間)、住民は、代替収入源をどのようにして確保するのかという深刻な問題に直面することになる。

(3) 生活水準の低下

旧村に比べて、新村での住民の生活状態は、一般に低下している。その最大の理由は、新村には収入機会が乏しいという点にある。また、旧村では、人々は、米、魚、野菜、果実などを自給できたのであるが、新村ではこれらの生活必需品のほとんどすべてを買わなければならないのである。

バルン村もまた、コトパンジャン・ダム貯水池の出現の影響を大きく受けている。ダム貯水池を横断するための交通費が入用となってしまったためである。そのため、同村からのゴム、ガンビルなどの販売品が、コスト高となる反面で、米、塩、砂糖、灯油などの購入品が、軒並みに物価高となってしまっているのである。

(4) 住民の日雇い労働者化

ダム貯水池周辺の移住村では、ゴム農園およびパラウィジャ地からの収入がないために、多くの住民は、代替的な収入獲得源を探すのに必死である。こうした代替的な収入獲得源となっているのは、農園賃労働、木材伐採、砕石、砂・砂利採取、貯水池漁業などである。なお、移住村においてこれらの収入機会を見出すことができなければ、村外に「ムランタウ」に出ざるを得ない。

前記の代替的な収入獲得源のうちでも最も多いのが、農園賃労働である。これに次いで多いのが、貯水池漁業である。また、多くの住民は、複数の収入機会に従事している。

農園賃労働の場合には、1日当たりの報酬は、2～3万ルピアにしかない。労働報酬には、一般に男女格差がある。例えば、コト・マスジッド村のユヌス氏の場合には、賃労働による日収は、3万ルピアである(22頁参照)のに対して、同村のユルマイティさんの日収は、2万ルピアである(35頁参照)。グヌン・ブンス村のラディアさんの場合には、日収は、1万5,000ルピアにすぎない(257頁参照)。

しかも、そのような雇用機会も、毎日あるわけではない。グヌン・ブンス村のカマル氏の場合には、農園賃労働による日収は2万5,000ルピアである上に、このような雇用機会は週に2日あるだけである(249頁参照)。

ダム貯水池周辺の村々では、多数の住民が、貯水池漁業に従事している。特にポンカイ・イステイコマ村の場合には、ダム湖に最も近いことから、多くの住民が貯水池漁業に従事している。しかし、ダム貯水池漁業は、初期投下資本が必要なのと、漁獲高に季節的変動があるために、安定的な収入源となり得ていない。バトゥ・ブルスラット村のフィルダウス氏によれば、ガハル採取と貯水池漁業を合わせても、週当たり20万ルピアの収入にしかない(77頁参照)。貯水池漁業単独での収入は、バトゥ・ブルスラット村のシュロビル・ゼイニ氏の場合には、週当たり約5万ルピアである(81頁参

照)。また、ポンカイ・バル村のシャムルディン氏の場合には、週当たり約20万ルピアである(141頁参照)。

さらに、相当数の住民が、木材の違法伐採／運搬に従事している。例えば、バトゥ・ブルスラット村のアスニザール氏(79頁参照)、コト・トゥオ村のアスマール氏(176頁参照)、同村のシャリパ・アイニさんの夫(191頁参照)、同村のアズイル・エス氏(193頁参照)、ムアラ・タクス村のオバイ氏(209頁参照)などは、木材の違法伐採で食っていない。グヌン・ブンス村のジャリヌス氏は、違法伐採された木材の運搬人として働いている(255頁参照)。

(5) 借金地獄に陥った住民

今日、多くの住民が、借金生活を余儀なくされている。その主な理由は、生活費を賄うことができないためである。例えば、タンジュン・アライ村のアズイル・イダル氏の場合には、トウケ(ゴム仲買人)からの借金総額は、200万ルピアにもものぼっている(116頁参照)。同様に、コト・トゥオ村のムリアティさんも、ゴム仲買人からの借金で、当座しのぎの生活を送っている(187頁参照)。また、タンジュン・バリット村のシャハリル・ベイエー氏、イロット・ピリ氏、ブユン・タマル氏などの場合には、農園雇用主、仲買人、隣人からの借金で生活している(301頁、309頁、311頁参照)。

これらの人々の多くは、返済の目処がないままに借金を重ねてきている。例えば、ムアラ・タクス村のイダ・エスさんによれば、過去の借金の返済の目処が立たないばかりか、今後とも借金を増やさざるを得ないとのことである(217頁参照)。

債務累積のもう一つの原因は、新規事業への着手である。例えば、コト・マスジッド村のユルマイティさんの場合には、トウケ(魚仲買人)からの借金で養殖漁業を行っている(35頁参照)。また、同村のマリアニさんの場合には、銀行からの借入れで養殖漁業を営んでいる(40頁参照)。

新規事業の場合には、それが失敗すれば、大きな債務負担を背負い込むことになる。この点でとりわけ憂慮されるのは、コト・マスジッド村の養殖漁民の場合である。この村では、2005年6月にパティン魚の大量死問題が発生した。これにより、今日、多数の住民が、銀行ないしはトウケへの借金の返済問題に直面している。

(6) ドロップアウトの問題

移住村では、多くの住民が、経済的困難のために、彼等の子供を通学させることができない。例えば、コト・マスジッド村のウジャン・スニ氏の場合には、二人の子供の通学を止めさせざるを得なかった(20頁参照)。また、タンジュン・アライ村のカスビ・エヌ・エヌさんの場合には、三人の子供をドロップアウトさせざるを得なかった(98頁参照)。同様に、ポンカイ・バル村のシャムスディン氏の場合にも、二人の子供を通学させることができない(134頁参照)。

コトパンジャン・ダム貯水池の出現以降、バルン村でも小学校(SD)でのドロップアウトの割合が大幅に増えた。イドリス氏によれば、コトパンジャン・ダムの出現以前にはSDに子供を通わせることのできない家庭は2～5世帯であったのであるが、今日では15世帯にも増えているとのことである(371頁参照)。

これに加えて、移住村では、進学率も低下してきている。多くの住民が、経済的困難のために、その子弟を中学校、高等学校、大学に進学させることができないのである。また、無理して進学させても、その後には学費が続かず、ドロップアウトを余儀なくされている。

同様な傾向は、バルン村にも現れている。ハディスサント氏によれば、以前には同村からは多くの

若者が大学に進学したのであるが、現在では8名だけであるとのことである(381頁参照)。

(7) 住宅と土地の売却

ダム貯水池周辺の移住村では、ゴム農園とパラウイジャ地からの収入がないために、多くの住民が、生活難に陥っている。そのため、これらの人々は、生活費を捻出するために、住宅/庭地、ゴム農園、パラウイジャ地などの資産を売却することを余儀なくされている。リンボ・ダタ移住地だけでも、すでに65世帯がゴム農園を売却している。以下には、インタビュー対象者のうちで、住宅/庭地、農園、パラウイジャ地を売却した事例を列挙してみることにする。

住宅/庭地の売却例

バトウ・ブルスラット村のアプリナさん(70頁参照)

タンジュン・バリット村のリミン氏(295頁参照)

ゴム農園の売却例

コト・マスジッド村のウジャン・スニ氏——2ヘクタールを売却(20頁参照)

コト・マスジッド村のユヌス氏——2ヘクタールを売却(22頁参照)

コト・マスジッド村のハキム氏——2ヘクタールを売却(24頁参照)

コト・マスジッド村のエリ・アグスさん——1ヘクタールを売却(30頁参照)

タンジュン・アライ村のカスピ・エヌ・エヌさん——1ヘクタールを売却(97頁参照)

タンジュン・バリット村のサイヌンさん——2ヘクタールを売却(293頁参照)

タンジュン・パウ村のシナル・ジサッドさん——2ヘクタールを売却(328頁参照)

パラウイジャ地の売却例

ラナ・スンカイ村のダルマワティさん(52頁参照)

バトウ・ブルスラット村のサイラさん(68頁参照)

バトウ・ブルスラット村のアプリナさん(70頁参照)

バトウ・ブルスラット村のフィルダウス氏(77頁参照)

バトウ・ブルスラット村のアスニザール氏(79頁参照)

ポンカイ・バル村のシャムスディン氏(134頁参照)

ムアラ・マハット・バル村のアグス・サリム氏(274頁参照)

ムアラ・マハット・バル村のハナフィ氏(276頁参照)

タンジュン・バリット村のリミン氏(295頁参照)

ゴム農園とパラウイジャ地の両者の売却例

ルブック・アグン村のマスリワン氏(221頁参照)

タンジュン・パウ村のサエラさん(317頁参照)

タンジュン・パウ村のハミダさん(320頁参照)

以上に見てきたところから知られるように、すでに相当な人々が、生活難のために、住宅/庭地、ゴム農園、パラウイジャ地を売り払っている。ゴム農園、パラウイジャ地からの生産が期待できない現状の下では、今後、このような売却傾向は、ますます強まるものと見込まれる。

また、ムアラ・マハット・バル村においても、現在、アブラ・ヤシ樹の生産力が落ち込み傾向にある。とりわけ近い将来のアブラ・ヤシ樹の植え替え時期には、住民は、無収入状態に陥れられることになる。その際には、相当な数の住民が、住宅/庭地、アブラ・ヤシ農園、パラウイジャ地を売り払

わなければならない立場に立たされるのではないかと予測される場所である。

*これは、同村のアリ・アムラン(Ali Amran)氏の証言である。ただし、同氏の陳述書は、本調査書のうちには盛り込まれていない。

**海外経済協力基金(OECF)業務第1部第2課、「コトパンジャン水力発電計画」、1991年10月23日、1～2頁。

***SAPS TEAM for Japan Bank for International Cooperation(JBIC), *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotapanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia*, Interim Report, Appendix 3(*Result of Village Assessment Made by NGO*), May 2002, p.A3-111.(邦訳『NGOによって実施された村アセスメントの結果』、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会、2004年、124頁)。

****OECE 前掲報告書、3頁。

*****外務省、往電第1911号別電2、1992年9月21日、4頁。

[付属資料①]

移転同意表明書

カンパル県（第2級地方）ティガブラス・コト・カンパル郡におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトによって水没影響を受ける地域住民として、私は、下記の事柄について署名します。

名前 : 年齢 歳
職業 :
村／行政村 : 村内会（RW） 隣組（RT）
氏族 :

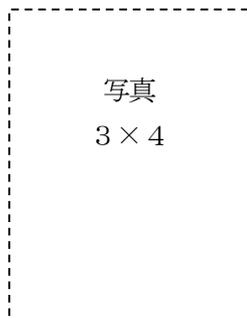
住民移転方式として決定されている3方式、即ち、

- ① 補償金のみを受け取る方式
- ② 補償金＋新定住地の方式
- ③ 補償金＋中核農園プログラム（PIR）の方式

上記の方式のうち、この移転同意表明書により、.....方式に従うことを表明します。

以上、この移転同意表明書が、必要な限りにおいて活用されることのできるという了解の下に、これを作成します。

世帯主の写真



1990年

同意者名
.....

確認者名：

ティガブラス・コト・カンパル郡郡長
.....

確認者名：

村長／村
.....

裁可者

カンパル県（第2級地方）県知事

サレー・ジャシット

[付属資料②]

カンパル県におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトの下での再定住
候補サイトして適当な居住地と農業活動についての調査

移転同意表明書

私は、下記の事柄について署名します。

名前 : 年齢 歳
職業 :
村／行政村 : 村内会 (RW) 隣組 (RT)
氏族 :

住民移転方式として決定されている3方式、即ち、

- ① 補償金のみを受け取る方式
- ② 補償金+新定住地の方式
- ③ 補償金+中核農園プログラム (PIR) の方式

上記の方式のうち、この移転同意表明書により、.....方式に従うことを表明します。

以上、この移転同意表明書が、必要な限りにおいて活用されることのできるという了解の下に、これを作成します。

1990年.....

同意者名

.....

確認者名 :

ティガブラス・コト・カンパル郡郡長

確認者名 :

村長／村

.....

.....

裁可者

カンパル県 (第2級地方) 県知事
サレー・ジャシット

[付属資料③]

住民財産目録

(担当官による記入/聞き取り)

所有者名 :
生年月日/年齢 : /
職業 :
村/行政村 : 村内会 (RW) 隣組 (RT)
氏族 :

コトパンジャン水力発電プロジェクトの下での財産目録の作成のために、以下のような形で所有される財産が実際に存在することを、ここに宣明します。

農園 : 種類..... 面積..... h a
土地 : 面積..... m²
家屋 : レンガ製/半分が石材製/木製..... m²
水田 : 灌漑水田/天水田..... 総面積 (15 × 15 m²)
畑地 : 面積..... m²

それぞれの農地から得られると見積もられる1年間の収入は、以下の通りです。

農園 : ルピア/収穫
水田 : ルピア/収穫
畑地 : ルピア
1年間の推定収入額の総計..... ルピア

1年間の支出の推定額は、以下の通りです。

食費 : ルピア/月
教育費 : ルピア/月
医療費 : ルピア/月
雑費 : ルピア/月
1年間の推定支出額の総計..... ルピア

以上、コトパンジャン水力発電プロジェクトによって活用されるであろうとの了解の下に、財産目録に関する情報を担当官に対して提供します。

1990年.....

担当官によって記載

.....
担当官名

家族調査書

リアウ州 年

県: 村:

郡: 日付:

人数	氏名	住所	隣組	家族での地位	性別	既婚/未婚	年齢	宗教	氏族	職業	学歴	居住地

屋根面積	壁面積	床面積	飲料水用井戸	便所の所有	便所のタイプ	ゴミ捨て場	照明源	平均所得額	平均生産額	庭地面積(M ²)	水田面積(Ha)	ゴム(本)	アブラヤシ(本)	ココナツ(本)	果樹(本)	養魚池面積(M ²)	クランパ

水牛(頭)	乳牛(頭)	ヤギ(頭)	アヒル/鶏(羽)	獣舎(Ha)	慢性病の有無	家族計画画実施	貧困米	就学費	奨学金	健康カード	身分証明書	その他	生活保護不資格

によって確認

によって同意

によって作成

村長

世帯主

[付属資料⑤]

移住者選択カード

STB 番号／移住類型／移住年		写真
プロジェクト・サイト／州		

I、移住者データ（世帯）

名前
住所
集落
村
郡
県
州

- 1、年齢／誕生日
- 2、既婚／未婚
結婚日
- 3、職業／専門
- 4、学歴
- 5、宗教
- 6、家族収入
- 7、居住地面積

II、移住者家族構成員のデータ

数	名前	年齢		家族関係	職業／専門	学歴	備考
		男性	女性				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

III、移住者の表明

1. 私は、強制を受けずに、自発的判断で移住いたします。
2. 私は、政府によってすでに決定された移住条件／規定に従い、かつ行動することを約束します。

移住候補者

署名	左手親指印	左手三本指印